

地 研 年 報

第10号

設立20周年記念号

2005年3月

三重短期大学地域問題総合調査研究室

地研年報 第10号(設立20周年記念号)

ご覧になりたい資料をクリックしてください

目 次

三重短期大学地域問題総合調査研究室設立 20 周年記念号刊行に寄せて

.....茂木 陽一

地研 20 年のあゆみ

1. 歴代室長からのメッセージ ()
 - 地研発足の頃 岩本 勲 ()
 - 地域研究から得たもの 雨宮 照雄 ()
 - 地研での 20 年間をふり返って 森岡 洋 ()
 - 地研での活動をふりかえって 尾崎 正利 ()
 - 地研と 20 年かかわって 東福寺一郎 ()
2. 20 年にわたる研究の変遷 ()

論 説

街頭犯罪の現況

.....楠本 孝 ()

障害を有する者にかかる就労移行支援政策の展開と課題

―三重県下の取り組みから―

.....小西 啓文 ()

「国民保護法」のねらいと地方の役割

.....成澤 孝人 ()

生命中心主義と多文化主義の非両立性に関する試論

.....南 有哲 ()

国道 260 号沿道景観形成の課題

.....岩田 俊二 ()

国民健康保険料の滞納者の状況と政策的対応

.....長友 薫輝 ()

研究ノート

産業立地と日系ブラジル人労働者の需給関係について

―三重県に大規模立地したシャープの経験を踏まえて―

.....尾崎 正利 ()

調 査

男女共同参画社会にかかわる今後の予測と希望

.....東福寺一郎 ()

翻 訳

再生可能資源と経済的持続可能性 ―異なる時間選好による動学分析―

チュアンチョン・リーおよびカール・グスタフ・ロフグレン著

.....森岡 洋 ()

資 料

新聞資料から見た東海大一揆

.....茂木 陽一 ()

CONTENTS

[Articles]

- The Actual State of Street Crimes
.....*Takashi KUSUMOTO* ()
- Die Entwicklung der Beschäftigungspolitik für behinderte Menschen in Japan
.....*Hirofumi KONISHI* ()
- The Aim of the Emergency Acts 2003-2004 and the Responsibility of the Local Community
.....*Takato NARISAWA* ()
- Can biocentrism consist with multiculturalism?
.....*Arisato MINAMI* ()
- Subjects of roadside landscape formation along the national route No.260
.....*Shunji IWATA* ()
- The state and political coping for people who doesn't pay national health insurance fee
.....*Masateru NAGATOMO* ()

[Note]

- An Industrial Location and Labour Supply-Demand Relations for Japanese=Brazilian Migrants Workers
- Its Experiences of "Sharp" Location at Kameyama City, Mie Prefecture -
.....*Masatoshi OZAKI* ()

[Research]

- The Forecast and Wish for Gender Equality Society
.....*Ichiro TOFUKUJI* ()

[Translation]

- Chuan-Zhong Li and Karl-Gustaf Lofgren, Renewable Resources and Sustainability : A Dynamic Analysis with Heterogeneous Time Preferences, Journal of Environmental Economics and Management, Vol.40, 2000, pp.236-250
.....*Hiroshi MORIOKA* ()

[Material]

- Tokai-Daiikki reported in the newspapers
.....*Youichi MOGI* ()

三重短期大学地域問題総合調査研究室設立 20 周年記念号 刊行に寄せて

地域問題総合調査研究室長 茂 木 陽 一

1984 年、三重短期大学に地域問題総合調査研究室が誕生しました。その時の設立趣旨には「最近、『地域社会と住民に開かれた大学』を要望する声は強く、県内の公立短期大学として、本学はこの要望に積極的に応えていくべき重い責務を負っている」と述べられています。

三重短期大学が有する高等教育機関としての本来の機能に加えて、生涯教育機会の提供、公開講座などの社会教育の場の提供、さらに地域社会・住民から提起される研究課題に応える研究機関の機能が要請されていた時、まさにその地域社会・住民から提起される研究課題に応えるための系統的・総合的・学際的な科学的調査研究の専門機関として設立されたのが、地域問題総合調査研究室でした。

その後の法経科第二部のカリキュラム改訂や科目等履修生制度の創設により生涯教育機会の提供がすすめられ、短大教員をコーディネーターとして学外の専門家を講師に組織し、市民・学生を受講者とするユニークな公開講座もスタートしました。これらの取り組みによって、三重短期大学は地域に根ざした高等教育機関としての役割を積極的に果たしてきたのですが、地研はそういった取り組みの中心として活動を続けてきました。

施設も資料も資金も何もない状態から、次第に研究機関としての体裁が整えられ、多くの情報や研究成果を蓄積して 20 周年を迎える事が出来たのは、これまで短大教員の本務に加えて地研の研究員を兼務し、研究活動や研究室運営に力を尽くしてこられた諸先輩のおかげであると共に、地研を立ち上げた我々の理念が地域社会に広く受け入れられてきた事の何よりの証だと思えます。設立当初に比べれば、県内の地域研究機関は量質共に遙かに拡充してきましたし、「地域と住民に開かれた大学」の理念は、いまや私立大学・独立行政法人を問わず県内すべての大学・短大の理念となっています。そういう点では私たちの先見性が証されているのです。

1993 年、地研の基本機能 6 項目が確認されましたが、これまでの 10 年間は、そのうち「地域問題に関する情報発信機能」の拡充・整備に取り組んできた時期だったと思います。設立当初から刊行され 90 号になろうとする「地研通信」に加えて、93 年以来 30 回にわたって開催されてきた研究交流集会、94 年度から刊行され、今回の 20 周年記念誌で 10 号目となる『地研年報』、これらの媒体や場を通じて地域社会・市民への研究成果の発進・提供は著しく進みました。

その上で、今最も求められているのが、地域問題総合調査研究室の研究所への改組とそれに相応しい施設・予算規模の拡充です。地研の基本機能として掲げられた「地域問題に関する情報・資料収集機能」は現在の狭隘な施設のために資料の収蔵が不可能なところまで来ており、

物理的に大きな困難に直面しています。「地域への教育・相談機能」は最も立ち遅れている部分ですが、地域への相談機能を拡充しようにも来室する方と応接する為のスペースもありません。この間運営に必用な財政措置の増額がないことも深刻な問題です。自前の財源を確保しようとしてかつてのように委託研究のような形を取れば、クライアントの意向に沿った報告書を作成する為に、アカデミーが地域研究を行う重要なメリットである行政の施策や地域の政治・経済に対する批判的視座が欠落しがちになります。

これまで地研として積み重ねてきた実績は、県内のどの地域研究機関にも劣らないものであるという自負が我々にはありますが、それに見合った扱いを設置者から受けていないのではないかという焦燥感もあるのです。今後も新事業としての「地研叢書」の刊行などにも取り組んでいながら、設立 20 周年を期としての研究所昇格と研究の基盤整備を関係各方面に働きかけていきたいと思っています。

地研 20 年のあゆみ

1. 歴代室長からのメッセージ

下表に示すとおり、初代岩本勲室長以降、12 代 11 名が地研室長を務めてきた。規約上、室長の任期は 2 年であるが、人事異動などにより 1 年で交代したケースも多い。また、柴橋氏、尾崎氏そして現室長である茂木氏の 3 名は再任されている。

歴代室長一覧

年度 (西暦)	年度 (元号)	室長
1984	昭和 59 年	岩本 勲
1985	昭和 60 年	山田 全紀
1986	昭和 61 年	岡本 祐次
1987	昭和 62 年	雨宮 照雄
1988	昭和 63 年	岩瀬 充自 [※]
1989	昭和 64 年/平成元年	岩瀬 充自・柴橋 正昭
1990	平成 2 年	柴橋 正昭
1991	平成 3 年	柴橋 正昭
1992	平成 4 年	柴橋 正昭
1993	平成 5 年	疋田 敬志
1994	平成 6 年	疋田 敬志
1995	平成 7 年	茂木 陽一
1996	平成 8 年	茂木 陽一
1997	平成 9 年	森岡 洋
1998	平成 10 年	森岡 洋
1999	平成 11 年	尾崎 正利
2000	平成 12 年	尾崎 正利
2001	平成 13 年	尾崎 正利
2002	平成 14 年	尾崎 正利
2003	平成 15 年	東福寺 一郎
2004	平成 16 年	茂木 陽一

※岩瀬充自氏は 2002 年にご逝去

今回「20 年のあゆみ」をまとめるにあたり、元室長に本誌への寄稿をお願いしたところ、以下の方々より玉稿を頂戴することができた。室長就任順に以下に掲載させていただく。

地研発足の頃

岩本 勲

三重短期大学地域問題総合調査研究室発足 20 周年を迎え、短大の皆さんがよくここまで育ててこられたな、と思うと感慨に耐えません。地研発足の頃は、ないない尽くしで、研究資料も専任研究員も手当ても何も無い、予算もぼんのわずか、ただあったのは、まだ 30 歳代の生きのいい先生方（筆者だけが 40 歳を少し越えた程度）の研究心の横溢と行動力、それに加えて若奥様方の不平不満でありました。とにかく委託研究の報告書の仕上げの段階になると、3 日 3 晩徹夜、という状況も珍しくなかったほどです。

短大にしては珍しい地域研究機関をこの時期になぜ立ち上げたのか、それは、次のような見通しからでした。現在は短大も含めて大学全体の危機の時代ですが、当時でも、短大は絶えずそのあり方を問われつづけていたのです。問題解決の一案は、4 年制大学への昇格案でした。しかし、これにはなかなか現実的な展望は見出せませんでした。そこで、この問題の進展如何にかかわらず、短大の存続と発展の道は何かと考えたときに、研究成果を地域社会に還元することによって、地域と密着した短大のあり方というテーマが生まれたのです。当時は、三重県には社会科学系の大学は、三重大学の人文学部と三重短大法経科しかなく、三重短は地方自治体からのさまざまな相談や講師派遣を幅広く引き受けていました。いわゆるシンクタンクも「三重社会経済研究センター」と「百五経済研究所」しかありませんでした。地域研究機関の設立について、当時の岡本祐次学長がこのことの重要性をよく理解され、津市の牧隆壽助役に強く働きかけていただきました。「地研通信」の題字が岡本先生の筆になるのは、このような事情からです。余談になりますが、牧助役は偶然、雨宮照雄先生と同郷であり、そのよしみで、三重短とも親しく付き合いをさせていただいていたことも大いにプラスしたかも知れません。できあがった研究室の名称は、やたらと欲張ったものになりましたが、それは、研究室発足当時、これを独立の研究所に発展させたい、という願望がそこに込められていたからに他ありません。

研究室発足当初、二つの研究テーマに取り組みました。①都市問題協議会の依頼による「松阪市による地域振興政策」、②津機械器具協同組合の依頼による「津機械器具工業協同組合の活路開拓ビジョン調査事業」。①は、三全総による松阪市山室中核工業団地開発の点検と発展の可能性の調査、および同時に同市駅前商店街開発の実例調査でした。②は、当時、異業種交流による地域産業の発展政策が通産省の方針で、それに従い津機械器具協同組合でもその方向で発展をもとめ、地研に研究協力を求めてきたものです。いずれの分野でも、初めての研究分野で、地研員一同、必死の思いで頑張りました。その後、各方面からの研究依頼が続いたひとつの要因としては、この出だしの馬力がものを言ったのではないかと密かに自負しています。

ただし、私たちは単なる実証研究ではゆきづまることを理解し、地方自治体の開発行政を理論的に位置づける必要から、「計画行政」にテーマを絞り、理論研究にも手をつけました。この

テーマで文部省の科研費にも採択されるという、幸運にも恵まれました。科研費による図書購入費の増額はまさに干天に慈雨のありがたさがありました。

以上のように書きますと、法経学科が地研を基本軸にして展開していたような錯覚を与えかねませんが、決してそうではありません。本来の教育はもとより、その他の研究活動でも年 4 回の「三重法経」と月刊「三重セミナー」を発行し続け、広く研究成果を公表してきました。

今にして思えば、あのようながむしらかなエネルギーはどこから出てきたのだろうか、ふと思うことがあります。筆者が現在勤務している私学では、通常の研究・教育以外の仕事、たとえば増コマ手当、2 部手当、入試問作手当、役職手当など、すべてが手当の対象となります。当然のことといえば当然でしょう。しかし、当時、三重短では手当の可能性などはある筈もなかったのですが、やらなければならないことはヤルという気迫が若い先生方の間に漲っていたことは確かです。今日の諸大学の危機を思うにつけ、あれやこれやの改革案もさることながら、本当の大学再生の力はこのような教員の気迫にこそある、と今改めて思い起こす日々を過ごしています。草創の苦勞とその喜び、誇りを分かち合った旧同僚たちにエールを送ると同時に、三重短と地研の発展を心よりお祈りいたします。

地域研究から得たもの

雨宮 照雄

地研が発足してから 20 年を迎えるが、これまでの活動を振り返ってみて一番思い出に残っているのは、何と言っても初期の頃の委託研究である。

昭和 59 年、公開講座と並んで「地域に開かれた三重短大」を担う重要な柱として位置づけられて地研は創設されたが、設立当初念頭に置かれていたは自主研究中心の研究機関であった。しかし、その当時、地域問題に対する調査研究機関は、県の社会経済研究センター、民間金融機関の調査部門及び民間コンサルタントなどを数えるのみであったから、本学地研に対する地域の期待は大きく、「松阪市における地域振興政策」（三重県都市問題協議会委託）、「活路開拓ビジョン調査事業」（津市機械器具工業協同組合委託）、「同和地区生活実態調査」（三重県、鈴鹿市、名張市、桑名市の各委託）、「鳥羽駅前再開発構想調査」、「答志島開発構想調査」（いずれも鳥羽市委託）、「三重県における生涯教育の現状と課題」（三重県委託）など、相次いで委託調査の依頼があった。

このような地域からの期待は予想外のことであったが、当時の研究員はそれに対して新人作家よろしくすべて引き受ける覚悟で取り組んだものである。私もいくつかの委託研究に携わっ

た。納期が限られた中での現地調査や報告書作成は膨大な時間と労力を要する作業であり、今思い返すとどこにそんなエネルギーがあったのかと思わざるを得ないが、良き思い出でもある。

三重短大に赴任する前の私は、価値論や産業循環論など専ら理論経済学の分野で研究をしてきたわけだが、このような委託研究によって急に地域振興、まちづくり、観光振興などこれまで無縁だった研究分野に引き出されることとなった。これまでそのような調査の経験がない素人だからなおさら調査研究の王道に従うほかはない。関連する専門書をはじめ各種の白書や統計書を読み、地域統計を分析し、現地調査やアンケート調査によって現状を把握し、行政や地域の各種団体や市民グループと討議を繰り返した。関わったいずれの報告書においても、ありきたりではなく自分たちの判断を付け加えることに心がけた。その意味で、民間コンサルタントの作成する報告書とはひと味違ったものになったと自負している。またこのような地研における委託研究が機縁となって、その後、尾鷲市の市民団体「黒潮会議」の助言者として、ほぼ1年半にわたって共同でまちづくりの調査研究を行い、報告書をまとめるという機会を得ることにもつながった。

地研設立とそれへの参加がなければ、私は今も地域問題とは無縁の研究生生活を送っていたかもしれない。委託研究への参加は研究者としての内在的な欲求に基づくものではなかったかもしれないが、それを通じて地域問題に対する関心が高まり、自分の研究領域を広げることにつながったことは、私にとってプラスであったと思っている。特に、このような地域の関わりを通じて、その地域を愛し、発展を真剣に願っている素晴らしい人々と知り合うことができたのがもっとも大きな財産だと思う。地研での活動を通じて、今では地方行財政や地域経済分析は私の研究テーマの一つとなっている。

本学は地研を通じて地域に組織的に関わるのが可能となり、その意味で地域との結びつきを飛躍的に深めることができたと思う。人員・予算・設備いずれの点においてもゼロからの出発であった地研は、これまでの研究員の努力により、三重県における地域研究拠点の一つとして広く認められる存在にまで成長した。今後は、地域情報の集積とともに研究活動を活発化することにより、いっそう研究機関としての実績を挙げるよう念じている。

地研での 20 年間をふり返って

森岡 洋

私は三重短期大学での担当科目は経済政策と計量経済学であり、経済関係において地研の研究者と協力しながら 20 年間地域問題の研究活動に携わる機会を持つことができた。その中で思いで深いものを取りあげ、私の地研での研究活動と地研全体としての研究活動の動向をふり返ってみる。

最初の研究は 1984 年度の津機械器具工業協同組合の活路開拓事業である。この時期中小企業の振興策として異業種交流ということがさかんに言われていた。津市内の中小企業についても、異なる技術を持つ加盟組合の企業の交流や結合により、新製品の開発はできないものであろうかという事業である。加盟企業の方々と石川県や埼玉県に調査にいき、その可能性についての報告書を書かせていただいた。

その後 1986 年度に鳥羽市からの委託により、駅前再開発を考える問題に参加する機会を持った。鳥羽市の観光振興と結びつけて、鳥羽駅前の再開発について提言しようとするものであった。この鳥羽市による委託研究を行ったころは、私を含め地研の研究者が調査・提言を行うには経験不足という問題があったにもかかわらず、地域問題に最も積極的に取り組んだ時期であった。この報告書の作成を通じて、私は観光都市が抱える都市問題を観光面からだけでなく、経済面からも研究することができた。

その後、地研では研究員数の制約のために、学内での学生の教育活動と大学院以来継続している学術的な研究活動への配慮も必要になった。このことから地元市町村からの委託研究を少なくし、研究員各自が継続してきた学術的研究と結びつけて、地域問題を研究しようということになった。その研究成果を地研年報で報告することになり、1996 年から地研年報が発行され今日に至っている。私も産業連関表を使い、三重県の産業特性を分析し、地研年報に論文を掲載していただいた。この産業連関表による三重県の経済分析はここ数年中断しているが、今後継続する予定にしている。

地研が設立されて以来 20 年になり、この間地研は三重県および津市など地域との結びつきを深め、地域に貢献するという役割を果たしてきた。だが、地域経済は長期的な不況と経済の国際化の影響を受け、きわめて苦しい立場に置かれたままである。このような状況にある地域経済に不況からの脱却の政策提言ができるよう、他の研究員とともに研究に励みたい。

地研での活動をふりかえって

尾崎 正利

私は地研を通じて、複数の分野、例えば移住労働者の雇用・就労経路に関わる問題、地方労働市場における関係者の協働と役割の明確化、と云った課題を中心に、主として県内の状況を正確に把握する目的で、調査研究を続けてきた。その際に、関係機関の皆様、とりわけ三重労働局、三重県労働関係部局に多大の支援を頂き、何とか成果を公表し、幾ばくかは地域社会や関係機関に還元できたのではないかと考えている。

しかしこうした個人的な、研究のためのネットワークの形成が困難であるのは、今青森県で研究を続行している身にとって、痛感させられる。コミュニケーションは相手次第であり、風土論をそのまま信じているわけではないが、地域によって人の気性と云うものは大いに異なるのではないかと、特に青森では他県からきた研究者と地域社会との間に大きな壁が存在するよう感じられ、個人的な付き合いもなかなか深まっていけないもどかしさがある。その点三重では、地域社会と積極的に交流を始めたのが赴任以来 10 年ほど経過していたこともあり、もちろんハードルはあったが、跳ね返されるという経験をしたことがなかった。むしろ地研最後の 5 年間は、地方労働政策の一部により深く関わるようになっていたようだ。このことは、形成された個人的ネットワークを基にした、より大きな信頼関係が醸成されていたのではないかと今考えている。

こうした個人的な関係形成に加えて、所属する機関そのものの地域社会における安定した評価、信頼関係の存在が不可欠と思われる。個人的なネットワークはこのような期間の評価、信頼の上に初めて形成可能となるのであろう。その意味で、2 種類の定期刊行物の公刊は大きな役割を果たすものであり、研究成果の地域社会への還元だけでなく、地研そのものの発展にとって不可欠な手段でもある。

以上の反省に立って、地研の将来を考えてみれば、今考えられるのは次のものである。過去に地研室長の職を拝した者として、歴代室長が積み上げてこられた事業を後任者に引き渡したに過ぎないが、個人研究を中心に据えながらも地域社会との連携を維持する策として、研究員の数が必要でも充分でなかった中で公開講座の開催数の増加をあえて図ったが、このことが公刊誌の内容を充実させ、研究者の個人的ネットワーク形成を支援するという機関の役割を強化することができたのではないかと、思っている。新たに赴任された研究者にとっては、地研の持つ地域社会とのつながりを、個人のネットワーク形成にうまく使えるようにするための、何らかの支援が必要ではないかと思われる。

最後に、来る 10 年間に向けて、地研のますますのご発展を祈念しつつ、研究成果が地域社会の中で有効に還元され、三重県地域の大いなる発展を支える重要な機関としてご活躍されんことを期待しております。

地研と 20 年かかわって

東福寺 一郎

私が地研とかかわるようになったのは昭和 59 年からである。すなわち研究室創立以来 20 年間、ずっと研究員として所属していたことになる。創立時の研究員は、私を含めてまだ 4 名が在職しているが、一度も途切れていないのは私だけだと思う。

すでに故人となられた岩瀬充自先生より「今度設立される地域問題総合調査研究室でショウガイキョウイクの研究プロジェクトチームを立ち上げたいのだけれど、参加してもらえないか」という打診がある時突然になされ、これが私と地研との縁の発端となった。私の専門は教育心理学であるが、記憶を中心とした基礎的研究が主であるために、その瞬間、「生涯教育」という言葉が頭に浮かばず、「障害（児）教育」を真っ先に思い浮かべた。「障害」がテーマでは、私がこれまで行ってきた研究とは遠いなと思いながら、さらに話を聞くと、どうも「障害」ではないらしいことに気づいた。このとき初めて「生涯教育」というものを認識したのである。

創立当初は、基礎的資料の収集に終始した。年度替わりのとき、県庁では多くの古い資料が廃棄される。その中で使えそうな資料を貰いに行ったものである。こうして、元々それほど広くない研究室に、少しずつ諸白書、統計資料、調査報告書などが揃っていった。

山田全紀先生、岩瀬充自先生が中心となって作られた生涯教育研究チームであったが、山田先生が他大学へ転出され、岩瀬先生もやがて同和問題研究に力点を移されていったために、押し出されるような形で、私がチームの責任者的立場におかれるようになった。もっとも、山田先生の後任として赴任された教育原理担当の水谷勇先生も生涯教育のテーマに理解を示してくださったため、実際には三重短大の教職担当教員 2 名が同時に生涯教育研究の担い手として、長年にわたる共同研究を進めることになるのである。

その共同研究を推進する強力なロケットの役割を果たしたのが、三重県から受けた委託研究「三重県における生涯教育の現状と課題」である。このときは、2 名の特別研究員を加えた 6 名の研究員が、1 年という限られた期間の中で、三重県内の調査研究はもとより、他県先進地へのヒアリング調査、全都道府県教育委員会を対象に行ったアンケート調査を含め、自画自賛ではあるが、きわめて精力的に研究活動を行った。

県からの委託研究としては「地域文化振興」にかかわるものも手がけた。こちらも 1 年間に、三重県内外の地域文化振興にかかわる施策や特色ある取り組みについて 4 名のチームによる調査研究を行っている。

やがて、地研自体の方針が委託研究から自主研究へと方向転換する中で、我々も三重県各地における生涯学習（この頃にはすでに生涯学習という言葉が定着していた）の推進状況を明らかにすることを目的とした研究を開始した。この研究は、毎年対象地域を変えて行ったため、都合 6 年を要し、最終的に全体をとりまとめたのが 2000 年である。

長い年月の中で、私と水谷先生の中でも研究テーマに変化が生じ始めていた。そのため、この集約をもって、長年にわたる共同研究を打ち切り、個別研究の道を歩み出した。私が手がけたのは、日本女性会議 2000 津の準備委員・実行委員を務めたことを契機に開始した「ジェンダー研究」である。津市民の意識調査や、県内各市町村における男女共同参画行政の現状調査を中心に、現在も作業を進めているところである。これら成果については、平成 9 年からスタートした法経科行政コースの演習等で学生にも還元している。

このように一研究員としての活動を地道に続けてきたのだが、昨年度 4 月から室長に任命された。研究員としての実績はあるものの、室長は初めての務めであり、傍から見ているのとは異なり、戸惑うことばかりであった。また、途中で 9 年間も地研を支えてくれていた助手の松本さんが体調を崩したために退職され、年度後半は数ヶ月にわたり、地研の事務機能がほぼ停止状態となってしまった。何とか後任として杉山さんを得ることができたものの、年度末まで混乱は続き、結局、その後始末を現室長の茂木先生にお願いすることになったことを誠に申し訳なく思っている。

今年度当初より学生部長職に就いたために再び一研究員に戻ったが、私の研究生生活の中で地研が占めるウェイトはきわめて大きく、これからも三重短大に在任する限り、地研とのかかわりを続けていきたい。

2. 20 年にわたる研究の変遷

(1) 創立期（1984 年～1989 年）

地域問題総合調査研究室、すなわち地研の設立趣旨は次の通りである。

三重県は、豊かで美しい自然に恵まれた県南、伝統と文化を担う県都津市を中心とする県央、中部工業地帯の一翼となっている県北、といった多様な要素からなっている。本県に山積する地域・都市の諸問題は、こうした地域特性とそれらの諸連関をふまえて検討されねばならない。その検討をより本格的な調査研究とするためには、単に、個人々の努力にとどまるのではなく、系統的・総合的・学際的な科学的調査研究とそのための専門機関が必要となる。

このような専門機関を設立するについては、現在、県内で本学は最も好ましい条件を備えている機関の一つである。全国公立短期大学の中で質量ともに優れた成果を持つ「三重法経学会」の 30 有余年にわたる活動をはじめ、家政科における諸実績などから見ても、このことは明らかであろう。

とくに最近、「地域社会と住民に開かれた大学」を要望する声は強く、県内の公立短期大学として、本学はこの要望に積極的に応えていくべき重い責務を負っている。津市はもとより広く県内に有能な人材を送り出す高等教育機関として、生涯教育の機会を提供する場として、地域社会及び住民から提起される研究課題に応える研究機関として、また、公開講座をはじめ、積極的に地域住民に社会教育の場を提供する機関として、本学は研究・教育・情報資料収集の全面にわたって、より一層充実される必要がある。

ここに本学は「三重短期大学地域問題総合調査研究室」を設立し、地域・都市にかかわる行政・政治・経済・社会・教育・文化・自然の各領域にわたる諸問題の調査研究を行う。もって、地域社会の生活と文化の向上に寄与し、あわせて本学の教学の一層の発展をめざすものである。

（地研通信創刊号より）

このように、地域に開かれた公立短大としての使命を果たすべく、当研究室は産声をあげたのである。当時、県内の大学・短大で地域問題に関する研究所を持つところはなく、「不偏不党を旨として、いかなる政党政派を問わずあらゆる人々の利用の便を図る」（岩本勲初代室長、地研通信創刊号）シンクタンクとして、きわめてユニークな存在であった。

しかし、専任研究員や専任職員を持たず、予算的にも決して豊かとは言えない状況での出発であり、誇るべきものは若手研究者たちの熱意とエネルギー、そして研究能力であった。資料収集のために、年度替わりの時期に三重県庁へ赴き、廃棄資料を譲り受けてきたことは今では懐かしい思い出である。

「創立期」と名づけた 6 年間は、精力的に委託研究を引き受けた時期である。別表に示すとおり、自主的研究とともに、毎年三重県や県内自治体から委託を受けていった。この時期の特色は、地研の存在を地域にアピールするために、地域に根ざす主要な課題についてプロジェクトチームを組んで研究を進めたことである。こうした共同研究や委託研究の成果をまとめる作業を通じて、地域研究のノウハウが蓄積され、研究員各自の能力も確実に磨かれていった。

また、地研創設とともに「地研通信」（年 4 回）が刊行され、事業活動や簡単な研究報告の場として活用されつつ現在に至っている。

創立期における研究一覧

年度	研究員	プロジェクト名	研究テーマ
1984 年 昭和 59 年	◎岩本勲・雨宮照雄・疋田敬志・柴橋正昭	A プロジェクト	①『三重県下における、市町村行政に対する県の関与と議会、住民の民主的統制』の第一次作業計画としての『津市行財政分析』 ②松阪市における地域振興政策 —中核工業団地と商店街近代化を中心として— (三重県都市問題協議会委託)
	◎森岡洋・岩本勲・雨宮照雄・柴橋正昭		三重県津機械器具工業協同組合の活路開拓ビジョン調査事業—異業種連携による新製品開発事業— (津機械器具工業協同組合委託)
	◎山田全紀・東福寺一郎・岩瀬充自・佐武千恵子・瀬島順一郎(※)	B プロジェクト	三重県における生涯教育の現状と今後の課題
1985 年 昭和 60 年	◎雨宮照雄・疋田敬志・森岡洋・柴橋正昭・平野孝	A プロジェクト	津市行財政分析
	◎雨宮照雄・疋田敬志・森岡洋・柴橋正昭・平野孝・松原小夜子(※)		鳥羽駅前再開発構想調査(鳥羽市委託)
	◎山田全紀・岩瀬充自・東福寺一郎・佐武千恵子・藤田修三・瀬島順一郎(※)	B プロジェクト	生涯教育・同和問題研究
	◎岩瀬充自・山田全紀・東福寺一郎・佐武千恵子・藤田修三・瀬島順一郎(※)		同和地区生活実態調査(三重県委託)
	◎川田光子・紀中多恵子・村田温子・西村政子・草深みな子	C プロジェクト	津市民の生活意識調査

◎は代表者、※印は特別研究員。以下同様。

1 年目は法経科の教員を中心に 2 つのプロジェクトチームを組み、A プロジェクトは「行財政分析」、B プロジェクトは「生涯教育」をテーマにスタートした。一方で、A プロジェクトでは 2 つの委託研究を抱えている。B プロジェクトも 2 年目の後半から同和地区生活実態調査について、三重県から委託があり、これが契機となって同和问题研究がスタートする。また、2 年目には家政科教員による C プロジェクトができたことも特記される。

創立期における研究一覧（つづき）

1986 年 昭和 61 年	◎雨宮照雄・足田敬志・森岡洋・柴橋正昭・平野孝・松原小夜子(※)	Aプロジェクト	津市行財政分析
	◎東福寺一郎・岩瀬充自・佐武千恵子・藤田修三・水谷勇・江阪正己(※)・生田周二(※)	Bプロジェクト	三重県における生涯教育の現状と今後の課題 (三重県地域振興部委託)
	◎岩瀬充自・東福寺一郎・佐武千恵子・藤田修三・水谷勇・長谷川健二(※)		同和地区生活実態調査 (三重県・桑名市・鈴鹿市・名張市・四日市市・松阪市委託)
	◎川田光子・紀中多恵子・村田温子・西村政子・草深みな子	Cプロジェクト	津市民の生活意識調査
1987 年 昭和 62 年	◎雨宮照雄・足田敬志・平野孝・柴橋正昭	Aプロジェクト	①行財政分析 ②答志島開発構想調査(鳥羽市委託)
	◎岩瀬充自・東福寺一郎・佐武千恵子・水谷勇・茂木陽一	Bプロジェクト	三重県における生涯教育の現状と課題 ー特に高等教育機関の役割を中心にしてー
	◎刀根騏一郎・川田光子・紀中多恵子・村田温子・藤田修三・岩瀬充自	Cプロジェクト	地方自治体における高等教育政策のあり方 ー21 世紀の短期大学ビジョンー
	森岡 洋	三重県の地場産業(特に繊維産業)	

1986 年には三重県地域振興部から「三重県における生涯教育の現状と今後の課題」というテーマで委託研究を受けた。地域振興部からは、1988 年にも「地域資源を生かしたまちづくり・むらおこし」というテーマでも委託を受けている。また、1989 年には文化庁より「文化振興の事例研究」と題する委託を受けた。一方、県内自治体からの委託も相次ぎ、同和地区生活実態調査や生涯教育振興計画策定などを実施したのがこの時期であった。

一方で、1987 年に森岡研究員が三重県の地場産業にかかわる個別研究を手かけ、翌 1988 年には A プロジェクトが共同研究の形をとりつつも、実態的には個別研究に移行していった。

創立期における研究一覧（つづき）

1988 年 昭和 63 年	柴橋 正昭	Aプロジェクト(個別 別研究中心)	非営利団体の財務報告の目的
	平野 孝		三重県の戦後の政治構造の研究
	正田 敬志		①三重県行財政分析再論 ②都市再開発における地価問題と土地利用規制
	雨宮 照雄		三重県における行政投資の展開
	◎岩瀬充自・東福寺一郎・茂木陽一・長谷川健二(※)	Bプロジェクト	同和問題研究
	◎水谷勇・東福寺一郎・佐武千恵子	Cプロジェクト	三重県における生涯教育の現状と課題
	◎刀根騏一郎・川田光子・紀中多恵子・村田温子・岩瀬充自・藤田修三	Dプロジェクト	地方自治体における高等教育政策のあり方 ー21世紀の短期大学ビジョンー
	◎岩瀬充自・雨宮照雄・正田敬志・柴橋正昭・平野孝	委託研究プロジェクト	地域資源を生かしたまちづくり・むらおこし ー三重県における事例研究ー(三重県地域振興部委託)
	東福寺 一郎	津市の環境心理学的分析	
1989 年 昭和 64 年 /平成元年	柴橋 正昭	Aプロジェクト(個別 別研究中心)	非営利団体の財務報告の目的
	平野 孝		三重県の戦後の政治構造の研究
	正田 敬志		①三重県行財政分析再論 ②都市再開発における地価問題と土地利用規制
	雨宮 照雄(奨励研究員)		三重県における行政投資の展開
	◎茂木陽一・岩瀬充自・東福寺一郎・長谷川健二(※)	Bプロジェクト	同和問題研究
	◎水谷勇・東福寺一郎・佐武千恵子	Cプロジェクト	三重県における生涯教育の現状と課題(活気あふれる生涯学習のまち“白山”をめざして)(白山町委託)
	◎刀根騏一郎・紀中多恵子・川田光子・村田温子・藤田修三・岩瀬充自	Dプロジェクト	地方自治体における高等教育政策のあり方 ー21世紀の短期大学ビジョンー
	◎東福寺一郎・柴橋正昭・水谷勇・竹添敦子	Eプロジェクト	地域文化振興に関する事例研究 (三重県文化庁文化振興課委託)
	◎谷口水穂・村田温子・西村政子	Fプロジェクト	ヘルシー三重調査事業ー健康づくり施設のあり方ー (三重県保健環境部文化振興課委託)
	茂木 陽一	三重県における部落関係資料の調査・研究	
	東福寺 一郎	津市の環境心理学的分析	

(2) 転換期 (1990 年～1994 年)

転換期における研究一覧

1990 年 平成 2 年	柴橋 正昭	Aプロジェクト	非営利団体の財務報告の目的
	平野 孝		三重県の戦後の政治構造の研究
	正田 敬志		①三重県行財政分析再論 ②都市再開発における地価問題と土地利用規制
	雨宮 照雄		予算編成課程の実証的研究 ー三重県下市町村を中心にー
	◎茂木陽一・岩瀬充自・長谷川健二(※)	Bプロジェクト	同和問題研究
	◎水谷勇・東福寺一郎・佐武千恵子	Cプロジェクト	三重県における生涯教育の現状と課題
	◎刀根駿一郎・紀中多恵子・川田光子・村田温子・藤田修三・岩瀬充自	D プロジェクト	地方自治体における高等教育政策のあり方 ー21 世紀の短期大学ビジョンー
	茂木 陽一	三重県における部落関係資料の調査・研究	
	東福寺 一郎	津市の環境心理学的分析	
	尾崎 正利	三重県における外国人労働者の就労実態に関する調査	
	水谷 規男	三重県における少年非行対策の実態調査	
	竹添 敦子	三重県における文学活動について	
	森岡 洋 (奨励研究員)	三重県における地場産業	
1991 年 平成 3 年	柴橋 正昭	Aプロジェクト	①三重県および県下市町村における計画行政の進展 (調査) ②三重県における地域構造の変遷 (続)
	雨宮 照雄		非営利団体の財務報告の目的
	◎東福寺一郎・水谷勇・佐武千恵子	Bプロジェクト	三重県における生涯教育の現状と課題
	◎水谷規男・藤田修三・杉山雄規・紀中多恵子・山野善郎・小松浩	Cプロジェクト	地域に開かれた大学作りの総合的調査・研究
	水谷規男	三重県における少年非行対策の実態調査	
	尾崎 正利	三重県における外国人労働者の就労実態に関する調査	
	森岡 洋	三重県のタオル産業	
	竹添 敦子	三重県における文学活動について	

委託研究中心の研究から脱却し、自主研究のウェイトが増すとともに、地研本来の研究活動をめざすようになった5年を転換期と呼ぶことができる。この間、個人でテーマを設定する個別研究が増加し、1989年には6つのプロジェクトチームが存在していたものが、1993年には「生涯学習プロジェクト」と「同和問題研究プロジェクト」の2つに減少した。同年には、Aプロジェクトとして地研の中心的な地位にあった共同研究

転換期における研究一覧（つづき）

1992 年 平成 4 年	◎正田敬志	Aプロジェクト	①三重県行財政分析再論 ②都市再開発における地価問題と土地利用規制
	柴橋正昭		非営利団体の財務報告の目的
	雨宮照雄		①三重県および県下市町村における計画行政の進展 (調査) ②三重県における地域構造の変遷(続)
	◎東福寺一郎・水谷勇・佐武千恵子	Bプロジェクト	三重県における生涯教育の現状と課題
	◎茂木陽一・藤田修三	Cプロジェクト	「三重県同和問題資料文献目録」の作成 およびそのための三重県下の同和問題関係資料の収集と整理
	◎水谷規男・茂木陽一・杉山雄規・前田俊文	Dプロジェクト	地域に開かれた大学づくりの総合的調査・研究
	尾崎 正利	三重県における外国人労働者の就労実態に関する調査(継続)	
	森岡 洋	三重県のタオル産業	
	正田 敬志(奨励研究員)	21世紀の三重	
1993 年 平成 5 年	◎東福寺一郎・水谷勇・佐武千恵子	生涯学習プロジェクト	東紀州地域における生涯学習の現状と課題
	◎茂木陽一・藤田修三	同和問題研究プロジェクト	「三重県同和問題資料文献目録」の作成とデータベース化
	雨宮 照雄	三重県行財政分析	
	柴橋 正昭	非営利団体の財務報告の目的	
	正田 敬志	①水・土地利用をめぐる環境問題の総合的調査研究 ②宅地開発で変わる津市の地域社会(II)	
	岩瀬 充自	三重県における同和地区高齢者の実態	
	森岡 洋	三重県の産業連関分析	
	岡本 祐次	三重県における女子労働の現状と課題	
	尾崎 正利(奨励研究員)	三重県における外国人労働者の就労実態と労働法適用問題について	

チームも、個別研究主体の実態に合わせて解散している。なお、地研が行った委託研究全般にわたる評価については、地研通信第 33 号（1993 年 12 月 1 日発行）において当時の正田室長が行っているので、参照されたい。

自主研究中心への方針転換にあたり、1989 年度から「膨大な事務を円滑に処理し、かつ地域問題に関する研究の活性化を図るために」（地域問題総合調査研究室奨励研究員に関する申し合わせ）、「奨励研究員制度」を導入した。奨励研究員には研究成果の公表義務が課せられる代りに、講義や学内委員会等の負担軽減措置が図られることになった。

ところで、地研通信第 30 号（1993 年 1 月 1 日発行）において、当時の柴橋室長は地研に求められる機能として、(1)地域に開かれた三重短期大学づくりの一翼を担う機能、(2)地域問題に関する情報・資料収集機能、(3)地域問題に関する情報発信機能、(4)地域問題に関する研究機能、(5)学生教育への還元機能、(6)地域への教育・相談機能、の 6 点を指摘している。これを受けて、地研通信第 33 号（前出）で当時の正田室長は、全体を長期的課題とし、とりわけ(3)、(6)の機能が不備であることを認めている。言い換えるならば、これらの機能の充実が、以後の地研の課題と考えることができた。

転換期における研究一覧（つづき）

1994 年 平成 6 年	◎東福寺一郎・水谷勇	生涯学習プロジェクト	上野地域における生涯学習の現状と課題
	◎茂木陽一・藤田修三	同和問題研究プロジェクト	「三重県同和問題関係資料文献目録」の作成とデータベース化
	雨宮 照雄	①三重県下市町村の財政 ②計画行政と予算制度	
	正田 敬志	①開発と環境—都市の成長管理と環境管理 ②宅地開発で変わる津市の地域社会 (Ⅲ)・住工混住地区及び公営住宅の調査研究	
	岩瀬 充白	県内同和地区の現状と課題	
	森岡 洋	三重県の産業連関分析	
	尾崎 正利	三重県における外国人の就労実態及び人手不足職種、外国人労働者の就労経路及び担当職種に関する調査	
	水谷 勇 (奨励研究員)	学校 5 日制の学校教育への影響について	

(3)安定期（1995 年～現在）

1995 年から現在に至るまでの 10 年間は安定期と呼ぶにふさわしい。すなわち、個別研究を主体とした自主研究が定着し、1995 年には研究成果を発表する場として、従来の地研通信に加えて、「地研年報」が創刊された。また、学外との交流をめざす研究交流集会が定期的に開催されるようになったのもこの頃である（別表 1、21 頁）。1998 年には研究プロジェクトチームは「生涯学習プロジェクト」のみとなっている。

安定期における研究一覧

1995 年 平成 7 年	◎東福寺一郎・水谷勇	生涯学習プロジェクト	北勢地域における生涯学習の現状と課題
	◎茂木陽一・藤田修三	同和問題研究プロジェクト	「三重県同和問題関係資料文献目録」の作成とデータベース化
	雨宮 照雄	①戦後四日市市財政の推移 ②総合計画と予算制度	
	田中 欣治	第二次大戦後 三重県内における地域開発事業の研究	
	森岡 洋	三重県の産業連関分析	
	尾崎 正利	三重県における外国人労働者の就労実態に関する調査	
	水谷 勇	学校 5 日制の学校教育への影響について	
	疋田 敬志	①開発と環境—都市の成長管理と環境管理 ②宅地開発で変わる津市の地域社会 (Ⅲ)・住工混住地区及び公営住宅の調査研究	
	岩瀬 充自 (奨励研究員)	同和地区の現状と課題	
1996 年 平成 8 年	◎水谷勇・東福寺一郎	生涯学習プロジェクト	中勢地区の生涯学習の現状について
	◎茂木陽一・藤田修三	同和問題研究プロジェクト	三重県域における近世人口資料の研究
	雨宮 照雄	戦後四日市市財政の推移	
	田中 欣治	第二次大戦後 三重県における地域開発事業の研究	
	森岡 洋	津市の観光と御殿場海岸	
	尾崎 正利	三重県における外国人労働者の就労実態及び就労経路に関する調査研究	
	水谷 勇	学校 5 日制の学校教育に対する影響について	
	疋田 敬志	①都市化と環境管理 (日本 タイの比較研究) ②津市における街づくりを考える—中心市街地空洞化及びゴミ問題と街づくり	
	岩瀬 充自	県内同和地区の実態・意識の調査研究	
	東福寺 一郎 (奨励研究員)	成人期および老年期における認知機能に関する調査研究	

安定期における研究一覧（つづき）

1997 年 平成 9 年	◎水谷勇・東福寺一郎	生涯学習プロジェクト	松阪地域における生涯学習の現状と課題
	◎茂木陽一・藤田修三	同和問題研究プロジェクト	三重県域における近世人口動態の研究
	雨宮 照雄	戦後四日市市財政の推移	
	田中 欣治	津市を中心とした「第二次大戦後における地域開発の軌跡」の研究	
	森岡 洋	三重県の産業連関分析	
	尾崎 正利	外国人労働者の就労経路及び就労実態に関する調査研究	
	水谷 勇	学校 5 日制の学校教育への影響について	
	疋田 敬志	①都市化と環境管理 ②津市における街づくりと環境を考えるー中心市街地の空洞化ー	
	岩瀬 充自	三重県における同和問題の実態的差別・心理的差別の研究	
	坪原 紳二	四日市の近現代都市形成史	
1998 年 平成 10 年	◎東福寺一郎・水谷勇	生涯学習プロジェクト	南勢地域における生涯学習の推進状況
	田中 欣治	津市を中心とした「第二次大戦後における地域開発の軌跡」の研究	
	森岡 洋	三重県の産業連関表による経済政策の効果の分析	
	尾崎 正利	外国人労働者の就労形態及び就労経路に関する調査研究	
	林 智樹	市町村における障害者福祉サービスの展開 ー障害者福祉計画の作成・実行過程を検証するー	
	岩瀬 充自	同和関係者に対する心理的差別の研究	
	疋田 敬志	①都市化と環境管理 ②津市における街づくりと環境を考えるー中心市街地の空洞化ー	
	水谷 勇	学校 5 日制の学校教育課程に対する影響について	
	茂木 陽一	三重県域における近世人口動態の研究	
	坪原 紳二（奨励研究員）	四日市の戦後都市形成史ー都市計画的側面に焦点を当ててー	

1999 年には、すべてが個別研究となり、テーマ数も 13 を数えている。内容としても、労働問題、環境、福祉、経済、教育、歴史等多岐に及んでいる。2000 年に「生涯学習プロジェクト」が、最終まとめをするために再び組まれたが、以後は徹底して、個々の研究員が各自の問題関心に即して研究を進める形がとられている。

安定期における研究一覧（つづき）

1999 年 平成 11 年	尾崎 正利	三重県における外国人労働者の就労経路及び就労実態に関する調査（継続）	
	東福寺 一郎	津市民の男女平等意識調査	
	森岡 洋	産業連関表による三重県の環境分析	
	岩瀬 充白	三重県における同和関係者に対する心理的差別の研究	
	足田 敬志	ゴミ・自然環境保全・温暖化の総合的研究	
	茂木 陽一	三重県域における近世人口動態の研究	
	岡本 祐次	三重県における中小企業の賃金実態と最低賃金	
	南 有哲	三重県における在日コリアンの歴史と現状に関する基本資料の検討	
	水谷 勇	学校 5 日制下の学校教育課程に関する調査研究	
	林 智樹	障害者福祉計画の実行過程についての考察	
	岩田 俊二	中心市街地（特に商店街）の再生に関する研究	
	冬木 春子	乳幼児をもつ母親の育児支援に関する研究	
	足田 敬志（奨励研究員）	空洞化・高齢化する地方都市都心部の研究	
2000 年 平成 12 年	◎東福寺一郎・水谷勇	生涯学習プロジェクト	三重県における生涯学習の推進状況について（まとめ）
	尾崎 正利	外国人労働者の就労形態及び就労経路に関する調査（継続）	
	東福寺 一郎	三重県下各市町村における女性行政への取り組み	
	森岡 洋	産業連関表による三重県の環境分析	
	岩瀬 充白	三重県における部落差別意識の研究	
	足田 敬志	三重県を中心とした環境保全行政の総合的研究	
	茂木 陽一	近世近代移行期の三重県域における人口動態研究	
	岡本 祐次	三重県における中小企業の賃金実態と最低賃金	
	南 有哲	三重県人の対米移民の研究—特に志摩町片田地域を中心に—	
	冬木 春子	三重県における子育て支援研究—ファミリーサポートセンターを中心に—	
	岩田 俊二（奨励研究員）	津市中心市街地（特に商店街）の再生に関する研究（継続）	

ただ、2003 年から 2004 年にかけて、短大全体でたいへん多くの教員が異動し、地研においても古くからの研究員が他大学へ転出していった。もちろん、新しく赴任された教員がフレッシュな風を吹き込んでくれてはいるが、組織として一時的な弱体化を余儀なくされていることは否めない。さらに追い打ちをかけるように、9 年間にわたり地研を支えてくれていた助手の松本さんも時期を同じくして退職されてしまった。特に 2003 年は研究員の数自体も少なく、厳しい状況におかれた年である。

安定期における研究一覧（つづき）

2001 年 平成 13 年	尾崎 正利	契約労働と移住労働力
	東福寺 一郎	津市民の男女平等に関する意識調査
	水谷 勇	少子化時代における保育と育児支援のあり方について
	森岡 洋	産業連関表による三重県の環境分析
	岩瀬 充白	部落差別の研究
	正田 敬志	環境の総合的研究
	茂木 陽一	近世近代移行期 三重県域における人口動態の研究
	岡本 祐次	三重県における中小企業の賃金実態と最低賃金（継続）
	秋永 紀子	三重県における女子学生のヘルスプロモーションにおけるヘルスプログラムの作成および食教育に関する研究
	岩田 俊二	津市中心市街地の活性化主体形成手法に関する研究（継続） －大門・立町を中心に－
	丹羽 啓子	高齢者保健福祉施策をめぐる現状に関する研究 －要介護認定外高齢者への対策－
	冬木 春子（奨励研究員）	仕事と家庭の両立のための育児支援に関する研究
2002 年 平成 14 年	尾崎 正利	移住労働者の国際的保護－二国間条約の機能の検証－
	東福寺 一郎	心理学と生涯学習
	水谷 勇	少子化時代における保育と育児支援のあり方について（継続）
	森岡 洋	産業連関表による三重県の環境分析（継続）
	南 有哲	戦前期三重県民の対米移民について
	正田 敬志	環境の総合的研究（継続）
	茂木 陽一	近世・近代三重県域におけるマビキ慣行の研究
	岡本 祐次	三重県における中小企業の賃金実態と最低賃金（継続）
	秋永 紀子	三重県における女子学生の健康・栄養教育に関する研究
	岩田 俊二	津市中心市街地のあり方に関する市民意識調査 －地方中心都市の中心市街地活性化に関する研究（継続）
	丹羽 啓子	介護要望等事業の実施状況に関する研究 －三重県内市町村における実態とともに－
	立石 芳夫（奨励研究員）	三重県における市町村合併の動向

安定期における研究一覧（つづき）

2003 年 平成 15 年	尾崎 正利	移住労働者の国際的保護（継続）－二国間条約の機能の検証－	
	立石 直子	三重県におけるDV対策の現状と課題	
	立石 芳夫	三重県における市町村合併の動向	
	東福寺 一郎	三重県内 13 市における男女共同参画行政の現状について	
	南 有哲	「民族 概念と「地域 範疇	
	疋田 敬志	市町村合併とまちづくりの課題	
	岩田 俊二	津市中心市街地活性化構想作成に関する研究	
	茂木 陽一（奨励研究員）	近世・近代の三重県域におけるマビキ慣行の研究（継続）	
2004 年 平成 16 年	茂木 陽一	三重県域における近世人口関係資料の研究（継続）	
	東福寺 一郎	津市民の男女共同参画に対する意識調査（継続）	
	森岡 洋	産業連関表による三重県の環境分析	
	南 有哲	生命中心主義の批判的検討	
	岩田 俊二	地方都市の都市計画理念の展開に関する史的 research －地方中心都市の中心市街地活性化に関する研究－（継続）	
	楠本 孝	三重県下における街頭犯罪の状況とその対策	
	成澤 孝人	有事法制と地方自治体 ～三重県での対応～	
	長友 薫輝	三重県における国民健康保険の現状と課題	
	雨宮 照雄	地方分権と地方財源	
	小西 啓文	共同研究	「障害者雇用の総合的研究
	尾崎 正利(※)		

今年度は 4 名の新任教員が研究員となり、また新たな助手を得て再び安定的な研究活動が可能となった。

10 年前に当時の疋田室長から全く不十分であると指摘された 2 つの課題のうち、地域への情報発信機能については「地研年報」の刊行に加えて、2 年ほど前にホームページを立ち上げた。また、地域への教育機能については、研究交流集会の定期開催によって、研究成果を還元する形で果たすことができていると考える。

しかし、念願の研究所昇格は未だ実現しておらず、今後もその道は険しいと予想される。そのような中で、現状にとどまることなく、地研叢書の発行など新たな企画を試み、「三重短大に地研あり」というアピールをこれから引き続き行っていきたい。

同時に、これまで地研を支えてきてくれた助手の方々（別表 2、22 頁）に、この場を借りて改めて感謝申し上げる。

（文責：東福寺一郎）

別表1 研究交流集会一覧

回	開催年月日	場所	テーマ	講演者(報告者)	司会	討論参加者 他
1	1993/5/22	三重短期大学	「街づくりを考える」	森岡洋/疋田敬志/ 茂木陽一		
2	1993/7/17	三重短期大学	「水資源・地域開発を考えるー長良川河口堰問題についてー」	宮野雄一/近藤真		
3	1994/2/19	三重短期大学	「津市の街づくりを考える」	近藤康雄	雨宮照雄	宮武新次郎/水谷勝 /木村正/森恒利/山 田耕作
4	1994/3/31	三重短期大学	地研研究員1993年度研究報告会	1993年度研究員		
5	1994/6/18	三重短期大学	「開発と環境ー都市の成長管理と環境管理ー」	岡本祥浩/疋田敬志		
6	1994/7/16	三重短期大学	「三重県における外国人労働者問題について」	陳立行/尾崎正利		
7	1995/1/21	三重短期大学	「生涯学習運動と街づくり・土地条例」	戸塚行男	雨宮照雄	疋田敬志/水谷勇
8	1995/5/27	三重短期大学	地研研究員1994年度研究報告会	1994年度研究員		
9	1996/2/24	三重短期大学	「防災と街づくりー阪神・淡路大震災をふまえてー」	疋田敬志/今井清/ 朝日伸治	雨宮照雄	
10	1996/7/25	三重短期大学	地研研究員1995年度研究報告会	1995年度研究員		
11	1996/11/9	三重短期大学	「津市の再生と発展を目指してー津の街の歴史に学ぶー」	樋田清砂/岡正基/ 大井五夫	茂木陽一	
12	1997/2/28	三重短期大学	地研研究員1996年度研究報告会	1996年度研究員		
13	1997/11/29	三重短期大学	「三重県における情報公開の現状と課題」	松葉謙三/松田光泰 /疋田敬志/		
14	1998/2/27	三重短期大学	地研研究員1997年度研究報告会	1997年度研究員		
15	1998/11/7	三重短期大学	「三重県における介護保険と高齢社会」	堀川芳毅		パネラー:杉浦幸生/ 小川順嗣/吉川淨/ 堀川芳毅、コーディネーター:林智樹
16		三重短期大学	地研研究員1998年度研究報告会	1998年度研究員		
17	1999/11/27	三重短期大学	「中高年の雇用喪失と再就職支援ー地域における労働市場政策を考えるー」	後藤恒寿/中山繁/ 尾崎正利	尾崎正利	
18		三重短期大学	地研研究員1999年度研究報告会	1999年度研究員		
19	2000/7/15	リージョン プラザ	「TMO(タウンマネジメント組織)によるまちづくりの可能性と限界」	青山正敏/小西泰史/ 伊藤孝之/岩田俊 二	司会:南有哲、 主旨説明:尾 崎正利	
20	2000/11/20	センターバ レスホール	「失業との戦い 労使の取組の課題 ー地域労働市場政策形成はいかにあるべきかー」	龍井葉二/坂本武弘	尾崎正利	来賓:三輪宗文/鳥 居芳幸/北岡勝幸、 コーディネーター:尾 崎正利
21		三重短期大学	地研研究員2000年度研究報告会	2000年度研究員		
22	2001/7/14	アスト津	「シンポジウム 21世紀の三重県における生涯学習について考える」		企画・司会:東 福寺一郎、主 旨説明:尾崎 正利	話題提供者:水谷勇 /田中顯明/福岡高 幸/柏木はるみ/上月 正博
23	2001/11/10	三重短期大学	「仕事と子育ての両立について考える」	木下比呂美	企画・司会:冬 木春子、主旨 説明:尾崎正 利	話題提供者:婦山信 子/長谷川美智子/ 水谷勇
24		三重短期大学	地研研究員2001年度研究報告会	2001年度研究員		
25	2002/10/20	三重短期大学	「市町村合併と三重県内における動向」	森裕之	企画・司会:立 石芳夫、主旨 説明:尾崎正 利	話題提供者:後藤照 夫/横山立夫
26		三重短期大学	地研研究員2002年度研究報告会	2002年度研究員		
27	2003/2/22	アスト津	「市町村合併と農山村地域」	立石芳夫/岩田俊二/ 早川 喬	総合司会:石 田憲治、企画: 岩田俊二、主 旨説明:総合 討論司会:尾 崎正利	
28	2003/9/24	アスト津	「三重県におけるワークシェアリング導入の現状と課題ー良質な雇用の確保はいかにあるべきか」		企画・司会:尾 崎正利、開会 挨拶・進行:東 福寺一郎、主 旨説明:尾崎 正利	話題提供者:東村守 康/笠原稯/樋口貴 教/中道英郎
29	2004/12/18	三重短期大学	「伊勢暴動から東海大一揆へー一揆認識をめぐる権力と民衆ー」	企画・講演:茂木陽 一	雨宮照雄	コメンテーター:西川 洋
30	2005/1/27	三重短期大学	地研研究員2004年度研究報告会	2004年度研究員		
31	2005/3/26 (予定)	三重短期大学	「地域問題総合調査研究室設立二十周年記念講演会」 「地域研究とアカデミーー地域労働市場における関係者の接点としての役割、相互交流を通じたコミュニケーションの効果と限界ー」	尾崎正利		

別表2 地研歴代助手一覧

1984	法経科助手兼務
1985	法経科助手兼務
1986	アルバイト (図書整理事務)
1987	法経科助手 (途中から沼田弘美)
1988	法経科助手 (沼田)・アルバイト (渥美)
1989	法経科助手 (中村)・分部喜代美
1990	分部喜代美
1991	分部喜代美
1992	分部喜代美・村井良江
1993	村井良江・古谷依子
1994	古谷 依子
1995	赤坂・松本 環
1996	松本 環
1997	松本 環
1998	松本 環
1999	松本 環
2000	松本 環
2001	松本 環
2002	松本 環
2003	松本 環/杉山 聡美
2004	杉山 聡美/小林 麻紀

街頭犯罪の現況

楠本 孝

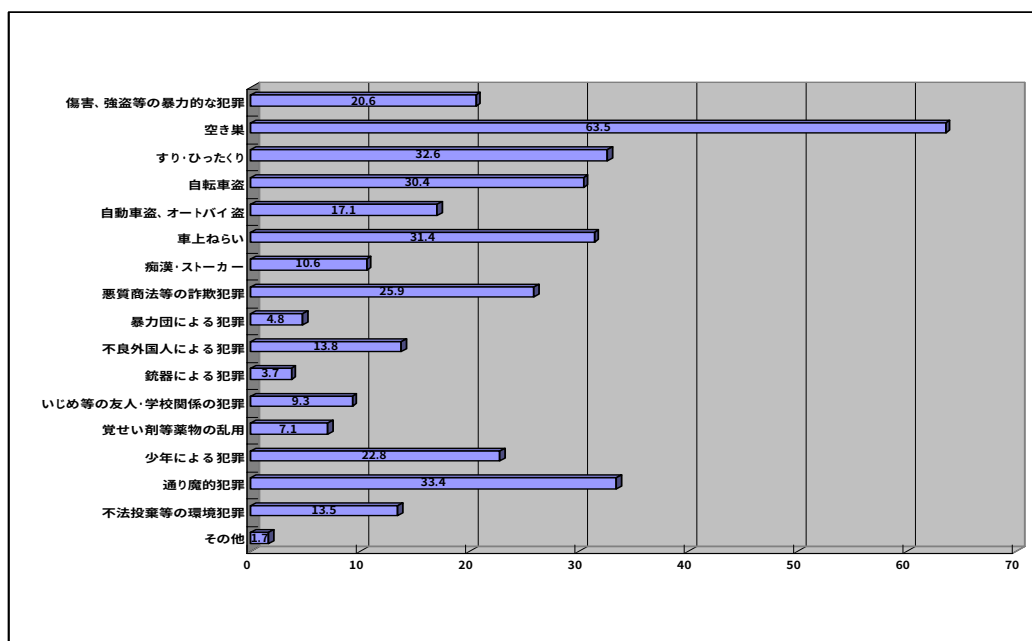
はじめに ―犯罪不安の拡大―

社会安全研究財団が2002年3月に実施した「犯罪に対する不安等に関する世論調査」¹⁾では、自分が犯罪被害に遭いそうな不安を感じるかという質問に対して、「不安を感じる」と答えた者の割合は41.4%（「よくある」が3.6%、「たまにある」が37.8%、「ほとんどない」が40.5%、「全くない」が17.8%）であり、1997年に同様の調査を行ったときの26.8%（「よくある」が2.9%、「たまにある」が23.9%）と比較して、犯罪被害に対して「不安を感じる」者の割合が増加している、とされた。また、朝日新聞が2004年1月に行った定期国民意識調査²⁾では、「日本の治安は5年前に比べてよくなったか、悪くなったか」という質問に対し、「悪くなった」と答えた者の割合が81%に及び、自分や家族が犯罪に遭う不安を感じている人も78%（「大いに感じる」が26%、「ある程度感じる」が52%、「あまり感じない」が18%、「全く感じない」が3%）を占めるに至っている。さらに、内閣府が2004年7月に実施した「治安に関する世論調査」³⁾によると、「ここ10年で日本の治安はよくなったか」という質問に対し、「悪くなったと思う」と答えた者の割合は実に86.6%に達し（「悪くなった」43.8%、「どちらかといえば悪くなった」が42.8%）、「ここ10年で、自分や身近な人が犯罪に遭うかもしれないと不安になることが多くなったと思うか」という質問に、「多くなったと思う」と答えた者は、80.2%に上っている（「多くなった」33.0%、「どちらかといえば多くなった」47.3%）。国民の間に犯罪への不安が急速に高まっている。

それでは、国民は、具体的にどのような犯罪に遭う不安を持っているのだろうか。前記の社会安全研究財団の2002年調査では、「空き巣」と答えた者の割合が最も多く63.5%、次いで「通り魔的犯罪」が33.4%、「すり・ひったくり」が32.6%、「車上ねらい」が31.4%、「自転車盗」が30.4%と続いている（図1）。朝日新聞の国民意識調査では、被害に遭う不安を感じる犯罪として、「悪徳商法など詐欺的な犯罪」と答えた者の割合が82%（「大いに感じる」44%、「ある程度感じる」38%）と最も高くなっているが、これは昨今のいわゆる「オレオレ詐欺」の被害に関する集中的な報道の影響と思われる⁴⁾。これ程ではないにしても、調査対象となっている他の犯罪でも、「ひったくりやすり」が63%（「大いに感じる」22%、「ある程度感じる」41%）、「路上や電車の中での暴力」が54%（「大いに感じる」17%、「ある程度感じる」37%）、「子どもを連れ去られる犯罪」が71%（「大いに感じる」40%、「ある程度感じる」31%）、「強盗や殺人など凶悪な犯罪」が72%（「大いに感じる」37%、「ある程度感じる」35%）と、いずれも高い水準を示している。また、「少年による犯罪」や「外国人による犯罪」の被害に遭う不安を感じている者がそれぞれ81%（「大いに感じる」42%、「ある程度感じる」39%）、71%（「大いに感じる」36%、「ある程度感じる」35%）に上っていることも見過ごすことができない。内閣府の世論調査では、「自

分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪は何か」との問いに対して、「自宅に入る空き巣などの犯罪」を挙げた者が 55.3%と最も多く、それに続いて、「すり、ひったくりなどの犯罪」を挙げた者が 49.5%、「暴行、傷害などの粗暴な犯罪」が 43.0%、「誘拐、子どもの連れ去りやいたずら」が 38.9%、「自動車、オートバイなどの乗り物盗や車内の物を盗む車上ねらい」が 37.2%、「殺人、強盗などの凶悪な犯罪」が 34.7%等の順になっている。また、「自分や身近な人を犯罪に巻き込むかもしれないと不安になる組織や個人は何か」との問いには、49.4%の人が「情緒不安定な人や怒りっぽい（すぐキレる）人」を挙げて最も多いが、それに続いて、「外国人の犯罪グループや不法滞在者」を挙げた者が 43.2%、「暴走族などの非行集団や非行少年」を挙げた者が 43.1%、「窃盗常習者などの犯罪を繰り返している人」を挙げた者が 36.7%の順になっている。

図1 不安を感じる犯罪（全国調査、複数回答）



これらの世論調査から見て来るのは、国民が被害に遭う不安を感じている犯罪は、概ね道路上、駐車場、公園等の街頭で敢行される「街頭犯罪」と、住宅等に侵入して敢行される「侵入犯罪」であり、殊に「少年ないし若者による街頭犯罪」と「外国人による侵入犯罪」だということである。贈収賄や背任、横領等のホワイトカラーによる犯罪は、それが社会にどんなに深刻な影響を与えるものであっても、いわゆる「体感治安」の悪化には繋がらない。こうしたことから、政府が「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（2003年12月18日）という名で打ち出した治安対策は、もっぱら街頭犯罪・侵入犯罪に向けられることになる。しかも、これらの犯罪を引き起こしているのはもっぱら少年や外国人であるという認識から、対策の中身は少年犯罪対策、外国人犯罪対策という色合いの濃いものになっている。

しかし、政府が「国民の犯罪への不安を解消する」ことを謳い文句に掲げて推進しようとしている犯罪対策が、十分なエビデンス（科学的根拠）を持ったものであるかは検討の必要がある。犯罪対策閣僚会議の「行動計画」は、「今、治安は危険水域にある」という認識に基づいているが、そのような認識に至った根拠は示されていない。ただ単に、国民が犯罪に対する不安を感じているから対策を講じるというのでは、犯罪対策が選挙向けの集票手段に用いられていると言われてもしかたがない。政府が、法律改正や犯罪対策予算の拡充といった既存の制度の改変を伴う治安対策を推進しようとする以上、「国民の不安」を裏付けるだけの科学的根拠を示すことが必要である。マスコミ等で「治安の悪化」が喧伝される一方で、国民が抱いている犯罪への不安は、犯罪の実態を反映したものではないとの犯罪学、刑事政策の専門家による指摘が少なからず存在するからである。政府が犯罪対策を決定する際に「世論」だけを根拠にしているとは思わないが、政府が既存の警察統計の他に何かプロジェクトを立ち上げて犯罪情勢の調査検討を行ったとは聞いていない。だとすれば、政府の犯罪対策の拠って立つ基盤は、警察統計だけだということになる。ところが、専門家たちの批判は、まさにこの警察統計に向けられているのである。

本稿は、この警察統計に向けられた批判の可否を検討することを目的としているが、なかでも前述のように街頭犯罪と侵入犯罪が国民の犯罪不安の原因となっていると考えられることから、特に街頭犯罪・侵入犯罪に関する警察統計の問題に焦点を当てて検討する。その際、「街頭犯罪」という用語には、広い意味で用いられる場合と狭い意味に限定される場合があることに注意を要する。警察統計では、「街頭犯罪」は「侵入犯罪」と明確に区別され、狭い意味で用いられている。その際、「街頭」とは、「道路上、駐車（輪）場、都市公園、空き地、公共交通機関等（地下鉄内、新幹線内、その他の列車内、駅、その他の鉄道施設、航空機内、空港、船舶内、海港、バス内）、その他の交通機関（タクシー内、その他の自動車内）及びその他の街頭（地下街地下通路、高速道路）」を意味し、「街頭犯罪」には、「路上強盗」「ひったくり」「強姦（街頭）」「強姦わいせつ（街頭）」「略取誘拐（街頭）」「暴行（街頭）」「傷害（街頭）」「恐喝（街頭）」「自動車盗」「オートバイ盗」「自転車盗」「車上ねらい」「部品ねらい」「自動販売機ねらい」の14罪種が挙げられている⁵⁾。それに対して、広義の「街頭犯罪」については、このような明確な定義ができない。しかし、それはまず増収賄や背任、横領といったホワイトカラーの犯罪と区別され、もっぱら低所得者層の犯罪であると定義できる⁶⁾。またゲリー・ラフリーが『正統性の喪失—アメリカの街頭犯罪と社会制度の衰退—』⁷⁾のなかで用いたように、広義の街頭犯罪は、一方で殺人、強盗、強姦、加重暴行、窃盗、自動車盗などの他に不法目的侵入も含み、他方では他人を「食い物」にしたり、その財産を「奪う」ことから「略奪的（predatory）」犯罪と特徴付けられ、売春やギャンブルなどの「非略奪的（non-predatory）」犯罪と区別される。本稿では、単に「街頭犯罪」といったときは広義の意味で、「侵入犯罪」と併記したときは狭義の意味で用いている。警察統計の問題点を取り扱うことから、もっぱら「街頭犯罪」を狭い意味で用いることが多いが、その場合でも広義の定義が含んでいる「街頭犯罪」の階級的な意義を

軽視する意図はない。

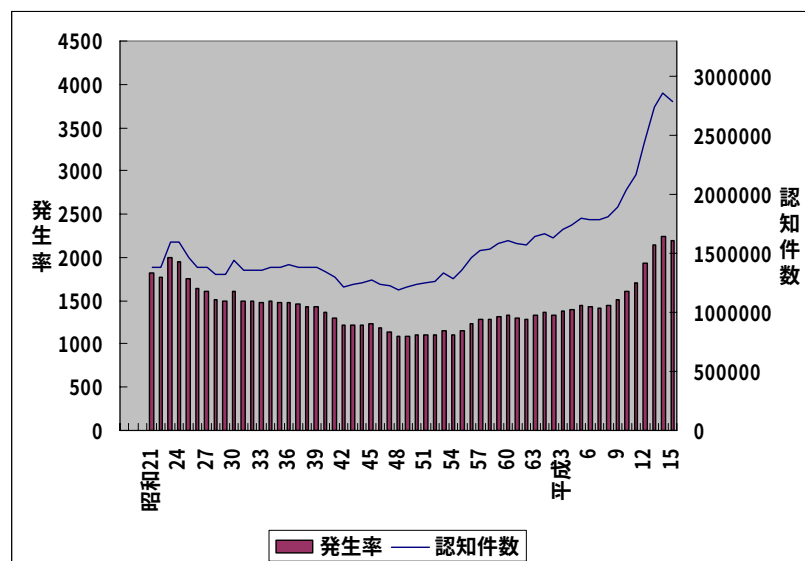
1 警察統計に見る街頭犯罪の現況

まず、警察統計を基に我が国の街頭犯罪の現況について概観しておこう。

(1) 街頭犯罪の認知件数

『平成 16 年版犯罪白書』によれば、1996 年以来 7 年連続して戦後最多を更新してきた一般刑法犯認知件数も、2003 年に至って漸く前年比 2.2% 減と、その増加傾向に歯止めが掛かった(図 2)。一方、95 年以来 7 年連続して低下し続けていた検挙率も、2001 年に 19.8% と戦後最低を記録した後、2 年連続して上昇し、2003 年には 23.2% となっている。一般刑法犯で見れば、我が国の「治安の悪化」も、数字の上では一服した観がある⁸⁾。

図 2 一般刑法犯の認知件数・検挙人員・発生率の推移



それでは、本稿が考察の対象としている「街頭犯罪」、「侵入犯罪」の認知件数はどうであろうか。『平成 16 年版警察白書』によると、路上強盗は、1994 年に 724 件であったものが 2003 年には 2,955 件に達しているので、10 年間で約 4.1 倍になり(図 3)、ひったくりは、同じ 10 年間で 18,563 件から 46,354 件に約 2.5 倍増加している(図 4)。侵入強盗は、1998 年以降急増し、1997 年に 1,002 件であったものが 2003 年には 2,865 件と 2.9 倍になり(図 5)、侵入窃盗も 1998 年以降増加傾向を示し、1997 年の 237,703 件と比較して、2003 年は 333,233 件と 1.4 倍になっている(図 6)。

ただ、これら街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数も、2002 年以降やや落ち着いてきているように見える。まず街頭犯罪をみると、ひったくりはピークの 2002 年(52,919 件)と比較すると、2003 年は前年比 12.4% 減ということになり、13 年ぶりの減少となっている。路上強

図3 路上強盗の認知・検挙状況の推移(平成6～15年)

年次 区分	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
認知件数(件)	724	620	826	1,034	1,119	1,495	2,070	2,509	2,888	2,955
検挙件数	611	544	684	824	873	925	930	968	1,104	1,226
検挙人員(人)	907	850	1,058	1,497	1,503	1,609	1,645	1,658	1,631	1,865

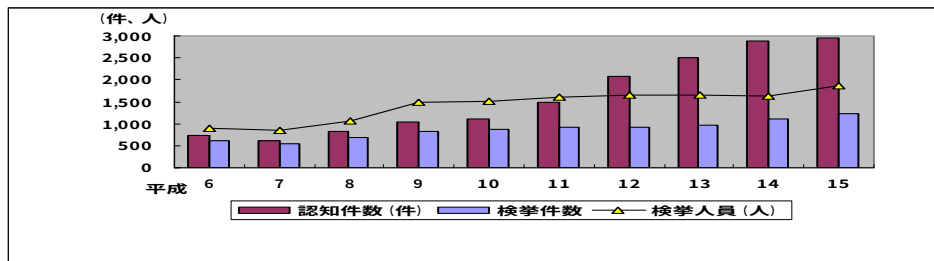
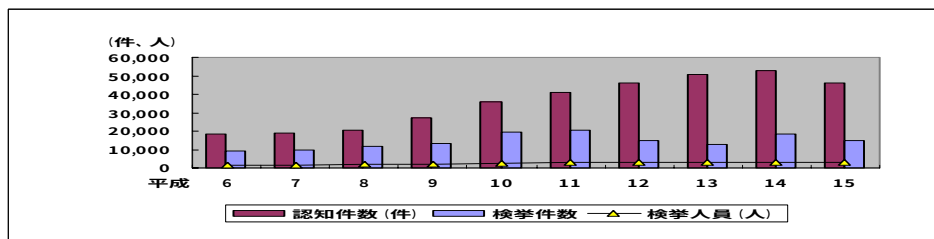


図4 ひったくりの認知・検挙状況の推移(平成6～15年)

年次 区分	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
認知件数(件)	18,563	19,220	20,515	26,980	35,763	41,173	46,064	50,838	52,919	46,354
検挙件数	9,455	9,525	11,696	13,373	19,636	20,597	14,796	12,925	18,434	14,861
検挙人員(人)	1,406	1,408	1,845	2,118	2,605	3,304	3,072	3,078	3,158	2,953



盗は、『平成16年版警察白書』では、2003年も前年比で67件(2%)増となっており、増加傾向が続いているが、警察庁がホームページ上に公開している「平成16年(1～11月)の犯罪情勢」によると⁹⁾、2004年1月から11月までの路上強盗の認知件数は、2,505件で、前年同期比で163件(6.1%)の減少となっている。同データによると、路上強盗だけでなく、2004年(1～11月)の主な街頭犯罪の認知件数は、前年同期に比べ、街頭における略取・誘拐と街頭における暴行を除いて、軒並み減少傾向を示しており、特に車上ねらい(20.1%減)、自動販売機ねらい(22.8%減)、自転車盗(8.1%減)、オートバイ盗(17.4%減)、ひったくり(14.5%減)は、大幅に減少している。同じことが侵入犯罪についても言える。侵入窃盗は、ピークの2002年と比較して2003年は、前年比5,061件(1.5%)減となっており、2004年(1～11月)では、さらに前年同期比11.7%減となっている。侵入強盗は、2003年も前年比429件(18%)増となっているが、2004年(1～11月)では、前年同期比15件(0.6%)の減少となっている。これを見るかぎり、街頭犯罪・侵入犯罪の増加傾向にもやっと歯止めが掛かったと言えそうである¹⁰⁾。

図5 侵入強盗の認知・検挙状況の推移(平成6～15年)

年次 区分	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
認知件数(件)	1,264	1,032	1,004	1,002	1,314	1,649	1,786	2,335	2,436	2,865
検挙件数	892	792	727	734	897	1,020	1,024	1,116	1,314	1,402
検挙人員(人)	761	679	610	719	854	993	982	1,094	1,134	1,310

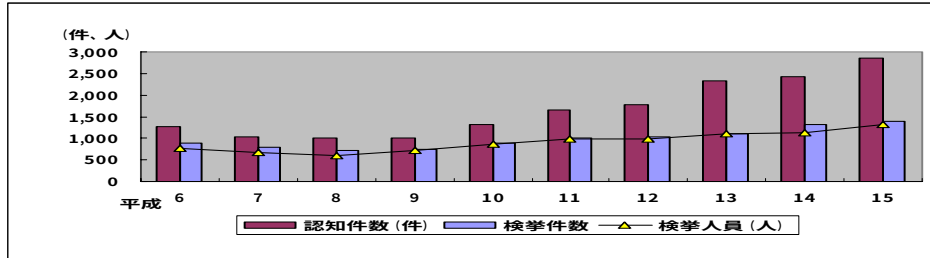
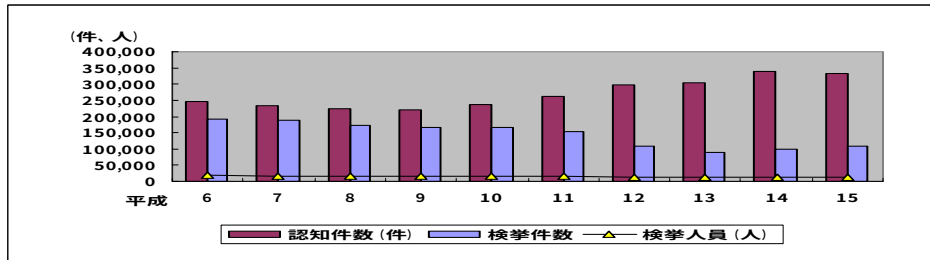


図6 侵入盗の認知・検挙状況の推移(平成6～15年)

年次 区分	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
認知件数(件)	247,661	234,586	223,590	221,678	237,703	260,981	296,486	303,698	338,294	333,233
検挙件数	192,510	189,368	174,116	166,119	165,818	152,984	109,128	89,456	98,335	109,920
検挙人員(人)	18,168	16,275	15,866	15,859	15,480	15,234	13,651	13,712	13,696	14,208



刑法犯、街頭犯罪、侵入犯罪、いずれの認知件数も増加傾向に歯止めが掛かったとなると、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」に言う「犯罪の増勢に歯止めをかける」という目標は一応達成されたということになる。しかし、2003年の認知件数2,790,136件という数字は、刑法犯の認知件数が急増する節目の年となった1995年の認知件数(1,782,944件)と比較すると、約1.6倍である。同じく路上強盗は4.8倍、ひったくりは2.4倍、街頭での強制わいせつは3.2倍、街頭での暴行は4.2倍、自動車盗は1.8倍、車上ねらいは1.9倍、侵入強盗は2.8倍、侵入窃盗は1.4倍である。つまり、我が国の刑法犯の認知件数は「危機的状況を脱した」とは言い難く、とりわけ国民が治安の悪化を身近に感じる街頭犯罪・侵入犯罪については依然高水準であって、「治安に対する国民の不安感が解消した」とはとても言い得ないのである。

(2) 少年による街頭犯罪と外国人による侵入犯罪

国民が被害に遭う不安を感じているという点では、「少年による犯罪」と「外国人による犯罪」というカテゴリーも重要である。そして、警察統計の示すところによれば、両者は街頭犯罪、侵入犯罪と密接な関係を有している。

警察統計によれば、街頭犯罪で検挙された者の約7割を少年が占めている(表1)。2003

年の刑法犯検挙者に占める少年の割合（少年率）は 38.0%であるが¹¹⁾、街頭犯罪に限れば全検挙者の 66%が少年である。また、少年犯罪の凶悪化を示すものとして引き合いに出されることが多い強盗を例にとれば、2003 年中に強盗で検挙された少年 1,771 人のうち、路上強盗で検挙された者は 1,227 人（69.3%）にも及んでいる。街頭犯罪の現況をどう理解するかということは、少年犯罪の現況をどう理解するかということと密接に結びついている。

表1 街頭犯罪検挙人員の推移 (平成16年版青少年白書より)

	1999	2000	2001	2002	2003	増減数	増減率
総数	60,634	51,209	51,987	52,979	55,150	2,171	4.1
少年	41,314	35,682	36,700	36,786	36,408	-378	-1.0
少年の占める割合	68.1	69.7	70.6	69.4	66.0	-3.4	
ひったくり	3,304	3,072	3,078	3,158	2,953	-205	-6.5
少年	2,420	2,179	2,190	2,166	1,957	-209	-9.6
少年の占める割合	73.2	70.9	71.2	68.6	66.3	-2.3	
路上強盗	1,609	1,645	1,658	1,631	1,865	234	14.3
少年	1,111	1,122	1,103	1,027	1,227	200	19.5
少年の占める割合	69.0	68.2	66.5	63.0	65.8	2.8	
車上ねらい	2,892	2,933	3,027	3,322	3,491	169	5.1
少年	704	658	663	816	776	-40	-4.9
少年の占める割合	24.3	22.4	21.9	24.6	22.2	-2.3	
オートバイ盗	17,296	15,143	14,707	13,106	11,213	-1,893	-14.4
少年	16,872	14,746	14,288	12,650	10,669	-1,981	-15.7
少年の占める割合	97.5	97.4	97.2	96.5	95.1	-1.4	
自動車盗	5,028	4,590	4,933	4,775	4,599	-176	-3.7
少年	1,658	1,531	1,691	1,680	1,542	-138	-8.2
少年の占める割合	33.0	33.4	34.3	35.2	33.5	-1.7	
自転車盗	26,348	19,736	20,173	21,708	25,453	3,745	17.3
少年	16,271	12,991	13,843	14,710	16,316	1,606	10.9
少年の占める割合	61.8	65.8	68.6	67.8	64.1	-3.7	
自動販売機荒し	2,192	2,084	2,329	2,850	3,231	381	13.4
少年	1,044	1,196	1,593	2,163	2,453	290	13.4
少年の占める割合	47.6	57.4	68.4	75.9	75.9	0.0	

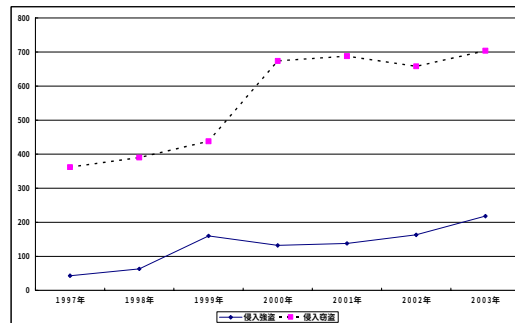
資料:警察庁調べ

警察統計によれば、侵入犯罪で検挙される来日外国人の数は、侵入強盗については1999

年以降、侵入窃盗については2000年以降急増している。1998年から2003年までの5年間で、侵入強盗で検挙された来日外国人は63人から218人へと3.5倍増加し、侵入窃盗では390人から704人へと1.8倍になっている（図7）。

図7 来日外国人による侵入強盗、侵入窃盗検挙人員

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
侵入強盗検挙人員	719	854	993	982	1,094	1,134	1,310
うち来日外国人	43	63	160	132	138	163	218
割合(%)	6.0	7.4	16.1	13.4	12.6	14.4	16.6
侵入窃盗検挙人員	15,859	15,480	15,234	13,651	13,712	13,696	14,208
うち来日外国人	362	390	438	674	688	658	704
割合(%)	2.3	2.5	2.9	4.9	5.0	4.8	5.0



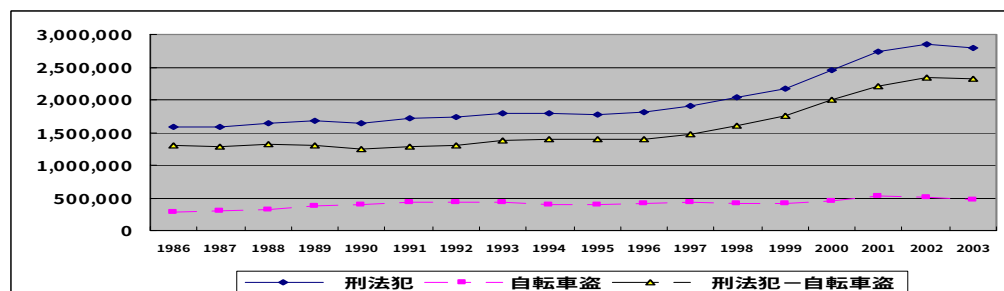
2 「統計上のトリック」

こうした警察統計に基づく犯罪情勢の分析に「統計上のトリック」が介在する可能性は、刑事政策、犯罪学のどの教科書でも指摘されていることだが¹²⁾、ここ数年の「治安の悪化」については特に注意を要する。

最初に指摘されるトリックは、自転車盗に関わるものである¹³⁾。自転車盗は、1970年ごろから増え始め、自転車の防犯登録制度が充実した80年代後半以降急速に増加した。自転車盗も立派な街頭犯罪ではあるが、被害は比較的軽微で被害者との身体的接触もないから、

図8 刑法犯、自転車盗の認知件数

	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
刑法犯	1,581,411	1,577,954	1,641,310	1,673,268	1,636,628	1,707,877	1,742,366	1,801,150	1,784,432	1,782,944	1,812,119	1,899,564	2,033,546	2,165,626	2,443,470	2,735,612	2,853,739	2,790,136
自転車盗	279,576	295,184	325,326	377,640	390,793	429,447	433,455	430,938	394,850	387,269	413,838	427,232	423,183	408,306	445,301	521,801	514,120	476,589
刑法犯-自転車盗	1,301,835	1,282,770	1,315,984	1,295,628	1,245,835	1,278,430	1,308,911	1,370,212	1,389,582	1,395,675	1,398,281	1,472,232	1,610,363	1,757,320	1,998,169	2,213,811	2,339,619	2,313,547



これが増えたからといって国民の「犯罪への不安」が高まるというようなものではない。そこで、この自転車盗の増加分を一般刑法犯の認知件数から差し引くと、８０年代から９０年代末までの一般刑法犯の増加傾向は消滅する（図８）。つまり、警察統計から治安の悪化を判断するにしても、どのような犯罪が、どのような原因で増えているのかを見極める必要があり、統計書の一枚のグラフから全体の傾向を云々することはできないのである。ただし、この自転車盗のトリックを持ち出しただけでは２０００年以降の犯罪の急増を説明できない。これには別の理由があるはずである。

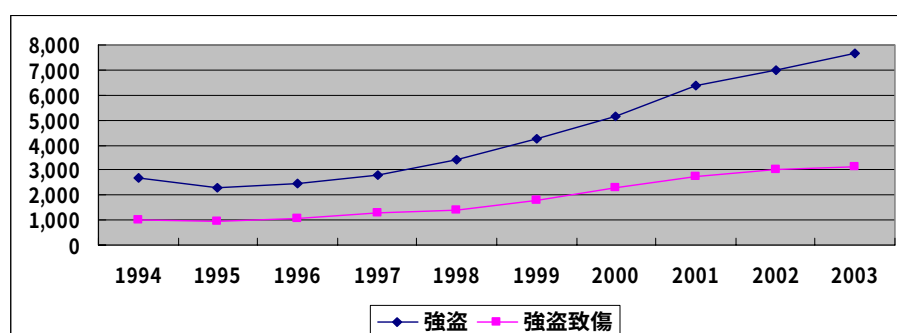
そこで第二に指摘されるのは、警察による「前裁き」にかかわるトリックである¹⁴⁾。従来、警察が統計をとる際すべての被害届をカウントしていたわけではなく、「前裁き」と言って記録をとらないために統計にカウントされないものが相当数あった。その結果、刑法犯全体の認知件数は実際より非常に少なく見えるが、逆にきちんとカウントするように方針を変えれば急に伸びる。実際、そうするようにとの警察庁通達が２０００年４月に出ている。この「統計上のトリック」は、何も警察が意図的に仕掛けたトリックと言うよりは、桶川女子大生刺殺事件（１９９９年１０月）や栃木少年リンチ殺人事件（同年１２月）で、被害者や両親から再三の捜査要請を受けたにもかかわらずこれを無視し続けていたことが発覚し、世論の強い批判を受けたことから警察が取った対応の結果に過ぎない。いずれにせよ、２０００年以降の認知件数の増加分の大半は、この「前裁き」を抑えたことによる結果といえる。ただし、「前裁き」に関わる「統計上のトリック」を強調する論者も認めるように¹⁵⁾、強盗はもともと「前裁き」の対象にならない犯罪であり、だとすると近時の強盗の認知件数の増加は「前裁き」を止めたからでは説明がつかない。

そこでまた第三に指摘されるのは、特に少年による路上強盗の増加を説明するための、強盗と恐喝、強盗と窃盗の振り分けにかかわるトリックである。言うまでもなく強盗と恐喝の差異は「相手方の犯行を抑圧する程度の暴行又は脅迫」がなされたか否かによる。個々の事案における最終的な振り分けは裁判を通じて行う他ないが、警察統計の検挙件数は当然警察が犯人を検挙した段階での警察による判断に基づくものであるから、警察が少年非行に対してどのような対処方針で臨んでいるかによって左右されることは避けられない。実際、警察庁が「少年非行総合対策推進要綱」を作成して「強くやさしい」少年警察運営の方針を打ち出した１９９７年に少年による強盗の検挙人員が１,０８２人から１,７０１人へと飛躍的に急増し（前年比５７．２％増）、その後は横ばいになっているのである。また、前述のように少年の場合複数の者による共犯事件が多いのであるが、そのことも「相手方の犯行を抑圧した」と看做されて恐喝ではなく強盗に振り分けられる件数を増やす一因となっていよう。さらに、「強盗致傷」か「窃盗＋傷害」にすぎないかの振り分けに際しても、強盗致傷と認定するケースが増えていると予想される。例えば、単純なひったくりは「窃盗」にすぎないが、ひったくった際に被害者を転倒させて軽症を負わせた場合に「強盗致傷」になるか「窃盗＋傷害」に止まるかの判断は微妙である¹⁶⁾。この振り分けの判断において、警察が少年に対して厳しく「強盗致傷」と判断する場合が増えて

いるのではないかと推測されているのである。1997年前後で強盗全体の認知件数の増加率と比較して、強盗致傷の認知件数の増加率が顕著に大きくなっているからである（図9）。このように見てくると、少年による路上強盗については、犯罪の実態には大きな変化はないのに、少年事件に対する警察の対処方針が変わったことにより、統計上の数値では急増しているように見えているに過ぎない、との指摘がなされているのである¹⁷⁾。

図9 強盗・強盗致傷の認知件数

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
強盗	2,684	2,277	2,463	2,809	3,426	4,237	5,173	6,393	6,984	7,664
強盗致傷	986	926	1,044	1,262	1,411	1,815	2,280	2,755	3,038	3,119



第四に指摘されるのは、来日外国人の侵入犯罪に関わるトリックである。これは、上の二つのような集計上のトリックではなく、表示上のトリックである。先に見たように、来日外国人による侵入犯罪は、最近5年間の増加率で見ると深刻な事態のように見える。しかし、侵入犯罪の全検挙者中に占める来日外国人の割合で見ると、2003年では、侵入強盗が1,310人中218人で16.6%、侵入窃盗では14,208人中704人でわずか5%に過ぎない¹⁸⁾。検挙件数で見ても、来日外国人による侵入強盗は175件、侵入窃盗は8,482件で、それぞれ全検挙件数（侵入強盗1,402件、侵入窃盗109,920件）の12.5%と7.7%に止まる¹⁹⁾。外国人をすべて日本から追い出したところで、たいした事態の改善には繋がらないのである²⁰⁾。

3 治安の実態への評価

警察統計に潜むトリックを丁寧に検証し、日本の治安の現況を正確に把握しようと試みている論者の間でも、日本の治安の現況に対する評価は必ずしも一致していない。

（1）治安は危機的状況？

政府と同様、日本の治安は危機的な状況にあると評価するのが前田雅英である。前田は、刑法犯犯罪率（発生率＝人口10万人当たりの認知件数）の推移を基に（前掲図2を参照）、戦後の混乱期から急速に好転した犯罪現象が1975年を境に反転し、バブル崩壊後の犯罪の増勢は異常なもので、21世紀に入ってから戦後の混乱期の犯罪率をついに超えて戦後最悪の数値になっているとする²¹⁾。そして、この戦後後半期の犯罪増加をもたらしたのは主に少年犯罪

であり、少年犯罪こそ治安悪化の根源であると断定する。前田の主張のなかで特筆すべきは、検挙率の低下が少年犯罪の増加を見えにくくしている点を強調することである。少年犯罪の増加は検挙人員の増加という形でしか確認できないが、肝心の検挙率が低下していて、少年犯罪の増加分が統計に表れてこない。そこで前田は、「各犯罪類型の認知件数を、成人と少年の検挙人員の割合に従って割り振った数値を推定」するという方法で、少年の推定犯罪率（14歳～19歳の人口10万人当たりの認知件数）を算出した。その結果から前田は、現在の少年は成人の10倍近い割合で罪を犯していると言うのである²²⁾。

しかし、近時の刑法犯検挙率の著しい低下の原因は、一般刑法犯の80%を占める窃盗の検挙率が急速に下がったことによるのであって、どの犯罪でも一様に低下したわけではない。窃盗で検挙率が急に低下したのは、主に以下の二つのことが原因とされている。80年代の後半に起こった第一段の急降下は、警察が自転車盗等の軽微な窃盗事件を検挙して検挙率を上げる従来の姿勢を改めて、捜査力を重要事件の検挙に集中させる方針転換をしたことによる。1997年からの第二段の急降下は、非侵入盗、乗り物盗等の窃盗の認知件数の増加に、「前裁き」を止めたことに起因する犯罪全体の認知件数の増加が加わって、窃盗の余罪追及に勢力を注げなくなったため、その結果として検挙人員は減少しないのに検挙率は低下するという現象が起こったものである²³⁾。要するに、検挙率を押し下げている原因は、被害が軽微な事件にまで警察の手が回らなくなったということなのであって、だとすれば検挙率の低下は治安の深刻な悪化を意味するものではない。それにもかかわらず、水ぶくれした認知件数をベースに少年の推定犯罪率を算出し²⁴⁾、少年犯罪の増加が治安悪化の根源などと決めつけるのは、警察統計の悪用とさえ言えるものである。

（2）治安は悪化していない？

現状認識として治安は悪化していないと断言するのが浜井浩一である。浜井は、そもそも警察統計は、警察活動に大きな影響を受け、暗数の少ない殺人などを除き、犯罪の増減を図る指標としては適切でないとして、これを退ける。その上で、統計学の手法で誤差を修正することで、より正確に犯罪被害率を把握することができる「犯罪被害調査(Crime Victimization Survey)」を指標とすべきだという。犯罪被害調査は、一般人から標本を抽出し、自分自身ないし自分の世帯の成員について、これまでの一定期間において犯罪の被害を受けたことがあるかを尋ねる方法で行われる。我が国では、これまでに数回行われた程度だが、最近では法務総合研究所が国際犯罪被害調査(ICVS)に参加する形で、2004年2月1日から同月29日にかけて実施している。法務総合研究所は同様の調査を2000年にも実施しており、これらの結果に財団法人都市防犯研究センターが1989年に実施した同種調査の結果も含めて比較したものが下の表2である²⁵⁾。浜井は、この表から2000年2月までの5年間の犯罪被害率と2004年2月までのそれとを比較して、ほとんどすべての犯罪類型で被害率は減少しており、この間の警察統計における暴力犯罪の認知件数が上昇したのは、犯罪被害の増加ではなく、通報率の増加によるものである、と結論付けている²⁶⁾。

表2 罪種別被害率・被害申告率（過去5年間）の経年比較

罪種	元 年 調 査		12 年 調 査		今 回 調 査	
	被害率	申告率	被害率	申告率	被害率	申告率
世帯犯罪被害						
自動車盗	0.8	81.3	0.7	61.5	0.7	100.0
車 上 盗	2.6	40.0	5.7	41.7	7.1	64.3
自動車損壊	5.0	20.6	16.8	20.9	15.5	21.5
バイク盗	1.7	87.5	4.0	72.7	2.9	75.0
自転車盗	9.0	52.5	22.1	36.1	18.6	48.1
不法侵入	2.2	80.8	4.1	61.1	3.9	64.2
不法侵入未遂	0.6	71.4	2.6	36.2	2.7	19.3
個人犯罪被害						
強盗	-	---	0.6	30.8	0.3	28.6
窃盗	0.8	68.4	2.7	43.3	2.2	33.3
暴行・脅迫	0.6	21.4	2.1	21.3	1.1	50.0
性的暴行	1.8	9.1	2.7	9.7	2.5	14.8

- 注 1 法務総合研究所の調査及び財団法人都市防犯研究センターの資料による。
- 2 「過去5年間」とは、元年調査においては昭和62年12月以前の5年間、12年調査においては平成12年2月以前の5年間、今回調査においては平成16年2月以前の5年間をいう。
- 3 「自動車盗」、「車上盗」、「自動車損壊」は、それぞれ、自家用車保有世帯に対する比率である。
- 4 「バイク盗」及び「自転車盗」は、全回答者に対する比率を示しているため、本表の今回調査の被害率は、3-1-2-1図の数値（各保有世帯に対する比率）とは異なっている。
- 5 「強盗（未遂を含む）」は、12年調査においては「暴力又は脅迫により何かを盗まれた（強盗事件に遭われた）ことがありますか。また、誰かに暴力や脅迫によって何かを奪われそうになったことがありますか。スリの被害は除いてください。」と質問しており、今回調査は、「暴行や脅迫を受けて、抵抗できない状態で、お金や物を奪われたこと、又は奪われそうになったこと（つまり、強盗の被害に遭ったこと）がありましたか。スリやひったくりの被害は含めないでください。」と質問している。さらに、今回調査においては新たに「恐喝」及び「ひったくり」の被害について質問している。
- 6 「窃盗」は、元年調査においては「すり」であり、12年調査においては「自動車盗」、「車上盗」、「バイク盗」、「自転車盗」及び「不法侵入」以外の窃盗であり、今回調査においては「自動車盗」、「車上盗」、「バイク盗」、「自転車盗」、「不法侵入」及び「ひったくり」以外の窃盗である。
- 7 「性的暴行」の被害率は、女性回答者に対する比率である。
- 8 被害申告の有無については、複数回被害に遭っている場合、直近の被害について質問している。

浜井の立論が正当か否かは、言うまでもなく犯罪被害調査の信頼性に掛かっている。犯罪被害調査の問題点としては、調査対象が個人的被害の明確な罪種に限られること、発生頻度の低い被害を捉えるには膨大なサンプル数が必要となること、記憶の誤りや忘却による回答の不正確さ、逆に調査の実施や調査対象になることで被害意識が先鋭化され、被害が過大に認識されるなどといった点が挙げられるが、被害を隠蔽する単純な不回答や事実と異なる回答を見分ける方法がないという問題もある²⁷⁾。確かに、警察統計は、犯罪情勢の実態を反映したものというよりも、警察が犯罪の巨大な暗数からどれだけ事件を掘り起こしてきたかという活動の記録というべきものである。警察がどのような犯罪に力点を置いて掘り起こしをしたかによって、警察統計の数値は変化しうる。しかし、だからといって警察統計の有用性が完全に否定されるというものではない。犯罪被害調査や自己申告調査は当初、このような問題を必然的に内包する警察統計に代わるものとして登場したが、現在ではむしろ警察統計の欠陥を補うものとして位置づけられている。調査の一環として行われる届出行動の有無や不届けの理由の調査は、警察統計の問題点を明らかにするという点では有効だが、犯罪被害調査がそれに取って代わり得るものではない。我が国では、調査が十分な継続性を持って行われていないことと併せて考えると、犯罪被害調査だけでは、治安情勢の分析として十分であるとは言えないだろう。

（3）犯罪は微増傾向？

河合幹雄は、前掲図2において一般刑法犯の発生率が増加の傾向を見せている1977年以降の殺人、強盗、強姦、傷害、暴行、脅迫、恐喝の主要犯罪7種（放火は、認知件数が一人の犯人によって左右され、きめ細かい経年変化を論ずるのに適さないとして除かれている）の経

年変化を調べた結果から、1977年から1990年までは、強盗を除いた6罪種すべてで減少傾向であり、90年から96年までが横ばい、97年からわずかながら増加傾向が始まっている、との結論を導き出している。その上で、戦後長く続いた減少傾向が終わって横ばいになり、97年から微増に転じたということは大事件であり、大いに懸念すべきこととはしながらも、日本の治安の現状が危機的状況にあるなどとはとてもいえないと言う²⁸⁾。強盗は、他の主要犯罪より早く1989年に上昇に転じ、伸び率も他の主要犯罪に比べて大きい、その主要因は「強盗致傷」の増加で、強盗致傷が増加した要因の解釈は、「統計上のトリック」で検討したこととほぼ同じである。重要なのはむしろ、97年に飛躍的に増加した強盗の認知件数でさえ、80年代のそれと同水準に過ぎないとの指摘である²⁹⁾。80年代、我が国の治安が危機的状況にあったとは誰もいえないだろう。

河合による警察統計の分析のうち、1997年までの見かけ上の犯罪の増加が自転車盗の増加分を差し引けば消滅するという主張には数字の裏づけがあるとして、問題は、97年以降の一般刑法犯の認知件数の急増を、「前裁きを止めたこと」と「強盗をめぐる警察の対処方針の変更」でどこまで説明できるかということであろう。これら二つの要因は、統計上の変化に関する一つの「解釈」を提供してくれるが、その解釈の正しさを検証する実証的な裏づけはない。

(4)「若者」の犯罪が増えている

以上のように、現在の日本の治安状況の診断において、代表的な3人の論者の診立ては異なるのだが、20代前半の「若者」による犯罪が徐々に増加しており、それが犯罪情勢を悪化させる要因になっているという点については3者の意見は一致している。近時若年層の失業率が上昇し、20歳を過ぎても「非行」から足を洗えない青年が徐々に増えており、これら非行青年が後輩を引き連れて犯罪を引き起こす事案が多くなっているとされる³⁰⁾。これを強盗を例に少し詳しく見てみよう。

街頭犯罪検挙者中の少年の比率を罪種別で見ると、ひったくりと路上強盗は、いずれも全検挙者の約66%が少年で、車上ねらいや自動車盗ではそれぞれ約22%、34%と比率が小さく、オートバイ盗では毎年95%以上が少年である(前掲表1参照)。このように検挙人員で見ると、路上強盗、ひったくり、オートバイ盗は、もっぱら少年による街頭犯罪、車上ねらい、自動車盗は、もっぱら成人による街頭犯罪ということができよう。ところが、これを検挙件数で見ると、2003年中の路上強盗検挙件数1,214件のうち、少年事件は523件(43.5%)であり(成人・少年共犯事件が115件(9.8%))、ひったくりでは14,683件のうち少年事件は5,460件(36.9%)となっている(成人・少年共犯事件667件(4.6%))。つまり、少年による街頭犯罪は共犯事件が多いために(少年による路上強盗の85.7%、ひったくりの61.9%が共犯事件である)、検挙件数に比して検挙人員が膨らむ傾向がある。これは車上ねらいや自動車盗では一層顕著で、車上ねらいの検挙件数60,049件のうち、少年事件はわずか3,630件(6%)であり(成人・少年共犯事件が2,571件(4.4%))、自動車盗でも11,594件のうち少年事件は1,623件(13.9%)に止まっている(成人・少年共犯事件は488件(4%)である)³¹⁾。このことから、車上ねらいや自動車盗は明

らかに成人による街頭犯罪だが、路上強盗やひったくりがもっぱら少年による街頭犯罪だとは一概に言えない。だとすると街頭犯罪全般についても、これを「少年による犯罪」と結びつける統計上の根拠は薄いということになる。しかし、対象を少年から「若者」にまで広げ、仮に25歳未満という線で区切って集計すれば、若者による街頭犯罪の比率は相当に高くなるだろうと推定される。すなわち、『平成15年版犯罪白書』によると³²⁾、2002年の強盗の全検挙者4,151人のうち14歳～19歳の少年は1,631人で39.3%に当たるが、これに20歳～24歳の若年犯罪者の検挙人員663人(16%)を加えると、強盗で検挙される「若者」(14歳～24歳)は、2,294人で全体の55.3%を占めることになる。路上強盗についてのこうした年齢区分のデータはないが、少年の強盗のうちに占める路上強盗の割合が高いことから、路上強盗について同様の年齢区分による集計をすれば、「若者」の比率はさらに高くなると推定されるのである。

4 「体感治安」を悪化させている要因

(1) 犯罪のロケーションと態様の変化

このように警察統計の示す「治安の悪化」は、見せかけに過ぎない部分が多く、実態を反映したものとはいえないにもかかわらず、国民の「犯罪への不安」は確実に高まっている。それは何に起因しているのだろうか。それを説明する試みの一つとして、犯罪のロケーションや態様の変化が指摘されている。犯罪の数で見ると治安は悪化しているとは言えないが、犯罪が発生する場所や犯行の態様が変化したことで、人々の「体感治安」が悪化したと言うのである。

まず、都市部から地方への犯罪のロケーションの拡散が指摘される。80年代以降高速道路などの幹線道路網の整備によってそれまで大都市周辺に限定されていた都市化あるいは郊外化の波が全国に波及し、日本中が「総郊外化」した。幹線道路沿いに大駐車場を持った大型商業施設ができて旧市街地の商店街は衰退し、コミュニティが流動化すると同時に、自動車と携帯電話の普及が農村部にまで匿名化をもたらした。その結果として、かつて犯罪発生地域と言えば大都市の歓楽街に限られていたが、90年代以降大都市部だけでなく地方でも同じように犯罪が発生するようになり、世間の耳目を集める特異な事件はむしろ多く地方都市で発生するようになったとのされる³³⁾。さらに都市部でも、犯罪のロケーションに変化が見られる。東京都内でのひったくりは、かつては都心部のオフィス街・繁華街周辺(新宿、渋谷、池袋)で夜間に発生するものであったが、最近では、足立区、江戸川区、大田区などの周辺部に拡散し、しかも昼間にも発生するようになっている。住宅地域で昼間に主婦や無職女性が被害に遭うケースが増えているのである。マクロに見れば犯罪状況は決して悪くなっていないとする論者も、住宅地をミクロな視点で捉えれば本当に犯罪状況は悪化していると言い、いわゆる「体感治安」と統計上の治安との間に差異が生じる最も本質的な原因は、昼夜や繁華街と住宅街を仕切ってきた境界が不明瞭になり、安全地帯がなくなってきたことにあると言う³⁴⁾。

一方、犯罪の態様の変化も人々の「体感治安」を悪化させる要因になっていると考えられる。少年事件や成人・少年共犯事件の場合、多人数で路上強盗を働く場合が多く、これが「おやじ狩

り」という名称を付されて毎日のように報道されることによって一般住民に大きな恐怖心を植えつける効果があることは否定できない。来日外国人の犯罪も、一般に共犯事件が多く、刑法犯検挙件数に占める共犯事件の比率は、日本人の場合 17.7%であるのに対して、来日外国人の場合は 61.7%に及び、それも日本人の共犯事件では 2 人組が 63.6%、3 人組が 21.8%、4 人組以上が 14.6%となっているのに対して、来日外国人の場合は、2 人組が 27.1%、3 人組が 37.2%、4 人組以上が 35.7%となっている³⁵⁾。外国人の侵入犯罪は、ピッキングやサムターン回し等の巧妙な手口に加えて、この多人数による犯行ということが繰り返し報道されることにより、集団で資産家と見られる個人の居宅や風俗店に押し入り、家人や従業員を緊縛して金品を強奪するという手荒い犯罪のイメージが形成され、これが一般住民の外国人犯罪への不安を増幅させていると思われる。

以上のような、マクロな視点で見た犯罪の数という点では治安が悪化しているとは言えないものの、犯罪のロケーションや態様といったミクロな視点で見た犯罪の質が変化したことから、国民の「体感治安」が悪化したという説明は、一定の説得力をもっていることは確かであるが、これらの要因が犯罪実態以上の「体感治安」の悪化をもたらした主たる要因と言えるかいうと、それには疑問がある。何故なら、国民は、犯罪の実態の変化を実感した結果として「犯罪への不安」を昂じさせているというよりは、実態とは無関係に、漠然とした不安感に駆られているように見えるからである。この治安の実態と国民の「体感治安」の乖離は、本稿のはじめに取り上げた世論調査の結果からもはっきりと確認できる。すなわち、朝日新聞の意識調査では、既に見たように「あなたやあなたの家族が、犯罪の被害に遭う不安を感じるか」という問いに「不安を感じる」と答えた者の割合が 81%に達するのに対して、実際に「あなたやあなたの家族が、犯罪の被害に遭ったことがありますか」という問いに「ある」と答えたのは 21%に過ぎない。また、日本の治安が 5 年前に比べて「悪くなった」と答えた者の割合は 81%に達するのに対し、実際に「あなたが住んでいる地域」に限ってみると、治安が 5 年前に比べて「悪くなった」と答えた者は 33%で、「とくに変わらない」と答えた者が 58%である。つまり、「自分の周りでは治安はそれほど悪化していないが、日本全体では治安が悪化しているらしい」と感じていることになる。

（２）マスコミの報道の影響

このようなギャップが生まれた原因は言うまでもなくマスコミの報道である。このことも世論調査の結果から確認できる。すなわち、内閣府の世論調査では、「日本の治安にどの程度関心があるか」との問いに「関心がある」とする者が 81.0%（「関心がある」27.0%、「ある程度関心がある」53.9%）に上っているが、「関心がある」とした者に、「治安に関心を持ったきっかけは何か」を聞いたところ、「テレビや新聞で取り上げられるから」が圧倒的に多く 83.9%、次いで「家族や友人との会話などで話題になったから」が 30.0%、「身近で犯罪が発生した（発生しそうになった）から」は 23.0%に過ぎない。つまり、国民が抱く「犯罪への不安」は、国民が実際に犯罪の被害に遭う不安を感じたからというよりも、マスコミ等による犯罪報道の影響を

強く受けた結果であることが分かるのである。

少年犯罪の報道を例に、犯罪報道が治安の実態とかけ離れた「体感治安」の悪化をもたらすメカニズムを見ておこう。まず問題になるのは報道の頻度である。少年事件に関する報道の頻度が神戸の連続児童殺傷事件（1997年）の前後で大きく異なることは言うまでもないが、石井小夜子は、「少年の殺人の検挙人員は1985年が100人であり、1998年が117人、1999年は111人であった。それに対し『朝日新聞』の少年犯罪についての報道は、1985年は188件、1998年が1,666件、1999年には916件であった」と指摘した上で、「昨今の社会では少年犯罪は目を引く報道であるから、善意であれ悪意であれ、書けば書くほど少年犯罪が増加し、凶悪化したという印象を持たれてしまう」と述べている³⁶⁾。つまり、犯罪についての集中豪雨的な報道は、その報道内容の如何に関わらず国民の「体感治安」の悪化を引き起こす要因となりうる。この点を、ある雑誌の編集者は次のように述べている。「少年犯罪のことに少しひきつけて言えば、われわれはよく言えば事件の背景、社会性などをすくい取りたいと思っている。そういう中で、少年犯罪が連続して起きると、『いま少年犯罪は大変なことになっている。放っておいたらひどいことになってしまう』という視点で記事をつくっていく。すると『少年犯罪が激増してどうにもならないところまでいってしまっているかどうかはわからない。けれども、報道を見るかぎりではすごく大変なようだ』というムードが社会に広がるわけですね。今度はその雰囲気に乗って、少年犯罪を過剰に報道する。結果としてメディアが煽ってしまったといわれても仕方がない面もあるかもしれません³⁷⁾。そして、こうした犯罪報道を「商品」として作り出すメディアの姿勢は、必然的に報道の内容にも関連してくる。この編集者は続けてこう述べている。「……雑誌の場合は、毎号毎号の売れ行きがきちっと出てきます。こんな作り方はまずいなどと思ったときのほうが売れたりします（笑）。たとえば事件報道でもプライバシーに踏み込んだほうが受けがいいわけです³⁸⁾。こうしてメディアは、事実関係よりも背景や動機を詮索してセンセーショナルに取り上げつつも、結局「今日の少年犯罪の動機は理解不可能である」ことを強調して終わることから、市民の少年犯罪への恐怖心がなおいっそう煽られることになる。

以上、少年犯罪報道を例に、報道によって「体感治安の悪化」が過剰に煽られるメカニズムを見てきたが、同じことは外国人犯罪をめぐる報道についても言えるだろう。犯人が外国人であることが殊更に強調され、犯人がまだ逮捕されてもいないのに、「犯人は外国人とみられる」とか「片言の日本語を話す中国人風の4人組が……」とか報道されることによって、国民の間では「犯人は外国人」「外国人の犯罪が増えている」という心証が形成される。こうした個別の事件の報道だけでなく、マスコミは、警察が犯罪統計を公表する際に付した分析結果を、自ら検証することなくそのまま報道することによって、「来日外国人の犯罪が増加している」とか「不法滞在者の存在が日本の治安の脅威になっている」とかいう警察当局のメッセージを広く日本社会に浸透させる役割も担っている。そうして形成された誤った認識の上にこそ、警察統計を引用して外国人排斥を叫ぶ政治家の発言が説得力をもって受け入れられる素地が存在するので

ある 39)。

(3) 報道に同調する国民意識

このように見てくると、マスコミの報道姿勢もさることながら、それに同調しようとする国民の意識も問題にされなければならないことが分かる。マスコミが単なる数字の上での「犯罪の増加」を、内容を検証することなく繰り返し報道したことによって「治安悪化」のイメージが振りまかれ、これに国民が同調した結果が今日の「犯罪不安社会」を生み出した側面が強いことを指摘しておかなければならない⁴⁰⁾。

国民の中に犯罪不安を掻き立てるマスコミ報道に同調しようとする素地があるとする、それは何によって形成されたのであろうか。一つの要因として、犯罪被害者の置かれた悲惨な状況が国民一般に知られるようになって来たことが指摘されている。1990年代の後半から犯罪被害者や被害者遺族の存在に注目が集まるようになる中で、専門家だけでなく一般国民もテレビや新聞を通じて被害者遺族の生の声を聞く機会が増えてきた。被害者のやり場のない怒りや悲しみ、「二度と同じ悲劇を繰り返さないで欲しい」という悲痛な訴えが、「自分たちもいつ同じ立場になるかもしれない」という現実的な不安として国民の心に響き、何とかしなくてはいけないという危機感へと繋がっていったと言うのである⁴¹⁾。しかし、犯罪被害者やその遺族のマスコミへの露出それ自体も、犯罪不安を煽ろうとするメディアの手法の中に組み込まれていて、国民が示す被害者や遺族への共感や同情もまたメディアによって演出されたもののようと思われる。

近時の犯罪不安社会のベースにあるのは、むしろ「他者への不信感」であるとの指摘こそ正鵠を射ているように思われる。たとえば、近時の少年犯罪の「凶悪化」とそれに対抗するための少年法改正などは、「世界の中でも日本の子どもたちだけが際立って示す大人への不信に、今度は大人の側が子どもへの更なる不信で応えようとした」結果であろう。市民的公共性が育たない土壤に個人主義ならぬ「孤人主義」が浸透することによって、ますます人々の連帯は断ち切れ、いたるところで人間不信の悪循環が生まれている⁴²⁾。コンビニの前や電車の床に座り込む子どもたちを見て、大人たちは名状しがたい嫌悪感を覚えると同時に一種の恐怖感を抱く。夜中にアパートに集まって大騒ぎをする外国人たちに、腹立たしさを感じると同時に不安感を抱いている。それらの行いは犯罪と呼べるようなものではないが、自分たちが常識だと思って守ってきたことがあっさりと否定され、スポイルされたと感じるとき、犯罪に遭遇したときに匹敵する不信と憎悪が生み出される。こうした非常識な行いをする連中はきっと犯罪とも繋がっているに違いない、と考えてしまう。そこに自分の考えを代弁してくれるメディアが登場すれば、本当に犯罪が増加しているかどうかはあまり意味を持たない。少年や外国人の犯罪が増加していることを示す指標が、メディアによって「客観的なデータ」として提示されれば、それをいちいち検証しなくても、自分を納得させるには充分なのである。要するに、犯罪報道に同調しようとする国民意識の素地を成しているのは、少年や外国人といった異質なものの不信感あるいは差別意識であるといっていいたいと思う⁴³⁾。

結びに代えて

警察統計やこれに依拠する政府の「行動計画」は、我が国の治安の現況は「危険水域にある」といい、なかでも街頭犯罪は国民の「体感治安」を悪化させている元凶とみなされ、警察などの治安機関のみならず、自治体や住民が総力を挙げてその対策に取り組むべきことが強調されている。しかし、その一方で、研究者の中には、犯罪の統計は警察が取る統計であるから、警察が事件処理の方針を変更すれば、犯罪の実態が変化していなくても、統計上の数値は大きく変化する可能性があり、実際、ここ数年の犯罪認知件数の激増は、こうした「統計上のトリック」の影響を受けてのものだと主張する見解が有力である。治安の現況をどう評価するか識者の間で見解が分かれる中で、若年層の高失業率を背景に 20 歳を過ぎても非行から足を洗えない「若者」が増加しており、これが我が国の治安の不安材料となっているという点については意見の一致が見られる。そうだとすると、あるべき治安対策は現在政府が打ち出しているようなものとはかなり異なったものになってしかるべきだが、冷静な治安対策の議論は政府や治安当局からはもちろん、メディアからも聞こえてこない。むしろ国民は、異質なもののへの不信感からメディアが流す「治安悪化」の報道に積極的に同調し、根拠もなく「犯罪への不安」を昂らせているように見える。このことは、「犯罪への不安」から、国民が「市民的自由」を放棄してでも「安全の給付」を政府に要求する事態が見られるだけに、看過することのできない問題となっている。²¹⁾

注

- 1) 『平成 14 年版警察白書』、36 頁以下。
- 2) 2004 年 1 月 27 日付け朝日新聞。なお、同年 3 月の読売新聞の世論調査（4 月 8 日付け紙面）では、「この数年の間に、日本の治安は良くなったか、悪くなったか」という問いに、「悪くなった」と答えた者が 93.6%になっている（「悪くなった」68.9%、「どちらかといえば悪くなった」24.7%）。
- 3) <http://www8.cao.go.jp/survey/h16/h16-chian/index.html>
- 4) 「オレオレ詐欺」の被害は 2003 年 5 月以降急増した。2003 年中の認知件数は 6,504 件（うち未遂が 2,185 件）、被害総額 43 億 200 万円となっている（平成 16 年版警察白書、144 頁）。警察庁は、2004 年になって、預金口座への振込みを要求する手口の詐欺を、被害予防の観点から、「すぐに振り込まないことを」国民に注意喚起するため、「振り込め詐欺」と呼ぶようになり、マスコミでも定着しているようである。
- 5) 警察庁がホームページ上に公開している「平成 16 年（1～11 月）の犯罪情勢」の凡例を参照（<http://www.npa.go.jp/toukei/seianki1/161217hanzaijousei.pdf>）。
- 6) 小倉利丸「監視カメラと街頭管理のポリティクス」同編『路上に自由を一監視カメラ徹底批判』（インパクト出版会、2003 年）19 頁以下参照。
- 7) ゲリー・ラフリー（宝月誠監訳）『正統性の喪失—アメリカの街頭犯罪と社会制度の衰退—』（東信堂、

2002年) 5頁。なお、アメリカ犯罪学における「街頭犯罪」概念については、竹村典良「街頭犯罪 (Street Crime)」藤本哲也編『現代アメリカ犯罪学事典』(勁草書房、1991年) 1頁以下参照。

8) 犯罪白書では、刑法及び次の10個の特別法、すなわち①爆発物取締罰則、②決闘罪に関する件、③印紙犯罪処罰法、④暴力行為等処罰に関する法律、⑤盗犯等の防止及び処分にに関する法律、⑥航空機の強取等の処罰に関する法律、⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律、⑩組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に規定する罪を「刑法犯」と言い、刑法犯全体から交通関係業過を除いたものを「一般刑法犯」と言っているが、警察白書では、交通事故に係る業務上(重)過失致死傷及び危険運転致死傷を除いた「刑法」に規定する罪並びに次の13個の特別法、すなわち上記①②④⑤⑥⑧⑨⑩の他、a.火炎瓶の使用等の処罰に関する法律、b.流通食品への毒物の混入等の防止等に関する法律、c.サリン等による人身被害の防止に関する法律、d.公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律、e.公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律に規定する罪を「刑法犯」としている(従って上記の③⑦は除かれている)。このように犯罪白書と警察白書では、統計の基本概念で相違が見られるが、犯罪白書の「一般刑法犯」と警察白書の「刑法犯」がほぼ共通しており、2003年の認知件数では前者が2,790,444件、後者が2,790,136件となっている。ここでは、見慣れた図2を掲げたので、犯罪白書の「一般刑法犯」を用いた。ただ、本稿全体では、より詳細な警察統計を掲載している警察白書を用いることが多いことから、以下特に断らなければ「刑法犯」とは警察白書の「刑法犯」を指す。

9) 前掲「平成16年(1~11月)の犯罪情勢」5頁以下及び31頁以下。

10) しかし、最近5年間の街頭犯罪の認知件数で見ると、最も増加率の大きいのは街頭での強制わいせつであって、1999年に2,569件であったものが2003年には5,434件と2.1倍になっており、路上強盗の1.98倍を上回っている。そして、2004年11月の奈良女児誘拐殺人事件をきっかけに街頭での略取・誘拐が新たに対応を必要とする街頭犯罪としてクローズアップされてきた。『平成16年版警察白書』では、1999年から2003年までの5年間の路上での略取・誘拐の認知件数は、175件から213件の間を上下しているが、「平成16年(1~11月)の犯罪情勢」によると、2004年1月から11月までの街頭における略取・誘拐の認知件数は214件で、前年同期に比べ31件(16.9%)増加している。この問題は別の機会に検討したい。

11) 『平成16年版警察白書』106頁。『平成16年版犯罪白書』は、一般刑法犯検挙人員に占める少年の割合(少年比)を41.3%としている(198頁)。

12) 法執行機関の裁量権の行使(discretion)の結果としての暗数の問題については、さしあたり、藤本哲也『刑事政策概論〔全訂第三版〕』(青林書院、2001年)25頁以下、瀬川晃『犯罪学』(成文堂、1998年)17頁以下等参照。

13) 河合幹雄『安全神話崩壊のパラドックス』(岩波書店、2004年)31頁以下。

14) 同上、42頁以下参照。

15) 同上、67頁参照。

- 16) 歩行者が肩に掛けているショルダーバッグや自転車の前かごに入れているバッグを被害者に抵抗されることなくスムーズにひったくって逃げた場合、これを「窃盗」と評価することに異論はない。ぶつかりざまにひったくって走って逃げた場合も、暴行を手段とするものではあるが、それが「反抗の抑圧」に向けられたものではないので、強盗ではなく窃盗に過ぎない（西田典之『刑法各論[第二版]』（弘文堂、2002年）167頁以下参照）。被害者が財物を離さないで、なおも暴行を継続したような場合に、それが「反抗を抑圧する程度」のものであれば「強盗」、それに達していなければ「恐喝」となることも争いがない。問題は、バイクや自動車に乗って走りながらひったく場合である。強盗における暴行は、被害者の意思に現実に影響を与えそれを抑圧するものでなければならぬと解釈すれば、ひったくる行為自体は「反抗を抑圧するための暴行」ではないから、強盗には当たらず窃盗に過ぎないということになり、被害者が転倒して傷害を負ったとしても、それは窃盗＋傷害と評価されることになる（町野朔『刑法各論の現在』（有斐閣、1996年）156頁以下）。それに対して、現実には被害者の意思に働きかけていなくとも、バイクや自動車を利用したひったくりは、被害者が手放さなければ生命・身体に重大な危険をもたらすおそれのある暴行を用いているから「強盗」となりうるし、その結果傷害を負わせれば強盗致傷になるとする説がある（前田雅英『刑法各論講義[第三版]』（東京大学出版、1999年）192頁参照）。下級審の判例にも、バイクに乗った被告人が自転車に乗った女性からバッグをひったくろうとした際に同女を転倒させ傷害を負わせた事案で、被告人のひったくり行為自体を、被害者が僅かでも抵抗すれば転倒等の生命・身体に重大な危害を生ずる可能性のある極めて危険な行為であるから、「同女の反抗を抑圧するに足る暴行に当たる」として「強盗」と評価し、強盗致傷の成立を認めたものがある（東京高判昭和38年6月28日高刑集16巻4号377頁）。このような見解に立てば、若者がバイクを使ってひったくりを働いた際に被害者を転倒させるなどして軽症でも負わせれば、多くの場合「強盗致傷」と評価されることになる。
- 17) 葛野尋之『少年司法の再構築』（日本評論社、2003年）480頁以下、石井小夜子『少年犯罪と向きあう』（岩波新書、2001年）19頁以下参照。
- 18) 前掲「平成16年（1～11月）の犯罪情勢」32頁及び34頁。
- 19) 平成16年版警察白書の186頁以下の記述から算出した。
- 20) 浜井浩一『『治安悪化』と刑事政策の転換』世界2005年3月号115頁。
- 21) 前田雅英『日本の治安は再生できるか』（ちくま新書、2003年）21頁以下。
- 22) 同上、85頁以下。同『少年犯罪一統計から見たその実像一』（東京大学出版会、2000年）6頁以下も参照。
- 23) 座談会（遠藤比呂通、白藤博行、浜井浩一、田島泰彦）『『監視社会』に向かう日本と法』法律時報75巻12号（2003年12月）における浜井発言（とりわけ11頁、16頁）参照。
- 24) 前田は、この推定値は「誰が計算しても同じ結果になる」と言うが、具体的な計算方法は示されていない。宮崎哲弥のこんな発言がある。「ちなみに私は、前田氏の説明と同じやり方でいくつか補正値を算出してみたのですが、どうも前田氏の示されているような高い数字にはならなくて困っています。おそらく単純な補正ではなく、特殊な手法を用いられているものと考えられます。補正手段そのものの検討もし

たいので詳細を公開していただきたいですね。」宮崎哲弥・藤井誠二『少年の「罪と罰」論』（春秋社、2001年）14頁。

- 25) 平成16年版犯罪白書、180頁。
- 26) 浜井、前掲論文、111頁。
- 27) 吉岡一男『刑事学〔新版〕』（青林書院、1996年）103頁以下。
- 28) 河合、前掲書、41頁以下。河合は、別の座談会では、統計上のトリックを「差し引いて改めて調べてみると、確かに刑法犯全体では微増しています。ピッキングなどの侵入盗やひったくりなどの『財産犯』の場合は、はっきり増加傾向でしょう」と述べている（河合、杉田敦、土井隆義「犯罪不安社会の実相」世界2004年7月号154頁）。
- 29) 同上、71頁。
- 30) 浜井、前掲論文、116頁。前田『日本の治安は再生できるか』87頁、河合、前掲書、67頁参照。
- 31) 「平成16年（1～11月）の犯罪情勢」
- 32) 平成15年版犯罪白書も「若年犯罪者の変貌」に着目し、275頁以下に「犯罪者の年齢構成別から見た動向」が詳しく分析されている。
- 33) 三浦展『ファスト風土化する日本—郊外化とその病理』（洋泉社新書、2004年）20頁以下。同様の認識は、警察白書の記述にも見られ、平成14年版白書では、群馬県伊勢崎市とその周辺地域を例に、郊外化と犯罪情勢の変化について詳細な分析が行われている（42頁以下）。
- 34) 河合、前掲書、105頁以下。
- 35) 平成16年版警察白書、190頁。
- 36) 石井小夜子、前掲書、21頁以下。
- 37) 北村肇（『サンデー毎日』編集長）の座談会での発言（新倉修編『少年「犯罪」被害者と情報開示』（現代人文社、2001年）35頁）。
- 38) 同上、36頁。なお、毎号毎号の売れ行きを気にかける必要のない大新聞でも、社説や本文の記事は冷静に書かれているが、見出しはセンセーショナルなものが多いという指摘がある（河合、前掲書、102頁以下）。
- 39) 中島真一郎「検証 石原発言—警察庁の来日外国人犯罪分析批判—」同他『「三国人」発言と在日外国人』（明石書店、2000年）94頁以下参照。
- 40) 前掲注（27）の座談会での杉田敦の発言（156頁）参照。
- 41) 浜井、前掲論文、117頁参照。
- 42) 内田博文『『市民的治安主義』の拡大』法の科学29号（2000年）100頁参照。
- 43) 斉藤貴男『安心のファシズム』（岩波新書、2004年）173頁参照。

障害を有する者にかかる就労移行支援政策の展開と課題 —三重県下の取り組みから—

小西 啓文

I はじめに

厚生労働省は2004年10月に障害者福祉についての「改革のグランドデザイン案」をまとめたが、その対象は、障害者福祉にかかる支援費制度にとどまらず、障害者の自立のための職業訓練にも及ぶものであった。

すなわち、「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」（厚生労働省障害保健福祉部・2004年10月12日）は¹⁾、「今後の障害保健福祉施策の基本的な視点」として、身体・知的・精神等と障害種別ごとに対応してきた障害者施策について、市町村を中心に、年齢・障害種別・疾病を超えた一元的な体制を整備する中で、制度全体が効果的・効率的に運営される体系へと見直し、地域福祉を実現することが必要であるとする「障害保健福祉施策の総合化」という基本認識を提示した上で、障害者施策の政策レベルにおいて、保護等を中心とした仕組みから、「障害者のニーズと適性に応じた自立支援」を通じて地域での生活を促進する仕組みへと転換し、障害者による「自己実現・社会貢献」を図ることが重要であるとする「自立支援型システムへの転換」の必要性を前面に打ち出している。

もちろん、改革の趣旨が、現行の支援費制度や精神保健福祉制度は既存の公的保険制度と比較して制度を維持・管理する仕組みが脆弱であり、必要なサービスを確保し障害者の地域生活を支えるシステムとして定着させるために、国民全体の信頼が得られるよう「給付の重点化・公平化」や「制度の効率化・透明化」等を図る抜本的な見直しが不可欠である、とする「制度の持続可能性の確保」にあることは否めない。しかし、この改革案が2005年2月には「障害者自立支援法案」に結実し、そこにおいて、一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、福祉側から支援することにより「障害者をもっと『働ける社会』に」することが改革のねらいの1つにあげられていることに鑑みれば、このグランドデザインや法案が、障害を有する者の就労移行支援策の今後を方向付けるものであることは疑いの余地はなかろう。

そこで本稿は、まず「障害者雇用」の制度と現状を紹介し、現に障害を有する者の就労移行支援策がどのように用意されており、とりわけ三重県下においてどのように運用がされているかを検証し、その問題点を提示した上で、改革の動向がそれら問題点を踏まえたものになっているのかについて検討することを目的にする。その上で、オルタナティブな政策案について、ドイツ法からの示唆を必要な範囲で紹介することにしたい。

II 現行障害者雇用制度のスキームと改革の方向性

1 現行障害者雇用制度のスキーム

わが国の障害者雇用制度について規定する障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）は、ドイツの割当雇用制度の考え方を取り入れ、企業に一定の障害者雇用を義務付ける「雇用率制度」を採用している。

同法は、すべて事業主は社会連帯の理念に基づき進んで身体障害者または知的障害者の雇い入れに努めなければならない、と謳った上で（37 条）、国・地方公共団体・事業主に対して、政令で定める雇用率（一般事業主については 100 分の 1.8）に達する人数の身体障害者または知的障害者を雇用すべき義務を課す。

そして同法は、「雇用率」を実効あるものにしようとして、「障害者雇用納付金」制度を設けている。すなわち政府は、身体障害者・知的障害者を雇い入れる事業主（常時 300 人を超える労働者を雇用するもの）等に対して、種々の助成金を支給することとし、この費用に充てるために、事業主から「障害者雇用納付金」を徴収し、事業主にその納付義務を負わせているが、この納付金は、実際に身体障害者または知的障害者を雇用している事業主については雇用している数に応じて減額され、基準雇用率（100 分の 1.8）を達成している場合にはゼロになるよう設計されているのである。

またこの雇用率は、原則として個々の事業主ごとに算定されるが、親会社が障害者の雇用に特別の配慮をした「子会社」を設立した場合には、一定の要件のもとに雇用されている労働者を親会社に雇用されているとみなすとされている。これが、給与体系などは一般社員と違って、障害者の働きやすい条件を整えている「特例子会社」である²⁾。

2 障害者の就労に対するアプローチの仕方—— 一般雇用と福祉的就労

一般に、「特例子会社」で働く知的障害者は、初任給が月額 11 万円程度あり、これに国民年金の 7 万円の障害基礎年金（2 級）を加えると、自活も可能な収入があると指摘されている。これに対して、一般企業に就職できなかった知的障害者は、たとえば、雇用されることが困難なものを入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させることを目的とする施設（知的障害者福祉法 21 条の 7）である知的障害者授産施設の 1 つである「通所授産施設」に通い職業訓練を受けることになるが、その場合、本人を指導する人件費として、障害者 1 人あたり月に 20 万円余りの費用（公費）がかかる。しかも通所授産施設の活動終了後に就職に結びつく者は余り多くないという。このように就職が具体的目標になることもなく、通所授産施設で働き続ける障害者に対して、その間に支払われる工賃は 1 ヶ月に 1 万 2 千円程度であるといわれ、とても自活ができるものではないと指摘されている。

そして、11 万円の給料を受ける「特例子会社」での「一般雇用」と、20 万円の公費を社会から受け取り 1 万 2 千円の工賃が支払われる「通所授産施設」での「福祉的就労」とを対比して、障害者にとって何が本当の「自立」か、という問いが発せられ、障害者をすべて福祉の対象と

してみるのではなく、働ける人が働けるようになるにはどうすべきか、「自立支援のための就労支援」のあり方が問われている、というのである³⁾。

3 障害者雇用政策にかかる改革の方向性——「就労移行支援」という視点

冒頭で触れたグランドデザイン案が提示される以前から、厚生労働省内において障害者雇用政策に関する検討はすでなされていた。すなわち、2004年初頭に厚生労働省内に設置された「障害者の就労支援に対する省内検討会議」は、①雇用支援策の強化、②働く場の拡大、③福祉的就労から一般就労への移行促進を目標に掲げ、また、小規模作業所や授産施設にニーズが集まっていることから施設体系の見直しをも視野に入れて議論を展開し⁴⁾、その成果を同年7月に公表された「障害者の就労支援に関する今後の施策の方向性」および「障害者の就労支援に関する当面の方向」という報告⁵⁾にまとめていたことに鑑みれば、グランドデザイン案の方向性はこの報告の延長上にあるものといっていよいであろう。

当該「障害者の就労支援に関する今後の施策の方向性」において、省内検討会議はまず「就労支援」を「障害者の地域生活を支える重要な柱の1つ」に位置づけ、「福祉施設の体系の見直しや就労支援施策の充実強化を図ることにより、障害者が働く意欲と能力を高められるように支援するとともに、その意欲と能力に応じて働けるようにしていくことが重要である」とする。

そしてそのために、「福祉部門と雇用部門の連続性を確保し、福祉部門から一般就労への移行を円滑に行えるようにするとともに、障害者が自らの職業生活を設計・選択し、キャリア形成を図ることを支援する」ことが必要であるとし、「障害者が意欲と能力に応じて働けるという観点に立って、授産施設等の福祉施設の体系を、その果たしている機能に着目して見直し、①一般就労に向けた支援を行う類型（「就労移行支援の場」）、②就労が困難な者が日中活動を行う類型（「日中活動の場」）、③企業での雇用が困難な者が一定の支援のもとで就労する類型（「継続的就労の場」）の3類型に分類しようとするのである。これは現在、障害を有する者が就労に携わる場として、先にも登場した「特例子会社」での一般就労を除けば、福祉的就労の場としての「授産施設」、イギリスやスウェーデンの「保護雇用制度」をモデルにした労働関係法が適用される「福祉工場」、知的障害のある人の親たちの自主的な取り組みを発端とする「小規模作業場」などが分立している状況にあり⁶⁾、これらの機能を整理・再編することを厚生労働省が意図しているものと考えられる。

「福祉的就労から一般就労への移行支援」という検討会議の提言は、福祉的就労を再編していかに円滑に一般就労へ繋げるか、を目標にするものであり、一般雇用と福祉的就労のもつ価値を比較する議論ではないが、障害を有する者が自ら選択して職業生活を実現することを可能にすることを目標とする点で、先の「自立支援のための就労支援」という考え方と基本的に軌を一にする。

4 グランドデザイン案における障害者雇用政策の見直し

グランドデザイン案における障害者雇用政策の見直しの要点は以下の3点にまとめることができる。

- ① 既存の施設を、生活療養（医療型）・生活福祉（福祉型）、自立訓練（機能訓練・生活支援）、就労移行支援、要支援障害者雇用等の機能に応じ事業として再編し、それぞれの事業ごとに標準的な支援プログラムを整備する。再編後の事業の実施主体については、社会福祉法人の他、NPO法人等広く運営可能となるような法的な整備を図る。
- ② 就労移行支援型の事業については、企業等での就労へ円滑に移行するという明確な目的のために期間を定めた効果的な支援を行うことを基本的な特徴とし、施設外授産や職場適応訓練等の効果的な活用を図るプログラムとする。
- ③ 要支援障害者雇用（就労継続支援）型の事業については、運営主体が障害者と雇用関係を結び継続的な就労を前提とすることを基本的な特徴とするが、既存の福祉工場と異なり、障害者以外の者の雇用を可能とすること、職員・設備等の必置規制を緩和すること等を進める。
このなかでも、本稿の問題関心からはこの改革案が「就労移行支援」についてどのようなビジョンを描いているかが問題になるが、それはさらに「雇用施策と連携のとれたプログラムに基づく就労支援の実施」という項において具体的に述べられている。

すなわち、①既存の授産施設・更正施設等を、就労移行支援事業・要支援障害者雇用事業等に再編し、雇用施策との連携を強化することにより、障害者の意欲と能力に応じて職業生活を設計・選択できるような支援体制を確立する、②就労移行支援事業については、「障害者就業・生活支援センター」との併設を積極的に進める、③障害者自らがその意欲と能力に応じて職業生活を設計・選択できるよう、雇用・福祉・教育等の関係機関からなる総合的な相談支援体制を充実し、一人ひとりに合った総合的な支援プログラムを作成・実施するとともに、地域資源の連携強化を図るため、雇用・就業に関する地域の相談支援窓口としての公共職業安定所の機能を強化する。あわせて、市町村が公共職業安定所と連携を図り、地域で生活する障害者の就労支援を進めるよう、その責務を明確にする、④雇用部門と福祉部門が共通で活用できる雇用・就業に向けた職業評価手法を検討する、がそれである。

ここで重要なことは、就労支援に向けて、公共職業安定所の機能を強化すること、雇用・福祉・教育等の関係機関との相談支援体制を充実させ、その際、「障害者就業・生活支援センター」が中心的役割を期待されていることであろう。

そこで以下、現行の障害を有する者に対する就労移行支援政策を検討し、この改革案がこれら制度をいかに位置づけようとしているかについて検討することにする。

III 就労移行支援のための取り組み

1 就労移行支援に関係する組織の概念と機能

障害を有する者の就労移行支援に関係する組織としては、現在のところ、公共職業安定所、

地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターが存在する（図1参照）。ここで、これら組織の概念や就労移行支援に関する機能を簡単に紹介することにする。

- (1) 公共職業安定所は、民間の事業主に障害を有する者を雇用しやすい環境を整えるように、「職場適応訓練」と「障害者試行雇用事業（障害者トライアル雇用）」を用意する。

「職場適応訓練」は、実際の職場で作業環境に適応するための訓練を受けた上でその事業所に雇用されることを目的するものであり、訓練を実施した事業主へは職場適応訓練委託費が、訓練生へは雇用保険の失業給付または訓練手当が支給される⁷⁾。グランドデザイン案においても注目されている制度であるが、後述する「サン・グループ事件」では職場適応訓練にかかる調査・指導義務違反が問われることになる。

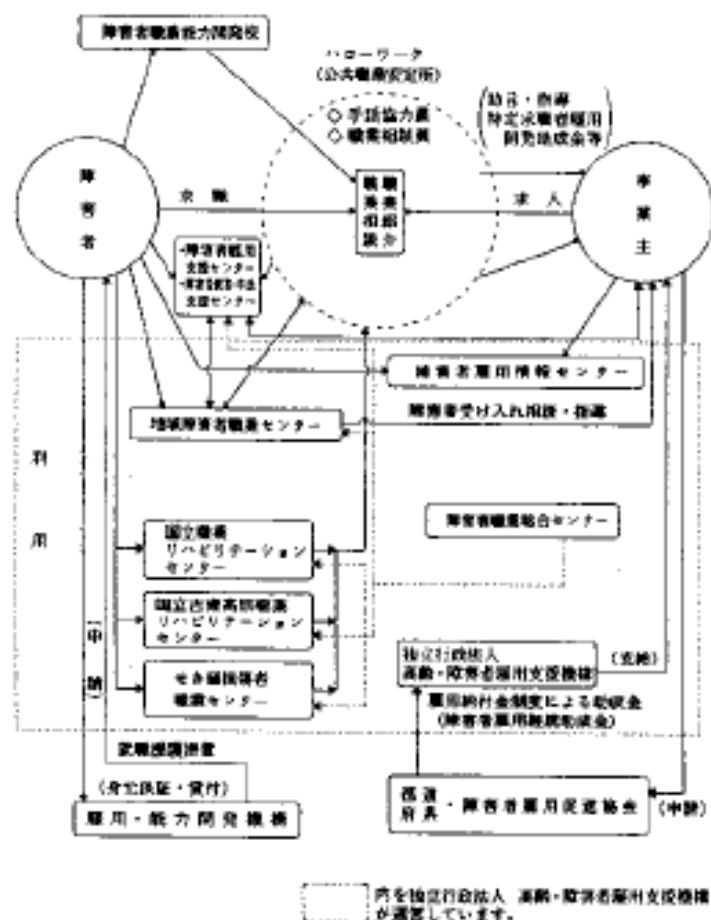
「障害者試行雇用事業（障害者トライアル雇用）」は、障害者に関する知識や雇用経験がないことから、障害者雇用を躊躇している事業者に対して、障害者を試行雇用（トライアル雇用）の形での受け入れにより、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業である⁸⁾。この事業の特徴として、トライアル雇用期間中の障害を有する者の労働条件が、労働基準法等の労働関係法令に基づき、事業主と対象者との間で雇用契約を締結して決められることと、同雇用期間中、通常の労働者として要件を満たす場合は、労働保険等が適用されることをあげることができよう。

- (2) つぎに「地域障害者職業センター」は、障害者に対し、職業能力・適性等の評価をはじめ障害の種類・程度に応じた職業相談・指導、職業準備訓練、職業講習、雇用機会創出事業さらには就職後のフォローアップに至るまでを、また、事業者に対し、雇入れ、配置等の雇用管理、作業施設等の改善に関する相談・助言等を総合的に行う施設であり、全都道府県に設置されている⁹⁾。

その三重県版である「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構三重障害者職業センター」は、公共職業安定所が行う職業紹介と密接な連携のもとに、障害を有する者が就職し、より良い職業生活を送るための相談や援助を行う。事業者に対しては、雇入れや職場適応上の課題に対する相談・助言等を行う。

具体的には、障害者に対して、職業評価（職業能力、適性等の評価を行い、その結果に基づき必要な職業リハビリテーション計画の策定を行う）、職業指導、職場の作業環境に適応させるために必要な助言・援助等を実施しているが、就労支援という観点からは、ワークトレーニングコースにおいて、基本的な労働習慣を体得させるための支援を行う「職場準備支援事業」と、職場にジョブコーチを派遣し、知的障害者、精神障害者等が職場に適応することを容易にするため、職業習慣の確立や特性への障害者の特性に関する理解の促進などのきめの細かな人的支援を行う「職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業」の実施が重要であろう。

1



出典) 三重労働局職業安定部職業対策課・社団法人三重県障害者雇用促進協会『平成 16 年度障害者の雇用の現状』・2005・1 頁。

2



出典)厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部編『障害者雇用促進法の逐条解説』
日刊労働通信社、2003・76頁。

他方、事業主に対しては、受け入れに伴う配慮事項、職場・配置、施設・設備の改善方法、作業手順の改善、作業補助具の活用、福利厚生・安全教育、社員としての障害者の指導・育成、職場適応を高めるための援助、障害者雇用に関する企業内教育及び障害者を受け入れる人的環境の整備等についてのアドバイスをする¹⁰⁾。

(3) 3番目の「障害者雇用支援センター」は、都道府県知事の指定により、市町村レベルで、福祉部門と雇用部門との連携を図りながら、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者に対し、事業主のニーズに応えた職業準備訓練を中心として、就職・職場定着に至るまでの相談・援助を一貫して行い、就職が特に困難な障害者の雇用の促進を図ることを目的として設置されるものである¹¹⁾。もっとも、三重県において同センターは存在しないことから、三重県下の就労移行支援においては次に述べる「障害者就業・生活支援センター」がキーパーソンになっているといっても過言ではない。

(4) 最後に、「障害者就業・生活支援センター」は、障害者雇用促進法 33 条に基づき、職業生活における自立を図るために、就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用・保健・福祉・教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において、必要な支援を行うことにより、雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的として設置される¹²⁾。障害者の職業生活における自立を図り、その雇用・就業の促進を図るという目的を果たすべく、就業支援と併せて日常生活又は社会生活上の支援を身近な地域で一体的に行うための相談窓口となるとともに、地域での雇用・保健福祉・教育等の関係機関の連携の拠点となることが期待されている（図 2 参照）¹³⁾。

先述のとおり、「障害者就業・生活支援センター」はグランドデザイン案において、就労移行支援事業の中心的役割を担うものとされている。三重県においては、四日市に「四日市障害者就業・生活支援センター」が、伊勢に「伊勢志摩障害者就業・生活支援センター『ブレス』」が存在する。

そこで次項では、今後さらなる重要な機能を担うであろう同センターの機能について、特に四日市障害者就業・生活支援センターに注目しながら検討することにしたい。

2 四日市障害者就業・生活支援センターの業務内容と評価

(1) 四日市障害者就業・生活支援センターの業務内容

四日市障害者就業・生活支援センターは、就職や職場への定着が困難な障害者を対象として、身近な地域で、雇用・福祉・教育等の関係機関との連絡の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活・社会生活上の支援を一体的に実施することを業務内容とする¹⁴⁾。もっとも支援対象障害者には、就職するため、また継続的に雇用されるために、就業に係る支援と同時に日常生活において相当程度の支援が必要な者のみならず、一旦就職したものの職場不適應を起こし離職若しくは休職するおそれがある者、又は職場不適應により離職若しくは休職している者など、職場定着のために継続的な支援が必要な者も含まれる。

同センターの職務内容は、具体的には以下に記載するごとくである。

- ・ 障害者からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助。
- ・ 事業主に対して障害者の就職後の雇用管理にかかる助言等。
- ・ 障害者に対して障害者職業総合センター、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター又は事業主により行われる職業準備訓練を受けること及び職場実習を行うことについてのあっせん。
- ・ 障害者雇用支援者に関する情報の収集及び提供、障害者雇用支援者に対する研修。
- ・ 前各項目の業務の円滑かつ有効な実施に資するため、ハローワーク・地域障害者職業センター・社会福祉施設・医療施設・盲学校・聾学校・養護学校・当事者団体等の関係機関との連絡会議の開催と、これら機関との連携。

(2) 四日市障害者就業・生活支援センターの活動内容

具体的に四日市障害者就業・生活支援センターがどのような機能を果たしているかを、四日市障害者就業・生活支援センターの担当者からヒアリングした調査結果に基づき紹介することにする。

まず、障害者就業・生活支援センターは、仕事をしたいという希望を受け、本人の話を聞き、本人に適した仕事を考えることを業務内容とする。実際に仕事を探し、障害を有する者に斡旋するのはハローワークであり、センターの業務内容として重要なことは、仕事をみつけることでなく、本人の希望や資質に即した仕事探しをすることである。

障害者就業・生活支援センターの特徴は、障害者雇用促進法に定められた身体障害・知的障害にとどまらず、精神障害も含めたすべての障害に対応可能である点をあげることができる。しかし最近の傾向としては、身体障害から精神障害へと重点が移ってきている。身体障害の場合は、その障害に適した仕事かどうかという作業能力の有無にかかわる判断をすることがセンターの業務内容になるが、精神障害の場合は、病気が発症すると作業ができなくなってしまうため、支援を通じて安定させることが重要になる。すなわち、仕事の定着が困難であるからこそ支援が必要であり、それにより生活を作るためのサポートをすることが、就業のみならず生活をも支援するセンターの役割になる。

とりわけ、精神障害を有する者については、医療との関係（主治医との連携）が重要であるが、ハローワークは主治医から「意見書」をとるにとどまり、同センター登場以前は連携がとれているとまでは言えない状況であった。精神障害を有する者の場合、毎日ないしは週1回の相談で定着が可能になるというケースもある一方、雇用継続困難で退職した場合に、労働への自信がなくなることや、病状が悪化することもあるために、次にどうつなげるかがセンターにとって重要になる。

四日市障害者就業・生活支援センターの特色として、社会福祉協議会が受託している点があげられた。このような事例は全国的に稀であり、ほかに1カ所程度しか存在しないとのことで

ある。

四日市はノーマライゼーションの運動が比較的盛んであったこともあり、精神障害を有する者の作業所は多いが、現段階では雇用率にカウントされないために一般就労は少ないのが現実であるという。

また、知的障害を有する者の場合にも、一般就労の職場は少なく、リストラをされた場合に作業所へ戻ることが大半であり、活動終了後の卒業生の行き場がないという問題に対応するため¹⁵⁾、今後、知的障害を有する者の就労支援のための会議の立ち上げを目指しているとのことであった。

(3) 四日市障害者就業・生活支援センターに対する評価

四日市障害者就業・生活支援センターについては、新聞においても実績を上げていることが報道されている¹⁶⁾。

すなわち、障害者就業・生活支援センターとは行政の障害者雇用支援が福祉、商工で分離していたのを反省し、生活と雇用の両面の支援を一体化する狙いで全国に47設立されたものであり、四日市障害者就業・生活支援センターも厚生労働省の委託を受け、同市社協と市が開所したものであるという紹介を踏まえ、開設以来約1年（2004年1月末現在）で15人の障害者の就職を実現したことにつき、「生活相談まで多面的な支援が奏功している」という評価がなされている。

そして、市商工農水部や職業安定所の職員と一緒に企業訪問し、市保健福祉部と協力してリハビリなどの相談にもものること、雇用主の相談にもアドバイスすることにより、「職安や市役所などでは手が届かない、きめ細かい多面的サービスができていないのではないか」と成功の要因を指摘している。なお、開設2周年を迎え、44名が就業したというデータがある¹⁷⁾。

また、厚生労働省の目標は「3年で10人以上の就職」であるという三重労働局のコメントが掲載されているが、それは単純計算で「1年で3人以上の就職」を意味し、同センターの「1年15人」は約5倍の実績であると指摘されている。2004年度三重県の障害者の雇用障害者数¹⁸⁾は1841人であり、前年に比べ16人の増加であるというデータに鑑みれば、センターの果たしている役割は非常に大きいものであると考えられる¹⁹⁾。

3 「障害者就業・生活支援センター」に対する評価と検討課題

(1) 「障害者就業・生活支援センター」に対する評価

以上のように、四日市障害者就業・生活支援センターは高い評価を受けており、実際に果たしている役割も非常に大きいものと考えられる。それでは、「障害者就業・生活支援センター」を制度設計という観点から見た場合に、いかなる評価をすることができるであろうか。

障害者就業・生活支援センターは、各センターに厚生省が推進してきた「生活支援ワーカー」を配置し、家庭訪問などを通じて金銭管理や衣食住など生活面の相談・助言を行い就業と地域生活を一体的に支援すること、通勤寮などの宿泊施設に養護学校在校生を短期間受け入れる「体

験入寮制度」を実施したり、日常生活技能や通勤などの習得機会を提供して養護学校との一体感を深めること、地域の保健福祉や職業リハビリテーション関係施設・機関と「運営協議会」を構築してネットワークを形成することなど厳しい実施要項が課されてきた。しかし予算規模が小さかったこともあり、実施法人では、予算獲得のために県や市町村と積極的に接触したり、各方面との連携策を探るなどして、結果的に「地域を耕す」ことになったという。とりわけ、厚労省や文科省などの縦割り行政、あるいは障害種別ごとに専門分化された施策が、障害を有する者の「自立と社会経済活動への参加の促進」に向けて一体的に提供されうるところがセンターに対する期待感を高めさせている²⁰⁾。

(2) 障害者就業・生活支援センターの検討課題—— 集権化か分権化か

しかしながら、その一方で、このセンターの制度設計にまったく疑問がないわけではない。その検討課題は、同じく就労移行支援のための組織と位置づけられるであろう「地域障害者職業センター」の展開過程を取り上げることにより明らかになる。

地域障害者職業センターは、公共職業安定所との密接な連携のもとに、職業評価・職業指導から就職後のアフターケアまでを専門的に行うとともに、事業主に対する障害者の受入れ指導等を実施する機関として、昭和 47 年より「雇用促進事業団」において心身障害者職業センターの設置が進められてきたものである。以後、心身障害者職業センターは次第に増設され、昭和 56 年度には全都道府県に一所ずつ設置された。

昭和 62 年の法改正において、この心身障害者職業センターは、地域に密着して基本的な職業リハビリテーションを必要に応じて随時実施する「地域障害者職業センター」として法律上位置づけられた。もっとも、昭和 62 年の法改正前においては、障害者職業センターに相当する施設の設置、運営の業務は多岐の主体に分かれて実施されていたのを、「障害者職業総合センター構想」を推進していく過程で、以下の理由により、「障害者雇用促進協会」において一元的に実施することが適当と考えられるに至った。すなわち、

- ① 障害者職業センターに相当する施設の行っている業務は、いずれも職業評価、職業指導等の業務であり、雇用促進事業団、身体障害者雇用促進事業団等多岐の団体に分かれて実施されている状況は、必ずしも十分に障害者のニーズに応えたものとはいえず、これらの主体を一元化することが職業評価、職業指導等の業務のみならず職業紹介等を含む職業リハビリテーション関係業務全般の推進に資すること。
- ② 心身障害者職業センターを日本障害者雇用促進協会に移管すれば、同協会において運営されている国立職業リハビリテーションセンター、吉備高原職業リハビリテーションセンターとともに障害者職業総合センターを中心とする職業リハビリテーションに関する全国ネットワークを形成することが可能となり、人事・技術交流の円滑化、職員の資質の向上が図られ、職業リハビリテーションサービスの水準を飛躍的に向上させることとなること。
- ③ 臨時行政調査会の第 5 次答申（最終答申。昭和 58 年 3 月）において業務の見直し、整理合理化を求められている雇用促進事業団から、障害者雇用に関する専門団体としてその体

制を整備しつつある日本障害者雇用促進協会への業務移管は、行政改革の趣旨に沿うとともに職業リハビリテーション関係業務の今後の発展に資すること。

よって、昭和 62 年の法改正においては、政府が障害者職業センターの設置及び運営の業務を行うこととした上で、日本障害者促進協会が設立されたときには、労働大臣が日本障害者雇用促進協会に行わせるという構成により、協会に同業務を一元的に行わせることにしたという。

その後、日本障害者雇用協会は独立行政法人とすることとされたが、職業リハビリテーションを効果的・統一的に遂行する必要性や納付金制度に基づく各種助成金の支給と一体的に行う必要性などから、引き続き職業センターの設置運営業務は機構が行うことになった²¹⁾。

この展開過程は、当初「雇用促進事業団」が地域で障害者雇用の問題に取り組もうとするのに対して、政府が「日本障害者雇用協会」へ移管させるよう働きかけたという意味で、一種の「集権化」²²⁾のそれと分析することができる。

これに対して、現在注目されている「障害者就業・生活支援センター」の設立は、できるだけ地域に根差した活動が展開されるよう、公益法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人にも認められている（障害者雇用促進法 23 条）。これは「分権化」の流れと指摘でき、制度設計がなされた時代背景が異なるとはいえ、「心身障害者職業センター」とは正反対の対応であると指摘することができよう。

話はこれにとどまらない。「障害者就業・生活支援センター」の設立に至る背景には、「障害者雇用支援センター」との関係も見え隠れする。すなわち、平成 14 年の法改正前の障害者雇用促進法において、障害者の職業生活における自立の促進を図るため、障害者の職業能力の向上を図ることを中心に施策を推進してきたが、法改正当時から、精神障害者や知的障害者等の求職者が増加しており、このような障害者を雇用に結びつけるには、職業能力の向上のみならず、生活支援も併せて行うことが必要であると認識されるに至った。そこで、従来から市町村レベルにおいて職業準備訓練を中心とする職業リハビリテーションを行ってきた「障害者雇用支援センター」とは別に、障害者本人にとってより身近な地域で、就業支援と併せて生活支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」を設立することとしたとされるのである²³⁾。

本来、「障害者雇用支援センター」は、障害者の生活圏に近い市町村レベルにおいて、基本的な労働習慣を身につけさせるための訓練である職業準備訓練を中心にして、就職・職場定着に至るまで一貫した形で支援することが効果的であるという認識のもとに、都道府県知事によって、市町村レベルにおいて職業準備訓練をはじめとしてきめ細やかな職業リハビリテーションを行う公益法人に対して指定されるものであった。そして平成 9 年の法改正により、福祉部門から雇用部門への円滑な移行を促進するため、新たに社会福祉法人を指定対象に加えるとともに、指定要件として、施設を必要とする職業準備訓練を自ら行わなくとも、地域障害者職業センター等が行う職業準備訓練をあっせんすることで足りることと法改正した。いわゆる「あっせん型障害者雇用支援センター」の登場である。それにもかかわらず、その後、職業能力の向上のみならず、日常生活又は社会生活上の支援も併せて行うことが必要である精神障害者や知

的障害者等の求職者が増加してきたことを受け、平成 14 年の法改正において、障害者就業・生活支援センターが設立されることに伴い、従来の「あっせん型障害者雇用支援センター」は、「障害者就業・生活支援センター」に移行することになり、これにより障害者雇用支援センターは、指定対象を自ら職業準備訓練を行う公益法人のみに限られることになったのである²⁴⁾。

以上のように、「障害者就業・生活支援センター」と「障害者雇用支援センター」との間の関係や両者の位置づけは複雑かつ曖昧なものであり、「障害者就業・生活支援センター」の台頭によって、障害者雇用支援センターはあっせん型雇用支援の場としての活動を制限されたとすら解釈することもできる。2003 年に導入されたばかりの障害者支援費制度が「障害者自立支援法」によってかわろうとする現実といい、最近の障害を有する者にかかわる政策の改革は、法的安定性を逸したものであると指摘しても大過なかりう。

(3) 障害者就業・生活支援センターの検討課題—— 裁判例に見る就労移行支援における行政責任

「障害者就業・生活支援センター」については、就労移行支援における行政責任という観点からも検討課題を指摘することができる。いわゆる「サン・グループ事件」(大津地裁平 15. 3. 24 判決判時 1831 号 3 頁)は、知的障害者の使用者が障害者に対して暴力を加え、適正賃金を支払わないなど劣悪な労働条件下で作業強制等をしたことにつき、使用者に対して不法行為を理由とする損害賠償請求が認められた事件であるが、それにとどまらず、裁判所は次のように述べて、知的障害者が求職登録した公共職業安定所の違法性をも認定している。

すなわち、「障害者雇用促進法は……障害者に対して職業指導・職業訓練・職業生活その他……を職業リハビリテーションと位置づけ(同法[旧]2 条 5 号)、……また都道府県は、必要があると認めるときは、求職者である障害者について、その能力に適合する作業の環境に適應することを容易にすることを目的として、適応訓練(以下「職場適応訓練」という)を行うものとし([旧]同法 5 条)、職安は、その雇用の促進のために必要があると認めるときは、障害者に対して、職場適応訓練を受けることについてあっせんするものとしている([旧]同法 6 条)」が、「職場適応訓練を実施するにあたっては、職安は、当該障害者にとって、当該職場が、訓練をする場として、さらには就職先として適切であるかどうか適切な判断をする必要があ[った]」にもかかわらず必要な調査、指導をしなかったことにつき公共職業安定所の違法がある、と。

さらに裁判所は、私企業に雇用される前に入所しており私企業との架橋を果たした知的障害者更正施設に関して、「職場実習中においては、在園生にとってその職場が職場実習先として適切なものであるか、在園生の職場環境は適切か等について必要な調査をすべきであ[った]」として、同施設の設置者である県に対しても就労状況等の調査義務の懈怠があったことを理由に損害賠償責任を認めている。

この点、県から知的障害者福祉法に基づき福祉の措置を採る権限を委任された福祉事務所長の属する福祉事務所も、知的障害者との関係で、その実情を把握し、必要な相談、調査、指導等を行うこと及び知的障害者更生施設等への入所措置等の福祉の措置を採ることを職務内容と

し、その職員である知的障害者福祉司も、管内における知的障害者の実情の把握、関係行政機関との連絡調整、現業職員等に対する指導助言、取扱いが困難なケースの指導、職業的自立の可能なケースの就業の援助、更正したケースのアフターケアを職務内容とするものである（昭和35年6月17日社発381号「知的障害者福祉司の職務内容について」および同日社発382号「福祉事務所における知的障害者援護事務の執行について」）。ここから、福祉事務所や知的障害者福祉司がこれら職務内容に違反したか否かも問題になり、この点につき裁判所は、「特定の知的障害者と一定程度以上の関わりを有している福祉事務所が、当該知的障害者に関して、職場への適応等の職場の安定又は社会生活の安定を阻害する事情が存在することを認識し得る場合において、福祉事務所が上記の調査、指導等を行わないことがその合理的な判断として許される範囲を逸脱したときは、その不作為は、当該知的障害者との関係において国家賠償法1条所定の違法行為にあたる」とも判示するのである²⁵⁾。

「障害者就業・生活支援センター」もその業務内容として「障害者に対して障害者職業総合センター、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター又は事業主により行われる職業準備訓練を受けること及び職場実習を行うことについてのあっせん[を行うこと]」とされているので、あっせんした障害を有する者が連携ミスの結果アクシデント等に遭遇した場合、障害者就業・生活支援センターもなんらかの法的責任が追及される可能性がある、と指摘することができる。

このように、地域に根差し、就労のみならず日常生活をも支援しうる組織である「障害者就業・生活支援センター」は、絶え間ない法制度の改革と、広範な守備範囲がゆえに、想定外の法的責任を追及される可能性に対峙していることになる。

IV ポストの補充に際しての使用者の義務—— オルタナティブな政策案の提示

1 問題の所在

以上のようにわが国では、障害を有する者の就労移行支援は雇用率制度をベースにしつつ、行政主導で行われてきている。このことは、その施策が的確なものであれば問題は生じなかりうが、反面、その施策が的確性を欠く場合には、法改正や行政責任の問題に直結することをも意味する。

この点に関して、同じく雇用率制度を導入しながら、使用者に対して、ポストを補充する際に障害を有する者が適任であるか審査する義務を課すと同時に²⁶⁾、事業所の中に重度障害者代表という重度障害を有する者の利益代表を置くドイツ重度障害者法の制度は参照に値するように思われる。そこでドイツ重度障害者法が重度障害を有する者の就労にあたり、いかなる対応をとっているかを概観することにする。

2 審査義務

(1) まず使用者は、空位のポストが重度障害を有する労働者、特に労働局に失業中または求職

中と届け出た労働者で充当することができるかどうか審査する義務を負う。この審査は抽象的ではなく具体的に、公募されたまたは充当されるべきポストに対してなされなければならない。

この目的は重度障害を有する者の採用と就労を促進することにあることから、この審査は、ポストが埋められるべき場合には常になされるべきものであるとされる²⁷⁾。すなわち、この審査義務は重度障害を有する者がそのポストに応募したかどうかとは無関係であり、それはあらゆる種類のポストの充当、すなわち企業内の異動にも関係する。

もっとも、この審査義務は採用義務を基礎付けるものではない。使用者は原則として人の雇い入れを自由に行うことができるのであって、このことは、「労働その他の就労関係を基礎付ける請求権は存在しない」ことを定めた規定（81条2項2号後段）から明らかである。しかし他方で、審査義務は最低限、法的な雇用義務の履行を達成するという目的を追求するものである。ポストの充当に際して法的雇用義務のある使用者の選択の裁量は制限される。かくして法的雇用義務の使用者は同じ適性について重度障害を有する応募者に対して優先を認めなければならないことになる²⁸⁾。

(2) 1986年重度障害者法に関する連邦労働裁判所の判例によると²⁹⁾、使用者が審査義務を満たすのは、使用者が労働局に企業内のポスト公募の写しを送り届け、労働局がそのポストに適切な重度障害を有する失業者を紹介することができるか審査することを依頼した場合である。この場合、使用者は労働局から具体的なポストに対してあげられた求職者を審査に含めなければならない。

(3) 使用者が以上の義務に違反する場合、経営協議会は、経営組織法99条2項1号³⁰⁾に基づき、採用に関する同意を拒否しなければならない。というのも、この場合、この採用は使用者に審査義務を課すことを通じて、重度障害を有する者を労働生活へ編入することを確保するという法規定に違反するからである³¹⁾。

ただし基本的に、使用者が雇用義務割当を満たしていないにもかかわらず空位のポストに重度障害を有する者を採用しないという事実自体は、経営組織法99条2項1号に基づく同意拒否理由にはならない。このため経営協議会は、使用者が重度障害を有する者を採用しなければならなかったという理由で異議を唱えることはできない³²⁾。他方、重度障害を有していない求職者の採用が81条2項の不利益取扱い禁止の違反の下で行われる場合には法的状況は異なる。この場合、経営組織法99条2項1号に基づく経営協議会のもつ同意拒否理由が存在し、違法が認められることになる。

なお、審査義務違反は以下で述べる関与ないし聴聞権違反とは異なり、秩序違反³³⁾として引き合いに出されない。しかしながら、使用者が法的雇用義務を満たさない場合の審査義務の不履行は秩序違反を構成しえて、使用者は過料に処せられうる。

3 重度障害者代表の関与

さらに、使用者は障害を有する者に対する採用可能性の調査に際して、「重度障害者代表」に

関与させ、事業所の利益代表³⁴⁾の意見を聴取しなければならない。重度障害者代表は重度障害を有する者の事業所及び公的機関への統合を促進し、利益を代表し、相談に乗り、援助することを任務とする者であり、5人以上の重度障害を有する者が雇用されている事業所で選出される、任期4年の名誉職である³⁵⁾。

(1) 情報提供義務

使用者は、労働局の職業紹介提案について、また重度障害を有する者及び同等の者に関するすべての現に存在する求職について、重度障害者代表と経営協議会に直接、それらの到達後に情報提供しなければならない。それによって、重度障害者代表と経営協議会は重度障害を有する者の編入に寄与することができるのであって、重度障害者代表は使用者に対して情報請求権を然るべく有することになる。

多数の求職者が1つのポストに応募する場合、重度障害者代表は、採用決定の前段階になされる一次選択から関与し、企図された選択決定が報告されなければならない。重度障害者代表には95条2項1文に従い態度決定に関する聴取機会が与えられ、引き続き、重度障害者代表は当該一次選択についての情報が与えられることになる。

重度障害者代表に対してはさらに就職面接への参加権と就職資料のうち決定にかかわる部分についての閲覧権が認められる。全求職者との比較においてのみ、重度障害者代表は重度障害を有する求職の適性について自らの意見を形成することができるからである。求職手続が取り決められた場合、使用者は重度障害者代表に対して計画された採用決定について情報提供し、態度決定に関与する機会を与えなければならない（聴聞）。

使用者が重度障害者代表に対して関与義務を果たさない場合、その違法は経営組織法99条2項1号に従い、経営協議会の同意拒否理由にあたるとされる。というのも、関与権は審査義務と並び法に定められたポスト補充手続の構成要素であるからである³⁶⁾。

(2) 特別の協議義務

雇用義務のある使用者が義務割当を満たさず、重度障害者代表または事業所の利益代表が使用者の意図された判断に同意しない場合に、法は拡張された関与義務である特別の協議義務を用意する。これは、企図された採用決定が重度障害者代表と事業所の利益代表に対して個別に理由付けられ、これらの者によって申し述べられた異議が協議されるための話し合いを行うという使用者の義務を含むものである。使用者はこの際、とりわけなぜ重度障害を有する求職者の採用が雇用義務の不達成にもかかわらず企図されないのかを説明しなければならない。

この特別の協議手続の枠組みにおいて、使用者はその他に、企図された決定に係る重度障害を有する求職者すべてを意見聴取する義務を負う。この義務は、重度障害者代表と事業所の利益代表との協議の枠組みにおいて生じうるために、重度障害者代表と事業所の利益代表が参加資格のある固有の話し合い期日が定められることになる。

立法者は、雇用義務を達成しない使用者に対して、重度障害を有する者の採用を促すために、意識的にこの費用のかかる形式的手続きを選択したという。すなわち使用者は熟慮の上、そし

てすべての事情を考慮した上でのみ、重度障害を有する求職者に対する決定をすべきであるということである。拒否理由は協議のための話し合いにおいて申し述べられなければならないのであるから、使用者が単なる客観的理由しか主張しない場合には、これは拒否された求職者にとって、不利益取扱い禁止違反の疎明を容易にする機能をも有することになるのである³⁷⁾。

(3) 採用決定にかかる情報提供義務

使用者が採用決定をした場合、重度障害者代表は遅滞なく、すなわち通常即時に情報提供されなければならない。特別の協議手続きにおいて、すべての関係者、すなわち拒否された重度障害を有する求職者も、決定に関して情報提供される。この場合、決定は報告されるだけでなく、理由とともに説明されなければならない。これは拒否された求職者に、決定を法的に検討し、場合によっては不利益取扱い禁止にかかる権利を行使することを可能にすることになる³⁸⁾。

なお、情報提供ないし協議義務は例外的に、個々の求職者が重度障害者代表の関与を明白に拒否する場合には、個々の求職者には存在しない。

(4) 関与手続きの欠如

法的関与手続きが具体的に実施されない場合、その違反は秩序違反とされ、すべての当事者に対して存在する職業紹介提案・求職およびその決定についての重度障害者代表および利益代表の情報提供義務の不履行は、156 条 7 号における秩序違反として罰せられる。協議義務違反は秩序違反とされる。このことが当てはまらないのは、関与義務が、重度障害を有する求職者が重度障害者代表の関与を明らかに拒否したために認められない場合である。

4 ドイツ法からの示唆

以上のように、ドイツ法では日本と同様に雇用率制度を導入しながら、行政主導の政策立案によって障害を有する者の就労支援をするのではなく、行政は職業紹介提案の面で関与するとどまり、使用者の審査義務や重度障害者代表の関与権を通じた、いわば民間ベースで就労支援が実現されていると指摘することができよう。このようなアプローチは、わが国の政策にとってオルタナティブな視点を提示するものであり、示唆深いものといえよう。

V むすびにかえて

以上、障害を有する者の就労支援に関する法政策の展開を検討してきたが、要約すれば以下のごとくであろう。

まず、「障害者雇用」を取り巻く環境としては、「自立支援のための就労支援」や「福祉的就労から一般就労への移行支援」が現時点での検討対象にされているということである。そしてその検討対象に取り組むために、厚労省からは「障害者の就労支援に関する今後の施策の方向性」や「改革のグランドデザイン」が提示されており、前者においては就労移行支援体制を確立するための施設の再編が、後者においては「障害者就業・生活支援センター」の重要性が指摘されている。

そこで、現時点で就労移行支援のために存在する組織である地域障害者職業センター、障害

者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターを比較検討したところ、時代背景の違いはあれども、これら組織間に政策立案のうえでの一貫性があるとはいいい難く、また「障害者就業・生活支援センター」は取り扱う業務の範囲の広さゆえに、かえって行政責任を問われかねない事態も生じうることを指摘した。

このような改革諸案や就労移行支援のための組織を検討した上で、同じく雇用率制度を導入しながら、重度障害を有する者の就職にあたり、使用者に審査義務を課し、重度障害者代表に関与権を認めるドイツ重度障害者法をオルタナティブな政策案として紹介した。

ところで、そもそも「就労による自立／社会参加」という発想自体に対して疑問を呈する見解も存在する。すなわち、「知的障害者の雇用は、低賃金で扱いやすい労働力を確保できること、知的障害者雇用にかかる助成金によって設備投資ができるなど、格段に他企業との競争力が増強すると豪語してその雇用メリットを主張する事業主」もなかには存在し、「企業経営の『あや』を知らない労働・福祉・教育機関の支援者達は、このような事業主までも自分たちと同じスタンスに立つ情熱的な事業主として祭り上げた」結果、『就労による自立／社会参加』という古典的な名目に幻惑され、このようなお先棒を担いだことが事業主の過剰なパターンリズムを許し、人権侵害の一因となった」という指摘がそれである³⁹⁾。「サン・グループ事件」はまさしくこのような土壌において発生した事件であり、今後、障害を有する者の就労移行支援策は、職場編入後の不利益取扱禁止や使用者の配慮義務とセットで議論する必要があるだろう。

その際、わが国においても近時、障害を有する者に対して、保護的な環境下で仕事に従事するよりも、就労してから現場で作業能力を向上させる place and train という考え方⁴⁰⁾が有力に主張されており、先述した職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業も展開している。この支援事業の動向を追うのと同時に、四日市障害者就業・生活支援センター、伊勢志摩障害者就業・生活支援センター「プレス」、あるいは第3セクター方式の重度障害者雇用企業である「三重データクラフト」、身体障害者福祉工場である「アクティブ鈴鹿」などからの聞き取り調査を実施することを今後の研究課題としたい。

注

- 1) 朝日新聞社説 2004 年 10 月 20 日朝刊 3 頁参照。グランドデザイン案の全文は <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/10/s1012-4.html> を参照。なお、最近の障害者雇用支援対策の動向について論じたものに、竹中康之「障害者の雇用支援対策の現状と課題」労旬 1586 号 4 頁がある。
- 2) 菅野和夫『労働法 6 版』（弘文堂・2003）68 頁以下。日本経団連障害者雇用相談室編著『障害者雇用マニュアル Q&A』日本経団連出版・2004・196 頁。
- 3) 小宮英美「知的障害者の自立を支える就労支援を」月間介護保険 99 号 34 頁。なお「知的障害者」という概念は差別的表現であるという指摘があり（例えば小堀憲助『「知的（発達）障害者」福祉思想とその潮流－東西国際社会思想の比較』中央大学出版部・2004・48 頁）、「知的障害のある人」という表現を用いる論文も存在する（例えば特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク編『障害のある人の雇用・就労支援 Q&A』の Q41「知的障害のある人の職域拡大～介護ヘルパーについて」）。本稿では基本的に「知的障害を有する者」という表現を用いるが、例外的に引用文献等が「知的障害者」という表現を用いている箇所については引用文献等の通りに引用してあることを予めお断りする。
- 4) 関宏之「障害のある人が働き・働き続けるために一日本における障害者雇用政策の課題と展望①」労旬 1577 号 4 頁。
- 5) 全文は、<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/07/s0713-2e.html> を参照。
- 6) 関宏之「障害のある人が働き・働き続けるために一日本における障害者雇用政策の課題と展望②」労旬 1579 号 56 頁以下。
- 7) 三重労働局職業安定部職業対策課・社団法人三重県障害者雇用促進協会『平成 16 年度障害者の雇用の現状』（2004 年）26 頁。同制度により、訓練期間中は、委託した事業主に対し訓練生 1 人あたり 1 ヶ月 24000 円（重度障害者の場合 25000 円）の委託費が支給され、訓練生に対しては雇用保険法の規定による基本手当を受けている者には訓練終了日まで引き続いて当該手当が支給される。
- 8) なお、トライアル雇用の実施期間は原則として 3 ヶ月間である。ただし、トライアル雇用期間を途中で中断させて、常用雇用に移行する場合はこの限りでない。3 ヶ月の期間を経過し常用雇用に至らなかった場合は、契約期間満了による終了となる。ただし、契約期間中に事業主の都合で中止した場合は解雇の扱いになる。
トライアル雇用を実施した事業主に対しては、トライアル雇用終了後、トライアル雇用報奨金が支給される。報奨金の額は、原則としてトライアル雇用した対象者 1 人あたり 1 ヶ月 50000 円である。
- 9) 三重労働局職業安定部職業対策課・社団法人三重県障害者雇用促進協会・前掲注 7・3 頁。
- 10) 三重労働局職業安定部職業対策課・社団法人三重県障害者雇用促進協会・前掲注 7・38 頁。
- 11) 厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部『障害者雇用促進法の逐条解説』日刊労働通信社・2003・64 頁。
- 12) 三重労働局職業安定部職業対策課・社団法人三重県障害者雇用促進協会・前掲注 7・4 頁。
- 13) 厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部・前掲注 11・75 頁。
- 14) 三重労働局職業安定部職業対策課・社団法人三重県障害者雇用促進協会・前掲注 7・39 頁。

- 15) この点につき、尾崎正利「障害を持つ生徒の学校から職場への移行システムー三重県における現状と課題ー」三重短期大学地域問題総合調査研究室編「地研年報」9号21頁以下において、三重県下における被解雇者の増加と再就職率の低下傾向が指摘されている。
- 16) 朝日新聞朝刊三重総合版2004年3月13日。
- 17) 社会福祉法人四日市社会福祉協議会発行『社協だより かけはし』79号5頁。
- 18) 三重労働局職業安定部職業対策課・社団法人三重県障害者雇用促進協会・前掲注7・10頁。
- 19) なお2004年度の実雇用率は、1.8%の法定雇用率の適用される一般の民間企業（常用労働者数56人以上規模の企業）において前年より0.03ポイント低下し、1.46%であった（全国の民間一般企業の実雇用率1.46%）。また、法定雇用率未達成企業の割合は、53.5%から54.1%と前年に比べ0.6ポイント増加している。
- 20) 関宏之「障害のある人が働き・働き続けるためにー日本における障害者雇用政策の課題と展望③」労働旬1580号42頁以下。
- 21) 厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部・前掲注11・48頁以下。
- 22) 「集権化」に関して、今村都南雄・武智秀之「政府間関係の構造と過程」社会保障研究所編『福祉国家の政府間関係』東京大学出版会・1992・29頁は、政府プログラムの内容と実施の仕組みに関する意思決定の権能と機能が、そのプログラムを所掌する中央の政府組織にどの程度集中しているかを計る指標であると概念規定する。
- 23) 厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部・前掲注11・75頁。
- 24) 厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部・前掲注11・65頁。
- 25) もっとも、福祉事務所の対応が適切でない部分があることを認める判示部分もあるが、裁判所は「合理的判断として許される範囲を逸脱したものとはできない」として、原告の主張を退けている。この点について、橋本宏子「サン・グループ事件訴訟と行政の危険防止責任」神奈川法学36巻3号264頁以下参照。
- 26) この審査義務の根拠規定は社会法典9編(重度障害者法)81条1項である。「使用者は、欠員となったポストの充足に際し、重度障害を有する者特に労働局に失業中または求職中と登録されている重度障害を有する者の採用が可能か否かを検討する義務を負う。労働局との早期の連携が行われなければならない。労働局または統合専門サービスは使用者に相応の重度障害を有する者を紹介しなければならない。労働局の職業紹介提案と重度障害を有する者からの就業希望に関して、使用者は、重度障害者代表と93条にあげられた代表に、その受領後直ちに報告しなければならない。重度障害を有する裁判官の採用申込みの際には、長官協議会は、当該委員が任命に関与する場合に限り報告を受ける。使用者は1文という検討に際し、95条2項に基づき重度障害者代表を関与させ、かつ、93条にいう代表の意見を聴取しなければならない。使用者が雇用義務を満たさず、重度障害者代表または93条に定める代表が使用者によって企図された決定に同意しない場合には、理由をあげた上で当該事項が協議される。この場合当事者である重度障害を有する者が聴聞されなければならない。すべての当事者は使用者から理由の説明の下、当該決定について即時に情報提供される。当該重度障害を有する者が重度障害者代表の参加を明確に拒否した場合には、

採用応募に際して重度障害者代表は関与しない。」(81条1項)。なお、ドイツ法の記述について、詳しくは、小西啓文「ドイツ重度障害者法における雇用政策の展開—就労支援・職業能力形成・配慮義務の観点から—」三重短期大学法経学会発行『三重法経』125号35頁以下参照。

27) BAG Beschl.v.14.11.89NZA1990,368. 本件で BAG は、使用者が、空位のポストが重度障害を有する労働者で補充されるかについて、採用の前に審査しなかった場合には、重度障害を有しない労働者の採用は経営組織法 99 条 2 項 1 号の規定に違反する、と判示した。

28) Müller-Wenner/Schorn, SGB IX Teil 2 Schwerbehindertenrecht Kommentar, C.H.Beck, 2003, S.135.

29) BAG Beschl.v.10.11.92NZA1993,376,378. 本件で BAG は、使用者が経営協議会に対して、ある一定の公募されたポストへの求職者に関する求職情報をすべて提出した場合は、他の能力を必要とする他のポストに申し込んだ者の情報を経営協議会に提出しなかったとしても、経営組織法 99 条 1 号に基づく情報提供義務を履行し、責任を負わない、と判示した。

30) 経営協議会は事業所における労働者の中心的機関であり、それが有する機能は、社会的決定事項(経営組織法 87 条ないし 89 条)に関する具体的な共同決定権、職場、作業工程および労働環境の形成(同 90 条)、人事の事項(92 条ないし 105 条)ならびに経済的事項(106 条ないし 113 条)である。99 条は、20 名を越える選挙権のある労働者を擁する事業所について、採用・格付け・格付け変更及び配転に従業員代表の同意にかからしめており、99 条 2 項は「経営協議会は以下の場合に同意を拒否することができる」と規定し、その 1 号で「人事上の措置が法律……に違反する場合」と規定する。この点につき、マンフレート・レーヴィッシュ(西谷敏・中島正雄・米津孝司・村中孝史訳)『現代ドイツ労働法』(法律文化社・1995)154 頁以下参照。

31) BAG Beschl.v.10.11.92NZA1993,376u. BAG Beschl.v.14.11.89NZA1990,368.

32) ArbG Lüneburg Beschl.v.27.5.86NZA1987,67. 本件で裁判所は、経営協議会は、雇入れ事業所において重度障害を有する者の雇用割当が未達成であり、それゆえ重度障害を有する求職者が優先されるべきであるという理由では、企図された労働者の採用について経営組織法 99 条 2 項に基づき異議申し立てができない、と判示した。

33) 秩序違反に対しては 156 条に基づき 2500 ユーロまでの過料が課される。

34) 経営協議会、職員協議会、裁判官協議会、検事委員会、長官協議会がそれである(93 条)。

35) 廣田久美子「障害者の雇用保障に関する法的課題—ドイツ重度障害者法を中心に」九大法学 83 号 314 頁以下。

36) Müller-Wenner/Schorn ,a.a.O.,S.137.

37) Müller-Wenner/Schorn ,a.a.O.,S.138.

38) Müller-Wenner/Schorn ,a.a.O.,S.138f.

39) 関宏之「雇用差別と人権侵害を考える」松友了編『知的障害者の人権』明石書店・1999・199 頁以下(関川芳孝「障害者の雇用政策」日本労働法学会編『講座 21 世紀の労働法 2 巻 労働市場の機構とルール』有斐閣・2000・210 頁以下より重引)。

40) 野中猛『[図説]精神障害リハビリテーション』中央法規・2003・110 頁以下。

「国民保護法」のねらいと地方の役割

成澤 孝人

はじめに

三重県政策開発研修センターが発行する雑誌「地域政策―三重から」は、2004年の夏号において、「有事法制と国民保護」という特集を組んで、そこに6本の論文と有事法制の成立に重要な役割を果たした民主党の前原誠司衆議院議員のインタビュー記事を掲載している。「あとがき」に「政治的にはともかく、有事が最も身近かなはずの国民の関心が薄い現状に、問題点を提示しなければと考えた」とコメントがあるように、有事法制を批判的に検討する論文も含めて、有事法制の姿を総合的に提示することに成功しているといえよう¹⁾。「改革」を主導した前知事の功績により、「先進自治体」として知名度の高い三重県が関与する雑誌において、「国民保護法」の特集が組まれたことは、2004年の「国民保護法」の成立を受けて、「有事法制」に対する都道府県関係者の関心が深まっていることを示しているように思われる。それと同時に、誌面からは、国民の関心がさほど高くないまま、「有事法制」が国会で成立し、地方自治体に多大な負担を負わせようとしていることに対する戸惑いも感じられる。

本稿も、「問題点を提示する」という「あとがき」の問題意識を共有する。しかしそもそもの「問題点」として、憲法の実質を変更する重要な法律が、なぜ「国民の関心が薄い現状」で制定されてしまったのかがまず問われるべきだと考える。さらに、その原因は、国会を中心とする中央の政治が「麻痺」していることにあり、そのような状況での「有事法制」の制定は日本政治の混迷状況をさらに加速させ、将来の日本国および日本社会に取り返しのつかない大きな傷を与えることになるのではないか、という根本的な疑問を感じている²⁾。

本稿は、そのような「麻痺」を生じせしめた原因が、「政治改革」によってもたらされた「憲法議論の過少」にあることを示し（第一章）、このようにして成立した「国民保護法」が、「国民を守る」どころか、その反対の性格をもつことを明らかにする（第二章）。その上で、現在、わたしたちに何が問われているかを考えてみたい。

1 「有事法制」を成立させたもの

（1）「有事法制」批判のマナー？

「備えあれば憂いなし」というキャッチフレーズで戦後保守勢力の念願であった「有事法制」を制定しようとしていた小泉首相に対して、民主党や朝日新聞が、「国民保護法制が先だ」と反論していたことは記憶に新しい。

この議論が最終的に行き着いたのは、自民党と民主党の「妥協」による「有事関連三法」の成立であった。民主党は、「有事」の際にも「基本的人権」が保障されることを条件として、こ

の法案に賛成したのである。それは、2003年6月のことであった。

この事例からもわかるように、この間の平和主義を巡る国会やメディアの議論のドラスティックな変化は実に驚くべきである³⁾。10年前であれば、有事法制が制定されること自体およそ考えられなかった。そこでは、憲法九条に照らして、自衛隊の存在自体を問題視する勢力が国会においても大きな力を持っており、憲法論議をきっちりと行い、政府は日本国憲法の自己の解釈に照らして行為を正当化せざるをえなかった。政府は、92年のPKO協力法でさえ、参加5原則やPKFの「凍結」という妥協をすることによって、やっと成立にこぎつけたのであり、また、99年の周辺事態措置法の時にも、自衛隊が戦闘行為に巻き込まれそうになる場合には撤退もありうると主張して、憲法からの批判をかわそうとしたのである。

周辺事態法が成立してからたった5年で、国会での議論の状況は大きく変貌した。それでも、2003年の「有事関連三法」の際には、国内でも多くの自治体や団体が反対もしくは慎重な審議を求めたこともあって、国会への法案提出から制定まで二年を要した。しかし、2004年には、前年の「憂慮」の声がまるで存在しなかったかのように、国民の間でも国会においても真剣な討議がないまま、「国民保護法」を含む「有事関連七法」はあっけなく成立した。⁴⁾

問題は、なぜこのように議論の質が変化したかである。この間の議論の変化を把握するための分析視角として、99年が戦後日本政治史の一つの転換点であるということに注目したい。この年、国旗・国歌法、住民基本台帳法改悪（住基ネット）、盗聴法といった、市民の自由を制限する法律が制定された。また、今日の有事法制へとつながる「周辺事態措置法」が制定されたのもこの年である。本稿は、この事実を踏まえて、ここに成立する日本の体制を「99年体制」と呼ぶことにする。

この視角を踏まえるならば、55年体制と99年体制の決定的な相違は、憲法を政府批判の論拠として使用することに対して、シニシズム（冷笑主義）が蔓延するようになったことにある。憲法九条に照らした議論を回避し、有事法制は必要であるという前提に立って、「国民保護法制」や「緊急事態法制」が先だ、と主張するならば、「三法」が成立した後、それらの制度が提起されても反対をする理由に乏しい。「三法」の議論の流れからすれば、「七法」の静かな成立は、当然の帰結であった。

（2）議論の転換をもたらした「政治改革」

以上のように、「公共圏」における憲法論議の忌避が、有事法制の制定を促した。次に問題となるのは、そのような状況が生じた理由である。それについては、94年に始まる「改革」が、この国の政治のあり方を変貌させたことを指摘しなければならない。

この「改革」は、「経済大国」へと成長した日本が、政治でも一流でなければならない、という考えに基づき、「政治のリーダーシップ」によって官僚を統制するような政治の変革を主張した⁵⁾。確かに自民党と社会党が政権と抵抗野党という形で権力をわけあう55年体制に、権力の不透明性という問題があったことは事実である。なぜなら、55年体制とは、ある種のコー

ポラティズムであったからである。コーポラティズムとは、利益集団のバランスを重視する立場である。そうである以上、利益配分をめぐる政治的闘争の中で、ある種の「不透明性」や「不合理性」はどうしても生じる。

西欧諸国においてコーポラティズムは、戦後福祉国家の基盤であった。そこでは、労働組合運動を基盤とした政党が政権を握ることによって、社会民主主義という旗印が国民的なコンセンサスとなるという歴史を経由している。確かに、西欧諸国においても、新自由主義による福祉国家に対する批判が、社民主義の基盤を掘り崩しつつある。しかし、ヨーロッパの状況を見る限り、その基盤は強固である。ましてや、社民主義に対する批判が、憲法それ自体への批判へと転換するような状況には至っていない⁶⁾。

そういう意味で、コーポラティズムの解体が、憲法論議の過少と改憲論の台頭という形で現れざるをえない日本の状況は、西欧と比較した場合には特殊である。その原因は、55年体制コーポラティズムの存立そのものに、憲法の正当性を巡る闘争が組み込まれていたことにある。

「政権交代」の存在しない日本において、復古的な憲法改正を綱領に掲げる政党が政権につきながらも、「万年野党」がそれなりに力を持ち得たのは、憲法96条が改憲の発議に3分の2の特別多数決を要求していたことと、徹底した平和主義に立った憲法9条が、悲惨な戦争体験を通じて非戦の意識に目覚めた日本国民に支持されたからである。中選挙区制は、国民が、政権を自民党に、憲法意識を野党に託するという形での政治的選択を可能にし、96条を発動させないだけの政治力を野党に与えていた。労働運動が脆弱であったにも拘わらず、55年コーポラティズムが（非常に不十分であったことは否定しうべくもないとしても）ヨーロッパの社民主義の「代替」となりえたのは、このような政治構造に依拠していたのである。

この構造が94年に始まる「改革」によって崩れたのである。小選挙区制の導入は、選挙民が憲法意識と通常政治意識を使い分けることを困難にし、選挙の結果は、通常政治意識に一元化される。政党もまた、そのような状況に対応するべく、憲法への忠誠よりも、「政権」を獲得する可能性を探るようになる。「万年野党」が国民の憲法意識を体現していた以上、与野党の明確な役割分担に基づいていた55年コーポラティズムの解体が、憲法の力を減少させることを意味するのは必至であった⁷⁾。

94年政治改革がまいた種が発芽した99年体制の特徴をみてみよう。その変化は、与野党ともにみることができる。

まず、与党であるが、55年体制を支えてきた「派閥均衡」の政治は姿を消し、リーダーシップをもった党のリーダーが内閣総理大臣として政治を運営するというイギリス型の政権を実現することに成功したといえるであろう。その転換は、2002年の党首選において、主流派閥領袖の橋本が出馬したにも拘わらず、一般党员とメディアの声を背景にした小泉が勝利したことによって果たされた。「派閥」を腐敗の温床と見る「民意」が、「自民党をぶっ壊す」と主張した小泉首相を支持したのである。

それに対して、55年体制を担った自社両党の「改革派」と90年代の「新党ブーム」の流

れを受け継ぐ民主党は、「改革」のムードを醸成しながら、その利を小泉自民党に奪われていると評価することができよう。２００３年の衆議院総選挙と２００４年参議院選挙において、「マニフェスト選挙」という土俵を設定することに成功した民主党が、結局「政権」を獲得することができなかったのは、そのことを象徴する出来事だった。

以上のように、９９年体制を支えているのは、コーポラティズムがもたらす弊害に対する「改革」の論理であり、憲法そのものではないにも拘わらず、「改革」の論理に支えられた９９年体制が、有事法制という実質的な改憲を成し遂げ、さらにそれがもたらす憲法上の問題を覆い隠すことを目的とする明文改憲へと日本社会を導いている。「政治のリーダーシップ」を求めれば求めるほど、憲法の実質的な変更が着々と進行するのは、いったいどうしてだろうか。

まず、与党においては、「派閥」の力が消滅したことが大きい。「派閥」に弊害があったことは事実であるとしても、５５年体制の「派閥均衡」の政治の下では、自民党がアメリカとの軍事同盟にひた走することは不可能であった。「改革」は、そのような政権の抑制の機構を取り払うという効果をもった。

それに対して、社会党に代わって野党第一党になった民主党は、自己を５５年体制下の「抵抗野党」と区別するために、「憲法」を楯に政権に抵抗することを避けるようになった。冒頭にみたような「国民保護法の方が先だ」という有事法制反対論は、有事法制のもつ憲法上の問題を棚上げすることを意図したと言わざるをえない。そこには、「政権」につくことを最優先するという民主党の政治スタンスが大きく働いたことは容易に予測しうる⁹⁾。しかしその結果、民主党は、政権を抑制するという野党が果たすべき役割を放棄してしまった。そして、「改革」を支持した朝日新聞などの良識派のメディアもまた、民主党と同じスタンスをとらざるをえなくなっていることが問題をより深刻にしている。

こうして、一方で首相への権力集中を武器に、「日米同盟」の強化にひた走る与党、他方で、「抵抗政党」のレッテルを恐れて、憲法論議を国会のフォーラムに乗せることに消極的な野党という「二大政党制」が成立した。ここに、「憲法論議の過少」が、さらなる憲法からの逸脱を許容してしまうという現在の政治状況の原因がある。憲法に存立根拠のある国会において、「憲法論議」の過少が憲法からの逸脱を導く現状は、まさに「政治的麻痺」にほかならない。

（３）「有事法制」の隠された論点

「改革」がいつのまにか「改憲」へと向かっている日本の政治状況を整理してみた。ここで、「改憲」と述べたのは、「有事法制」の制定が実質的改憲であることを直接には指しているが、２０００年から国会を主な舞台として行われている明文改憲も、その動きと連動していることに注意を喚起しておきたい。

ところで、「有事法制」が実質的改憲であるということは、それが憲法違反だということを意味する。その場合、二つのレベルを区別する必要がある。

まず、戦後憲法学が追究してきたように、自衛隊それ自体が憲法違反だという論点がある。

自衛隊が憲法違反である以上、それを使用するための法整備は当然違憲だという結論を導くことができる。

それに対して政府は、「自衛のための必要最小限度の実力」は日本国憲法9条2項で禁じられている「戦力」には当たらず、自衛隊は合憲である、という「解釈改憲」に立って、日米安保条約によって義務づけられた「防衛力」と憲法9条の「調和」を目指してきた⁹⁾。

ここで問題にしたいのは、99年体制がもたらした「憲法論議の過少」は、第一のレベルにおいてだけではなく、第二のレベルにおける違憲状態を黙認する結果になっているのではないか、ということである。

そもそも、憲法9条と日米安保条約を調和させようとする政府の解釈には、自衛隊を個別的自衛権として正当化しながら、「極東」で軍事力を行使する在日米軍を抱える点で無理があった。なぜなら、アメリカ軍の基地が攻撃を受ける場合に日本が「個別的自衛権」で対処することは、政府解釈のいう「集団的自衛権」にあたるのではないかと、という疑問が生じるからである。政府は、この点を、アメリカ軍に対する攻撃であっても、日本の領土に対する攻撃ととらえられることをもって、米軍基地への攻撃に対して、日本はあくまでも「個別的自衛権」によって反撃すると主張したのである¹⁰⁾。

冷戦構造においては、在日アメリカ軍に対する攻撃の危険性は現実的には想定しづらい状況であったので、在日米軍の駐留が集団的自衛権に当たるかどうかという論点は、特に問題ならずに済んだといえよう。しかしながら、冷戦終結後、アメリカ軍のグローバル化が進行する中で、97年に改訂された日米安保ガイドラインが「アジア太平洋地域の平和と安全」を共同して維持することを目的として掲げ、自衛隊は日本の「周辺地域」においてアメリカ軍に協力することとなる。それを実現するために制定されたのが、99年の周辺事態法であった。しかし、自衛隊が国外で米軍の戦闘に協力するとなると、政府の9条解釈で禁じられている「集団的自衛権」に当たるのではないかと、という問題が浮かび上がらざるをえない¹¹⁾。

周辺事態法は、自衛隊が、日本の「周辺の地域」で戦闘行為を行うアメリカ軍に対し、「後方地域」において、物品や役務の提供や輸送などの支援を行うことを規定する（3条①項1号）。周辺事態法による米軍支援が「集団的自衛権」に当たるのではないかと、という批判に対して、同法は、「周辺事態」による「後方地域支援」は、「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる」とされる「後方地域」で行われるのであり（3条①項3号）、米軍の軍事活動とは切り離すことができるという論理でこの問題を回避しようとした。しかし、アメリカ軍の支援に従事している自衛隊は、「敵国」から見た場合、米軍と一体化していると判断されるのが軍事的な「常識」であり、自衛隊が戦争に巻き込まれることは十分に考えられる。同法は、この点について、自衛隊が戦闘行為に巻き込まれる危険がある場合に、「そこで実施されている活動の中断」を規定した（6条④⑤項）。こうして、集団的自衛権の行使に当たるのではないかとという深刻な疑問を抱えながらも、その活動はあくまでも、「周辺事態」において、アメリカ軍が行う戦闘行為と切り離された

形で「後方地域支援」を行うに過ぎず、自衛権の発動ではないという論理で、周辺事態法は国会を通過したのである¹²⁾。

こうして、日米安保新ガイドラインを実施するために制定された周辺事態法は、憲法9条2項の拘束から逃れるために、あくまでも「直接戦うのではない」という論理を貫徹しなければならなかった。さらに、日本の戦争ではなく、アメリカの戦闘行為への「協力」である以上、国民はもとより、輸送や医療に携わる民間企業に対しても、その協力を強制する根拠に乏しい。周辺事態法は、民間企業と地方自治体については、「協力を求める」に留まり、法的な義務を課することはできなかったのである¹³⁾。

しかし、ガイドライン改定の直接のきっかけは、94年の北朝鮮核問題の際、アメリカが朝鮮半島への攻撃を計画し、日本に対し全面的協力を求めたことにあったのであり、周辺事態法の以上のような限定に対して、アメリカは不満を抱いた。その現れが、2000年に出された「合衆国と日本——成熟したパートナーシップを求めて」(いわゆる「アーミテージ・レポート」)である。ここでは、日本に対して、はっきりと集団的自衛権の行使を求めているのである¹⁴⁾。

2003年に成立した「有事法制」は、以上のような歴史的経緯をふまえて理解しなければ、その本質を見誤ることになる。ここで、鍵となる概念は、「武力攻撃予測事態」である。この概念は、「武力攻撃には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」と定義されている(武力攻撃事態法2条3号)。しかし、この定義は、周辺事態法の「そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態」(周辺事態法1条)と重なり合うのであり、実際に政府も両者の併存を否定していないのである。しかし、「武力攻撃予測事態」は、政府の9条2項解釈によって正当化しうる「個別的自衛権」として想定されていることに注意しなければならない。「個別的自衛権」である以上、自衛隊の活動が正当化され、地方自治体や民間企業、さらには国民に対して、協力する法的義務を課することは可能である。先に指摘した周辺事態法が有する限界を、武力攻撃事態法は見事にクリアするのである¹⁵⁾。

こうして、「戦わない」ことを基本としていた「周辺事態」は、「武力攻撃予測事態」と重ね合わされることによって、「わが国の防衛」に転換させられる。新ガイドラインから「有事法制」までの流れをみるならば、「有事法制」がアメリカの軍事行動を日本が支援するための法整備であることは明白であり、したがって、「個別的自衛権」の論理ではすでに説明不能である¹⁶⁾。ついでにいえば、政府が、有事法制の制定と並行的に、明文改憲を求めているのも、この文脈で理解しなければならないだろう。

以上のように、「有事法制」は、政府の9条2項解釈によって否定されている集団的自衛権を行使する目的で制定されたと考えるべきである。先に述べたように、これらの法律は、小泉首相リーダーシップの下で、与野党の妥協によって成立した。しかしながら、政府が述べる必要性は、つまるところ「備えあれば憂いなし」につきるのである。この「備え」は、「憲法の枠にしたがって」なされたのであり、アメリカと共同で「備える」ことを意味していなかったはずである。したがって、この法律は、「個別的自衛権」の論理で成立したにも拘わらず、その真の

目的は、ガイドラインで日本に課されたアメリカと共同での「アジア太平洋地域」の防衛（集団的自衛権）にある。このような対応は、立憲主義を否定するものといわなければならない。

アジアの平和からすれば望ましい選択であった日朝交渉の結果、「拉致問題」が明らかになり、それをきっかけとして、「攻められたらどうする」という古典的な議論が日本を覆うようになった。そのような流れの中で、「有事法制」は、文字通りの「備え」として認識されるようになり、ガイドラインに始まる「集団的自衛権」の行使のための法律であるというその本質が曖昧にされたまま現在に至っている。この点で、「憲法論議の過少」を導いた民主党と改革派メディアの責任は極めて大きい。これが、「政権交代」（この課題は未だに成功していない）の代償であるとすれば、余りにも割に合わない買い物だったと言わざるをえない。

2004年に制定された「有事関連七法」は、「集団的自衛権の行使」というその本質を露わにしている。「米軍支援法」は、「有事」において、アメリカ軍が自衛隊と同じように、市民の土地や家屋を使用できるための法律である。「特定公共施設等利用法」は、「有事」において、アメリカ軍と自衛隊が日本国内の道路や港湾や飛行場を優先的に使用することを可能にしている。これらの法律が意図するところは、日米が日本列島を基地にして、「アジア太平洋地域」に軍事的プレゼンスを確保し、場合によっては武力行使を行うことに他ならない。このような「備え」を、「自衛のための必要最小限度の実力」と主張することは非常に難しいであろう。

さて、ここまでの整理を踏まえて、ようやく表題の「地方」に議論を移す準備が整ったといえよう。ここで特に問題にしたいのは、「有事七法」の一つである「国民保護法」である。「国民保護法」と言えば、国民を守ってくれる良い法律に聞こえるが、その実態は、「地方自治体」と国民をこの法制に動員することによって、本当の意味で「有事法制」を始動させるための法律であるからである。以下で検討しよう。

2 「有事法制」と地方自治体

前章では、「有事法制」が実質的改憲を目指すものであるのに対して、それを巡る議論がその本質を覆い隠しているということを指摘した。しかし、「有事法制」が、憲法＝「この国のあり方」を根本的に変えようとするならば、それは、法制度の変革では済まないであろう。戦後60年の平和憲法の下で育んできた国民の「非戦意識」を変革し、実際に国民が戦争に積極的に協力することをもって、「実質的改憲」は成功するからである¹⁷⁾。この課題を担うのが、「国民保護法」にほかならない。

このような位置づけに対しては、少なからぬ反発が予想される。「有事三法」以来の、「国民保護法が先だ」という議論は、「国民保護法」が「敵国」の攻撃から「国民を守ってくれる」法律だというイメージを醸し出すことに成功しているからである。

したがって本章では、国民保護法の内容をみることによって、この法律が本当に国民を「守ってくれる」ようなしくみになっているのかどうかを検討したい。

（１）武力攻撃事態法の一部としての国民保護法

現在、各都道府県で「国民保護計画」の作成が進行である。その経緯をみていても感じることであるが、「国民保護法」を「有事法制」と切り離して、「武力攻撃を受けた場合」のための独立の法律として市民に説明しているきらいがある¹⁸⁾。もちろん、この法制を整備したい側からすれば、「国民保護法」だけを切り離して議論することに利益がある。そうすることによって、「国民保護」という肯定的なイメージを維持したまま、首尾良く市町村のレベルまで計画を練ることを期待しうからである。しかしながら、この法律は、「武力攻撃事態法」が「有事法制」の総則的法律であるとすれば、その各論に当たるものであり、いってみれば、「武力攻撃事態法」の一部であることに注意しなければならない。

まず、「国民保護法」それ自体が、「武力攻撃事態法」に根拠を有することを確認しておこう。「武力攻撃事態法」第２条７号は、二種類の「対処措置」を規定している。まず、（１）自衛隊が、（法律には書かれていないが、日米安保条約に従って行動する米軍とともに）、武力を行使し、部隊を展開し、その他の行動を取ること、（２）地方公共団体と指定公共機関が、自衛隊と米軍に対して、「物品、施設、または役務の提供、その他の措置」を取ることである（２条７号イ）。もう一つは「武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため」に行われる、（１）警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置、（２）生活関連物資等の価格安定、配分その他の措置である（２条７号ロ）。第一の措置が、「敵」を排除する軍隊の活動及びそれに対する支援であり、外部に向けられているのに対し、第二の措置は、武力攻撃によって被害を受ける恐れがある一般国民に対するものであり、内部に向けられている。後者の措置が「国民保護法」として制定されたのである。

この規定からわかるように、「国民保護法」に定める「国民の保護のための措置」は、武力攻撃事態法の「対処措置」として位置づけられている。この点から当然に導かれることであるが、武力攻撃事態法が動き出して初めて、国民保護法の「保護」が行われるしくみになっている。すなわち、内閣総理大臣が武力攻撃事態法に基づき、「武力攻撃事態」もしくは「武力攻撃予測事態」と判断するならば、「対処措置に関する重要事項」を含む「対処基本方針」が策定され（９条②項）、「対処基本方針」の中に「国民保護のための措置」が定められるのである。「国民保護法」が、国、都道府県、市町村の行う「国民の保護のための措置」は、武力攻撃事態法の「対処基本方針」に基づき行われると規定しているのは、それが、武力攻撃事態等が発生したときに行われる「対処基本方針」＝「軍事作戦」の一部であることを示しているといえよう（１０条、１１条、１６条）。

さらに、「国民保護のための措置」の主要部分を占められると思われる避難・救援の措置を実際に担うのは地方公共団体であるが、「国民保護のための措置」が武力攻撃事態法に定められている「対処措置」であることから、武力攻撃事態法において定められた「対処措置」に関する国と地方との関係が、国民保護法に具体化されるという法律の構造になっていることに注目しなければならない。

問題は、そこに規定されている「対処措置」の実施のされ方が、恐ろしく中央集権的なしくみになっていることである¹⁹⁾。武力攻撃事態法によると、対策本部長（内閣総理大臣が就任する）が、「対処措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるとき」に、「指定行政機関、関係する地方公共団体及び関係する指定公共機関が実施する対処措置に関する総合調整」を行い（14条）、それが実施されない場合に、内閣総理大臣が、「国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除に支障があり、特に必要がある」と認めれば、地方公共団体に対処措置を実施するよう「指示すること」ができる（15条①）。この「指示」には、法的拘束力がある。さらに、地方公共団体がその指示に従わない場合には、内閣総理大臣は自ら大臣を指揮し、対処措置を実施すると規定されているのである（15条②1号）。以上のように、「武力攻撃事態法」の「対処措置」における国と地方の関係は、「総合調整」→「指示」→「直接執行」という他の法律にはあまり例をみない中央主権的なしくみになっている。

見逃すことができないのは、この内閣総理大臣の直接執行権は、「国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除に支障があり、特に必要があると認める場合であって、事態に照らし緊急を要すると認めるとき」にも発動されうることである（15条②2号）。ここでは、総合調整→指示という手続きさえ想定されていない。

さらに特筆すべきは、この直接執行権は裁判を経ずに行使されることである。地方自治法が、法定受託事務であっても直接執行は裁判を経由して行われるように規定している（地方自治法245条の8③項）のは、両者が対等関係に立っていることを前提としているからだといえよう。以上のような直接執行権は、地方公共団体が国の下部機関であると考えなければ説明できないだろう²⁰⁾。

武力攻撃事態法で総則的に規定された内閣総理大臣の指示権、直接執行権は、「別の法律で定めるところにより」発動されることになっており、「国民保護法」は、その「別の法律」として制定されたのである。

以上のように、「国民保護法」は、自衛隊と米軍の行う「敵の排除」と一体をなすものとして構想されているのであり、単独の法律として理解することは適切でない。したがって、「国民保護法」というネーミングは、軍事活動の一環というその本質を覆い隠そうとするイデオロギー作用を果たすものといえよう。

「国民保護法」の軍事的性格を確認した。次に、その中央集権的なしくみを具体的に検討する。

（２）「避難」の中央主権的なしくみ

「国民保護法」において、武力攻撃の被害から国民を「守る」中心をなすのは、「避難・救援」である。そのしくみを、「国民保護法」の総則を手がかりに簡単に描き出してみよう。国が警報を発令し、都道府県知事に対して、避難措置や救援の指示を出す（10条）。都道府県は、市町村長を経由して住民に対して避難を指示し、避難住民の誘導を支援し、避難住民等を救援し、緊急通報を発令し、待避を指示し、警戒区域を設定し、武力攻撃災害の防除または拡大の防止

などの措置を行う（１１条）。市町村は、住民に対し警報を伝達し、避難実施要領を策定して住民の避難を誘導し、避難を指示し、救援を実施し、警戒区域を設定し、消防を行うなど武力攻撃災害に係る応急措置に携わる（１６条）。

前節で指摘したように、「国民保護法」の避難のしくみは、武力攻撃事態法の「対処措置」の規定を受けた中央集権的なシステムになっている。まず、対策本部長は、「武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるとき」に、警報を発令する（４４条①）。対策本部長は、警報を発令した場合において、「住民の避難…が必要であると認めるとき」は、「関係都道府県知事」に対して「所要の住民の避難の措置を講ずるべきことを指示」する（５２条①）。対策本部長の指示には、「住民の避難が必要な地域」及び「住民の避難先となる地域」が示される（５２条②項）。この指示をうけて、都道府県知事がその地域の住民に対し、「避難の経路や交通手段その他避難の方法」を示し、「避難すべき旨を指示」する。その指示は、「市町村長」を経由して出されることになっている（５４条①②項）。

都道府県知事が対策本部長の「指示」に従わず、住民に対して「避難の指示」を行わないとき、内閣総理大臣は、「国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要がある」と判断するならば、「都道府県知事に対し、当該所要の避難の指示をすべきことを指示」する（５６条①）。そして、都道府県知事が内閣総理大臣の「指示」に従わないとき、又は「国民の生命、身体若しくは財産の保護を図るため特に必要があると認める場合であって事態に照らし緊急を要すると認めるとき」には、内閣総理大臣は直接執行権を発動して、自ら住民に対して「避難の指示」を出すことができる（５６条②）。

ここでは、性質の異なる「指示」という文言が多用されているので非常にわかりにくい。対策本部長が最初に出す「指示」は、武力攻撃事態法１４条の「総合調整」に基づく「指示」である。この「指示」に基づいて、都道府県知事が住民に対して行うのが「避難の指示」である。都道府県知事が対策本部長の「指示」に従わない場合に、内閣総理大臣が都道府県知事に対して行うのが、法的拘束力のある事態法１５条①項の「指示」である。この場合、内閣総理大臣が、都道府県知事に対して、住民に「避難の指示」を行うよう「指示」するのである。都道府県知事がその「指示」に従わない場合に、内閣総理大臣は、住民に対して直接「避難の指示」を行う。これは、事態法１５条②項の直接執行権の発動である。

避難の指示が出された後、住民の避難を誘導するのは、市町村長の役割である。市町村長は、その市町村の住民に避難の指示があったとき、避難実施要領を定めて、職員及び消防団長を指揮して、住民を避難させることになっている（６１条、６２条）。市町村長は、「避難住民を誘導するため必要があると認めるとき」には、警察、海上保安庁、自衛隊に避難の誘導を要請することができる（６３条①項）。

重要なのは、避難のところでみた国から都道府県知事に対する指示権、直接執行権が、避難の誘導については、都道府県知事と市町村長の間で規定されているということである。すなわち、都道府県知事は、「避難住民の誘導が関係市町村により行われなかった場合において、住民の生

命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるとき」に、市町村長に対して、誘導を行うべきことを「指示」することができ、さらに、市町村長がその指示に従わないときには、直接避難誘導を行うことができる（６７条①項、②項）。

以上のように、「国民保護法」では、「武力攻撃事態法」において国と地方公共団体の関係として位置づけられていた上意下達のしくみが、国→都道府県→市町村という形で貫徹されるようになっていることがわかる。簡単にまとめるならば、国がある地域を指定して避難を指示し、都道府県知事が住民に対して避難を指示し、市町村長がその指示に従って住民を誘導する。都道府県知事が避難の指示を出すのを拒んでも、内閣総理大臣には、指示権、直接執行権があり、市町村長が住民の誘導を拒んでも、都道府県知事に指示権、直接執行権がある。市町村長が住民誘導を拒み、都道府県知事が指示を出さない場合には、内閣総理大臣は、都道府県知事に対して「誘導に関する措置を講ずべきことを指示」できるのである（６８条）。

さらに、実際に避難を誘導するのが、市町村長の要請を受けた警察官や自衛官になるだろうことも容易に予測がつく。警察官等は、「避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき」、関係者に対し、「必要な警告又は指示」を行うことができ（６６条①項）、「特に必要があると認めるとき」には、「危険な場所への立入り」の禁止、その場所からの退去、危険を生ずるおそれのある「車輛その他の物件の除去その他必要な措置」を行うことができる（６６条②項）。

以上が武力攻撃から国民を「保護」するため避難のしくみであり、これが「国民保護法」の中心を占める。「国民保護法」とは、つまるところ、住民を「避難」させるための法律だといえよう。しかも、その「避難」のしくみたるや、恐ろしいほどに国の意志が貫徹されるようになっている。そして、場合によっては自衛隊まで投入して、半強制的に「避難」が行われる。なぜ、このような法律にしなければならなかったのだろうか。「国民保護法」のモデルは災害対策基本法だといわれるが、災害対策基本法は市町村にイニシアティブのあるボトムアップの法構造になっており、「国民保護法」とは対照的である。「武力攻撃」を「災害」とみなす「国民保護法」の視点からは、そのような対応の方が適切だったのではないだろうか²¹⁾。

ここで、「国民保護」が「対処措置」の一環であったことを思い起こしておかなければならない。武力攻撃を排除するためには、自衛隊と米軍が「敵」を迎え撃つための陣地や基地が必要である。そのためには、そこに居住している住民を速やかに「避難」させなければならない²²⁾。穿った見方かもしれないが、そうでも考えないと、地方自治体の意志を完全に排除しようとするこの法システムを説明することはできないだろう。

「国民保護法」の中央貫徹の法構造を理解するために、教訓になる格好の題材がある。それは、沖縄県に存在する米軍基地に関して、１９９５年から生じた土地収用問題である。９５年に起きた米兵による少女レイプ事件をきっかけに、沖縄県で反基地運動が盛り上がった。その動きの中で、当時の大田沖縄県知事は、９６～９７年に使用期限切れになる反戦地主の土地に対して那覇防衛施設局が開始していた強制使用手続きに対する代理署名を拒否したのである。

当時の地方自治法においては、機関委任事務を知事に義務づけるためには職務執行命令の訴訟が必要であり、当時の村山首相が沖縄県知事を相手に訴訟を起こした。その裁判においては、96年、最高裁において国が勝訴する。その間に、いわゆる「象のオリ」の一部の土地が不法占拠状態に陥る。しかし国会は、97年4月に駐留軍用地特別措置法を改正して、現に占有している土地について、「暫定使用」を認めることにより、不法占拠状況を「解消」したのである。その後、1999年の地方分権一括法の制定に伴って、駐留軍用地特別措置法がさらに改正され、代理署名の手続きは国の直轄事務へと変更されたのである²³⁾。

この事例は、「軍事的公共性」が「法」の理念を破壊し、市民の権利を蹂躪して強行されている日米安保下の沖縄の姿を示している。日本の場合、日米安保条約は、「高度の政治性」という理由で、憲法の及ばないところで機能しているのであり、特に米軍基地を多く抱える沖縄にその負担が押しつけられてきたことは周知のことであろう。

わたしがここで沖縄の事例を引き合いに出したのは、「国民保護法」の国優先の法システムを理解する上で、沖縄での経験が参考になると考えるからである。「有事法制」がアメリカの世界戦略の一環として整備されてきたことと合わせて考慮するならば、これまで沖縄に一方的におしつけてきた「日米安保」の負担が、日本列島全体に及ぼされようとしているのが、「有事法制」であり、その一部としての「国民保護法」であると考えたのではないだろうか。少なくとも法律上、在日アメリカ軍による軍事活動→周辺事態→武力攻撃予測事態・武力攻撃事態→国民保護法という形で運用されることは可能である。そのことは明確にしておきたい。

(3)「平時」からの「備え」の必要

この「国民保護法」のシステムは国会だけでは完結しない。「有事法制」が実際に動き出すためには、地方公共団体が、積極的に協力してはじめて可能になる。

そのための法整備が、現在、都道府県で進められている「国民保護計画」の策定である。

これまで検討してきた「避難」は、都道府県、市町村においてそれぞれ定められる「国民保護計画」に従って行われる。この立法作業もまた、国→都道府県→市町村というトップダウンの型式で策定されることになっている²⁴⁾。まず、政府が「基本指針」を策定する(32条)。次に、都道府県知事が政府の「基本指針」に基づいて、「国民保護計画」を策定する(34条)。その後、市町村長が、都道府県の計画に基づいて「国民保護計画」を策定する(35条)。

「国民保護計画」については、「長」が策定することになっているが、法定受託事務であっても国民の権利義務に関わる事項であるから、地方議会が条例で制定するか、もしくは、議会の承認を必要とするべきであると考えられる。しかし「保護法」は、首長が「計画を作成し」、議会には「報告」をするだけで足りるような規定になっている(34条6号、35条6号)。住民の「身体と財産」に関わる重要事項が、住民の代表である議会の関与なしに策定されるならば、地方の自律性を損なうだけでなく、住民の権利・義務に関わる事柄は住民自身が決めるという住民自治の理念に反すると言わなければならない。確かに首長も住民から直接選挙で選ばれた代表

であるが、首長の計画作成には、内閣総理大臣（市町村長の場合には都道府県知事）との「協議」が必要になっており（３４条５号、３５条５号）、地方よりも国の意向が優先されるしくみになっていることに注意すべきである。

さらに、首長の「国民保護計画」の策定と変更に関しては、「国民保護協議会」の諮問を受けなければならないことになっている（３７条③項、３９条③項）。この「協議会」は、「広く住民の意見を求め」るために設置されているが、住民の代表である議会を計画作成から排除しておいて、「住民の意見」を求めることは筋が通らないだろう。加えて、「協議会」の構成員をみるならば、「国民保護法」が、本気で「住民の意見」を求めようとしているとは考えにくい。都道府県の「協議会」には、首長や職員の他、現役の自衛官、教育長、警視総監又は都道府県の警察本部長の参加が（３８条④項）、市町村の「協議会」には、自衛官、教育長の参加が予定されているのである（４０条④項）。「協議会」への参加メンバーをみても、「国民保護法」が、軍事的公共性を最優先し、それに対する異論を最初から封じ込めようとしていることが窺えるだろう²⁵⁾。

国の「指針」、都道府県、市町村の「計画」が揃えば、「国民保護」の「法整備」が整う。最後に必要なのは、法律を実際に運用するための準備である。「国民保護法」は、運用に備えて「訓練」を行うことを規定している。全国で「訓練」が首尾良く進めば、後は本番を待つだけということになるだろう。

おわりに

果たして、本当にこの法律が運用される日が来るのであろうか。それは、日本が実際に戦争に参加することを意味する。現在の状況をみる限り、その日が訪れないとはいえないであろう。しかし、恐らくそのときは、外敵から一方的に攻撃を受けるのを防御するためではなく、アメリカが行う武力攻撃を支援するという形で戦争に参加することになるだろう。

そう予測するのは、ここまで検討してきたように、国民保護法が制定された真の目的が、「攻められたとき」に対処するものではないからである。そのことは、政府が２００４年１２月１４日に示した「基本指針」の要旨にもはっきりと表れている。

政府は、弾道ミサイル攻撃、着上陸侵攻、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、航空機による爆撃という４種類の「有事」を想定している。しかし、驚くべきことに、「国民保護法」が予定しているおおがかりな「避難」が必要な事例は、「着上陸侵攻」のみであり、他の三類型においては、予測は困難で、まず「屋内に避難」することになっているのである。

どうしてこの事実が「驚くべき」というと、政府自身が「わが国に対する本格的な侵略事態が行われる可能性」が低いと認めているからである²⁶⁾。「国民保護法」が主に対処しようとしている「着上陸侵攻」が行われる可能性が低いのであれば、本稿で検討してきた「国民保護法」の中央主権的避難の仕組みの必要性はますます疑わしいものとなる。したがって、それに基づく「国民保護計画」の作成や「訓練」についても、その意図をもう一度問わなければなら

ないだろう。考えられる積極的な理由としては、米軍の主導する戦争に協力することしかありえないし、94年以来の歴史的経緯からすれば、そう考えない方が無理というものであろう。

以上のように、「国民保護法」を含む「有事法制」そのものが、日米安保ガイドライン改定にはじまる「アジア太平洋」安保（集団的自衛権）のための法整備である。その一部である「国民保護法」は、日米の武力による「敵の排除」という軍事的公共性を最優先し、地方公共団体、市民をそれに従わせようとする目的を持っていると結論づけることができよう。

そうであれば、都道府県と市町村が積極的に「国民保護計画」を練り、「訓練」を行うことは、結局において、新ガイドラインにしたがった日米の武力の発動を促進するという客観的意味をもつことになるだろう。現在のアメリカの方針を前提とすれば、この道を進むことは、朝鮮有事や台湾有事を誘発する危険性を高めるといわなければならない²⁷⁾。「国民を守ってくれる」法律に協力することが、戦争を引き起こし、「国民」を危険にする。これ以上のパラドックスは存在しないだろう。

確かに北朝鮮や中国の「危険」はないとはいえない。しかし、だからこそわたしたちは真剣に考えなければならないだろう。それは、朝鮮半島や中国大陆と再び戦争をするのか、それとも、アジア諸国との平和共存を望むのかという二者択一の選択である。日米安保条約の内容を実質的に変更し、「アジア太平洋地域」の「安全保障」をアメリカと共に担おうとするのは前者の道である。日本国憲法第9条を支持して、集団的自衛権の行使を目的とした「有事法制」を発動させることなく、外交手段を使ってアジアの共生を図ろうとするのが後者の道である。私たち自身の「安全」はどちらの道が保障してくれるのか、答えはおのずから明らかであろう。

注

- 1) 三重県 政策開発研修センター 「地域政策 三重から」2004・夏季 №. 12 (2004)。
- 2) ダンは、バブル崩壊後の日本が「政治的麻痺」に陥っていると評価する。それは、「民主主義の失敗」である。ジョン・ダン 安武真隆訳「日本がたどる政治的麻痺への道」思想938号(2002)。わたしは、「政治改革」による小選挙区の導入が「麻痺」の程度を決定的に加速させたと考えている。
- 3) 共同通信社記者の須佐美文孝は、五五年体制の国会論戦と今回の有事法制の議論とを比較し、「隔世の感がある」と評価する。須佐美文孝「国民保護法制定の背景——変わる安全保障論議」三重県 政策開発研修センター 前掲・(1) 38頁。
- 4) 同上。
- 5) 89年のリクルート事件をきっかけとして、90年代初頭に巻き起こる「政治改革」の動きは、55年体制という一党優位型の政治構造が、腐敗や官僚支配の温床であるという認識に基づいて、「政権交代」のできる政治を目指していた。佐々木毅「政治改革とは何であったか」佐々木編著『政治改革1800日の真実』（講談社、1999年）。
- 6) 西欧自由民主主義諸国の歴史を、「リベラル・デモクラシー」という視点から描く、萬田悦生編『リベラル・デモクラシーの政治文化』（ナカニシヤ出版、2004）において、コーポラティズムもまた「リ

ペラル・デモクラシー」の政治文化に位置づけられていることに注目するべきである。

- 7) 「政治改革」と「憲法改正」の連続性を指摘する見解として、渡辺治『政治改革と憲法改正』（青木書店、1994）。
- 8) 須佐美・前掲（3）38頁は、「責任野党」を標榜する民主党が、有事法制に抵抗しなかったことを国会論戦の低調さの一つの原因とみなしている。
- 9) 55年体制において、国会を舞台に繰り広げられてきた憲法論議が、政府の解釈を引き出し、それが政府に対する一定の抑制力になっている。政府の憲法解釈を積極的に評価する立場から、それを整理するものとして、内野正幸「政府の憲法解釈と個別的自衛権」樋口・森・高見・辻村編著『国家と自由』（日本評論社、2004）。政府の9条解釈については、前田哲男、飯島滋明編著『国会審議から防衛論を読み解く』（三省堂、2003）を参照。
- 10) 同上・100～103頁。
- 11) 周辺事態法が集団的自衛権に当たることを、国際法も視野にいれて精緻に論じたものとして、浦田一郎「武力の行使・武器の使用と集団的自衛権」山内敏弘編『日米新ガイドラインと周辺事態法』（法律文化社、1999）。
- 12) 前田・飯島編・前掲（9）187～204頁。
- 13) 周辺事態法9条参照。
- 14) 北朝鮮問題がガイドラインの改定に直結したことについて、浅井基文『集団的自衛権と日本国憲法』（集英社、2002）191～198頁。周辺事態法の「限界」に対して、日米から不満が出たことが有事法制のきっかけになったことを指摘する文献は極めて多い。さしあたり、浅井・同書、渡辺治「9・11事件と日本の対外・国内政策」山内敏弘編『有事法制を検証する』（法律文化社、2002）23～24頁。
- 15) 渡辺治「有事関連法案と日米当局者の意図」全国憲法研究会編『憲法と有事法制』（日本評論社、2002）78頁。新ガイドラインの「日本有事」と「周辺事態」を切り離すことができないことを指摘し、「周辺事態」が、「論理必然的」に「予測事態」とリンクすることを指摘するものとして、古川純「有事法制の歴史的展開」山内編・前掲（14）99～101頁。
- 16) 「武力攻撃予測事態」と「周辺事態」のリンクが、集団的自衛権の行使を狙ったものであることを指摘するものとして、愛敬浩二「『有事』対処システムの法的問題点」山内編同上119頁。
- 17) 安田浩は、戦後日本の平和運動を育んできた意識の中核に「武力不行使による平和」という意識があることを指摘する。安田浩「戦後平和運動の特質と当面する課題」渡辺治 後藤道夫編『講座 現代日本4 日本社会の対抗と構想』（大月書店、1997）286～290頁。
- 18) 三重県は、「県政だより」№245（2004年12月）において、「国民保護法」についての県の取り組みを県民に示した。そこには、「国民保護法は、武力攻撃を受けた場合や大規模テロが発生した場合における、国、地方公共団体の責務、国民の協力その他の必要事項を定めて、国民の生命・財産・身体を守ることを目的としています」と説明されている。
- 19) 国民保護法制を「国を中心としたトップダウン型」、災害対策基本法を市町村が中心の「ボトムアッ

プ型」と位置づける興味深い論説として、大橋洋一「国民保護法制における自治体の法的地位」法政研究 70号4号（2004）。

- 20) これらの規定が、即時強制型の直接執行と裁判抜き代執行型の直接執行についての「一般規定」として定められたと指摘するものとして、白藤博行『『地方公共団体の責務』と『指定公共機関の責務』』全国憲法研究会編・前掲（15）133頁。有事法制が、国と地方との関係を上下関係に変えることによって、「地方自治に関して憲法構造上の大転換」を意図していると指摘するものとして、石田敏高、鍵屋一「有事法制と自治体の危機管理」木佐茂男 五十嵐敬喜 保母武彦編『分権の光 集権の影 続・地方分権の本流へ』（日本評論社、2003）15－18頁。
- 21) アメリカの「有事法制」がボトムアップ型で構築されていることについて、同上19－20頁。災害対策基本法と国民保護法との差異は、前者が自治事務であるのに対して、後者は法定受託事務として位置づけられているところからきている。国民保護法の事務を自治事務にすることに問題はないことについて、本多滝夫『『有事法制』と『国民保護法案』』法律時報76巻7号61－62頁参照。
- 22) 沖縄戦における住民の徴発と国民保護法を重ね合わせる視点が必要であることを示唆するものとして、松元剛「国民保護の内実の検証を」三重県 政策開発研修センター 前掲・（1）42－44頁。住民の避難と軍事力の行使が表裏一体の関係にあることについて、法律時報76巻7号の座談会「イラク戦争、改憲論の中で憲法九条を生かす道をさぐる」17頁における愛敬発言も参照。
- 23) この経緯を、目配り良く説明しているものとして、前津榮健「沖縄 駐留軍用地強制使用問題」法学セミナー529号（1999）。
- 24) 本多・前掲（21）62頁は、国民保護法が法定受託事務になっていることが、計画の中央統制を可能にしていると指摘している。
- 25) 3月10日段階で、多くの都道府県において、すでに「協議会」の設置が行われている。しかし「保護法」の文言によれば、政府の「基本指針」が閣議決定されてからでも遅くはないはずである。都道府県が、一斉に「保護計画」の作成にとりかかるような現在の状況は、わたしには異様に映る。
- 26) 2003年度の防衛白書第6章 第1節3項には、「近い将来、わが国に対する大がかりな準備を伴う着上陸侵攻の可能性は低いと考えられる」とはっきりと書かれている。2004年度版にも第6章 第1節2項に、「わが国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下している」という記述がある。
- 27) 愛敬・前掲（16）120頁は、日本の有事法制の整備が、米軍の武力行使を容易にすることによって、アメリカが他の手段を選択することを困難にすると指摘する。地方議会は、地方自治体における「計画」の作成が「有事法制」を完成させるという自覚をもって議論を進めるべきであろう。

生命中心主義と多文化主義の非両立性に関する試論

南 有哲

はじめに——「イルカがシンボルであること」への違和感——

地球環境破壊は種としての人類の存続にかかわる重大課題であり、その克服のためには人類の大多数を納得させ結集させうる政策なり路線なりが提示されねばならないが、そこで想定される最も重大な障害の一つは、文化的なバイアスをめぐる問題であろう。したがって環境をめぐる政策や運動方針においては、文化的多様性の承認の上に他文化との共存を図ろうとする見地すなわち多文化主義⁽¹⁾が踏まえられていなければならないと考えられるが、現状は必ずしもそのようになってはいない。

例えば、欧米に拠点をもつ環境保護運動はしばしばイルカやクジラといった鯨類をシンボリックなものとして扱うが、そこには鯨類保護なる課題が地球環境保護における重点項目であるという強烈な意思表示が存在するのであり、鯨類を資源として活用する文化を受け入れている人間——例えば私自身——を心理的に圧迫する。これが例えば、WWFのようにパンダをシンボルとしているのであれば、そのように感じることはならないであろう。なぜなら——パンダが資源としてそれほど意味をもたないということもある⁽²⁾だろうが——絶滅危惧種たるパンダの保護には十分に合理的な理由があることを、我々はたやすく理解できるからである。したがってもし絶滅が懸念されているがゆえにシロナガスクジラをシンボル化すると言うのであれば、抵抗なく受け入れることも可能であろうが、必ずしもそのように考えられないイルカやゴンドウ、ミンククジラの類までも、鯨類であるがゆえに保護の対象にせよとの含意があるならば、少なくとも私はそれへの違和感を禁じることができない。

絶滅が懸念されているがゆえにではなく、鯨類がまさに鯨類であるがゆえに無条件に保護の対象となり資源としての利用が禁じられるべきだとされるとき、そこには鯨類を人間と同等の存在として——なぜならヒトはまさにヒトであるがゆえに尊重されるべきであるから——位置づけようとする理念が垣間見えるが、ヒト以外の生物をヒトと同等以上の存在としてとらえるこのような思想は、いわゆる「生命中心主義」あるいは「自然中心主義」に属するものであると考えられる。であるとするならば、環境思想における大きな潮流である生命中心主義そのものに多文化主義と相克する要素があるのではないか、改めて検討されるべきであるように思われる。

1 「生命中心主義」と「人間中心主義」

「生命中心主義」および「人間中心主義」なる環境倫理における二つのパラダイムを整理し、対立点を明確なものにしたのは河野勝彦『環境と生命の倫理』（文理閣、2000年）、特にその第

一章である。以下、河野の叙述を参照しつつ、生命中心主義と人間中心主義の環境思想について概観する。

① 生命中心主義

前近代社会においては、自然に対する人間の生産活動は単に経済的のみならず宗教的倫理的意味をもつ——自然に宿るとみなされた神的存在に対して畏敬の念をもつ——ものであった。しかし、近代における自然の脱魔術化によって、人間の対自然活動は技術的な合理性と経済的な効率性の追求の上に展開されるようになり、自然は倫理の対象からは排除されるようになった。すなわち、自然に対する人間の行為については、その経済的適切さや技術的妥当性について問われることがあっても、倫理的にみて正しいか否かは問われることがなくなった。倫理的評価が問題になるのは、それはその行為によって当該の自然に対する他人の権利が侵犯された場合に限定されたのである。たとえば近代の道徳理論の定礎者の一人であるカントは、理性的存在者としての人間は、絶対的価値をもつ「人格」「目的自体」として扱われるべきであり「物件」のように「手段」としてのみ扱われてはならないと説いたが、そこでは人間以外の自然的存在は人間の手段とされているのである。

しかしこのように倫理の対象を人間に限定し、自然そのものに対しては直接的にはなんらの倫理的配慮を払わない近代の倫理学に対して疑問が呈せられるようになってきた。公害や環境破壊の進行に対して近代の倫理体系が有効な歯止めを提供しうる理論的枠組をもっているかどうかが疑われ、むしろ近代の人間中心主義の倫理こそが近代文明による環境破壊の元凶と見なされさえるようになった。こういった状況を背景に、近代の倫理学の枠組を拡張し、人間だけではなく動物、植物、山、川といった自然物そのものに人間の目的から独立の内的価値を認め、人間の対自然活動を経済的動機のみならず倫理的動機によっても規制・評価しようとする「生命中心主義」が登場したのである。

河野によれば、この生命中心主義は、さらに二つの潮流に区分される。一つは「動物解放論」であり、快苦を感じる動物を倫理の対象とし、それ以外の動植物・自然物はこれに含めないという立場である。その代表的論者たるシンガーは倫理の対象を人間に限定することを「種差別」として反対する一方、快苦を感じる動物とそれを感じない動植物との「生命の質」による「序列化」を容認する。もう一つは「生態系保存論」と呼ばれるもので、「動物解放論」が快苦を感じる動物個々の権利の擁護を掲げたのに対し、これは自然生態系全体の保存を問題にする見地である。この議論を切り開いた論者であるレオポルドは、人間を取り巻く環境としての個人・社会についてはこれまで倫理の対象とされてきたが、いまや「土地」をもこれに含める段階になったとする。ここでレオポルドの言う「土地」とは、単なる土ではなく土壌・水・植物・動物からなる「土地共同体」であり、「生命ピラミッド」を織り成す生命共同体を育む源泉として位置付けられる。そしてこの生命共同体においては人間は単なる一つの生物種に過ぎず、特別視されるべきものではないのである。そして人間の行為の正しさは土地共同体に対する義務の実現に置かれるが、その内容は「それが、生物共同体の全体性、安定性、美観を保つものであれば

正しく、そうでない場合は正しくない」というものである。またこの立場は生態系全体あるいは各生物種の保護を重視にするわけであり、個別生物の生命の保護については、食物連鎖の事実から見ても問題にはならない。その点で動物解放論がアトミズムの見地に立つのに対し、生態系保存論はホーリズムの見地に立っていると言えるのである。

アトミズムの立場をとるにせよホーリズムに与するにせよ、「自然物そのものに人間の目的から独立の内的価値を認め、倫理的配慮の対象とする」という生命中心主義の見地を貫徹するならば、論理的には人間以外の生物を「手段」ではなく「目的」として、「物件」ではなく「人格」として扱うということ、換言すれば諸々の生命を人間のように遇するべきだということになり、生命さらには環境を構成する自然物にも「権利」を承認すべきだとする「自然の権利」論⁽³⁾あるいは人間も含めて生命はすべて平等に扱われるべきだとする「生物圏平等主義」⁽⁴⁾に到達する。こういった見地は近代人の常識からすればはなはだ常軌を逸したもの⁽⁵⁾だと言わざるを得ないが、生命中心主義の側は、そもそも今日の環境破壊は生命や自然を手段視する近代的な思想に重大な責任があるのであり、生命や環境を人間と同様に尊重するものでなければ問題の真の解決を図ることはできないと考えるのである。したがってまた「環境破壊は人間の生にとって害悪であるから阻止しなければならない」というような常識的な見地についても、所詮は人間中心主義的な見地であり不十分であると見なされることになる。

② 人間中心主義

上述のように、生命中心主義は現代の危機的な環境破壊の一因として人間中心主義を位置付け、その超克を図るものであったのであるが、これに対して従来の人間中心主義の基本を維持しつつ、その枠内で環境問題の解決を図ろうとする潮流も存在する。この人間中心主義の環境倫理学は、河野によればその特徴が以下のように総括される。

- a) 人間以外の存在に権利を認めたり倫理的価値を置くことの理論的可能性を否定し、倫理的対象の枠を拡張することは理論的混乱をもたらすのみである。
- b) 環境問題の解決にとって倫理的対象の拡張は必要ではなく、近代倫理学の見地を十全に展開することで十分である。
- c) 未来の人々の人々の権利を考慮する。

こういった見地をとる人間中心主義の論者として、河野はJ・パスモアをあげる。パスモアは現在の西洋文明の陥っている経済的繁栄第一主義に反対し、その限りで「新しい倫理」の必要を認めるが、そかしそれは従来の倫理を徹底することによって可能になるとする。そして環境問題を引き起こしている根底には人々の「貪欲と近視眼」から発する行動があるとし、この二つの行動を克服する生き方が求められているとする。なぜなら自然的存在としての人間は健全で正常な自然環境なしには快適に生きられないし、自然生態系の破壊は人間の生活に脅威を与えずにはおかぬからである。そのためには個人のみならず企業さらには国家の啓蒙が必要であり、政治的転換が不可欠となる。

人間中心主義の立場はこのように必然的に自然保護に向かうが故に従来の倫理学の枠組で自

然保護の必要性を根拠付けることが可能であるし、したがってまた新しい枠組が要求されることにもならない。河野はパスモアのこの立場を「短絡的で経済優先的な利己的人間中心主義」に対する「啓蒙された人間中心主義」（河野、35 頁）と規定する。

2 人間——自然関係はいかに把握されるべきか

生命中心主義と人間中心主義について論ずる前提として、自然と人間との関係そのものを理論的に把握しておく必要があるが、この問題についての私の認識を整理すると以下のようになる。

① 労働する動物としてのヒト

いうまでもなく、ヒトは霊長類の一種として進化してきた存在であり、その点で他のすべての動物と同様に自然によって産み出された自然の一部である。しかし他の動物が主として環境に順応して生きていくのに対し、ヒトの場合は環境に働きかけてこれを変革し、環境をみずからに適合させる存在であるという点において決定的に異なっているが、そこにおける本質的な契機となるのが労働である。労働とは 自然（対象）に対し、目的意識的に働きかけることであり、人間はそれによって自分が必要とするものを創り出し、自分の生命を維持する。

労働概念の中核にあるのは目的意識性である。動物も一見すれば「労働」しているように見える。例えば巧みに巣をつくるクモやダムをつくるビーバーの姿に、われわれは「仕事」のイメージを重ね合わせてしまい、さらにいえばある種のアリはキノコの「栽培」すら行うことで知られている。しかし動物の場合、そういった行動は進化のなかで獲得された先天的プログラムたる本能によるものであり、ある特定の環境に対しては芸術的なまでに適合するが、環境が大幅あるいは急激に変動すると適応できなくなってしまう。

これに対し人間は、周囲の環境を観察し、何が必要なのかを考えて判断し、イメージをもち、計画をたて、それにしたがって必要なものをつくりだす。さらには経験をフィードバックさせることにより、自らの生産物に改良を加え、よりよいものをつくりだすことも可能である。このような人間労働の目的意識性をもっともよく示すのが道具の生産である。なぜなら、道具とは特定の目的を達成する手段として創り出されたものだからである。

したがって、気候や地形の変化によって、これまで多くの動物が絶滅してきたのに対し、ヒトは環境の変化にそれなりに対応し、また異なる環境の下に入り込んでいくことも可能になった。こうしてヒトは度重なる気候変動に耐え、東アフリカのサバンナを起点として、砂漠から極地、孤島から高山にいたるまで生息域を拡大し、汎地球的に展開していったのである。

② 生態系の一部としての人間

このように人間は環境に対して普遍的に関わるのであるが、そのことは生態系におけるヒトの位置に独特の性格を与えている。まず、ヒトは生命再生産活動（生命の維持と繁殖）に必要な資源を、自らが属する生態系の内部において獲得せざるをえない。またヒトの生命再生産の

円滑な遂行のために必要な物理的条件（温度・湿度・大気成分その他）の確保にあたっては、生態系が重大な役割を果たしている。このようにヒトは他の全ての動物や植物と同様、根本的に生態系に依存する存在である。

他方で、人間は目的意識的に環境に介入し、自らの要求に適合するように環境を改変する存在であり、人間の生命再生産活動は必然的に生態系をも大きく変容させていくことになる。すでに旧石器時代の段階において、人間による大規模な狩猟活動が大型獣の多くを絶滅させたとの見方もあるが、何とんでも画期をなすのが農耕および牧畜の開始である。人間による有用動植物の栽培・飼育、および人間の移住や交易に伴う生物の移動は世界各地で生物相を攪乱している。また灌漑や耕地整備・森林伐採といった、農耕や牧畜の基盤を整備するための人間の活動も生態系に甚大な影響を与えるが、こういったことは文明の形成と発展にともなう人口の増加および特定地域への集中によって、さらに増大していく。

この傾向は産業革命を契機とした機械制大工業の成立によって飛躍的に加速する。科学的知識の意識的適用に基づくテクノロジーの発展、特に化石燃料さらには核物質の利用によるエネルギー使用規模の増大と、天然のものとしては存在しない多様な物質の創出は、生態系に対する人間の影響力を爆発的に増大させた。さらに遺伝子組み替えに代表される生命操作技術の進展は、生態系を構成する生物個体及び生物種そのものを人間による目的意識的な改変の対象とするに到ったのである。

このように、人間は、生態系の一部としてそれに大きく規定されつつも、生態系全体に対して巨大な影響力を及ぼす存在となっていく。地球上に存在する生物の大部分、そして生物としてのヒトそのものも、人間による改変を受けた生態系の一部を構成することになったのである。

③ 社会関係による媒介

ミクロな視点から労働を見ると、対象たる自然に働きかけているのは個々の人間である。しかしマクロな視点から見ると、人間の労働は基本的に分業や協業といった社会的活動として展開されていることがわかる。無人島に漂着して独力で何から何まで作り上げたというロビンソン・クルーソーにしても、彼にそのようなことを可能にさせた技術や知識は人間社会のなかで成長し生活して行く過程で彼が身につけたものであり、したがって他人との社会的な交流なくしてはありえないものであった。

労働がこのように本質的に社会的なものであるならば、自然に対する人間の働きかけのあり方も、当然に社会のあり方に深く規定されることになる。今日の社会のあり方を根本的に規定しているのは、社会的分業の担い手たる生産者の相互他人関係を本質的契機とする商品生産であり、さらにそれを基礎として成立した資本―賃労働関係に依拠する資本制生産である。商品生産者相互の激しい競争に媒介された資本の蓄積欲求を原動力とする資本制生産は、テクノロジーの発展を促進するとともに人間の消費欲求を解放した。このことによって科学的知識および生活上の利便が著しく増大した反面、生態系に対する人間の影響が巨大かつ無秩序なものと

なり、結果として生物種としてのヒトそのものの生存が脅かされるという状況に立ち至ったのである。

こういった人間と自然との関係は、生物種としてのヒトの進化と、その上に展開した社会の進化を通じて形成されたものであり、その意味において人間——自然関係それ自体が「自然の産物」「自然の一環」であると捉えられなければならない。

3 文化的多様性が受容される条件は何か

「文化」なるタームの意味内容は実に多彩であるけれども、「文化の多様性」あるいは「異文化との共存」そして「多文化主義」といった文脈で語られる際には、「社会（集団）の成員によって習得され、共有され、そして社会的遺産として時代に伝達されていく生活様式」⁽⁶⁾であるとする石川栄吉による定義を適用するのが、もっとも妥当であると思われる。

ところで、人間は自然を目的意識的に利用することで生命を維持しているのであるが、どの生物をどのように利用するかということは、地域の自然環境や生態系さらには集団の歴史的伝統や他の集団との交流の経験といった諸条件によって複合的に規定され、結果として集団固有の「生命利用の形態」が成立する。すなわち各集団はそれ固有の「生命利用の形態」を持つのであるが、例え同じ生物種であってもその位置づけと利用の方法が集団によって異なることは、むしろ通例であると言える。「生命の利用形態の差異」は上述の意味における「文化」の差異における主要な契機をなすのであり、このことは、例えば「猫を愛玩の対象としてしか見なかった者が、食材として解体調理される猫を目撃した際に受ける衝撃」といった類のことが、一般に「文化的なギャップ」として表象されることによって明らかである。「文化的多様性」なる概念は、「生命利用の形態における多様性」を、その不可欠の要素として含有するのであり、したがって多文化主義は当然に「生命利用の形態における多様性」の承認を前提することになる。

では、多文化主義すなわち「生命利用の形態における多様性の許容」が実現するための思想的条件について、先に示した猫の例を素材として検討してみよう。猫を愛玩の対象として見る者（これをAとする）にとって、猫を食材として見る者（これをBとする）と同じ社会のなかで共存するためには、「猫を食べる」者もまた自らと同じ人間であり、ともに社会の担い手となるべき存在だということが承認されなければならない。その際にAが、「猫は人間と同格の存在、目的としての『人格』に匹敵する存在であって、手段としての『物件、ではない』」なる認識に固執するならば、AがBと真の意味で共存することはありえない。なぜなら、その場合AにとってBは、人間を物件として使役・売買・処分する奴隷主あるいは食人者に等しい存在だと見なされ、「ヒトデナシ」として社会から排除されるべき対象であるか、少なくとも潜在的な敵対状態にある者だと認識されることになる⁽⁷⁾。したがってAがBとの共存を受け入れるためには、Bが猫を食の対象とすることを放棄するか、Aがその認識を転換するかの、どちらかの途が選択されなければならないが、前者はすなわちAの属する文化へのBの同化に他ならず、

後者がBの属する文化のAによる受容だということになる。

では後者の途が選択されるとして、Aに要求される認識の転換はどのようなものであるのか。まず第一に、猫に対する愛玩なる行為には、「癒され願望」といった自らの欲求を満たすために猫を利用するということが本質的な契機として含まれていることを、Aは直視しなければならない。第二に猫を手段あるいは資源として利用しているという点において「猫を愛玩すること」と「猫を食べること」との間には同一性がある⁽⁸⁾ということ、Aは理解しなければならない。第三には、上記の認識から「猫は物件であり人間の手段として扱ってもかまわない存在である」という命題が導出されることを、Aは承認しなければならない。そして第四に、自らの行なっている愛玩なる行為は、猫の資源としての利用における一つの形態に過ぎないということを、Aは自覚しなければならない。つまるところ、「AとBは猫を資源として利用している点で同一であり、そのことはAとBが共に人間であることに根拠があるのだ」ということをAが承認したとき、初めてAはBなる存在を共に社会を担うべき仲間として受容することができるのである。

ここで生命利用の形態の多様性が文化的多様性の主要な契機だという認識を念頭におくならば、多文化主義の見地に立つということは、猫にとどまらず多様な生物種に関して上記のプロセスを適用するということであり、結局はヒト以外のあらゆる生物種の手段としての利用を、少なくとも可能性としては承認せよということになるが、このことはまさに人間中心主義の見地に立つことに他ならない。多文化主義の見地に立ちきるということは、人間中心主義の見地を冷徹に適用すること抜きにはありえないのである。

4 生命中心主義の実践的帰結——多文化主義との原理的非両立性——

であるとするならば、文化的多様性擁護の見地からは生命中心主義はどのように評価されることになるのか。

まず、「動物解放論」についてであるが、その実践的結論である「肉食否定」「家畜全廃」に示されるように、そもそもこれは人間による動物の資源としての利用を拒否する思想である。河野は「動物解放運動のターゲットは、大量の動物虐待、動物殺害の主要な場である工場畜産と動物実験である」とし、また「問題は肉食を控えるかどうかにあるのではなく、いかなる食のあり方をもつかにある」のであり、「野生の自然ではなく、完全に人間のコントロールのもとにある人工的につくられた環境における動植物の扱い方を問題にする倫理が展開されねばならない」（河野、66-67 頁）と説くが、しかし「快苦を感じる動物」を倫理的対象とする以上、それは例えば伝統的な形態における狩猟や漁撈さらには牧畜といった、必ずしも環境破壊的ではない「持続可能な」動物利用をも否定することになる。したがって生態系の一部としてのヒトのあり方をも否定することになってしまうので、この見地は自然に反するものであると評価せざるを得ない。

一方、「生態系保存論」についてはどうであろうか。人間を生態系の一部として捉え、生態系全体の保存を主張するこの議論は、「快苦を感じる」か否かで生物を恣意的に区分するような、「動物解放論」の非合理性を免れていることは確かである。しかし、問題は「人間を特別視しない」ということの意味であるが、これについて河野は別の個所で次のように述べる。

「生態系保存論、ディープ・エコロジーは、人間の手の加わらない自然そのものに価値を置く。」(河野、74 頁) 「実際、レオポルドの土地倫理をさらに『地球倫理』の方向に展開しているディープ・エコロジーは、人口を一億人あるいは十億人くらいにすることを主張している。現在の生態系を構成する生物共同体のなかで、人間を特別視するいかなる根拠もなく、人間は一個の生物種に過ぎず、しかも生態系を攪乱する元凶であるというのが、この生命中心主義の立場であるからである。」(河野、71 頁)

原生自然そのものに価値を置き、なおかつ「ヒトを特別視しない」という見地は、必然的に文明の否定に結びつく。人間の環境への関与の程度は、個体および種の生物としてのギリギリの生存を可能にする程度にまで制限され、ヒトはいわば「狩猟・採集する大型霊長類」としての生活様式と、それにふさわしい個体数さらには知的水準にまで退行することを求められるというわけである。

このような考え方に対する最も有効な批判は、私見によれば、ヒトはかつて置かれていたそのような状態を自ら脱却したという事実そのものにある。生命維持および繁殖の条件をより好適なものにするために目的意識的に環境に働きかけるといふヒトの行動様式は、それ自体が進化の所産すなわち自然の産物である。したがって、ヒトの活動水準を旧石器時代せいぜい新石器時代の水準にとどめおき、最終的に科学技術文明の建設にまでいきつくことを阻止するためには、文字通り「自然に逆らう」ための努力が必要とされることになる。このように「生態系保存論」もまた、それが進化のなかで獲得されたヒトの生物としての特殊性および生態系におけるその特殊な位置を「自然のもの」として認めない点において、動物解放論と同様に「反自然」の見地に立っているのである。このように生命中心主義は、自然の産物でありその一部であるところのヒトを自然から切断して対立させ、自然に対して超越的な立場をとるようヒトに対して求める点において、その「反自然」的な本質が存在する。したがってまたこの枠組は、生命中心主義者によってしばしば批判される「特別な被造物たる人間による自然支配の正当性」なる自然観の、一つの陰画に過ぎないとも言えるのである。

このように生物としてのヒトの本性に反するという意味で「反自然」的な生命中心主義は、したがって人間のよく実践しうるものではありえない。なぜならば、全ての生命を人間同様に尊重し、資源として利用することを禁じるならば、ヒトは生命を維持することが不可能になるからである。にもかかわらず敢えて生命中心主義を実践しようとするならば、生命のうちのあるものを人間と同格あるいはそれ以上の存在として尊重しつつ、他のものは愛玩物あるいは食料や衣料として利用し、あるいは有害物——病原体などのように——として排除するというように、生命を差別的に取り扱うことにならざるをえない。このことは生命の利用にあたっての一

つの形態——鯨類の聖別・動物愛護・肉食の罪惡視といった——を構築することであり、さらにはその形態を「よりエコロジカルなもの」として推奨することを意味するが、これはある特定の文化を規範として掲げるに等しい。そしてこの「特定の文化」が政治的・経済的権力と結合するとき、エコロジーの美名の下に文化的差異が抑圧されるといった事態が発生する。このように考えるならば、生命中心主義的な見地は、その本質において多文化主義と相克するものであると言わざるを得ない。

このような考え方に対して有り得べき反論は、生命中心主義の実践によってもたらされる「生命利用の特定の形態」の差異をそれぞれの文化が互いに認め合うならば、生命中心主義と多文化主義は両立するはずだというものであろう。すなわち「鯨類を人間と同格にあつかうが牛は食べる文化」、「牛を崇拝するが鯨類は食べる文化」、「森を神聖視するが動物は資源として利用する文化」が、それぞれ自らの文化規範に従いつつ、他の文化を尊重し干渉しなければ良いという考え方である。もちろん、そのような状況は実現可能であるし望ましくもあるのだが、しかしそういった見地を「生命中心主義」的だと言えるかは問題である。すなわち「自分たちは鯨類を聖別し資源としての利用を拒否するが、他の人々が鯨を食べるのは勝手」なる見地に立つということは、「鯨類の聖別」なる行為の普遍性を否定することに他ならない。換言すれば、上の見地は「鯨類の資源化」自体を——自らはそうはしないにしても——原理的には承認することを意味するが、これはヒューマニズムの見地に立った場合、文化的差異を理由として食人や奴隷化を容認することがありえないのと同じである。したがって、上記の見地に立つということは、一見すると生命中心主義の実践を行なっているように見えながら、実は人間中心主義を密輸入しているものと言わざるを得ない⁽⁹⁾。誤解を避けるために付言しておくが、私は決してそのことが「悪い」と考えているわけではない。ただ、他文化との共存を真剣に追求するならば、人間中心主義的な見地に立つことが不可避になると主張したいだけである。

5 おわりに

われわれ人類は自然環境に対して干渉し、自らの目的に合わせて改変することによって生存を維持し、種族としての発展を遂げてきた。しかし、地球環境破壊に対処するため、いまや干渉と改変のあり方、したがって「生命利用の形態」すなわち「どの生命をどのように利用するか」についても、深刻な考慮と反省に基づいた自己規制が求められるに至っている。しかし、その規制は特定の文化に基づく特殊な理念に基づいたものではなく、環境への負荷についての客観的で科学的な認識に基づいて行なわれるべきであり、またそれぞれの文化において歴史的に形成されてきた「生命利用の形態」の多様性に対して開かれたものでなければならない。さもなければ人類の大多数を結集できず、したがって目的を達成することは不可能であろう。そのために求められるのは人間の生物としての本性についての冷静な認識に立脚した人間中心主義の見地の徹底であり、生命中心主義の見地はむしろその障害になりかねないという認識が、本稿の結

論である。

注

1) 梶田孝道は多文化主義を以下のように定義する。

「多文化主義 multiculturalism」とは、ひとつの社会の内部において複数の文化の共存を是とし、文化の共存がもたらすプラス面を積極的に評価しようとする主張ないしは運動をさす。(初瀬龍平編、『エスニシティと多文化主義』、同文館、1996年、67頁)

また、磯谷孝は次のように定義する。

平等な市民権の享受というレベルを越えて、一社会内での異なる文化の、相互理解と承認に基づく共生、共存で、公的な政策として実現される原則(ただし、複数文化が分断されて共存する場合は多元主義といっって区別され、各文化が差異を消滅させて溶けあう「るつぼ」主義も否定される)。

(坂本百大編、『記号学大事典』、柏書房、2002年、277-288頁)

2) われわれはパンダを資源として消費していないわけではない。動物園に収容した上で繁殖させ、観覧に供していること自体が立派な消費である。付言すれば、私はそれが必ずしも「悪い」ことだとは思えない。

3) 代表的な論者であるナッシュは以下のように述べている。

本書の意図は、「道徳には、人間と自然との関係が含まれるべきである」という思想の歴史と意味を明らかにすることである。…(中略)…このような考え方を展開していく方法の一つは、人間という限定された集団の自然権から、自然を構成している各要素の権利、あるいは、(一部の考え方では)自然全体の権利へと倫理が進化しているものとして捉えることである。このような関連性のなかで権利という言葉を使用するということは、これまでかなりの混乱を生み出してきた。当面、この問題の説明としては以下のように位置づけることで十分であろう。この用語は一方では、技術的、哲学的、あるいは、法律の意味で使用されているのに対して、他方では自然、あるいは自然を構成している各要素は人間が尊敬すべき固有の価値をもっているという意味で使用されているのである。(ロデリック・F・ナッシュ著、松野弘訳、『自然の権利』、筑摩書房、1999年、30頁)

4) 「ディープ・エコロジー」の提唱者であるネスは次のように述べている。

(b)生物圏平等主義(biospherical egalitarianism)——原則として——。「原則として——」という句が追加されたのは、いかなる現実的な実践にも、なんらかの殺生・搾取・抑圧が必然的になるとなうからである。エコロジーのフィールド研究家は、様々な様式と形態の生命に対し、深く根ざした敬意、さらに畏敬すら身につけている。彼は、内面から理解に達する。それは、他者が同胞のために、また限られた範囲の生命の様式と形態のためにとっておく理解である。エコロジーのフィールド研究家にとって、生き開花する平等な権利は、直感的に明晰・判明な価値原理である。これを人間に限定するのは、人間そのものの生き方の質に悪い影響を及ぼす人間中心主義である。この生き方の質は、私たちが他の生命形態との親密な協力関係

から深い喜びと満足を受け取るか否かに、部分的には左右される。私たちが依存していることを無視し、主人と奴隷の役割関係を打ち立てようとする試みは、人間自身の自己疎外を招くだけであった。(アルネ・ネス著、斉藤他訳、『ディープ・エコロジーとは何か——エコロジー・共同体・ライフスタイル——』、文化書房博文社、1997年、49頁)

5) 生命中心主義は近代的な人間中心主義の超克を掲げるものであるがゆえに、近代的な倫理観を一面では前提にしている。すなわち人間を物件として奴隷化することや人間間の不平等を当然視する近代以前の倫理思想へ回帰するのではなく、人間は人格として尊重されるべきだということを承認した上で、生命に対しても可能な限り人間と同様に扱うべきだ主張するのである。

6) 石川栄吉編、『現代文化人類学』、弘文堂、1978年、6頁。

7) もちろん、ここでの議論はわれわれが生活している現代社会を前提にしているのであり、人間の奴隷化や食人が道徳的非難の対象とされないような社会は想定されていない。

8) 私は「食べる」と「愛玩する」ことが全く同じだと主張するものではないが、猫なる生命を自らの要求を満たすための手段として利用している点において両者に同一性が存在することは、多文化主義云々とは別に、やはり直視されなければならないと考える。

実際、猫に限らず愛玩の対象となる生命——特に動物——に対しては、様々な管理と操作を加えることが要求される。まず近隣の住人に迷惑をかけることがないように行動範囲を一定の空間に制限するための措置（繋ぐ、閉じ込める）が採られなければならないし、また飼育者の管理能力を超えた繁殖を防ぐための措置（去勢・不妊化）も必要になる。さらに言えば、特に犬について顕著であるが、小型化・長毛化・温順化といった方向への品種改良が長期間にわたって施され、その結果として野生型とは似ても似つかぬ——ということは人間の庇護をその生存の前提とせざるをえないということを意味する——愛玩用の品種が多数出現することになったが、これは要するに、人間が愛玩なる自らの要求に適合的なものを創りだすべく、生命に対して執拗な操作を重ねてきたことに他ならない。

だが、そうは言っても食べてしまうことは生命を奪うことに他ならないわけであるから、生命をもったものとして慈しむ愛玩とは根本的に違うはずであるという意見もあるだろう。しかし「愛玩するために管理・操作する」ことは「食べるために殺す」ことよりも、「殺さない分だけまし」な行為であると、本当に断言できるのであろうか。確かに犬や猫についてはそのように考えても不自然には感じられないが、その場合われわれが犬猫を愛玩の対象とすることを当然視する文化に属していることが考慮されるべきであり、このテーマに関しては、食材にも愛玩物にもすべきではない生物——ヒトを例にとって考察することが必要であると思われる。

したがってこの問題は、「ヒトを愛玩物として管理するために監禁・断種したり、愛玩に適合的な身体的精神的形質を備えるように人為的に交配することは、殺して食べることに比べて『よりまし』な行為であると言えるか？」ということになるのであるが、「そうはいつでも命を奪わないだけ前者のほうがより良い行為だ」と、一般論として言い切るのは難しいと思われる。人を殺して食べるよりも愛玩物にする方が、むしろ残酷で許しがたいと考える人も決して少なくないように、私には思われるのであるが。

9) さらに言えば、多文化主義的な見地とは、それぞれの文化が自らの圏域に自閉しつつ空間的に並存し

ている状況ではなく、一つの地域社会あるいは政治体の内部に存在する多様な文化が互いを認め合い尊重しつつ活発に交流すること、すなわち「鯨類を聖別する人々」と「鯨類を食う人々」が接触しつつ共存することを推奨する立場なのである。したがって、先に述べた見地に立つということは、身近あるいは目前に存在する相手について、「こいつは鯨を食べるヒトデナシである」と思いつつも、それを意志力で押さえ込み言動には表出させないことになるわけで、現実には相当なストレスを伴うであろうと考えられる。したがって、共存を無理のないものにするためには、自らと他者の「人間としての共通性」を認識し、そこから自らの文化の特殊性を反省することが必要であると思われるのである。

本稿は、2004 年度三重短期大学教員在外研修（於 阪南大学、研修指導者 牧野廣義教授）における成果の一部である。なお、本稿の一部は拙稿「『自然主義』としての人間中心主義」、『地研通信』73 号、2003 年 7 月、を下敷きとしている。

国道 260 号沿道景観形成の課題

岩田 俊二

1 はじめに

三重県では伊勢志摩地方を訪れる観光客の重要なアクセス道路である一般国道 260 号の沿道景観について地域住民と行政がともに考え、地域の特性を踏まえた景観づくりを進め、観光客などの伊勢志摩地方を訪れる人々の印象の向上と来訪機会の増大を図るために同国道沿道景観形成事業を平成 13 年度から行っている。

折しも、平成 16 年 6 月に『景観緑三法』が制定され、各方面から要望されていた景観の基本法制の制度化や関連制度の見直しが行われ、わが国の景観を抜本的に改善する法体系が整備された。わが国の優れた景観が近代化とともに失われ、殊にバブル期の街並み景観の混乱は深刻なものになった。安定成長期に入ってから、景観の重要性が前にも増して認識され、景観形成の要望が拡大していた。政策としては、平成 15 年に矢継ぎ早に策定された「観光立国行動計画」、「美しい国づくり政策大綱」、「社会資本整備審議会答申『都市再生ビジョン』」が背景となった。

『景観緑三法』は、〔景観法〕を景観に関する基本法として整備、〔都市緑地保全法等の一部を改正する法律〕で緑に関する法制の抜本的見直し、〔景観法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律〕による屋外広告物に関する制度の充実が基本となる。特に本稿に関係の深い屋外広告物については、景観行政団体による屋外広告物に関する条例の策定を可能とするとともに、屋外広告物法の許可対象区域の全国拡大、簡易除却の対象の拡大、屋外広告業の登録制導入等の措置が講じられた。

本稿では筆者等が参加した平成 13 年度国道 260 号沿道景観形成検討会での検討結果を基に同国道沿道の景観形成上の課題、景観形成の主体、重点となる景観形成地区について報告する。

国道 260 号は合併前の阿児町鷺方から大王町、志摩町を抜け、一旦、英虞湾を横断し（橋はない）浜島町に再上陸した後、南勢町、南島町、紀勢町を経て紀伊長島町に至る、熊野灘の海岸沿いをはしる道路で、地域生活とともに観光のための幹線である（図 3）。

2 屋外広告物規制の現状

沿道景観では看板等の屋外広告物の景観に与える影響が大きいと考えられ、三重県では屋外広告物条例を定め美観風致の維持と公衆に対する危害の防止という観点から規制措置を講じている。それによると国道 260 号沿線は市街地部を除き、ほぼ全域が屋外広告物を掲示できない禁止区域に指定されている。市街地部については、橋梁、道路、街路樹、道路標識等の禁止物件の指定がされている。しかし、禁止区域では、事務所営業所等に自己の営業のために掲示する屋外広告物で表示面積の合計が 10 m²以下のものなどは掲示出来ることとなっている。また、沿道の帯状禁止区域の外側

では許可地域となっているところもあり、そこでは許可を受ければ屋外広告物の掲示が可能となっている。条例では「沿道景観地区指定」や「広告物協定地区制度」によってさらに厳しい規制措置も可能となっているが、国道 260 号沿線ではこれらは指定されていない。

3 沿道景観形成課題

検討会ではK J法と自由討議の結果から沿道景観形成課題を図1のように道路施設、道路管理、沿道景観管理に区分してまとめた。道路施設は主に行政がかかわる問題、道路管理は道路施設完成後の維持管理の問題で主に行政がかかわる問題、沿道景観管理は住民の関わりが大きい問題として検討された。

(1) 道路施設

道路施設については望ましい景観を形成するための整備が課題となる。整備はサイン標識類の内容、形状、掲示の方法等、道路施設の作り方―道路の法面のコンクリート塗り禁止、景観を考慮したガードレールの形状への改善、バリアフリーや歩道の設置等の人に優しい道路づくりといったものである。サイン標識のあり方、道路植栽のあり方、国道の改良といったものは国道 260 号沿線全域で広域的、統一的に検討されるべき事項である。

(2) 道路管理

道路管理の最も大きな課題は路側帯等のゴミや紛らわしい看板を除却することである。道路への植栽を徹底的に整備することも必要である。

(3) 沿道景観管理

地域にとって不要な看板は除却する。電柱やガードレールも沿道景観を損なうものであるので電線地中埋設等により除却し、ガードレールの形状、色も考慮する。道路から見える海のテトラポットも景観上問題があり除却したい。保全すべきものとしては、地域地区独自のサインマークの表示は他地域の人には良い効果があるので保全する。海や入り江の自然景観は当然、保全の対象とされる。整備としては統一的な看板のデザイン、乱立する看板の統一化などが大きな課題であり、道路施設としてのトイレの整備要求も強いものがある。沿道の古い建物で未利用のものを活用し沿道景観に特徴を与えることも必要である。宿泊施設の案内広告等のサイン標識を統一的に簡素化し、掲示することの研究、沿道の特徴的な建物づくり、まちづくりは広域的な課題である。

4 景観アンケートの結果

国道 260 号沿道景観について観光客、住民、観光事業関係者の率直な意見を把握するために平成 14 年 4 月下旬～5 月下旬にアンケートを実施した。アンケート表は主に関係 7 町の協力により 1960 票配布された。関係 7 町住民には 350 票配布、198 票回収、観光事業関係者には 210 票配布、73 票回収、観光客には 1400 票配布、300 票回収した。

ここではアンケート項目の内、特に道路景観についての設問項目について見る。道路景観についての設問はイ) 道路標識類の景観、ロ) ガードレールの形態、ハ) 道路沿いのゴミ、ニ) 街路樹・植栽

帯、ホ) 道路から望む景色、ハ) 広告などの看板の6項目についてそれぞれ3段階評価を行うものである。図2はこれらの道路景観について、観光客、観光事業関係者、居住者別に見たものである。イ) からハ) の項目全体にわたって、観光客よりも観光事業関係者及び居住者の評価が厳しく、とりわけ観光事業関係者の評価が厳しくなっている。項目別には道路沿いのゴミと広告などの看板についての評価が厳しくなっている。この結果から、沿道景観の評価は日常的な観察が必要であることが分かり、景観形成にあたっては観光事業関係者や居住者の意見を尊重し、彼らの主体的な行動に期待する必要がある。

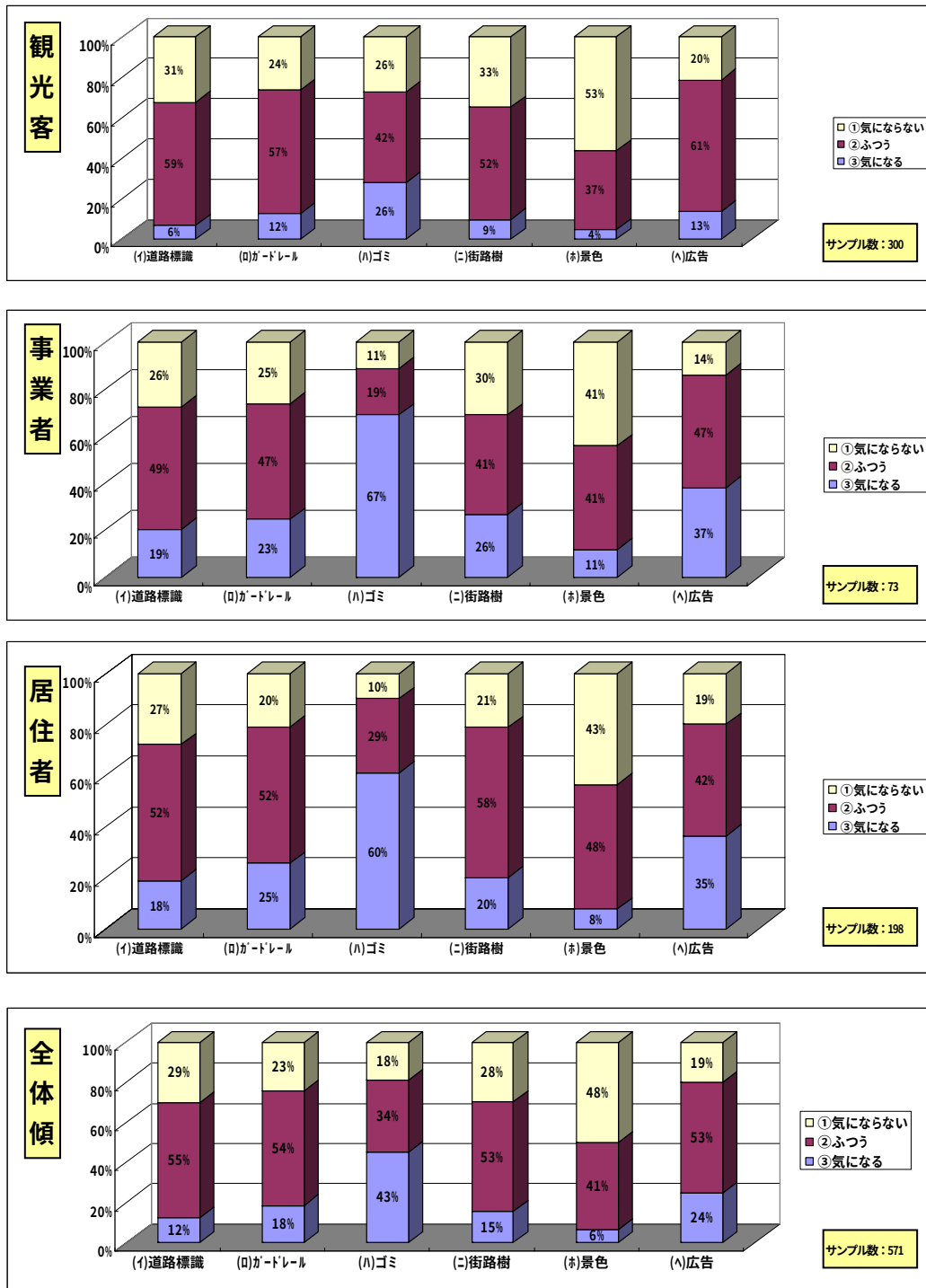
国道260号沿線を市街地景観タイプ、海岸沿いの自然景観タイプ、入江と街並みの湾景観タイプ、山間部景観タイプの地区に区分し(図3)、これらの景観タイプ別に先の道路景観についての評価をまとめたものが図4である。イ) からハ) の評価項目全体にわたって厳しい評価となっているのは入江と街並みの湾景観タイプである。この景観タイプの地区は狭い可住地に道路と町あるいは集落と入江及び港湾施設が集中してあるのが特徴で、景観形成の計画がとりわけ必要な地区である。その他、山間部景観タイプでのゴミ問題や市街地景観タイプでの広告等の看板問題も大きな景観形成課題である。

5 まとめ

沿道景観の形成は広告物規制の強化などの規制措置も必要であるが、野立て広告など規制が届かない領域もあり、それだけに頼ることはできない。むしろ広告看板類の形状等のデザイン、広告の表示内容や掲示の方法についてのガイドラインを作り誘導していくことが重要である。これは行政等が主体となる必要があり、誘導のために助成措置も必要である。景観形成には日常的な査察と管理が必要とされるので、その主体は居住者や地元企業の従事者等の地域住民が中心的な役割を果たすべきであるが、住民の景観形成への参加は景観ガイドラインの策定の段階から景観管理の段階まで多様に要請される。景観管理の段階での参加としては、景観点検地図の作成、ゴミや草取り作業、ガイドラインに則していない景観物に対する除却要請といったことが考えられるが、こうした行為には条例等の法令によって保障される必要があると考えられる。一方、地域地区段階だけではなく、広域的な対処も必要であるので、県などの行政が主体で取り組むべき課題も多々あり、景観形成のために広域行政と地域地区の住民主体の行動との連携が重要である。

最後に、本稿は三重県南勢志摩県民局が実施した国道260号沿道景観形成検討会の資料を基に作成したことをお断りする。なお、同検討会は阿児町、大王町、志摩町、浜島町、南勢町、南島町、紀勢町の住民代表14名及び各町担当者、三重県南勢志摩県民局担当者、八千代エンジニアリング担当者、筆者の構成員で組織された。

「道路景観について」属性（観光客、事業、居住）別結果



図－2 国道 260 号の道路景観についてのアンケート結果（属性別）

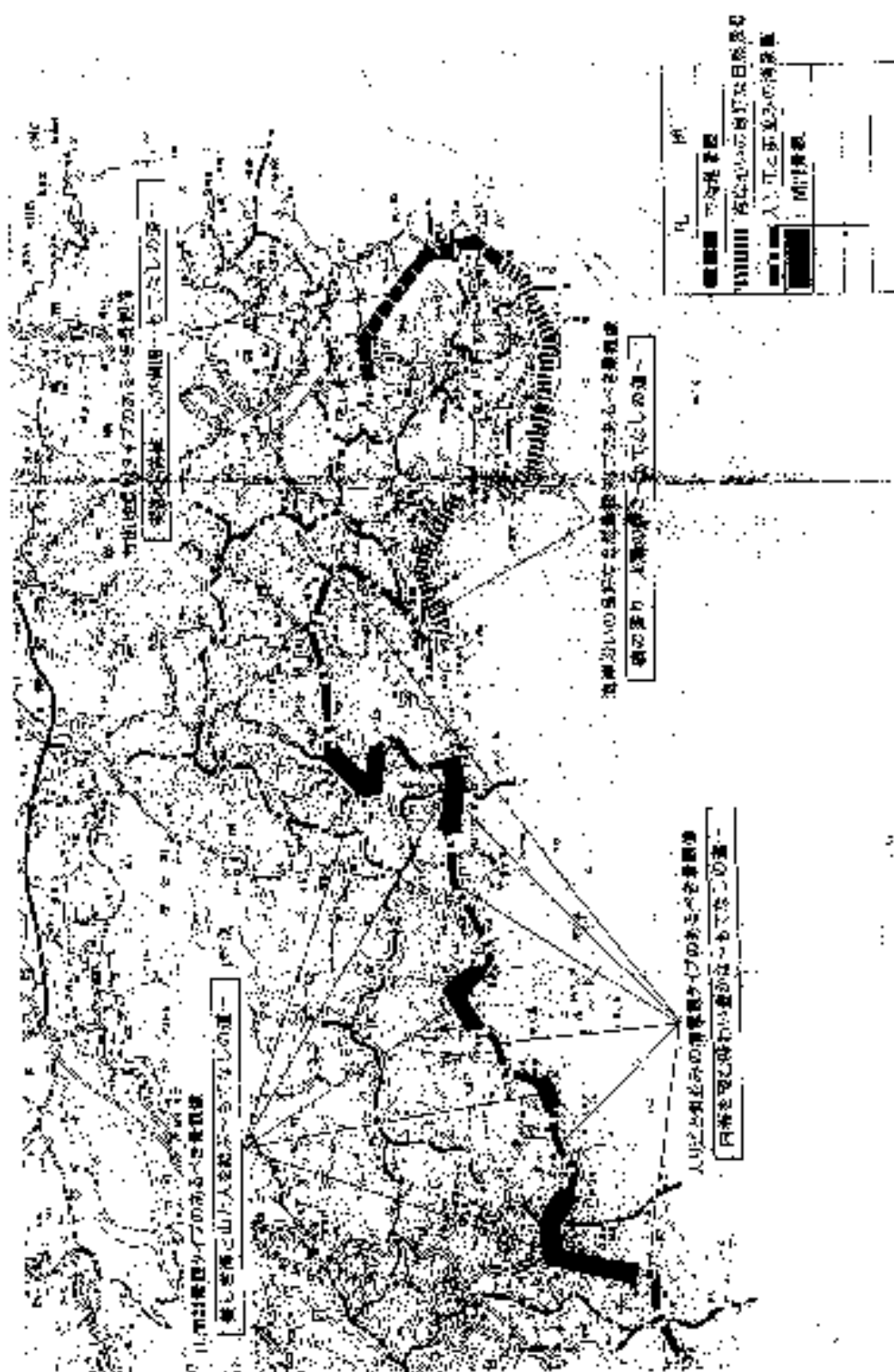
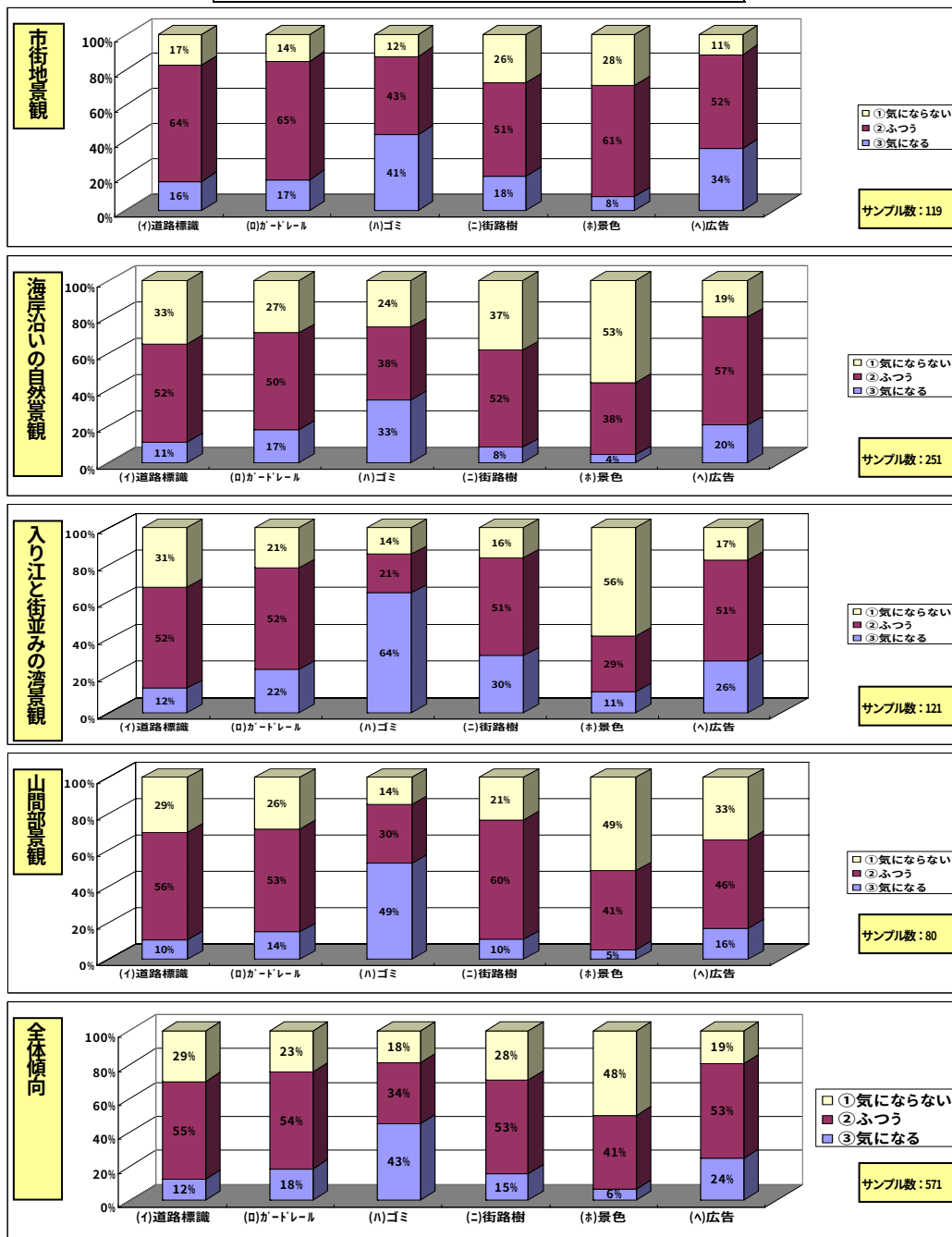


図-3 図面 250 号の谷間景観タイプ

「道路景観について」全体のタイプ別結果



図－4 国道 260 号の道路景観についてのアンケート結果（景観タイプ別）

引用文献

岩田俊二（2004）：「国道 260 号沿道景観形成の課題」、『『景観』の制度化と都市計画 ―美しい都市づくりを目指して― 2004 年度日本建築学会大会都市計画部門研究協議会資料』 ppⅡ-147～150、日本建築学会都市計画委員会、2004 年 9 月

国民健康保険料の滞納者の状況と政策的対応

長友薫輝

はじめに

いま、国民健康保険をとりまく状況が変化している。社会保障構造改革の一環である医療保険制度改革のなかで、国民健康保険を中心とした改革が進められているのがその要因である。ところが、国民生活に直結する医療保険制度改革であるにもかかわらず、年金改革時のような国民的な議論にはなっていない。

医療保険制度は事業所の規模などによって、国民を諸階層に分別した仕組みになっており、大別すれば大企業の労働者と被扶養者は組合健康保険、中小企業の労働者と被扶養者は政府管掌健康保険、公務員と被扶養者は共済組合、そして自営業者・農林水産業者・無業者層は国民健康保険に加入することになっている。それぞれが独自の保険料率、保険料を設定しており、問題点や争点を共有化しにくいという側面がある。また、後述するが、国民健康保険は市町村が保険者であり、市町村ごとに保険料の算定基準も異なり、独自に設定できるようになっている。市町村ごとによって保険料が異なるため、国民健康保険加入者のなかでも問題点が共有化されにくく、社会的合意形成を構築していくことには困難な面がある。

こうした性格をもつ医療保険制度改革をはじめ、社会保障構造改革の検証をおこなうために、本稿では国民健康保険の現状について整理をおこなうものとする。とくに国民健康保険料の滞納者の状況と、滞納者への政策的対応について考察を加えたい。無業者層や高齢者層、低所得者層が多い国民健康保険の現状について検討することは、階層的視点から国民生活をとらえることにもつながっている。

1 国民健康保険の加入者の階層性

国民健康保険（以下、国保と略記）の加入者総数は約 5,030 万人（2003 年 3 月末、市町村国保と国保組合の加入者総計）であり、医療保険加入者の約 39.4%（2003 年 3 月末）を占めている。国保の加入者は近年では 1994 年度以降、年々増加しており、まもなく総人口の約 40%を超えるものとみられる。

国保（以下、地方自治体が運営する、いわゆる市町村国保に限定する）の加入者の特徴は、世帯主が無職であるという世帯が約半数を占めていること、そして大半は高齢者であるという点である。65 歳以上の加入者で 37.2%、60 歳以上で 47.4%（「2000 年度国民健康保険実態調査報告」厚生労働省）と約半数を占めている。また、1961 年の国民皆保険の実現以降、国保は自営業者や農林水産業者の保険と認識されてきた側面があるが、加入者に占める自営業者の割合は 18.3%（1961 年時は 24.2%）、農林水産業は 5.5%（同 44.7%）にすぎない。厚生労働省の推計によると、2015 年度には無職者が多いという国保の加入者の特徴はより鮮明なものとなり、

加入者に占める無職者の割合は 57.1%と約 6 割近くにのぼることが予想されている。

このような国保加入者の所得水準は他の被用者保険に比べると低く、1 世帯あたりの所得は健保組合の約 4 割、政府管掌健康保険（以下、政管健保と略記）の約 6 割の水準でしかない¹⁾。具体的数値として 2001 年の水準（推計）を示すと、1 世帯当たりの年間平均所得は市町村国保で 153 万円、政管健保で約 237 万円、組合健保で約 381 万円となっている。国保制度は高齢者を多く抱える制度であることも関係しているとはいえ、市町村国保の加入者の所得水準の低さが目立っている。無業者層はもちろんのこと、自営業者や農林水産業者、若年のフリーター層などが国保の加入者であり、そうした人々の階層性を如実に表したものといえよう。

国保に加入している世帯の所得階層分布（2000 年の年間所得、「国民健康保険実態調査報告」厚生労働省）では、最も多いのは「所得なし」で 25.6%、次いで「100～150 万円」で 13.7%、「150～200 万円」が 11.0%、「200～250 万円」が 7.4%、「0～30 万円未満」が 6.3%などとなっており、低所得者層が多いということを示す結果となっている。

また、近年の国保加入者の増加という側面からみれば、よりいっそう国保加入者の階層性が明らかとなる。1993 年度まで国保加入者は減少していたが、1994 年度以降、増加に転じている。もちろん高齢化の進展による高齢層の加入者の増加ということもあるが、それ以外には 1990 年代初頭の、いわゆるバブル崩壊以降の不況の長期化による中小企業の倒産や、相次ぐリストラを起因とする失業者の増加などを背景に、国保加入の対象となる人々が増加したことも一因である。さらには、社会保険の事業主負担から免れるために、本来ならば政管健保などに加入させるべき正社員に対して、国保に入るよう勧めている事業所も少なからず存在している。コスト削減の名目で、労働者に負担増を強いるものであるといえる。国保にはこのような労働者も加入しており、他の医療保険に加入できない人々を補完・代替的に支えている医療保険であるという点で、国保はまさにセーフティネットとしての役割を担っているといえる。

2 国民健康保険料の滞納状況

国保の保険料（税²⁾）（以下、国保料と略記）は基本的に前年度の収入を基準として算定されるため、リストラなどによって失業した場合でも、国保料は前年度の収入に応じた金額が提示されることになる。そうなると、収入が無いため国保料を支払うことができず、滞納世帯に陥ることを回避できなくなってしまう。

国保料が払えず滞納するという世帯の割合は年々増加し、411 万 6,576 世帯（2002 年 6 月時点、厚生労働省調べ）にのぼり、全加入世帯の 18.0%に達している。翌年 2003 年 6 月には 454 万 6,714 世帯となり、全加入世帯の 19.2%、約 2 割が滞納している世帯ということになっている。

一方で、国保料の収納率は 2003 年度で 90.21%となり、過去最低を記録している。収納率の低下などにより保険料の上昇は回避できず、以前にも増して高くなった保険料を支払えないという滞納者がさらに増える、という悪循環に陥ることになる。こうした事態を受け、厚生労働

省では国保料の収納率を向上させるために、主に若年層を対象に国保料を携帯電話料金の徴収と連動させるといった収納強化策の検討がなされている³⁾。ただ、収納強化策を講じるよりは、加入者がなぜ保険料を支払えないのか、といった背景に留意し、国保世帯の実態を調査するなどの検討を加える必要があるのではないだろうか。

3 国保料滞納の背景

国保加入者がなぜ国保料を滞納せざるをえない事態に陥るのだろうか。もちろん個人的理由はあるにせよ、あまりにも多くの滞納者がいるということに着目し、ここでは滞納せざるをえない背景として考えられる主な点について、国保制度に関連する側面に限定し以下に記しておきたい。

第1に、国保料の保険料率の設定が、他の医療保険の保険料率に比べて高率設定であることがあげられる。国保料の滞納者の増加という事態が起きているにもかかわらず、収入比での国保の保険料率は他の医療保険の保険料率に比べて最も高く設定されている。国保加入者の平均所得は減少し続ける一方で、国保料は年々引き上げられており、年間所得をもとにした保険料率でみれば、国保の保険料率は1990年度には6.87%であったものが、2001年には10.2%にまで上昇している。2001年の他の医療保険の保険料率は政管で6.7%、組合健保で4.6%となっている⁴⁾。

先述した国保加入者の階層の特性から考えれば、低所得者層にかなりの負担を強いていることになる。1世帯あたり年間平均所得の最も低い国保加入者が、最も高い保険料率で保険料を支払っている。このような高い保険料率であれば、滞納せざるをえない事態に追い込まれるのも無理はないだろう。

国保加入世帯の平均保険料にあたる保険料調定額⁵⁾は1世帯あたり15.6万円であり、政管健保の15.9万円（事業主負担を含めば32.0万円）、組合健保の17.6万円（同39.7万円）と比較して、加入者に低所得者、無業者が多いにもかかわらず高額となっていることがわかる。

被保険者の保険料負担を所得階級別に比較した資料⁶⁾によれば、たとえば「年収200万円（月収11万7,647円）でA市に住む4人世帯」の場合、国保の保険料は18.6万円、組合健保は4.0万円、政管健保は8.2万円となる。この場合、国保の保険料負担は組合健保の4.65倍、政管健保の2.27倍である。雇用・労働条件からみて、最も不安定度の高い階層性を示す国保加入者が最も重い負担を強いられている。さらに、収入なしという場合でも国保料は設定されており、たとえば「収入なしでA市に住む2人世帯」の場合、2.3万円が保険料となる。無業者であっても、国保料が課せられることになる。

第2に、1995年の国民健康保険法改正によって、応益割の比重が大きくなったことが国保料の滞納者の増加につながっているものと思われる。国保料は、その算出方法が保険者である市町村ごとに異なっている。国保料の算出方法は、収入や資産に応じて算出する応能割（所得割と資産割）と、収入などに関係なく一律に算出する応益割（均等割と平等割）を組み合わせ

市町村が独自に算定することになっているためである。1995 年の改正では、このうちの応益割の比重を高めるため、応能割と応益割の比率について 7 : 3 から 5 : 5 へと変更することを推進した。この結果、所得が少なくても世帯人数が多くなれば、支払うべき国保料は増えるということになった。そのため、「高額保険料支払いに苦しむ低所得層に、さらに追い打ち」⁷⁾をかけることになり、滞納者が増加しているものと考えられる。

国保料は市町村が独自に算出するため、同じ所得でも市町村によって支払う保険料が異なることになる。たとえば、「年間所得 300 万円の夫婦と子ども 4 人世帯」という場合、大阪府門真市では年間の国保料 43 万 7,580 円、東京都目黒区では 12 万 6,840 円となる。これは門真市の場合、所得割 56.4%・資産割 12.7%・均等割 21.8%・平等割 9.0%という算出方法である一方、目黒区では所得割 86.3%・均等割 13.7%という算出方法であり、応能割である所得割の割合が高い目黒区のほうが、同じ所得でも保険料は低くなる⁸⁾。一方、応益割の割合が高い自治体では所得の高低に関係なく国保料が算出されるため、低所得者にとっては負担が重く厳しい内容となり、収納率が低下し⁹⁾、滞納者は増加することになる。

第 3 に、1984 年の改正において、国保への国庫補助率が 45%から 38.5%に引き下げられていることも、国保料の滞納者の増加につながっているものと考えられる。国庫補助率が削減されたことにより、地方自治体の国保財政は悪化する傾向が強くなり、赤字は 2,012 保険者（2001 年度）にのぼっている。そのために、不況下において国保加入者の平均所得は減少する一途であるにもかかわらず、国保料は引き上げられる傾向にあり、高騰する国保料を支払えず、滞納者が増えるという事態を招いていると考えられる。

第 4 に、国保料の減額、免除措置の不十分さによる滞納者の増大ということが考えられる。国民健康保険法では減額制度が設けられているが、たとえば国民健康保険法第 81 条にもとづく減額制度は年間所得 33 万円以下の世帯の場合でも、最高で応益割の 7 割しか減額されず、極めて不十分であるといわねばならない。さらには、年間所得 33 万円に世帯主を含めて家族 1 人につき年間 35 万円を加算した額を超える世帯には、減額制度が設定されていないという状況である。ただし、このような不十分な減額制度であっても、国保加入世帯の 32.1%（2001 年度）が減額を受けているという状況である。市町村独自に減免制度を設置しているところもあるが、すべての市町村に設置されておらず、申請にもとづく制度であるため、この制度を知らずに滞納に追い込まれている人も少なくないといえる。

以上、国保料を滞納せざるをえない背景として考えられる主な点について述べたが、国保料を滞納することによって、次にどのような事態が起きることになるのか。さらに検討を加えることとする。

4 国保からの排除的対応

国保料を滞納すると、その後、国保から遠ざかる可能性も高くなってくる。いいかえれば、医療保険制度の補完・代替的なセーフティネットとしての国保からも排除される¹⁰⁾、というこ

とになりかねない。現在のところ、国保料の滞納者問題には制裁措置の強化で対応しているからである。

制裁措置として、第1に国民健康保険被保険者証（以下、国保証と略記）の返還である。国保料を1年間以上滞納すると、世帯主は国保証を市町村に返還しなければならないが、2000年4月以降、国保料を1年以上滞納し、国保証を返還しない場合には、10万円以下の罰則規定が設けられている。

制裁措置として第2に、国民健康保険被保険者資格証明書（以下、資格証明書と略記）の交付があげられる。この資格証明書の交付は1987年1月から導入されたものである。国保料を1年間以上滞納した場合、国保証を返還すれば、その代わりに資格証明書が交付される。資格証明書は当初、保険料を支払う能力があるにもかかわらず支払わない悪質な滞納者に限定し、制裁として発行されることを主意としていたが、最近では、滞納者に対して資格証明書が大量発行されるようになった。

これは2000年4月から地方自治体に資格証明書の交付が義務づけられたことに起因している。それまでは地方自治体の裁量に任されていた資格証明書の交付について、滞納を始めて1年間経つと発行しなければならなくなった¹¹⁾。と同時に、加入者から国保証を取り上げねばなくなり、さらに1年6ヶ月経つと、給付の一時停止もおこなわれる。このような資格証明書の交付を義務づけた理由の1つに、2000年4月から実施されている介護保険制度があげられる。40歳から64歳までの介護保険料は国保料に上乗せして徴収することになっており、介護保険制度施行とともに滞納者の増加がいつそう進むものと危惧したためである。

資格証明書で医療を受ける場合、窓口では10割自己負担となり、あとで請求すれば保険給付分（7割）が還付される仕組みとなっている。ただし、資格証明書を交付されている加入者には必ず国保料の滞納があり、保険者である自治体は滞納分の保険料の支払いに転化することを理由に、保険給付分の全額を還付することはほとんどない。いいかえれば、資格証明書が交付された段階では、基本的に医療費はすべて全額自己負担という覚悟が求められる。実質的には滞納者にとって国保の利用が制限される、かなり厳しい制裁措置である。ただし、地方自治体によって判断基準は異なっていることを付加しておきたい。

2003年6月現在、資格証明書が交付されたのは全国で約25万8,000世帯で、滞納世帯（約454万7,000世帯）のうち約5.67%に交付されていることになる。このうち三重県では、8,738世帯（2003年6月）にのぼっており、国保料を滞納している世帯の約15%に対して資格証明書を交付していることになる¹²⁾。

制裁措置の第3に、短期被保険者証（以下、短期保険証と略記）の交付がある。国保料の滞納が1年未満であれば、短期保険証が発行されることになる。短期保険証は保険証の有効期限が通常より短く、1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月といった期限が設定されている。資格証明書と同様に、国保料の滞納分を支払わなければ、正規の国保証は交付されない。滞納世帯に対する調査では、短期保険証の交付が急増しているという結果が得られている¹³⁾。

以上のように、資格証明書の交付を中心とした国保料滞納者に対する制裁措置は、国保から滞納者を遠ざけることになり、さらにいえば、国保から滞納者を排除することにつながっている。滞納者を排除するという手法は、国保の加入者には低所得層が多いという階層性を考えれば、あるいは医療保険制度における国保の補完・代替的役割を考慮すれば、妥当ではないといわねばならない。

5 国保からの排除的対応と健康状態

滞納者に対する資格証明書の交付、といった制裁措置は国保からの排除的対応といえる。そして、こうした排除的対応は、資格証明書が交付された世帯に受診抑制を及ぼすことになる。

先述の通り、資格証明書を交付されると医療費は全額自己負担となり、のちほど請求すれば保険給付分が還付されるものの、滞納している保険料に転化されることが少なくない。また、そもそも国保料を納付することができず滞納している世帯が、医療費を全額自己負担することはほとんど不可能である。そのため、資格証明書の交付を受けた世帯では受診抑制が起き、健康が阻害されることにつながっている¹⁴⁾。滞納者への排除的対応が、人々の健康まで阻害することに連動しているといえる。

国民健康保険中央会の調査（2001 年）によれば、資格証明書で治療などを受けたという受診率は国保証での受診率に比べて、約 20 分の 1 から 110 分の 1 にとどまっているとしている。また、資格証明書を交付された国保加入者の受診率が、一般加入者の 136 分の 1 という調査結果も出ている¹⁵⁾。さらには国保料の滞納があると受診抑制が起き、健康状態はおしなべて悪い傾向にあるという調査結果も明らかとなっている¹⁶⁾。

このように資格証明書の交付は受診抑制を引き起こし、健康まで阻害する可能性がある。さらに国保の加入者には低所得層が多いという観点からすれば、健康の不平等という問題点を指摘せざるをえない¹⁷⁾。滞納世帯への制裁措置といった国保からの排除的対応ではなく、国保料の算定の見直し、国庫負担の引き上げ、減額措置の拡大などの対応により、資格証明書を交付された滞納者の受診抑制および健康の阻害といった事態を回避することが急務であろう。

おわりに

以上、国保加入者の現状、とくに滞納者の状況とその背景、滞納者への政策的対応について考察した。滞納者への政策的対応は、滞納者を国保から遠ざける、排除的対応という性格を帯びたものであることがわかった。さらに、こうした排除的対応の進展により、受診抑制が起きており、健康を阻害している可能性も明らかとなった。

国保料の滞納者への排除的対応をとるということは、国民皆保険の根幹である国民健康保険制度自身が、皆保険を変容させることにつながっているのではないだろうか。この点については、現在すすめられている医療保険制度改革での医療保険の将来像の検証と合わせて、今後の検討課題としたい。

医療保険制度改革の意図するところは、第 1 に保険者の再編・統合、第 2 に高齢者医療制度の創設、第 3 に診療報酬体系の見直しである¹⁸⁾。最後に、保険者の再編・統合という点に限定し、国民健康保険制度にかかわって予想される影響について記しておきたい。

国民健康保険制度における保険者の再編・統合とは、具体的には都道府県単位への再編・統合である。国保運営を広域化することにより、国保への公費負担の抑制、国保料の平準化を企図したものである。こうした国保運営の広域化の影響として、第 1 に、国保料の平準化で国保料がさらに値上がりする地域では、さらに滞納者が増えることが予想される。こうした地域への政策的配慮が求められるのではないか。

第 2 に、地域住民の実態に応じた策がとられにくい可能性を指摘できる。市町村は国保料の徴収業務のみを担当することになり、地域住民の実態を反映する策を講じることが難しくなるのではないか。

第 3 に、国保改善に向けた要求・運動などが拡大する可能性がある。これまでは市町村ごとに国保の運営状況が異なり、国保料や減免制度などの条件も異なっていた。今後、都道府県を軸に再編・統合が進展すれば、諸条件において一致する部分も多くなり、国保の問題点の共有化が図られる状況につながることが予想される。

注)

- 1) 第 11 回社会保障審議会医療保険部会配布資料、2004 年 11 月 30 日。
- 2) 1951 年の地方税法の改正により、国民健康保険税が創設され、税として徴収することも可能となっている。税として徴収するか、保険料として徴収するかの判断は地方自治体の裁量によるものである。なお、本稿では、便宜上、国民健康保険については特記しない限り、保険料と記すこととする。現在、全国の 9 割の市町村で国保税方式を採用している。
- 3) 「中日新聞」2005 年 2 月 26 日付。
- 4) 国民健康保険中央会「国民健康保険の安定を求めて」2004 年 12 月、p.12。
- 5) 保険料調定額は所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合計である保険料算定額から保険料軽減額、減免等による額、賦課限度額を超える額を差し引いた額を示したものである。
- 6) 前掲、国民健康保険中央会、p.17。
- 7) 矢吹紀人・相野谷安孝『国保崩壊』あけび書房、2003 年 5 月、p.62。
- 8) この 2 つの事例については、全国保険医団体連合会「患者が医療から遠ざけられる」月刊保団連臨時増刊号、No.829、2004 年 7 月、p.7。
- 9) 同上、p.8、参照。
- 10) 近年では社会保障などをめぐる議論において、社会的排除（ソーシャル・エクスクルージョン）という概念を散見するところであるが、本稿では触れない。
- 11) ただし、特別な事情があるなどの理由が認められた場合には資格証明書の発行の対象から除外される。

除外されるのは老人医療対象者、国の公費制度対象者、市町村長が定める特別の事情がある人、である。
このうち、市町村長が定める特別の事情がある人とは、災害、盗難、病気、事業の倒産・廃止などにより保険料の納付ができない場合とされている。

- 12) 三重県の国保料滞納世帯に対する資格証明書の発行率（15.39%）は、福岡県（19.67%）に次いで第2位の高率となっている。
- 13) 全国商工団体連合会「中小業者の営業とくらし・健康実態調査」（2002年9・10月）によれば、1998年には国保料の滞納世帯のうち短期保険証の交付を受けている世帯が1.7%であったが、2002年には19.8%に急増している。
- 14) 「中日新聞」2004年8月13日付。
- 15) 福岡県保険医協会・全国保険医団体連合会「資格証明書加入者の受診率の調査」（2000年度）。
- 16) 前掲、全国商工団体連合会調査。なおこの調査対象者のうち、国保料の滞納のある人は16.4%で、そのうち、「短期保険証」「資格証明書」「届いていない」など正規の保険証が届いていない人は24.6%にのぼっている。
- 17) 健康の不平等、所得格差と健康格差の連動については、別途、考察し検討を加えることとする。
- 18) 「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針（医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針）」（2003年3月、閣議決定）

【研究ノート】

産業立地と日系ブラジル人労働者の需給関係について ー三重県に大規模立地したシャープの経験を踏まえてー

尾崎 正利

1 はじめに

この報告¹は、基本的に、日本への日系ブラジル人による国際的移住労働者流入について、受入国側である日本のプル要因について、企業立地との関係で分析し、明らかにするところにある。ブラジル側のプッシュ要因及び日本ブラジル間にわたる、就労を可能にするシステムの確立等については、この報告では扱わない²。

日本におけるキーとなるプル要因³は、日系ブラジル人労働力を大量に、しかも恒常的に受け入れることを可能にした「職場」の創出である、と一般的に論じることができる。すなわち、雇用構造の変化（製造業部門において 1973 年に始まり、現在も他の産業部門に拡大しつつ進行中である）に伴う「より条件の悪い仕事」の確立と増加である。こうした仕事には主として、パートタイマー、派遣労働者及び構内（業務）請負業における直接部門の労働者が担当するが、中でも構内請負業の進展は、国内移動労働者（いわゆる出稼労働者）、いわゆる二次労働市場⁴にある失業者を労働市場に参入させる上で一定の効果が認められる。それは、こうした仕事に就く労働者に特定の教育歴、職業経験、技能等が要求されないからであり、しかもある程度の所得（一定の時間外、休日労働を前提として、男女で異なるが、月に男性で 25 万円から 35 万円程度）を確保することが可能であることに起因する。

しかしながらこうした構内請負業はアウトソーシングが製造業に浸透し始めたその時に、バ

¹ 本研究ノートは、2004 年 8 月 29 日、サンパウロで開催された CIATE による、日本で働いた後帰国した日系ブラジル人若しくはこれから日本で働こうと考えている日系ブラジル人に対する相談員として業務を委任されている、「colaboradores」の研修会において、報告した原稿に対して、その後の調査によって明らかになった事実並びに説明を補充したものである。

² 尾崎が 2000 年 8 月にサンパウロで行った調査に基づいて作成された報告、「ブラジルにおける日系人就労斡旋のシステムの現状と課題」地研年報 6 号 91 頁（2001 年 3 月）、並びに佐野哲「ワーカーの国際還流」日本労働研究機構（1996 年）を参照されたい。なお佐野氏の見解によれば、日系ブラジル人の国際的労働移動に関してはプッシュ要因の影響以上にプル要因の影響が重要であるとする。しかしプッシュ要因が存在しないと云うわけではなく、東南アジアからの労働移動との比較において、あくまで相対的なものであるに過ぎないと考えられる。

³ 間接的なプル要因として、受入企業（政府の対応も含めて）が日系人労働力を日本人と同質的であると理解していたこと、入国・就労に比較的障害が少なかったこと、サンパウロからの就労斡旋ルートが確立されつつあったことなどが上げられる。

⁴ 二次労働市場論の実証については、石川経夫=出島敬久「労働市場の二重構造」石川経夫編『日本の所得と富の分配』東京大学出版会、1994 年を参照されたい。なお、二次労働市場論を前提としながら日本の増加しつつある失業の原因と将来の展望を分析するものとして、野村正實「雇用不安」岩波新書、1998 年も参照されたい。

ブル経済が始まり、労働力需給が逼迫し、製造業における一定部分、とりわけ、いわゆる 3K 職場に対してネイティブ労働力でもって充足することが極めて困難になったために、外国人労働力の導入が強く求められた。そのために相当高額な時間当たりの賃金額、労務管理費用が必要であった。しかしバブル経済崩壊後、労働力需給が若年未就職者、失業者の増加等により大幅に緩和される一方、他方でアウトソーシングの一層の普及・拡大が進行し、構内請負業の新規参入及びそれに伴う求人需要が急激に上昇した。しかしながら、構内請負業の受注条件条件が徐々に低下しつつあり、不安定な仕事と云う性質などから、ネイティブ労働力がこの業態に参入するには多くのミスマッチが存在し⁵、移住労働力に依存する傾向が一層高まり、日系ブラジル人労働者にとって、以前にもましてプル要因が強化されてきた、と理解されるべきである⁶。

以下において、厳しい国際的技術革新と価格競争にさらされている電子機械器具製造業について、日本国内における工場立地がスクラップ・アンド・ビルドで積極的に展開される中、それに伴う日系ブラジル人労働力の地域における変化を明らかにする。この報告で具体的には、三重県における大型液晶パネルの大規模な新規工場を立ち上げた、シャープ亀山工場との関連で分析をしようとするものである⁷。

その理由は次のものである。(1) 電子機器製造業は、自動車製造業と同じく、多数の部品製造下請業を重層的に構成するピラミッド型生産体制を確立しており、アウトソーシング化が徹底していること、(2) 新規に立地したシャープ亀山工場は、その中でも部品製造下請と製品組立本社工場とを1箇所に集め、更なるコスト削減を図る体制を当初から採用していること、その結果(3) 立地・創業時点から地域における大量の労働力が短期間に必要になること、(4) 新規に必要な人員の大半が製造要員であり、構内請負業者或いは派遣業者により供給される労働力がその多くを占めていることから、地域に占める不安定雇用形態の労働力が不均衡に増加する。

従って、こうした業者は大量の労働力を国内労働力移動並びに海外の日系人労働力から供給を受けなければならないが、前者の供給については、少子化等の影響もあって、多くを期待できない現状がある。であるとすれば、供給の拠り所となるのは後者であり、ブラジルの街角⁸では

⁵ 国内移動労働力がそれほど期待できないことについては、後述する。

⁶ 依光正哲編著「国際化する日本の労働市場」東洋経済新報社、2003年、とりわけ第2章『日本における労働市場の国際化』を参照されたい。

⁷ ただし、同工場は2004年4月から本格的な操業に入ったもので、統計的数値から、同工場立地と関係する数値はまだ入手できない。しかし、2004年12月の外国人登録者統計及び6月の厚生労働省による外国人雇用労働者調査の結果は幾分同工場の操業の影響を反映しているものと思われる。表(2)が示すように、松阪、上野地域を除き、主要な地域はほとんど変化はない。松阪地域の増加は多気工場の影響を反映するものと思われる。しかしながら立地に伴い明らかにされた下請事業所の抱える労働力数等から、一定の推計を行うことは可能で、この報告の分析はシャープが公表した労働力数等から可能な推計を行った。なお表(4)を参照されたい。

⁸ 2004年8月終わりに筆者が訪問したサンパウロ・リベルダーテの広場では、10社に余る業者のチラシが該当で通行人に毎日配布されていた。配布していた者は、業者と契約したブローカーで、いわゆる客引きをしていたが、2004年になって常態的に行われるようになったと云う現地の話であった。

自動車、電子機器を中心とした、構内請負業における製造要員の積極的なリクルートが展開されている。しかしこうしたリクルートにしても大きな問題が生じている。

すなわち(1) 現行の定住ビザ受給資格である三世及びその配偶者並びにその子供について、とりわけブラジル社会における日系人コミュニティを維持する上ですでに限界に近づいているといわれている出稼ぎ者数を考えれば、この種の労働力供給は多くを期待できないこと、(2) 労働者派遣の製造要員への開放から 1 年近くが経過したが、構内請負と料金に差がないといわれており、受入先企業による指揮命令その他の負担を考えると、かなりコスト高になることである。そのために請負体制に復帰する予定の企業もあるが、偽装請負規制が強化される中、現場責任者の配置等法律の求める要件を適正に遵守するとすれば、業者側の負担が増加する可能性があり⁹、さらにその上に、労働保険、社会保険加入問題も同様であり、こうしたコストの削減は労働者の賃金に少なからず反映することが容易に想定され、このことも供給増にたいする障害となろう。

2 三重県産業構造における日系ブラジル人労働者の就労状況

まず三重県におけるブラジル国籍登録者数の変化について、表(1)に従い、選択されたその他の国籍者数の変化と対照しながら見ることにする。三重県では、外国人登録者数に変化が現れたのが 1990 年に入ってからである。ブラジル国籍者は 1990 年に前年に比べて 3 倍という急激な増加を示した後、以降一貫して増加を続けた。従前最大の登録者数を示していた韓国・朝鮮国籍者は、その割合については 1990 年から一貫して低下を始め、絶対数においても 1991 年をピークに一貫した低下を見せている¹⁰。

こうした傾向は全国の傾向と一致し、三重県では特に、全国の傾向レベルを大幅に超えて増

⁹ 日経新聞 2005 年 3 月 1 日(朝刊)。同紙によれば、派遣先企業への請求料金は一人あたりで、業務の遂行とほぼ同水準と云うのが相場としてほぼ定着した。もっとも実情は既存の請負契約からの切り替えが多い。社会保険の加入コスト負担もあり、新規参入会社も低料金による受注活動を打ち出せない。人材派遣各社がメーカー側に請求する派遣料金は自動車向けが 1 時間 1,600 円―2,000 円強、電機向けが 1,500 円―1,700 円前後(消費税別)、と伝えている。この数値は構内請負業における請負単価として、とりわけ輸送用機器製造業における男子について、中部生産請負協同組合調べを下に筆者が報告したものと同様である。それによれば、2000 年で、ネイティブ労働者の請負単価が 2,185 円、日系人労働者の請負単価が 1,700 円であった。尾崎正利「構内請負業と雇用問題」地研年報 7 号、2002 年 3 月を参照されたい。ちなみに両者の金額差はリクルート費用の軽重が大きいと指摘したが、最近業者に対する労働保険、社会保険加入圧力が高まりつつあり、加入業者も、すべての直接部門労働者に適用するかどうかは別にして、加入が進んでいるものと思われる。そうした中で業者の受け取り単価が変化しない傾向が見られることは、労働者の受取時間賃金低下原因の一部となっている可能性がある。

¹⁰ この傾向は全国の傾向と一致し、協定永住者につき、その原因として国籍法改正に伴う日本・韓国二重国籍者の増加が大きいと考えられている。また日本に来る韓国人移住労働者は短期ビザで入国する例が多く、入管法違反検挙者数に占める韓国国籍者が最大であることなどから、相当数の韓国人労働力が日本に存在していると思われるが、登録者数としては計上されないケースが多い。例えば 2003 年における韓国(北朝鮮を含む)国籍新規入国者数 1,293,809 人中短期滞在者が 1,271,914 人に上る。

加したことも示している。例えば、1980年全国の外国人登録者総数は782,910人であり、1990年には1,075,317人と百万人台に入り、2000年には1,556,113人、2003年では1,915,030人とはば倍増した。三重県ではそれぞれ7,992人、11,944人、32,160人及び39,048人（2004年では41,683人）と5倍強の増加を示している。こうした傾向は、バブル経済崩壊後10年以上にわたって継続した景気低迷期において、一層加速されたもので、今後も同様の傾向が継続する可能性がある。

三重県内に移住労働力が集積し、今後もその可能性があると考えられる原因には、一般的に、次のものが考えられる。一つは、三重県産業は東海経済の中に位置し、製造業の割合が比較的に高い地域であったことである。三重県の製造業は重化学工業から食品加工業まで多様な部門が認められるが、とりわけ近年、優勢な製造業としては、自動車製造、電機及び電子機械器具製造業に関わる大手企業の分工場、一次下請企業の分工場の立地、並びに二次以下の多様な下請企業がある。三重県においてはオイルショック以降、造船・重機、石油化学工業から内陸型機械金属製造業及び組立・加工業並びに電機及び電子機械器具製造業への転換に成功したことにより、多くの重層の下請工場を立地させることになった。すなわち製造業における労働力需要が、全国的な産業のサービス化進行の中であって、それほど低下しなかったのである¹¹。

第二に、企業の雇用構造の変化が考えられる。オイルショック以降製造業では、経営合理化の主要な柱としてアウトソーシングが積極的に導入され、コスト削減を押し進めたが、80年代の高度成長期においてもこの傾向は変わらなかった。労働力の外注化は労働組合に組織された基幹労働力の周辺に、多様な、多くの不安定雇用を生みだし、構内請負業の進展と共に、製造業では外注労働力のウエートが極めて高くなってきているものと思われる。労働力の外注化が特に発達しているのは、自動車製造業、電機・電子機械器具製造業であり、これらは三重県製造業の主流をなしている。

日系ブラジル人労働力との関わりで言えば、ブラジル国籍登録者数の多い、群馬県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県、滋賀県と云った地域は、いずれもこれら産業部門の主要工場が立地し、またはその周辺にあって関連下請事業所が立地する。すなわち日系ブラジル人労働力はこれら産業における雇用構造と密接に関係している。中でも三重県において、ブラジル国籍登録者数が今後一層増加することが予測される理由として上げられるべきは、大型液晶テレビ生産工場の立地（1995年多気町、2004年亀山市）であり、2004年始めに操業を開始した亀山工場では、関連工場を含めた全従業員4,503人の雇用が増加した（2000年当時の亀山市総製造業従業員数約7,000人）が、その内少なくとも3,000人弱が構内請負業者の従業員（ネイ

¹¹ 毎月勤労統計調査三重県30人以上規模事業所における製造業常用労働者数の変化を見ると、そのことが明らかになる。1986年平均で139,800人、1990年で162,400人、1993年で166,600人（ピーク）、1995年で156,200人、2000年で146,300人、2003年で115,000人となったが、2004年から再び大幅な上昇（5月調査で136,000人）に転じている。また月間有効求人数も、2000年の22,000人代から2004年には33,000人台から37,000人台で推移している（三重県労働局職業安定部）。

ティブ労働者並びに移住労働者を含めて）である可能性がある¹²。

三重県内において、移住労働力と推定されるのは、表(1)によれば、ブラジル国籍者、ペルー国籍者である。同じく増加を見せている中国国籍者は留学生が大半を占め、韓国・朝鮮国籍者は戦前から日本に居住し、その子孫を含めた協定永住者がほとんどである。韓国・朝鮮国籍者数の減少は全国的な傾向を反映し、国籍法の改正（両系血統主義を採用したが、伝統的な単一国籍主義をなお維持した）及び日本人との婚姻並びに帰化の増加による。移住労働力と想定されるブラジル国籍者及びペルー国籍者数の一貫した、大幅な増加は、三重県産業がこれら労働力を必要としていること、その需要がますます増加しつつあることを表している。すなわち、ブラジル国籍登録者数の推移を見ると、1990 年の 1,559 人（13.1%）から 1996 年の 10,259 人（42.9%）、2003 年の 17,619 人（45.1%）へと急激な増加を示し、亀山工場が操業した 2004 年には 19,095 人（45.8%）へと増加し、この地域へのブラジル国籍者誘引効果を明らかにした。さらにペルー国籍登録者数も一貫した増加を示し、160（1.3%）から 1,430 人（6.0%）、2,765 人（7.1%）となり、同じく 2004 年には 3,112 人（8.7%）と増加した。

移住労働力の数を見る上で、別の統計、すなわち厚生労働省が毎年 6 月に実施する雇用外国人労働者調査がある（表(2)）。しかしこの調査は従業員数 50 人以上の事業所及びそれ以下の、管轄安定所が必要と認めた事業所に対して雇用外国人の地域別、職業別、男女別、雇用形態別（直接雇用、間接雇用）にその数を調べるもので、必ずしもすべての移住労働力を把握するものではないが、数の推移を見ることにより移住労働力の増減の傾向を理解することが可能である。

亀山市を管轄する公共職業安定所は鈴鹿公共職業安定所である。しかし距離的には津地域にも近くシャープ関連下請工場の立地が多くあり、シャープ亀山工場立地に伴う影響を見るためには、両地域の増減の傾向を見る必要がある。表(2)によると、津地域の数値は一貫して増加を見せている。またシャープ多気工場についてはその大半が松阪地域に立地し、松阪地域の推移を見ることでその影響が明らかにされるが、最近のライン増設後になってその数が増加してきたことが見て取れる。しかし多気工場では関連下請事業所を集中立地する方針がとられておらず、松阪地域は三重県北勢工業地域と比較して、製造業のウエートが小さいことから、外国人就労者の絶対数は小さいのである。

3 工場新規立地と労働力需要—シャープ亀山工場立地に伴う労働力需給について

2004 年 1 月 8 日に生産を開始したシャープ亀山工場は、地球規模での競争に打ち勝つための大型液晶パネルを一貫生産する工場として、立地地域における行政の強力な支援を得て、徹底的なコスト削減を図ることにより、特に韓国企業との競争に耐え得る国内製造拠点としての役割が期待されている。しかし同時に受入側地域としては、やや翳りの見えた地域の雇用増加及

¹² 表(4)を参照されたい。

び立地に伴う地域経済への波及効果を強く期待していた。受入側が期待する後者の部分については、運送業、ホテル業、飲食業等への効果が明確になってきており、新規住宅（アパート建設を含む）建設の増加、賃貸アパートの秋や充足等への効果も期待されている。

同工場は、シャープの液晶テレビ生産拠点として亀山市の工業団地に新規立地したもので、三重県が誘致にあたり 90 億円の補助金を支出するという大胆な決断をしたことでも話題を集めた。一貫生産工場として立地したことから、関連下請け企業の工場も同じ敷地或いは周辺地域に立地し、同じ敷地に立地する「協力企業」12 社、その他県内の「関連企業」11 社（さらに 1 社が参加の予定）、並びに本体工場をあわせた全従業員数は、2004 年 5 月現在で 5,334 人、うち構内請負業者の下で働く者 1,983 人となっている（三重県調べ）。

他方で、シャープ自身は次のような報告（三重県が聞き取り調査をした結果を纏めたものとの説明がある）を関係機関に公表している¹³。それによれば 2004 年 6 月現在、シャープ従業員 831 人、工場敷地内関連会社（12 社）従業員 2,280 人、敷地外関連会社（13 社）従業員 1,392 人、総計 4,603 人である。内県内出身者が 3,159 人としている。すなわちこの報告書によれば、新規に雇用した三重県在住者という意味で「県内出身者」と云う文言を使用したものとする、注 11）で示した、2003 年平均製造業雇用労働者数（30 人規模以上）に対する 2004 年 5 月調査との差、21,000 人は、その 1/7 がシャープ亀山工場関連会社での雇用が貢献したことになり、雇用への寄与度は極めて高いと云える。

それら新規に雇用された県内労働力はどのような種類の雇用を得たのであろうか？この点を明確にする資料は入手できなかった¹⁴。しかしながら、立地自治体並びに「北勢地域就職援助事業事務所」が主催した同工場関連企業による合同就職説明会での求人企業の多くが構内請負業者であった¹⁵こと、基幹労働力が企業内移動で賄われていること等から推測すれば、県内

¹³ 表(4)で示した。しかし上で示した「三重県調べ」の数値と一致せず、正確な数は不明といわざるを得ない。

¹⁴ ここで明らかにしようとするのは、構内請負業での雇用かどうかである。例えば大型液晶パネル基盤を製造する M 製作所は最大の 1,228 人を擁するが、製造要員の大半が構内請負業者の従業員である。また生産開始以来 9 年を経て増産体制を続ける多気工場の関連会社 M テックは 500 人の日系ブラジル人労働力を構内請負の形態で使用しているなど、幾つかの判明している事例での構内請負業の利用割合は相当高いものと推定される。また、M テックに半数の製造要員を送り出している（有）S ワークスは、2004 年 1 月に鈴鹿市磯山町で設立された構内請負業者であり、M テックの完全子会社でもあり、ライン増設に伴う製造要員確保対策として設立されたものと推測される。こうした事例も間接的ながら、シャープ亀山工場に伴い、請負業者の抱える労働力が逼迫している状況を示唆しているものと思われる。

¹⁵ 配布されたチラシによると、2003 年 8 月 18 日面接〔丸和製作所、東進テック、ニッコー、西洋フードシステム、リライアンス、三重伊丹電機、富士アウトソーシング、ユーライン、ユーパック〕が参加企業として記載され、1 次下請 2 社を除いていずれも 2 次以下の下請或いは構内請負業である。2003 年 11 月 26 日面接〔ミエテック、リライアンス、テクノサービス、西洋フードサービス、あづま観光、ニッコー、ユーユーワールド亀山営業所、富士アウトソーシング、東進テック、丸和製作所、スプラウト、アスト、三重伊丹電機〕、2004 年 2 月 2 日面接〔丸和製作所、東進テック、三重伊丹電機、アドバンス、スプラウト、パッケージヒラタ、ユーライン、共栄精密、ユーパック、ミエテック、テクノサービス、ニッコー、ユーユーワールド、ニューリー土山、西洋フードサー

新規雇用者の多くは、構内請負業の従業員であるか、または直接雇用の形態であっても縁辺的労働力のいずれかである可能性が極めて高い、と云える。亀山工場の特徴の一つとして上げられるのは、徹底した人件費の削減と製品の進化が極めて激しい液晶パネル生産に適応した身軽さである、と云われている。日経産業新聞はこのことを次のように報道している。

「亀山工場は設計段階から、熟練労働者の数を最小限に抑えても運営できる体制を目指した。生産ラインの稼動状況や完成品の性能データは機械が自動的に記録し、請負労働者から報告を受けなくても本部にあがってくる」¹⁶

と云う。しかし、ある地場の構内請負業者に対するインタビューでは、下請企業の技術不足か、立上時に特有の問題なのか、それとも構内請負業で働く労働者の技能不足に原因があるのか不明であるが、不良品の割合が高いと、疑問視する声があるのも確かである¹⁷。こうした状況を背景に、同工場はさらに増設を行い、新たな製品の製造に着手する予定であると云う。現在亀山工場で生産しているのは第6世代と呼ばれる液晶パネル（1.5×1.8m）であるが、1世代飛び越して第8世代（2×2m）の生産に着手する予定である。液晶パネルの大型化が進み、価格の低下が速くなり、より大型化した製品を供給することでコスト競争力において優位に立とうとする戦略である¹⁸。第8世代の生産が始まれば、この地域における雇用者数はさらに増加することが明白であり、その場合、現状においてすでに生じている労働力について、製造要員の雇用が直接雇用形態か間接雇用形態か、またはいずれを主要な労働力として設計するのか、ネイティブ労働力を如何に確保するか、海外の日系人労働力にどの程度依存すべきか、並びにそうした労働力のリクルートシステムをどのように確立するのか等々、避けて通れない労働市場政策にかかわる課題が生じることになる。しかしいずれにせよ、いわゆる二次労働市場に属する労働力が大幅に増加するであろうことは明白であって、それに加えて後で見るように、日系ブラジル国籍者を中心とする、移住労働者の労働力が不可欠であるのは明らかである。

4 シャープ亀山工場生産に関係する労働力利用の状況について

シャープ亀山工場の下請体制は、直接部門の製造部門下請、間接部門である調理部門下請、清掃部門下請、警備部門下請からなる。製造部門下請は2社（M製作所、Yテック）が元請を行い、

ビス、富士アウトソーシング」と徐々に参加企業の増加も見られる。また鈴鹿公共職業安定所で求職者に配布している「シャープ関連求人一覧表」（2004年12月20付）によれば、正規社員、派遣社員、構内請負従事者等様々であるが、35企業、239人分がなお必要な労働力として募集中である。中でもアイラインは60人、アドバンスは30人、東進テックは10人、ユーユーワールド15人、アイライン10人が上記合同説明会参加企業であり、その他構内請負業と思われるものが多数募集をかけていることにも注目する必要がある。

¹⁶ 日経産業新聞 2004年11月9日「ぼくと会社とにつぼん再生」。

¹⁷ 日経産業新聞上掲によれば、「単純に正社員を請負労働者に切り替え、人件費を抑えるだけで生産コストを下げ続けられるわけではないと気付いてきている」と生産本部長の考えを紹介するのは、このようなケースをも視野の内に入れている可能性がある。

¹⁸ 日経新聞 2005年1月7日(夕刊)。

M 製作所はさらにこれを 3 社に下請させ、その中の T テックはさらに重層的に 2 社に下請させる。Y テックもさらに 4 社に対して、重層的に下請させるシステムになっている。さらに関連企業として進出している凸版印刷関連では、製造部門を重層的に下請させる（物流及び警備部門は 100%子会社による 1 社体制である）構造を採用している。

M 製作所¹⁹及び Y テックは共にシャープの一次下請であったが、シャープ亀山工場立地に伴って進出したものである。ここでは Y テックについて、その社歴、系列企業等明らかになっているので、その労働力使用の仕組に関する概要を説明することにしたい。

Y テックが一般に公表²⁰している同社の略歴によれば、1952 年木綿製造業として大阪府寝屋川市で創業し、1960 年代後半に業種転換を図り、梱包資材の製造に転換し、さらに 1980 年代には電子組立業に進出した。これ以降シャープとのつながりができるが、1990 年代後半には液晶部門に下請に本格的に参入し、現在に至っている。1997 年シャープが多気工場を立地させたのに従い、M テックを三重県多気郡に設立し、2000 年シャープ多気工場の拡張に伴い第 2 工場を建設、それにより液晶パネルの大型、中型及び小型製品の製造が可能になった、とする。

こうした多気工場の生産拡大並びに亀山工場の新規立地は、新規の製造要員として、少なくとも数千規模の労働力が必要になると思われるが、それらをどのようにしてリクルートしたのであろうか？これについて、多気に隣接する主要都市である、松阪市におけるブラジル国籍者登録数の推移を見ると、1997 年 273 人、2002 年 708 人、2004 年 1,131 人と急激な上昇を示しており、この地域へ大幅なブラジル国籍者の労働力投入がなされたものと推測できる。M テックはそれをどのような方法を用いて生産に投入できたのであろうか？

構内請負業における生産要因の雇用形態は、一般的に、需給ミスマッチの生じるケースが極めて多く、労働移動も頻繁に行われるのが普通である。また三重県内の失業率は最悪時（2003 年平均）でも 4.7%であり、2004 年平均においても、全国的な失業率低下傾向の中で 3.7%と相対的に大幅な低下を示す（総務省統計局「都道府県別年平均結果(試算値)」）ように、全国的にも好調な雇用を持続してきている。加えて、構内請負業者の団体による調査によれば、こうした業界における勤続年数が 1 年を越える例は希であるとされていること、国内労働力移動（季節的出稼ぎを含め）について、少子化及び下請工場の農村地域への全国的展開、等の影響もあって大きな期待は出来ない²¹こと等から、日本人労働力を集めることが極めて困難な状況におか

¹⁹ M 製作所はシャープの一次下請で、矢板においてテレビ事業を持っており、それを縮小して新たに液晶部門に参入し、亀山の事業の一部を受けたと云う経緯がある。

²⁰ <http://www.u-tc.com/>

²¹ 沖縄県からの移動労働力は、新規学卒者を含めて大幅に減少した。例えば沖縄県労働局職業安定部「職業安定行政年報:平成 13 年度版」によると、県外就職者数は 2001 年度が全体のピークで 16,315 人、中学卒業者については 1971 年度の 1,636 人、高等学校卒が 1981 年度の 4,118 人、一般が 2001 年度の 14,209 人となっていたが、2002 年度にはそれぞれ 6,901 人、3 人、777 人、6,121 人（内、臨時・季節が 5,384 人）と推移した。これについて尾崎正利「構内請負業における労働力確保について -沖縄県における募集・斡旋のシステムと経路」地研通信 72 号、2003 年 2 月、5 頁は、沖縄在住労働力に対して構内請負業者が積極的に募集地とする選択について、供給圧力の高

れている。

以上の三重県労働市場に関する分析によれば、シャープ亀山工場操業に必要な製造要員の充足について、当初から日系人労働力を期待していたと推測せざるを得ない。しかし大量の日系人労働力をどのようにして集めることが出来たのであろうか？これについて実態は不明であるが、一般的に、シャープの亀山立地は事前に必要な労働力を想定できるもので、計画から生産まで時間的余裕があったこと、関連工場は従来から構内請負業を利用してきたこと、従って構内請負業者が必要な労働力を事前に、計画的に集めることが可能であったことが考慮されるべきであろう²²。多気工場増設に必要な人員確保策に関連して、シャープ多気工場との関わりで、人材のリクルートに関して、下請業者及び構内請負業者がどのような動きを見せたかを明らかにする必要がある。

シャープは多気町において液晶パネルを製造してきた歴史を持っているが、この工場も新たな大型液晶パネル製造に転換すべく、ラインを増設してきた。そのための生産要員が必要になり、現在松阪市に相当数のブラジル国籍者がいる（2004年12月で登録者数が1,131人）。一例を挙げれば、松阪市内に専用の駐車場を持ち、中型のマイクロバス（30人から40人を運ぶことが可能）20台程度を所有し、Mテックその他のシャープ関連工場に労働者を朝夕二回（二交替勤務のため）、送り出すSワークスが2004年1月に、突然出現した。この送迎用のバスがフル稼働するとすれば、最大1,000人程度の労働力を抱えていることになる。労働者（夫婦らしきベアを多く見たが）は朝8時20分頃にそれぞれアパートを出て、それぞれの集合地点でバ

まりをその原因の一つとしながらも、県内志向の高まり（県民所得と国民所得との格差縮小〔1999年度で72.8%〕、経済成長率上昇が、全国平均を僅かであるが上回るようになったこと、人口増加率の相対的高さ等々）が大きな阻害要因となる可能性を提示した。さらに伝統的に多くの国内移動労働力を抱えてきた青森県でも状況は似ている。青森県商工労働部労政・能力開発課「平成16年度 出稼対策の概況」によって年度別出稼労働者数を見ると、1974年度の80,486人をピークに徐々に減少を続け、2003年度では11,602人となった。絶対数の大幅低下は否定できないが、就業産業別では依然として建設業が圧倒的に多い（2003年度で72.9%）ものの、低下傾向を見せ、製造業の割合が14.2%と増加するなど変化も見られ、それに伴って就業地も東海地域の比重がやや高まってくる傾向が明らかになってきた。青森県においても、沖縄県と同様に、ここ数年前から構内請負業者の積極的な募集活動が展開されており、その効果も一定程度見られる。これら募集業者は、一般的に高年齢者を除外しているから、若年労働力がこれに応じるかどうかにかかっているが、その場合には伝統的な季節移動労働力でなく、いわゆる通年型移動労働力或いは出稼専業型が多くなる可能性もある。

²² さらにこれら労働力がブラジルから集められたのか、国内滞在者から集められたのか、その場合、労働移動の状況等も調べる必要があるだろう。電機・電子機械器具製造業では生産計画の再編が大幅に行われ、一方では海外立地に伴う工場の閉鎖または縮小があり、他方でシャープのような国内大規模立地もある。そうした場合に、労働力のスムーズな移動を支えるのが構内請負業の機能であると言えるが、それはどの程度有効であるのか？新規にブラジルから集められたとすれば、この業界ではなお多くの外国人労働力を必要とする可能性が明らかにされたことになり、外国人労働力門戸開放論者を刺激する結果をもたらす得る。もっとも市町村別登録者数の変化は、津市、亀山市共に、決定的に明確な変化を示していない。例えばブラジル国籍登録者数を見ると、2002年で津市2,233人、亀山市1,040人、2004年でそれぞれ2,594人、970人、2年間で300人ほどの増加を示している。

スに拾って貰う仕掛けになっているようである。松阪市ブラジル国籍外国人登録者数も、多気工場操業までは100人に満たなかったが以後増加を示し、2002年12月末の708人から2004年の1,131人へと、ライン増設に伴う労働力の増加を明確に見ることが出来る²³。

このSワークスは、次のような経緯を経て設立された。鈴鹿でホンダの下請をしていた構内請負業者Iトニックが倒産し、その後Mテックが資金面で支援を行い、構内請負を継続している。IトニックはMテックの支配下にあるが、その後内部における経営的意見の不一致から、Mテック支援の下、一部社員が独立し、2004年1月に磯山町を本拠地として登記された有限会社である。地場のある同業者の話によれば、労働力を十分に供給する能力がなく、亀山工場への労働力はIトニックが事実上Sワークスに供給している、とのことであった。Mテックは、これら傘下の構内請負業者から労働力の供給を受けて下請生産を展開している。このことは、二次以下の下請企業が、その傘下に構内請負業を組み込み、一体的に雇用管理を行っている状況が見られることを明らかにするものである。これに加えて独立系の業者の中には、傘下業者に対して労働力を賃貸している業者もある可能性が考えられる²⁴。

しかしいずれにせよ、日系ブラジル人労働力をどのようにして集めるかが問題であることに変わりはない。Sワークスとの関連で、筆者がブラジルで行った調査によれば、次のような構図が認められた。サンパウロで日系人移住労働者をリクルートしている斡旋業者に対して、シャープ関連の募集について尋ねたが、いずれもないとのことであった。実際、街頭で配布されるチラシ、現地新聞広告においても、滞在中(2004年8月12日から8月30日まで)だけであるが、シャープの文字を見かけることはなかった。しかし情報はひょんなことから入手できた。

サンパウロでは、日系人移住者斡旋業者が多数活動しているが、筆者が以前紹介した²⁵ときよりもさらに業者の新旧交代が進み、経験の浅い業者で、日本の構内請負業者とつながりのない業者も増加してきている。そうした新たに参入した業者たちが、リクルートした労働者に対する償

²³ なお、注14を併せて参照されたい。

²⁴ 地場のある業者の話では、松阪のK製作所が日系人労働者の賃貸をこれら業者に打診している、との情報もあった。これらのことから、生産体制に必要な労働力の配置構造は、工場敷地内において、シャープ本社工場の下に、これまで相当期間協力工場として下請生産を行ってきたそれぞれのパーツ生産に特化した複数の1次下請企業を置き、それら1次下請がその傘下に置いた複数の(水平型並びに垂直型の)構内請負業者を工場内に入れて、具体的な生産並びに関連業務を遂行し、それに必要な労働力を場合によっては賃貸或いは融通することもあり得る。さらに周辺に、その他の協力工場(例えば凸版印刷など)を配置し、それぞれ独自の生産体制を実施し、最終的に本社工場で製品に組み立てると云う構図である。これら生産体制は、シャープ本社工場からそれぞれのパーツを生産する製造現場に対する詳細な指示の下に行われ、その成果を瞬時に統括部門が入手し、更なる指令につなげていくと云う、文字通りの一体型生産体制を構築した。しかしそのピラミッドの底辺に下がるほど、コスト削減の影響を受ける割合が高くなり、その最底辺が流動費で賄われる構内請負業に雇用される生産要員である、と云うことになる。このような場所的統合性を持ち、有機的・一体的生産システムは、云うならば、企業グループの中に二次労働市場を不可欠な部分として組み込んだ形態を構築するものである、と云える。

²⁵ 尾崎正利「ブラジルにおける日系人就労斡旋のシステムの現状と課題」地研年報6号、2001年3月、91頁以下、とりわけ1章から3章までを参照されたい。

権確保、人材情報の共有化を図ることによるリスクの軽減等を図る目的で、ABAN（Brazilian Association of Nikkey Agencies of Tourism）が、約 70 の斡旋業者を糾合して 2004 年 5 月に設立された。会長が M サービスの M 氏であるとのことで、そこでインタビューを実施したが、対応いただいた事務局を担当する M2 氏に対して、念のためシャープに人材を送出している業があるかどうか尋ねたところ、興味ある情報が得られた。

彼の話によれば、2004 年 3 月にロンドリーナ（パラナ州）に行ったとき、現地の新聞に掲載されたシャープを明示した広告を見たと言う。運の良いことに彼はその切抜きを保存していたので、確認することができた。彼が電話で確認したところによれば、シャープ専用の求人であるとの回答であったと言う。さらに彼の話しでは、サンパウロでこの業者の広告を見たことがないとも言う。その名は、「Sky Works」、電話番号、並びに「<http://www>」が記載され、募集人員は 50 人となっていた。

その後この業者に対して、電話で、戦後移住で、日本人男性の求職者を装ってインタビューを行った。対応者は、日系三世の男性であり、日本語が相当可能であった。募集は女性及び夫婦だけとのことであった。シャープでの勤務、就業地は松阪市で、女性の時間給単価は 700 円²⁶、男性の場合、班長（担当者の話しでは、管理社員で、チーム労働者の送り迎え、勤務調整、苦情処理、作業現場での通訳・連絡業務が含まれると云う）につけば 1,200 円との条件であると告げられた。彼の説明では、夫婦で働けば、1 ヶ月、残業を含めて 700,000 円から 600,000 円になること、盆休みはなく、休日は正月だけであることなどが告げられた。班長候補が不足しているようで、仕切りと募集に応じるように勧めた。例えばこのような条件が提示された。すなわち最初の月は 34 万円だが、仕事の様子をみてあくる月から 1 万円を増額する、と云ったことである。配偶者と相談して、後で電話をするとしてインタビューを打ち切った。

この現地斡旋業者は、パラナ州を中心に事業を展開しているが、その理由として上げたのは、サンパウロ州と異なりパラナ州は、農業従事者が相対的に多く、「日本人の伝統」がしっかりと残っているために、日本の工場でネイティブ労働者と違和感なく就労することができること、雇用管理が比較的容易であること等²⁷を理由にした。

5 雇用構造の変化と移住労働力の果たす役割

²⁶ S ワークスが労働保険に加入したことは確認されているが、社会保険加入は未確認である。この保険加入が構内請負生産要員の時間給単価に及ぼす影響については、尾崎正利「移住労働者と社会保障 ―日系ブラジル人に対する保障の現状と課題」日伯比較法及び在日ブラジル人就労者に関するシンポジウム報告集、東京大学大学院法学政治学研究科付属比較法政国際センター

（ICCLP Publication No.8）、2003 年を参照されたい。

²⁷ この点を特に指摘するのは、マリア・エジウザ・フォンテネレ・レイス著、二宮正人編訳「在日ブラジル人 ― 二国関係の人的絆」Kaleidos-Primus Consulutoria e Commnicacao Integrada S/C Ltda、2001 年、58-66 頁において外国人労働力導入をめぐる議論及び政策形成の背景に存在したイデオロギー、すなわち、伝統的エスノセントリズムについての的確に分析している。なお同書については筆者が紹介をしているので併せて参照されたい（尾崎正利・地研通信 68 号 1 頁以下、2002 年 3 月）。

以上の分析によれば、日本における産業では、事業のアウトソーシング化が進行し、とりわけ受託コストの恒常的削減を求められている製造業下請企業における進展は、日本で製造する「物」の国際的競争力を維持する上で必要不可欠なシステムとなっている。その意味で、新たに開発した「液晶大型パネル」でもって国際的競争を勝ち抜こうとするシャープにとって、可能な限りアウトソーシングを徹底し、業務の委託費を可能な限り抑えることは、日本で新規工場を立ち上げる際の避けて通れない条件でもあった。そのため、シャープの業務を受託する下請企業も、シャープに伴って三重県に立地する際に、製造コストの可能な限りの削減が必要であった。

さらに加えて、今回の新規立地は特定の製品の製造（液晶大型モニター）に特化した工場システムを前提に建設されており、この製品の寿命は、本格操業をはじめて1年も経たないときに次世代製品（第8世代液晶パネル）を製造に取り掛かるための工場増設に踏み切った²⁸ように、当初から、それほど長くはないものと見なされていたのである。国際的競争力をどこまで維持し得るのか、少なくとも安定した製品でなく、生産が不安定であることは確かである。同じ電器・電子機械器具製造業の「三洋」及び「ソニー」等の例を挙げるまでもなく、特定の製品に特化した工場は、競争力がなくなると閉鎖の決断がなされている。こうした状況にあって、シャープと共に新規に立地しなければならない下請企業は、新たな、正規の雇用を増加させることは危険でもある。すなわちこれら企業はシャープも含めて、企業内労働力移動により、自らの労働者（基幹労働力）の雇用を存続させつつ新たな事業に向かうとすれば、日本の製造現場で一定の役割を確立している構内請負業者の労働力を、可能な限り利用することが賢明である、と考えるのは合理的であろう。

それでは何故に外国人移住労働力が投入されるのか。自明のことであるが、百万とも二百万とも云われている構内請負業者の下で働く労働者の大半がネイティブ労働力である。しかしこのネイティブ労働力の持つ欠陥は、短期間に、大量の労働力を一つの地域に集めることが出来ない、と云うことである。すでに指摘したように国内労働力移動は一貫して減少している。地域に定着する労働力を、例えば失業中で、その地域で仕事を得る見込みが少ない場合でさえ、移動は容易でない。さらに地元労働力も先に見たように、同じ企業が繰返し募集を行っている現状、さらに紹介担当者の言葉²⁹などから、ほとんど期待できないであろう。このような大規模な新規雇用に対して、その需要を満たすことが可能なのは移住労働力だと云うことになる。例えば長

²⁸ 前傾注 18 を参照されたい。

²⁹ 前掲日経産業新聞（注 16）において、鈴鹿公共職業安定所所長の言葉を記事にしており、それによれば、1 階の求職窓口には社名を張り出すが、『またこの会社が来ているよ』と求職者に素通りされることも増えた、と云う。彼はこれまでの求職状況について、構内請負業における求人について、合同説明会を行った際（注 15 を参照されたい）、1,200 人参加した中で就職決定者が 233 人であったように当初構内請負業は必ずしも不人気ななかったが、雇用の不安定さが知れ渡ると急速に希望者が減った、「フリーターが多い都市部とは違い、亀山市では不安定な働き方を選ぶ人は少ない」と締めくくっている。なお同様の状況を伝える記事として、伊勢新聞 2004 年 12 月 24 日「1 年を振り返って」も参照されたい。

野オリンピックに求められた建設労働力（その後は伊那谷に点在する電子機械器具製造下請工場の労働力として長野に滞留している）、柏崎原発工事（新潟へのブラジル人労働力進出の大きなきっかけとなった）、その他東南北部地域へ進出した電子機械器具製造下請工場新規立地に伴って北上したブラジル国籍者³⁰の例は、シャープ亀山工場新規立地タイプの雇用需要に伴って生じたものと理解されるべきである。

徐々にモデルを変化させていく自動車製造工場とは異なり、電子・電器機械器具製造業は新規の製品が次から次へと出てくる傾向が高まり、工場設計の単なる手直しでは済まなくなり、抱えている労働者の技能もそのままでは対応できない事態も多くなる。そうすれば、既存工場の全面的改造ではなく、既存工場を閉鎖して新規に立地すること、大量の労働力に対して必要な職業訓練を施すことなく、外部労働力について費用をかけることなく使うことが、コストにおける無駄を徹底的に省いた、国際的競争力を持った製品を生みだすことが出来る³¹。

目の前に、低廉な賃金で働く、膨大な労働力を持つ中国との厳しい競争を強いられる日本の製造業は、製造拠点を海外に移転させないとすれば、このタイプの立地は今後とも一層増加することが予測される。従って、こうした雇用を満たすべく、移住労働力需要は一層高まるものと予測されるのである。日系ブラジル人労働力のケースでは、就労斡旋ルートの確立がこの需要をスムーズに満たしている、と云える。

しかしながら入手可能な日系人労働力のプールには、限りがある。とりわけブラジル国籍者の数はほぼ限界に近づいているとの見方もある。幾分余裕があると見られているのは三世の配偶者(非日系)であるが、先に述べたような、日本人との「同質性」を根拠として導入を決めた趣旨と大幅から逸脱することになる。しかし彼らを受け入れざるを得ない事情もまた存在する。先の新聞記事³²は、日系ブラジル人を妻に持つブラジル人、リカルド・ロビーニョ(仮名)氏の就労状況を伝えているが、シャープ亀山工場関連工場で、すでに彼らが働いていることを示している。

外国人労働力の導入問題については、政府の政策は第6次雇用対策基本計画において、日系人労働力を除き、専門・技術的な能力、外国人ならではの能力について可能な限り受け入れることとし、単純労働者の受入については慎重に対応すると云う基本方針を堅持してきたが、最近再び導入論が次第に高まりつつある³³。日本経済団体連合会は、2004年4月14日、「外国人受入問題

³⁰ 例えば、岩手県におけるブラジル国籍者登録数の推移を見れば、このことは明確になる。1992年49人、1998年187人、2000年716人、2003年801人と増加を続けている。

³¹ 最近電機大手製造業において、旧世代工場の生産内容を機動的に品目転換して、有効活用する例が相当見られるようになってきたことも事実である。しかしそれらの転換される品目は、パーツであり、シャープのような特定の製品の一体型生産ではない。例えば東芝大分工場（CMOSセンサー）、TDK甲府工場（ノイズ除去部品）、エルピーダメモリ広島子会社（メモリーの受託生産）などである。

³² 前掲日経産業新聞。

³³ 例えば、ビジネス・レーバー・トレンド 2004年12月号の特集「選択を迫られる外国人労働者受け入れ」における「有識者アンケート」を参照されたい。

に関する提言」³⁴を公表し、その中で、いわゆる「単純労働に従事する者」の受入について、質、量の両面で、十分コントロールされた秩序ある受入であって、人権が保障され、送出し・受入両国にメリットがあることを条件に、透明、かつ、安定的な外国人受入システムを確立する必要性を提言した。具体的な受入職種等は、看護・介護分野を除き明確にされていないが、今後不足する分野として、製造現場が大きいとの認識をはっきりと表示しているように、具体的な分野判断においては何等かの形で、導入が要求されることになるものと思われる。しかしこの報告書からは、現在行われているいわゆる「単純労働に従事する」移住労働力の多くが構内請負業等不安定な雇用形態の中にあることに全く触れていない。この業態で働く労働者の雇用を安定化させる視点がない限り、賃金、労働時間並びに社会保険加入を含めたその他労働条件をネイティブと同じく保障すると言う人権保障施策は画餅におわり、「人」の受入と云う立派な構想は潰えるであろう。

さらに加えて、本研究ノートでは取り上げなかったが、いわゆる「偽装請負」の問題も早急に解決される必要がある。これについて、電機連合総合研究企画室の中尾和彦氏が電機産業における実体調査結果の概要を報告³⁵している。その中で、正社員の仕事と請負労働者の仕事が明確に分離されていない職場(混在ライン)が4割を超え、出退勤などの労務管理を正社員が行っている職場が2-5割程度あると云う。こうした「偽装請負」が、すでに分析したように、シャープ多気工場、シャープ亀山工場のような場所的に一体化した生産体制の中で行われるとすれば、それは海外生産以上にコスト削減を可能にする一方、同一職場内に二重市場を生み出し、雇用条件においてあからさまな不平等、非合理的格差をもたらすことになる。

【付記】移住労働者が地域に極端に増加しつつあることは、社会的・文化的に様々な衝突をもたらす可能性がある。これらの解決には、周辺地域を含めた広域的な地方自治体がイニシアティブをとった、積極的な共生化に向けた取組みが必要となる。ネイティブ労働者の大きな雇用増加が見込めない状況での取組みは、自治体の負担増が生じる可能性もある。三重県行政としては、これら外国人在県状況を調査し、分析することにより、地方労働政策を策定し、対処への指針を示す必要があろう。懸念されるべきは、これら労働市場に関わる労使の取組みがほとんど見られないことであり、とりわけシャープ労使が地域労使団体との関係を持っていないことである。労働市場問題はもとより、先に述べた地域社会・経済及び文化に及ぼす影響が極めて大きな今回の立地は、主要な関係者は地域の労使であり、そこに受益当事者が参加しないのは、問題を放置し、利益のみを得ると云うやり方に他ならない。とりわけ一体型重層的生産システムで運営される生産集団において、シャープ本体の責任（労使共に）はきわめて大きいと思われる。

最後に、三重短期大学地域問題総合調査研究室設立 20 周年記念号に寄稿できる榮譽に浴し、関

³⁴ <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/029/honbun.html>

³⁵ 中尾和彦「電機産業における業務請負活用適正化の取り組み ― 秋季組織強化期間で全国的に職場点検活動を展開」ビジネス・レーバー・トレンド 2005 年 2 月号、14-15 頁。電機連合は構内請負業導入と共存していく方針を持っているようであるが、そこで働く労働者に対してどのように組織化、或いは連帯していくのか、いまだ見えてこない。

係者に大いに感謝申し上げたい。研究室の今後のご発展と、地域社会へのますますのご貢献を祈念いたします。

〔付表〕

表（１）三重県外国人登録者数（各年、12月31日現在）

年	韓国・朝鮮	中 国	ブラジル	ペルー	フィリッピン	総 数
1989	8,281 (80.1)	555 (5.4)	521 (5.0)	74 (0.7)	406 (3.9)	10,340 (1.04)
1990	8,359 (70.0)	639 (5.3)	1,559 (13.1)	160 (1.3)	510 (4.3)	11,944 (1.11)
1991	8,377 (54.6)	744 (4.8)	4,218 (27.5)	508 (3.3)	637 (4.1)	15,353 (1.26)
1992	8,263 (45.9)	1,183 (6.6)	5,715 (31.8)	754 (4.2)	769 (4.3)	17,988 (1.34)
1993	8,151 (43.6)	1,257 (6.7)	6,320 (33.8)	888 (5.3)	748 (4.8)	18,688 (1.41)
1994	8,025 (41.6)	1,293 (6.7)	6,504 (33.7)	1,025 (5.3)	918 (4.8)	19,313 (1.43)
1995	7,899 (38.4)	1,357 (6.6)	7,616 (37.0)	1,171 (5.7)	839 (4.1)	20,566 (1.51)
1996	7,702 (32.2)	1,476 (6.2)	10,259 (42.9)	1,430 (6.0)	966 (4.0)	23,926 (1.70)
1997	7,625 (28.4)	1,641 (6.1)	12,516 (46.6)	1,565 (5.8)	1,059 (3.9)	26,856 (1.81)
1998	7,492 (26.6)	1,748 (6.2)	13,248 (47.0)	1,671 (5.9)	1,157 (4.1)	28,203 (1.87)
1999	7,352 (25.2)	2,042 (7.0)	13,611 (46.6)	1,788 (6.1)	1,322 (4.5)	29,199 (1.87)
2000	7,182 (22.1)	2,425 (7.6)	15,574 (48.0)	2,057 (6.3)	1,635 (5.0)	32,457 (1.92)
2001	7,194 (20.5)	2,840 (8.1)	16,737 (47.7)	2,380 (6.8)	1,882 (5.4)	35,114 (1.97)
2002	7,048 (19.4)	3,319 (9.0)	17,012 (46.2)	2,562 (7.0)	2,161 (5.9)	36,792 (1.99)
2003	6,802 (17.4)	4,024 (10.3)	17,619 (45.1)	2,765 (7.1)	2,653 (6.8)	39,048 (2.04)
2004	6,602 (15.8)	5,270 (12.6)	19,095 (45.8)	3,112 (7.5)	3,645 (8.7)	3,959 (-)

いずれも12月31日現在。国別下段()内は県内総数に対する割合、総数下段()内は全国総数に対する割合。法務省大臣官房司法法制部編「各年度版出入国管理統計年報」、三重県国際課調

表（２）雇用外国人労働者数(厚生労働省、外国人雇用状況調査より)

	1994 年	1995 年	1996 年	1997 年	1998 年	1999 年
三重県合	4,436(1,644)	4,468(1,564)	5,050(1,857)	7,027(2,417)	7,696(3,266)	7,254(2,753)

計						
四日市管内	566(261)	743(287)	880(386)	1,084(458)	722(249)	541(188)
鈴鹿管内	1,864(688)	1,531(520)	1,647(572)	2,559(869)	3,560(1,768)	2,936(1,328)
津管内	789(340)	755(318)	883(363)	1,007(359)	1,133(457)	1,026(409)
上野管内	584(146)	723(177)	771(231)	897(298)	972(327)	1,158(265)
松阪管内	***	***	***	***	192(79)	204(95)

	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年
三重県合計	9,258(3,718)	9,749(3,912)	9,119(3,512)	11,512(4,870)	12,524(5,339)
四日市管内	685(226)	678(332)	793(362)	1,117(577)	1,572(729)
鈴鹿管内	4,078(1,975)	4,205(1,703)	2,996(1,104)	3,625(1,539)	3,381(1,399)
津管内	1,207(486)	1,591(758)	1,856(762)	2,447(1,201)	2,436(1,184)
上野管内	1,121(255)	1,122(284)	1,434(399)	1,649(443)	2,196(712)
松阪管内	***	596(287)	413(212)	719(359)	1,134(535)

管内内数。()内は内数で、女子：いずれも6月1日現在

表(3) 主要国籍別登録者数に関する(選択された)府県の特徴：2003年12月31日現在

	全登録者数	韓国・朝鮮	ブラジル	ペルー	中国
大阪府	211,491	149,164	4,808	1,176	36,424
群馬県	43,470	3,095	15,756	4,744	4,638
神奈川県	144,409	34,154	13,837	8,059	36,256
愛知県	167,270	45,006	57,336	6,384	23,143
三重県	39,048	6,802	17,619	2,765	4,024

なお、2003年12月31日現在の全国登録者総数は、1,915,030人である。

表(4) シャープ亀山工場及び関連企業の雇用者数

年度別	シャープ亀山工場敷地内			敷地外関連企業	総計(県内出身者)
	シャープ従業員	関連企業従業員	合計		
2003年11月	467	738	1,205	449	1,654(985)
2004年1月	533	1,248	1,781	814	2,595(1,435)
2004年6月	831	2,280	3,111	1,392	4,503(3,359)

出所：シャープ株式会社亀山工場「シャープ・亀山立地に伴う地元経済活性化状況（進出決定時から操業開始まで約2年間）」（第9版）2004年6月14日による。この数値は三重県による聞き取り調査の結果である。三重県の試算では、雇用波及効果人員について、2009年で12,000人と推計している。

【調査】

男女共同参画社会にかかわる今後の予測と希望

東福寺 一郎

目 的

男女共同参画社会基本法が制定されてから5年余、三重県において推進条例が施行されてから4年が経過し、その考え方は少しずつ浸透してきているが、一方で、「行き過ぎたジェンダーフリー」に対する批判の中で、男女共同参画推進そのものに対する批判もなされつつある。

そこで、一般市民や学生は男女共同参画社会の今後についてどのように予測するとともに、各自がどのような変化を希望しているのかを知るために今回の調査を計画した。

方 法

2004年12月15日に筆者が担当する講義を利用し、124名の受講生に調査票を2部ずつ配布した。1部は受講生自身が回答するためのものであり、残る1部については家族の誰か（男性回答者を確保するため、「できれば父親に」と依頼）に回答してもらうように指示した。翌週22日に回答用紙を回収したところ、回収数は112であった。回収率は45.2%である。

図1 回答者の属性：性別・年齢・既婚／未婚の別・就労形態

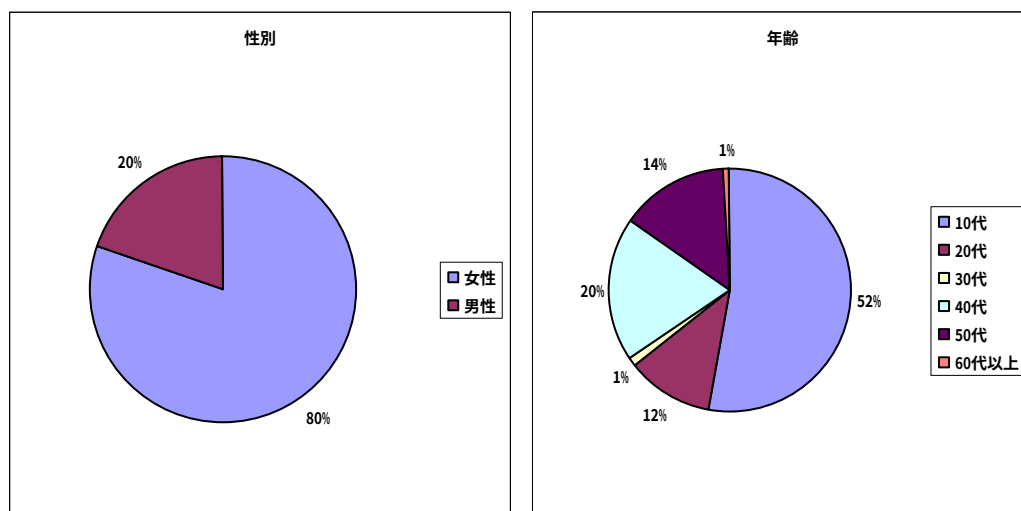
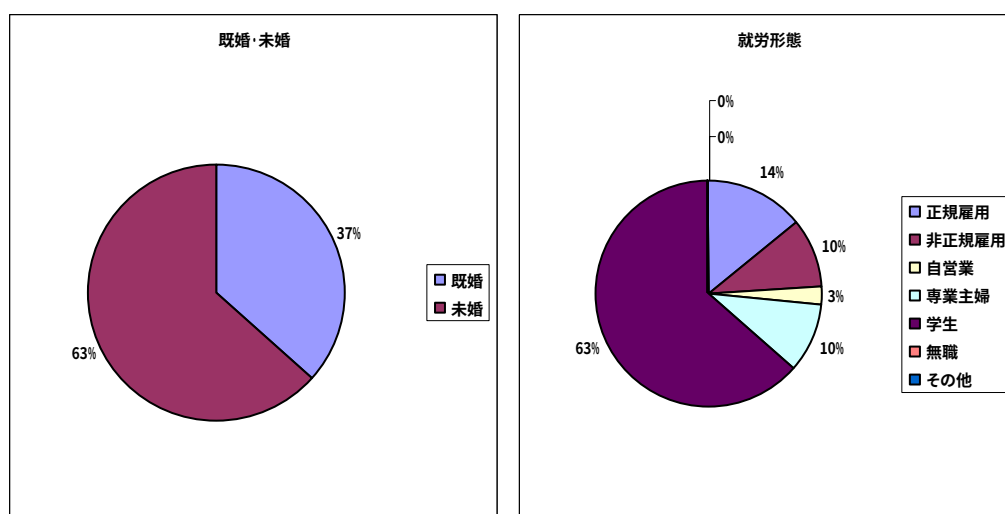


図1（つづき）



結 果

1) 回答者の属性

回答者の属性は図1に示すとおりである。学生が回答者の63%を占めるため、女性が80%、10代が52%、未婚者が63%という数値を示している。

2) 今後の変化についての予測

①性別役割分業観について

「男は仕事、女は家事・育児」という従来型の性別役割分業観が今後10年くらいの間にどのように変化するかという予測については、そうした価値観が「薄らいでいく」という予測が79.5%に達した。その理由としては、「女性の有職者が増えるため」69.7%が最も多い。一方、従来型の性別役割分業観は「変わらない」という予測は20.5%であり、その理由としては、「10年くらいでは変わらない」69.6%が最も多い。

なお、図2では「薄らぐ」あるいは「変わらない」という予測を薄い網掛けグラフで示し、そのように予測する理由をそれぞれの上に示した。従って、理由を示す数値の母数は「薄らぐ」あるいは「変わらない」とそれぞれに予測した回答者数であることに注意を要する。以下のグラフについても同様である。

就労形態別に見ると、図3に示すとおり、「変化しない」という予測が学生においてわずかに多いが、それぞれの実数が少ないため、今後のさらなる検討が必要である。このことは以後の項目における分析についても同様である。

図2 性別役割分業観の変化予測

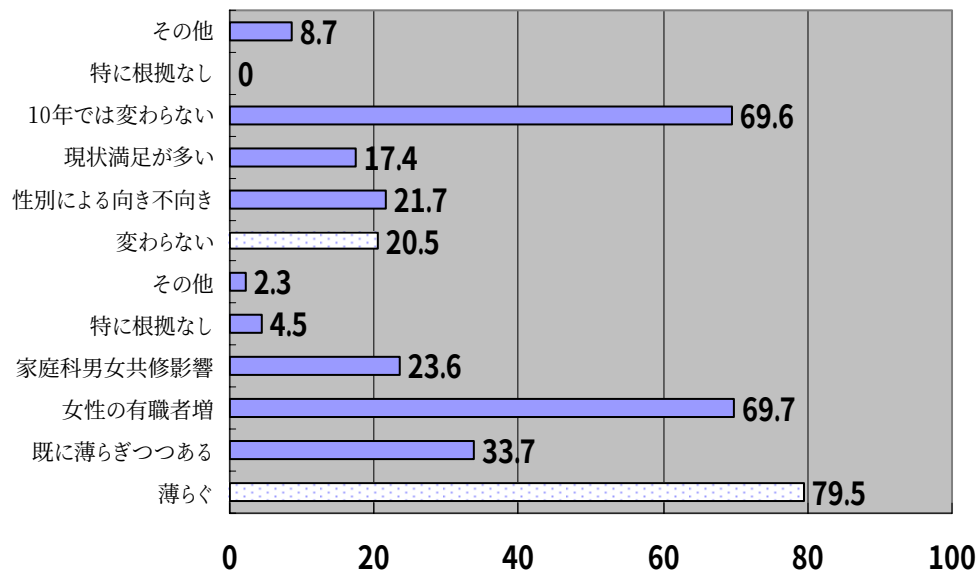
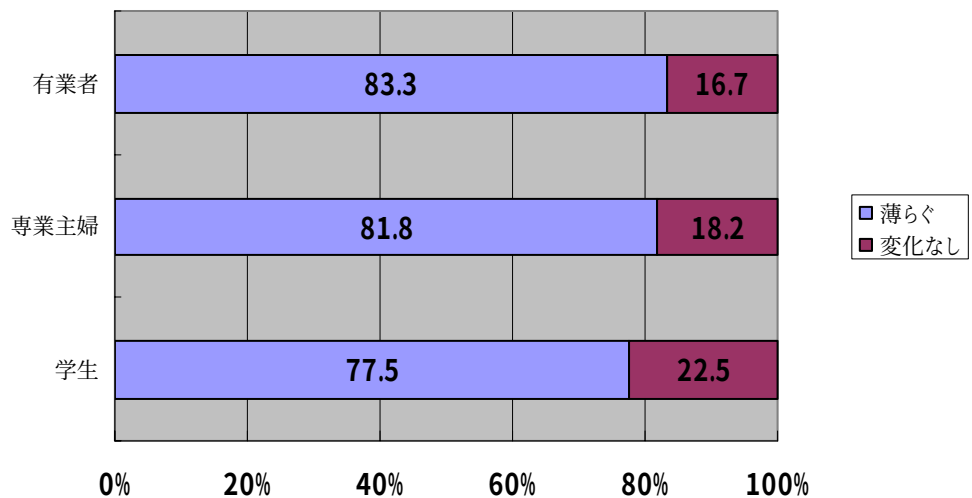


図3 性別役割分業観の変化予測 (就労形態別)



②女性管理職の比率について

企業等において女性が部長級以上の管理職に就いている比率は 3.1% (2003 年度) であり、これは国際的に見て少ない。こうした女性管理職比率が今後 10 年程度でどのように変化するかという予測については、「増加する」という予測が 77.7%であり、一方「変化しないもしくは

減少する」という予測が 22.3%であった（図 4）。増加するという予測の根拠としては「女性の有業者が増える」という回答が 55.2%と最も多く、「男女共同参画の理念が浸透する」「有能な女性が増える」という回答も 3 割を超えている。「変化しないもしくは減少する」という予測の根拠は「企業側にその意思がない」とする回答が 80%と圧倒的多数を占めた。

就労形態別に見ると、図 5 に示すように「変化しないもしくは減少する」という予測が学生において多くなっている。

図 4 女性管理職比率の変化予測

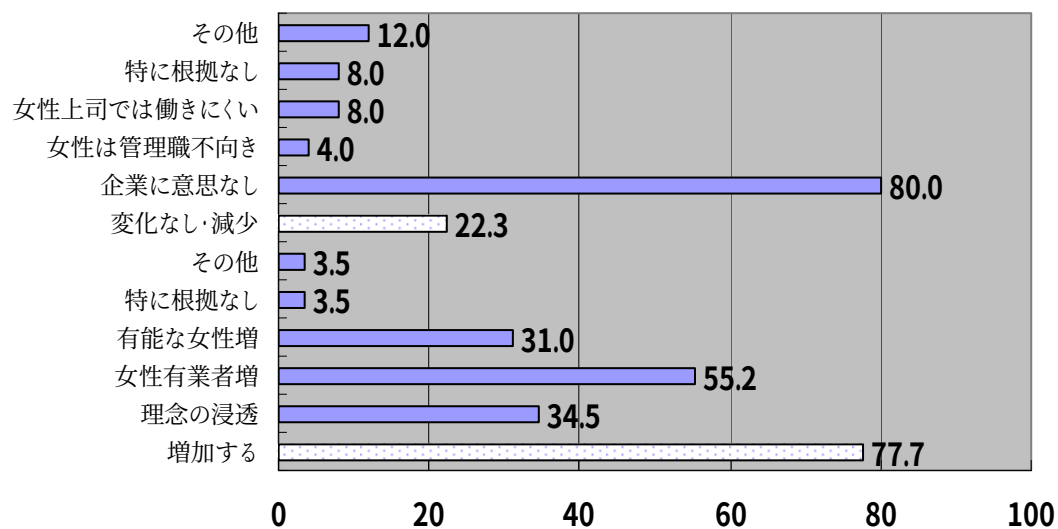
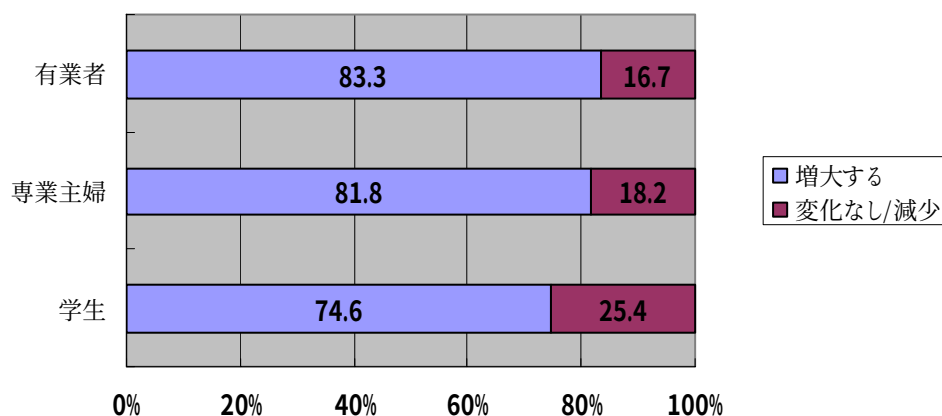


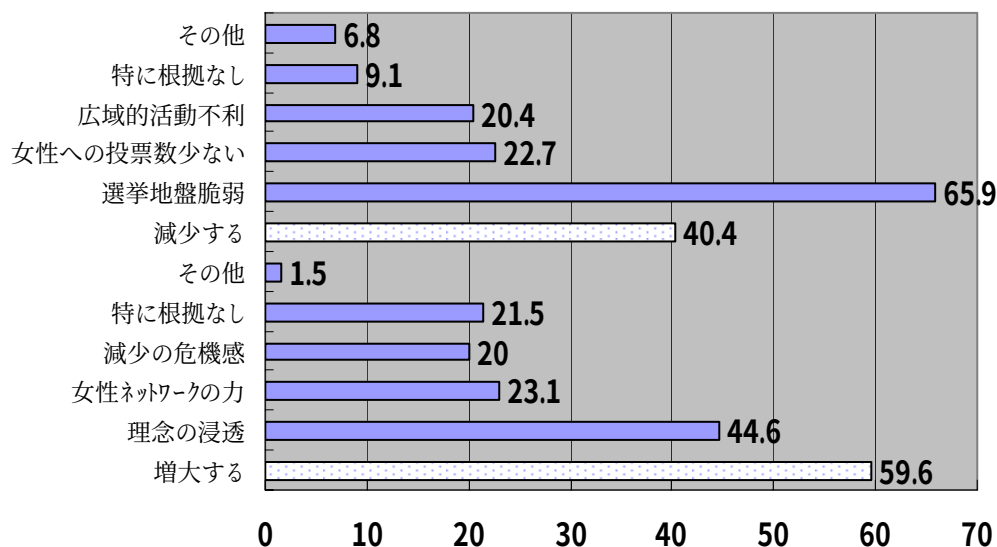
図 5 女性管理職比率の変化予測（就労形態別）



③市町村合併後の女性議員の変化について

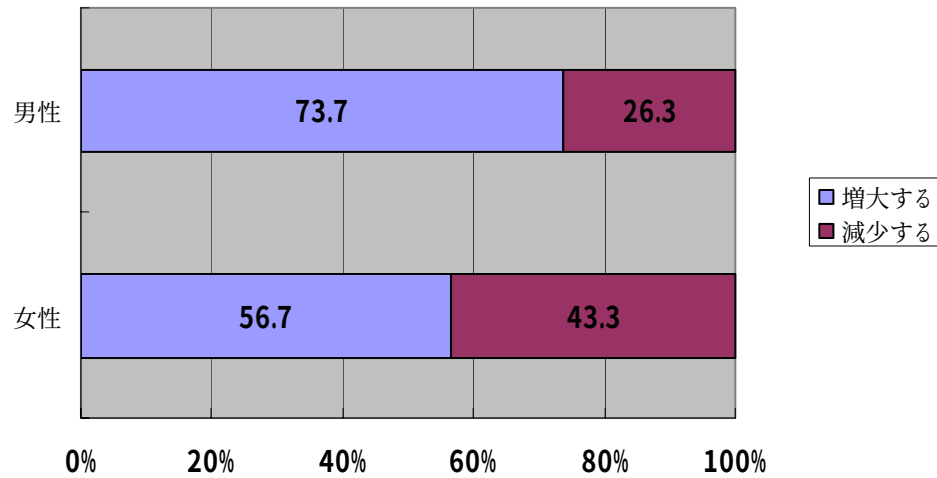
三重県ではすでに市町村合併により 7 市 1 町が誕生し、今後も津市をはじめ 8 箇所で開催が予定されている。こうした市町村合併により、各自治体の議員定数が削減されることになるが、それが女性議員数の大幅減少につながるのではないかと危惧がある。こうした危惧が現実のものとなるのか、あるいは杞憂として終わるのかという点について予測してもらった。その結果、合併後に女性議員比率は「増大する」という予測が 59.6%、「減少する」という予測が 40.4%であり、「増大」という予測が上回った（図 6）。その根拠としては、「男女共同参画の理念が浸透」が 44.6%と最も多いが、「特に根拠なし」も 21.5%であった。一方「減少」を予測する根拠としては、「女性議員は選挙地盤が脆弱である」とするものが 65.9%であった。

図6 市町村合併後の女性議員の変化予測



この質問に対する回答では男女差が見られた。図 7 に示すとおり、男性では「増大する」と予測する回答が 7 割を超えているのに対し、女性では「増大する」という予測は「減少する」という予測を 13 ポイントほど上回っているに過ぎない。

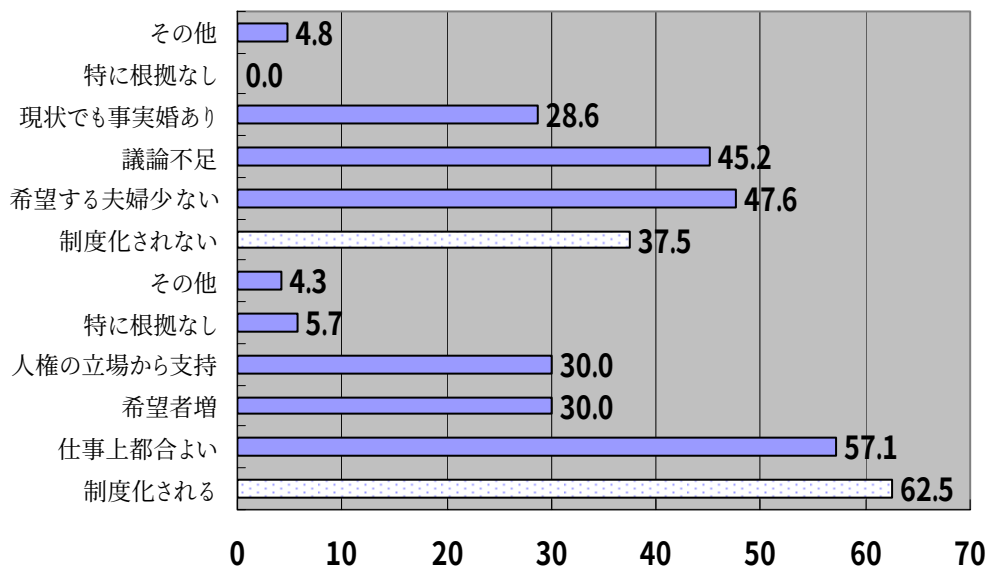
図7 市町村合併後の女性議員比率変化予測(男女別)



④選択的夫婦別姓制度の導入について

婚姻後の姓を夫婦同姓にするか別姓にするかを選択することができる「選択的夫婦別姓制度」の導入について、「制度化される」という予測が62.5%、「制度化されない」という予測が37.5%であった(図8)。「制度化される」という予測の根拠としては、「結婚後も旧姓の方が都合のよい人が多い」とするものが57.1%と多く、「導入を希望する人が増える」という実際上の理由と、「基本的人権の立場から」とする理念上の理由をあげる回答がそれぞれ30%であった。一

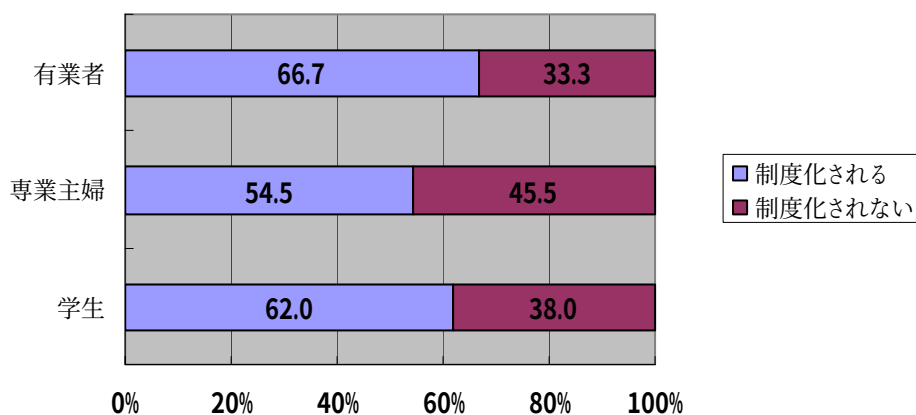
図8 選択的夫婦別姓制の制度化予測



方「制度化されない」という予測の根拠としては、「希望する夫婦が少ない」が 47.6%、「国会等での議論が不足している」が 45.2%と、それぞれ 50%近くに達している。

この項目については、回答者の属性による差異はあまり顕著ではないが、図 9 に示すとおり、「制度化されない」という予測が専業主婦にやや多い。

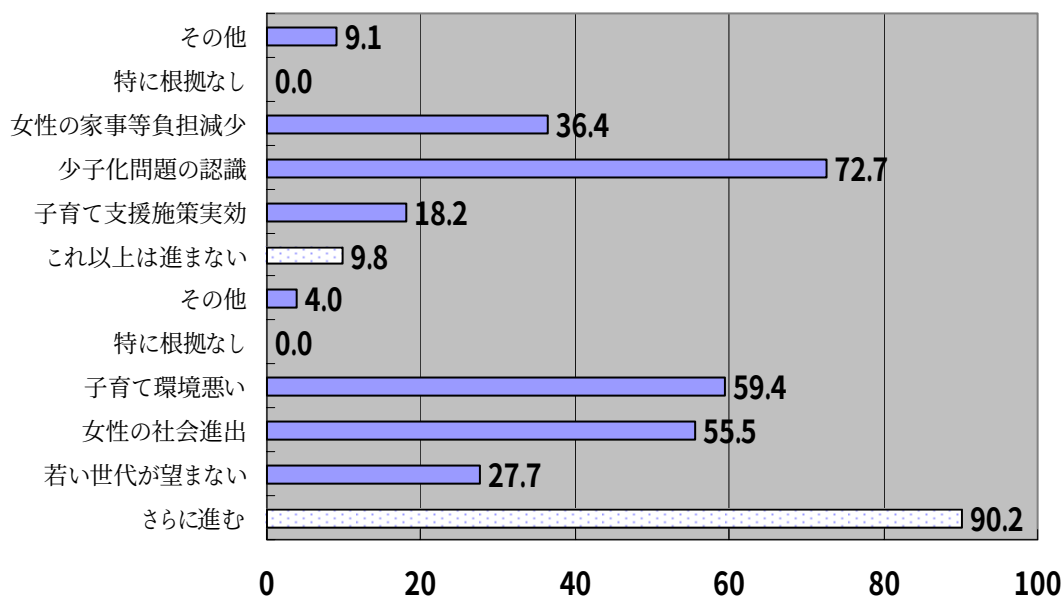
図9 選択的夫婦別姓制度導入予測 (就労実態別)



⑤少子化傾向について

2003 年の合計特殊出生率は 1.29 であり、これは欧米各国と比べても少なく、実際に日本の総人口は 2010 年を境に減少が始まるとされている。このような少子化傾向の今後について、「さ

図10 少子化傾向の変化予測



らに少子化が進む」という予測は 90.2%に及んだ（図 10）。その理由として挙げられたものは「子育ての環境が悪い」59.4%、「女性の社会進出が進む」55.5%である。少子化傾向に歯止めがかかるといふ予測は 1 割に満たなかったが、その理由として最も多かったものは「少子化問題の重大さが認識される」72.7%というものであった。この項目については、回答者の属性による違いはほとんど認められない。

⑥男性の育児休業取得について

現在男性の育児休業取得率は 1 %に満たず、制度はあっても男性に利用されていない状況は明らかである。こうした状況に対し、今後 10 年くらいの間に男性の育児休業取得率が 2 割程度まで上がるかどうかを予測してもらったところ、「それほど変化なし」とする回答が 69.6%を占め、「2 割以上まで増加する」という予測の 30.4%を大きく上回った（図 11）。「変化なし」とする理由は「企業や世間の理解がない」とするものが 82.7%と圧倒的多数を占める一方、「増加する」とする理由でも「企業や世間の見方が変化する」とするものが 59.5%と最も多くなっている。企業や世間の考え方が男性の育児休業取得に大きくかかわっていることがわかる。

就労形態別に見ると、図 12 のように「2 割以上まで増加する」という予測が専業主婦では 5 割近くまであるのに対し、学生や有業者では 3 割以下と差異が認められた。

図11 男性の育児休業取得変化予測

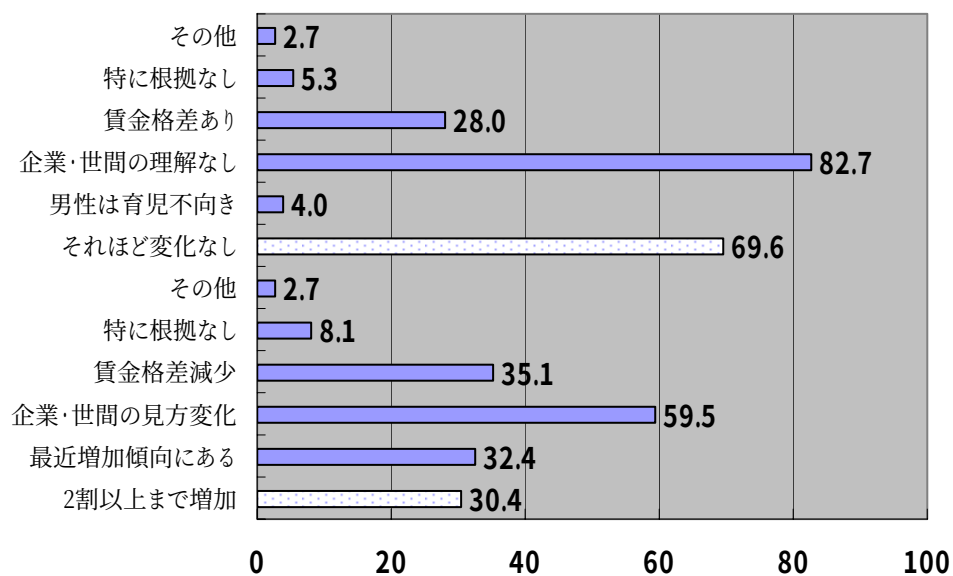
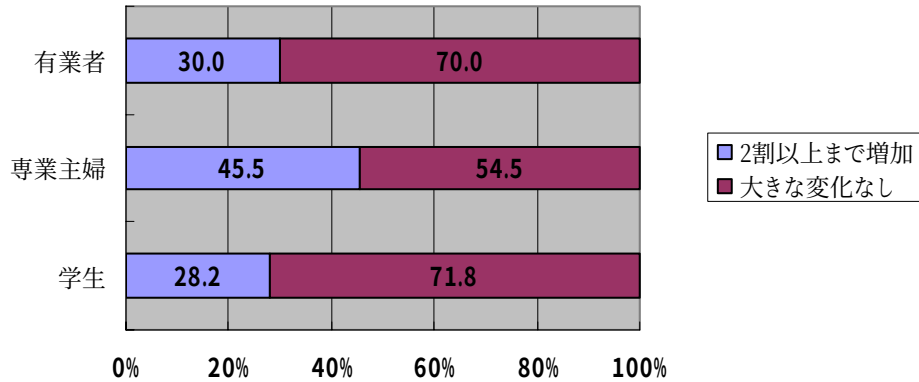


図12 男性の育児休業取得変化予測(就労実態別)

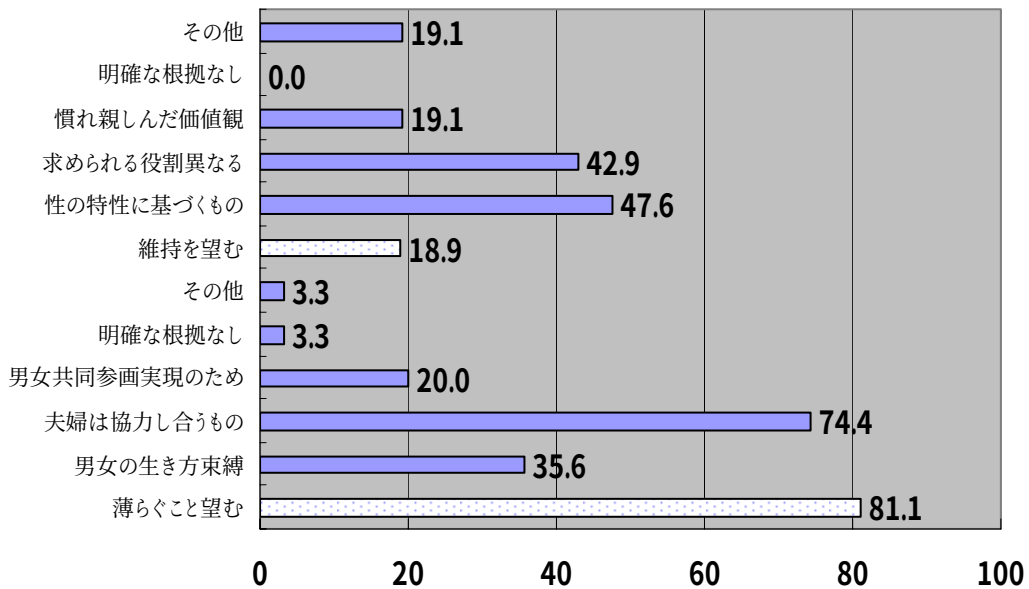


3) 今後に望む変化

①性別役割分業観について

性別役割分業観が今後どのように変化することを望んでいるかという点については、そうした価値観が「薄らぐことを望む」という回答が 81.1%であった(図 13)。その理由として最も多くあげられていたのが「夫婦は協力し合うもの」74.4%である。一方、「現状維持を望む」という回答は 18.9%で、こうした役割分業観は「性の特性に基づくものである」とする理由が 47.6%で最も多い。

図13 性別役割分業観変化希望



この項目については男女別に見たときに、大きな違いが認められる。図 14 に示すとおり、女性では「薄らぐことを望む」という回答が 86.5%であるのに対し、男性では 59.1%と少ない。さらに、就労形態別に見ると、図 15 に示すとおり、学生の回答が 11.3%と少ない。

性別役割分業観の変化に対する希望には男女差が見られる。図 14 に示すとおり、「薄らぐことを望む」という回答は男性 59.1%であるのに対し、女性 86.5%であり、27.4 ポイントの開きがある。

また、就労形態別に見ると、「薄らぐことを望む」という回答は学生に多く、有業者・専業主婦では 7 割以下にとどまっている（図 15）。

図14 性別役割分業観の変化希望 (男女別)

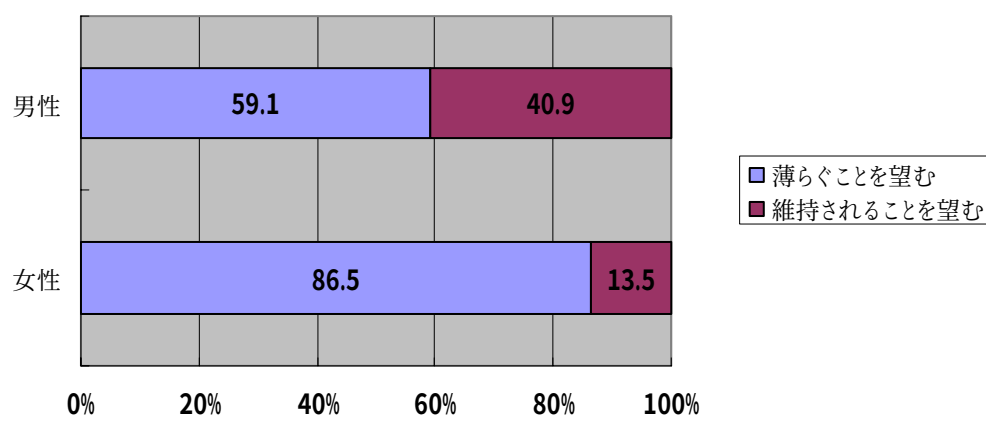
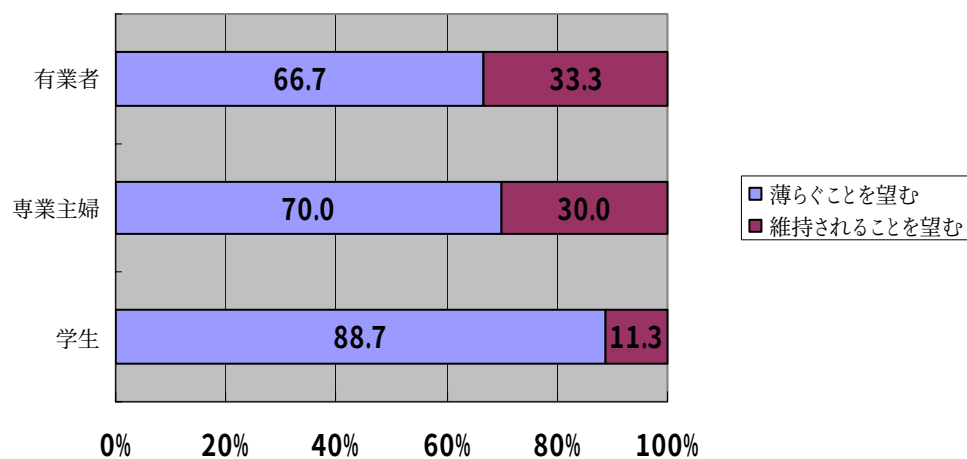


図15 性別役割分業観の変化希望 (就労実態別)



②女性管理職割合の変化について

企業等における女性管理職の割合については「増加を望む」が85.7%であり、その理由としては「意思決定の場に女性が参画することが重要である」51.6%や、「女性らしい視点が求められる」50.5%が主なものである（図16）。一方、「現状維持を望む」という回答は14.3%に留まるが、それを望む理由としては「女性管理職が形式的に設けられているものだから」という回答が最も多かった。

図16 女性管理職割合変化希望

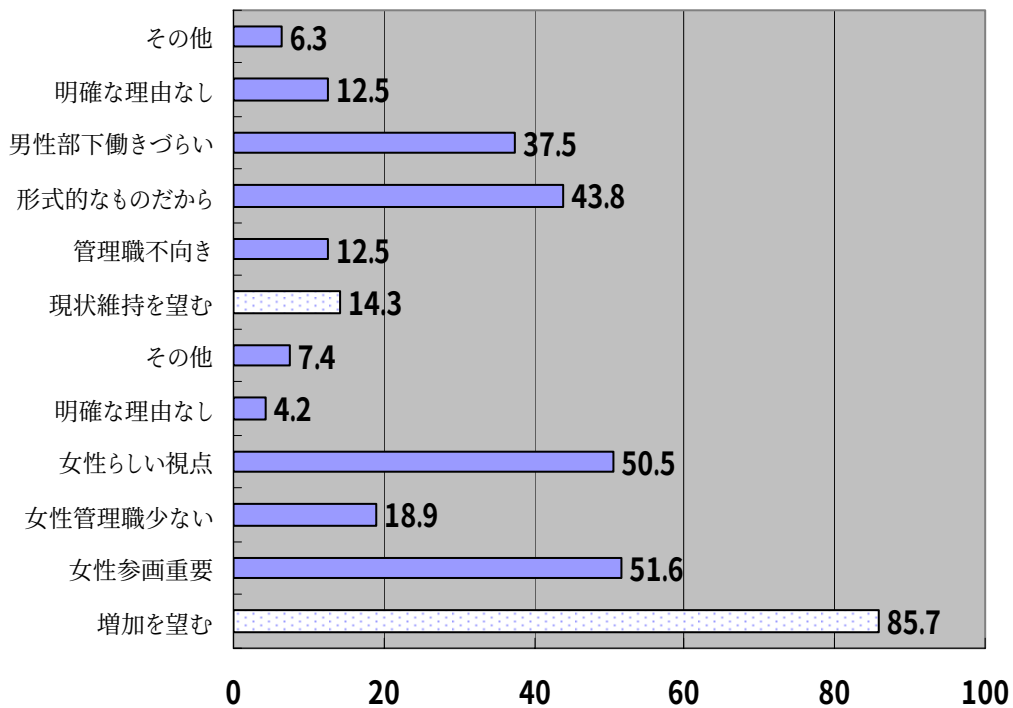
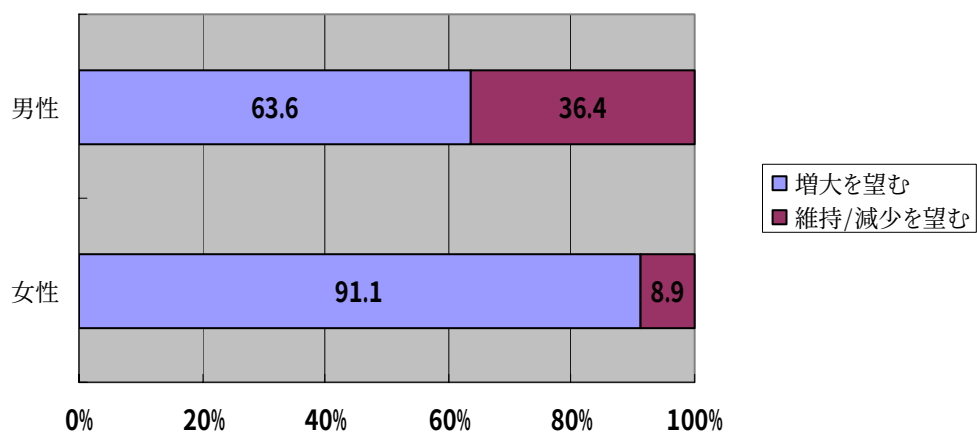
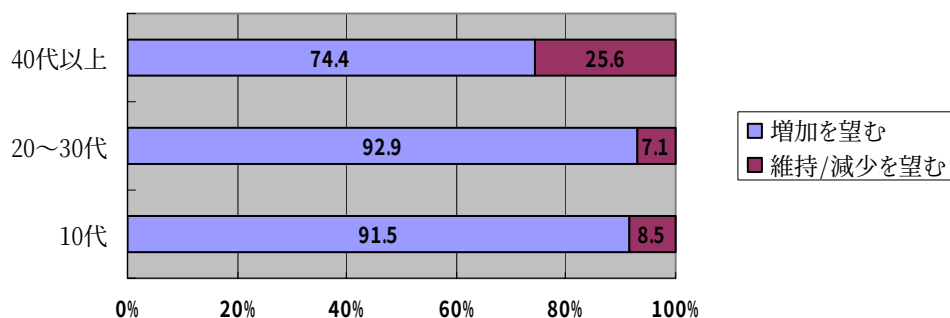


図17 女性管理職割合変化希望 (男女別)



男女別に見ると、「増大を望む」という回答は男性 63.6%に対し、女性 91.1%と全項目と同様に差異が顕著である（図 17）。また、年齢別に見ると 40 歳未満と 40 代以上で回答傾向に差が認められる（図 18）。

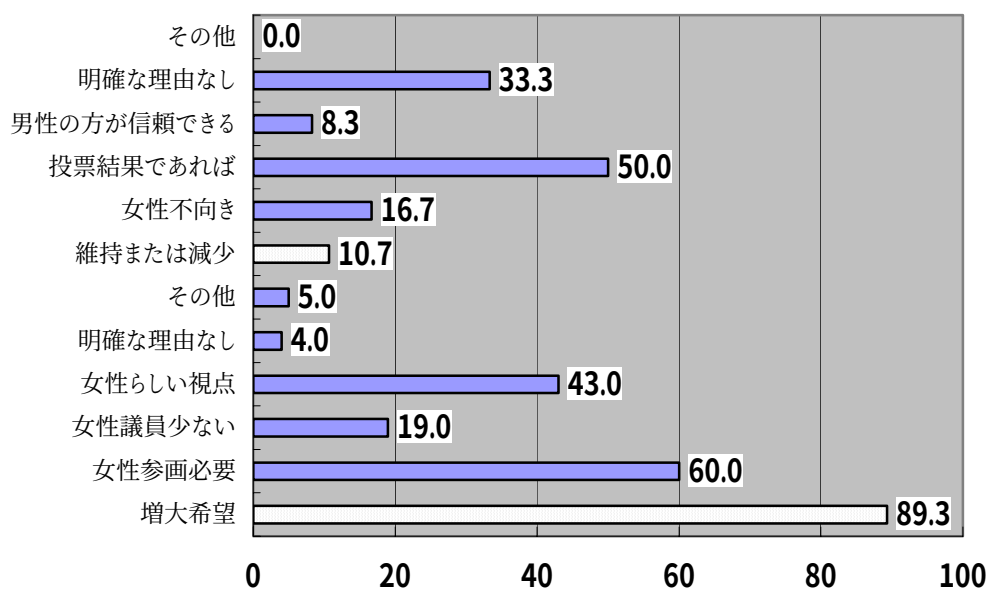
図18 女性管理職割合変化希望（年齢別）



③市町村合併後の女性議員数の変化について

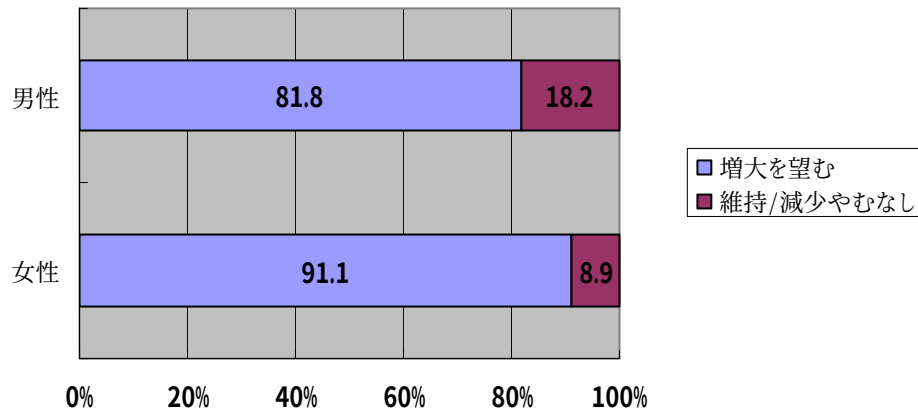
市町村合併後の女性議員の比率について、「増大してほしい」という回答が 89.3%と 9 割近い値であり、その主な理由は「政策決定の場に女性が参画することが重要である」60.0%、「女性らしい視点が必要である」40.0%である（図 19）。一方、「現状維持または減少してもやむなし」とする回答は 10.7%で、「投票の結果であれば、それもやむなし」という考え方である。

図19 女性議員数の変化希望



男女別に見ると、図 20 の通り、「増大を望む」という回答は女性が男性を 10 ポイント近く上回っている。

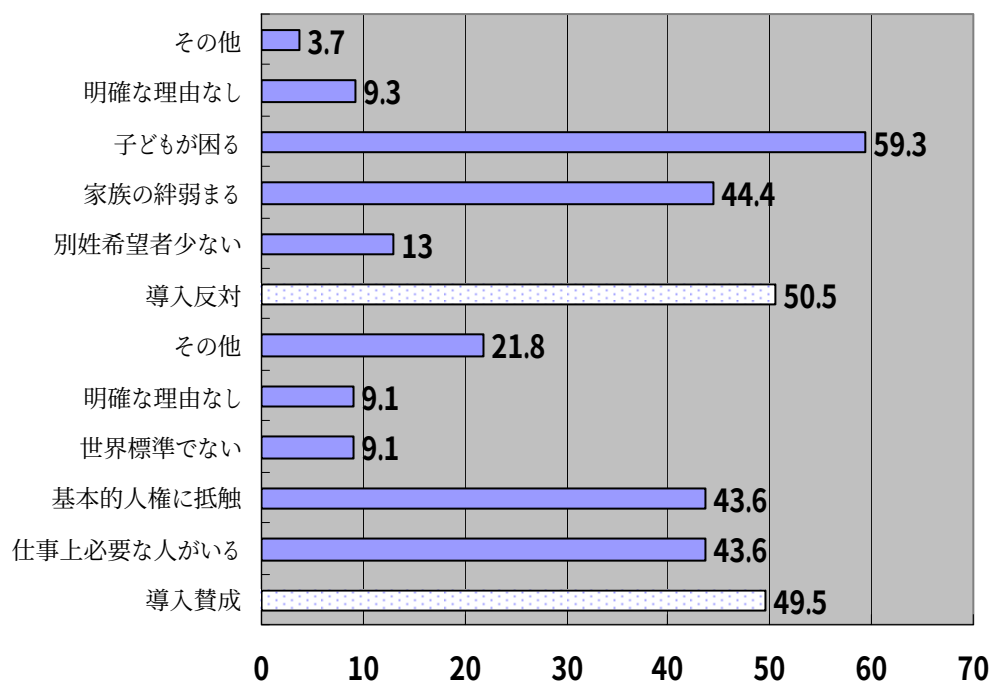
図20 女性議員比率変化希望(男女別)



④夫婦別姓選択制導入について

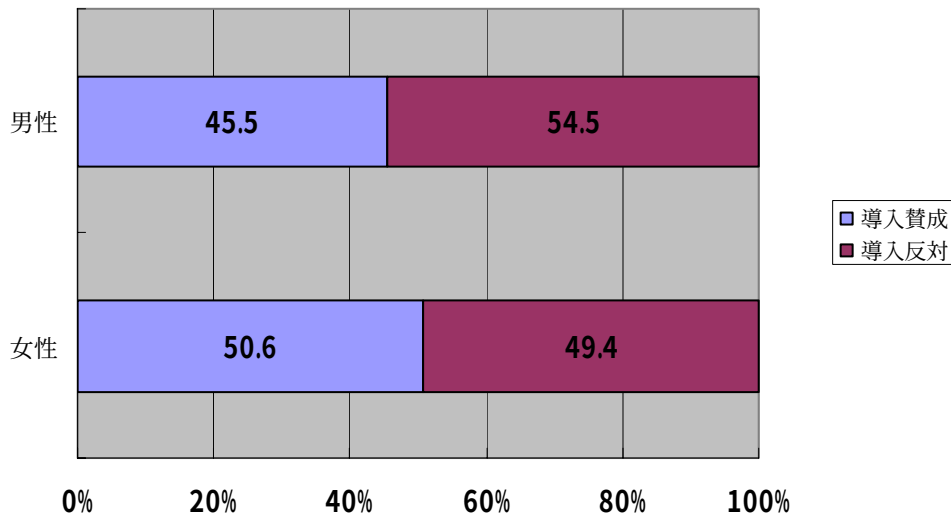
夫婦別姓選択制の導入について、その賛否を尋ねた結果、導入賛成が 49.5%、導入反対がとわずかに反対が上回った(図 21)。「反対」の理由として最も多いものが「子どもが困るから」

図21 夫婦別姓選択制導入賛否



とするもので 59.3%に達する。また、「家族の絆が弱まる」も 44.4%であった。一方、「賛成」の理由としては、「仕事をするうえで旧姓を通した方がよい人がある」と「基本的人権に抵触する」という考えがそれぞれ 43.6%を占めた。

図22 夫婦別姓選択制導入賛否(男女別)



男女別ではあまり差異がないが、年齢別では図 22 に示すとおり、「20～30 代」で「導入望む」という回答が 7 割を超えるのに対し、「10 代」あるいは「40 代以上」では 5 割未満であった。

⑤少子化の今後について

少子化の今後については、「子どもが増えることを望む」とする回答が 91.0%に達した（図 23）。その理由は、このまま少子化が進むと「国の存立が危うい」とする危機感と「自分が高齢になったときのため」とする個人的不安が 5 割を超えた。「現状維持または減少やむなし」とする回答は 1 割に満たないが、その多くは「自然に減少するものであれば仕方ない」というものである。

男女別に見ると、「子どもが増えることを望む」のは女性で 94.4%であるのに対し、男性では 77.3%と少ない（図 24）。

図23 少子化の今後についての希望

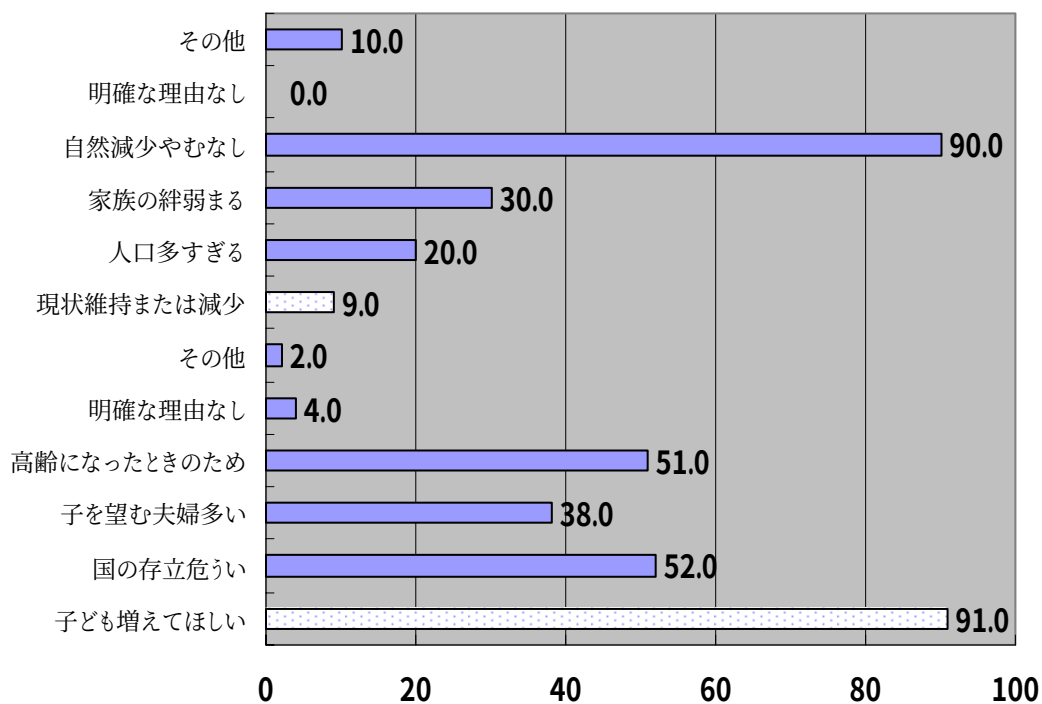
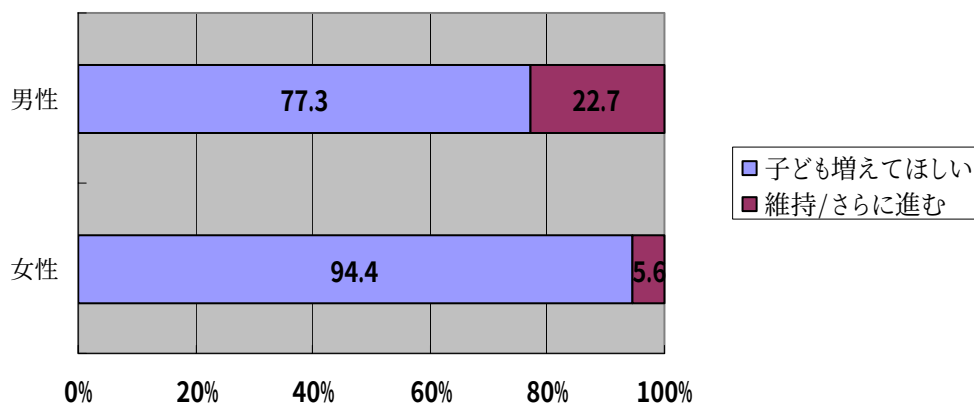


図24 少子化傾向の今後についての希望 (男女別)



⑥男性の育児休業取得について

今後男性が育児休業を取得することについては、「女性と同様に取得してほしい」という回答が88.3%に達している（図25）。その理由は「育児は夫婦であるものである」で86.7%に及ぶ。一方、「積極的な推進を望まない」という回答は11.7%であり、その多くは「育児は女性が主体となるべきもの」という理由からである。

図25 男性の育児休業取得についての希望

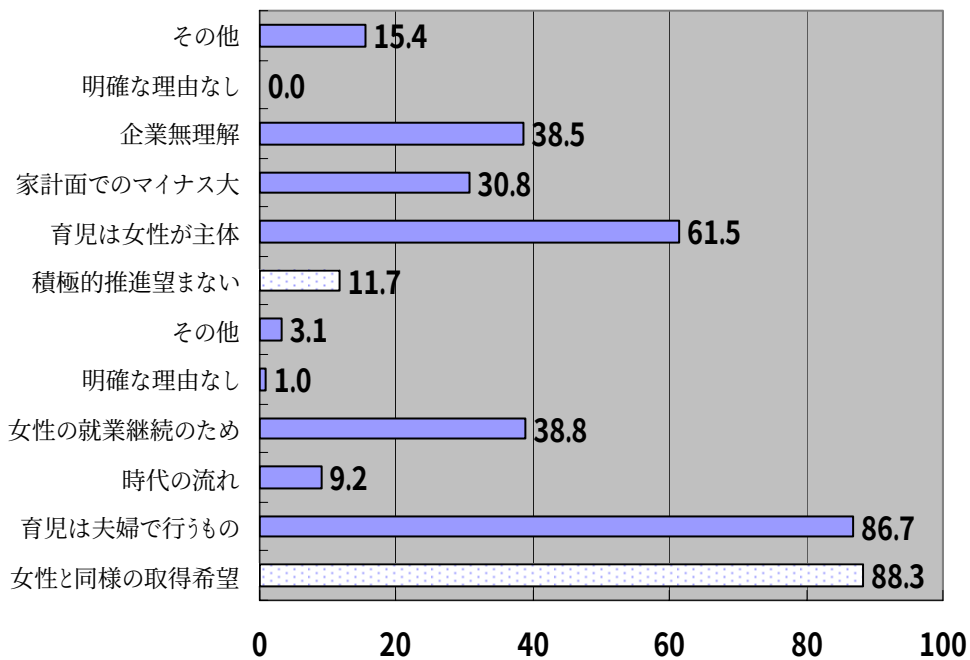
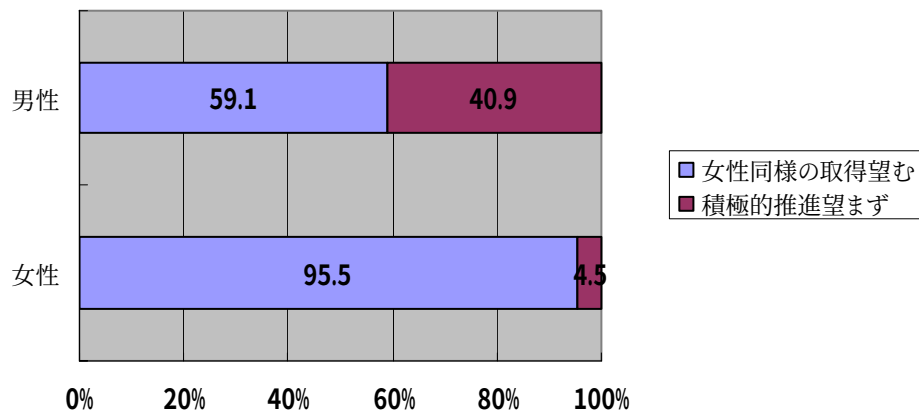
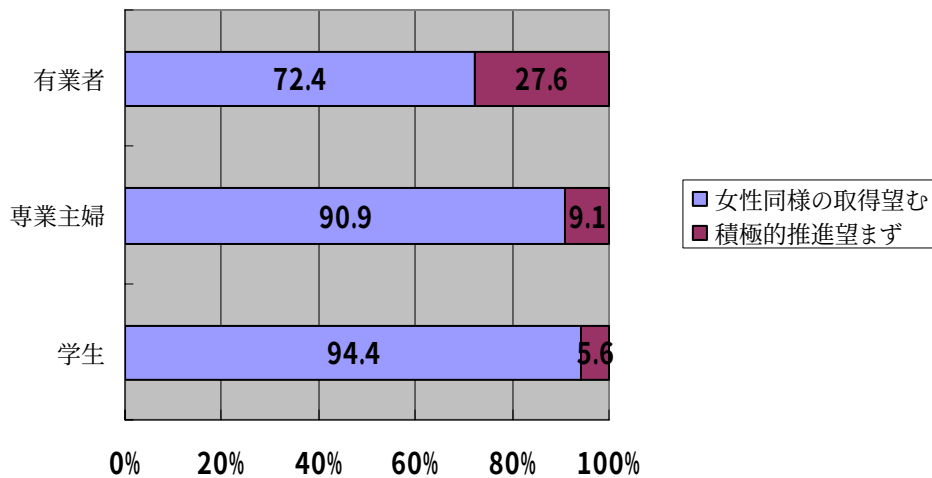


図26 男性の育児休業取得変化希望 (男女別)



男女別に見ると、「男性も女性同様に取得するようになることを望む」という回答は男性が59.1%であるのに対し、女性では95.5%と40ポイント近い差が認められる（図26）。また、就労形態別に見ても、「有業者」では「男性も女性同様に取得するようになることを望む」という回答が72.4%であるが、女性が大半を占める「学生」および「専業主婦」では9割を超えている（図27）。

図27 男性の育児休業取得変化希望(就労形態別)



<まとめ>

今回の調査結果について、特徴的な点を下記にまとめる。

- ①「男は仕事、女は家事・育児」という固定的な性別役割分業観は今後10年くらいの間に薄らいでいくという予測が8割に達し、またそのように望む回答も8割を占めた。しかし、「薄らぐことを望む」のは女性に多く、男性では6割に達していない。
- ②企業等における女性の管理職割合については、「増加してほしい」という希望が85.7%であるのに対し、実際にそうなるであろうという予測は77.7%にとどまり、やや差異が認められた。男女別に見ると、女性に「増加を望む」という回答が多く、男性の回答と27.5ポイントの開きがある。
- ③市町村合併後の女性議員比率の変化については、合併後に女性議員比率が増大することを希望する回答は89.3%と9割近くに達するが、実際にそうなるであろうという予測は59.6%であり、両者に約40ポイントの開きがある。しかし、女性議員比率が減少するという予測は半数以下であった。
- ④選択的夫婦別姓制度の導入については、制度化されるという予測が62.5%と6割を超えたのに対し、導入の賛否については「反対」とする回答が「賛成」をわずかに上回る結果となった。これについては、「20～30代」で「賛成」が7割を超えたのに対し、それ以外の年代では「賛成」が5割未満であった。
- ⑤少子化傾向については、「子どもが増えてほしい」という希望が9割を超えたのに対し、現実認識としては「さらに少子化が進む」という予測が9割を超え、理想と現実とははっきりと

乖離する結果となった。男女別に見ると、予測では男女差がほとんどないのに対し、希望については女性において「子どもが増えてほしい」とする回答が多くなった。

- ⑥男性の育児休業取得についても、「女性と同様に取得するようになることを望む」とする回答が 88.3%と 9 割近くに達する一方で、現実には「それほど変化しない」という予測が 69.6%と 7 割程度あり、これも理想と現実の大きなギャップが明らかとなった。また、女性同様に取得することを望む女性が 95.5%であるのに対し、当事者である男性では 59.1%がそのように望んでいるに過ぎず、男女間でギャップが生じた。

今回の調査は、本学の学生とその家族を対象に行ったものであり、データ数も少ない。しかし、予備調査としては上記したようにいくつかの興味ある傾向が確認された。この傾向の一般性について、次回の調査で確認していきたい。

参考文献

平成 16 年版男女共同参画白書 内閣府編

【翻訳】

再生可能資源と経済的持続可能性
—異なる時間選好による動学分析¹⁾—

チュアン・リ²⁾ およびカール・グスタフ・ロフグレン 著

Chuan-Zhong Li and Karl-Gustaf Löfgren, Renewable Resources and Sustainability :
A Dynamic Analysis with Heterogeneous Time Preferences, *Journal of Environmental
Economics and Management*, Vol.40, 2000, pp.236-250.

森岡 洋

近年、経済的持続可能性および天然資源とのその関係の研究への関心が増加している。この論文は、消費と資源のアメニティーについての時間選好における個人の変化を考慮することによって、その問題をいくらか明らかにしてみる。私達は長期的定常状態を特徴づけ、その漸近的安定性を分析しそして任意の初期の状態からの移行過程の動学を調べる。最適経路の持つ厚生の意味も論じる。

1 序論

漸近的に持続可能な消費経路は、一般に、効用が割り引かれている現在価値での枯渇性資源の標準的問題についての結果でないということは、今日においてよく知られている。この議論を支持する重要な成果は、Dasgupta and Heal[14]、Solow[30]、および Stiglitz[31]によって導かれた。これらの論文は典型的な消費パターンが一つの山形(single-peaked)であり、消費が最初増加しそれから一定の時間の経過後減少することを示していた³⁾。このことは、正の割引率が使われるときには、社会によって享受される唯一の長期的に持続可能な効用水準がゼロに等しいかもしれないことを意味する。割引は現在世代と将来世代の間の、特にきわめて遠い将来世代との間の基本的な非対称性をも意味する。このことは非再生資源の管理についても、再生可能資源の管理についてもともに真実である。Chichilnisky[10,11]によって指摘されているように、どのような正の割引率についても、Ramsey 問題においては将来に対する現在の独裁(dictatorship)が常に存在するであろう。すなわち十分に遠い期日の後に生じることは、他の効用流列(utility stream)よりもまさる一つの効用流列を現在選択する上で、いかなる役割も果たしていない。このことは、地球温暖化、核廃棄物および種の絶滅のような長期的現象が含まれるときには、現在価値を最大にするという通常の基準が社会的厚生 of 動学的分析にとって適切でないことを意味する。

この問題を解くために、Chichilnisky は二つの項(terms)の加重合計を最大にする興味深い基準を提案している。これらの項のうちの一つは無限の時間的視野にわたる効用流列の割引現在価値であり、他の一つの項は無限の時間的視野を超える割り引かれていない長期的効用水準であ

る。(長期的将来における効用流列に非感応的な)現在の独裁と(現在での効用流列に非感応的な)将来の独裁を示すこれらの二つの項によって、彼女はこれらの合計からなる目的関数がこれらの二つの独裁のどちらも避けることができることを示している。資源ストックがアメニティー価値を持つ非再生資源モデルについて、Heal[17]は Chichilnisky 基準を使うことにより引き出される最適プログラムが資源ストックを枯渇せず、かくして正の長期的に持続可能な効用水準に導くことを示した。しかしながら、再生可能資源についての同じようなモデルに関して、彼の分析は、その問題が現在についての便益と長期的な将来についての便益の間の長期的対立のために、解を持たないことを示している。それにもかかわらず、ゼロに漸近的に収束するように変化する割引率を使うことによって、その問題を苦勞して解いた。しかしながら、この取り扱いは超長期的な将来に対する割引かれていない効用の項を全く考慮していない。このことは将来に対する現在の独裁が一つの問題としてなお残っていることを意味する。

この論文においては、Chichilnisky の定式化を思い出させる持続可能な資源管理モデルを定式化することを試みる。しかしながら、現在と将来を二つの互いに素な集合として扱う Chichilnisky[10,11]および[17]と異なり、これらの二つの概念を、世界についての明と暗の相の Plato (プラトン) と類似のものとして扱う。将来は今日から始まると考えられ、そして現在は遠い将来に無限に広がる。最初、私達は大部分現在を所有しており、ほとんど将来を所有していない。時間が経過するにつれて、私達はますます多くの将来を手に入れ、ますます現在を失っていく。より正確には、資源管理の問題を二つの効用流列、すなわち一定で正の割引率を持つ(現在を代表する)流列とゼロの割引率を持つ(将来を代表する)流列の、現在価値の加重合計を最大にするものとして定式化する。この結果得られるモデルは、割引率が時間を通じてゼロに減少するという意味において、Heal[17]の定式化に類似することになる。しかしながら、効用流列の有界でない現在価値を考慮することにより、独裁の問題を解決することは大きな違いである。このことにより、現在と将来の間での固有の長期的対立を避けることができ、一つの解が再生可能資源モデルについてさえ常に存在する。しかしながら、私達のモデルの定式化は、異時点間の資源配分問題を解きそして分析するためには、一層一般的分析方法を必要としている。

残りの節は次のように配置されている。第2節は異なる時間選好率を持つ私達のモデルの基本的構造を導入し、第3節は最適経路の漸近的動学を分析し、第4節は定常状態の解の安定性を扱いまた移行の時間経路の性質を明らかにする。第5節は経済的持続可能性と最適解の厚生への効果の論議を含み、第6節はここでの研究を要約する。

2 モデルの組立

功利主義者(utilitarian)と資源保護論者(conservationist)の二人からなる社会を考えよう。彼らはそれぞれ時間選好率 $\theta > 0$ と $\delta = 0$ を持っている。簡単化のために、それらの二人が同じ効用関数 $u(c, x)$ を持っていると仮定する。ここで c は時点 t の消費であり、 x は資源ストックである(時

間変数 t を表示の便利さのために削除する)。効用関数は $u_c > 0$ 、 $u_x > 0$ および $u_{cc} < 0$ と $u_{xx} < 0$ の性質を持ち、 c と x について増加関数で狭義の凹関数であると仮定する。資源ストックの動きを次のように述べる。

$$\dot{x} = f(x) - c, \quad x(0) = x_0 \quad (1)$$

ここで $f(x)$ は、 $0 \leq x \leq x^c$ について $f(x) \geq 0$ 、 $0 < x < \hat{x}$ について $f'(x) > 0$ 、 $f'(\hat{x}) = 0$ および $\hat{x} < x < x^c$ について $f'(x) < 0$ の性質を持つ再生関数(the growth function)である。 $\hat{x}$ は最大の持続可能な産出物ストック水準あるいは黄金律資源ストック(the golden rule resource stock)であり、 x^c は生物学的収容能力(the ecological carrying capacity)である。これらの性質は再生可能資源の問題について典型的であり、Clark[12]によって使われている。

功利主義者は、(1)およびすべての t について $c \geq 0$ と $x \geq 0$ の非負の制約条件の下で、 c と x に関して現在価値での彼の効用(2)を最大にしようとする。

$$U_1 = \int_0^\infty u(c, x) \exp(-\theta t) dt \quad (2)$$

次に、資源保護論者は(3)を最大にしようとする。

$$U_2 = \lim_{\delta \rightarrow 0} \int_0^\infty u(c, x) \exp(-\delta t) dt \quad (3)$$

ここで $\theta > \delta \geq 0$ および $\delta \rightarrow 0$ である。しかしながら全体としての社会はそれらの加重合計、つまり(4)を最大にしようとする。

$$U = \alpha U_1 + \beta U_2 = \int_0^\infty u(c, x) p(t) dt \quad (4)$$

ここで、 α と β は $\alpha + \beta = 1$ を満たすウエイトであり、 $p(t) = \exp[-a(t)t]$ は変化する割引率 $a(t) = -\ln\{\beta \exp(-\delta t) + \alpha \exp(-\theta t)\}/t$ を持つ割引関数である。割引率 $a(t)$ は θ と δ だけの簡単な関数として表現されることができないが、それは t に明白に依存することに注意しよう。この時間に依存する割引率 $a(t)$ は次の性質を持っていると示すことができる。

$$a(0) = \alpha\theta, \quad a'(t) < 0 \quad \text{および} \quad \lim_{t \rightarrow \infty} a(t) = \delta \rightarrow 0 \quad (5)$$

時間が無限大になるにつれて、漸近的な時間の割引率がゼロに向かうということが見られ、そのことは最も低い割引率を持つ個人が長期的将来を支配することを意味する[5,35]。 $\delta = 0$ によって、割引関数 $p(t)$ は $\lim_{t \rightarrow \infty} p(t) = \beta$ となり、一定になる傾向があり、そして積分 $\int_0^\infty p(t) dt$ は収束しない⁴⁾ (Courant[13]を参照せよ)。 $p(t) = \exp(-\theta t)$ によって $\lim_{t \rightarrow \infty} p(t) = 0$ となる功利主義者の割引率と違って、上の私達のモデルの定式化は正の厚生 ウエイトということになり、現在のいかなる独裁をも含まない。功利主義者の厚生水準が明白に含まれているので、将来についてのいかなる独裁も存在しないであろう。

割引関数の積分 $\int_0^\infty p(t)dt$ が有界でないという事実は、モデルの定式化において、関係する効用の加重合計を最大にすることによって将来を考慮していることを意味する。しかしながら有界でない積分は、目的汎関数(the objective functional)(4)も有界でなくなるので、最適問題を解くにおいていくつかの技術的問題を生ぜしめる。かくして、一層一般的な最適基準を引き出すことによってこの問題を解かねばならない。どのような他のプログラム $[c(t), x(t)]$ についても(6)のような実行可能プログラム(a feasible programme) $[c^*(t), x^*(t)]$ が存在するものと仮定しよう。

$$\liminf_{T \rightarrow \infty} \left\{ \int_0^T u[c^*(t), x^*(t)]p(t)dt - \int_0^T u[c(t), x(t)]p(t)dt \right\} \geq 0 \quad (6)$$

このとき、プログラム $[c^*(t), x^*(t)]$ は追いつき基準(the catching up criterion)によれば最適であると言われる[28,29]。後の節で、最適プログラムの存在を研究しそしてその動学的性質を調べるために、この追いつき最適基準を利用する。

3 定常状態と漸近解の収束

動学系(1)の制約の下で、最適問題(4)を解くためには、まず経常値ハミルトニアン(the current value Hamiltonian) $H(t) = u(c, x) + q(f(x) - c)$ を定式化する。ここで q は資源ストック x に関する共役状態変数(a co-state variable)である。1 階の最適条件は次のように定式化される⁵⁾。

$$\begin{aligned} q &= u_c(c, x) && \text{(最大値原理)} \\ \dot{q} &= [h(t) - f'(x)]q - u_x(c, x) && \text{(随伴方程式)} \quad (7) \\ 0 &\leq \liminf_{t \rightarrow \infty} q(t)[\tilde{x}(t) - x(t)] && \text{(横断条件)} \end{aligned}$$

ここで $\delta = 0$ による極限の場合については $h(t) = d[a(t)t]/dt = \alpha\theta/[\alpha + \beta \exp(\theta t)]$ であり、 $\tilde{x}(t)$ は必ずしも最適でないあらゆる他の実行可能プログラムを示す。

(7)における第1の方程式は、最適プログラムに従えば、消費の限界効用が資源ストックのシャドープライスに等しくあるべきであることを単に意味する。 u_c は c と x についての連続関数であるので、陰関数定理は $c = c(x, q)$ のような、 x と q の連続関数として c について解くことができる。私達に知らせている。(7)での第2の方程式は資源ストック x の限界価値における変化率を定めている。第3の方程式は無限の時間的視野モデルについてのよく知られている横断条件であり、これを第5節でさらに分析する。(1)とともに、これらの条件は次の微分方程式系に導く。

$$\begin{aligned} \dot{x} &= f(x) - c(x, q) \\ \dot{q} &= [h(t) - f'(x)]q - u_x(c, x) \end{aligned} \quad (8)$$

この系は以下で分析される動学系である。

$\beta = 0$ であると仮定しよう。このとき $h(t) = \theta$ である従来の功利主義者のモデルを得る。この場

合において、最適時間経路は Clark[12]において示されるように、 $c = f(x)$ および $f'(x) + u_x(c, x)/u_c(c, x) = \theta$ を持つ修正黄金律経路(the modified golden rule path)に収束するであろう。他方において、もし $\alpha = 0$ であるならば、 $h(t) = 0$ を得るであろう、そして系(8)は次の(9)になる。

$$\begin{aligned}\dot{x} &= f(x) - c(x, q) \\ \dot{q} &= -qf'(x) - u_c(c, x)\end{aligned}\tag{9}$$

これらは、動学方程式(1)の制約の下で、割り引かれていない将来の効用の積分(3)を最適化するという、資源保護論者の決定問題に対応する。その一般的形態において、動学系(8)は時間変数 t を明白に含むことにより非自励的(non-autonomus)である。そのような系の直接的分析は困難であるので、(9)の自励系(the autonomus system)で始め、それから $\lim_{t \rightarrow \infty} h(t) \rightarrow 0$ であるときの元の非自励系(8)の自励系(9)への漸近的に収束する性質⁶⁾を調べる。(9)の定常状態 $(\bar{x}, \bar{q})$ は、 $\dot{x} = 0$ と $\dot{q} = 0$ によって決定される。つまり次の(10)になる。

$$\begin{aligned}\bar{c} &= f(\bar{x}) \\ u_c(\bar{c}, \bar{x}) &= -\bar{q}f'(\bar{x})\end{aligned}\tag{10}$$

ここで $\bar{c} = c(\bar{x}, \bar{q})$ である。定常状態では $\bar{q} = u_c(\bar{c}, \bar{x})$ である。それゆえ(10)の第2の方程式は(11)のように書かれる。

$$u_c(\bar{c}, \bar{x})/u_x(\bar{c}, \bar{x}) = -f'(\bar{x})\tag{11}$$

これは、図1において示されているように、限界代替率が限界変形率に等しいというよく知られている条件である。 u_x と u_c は正であるので、 $f'(\bar{x})$ は負になる。 $f(x)$ の性質により、Heal[17]によってグリーン黄金律(the green golden rule)と名づけられている $\bar{x}$ が、Phelps[26]の $f'(\hat{x}) = 0$ である標準的黄金律水準 $\hat{x}$ より大きいことを知る。このことに対する理由は資源のアメニティー価値も考慮されているからであり、このことは資源ストックの最適水準の増加に寄与している。

最適化問題への解を求めるにおいて、私達は今 t が十分に大きな場合、非自励系(8)について

の解を自励系(9)についての解によって近似させることに関心を持っている（二つの系は同じ定常状態を持つことに注意しよう）。このことを行うために、関数 $h(t)$ の漸近的性質についての補助定理を導入し、それから二つの時間経路の間の収束率に関する重要な命題を述べる。

補助定理 1 微分方程式(8)の漸近的自励系において、記号 $h(t)$ は次の漸近的比率で減少する。

$$\lim_{t \rightarrow \infty} |h(t)|^{1/t} = \exp(-\theta) \quad (12)$$

証明 ここでの証明は直接的微分を含む。最初に、 $h(t) = \alpha\theta / (\alpha + \beta \exp(\theta t))$ である $\mathfrak{R} = |h(t)|^{1/t}$ を定めよう。それから、 $\ln(\mathfrak{R}) = \frac{1}{t} (\ln(\alpha\theta) - \ln(\alpha + \beta \exp(\theta t)))$ のような $\mathfrak{R}$ の自然対数を取ろう。L'Hospital のルールを適用することによって、 $\lim_{t \rightarrow \infty} \ln(\mathfrak{R}) = -\theta$ を得る。これは $\lim_{t \rightarrow \infty} \mathfrak{R} = \exp(-\theta)$ へと導く。

次の命題は、Benaïm and Hirsh[4]において明らかにされているような、二つの動学系(8)と(9)の間の漸近的収束率を与えており、この命題は第4節の命題3の現在価値の収束を証明するために使われる。

命題 1 もし $\theta > 0$ であるならば、そのとき動学系(8)の解 $z^*(t) = (x^*(t), q^*(t))$ は(9)の解 $z^0(t) = (x^0(t), q^0(t))$ に少なくとも $\exp(-\theta)$ の速さの漸近的比率で収束する、すなわち(13)になる。

$$\lim_{t \rightarrow \infty} |z^*(t) - z^0(t)|^{1/t} \leq \exp(-\theta) \quad (13)$$

ここで $|\cdot|$ はベクトルのユークリッドノルム (the Euclid norm) を示している。

この命題の証明は Benaïm and Hirsh[4]での一般的結果に主として依存する。しかしながら、(12)において与えられる $h(t)$ の漸近的性質を条件として、この命題が証明されることができるとは驚くに値しない⁷⁾。

この命題は、時間が無限大になるにつれて、 $z^*(t)$ と $z^0(t)$ の間の差がゼロに収束することを意味する。すなわち $\lim_{t \rightarrow \infty} |z^*(t) - z^0(t)| = 0$ を意味する。また、(13)における収束率についての上界は二つの収束する効用流列 (convergent utility streams) の間の差の現在価値の存在を証明するための十分条件として役立つ。

4 安定性と移行過程の動学

現実の系は不安定な動きになりやすく、その初期の状態は正確にコントロールされることができないので、私達は動学系の安定性に注目している[21]。その動学系の初期の状態からのわずかの不安定な動きの後、その系は定常状態になお収束するのかが問題になる。(8)は(9)に漸近的に収束するので、それらの局所的安定性の性質は同一であろう。もし一つの系が局所的漸近安定であれば、もう一つの系もそのようになる。ここでは、(8)の解が任意の初期のストック水準 $x(0) = x_0 > 0$ から大域的漸近安定である、ハミルトン関数についての十分条件を見つけるを試みる。

命題 2 もし次の拡大曲率行列(the augmented curvature matrix) が正値定符号(positive

$$B = \begin{bmatrix} H^*_{qq} & \frac{1}{2} \cdot h(1+\eta^{-1}) \\ \frac{1}{2} \cdot h(1+\eta^{-1}) & -H^*_{xx} \end{bmatrix}$$

definite)であるならば⁸⁾、各瞬間 t において経常値ハミルトニアンを最大にする(8)のどのような解についても、定常状態の解 $\bar{z}=(\bar{x}, \bar{q})$ は大域的漸近安定である(GAS)。ここで $\eta = dq/dh \cdot (h/q)$ は q の h に対する弾力性の大きさであり⁹⁾、 H^* は最大化されたハミルトン関数である。

証明 リアプーノフ関数を $V(t, x) = -\dot{q}\dot{x}$ と定めよう。最初 $V > 0$ であることを示す。 $q = W_x(x)$ および $\dot{q} = W_{xx}\dot{x}$ であることに注目しよう。ここで $W(x)$ は狭義の凹値関数(a strictly concave value function)である[7,19]。そのとき W について狭義の凹であることによって $W_{xx} < 0$ であるので、 $V(t, x) = -W_{xx}\dot{x}^2 > 0$ を得る。次に、 V の時間についての導関数(the time derivative)が $\dot{V}(t, x) < 0$ であることを示す。系(8)から次の(14)を得る。

$$\begin{aligned} \dot{V}(t, x) &= -\ddot{q}\dot{x} - \dot{q}\ddot{x} \\ &= -(h\dot{q}\ddot{x} + h\dot{q}\ddot{x} + \dot{q}H^*_{qq}\dot{q} - \dot{x}H^*_{xx}\dot{x}) \\ &= -(\dot{q}, \dot{x})B(\dot{q}, \dot{x})^T < 0 \end{aligned} \tag{14}$$

なぜなら B は正値定符号であるからである。[7、定理 2.2 および 5.1]によって、GAS の結果はただちに生ずる。

対 (x, q) は、時点 t における価格 q での資源ストックについての需要として x である、内部的に暗黙的需要システム(an internally implicit demand system)を定めている[3,9]。もし H^* が q について十分に凸であり、 x について凹であり、そして時間による割引率 (the rate of time dis-

count) θ が小さいならば、 B について正値定符号であるという条件はしばしば満たされるかもしれない。ここでの分析の新しさは安定性の条件において弾力性の大きさを含むことである。実際に、経済をグリーン黄金律定常状態(the green golden rule steady state)に導く手段として、時間を通じての h の変動(variation)を使う。次の系はあまり回りくどくなく得られる。

系 1 系(9)の定常状態の解 $\bar{z} = (\bar{x}, \bar{q})$ はつねに GAS である。

証明 これはすべての t について、 $h = 0$ である(8)の特殊な場合である。効用関数は c と x について狭義の凹と仮定されており、資源の再生関数は x について狭義の凹であるので、 H^* は q について狭義の凸でありそして x について狭義の凹であることになる。それゆえ B は[7]において要求されているように常に正値定符号である。

時間による割引率ゼロを持つ無限の時間的視野のモデルについて、最適プログラムの価値関数は有界でなくなる¹⁰⁾。かくして、いかなる二つのプログラムの間でも「優越(dominance)」を決定するためには、現在価値を比較する基準は役に立たないであろう。それにもかかわらず、二つの効用流列の間の差の現在価値の有限性に満足できる。特に、時間が無限に向かうにつれて二つの効用流列の間の差が十分に速くゼロに収束するならば[28]、二つの効用流列の間の差の現在価値の存在を証明することができる。

命題 3 すべての $t \geq 0$ について $z^*(t)$ と $z^0(t)$ をそれぞれ(8)と(9)についての解であるとしよう。そのとき、対応する効用流列の間の差の現在価値が存在する。すなわち、

$$\Delta u = \left| \int_0^\infty [v(z^*(t)) - v(z^0(t))] dt \right| < \infty \quad (15)$$

ここではどのような $z(t) = (x(t), q(t))$ についても $v(z(t)) = u(c(x, q), x)$ である。

証明 付録を見よ。

方程式(15)での Δu は、功利主義者との「妥協的解(the compromise solution)」 $z^*(t)$ を分かち合うことを通じて、資源保護論者が被る現在価値の損失を定めている。効用流列の現在価値それ自体は定められていないが、二つの効用流列の間の差の現在価値は有限であると証明されている。

さて、功利主義者と資源保護論者についての最適解が $z^0(t)$ と $z^0(t)$ としてそれぞれ決定されている場合を考え、そして彼らの効用の損失 Δu を妥協的解 $z^*(t)$ の関数として扱う。このとき、功利主義者の損失は $\Delta u^0(z^*(t)) = \int_0^\infty \exp(-\theta t) [v(z^0(t)) - v(z^*(t))] dt$ であり、資源保護論者の損失は

$\Delta u^0(z^*(t)) = \int_0^\infty [v(z^0(t)) - v(z^*(t))]dt$ である。損失は功利主義者にも資源保護論者にも有限であることに注意しよう。資源保護論者の損失の有限さは、命題1において示されているように、二つの効用流 $v(z^0(t))$ と $v(z^*(t))$ の収束に依存しているのに対し、功利主義者の損失の有限さは有界の効用の差 $v(z^0(t)) - v(z^*(t))$ に対する強力な指数による割引によるものである。さて次の「双対性の結果(duality result)」を述べそしてそれを証明する。

命題4 系(8)についての「妥協的解」 $z^*(t)$ は、功利主義者と資源保護論者にとっての効用の損失の加重合計の現在価値を最小にしている。すなわち(16)のようになる。

$$\alpha \Delta u^\theta(z^*(t)) + \beta \Delta u^0(z^*(t)) = \min_{\{z(t)\}} \alpha \Delta u^\theta(z(t)) + \beta \Delta u^0(z(t)) \quad (16)$$

証明 $-\alpha \Delta u^\theta(z(t)) - \beta \Delta u^0(z(t))$ をあらゆる t について $z(t)$ に関して最大にすることによって(16)を容易に証明することができ、そしてこれを $\max_{\{z(t)\}} \lim_{T \rightarrow \infty} \int_0^T [\alpha \exp(-\theta t) + \beta] v(z(t)) dt - \int_0^T [\alpha \exp(-\theta t) v(z^\theta(t)) + \beta v(z^0(t))] dt$ として書くことができる。第2項は解 $z(t)$ とは独立であるので、ここでの最適化問題は第1項のみを最大にすることに等しい。すなわち $p(t) = \exp(-a(t)t)$ となる $CU \max_{\{z(t)\}} \int_0^\infty p(t) v(z(t)) dt$ である。かくして、もし $z^*(t)$ が最適化問題(4)の解であるならば、それは上の双対問題(16)の解でもある。

実際、双対問題の定式化(16)は元の問題(4)よりもっと興味をひく。功利主義者の損失と資源保護論者の損失の二つは有限であるので、最小化問題は通常の最適化基準を使うことによって解かれるであろう。功利主義者と資源保護論者の最適時間経路 $[c^\theta(t), x^\theta(t)]$ と $[c^0(t), x^0(t)]$ は既知であると仮定しよう。このとき費用最小化問題の解 $[c^*(t), x^*(t)]$ をを見つけるために、通常の最適化基準を使うことができる。

最適解の経路の特徴を記述することは役に立つかもしれない。この目的のために、効用関数の導関数についていくつかの仮定を行う。次の命題5において、消費と資源のアメニティーが補完的であることを意味する $u_{xc}(c, x) > 0$ すなわち $\partial u_x(c, x) / \partial c > 0$ を仮定する。

命題5 $u_{xc}(c, x) > 0$ であると仮定しよう。そのとき、どのような所与の初期のストック水準 $x(0) = x_0 > 0$ についても、資源保護論者、社会的に最適な方法および功利主義者にとってのそれぞれの最適な初期の消費は c_0^0 、 c_0^* および c_0^θ によって示され、次の不等式を満たす。

$$c_0^0 < c_0^* < c_0^\theta \quad (17)$$

証明 証明は直接的であるがめんどうであり、それを付録で与えている。

この結果は、社会的最適解の経路を功利主義者と資源保護論者との間の妥協的解であるとして強調している。その初期の消費ならびにその消費のすべての時間経路は、実際一定の割引とゼロの割引を持つ二つの極端な場合の経路の間にある。この経路が正確にはどこに存在するかは、とりわけ二つの極端な場合に与えられる相対的なウェイト α と β に依存する。それにもかかわらず、社会的最適経路は功利主義者の経路から離れ、グリーン黄金律経路へと収束する

(図 2)。命題 1 において確証されているように、社会的最適経路とグリーン黄金律経路の二つは少なくとも $\exp(-\theta)$ と同じ速さの比率で収束するのである。

割引率に変化するようなタイプの資源管理の問題(4)の解が、時間的に首尾一貫(time consistent)でないということはよく知られている[5,17,33]。このことは、もし時点ゼロで行われる最適計画がすべての $t \geq 0$ について $(x^*(t), q^*(t))$ であるならば、後のある期日 T に対する $t \geq T$ についてのこのプログラムの部分が、すべての $t \geq T$ に対する期日 T で作成される新計画と比較して、もはや最適でないであろうということを意味する。もし私達のモデルの定式化を前提とするならば、このことは実際に論理が通っている。時間が経過するにつれて、二人の代表的個人の相対的重要性は途中で変わるであろう。もし功利主義者が期日ゼロにおいて年齢ゼロであるならば、後の期日 T において彼は年齢 T であろう、そして時間 T の経過は資源保護論者の役割を以前よりも一層重要にさせる。もし新計画が期日 T において作成されるとしても、時点ゼロで定められた割引関数になお従い、かくして関与以前の全期間についての価格システム $p(t) = \exp(-a(t)t)$ を使うように年齢効果を考える必要がある。この場合に、 T で作成される $t \geq T$ につ

いての最適計画は期日ゼロで作成された計画と同じであり、かくして時間的非首尾一貫性(time inconsistency) は存在しないであろう。最適計画はその後最大の持続的効用水準を持つグリーン黄金律に導くであろう。他方において、もし私達が期日 T においての功利主義者を新生児としてやはり扱うならば、期日 T から先への割引関数は、 $t \geq T$ について $p(t) = \exp(-a(t - T)t)$ になる。この後者の場合には、時間的非首尾一貫性を得る。もし功利主義者が永久に若いのであるならば、新計画はそれぞれの時点において作成されねばならない。もしこの場合を取り上げるならば、次の命題を得る。

命題 6 もし新計画が各瞬間ごとに作成されるならば、その解は次の(18)によって定められる定常状態に導く。

$$\begin{aligned} c^* &= f(x^*) \\ \alpha\theta &= f'(x^*) + \frac{u_x(c^*, x^*)}{u_c(c^*, x^*)} \end{aligned} \quad (18)$$

証明 もし功利主義者が永久に若いのであるならば、どのような時点でも割引率は $a(0)$ であるかのように取り扱われることができる。そのとき、「価格システム」はすべての $t \geq 0$ について $a(0) = \alpha\theta$ のままである。もし意思決定者が各瞬間ごとに最適経路を修正するならば、系(8)において $h(t) = \alpha\theta$ を得る。この場合において、系(8)は一定の割引率 $\alpha\theta < \theta$ を持つ標準的な功利主義者の問題になり、上で述べた結果はただちに得られる。

一定の割引率の計画問題と低下する割引率の計画問題との間には、著しい違いがあることを述べる価値はある。 K を定常状態 $\bar{z}$ のコンパクト近傍(a compact neighborhood)であり、 T_0 を最適解 $z^*(t)$ が集合 K に入るために必要とされる最短時間であるとしよう。一定の割引率の場合、時間 T の経過の後 K に到達する残余の時間は $T_0 - T$ であり、他方低下する割引率の場合、このことは $t = 0$ で作成されたまさに初期の計画がずっと続けられる場合にのみ真実である。期日 T において新計画作成の試みは期間 T_0 の長さがある T_n に長引かせ($T_n > T_0$)、かくして残余の時間 $T_n - T$ は必ずしも短くならないであろう。このことの直感的解釈は、期日 T において功利主義者が期日ゼロと同じようになお若いときには、将来が以前と同じように遠いままであり、かくして定常状態の実現(あるいは K の近傍に入ること)を延期することが完全に受け入れられるということである。この命題は、計画に連続的修正がなされ、そのために技術的にはグリーン黄金律定常状態の実現が無限に延期される特殊な場合に関係している。

無限の時間的視野の期間では、計画の連続的修正と一つの計画の完全な実行の二つは、両極端な場合であることに注意しよう。実際の状況において、社会的計画当局は計画の時間的視野を多数の不連続な期間に分け、各期間の最初に計画の修正を考えるかもしれない。もしそのような将来の修正が時点ゼロで考慮されるならば、結果として作成される計画は、Pollak[27]が

示したように、たとえ割引率が時間を通じて変化しても、計画の期間時間的に首尾一貫しているであろう。ある意味で、時間的非首尾一貫性の現象は元の計画の予想外の修正と、その期間内に変化したいいくつかの変数の無視によって生じる人為的なものであると言われるであろう。

5 持続可能性と厚生分析

有益な最初の一步は、グリーン黄金律定常状態の性質を、長期的最大持続可能効用(long run maximum sustainable utility)についての特定の厚生的意義によって特徴づけることである。大域的漸近安定性の条件の下では、この定常状態は(8)の解の経路に沿って最終的に達成されるであろう。時間が無限に進むにつれて、割引率 $a(t)$ はゼロに向かい、そして最適化問題は超長期においては対応する静学的最適化問題と同じになる。

命題 7 最大長期持続可能効用(the maximum long-run sustainable utility)は、次の静学的最適化問題、つまり資源制約 $f(x) - c = 0$ の下で、 $\max_{(c,x)} u(c,x)$ という問題によって与えられる。そのとき c と x についての最適化の解は次の(19)を満たす。

$$u_x(\bar{c}, \bar{x})/u_c(\bar{c}, \bar{x}) = -f'(\bar{x}) \quad (19)$$

証明 上述の制約条件付最大化の問題は制約条件付でない最大化の問題すなわち $\max_x u(f(x), x)$ として書き換えられるであろう。 x に関する1階の導関数を計算するならば、 $u_c(\bar{c}, \bar{x})f'(\bar{x}) + u_x(\bar{c}, \bar{x}) = 0$ を得る。この式を簡単に整理し直すと上述の結果が直接導かれる。この解は(8)と(9)の定常状態の解に一致することは明らかである。

命題 8 ストック水準 $x^*(t)$ について、系(8)の長期的解は次の意味において費用最小化である。

$$\min_{x(t)} \lim_{t \rightarrow \infty} q^*(t)x(t) = \lim_{t \rightarrow \infty} q^*(t)x^*(t) \quad (20)$$

証明 この結果は[29]によれば(7)における横断条件から直接に生じる。

$$\liminf_{t \rightarrow \infty} q^*(t) \cdot (x(t) - x^*(t)) \geq 0 \quad (21)$$

このことは長期的効用水準の静学的最大化(19)と双対である。もしそうでなければ、この解は最適でないであろう。

有名な Weitzman[34]の論文以来、時点 t での経常値ハミルトニアンがその時点からの最大持続可能な将来の効用(福祉)と静学的等価(a static equivalent)であることはよく知られている。近年において、ハミルトン関数についての Weitzman の解釈の厚生的意義は、天然資源の価値、

技術進歩および将来の不確実性の問題を明白に考慮に入れることによって、大きく拡大されている [1,16,23,25]。この論文では経常値ハミルトン関数について、時間によるその導関数を次のように特徴づけることができる。

命題 9 問題(4)についての最適解の経路に沿えば、どのような t からでも以後の最大持続可能効用は次の(22)を満たす時間 t の連続関数である。

$$dH(t)/dt = h(t)q(t)\dot{x}(t) \quad (22)$$

証明 ハミルトン関数を c 、 x および q に関して全微分すると、(23)を得る。

$$dH(t)/dt = \partial H(t)/\partial c(t) \cdot \dot{c}(t) + \partial H(t)/\partial x(t) \cdot \dot{x}(t) + \partial H(t)/\partial q(t) \cdot \dot{q}(t) \quad (23)$$

最適条件 $\partial H(t)/\partial c(t) = 0$ 、 $\partial H(t)/\partial q(t) = \dot{x}(t)$ および $\dot{q}(t) = h(t)q(t) - \partial H(t)/\partial x(t)$ から、方程式(23)を簡単に整理し直すことによって(22)での結果を得る。

$h(t) > 0$ および $q(t) > 0$ であるので、厚生は安定的鞍点経路(the stable saddle point path)に沿えば、 t の経過につれて $\dot{x}(t) > 0$ の場合増加し、 $\dot{x}(t) < 0$ の場合減少する。 $x = \bar{x}$ である長期的定常状態において、最大持続可能効用 $u(\bar{c}, \bar{x})$ が達成される¹¹⁾。持続可能性が定常的技術進歩(steady technical progress)によってのみ可能である非再生資源モデルと異なり、再生可能資源の場合は自らの能力で持続可能である。どのような時点 t からでも以後、最大持続可能効用が特定の時点 t での経常的効用(the current utility)とは異なると述べることは価値がある [2,15,22,25,34]。このことの理由は、最大持続可能効用が特定の時点からの将来の効用流列と静学的等価であるとして定義されるからである。 $\bar{H}(t)$ をこの静学的等価としよう。そのとき(24)を得る。

$$\int_t^\infty (\bar{H}(t) - u(c^*(s), x^*(s))) \exp(-a(s)s) ds = 0 \quad (24)$$

これは次の(25)を意味する。

$$\bar{H}(t) = \frac{\int_t^\infty u(c^*(s), x^*(s)) \exp(-a(s)s) ds}{\int_t^\infty \exp(-a(s)s) ds} \quad (25)$$

$a(t) = \theta > 0$ を持つ功利主義者のモデルと $a(t) = \delta = 0$ を持つ資源保護論者のモデルという二つの極端な場合について、この大きさ $\bar{H}(t)$ はそれぞれ次の(26)と(27)になる。

$$\bar{H}(t) = \theta \int_t^\infty u(c^*(s), x^*(s)) \exp(-\theta s) ds \quad (26)$$

および

$$\begin{aligned} \bar{H}(t) &= \lim_{\delta \rightarrow 0} \delta \int_t^\infty u(c^*(s), x^*(s)) \exp(-\delta s) ds \\ &= \lim_{T \rightarrow \infty} \frac{1}{T-t} \int_t^T u(c^*(s), x^*(s)) \exp(-\delta s) ds \end{aligned}$$

これらはそれぞれ有界の効用流列についての標準的な効用ベースの純国民所得(the standard utility based net national income)[34]と最大持続可能効用の解釈に対応する。

6 結論の言葉

この論文において、私達は Chichilnisky[10,11]によって導入されている社会的厚生関数の下での、再生可能資源の動学モデルにおける現在世代と将来世代の間の対立を解決した。このモデルの背後の行為規範は、二つの消費経路の間の順位付を変えることが、決してあまり遅くてもいけないし、あまり早くてもいけないという考えに関係している。特定の問題が Heal[17]によって最初に導入された。彼は非再生資源についての対応する問題の場合と異なり、再生可能資源についての問題が十分明確な解を得ないであろうと示唆した。世界についての明と暗の相の Plato の取り扱いに似ているアイデアが、どのように十分明確な解を生み出すかを示した。その解は二人の個人（それぞれ、現在と将来を代表する功利主義者と資源保護論者）の損失の加重合計を最小にするという形で妥協的解となっている。ここでの分析の巧みさは、私達が現在と将来を二つの正反対のものとみなさず、それぞれの瞬間において、現在と将来を同時に存在するものとして扱うことである。将来は、小さなウエイトによってであるが、今日から始まり、そして現在は長期の将来に向かって無限に広がる。時間が経過するにつれて、私達はますます多くの将来を手に入れそしてますます現在を失っていく。このようにして、最適化モデルを時間が無限に向かうにつれてゼロに低下する割引率を持つ一種の功利主義者のモデルに変えることができる。Heal[17]のモデルと私達のモデルとの間の技術的な違いは、Heal のモデルと異なり、割引関数の積分が有界でないことである。このことは、私達のモデルが現在の非独裁と将来の非独裁のいずれも示すことを可能にする、きわめて重要な性質となっている。

この非有界性は効用流列の時間を通じての総現在価値を無限大にさせる。このことは最適解を見つけるために現在価値を比較することを不可能にする。それにもかかわらず、二つの効用流列の差の現在価値に基づく追いつき基準(the catching up criterion)を使うことができる。最適解を現在価値が有限である数列によって常に近似させることができる[28]。資源保護論者と社会的最適解の二つの効用数列(the utility sequences)が、存在するこの差の現在価値について十分に速く収束することを示した。このことは最適化問題が二人の代表的個人の妥協的解による有限の損失の加重合計を最小にすることによって解かれることを意味する。

漸近的自励動学系についてのいくつかの定理を適用することによって、時間が無限大になるにつれて、社会的最適経路とグリーン黄金律経路との間の収束率についての厳密な境界(the exact bound)を確認した。大域的漸近安定(GAS)についての十分条件を確認した。GAS の下では、どのような初期のストック水準で出発しようとも、経済は最適解に沿ってグリーン黄金律定常状態に収束するであろう。長期的に持続可能な効用はグリーン黄金律定常状態で得られる。時間を通じてのプログラムの修正の意味を論じ、また長期的定常状態に近づくために必要とさ

れる期間に関する典型的な功利主義者の解と比較される著しい相違点を論じた。しかしながら、時間的首尾一貫性の問題は必ずしも完全には解かれていない。

付録

命題 3 の証明 K はコンパクト近傍であるとしよう。このとき、 $z(s) \in K$ であるような十分に大きな s が存在する。方程式 (15) を次のように分解することができる。

$$\Delta u = \int_0^s [v(z^*(t)) - v(z^0(t))] dt + \int_s^\infty [v(z^*(t)) - v(z^0(t))] dt$$

明らかに、この第 1 項の積分は有界であるので第 1 項は有限である。第 2 の積分について次の式を得る。

$$\left| \int_s^\infty [v(z^*(t)) - v(z^0(t))] dt \right| \leq \int_s^\infty |v(z^*(t)) - v(z^0(t))| dt$$

x についての v の凹と q についての v の凸により、次のようになる。

$$\begin{aligned} \left| \int_s^\infty [v(z^*(t)) - v(z^0(t))] dt \right| &\leq \int_s^\infty |D\tilde{v}(z^*(t)) \cdot (z^*(t) - z^0(t))| dt \\ &\leq M \int_s^\infty |z^*(t) - z^0(t)| dt \end{aligned}$$

ここで

$$D\tilde{v}(z^*(t)) = \begin{bmatrix} \partial v(z^*(t)) / \partial x^*(t) & 0 \\ 0 & -\partial v(z^*(t)) / \partial q^*(t) \end{bmatrix}$$

であり、そして $M = \sup_{t \geq s} \|D\tilde{v}(z^*(t))\| < \infty$ である。命題 1 において、 $|z^*(t) - z^0(t)|$ が、 $m > 1$ についてどのような t^m よりも高位 (high order) である $\exp(-\theta)$ と、少なくとも同じ速さの比率で減少することが証明されている。かくして積分 $\int_s^\infty |z^*(t) - z^0(t)| dt$ は [13] での収束基準によって収束する。このことは証明を完全にする。

命題 5 の証明 最初に第 2 の方程式 $c_0^* < c_0^\theta$ を証明する。この反対である $c_0^* > c_0^\theta$ を仮定しよう。そのとき、最適経路に沿って $q_c = u_{cc}(c, x) < 0$ となる効率条件 $q = u_c(c, x)$ によって $q_0^* < q_0^\theta$ を得るであろう。 $x(0) = x_0$ である資源の動学方程式 $\dot{x} = f(x) - c$ から、 $\dot{x}^*(0) < \dot{x}^\theta(0)$ となる。 $q(t)$ の連続性により、無限小 (infinitesimal) $\tau > 0$ について $q^*(\tau) < q^\theta(\tau)$ と $x^*(\tau) < x^\theta(\tau)$ を得る。 $\dot{q}/q = h - f'(x) - u_{xc}(c, x)/q$ から、 $h < \theta$ 、 $-f'(x^*) < -f'(x^\theta)$ および $u_{xc}(c, x) \geq 0$ によって

$-u_x(c^*, x^*) < -u_x(c^\theta, x^\theta)$ であるので、 $\dot{q}^*(t)/q^*(t) < \dot{q}^\theta(t)/q^\theta(t)$ を得る。この過程はすべての $t > 0$

について継続し、かくしてすべての $t > 0$ について $\dot{c}^*(t)/c^*(t) > \dot{c}^\theta(t)/c^\theta(t)$ となるであろう。このことはすべての $t > 0$ について $x^*(t) < x^\theta(t)$ および $c^*(t) > c^\theta(t)$ という事実になる。このとき、時

間が無限大になるにつれて、 $\lim_{t \rightarrow \infty} x^*(t) = x^* < \lim_{t \rightarrow \infty} x^\theta(t) = x^\theta$ を得る。このことは $\hat{x} < x^* < x^\theta$

と $c^* > c^\theta$ について $u_x(c^*, x^*) > u_x(c^\theta, x^\theta)$ および $\theta - f'(x^\theta) > -f'(x^*)$ であるので、 $\lim_{t \rightarrow \infty} \dot{q}(t) = 0$ に

対する漸近的シャドー価値(the asymptotic shadow value) $q(t)$ が次の関係を満たすことを意味す

$$\lim_{t \rightarrow \infty} \dot{q}^*(t) = \frac{u_x(c^*, x^*)}{-f'(x^*)} > \lim_{t \rightarrow \infty} \dot{q}^\theta(t) = \frac{u_x(c^\theta, x^\theta)}{\theta - f'(x^\theta)}$$

る。しかしながら、 $q_0^* < q_0^\theta$ そしてずっと $\dot{q}^*(t)/q^*(t) < \dot{q}^\theta(t)/q^\theta(t)$ であるので、この式は不可能

であり、このことは矛盾となる。類似の方法で、私達は第1の不等式を証明することができる。

注

- 1) このプロジェクトは林業および農業の研究のための国家評議会 (SJFR) によって一部支援されている。私達は貴重な御意見および提言について William A. Brock 教授、Peter Berck 教授および Larry Karp 教授、そして二人の匿名のレフリーに感謝する。通常の権利の放棄が適用されている。
- 2) 次ぎの所に手紙を送って下さい。Chuan-Zhong Li, Department of Economics, T&S, University of Dalarna, S-781 88 Borlänge, Sweden.
- 3) Krautkraemer[20]は資源ストックのアメニティー価値を考慮することによってこれらの以前のモデルを発展させた。
- 4) もし人口増加と技術進歩がモデルで考えられているならば、 δ は Brock and Gale[6]で定義されている臨界割引率(the critical discount rate)に一致する。将来の効用の割引現在価値は δ よりも大きなような割引率についても有界であろう。
- 5) 最適解は追いつき基準の下でも標準的な必要な解を満たさなければならない。
- 6) 漸近的自励方程式(asymptotically autonomous equations)は Markus[24]によって導入された。この理論は Benaïm and Hirsch[4]および Thieme[32]によって最近一般化された。
- 7) 比較的複雑な数学であるので正式の証明をここでは省略する。その証明は申込をすれば著者から手に入れることができる。
- 8) もし効用関数と資源の再生関数がその変数について狭義の凹であるならば、 H^* は実際 q について狭義の凸でありそして x について凹である。(Brock and Malliaris[7])

- 9) 時間を通じて h の変化が資源ストック x に影響を及ぼし、そのことが次にシャドープライス q に影響を及ぼすことになるので、レフリーは私達の簡単化した表現 dq/dh が連鎖律 (a chain rule) を含むと指摘している。
- 10) Carlson and Haurie[8]によれば、もし効用関数と資源の再生関数が凹であり、そして定常状態が存在した達成可能であるならば、一つの追いつき最適プログラム(a catching-up optimal programme)が自律系について常に存在する。
- 11) このことは動学系が大域的漸近安定であることを要求していることは明らかである。

参考文献

1. T. Aronsson and K. G. Löfgren, Welfare consequences of technological and environmental externalities in the Ramsey growth model, *Natur. Resour. Modelling* **7**,1-14 (1993).
2. T. Aronsson and K. G. Löfgren, National product related welfare measures in the presence of technological change, externalities and uncertainty, *Environ. Resour. Econom.* **5**, 321-332 (1995).
3. K. J. Arrow and M. Kurz, "Public Investment, the Rate of Return, and the Optimal Fiscal Policy," Johns Hopkins Press, Baltimore (1970).
4. M. Benaïm and M. W. Hirsch, Asymptotic pseudotrajectories and chain recurrent flows with applications, *J. Dynam. Differential Equations* **8**, 141-176 (1996).
5. O. J. Blanchard and S. Fischer, "Lectures in Macroeconomics," MIT Press, Cambridge, MA (1989).
6. W. A. Brock and D. Gale, Optimal growth under factor augmenting progress, *J. Econom. Theory* **1**, 229-243 (1969).
7. W. A. Brock and A. G. Malliaris, "Differential Equations, Stability and Chaos in Dynamic Economics," North-Holland, Amsterdam(1989).
8. D. A. Carlson and A. Haurie, "Infinite Horizon Optimal Control:Theory and Applications," *Lecture Notes in Economics and Mathematical Systems, Series 290*, Springer-Verlag, Berlin/New York (1987).
9. D. Cass and K. Shell, The structure of stability of competitive dynamic systems, *J. Econom. Theory* **12**, 1-10 (1976).
10. G. Chichilnisky, An axiomatic approach to sustainable development, *Soc. Choice Welf.* **13**, 231-257 (1996).
11. G. Chichilnisky, What is sustainable development? *Land Econom.* **73**, 467-491 (1997).
12. C.W.Clark, "Mathematical Bioeconomics.The Optimal Management of Renewable Resources," 2nd ed., Wiley, New York (1990).
13. R. Courant, "Differential and Integral Calculus," 2nd ed., Blackie, Glasgow/London (1965).

14. P. S. Dasgupta and G. M. Heal, The optimal depletion of exhaustible resources, *Rev. Econom. Stud. (Sympos.)*, 3-28 (1974).
15. I. Fisher, "The Nature of Capital and Income," Macmillan Co., New York (1906).
16. J.M.Hartwick, Degradation of environmental capital and national accounting procedures, *Europ. Econom. Rev.* **35**, 642-649 (1990).
17. G. M. Heal, "Lecture Notes on Sustainability," *Memorandum* **16**, Department of Economics, University of Oslo, Norway (1995).
18. M. W. Hirsch, Asymptotic phases, shadow and reaction-diffusion systems, in "Control Theory, Dynamic Systems and Geometry Dynamics" (D. Elworthy, W. N. Everitt, and E. B. Lee, Eds.), Dekker, New York (1993).
19. M. W. Hirsch and S. Smale, "Differential Equation, Dynamic Systems, and Linear Algebra," Academic Press, San Diego (1974).
20. J. A. Krautkraemer, Optimal growth, Resource amenities and the preservation of natural environments, *Rev. Econom. Stud.* **52**, 153-170 (1985).
21. J. P. LaSalle and S. Lefschetz, "Stability by Liapunov's Direct Method with Applications," Academic Press, New York (1961).
22. K. G. Löfgren, Comment on C. R. Hulten—Accounting for the wealth of nations: The net versus gross output controversy and its ramifications, *Scand. J. Econom.* **94**, 25-28 (1992)
23. K. G. Mäler, National accounts and environmental resources, *Environ. Resour. Econom.* **1**, 1-15 (1991)
24. L. Markus, Asymptotic autonomous differential systems, *Ann. Math. Stud.* **36**, 17-30 (1956).
25. W. D. Nordhaus, "How Should We Measure Sustainable Income," Department of Economics, Yale University (1995).
26. E. Phelps, Golden rule of economic growth, *Amer. Econom. Rev.* **51**, 638-643 (1961).
27. R. A. Pollak, Consistent planning, *Rev. Econom. Stud.* **35** (1968).
28. R. Radner, Efficiency prices for infinite horizon production programmes, *Rev. Econom. Stud.* **34**, 51-66 (1967).
29. A. Seierstad and K. Sydsaeter, "Optimal Control Theory with Economic Applications," North-Holland, New York (1987).
30. R. M. Solow, Intergenerational equity and exhaustible resources, *Rev. Econom. Stud. (Sympos.)*, 29-45 (1974).
31. J. E. Stiglitz, Growth with exhaustible resources: Efficient and optimal growth paths, *Rev. Econom. Stud. (Sympos.)*, 123-127 (1974).
32. H. R. Thieme, Convergent results and a Poincaré-Bendixson trichotomy for asymptotic autonomous equations, *J. Math. Biol.* **30**, 755-763 (1992).

33. H. Uzawa, Time preference, the consumption function and optimum asset holdings, in “ Value, Capital and Growth: Papers in Honour of Sir John Hicks” (J. N. Wolfe, ed.), Univ. of Edinburgh Press, Edinburgh (1968).
34. M. L. Weitzman, On the welfare significance of national product in a dynamic economy, *Quart. J. Econom.* **90**, 156-162 (1976).
35. M. L. Weitzman, Why the far-distant future should be discounted at its lowest possible rate, *J. Environ. Econom. Management* **36**, 201-208 (1998).

なお、本稿は神戸大学名誉教授の夏目 隆先生によりご指導賜り作成したものである。筆者が翻訳した原稿に細かく目を通し、大幅に加筆、訂正をしていただき本来、共訳以上のものとすべきものであるが、先生のご厚意により単著という形をとらせていただいた。また、数学について三重大学教授の石谷 寛先生のご指導を受けました。ここに、深く感謝の意を表します。

【資料】

新聞資料から見た東海大一揆

茂木 陽一

はじめに

昨年一二月一八日、東海大一揆勃発の日に、筆者は「伊勢暴動から東海大一揆へ」と題して三重短期大学地域問題総合調査研究室の主催する第二九回地域問題研究交流集会で報告を行った。当日は、「伊勢暴動」という呼称を「東海大一揆」とすべきであるという主旨で報告を行った（当日の西川洋氏のコメント、フロアーとの質疑応答を含めて、三重短期大学地域問題総合調査研究室『地研通信』第七九号に掲載した）。

そこでは、東海大一揆の歴史的意義を示す「竹槍でドンと突き出す二分五厘」という狂句が当時の民衆の一揆認識を示すものではなく、一揆に参加した民衆も含めて「当時の民衆」が一揆の成果を自らのものとして誇るといような状況ではなかったということを示した。その際には、当時の民衆が一揆に対する認識を形成した主要な媒体としての新聞記事と錦絵とに注目して、その中に描かれている東海大一揆像について検討してみた。『地研通信』は報告の要旨の掲載であり、当日配布した新聞記事や錦絵などの資料を掲載していないので、それを補う意味もこめて、本稿では、筆者がこれまでに収集しえた東海大一揆に関する新聞記事を翻刻掲載することにした。また、当日触れた錦絵などの視覚資料については、引きつづき『三重法経』で紹介していく予定である。

一 東海大一揆を報道した新聞

本稿で紹介した新聞資料はほとんどが東京・大阪で発行されたものである。

東海大一揆が発生・展開した三重県・愛知県・岐阜県の新聞の方が事実についてはより正確な報道をする可能性が高く、資料価値も高いのではないかと思われるが、一揆発生当時、三重県内で発行されていた新聞で現存するものはない。三重新聞が一揆終了後の明治一〇年一月に刊行されているが、創刊号しか現存していない。また、一揆が三重県を中心に展開し、桑名・四日市・松坂・山田などでは大きな毀焼被害が生じ、電信局・郵便局などが破壊され電信・郵便が杜絶した状況がしばらく続いていたから、たとえ発行されていたとしても三重県内の新聞という形で詳細な一揆情報がリアルタイムで提供される可能性は無かったといつてよい。

名古屋では、一揆発生時に「愛知新聞」と「愛岐日報」が発行されていた。この一揆を報道する上で最も近い所から観察できた新聞である。実際、東京や大阪の各新聞は、この「愛知新聞」などからの引用記事が主要なニュースソースの一つであった。例えば、資料番号「一六〇」の仮名読新聞一二月二六日号は、愛知新聞一二月二二日号の記事を要約して一揆の日表を作成している。その他、「三七」の東京日々、「二〇〇」の浪花新聞などでも愛知新聞がほとんどそのまま引用されている。したがって、愛知新聞の資料的価値は高いものがある。愛岐日報についても「一六三」の仮名読新聞等に引用されており、同様に資料価値は高い。

しかしながら、現存する愛知新聞は明治九年二月から明治一〇年十一月までが欠落しており、東京の各新聞が参照して記事を作成していたその元資料を見る事ができていない。また、愛岐日報も明治九年一二月から一〇年二月までの部分は現在発見されていない。今後、愛知新聞や愛岐日報の欠落部分が発見さ

れる可能性はあるのだが、現時点では、従って、東京・大坂で発行された新聞が一揆報道の主要な媒体という事になる。

また、各地の地方新聞にも一揆の記事が多数掲載されているが、それらは一揆が展開した地域にニュースソースを持っている訳ではないから、記事の内容は大部分東京・大坂の新聞情報と孫引きになっている。しかし、特に明治一〇年の減租の詔勅と東海大一揆との関連についての各地での受け留め方を示す記事があるので、各地の民衆の一揆認識についての参考資料の役割を果たしてくれる。これら各地の地方新聞は好事家が私蔵する段階から漸く公共図書館などによる系統的な収集が進み始めた段階で今後一層整備が進んでいくと思われるが、現段階では全国的な系統的な調査をする能力は筆者にはない。

本稿で紹介するのは国会図書館新聞資料室・同古典籍資料室、東京大学明治新聞雑誌文庫に所蔵されている新聞資料が中心である。筆者が調査対象にしたのは、その他に三重県・愛知県・岐阜県の図書館・資料館であるが、東海大一揆に関しての報道は東京では、「一〇九」東京曙新聞一二月二一日号に三重県の農民が和船で県庁を襲撃し宿直を殺傷した、という記事が載ったのが最初であるのに、大阪では「一九五」「一九六」「一九七」の浪花新聞一二月二一日号が最初の報道であった。こちらは、曙に比べると相対的に正確な報道が為されており、一揆発生当初においては大阪方面への情報の方が早く正確であったと思われる。その点で、大阪日報の記事が重要であるが、明治一〇年一月二三日号以前は参照できていない。大阪での調査を行えばこの欠を補える可能性はあるが、現時点で筆者が把握している新聞資料で本稿を構成している。

以下では、筆者が把握した東海大一揆に関する記事を含む新聞を五つに区分した。

第一は、大新聞と呼ばれる東京・横浜・大坂で発行された政論新聞である。本稿では、「東京日々新聞」、「郵便報知新

聞」、「朝野新聞」、「東京曙新聞」、「横浜毎日新聞」、「大阪日報」の記事を収集し、その順番で掲載した。これらの新聞は版型も大きく、内容も社説・雑報・投稿などと多彩である。また、ほとんどの大新聞は近年復刻版が刊行され利用しやすい形になっている。これらの中では成島柳北の編集もあって朝野新聞の記事内容はかなり読みやすくだけたものであり、他の政論新聞とは毛色が違っている。

各新聞の構成であるが、新聞記事自体は東京日々新聞の場合、「(官庁録事)」「東京日々新聞(社説)」「雑報」「外国通信」「寄書」という順序で紙面が構成されている。これが朝野新聞の場合では、「(官庁録事)」「海内新報」「海外新報」「論説」「雑録」「投書」という順になっている。順序や名称はことなるが政府や府県の布告・達類の掲載、政治・経済・社会に関する社説、全国各地の日常記事、読者からの投稿によって構成されているのは共通している。

第二は、小新聞と呼ばれる都市の庶民を対象とした社会ネタ・風俗ネタ中心の新聞である。

小新聞に分類した新聞の構成は、仮名読新聞の場合「官庁録事」「新聞」「寄書」という構成になっている。ここでは「新聞」というのが日々新聞の「雑報」、朝野新聞の「海内新法」や「雑録」に当たる。

仮名読新聞は「官庁録事」が入っているなど大新聞の構成に近いのだが、大新聞と小新聞を分けている一番の特徴は「社説」に当たる記事があるかないかである。政府の政策や人事に對してもの申すのが大新聞であり、小新聞の場合は基本的には政治批判は行わない。したがって政治面に当たる論説欄があるか無いかで明治一〇年前後の新聞資料を区分する場合の大きなメルクマールになる。

これに加えて小新聞は、総ルビが振られていたり、挿絵が入

つていたりするし、書き方も日常会話を模して読みやすく編集されており、難解な漢語が頻出するカタカナ交じり文の大新聞の社説欄とは対極にある。

その点、庶民が東海大一揆に対するイメージを作る上では重要な役割を果たす可能性がある。しかしながら、人々が歌ったという「竹槍でちよいと突き出す二分五厘」というような表現をこれらの新聞に見出そうとしても非常に困難なのではないかと考えられる。なぜならばこれらの新聞の記事では一揆については相当量の報道をしているのであるが、減租の詔勅のような政策についてはそれを褒めそやす報道こそ当初は見られるが、それと一揆との関連如何というようなテーマをこれらの新聞は基本的に取り上げないからである。そういったことをすれば、場合によっては政府批判になって、新聞条例に触れて編集者の拘引につながる可能性があるからで、そういった事態を恐れたと見る事が出来る。そういう点では、江戸期以来の出版業の流れを受け継いでいるメディアだと見る事が出来るだろう。

本稿では、東京の「仮名読新聞」、「讀賣新聞」、「東京絵入新聞」、大阪の「浪花新聞」の記事を掲載した。

第三は、各地で発行されている地方新聞である。各地の地方新聞は読者も少ないから数号で廃刊になったり頻繁な中断があったりする。全国規模では明治九年一二月時点で発行されていた新聞でさえ、その全容を正確に把握する事は困難である。

例えば、明治一〇年一月六日発行の仮名読新聞には新聞番付が掲載されているが、そこに出自している東京・大坂・横浜以外の地方新聞を北から拾ってみると奥州の「東北新聞」、出羽の「遐邇新聞」、水戸の「茨城新聞」、信州の「松本新聞」、甲府の「日々新聞」、駿河の「静岡日報」、遠州の「濱松新聞」、尾張の「愛知新聞」、「愛岐日報」、神戸の「花香美新聞」、「七一雑報」、備前の「黄薇新聞」、高知の「普通新聞」、長崎の

「西海新聞」、肥後の「熊本新聞」の一五紙の名前が出ている。あるいは、明治一〇年六月の団々珍聞第一号には「新聞雑誌見立表」が載っているが、そこには青森「北斗新聞」、宮城「仙台新聞」など二四紙の名前が出ている。仮名読新聞の新聞番付と共通しているのは、秋田「遐邇新聞」、甲府「日々新聞」、駿河「静岡日報」、尾張「愛知新聞」・「愛岐日報」、神戸「七一雑報」、肥後「熊本新聞」の七紙である。もちろんこれ以外にもいくつもの地方新聞が出されているが、それなりに実績と読者を持つ地方新聞としてはこの七紙が幕内クラスという事になるのだろう。しかし、この中に名前が挙がっている内、「愛知新聞」と「愛岐日報」は前述したような状況で東海大一揆に関係する部分を直接採取出来ていない。また、神戸七一雑報は地方新聞というよりはキリスト教に関係する啓蒙的な記事が中心であるから、本稿では第四の特殊新聞に含めている。本稿では右の内の神戸七一雑報、熊本新聞の他に、筆者が収集し得た岩手日進新聞、埼玉新聞、三重新聞、愛媛新聞の記事を掲載した。

第四は特殊新聞である。特殊新聞というのは筆者の造語であるが、特定の読者を対象とし記事もかなり限定された内容を持つものである。本稿では開知新聞、風雅新聞、神戸七一雑報、東洋新報の記事を掲載している。開知新聞は神職を主要な読者とする新聞であり、伊勢神宮との関連で東海大一揆には強い関心を払っている。風雅新聞は和歌を趣味とする読者が対象の新聞である。政治向きの記事は殆どないので、ここでは、東海大一揆を歌題としたものを見出したので掲載した。神戸七一雑報は開港場である神戸のキリスト教徒を対象とした新聞で、キリスト教関係の記事が中心である。東洋新報は漢文で書かれている異色の新聞である。これらの雑誌・新聞はそれぞれの分野で大新聞・小新聞によって報道された東海大一揆のイメージを

定着・保管する役割を果たしたといつて良いだろう。

第五は、雑誌である。雑誌は大新聞や小新聞のように日刊ではなく、週刊であったり旬刊であったりするが、おおむね大新聞の社説記事のようなものが中心で「雑報」記事に相当するものはあまりない。小新聞が大新聞から社説を除いた様な構成であるのに対し、雑誌は大新聞から雑報を除いたような構成になっている。本稿では、「江湖新報」、「文明新誌」、「東京新誌」、「廣益問答新聞」の内から東海大一揆に関連するものを掲載した。

二 東海大一揆に関する新聞報道の量的特徴

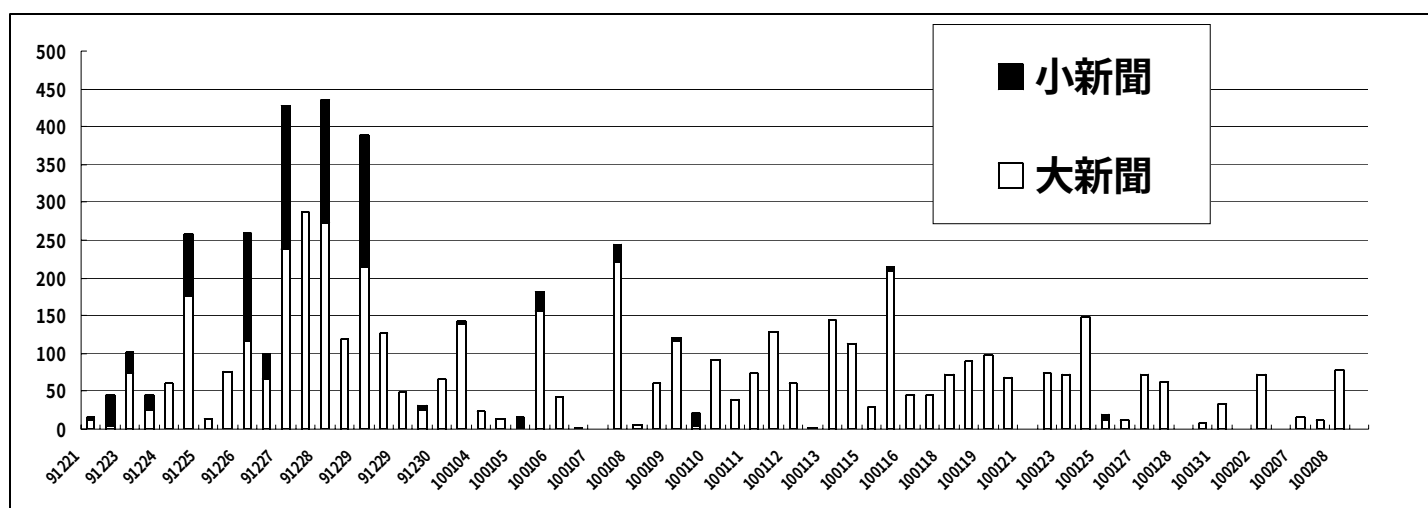
地方で起こった農民一揆についての東京・大坂の新聞の関心は総じて低い。特に、庶民を対象とした小新聞では、東京や大坂の近郊で発生した不穏や騒擾事件については筆を執るが、遠隔の地については余り報道されていない。

例えば郵便報知や東京日々の記事をもとにした新聞錦絵を見ても百姓一揆を描いたものは明治五年の越後分水騒動を扱った一点だけである事に象徴されている(土屋礼子編『日本錦絵新聞集成』文生書院)。ところが、東海大一揆とその直前に起こった茨城一揆に対する報道の量は非常に多い。明治九年が神風連の乱、秋月の乱、萩の乱といった士族反乱の連続の後に茨城一揆、東海大一揆が連続して発生した事が農民一揆への関心を高め東京から離れた地で起こった事件でありながら大量の報道が為された背景にあると思われる。その記事の特徴をみるために、今回収集できた新聞に限定してであるが、数値的な傾向を見る為にグラフを作成した。

これは、今回参照出来た大新聞と小新聞の記事の行数の明治九年一月二日から翌年二月九日までの期間についての変動

を示している。今日と違い各新聞とも二段三段抜きの記事などはないし、見出しやリード記事もなく、基本的にはベタ記事であり、一行の字数はおおむね二五文字から三〇文字であるので、行数の合計が単純に情報の量を示しているとみてよい。

グラフを見ると、二つの波が確認出来る。一月二日から記事が増加し、二八日にピークに達している。一〇年一月は一日から三日は各新聞とも休刊で四日もしくは六日が初刷りである。六日以降はゆるやかな波を描いて一六日前後にピークがあり、その後は減少して二月にはいるとほとんど記事が見られなくなる。この二つの波のうち二月のものは東海大一揆そのものの報道が中心であり、大新聞も小新聞もどちらも報道している。しかし、二つめの波では小新聞の記事は殆どなく大新聞が中心である。これは減租詔勅と東海大一揆との関連に着目した論説記事が中心になり、小新聞の記事や雑報記事が著しく減少した事の反映である。つまり、東海大一揆に関する情報のうち



一揆そのもののイメージを作るようなものは九年一二月末の一〇日間に集中して流され、知識人のみならず小新聞を通じて民衆の一揆認識がここで形成されていたといえる。他方、一月以降は政府の減租政策と民衆蜂起との関連如何という事での記事であるから、一般庶民の関心の対象外となり旧士族や知識人達が一揆に対する政治的社会的評価を加える材料になっていったと思われる。

三 一揆と減租の関係について

今回掲載した各記事のうち特に注目すべき内容を含んでいるものについて触れておきたい。

「竹槍でドンと突き出す二分五厘」という表現は結局どの新聞でも確認出来なかった。確認出来たのは、東京日々新聞の明治一〇年一月二三日の社説〔三九〕の中に「竹槍でちよいと突き出す二分五厘」とあるものと、朝野新聞中の明治一〇年一月一七日の日本橋玉野天作の投書〔一〇三〕と二月一八日の陸奥の澤恐山の投書〔一〇七〕であった。そのうち、〔一〇七〕の記事は中山泰昌編『新聞集成明治編年史』第三卷一四九頁に収載されているのであるが、同書では「竹槍ノ先ガ尖リテ二分五厘」と記されている。しかし、今回採録した「朝野新聞」の〔一〇七〕の記載は、「竹槍ノ先力当リタ二分五厘」となっているのである。筆者は、昨年一二月の研究集会報告ではこの澤恐山が見たある新聞が「東京日々新聞」なのか「朝野新聞」なのか、それとも別の新聞なのかが判然としないと述べた。というのは、「日々新聞」は「ちよいと突き出す」であったし、「朝野新聞」〔一〇三〕では「竹やりの先キがあたつた二分五厘」と記されていた。『新聞集成明治編年史』にある「竹槍ノ先ガ尖リテ二分五厘」も入れれば三種類の表現がある事になるからである。しかし、今回この資料を編纂した結果、『新聞集

成』の記載は原資料を誤って筆録していたか校正ミスであり、澤がみた或る新聞とは「朝野新聞」の一月一七日号であることが確認できた。

また、東京日々新聞の記事は「竹槍で云々」を恢諧と表現し、そのような言い方は郵便報知一月二〇日〔八四〕の記事と同じであると批判する文脈で書かれたものであり、それ自体は民衆の力を評価するものではなかった。民衆の力をそれなりに評価しているのは東京日々新聞によつて恢諧と同じだと批判された郵便報知新聞の記事である。この評価をめぐっては東京日々と争が展開されている。関連する記事は東京日々〔三九〕の社説、〔四三〕の「日本革政論」と、郵便報知〔八四〕の「改革論」、〔八七〕の「読東京日々新聞」である。発端は報知の〔八四〕「改革論」で、減租の詔勅は日本の歴史上初めて農民の活動が政治を動かした画期的な出来事であったと主張する。これへの反論が日々新聞の〔三九〕であった。減租の詔勅は東北巡幸で農民の疾苦・艱難を見た天皇の仁慈の心から出たもので、一揆の影響などはない。報知のような主張は「竹槍でちよいと突き出す二分五厘」といっている奴らと同じだといふのである。今日から見た歴史的事実の問題としては明らかに郵便報知の「改革論」が正しいのであるが、明治天皇を仁徳天皇になぞらえ聖天子を称揚する東京日々の立場の方が、新聞論説全体の主要な論調になっていくのである。

東京曙新聞は九年一二月二五日の〔一一二〕では、一揆農民に同情して政府に対策を要求していた。それが、減租詔勅が出された後の一〇年一月六日〔一二七〕では減租に対する一揆の影響を否定する立場に立った。報知の「改革論」は見方によれば曙のこのような転向に対する批判として書かれたと見る事もできる。それに対して、日々新聞が曙の論調を代位して報知攻撃に向かったのである。横浜毎日新聞一〇年一月二日の〔一四

九」の「投書」は、減租の詔勅が出るのがもう少し早ければ一揆を起こす事はなかったのに、という主張を展開している。一揆の影響で減租になったという順序を逆転してとらえているのである。あるいは、朝野新聞は一〇年三月七日（一〇八）の上山巖の投書を掲載することで日々新聞の立場に与している。このように、東京の大新聞はいわば一揆と減租の関係で郵便報知包囲網を作る事で減租に対する一揆の影響を否定し去ろうとしたのである。

この立場はさらに、増幅されて地方新聞の論説欄に出現してくる。東海大一揆が展開した当の三重県で一〇年一月に創刊された三重新聞（二一一）の「社説」の中では一揆農民は「痴愚魯鈍」としてあるいは泥船の「狸」として罵倒されている。

このように東京曙新聞に始まる東海大一揆の歴史的意義を否定するキャンペーンは日本中を覆っていた。

四 新聞と民衆の一揆認識について

東京や大坂で発行される新聞と民衆の一揆認識について考える時、我々は、ともすれば権力や支配の側の宣伝に対抗する民衆の先進的な思想や認識を想定したがる。しかし、この一揆を外側で見る人達に供給される情報は、ある部分では鋭い政府批判を行っている大新聞においても、市井の民衆の日常生活に目を向ける小新聞においても一揆に対して決して肯定的ではなかった。そもそも、民衆の日常に一番近い小新聞は一揆と政府の対抗関係に興味を示さず、報道自体が存在していなかった。大新聞の中でも郵便報知が僅かに一揆と減租との関係を正しく認識していたが、それは他の新聞によって徹底的に否定され、東海大一揆の歴史的意義は隠蔽される事になった。

さらにいうならば一揆に参加した東海地域の民衆やそれを目の前で見ていた知識人達の認識もそれと大きく異なるものでは

なかった。東京・大坂で発行された諸新聞は三重県内でも広く講読されていたのである。区戸長や用掛などを中心とした層が個人で講読するほかに、民営の新聞縦覧所が設けられ、そこを通じて新聞の報道が三重県の民衆の中に浸透し、東海大一揆に対する認識が作られるという側面があると思われる。「八五」には、津の橋南に博聞局という名の縦覧所があり、「卓上報知、日報、曙、及び絵入り新聞を置けり」と記されている。報知は郵便報知新聞、日報は大阪日報、曙は東京曙新聞、絵入り新聞は東京絵入新聞だと思われる。こうした縦覧所には東京・大坂の大新聞・小新聞が置かれ、それらを読んだ三重県域の住民がそこにある一揆認識を取り込んでいくのである。一揆が発生した地であっても自分自身の見聞や、居村・居町周辺の情報、あるいは商人・旅行者の話からだけでは東海大一揆のような大規模な一揆の全体像を把握する事は出来ない。その全体像を提供したのは、県庁の布告や東京・大坂の新聞であった。そこで提供される一揆像を覆って東海大一揆の真実の姿の認識に至るには極めて透徹した論理性や明晰な思考が必用である。片田長谷場村の庄屋であった永谷助之丞の「過去記」には、そういった明晰な思考が示されているが（安丸・深谷編『日本近代思想大系二一 民衆運動』、岩波書店、一九八九年）、助之丞のその認識が三重県住民全体に共有される事がなかったのは、「六二」の石薬師宿の国学者佐々木弘綱の投書、「八〇」の山田前野町の中西弘繩の投書、「八三」の志摩の角理輔の「乱民論」などをみれば明らかである。そこには、永谷のような一揆勢に対する共感をみることはできない。もちろん、永谷のような一揆勢に対する共感を示した人達が他にいなかったとはいえないが、その考えを新聞への投稿記事として多くの県民に伝えていく事は出来なかったのである。

【東海大一揆に関する新聞資料】

凡例

- ① 配列は、大新聞、小新聞、地方新聞、特殊新聞・雑誌の順とした。
便宜の為、記事の最初に資料番号を付し、以下、新聞名・日付・掲載欄名・所蔵をゴチで表示した。所蔵で「国」としたのは国会図書館新聞資料室・古典籍資料室の所蔵、「東」とあるのは、東京大学明治新聞雑誌文庫の所蔵新聞を参照した事を示す。
- ② 掲載対象としたのは各新聞の明治九年一二月から明治一〇年二月までの記事のうち、東海大一揆そのものについての報道・論説と、減租詔勅と東海大一揆の関連を論じた記事・論説で、新聞別に日付順に配列した。
- ③ 記事の掲載欄名はそれぞれの新聞の表記にしたがった。新聞の名前がそのまま欄名になっている東京日々新聞、東京曙新聞、横浜毎日新聞はそれぞれの社説に相当するが、そのまま記載した。
- ④ 雑報欄などでは、それぞれの記事はおおむね○と改行で区切られている。新聞編集者が同種の記事と判断している場合は○はつけても改行しない。したがって、複数の記事が掲載されている場合、原則としてそれぞれ独立の記事として扱い資料番号を付した。
- ⑤ 翻刻に当たって、旧体字、俗字などは通行の字体に改めたが、地名・人名などはそのまま記載した場合もある。合字はコト、ヨリ、トモのように変更した。
- ⑥ またこの頃の新聞記事は、句読点が入っていないので、あえて句読点を補う事はしていない。資料中にある句読点は原文に振られているものである。
- ⑦ 資料中で活字が潰れていて判読出来ない箇所は■で示した。また、破損などで記事が欠落している部分は「――」で示した。
- ⑧ 記事に振られているルビは基本的に省略したが、仮名読新聞・讀賣新聞などの小新聞については体裁の参考の為に最初の記事だけルビを残した。
- ⑨ 小新聞の中には、挿絵が入っているものが多いが、今回は省略した。また、大新聞の記事で地図が記載されているものがあるが、それも省略した。
- ⑩ 記事中で省略した部分は「……」で示した。
- ⑪ 記事中割注になっている部分はポイントを落として示した。
- ⑫ 東洋新報は漢文で発行された新聞であるが、記事には訓点が施されている。本稿では、訓点部分は省略した。

一 大新聞

(一) 東京日々新聞

(一) 東京日々新聞 明治九・一二・二三 雑報 国

○三重県下にては頑民どもは何か東京へ出で歎願の筋があるとか云ひ多人数にて押し出し道々の近傍へ放火し既に愛知県内まで押し来りしにつき去る二十日に愛知鎮台より一中隊と廿一日に二中隊ほど繰出になり専ら鎮撫中なり既に頑民共の所為か何か分からねども去る二十日午後九時より四日市局以西は電信不通なりとの風説もありますが併し確たる報知を得しにはあらず全く風説を記せしものなれば真偽のほどは分らねど三重愛知の両県下へ向け警視庁より長尾権少警視津川権少警視の両君は巡查二百名を引き連れ昨日午後四時出帆の社寮丸へ乗り組み五出張になりたり尤とも警部にはピストール一挺づつお渡しになり巡查一名にエンヒール銃一挺づつの積りにてお送になり非常の節は銘々へお渡しに成ると申す風説もありますからまるきりうそでも無いと見えます

(二) 東京日々新聞 明治九・一二・二五 雑報 国

○三重県下の一揆は全く実説と見え去る廿二日午後三時ごろ名古屋より電信にて伊勢国四日市は百姓騒動にて人家を放火せりとの報知ありまた午後七時ごろ同所より四日市の放火は回漕会社は無事なり三菱会社、電信局、高砂町は残らず焼失の報知ありまた去る廿日三重県下飯野郡の人民暴動を起し山田の宮川辺より押し寄せ浦口町より放火し筋向橋まで焼失す戸数詳かならず当地三重県支庁師範学校病院小学校等へ或は放火し或は破壊し容易ならざる騒動なり云々廿三日には本県より土族警部出張精々鎮定の趣なりと神宮司庁より飛報ありたる由ゆゑ猶くはしく探報を遂げしに去る十八日の夜より飯野郡豊原村の人民騒ぎ立ち遂に隣郡廿四ヶ村の人民一時に蜂起し官吏の説諭も聞入れず其原由は全く石代上納の苦情なる由にて翌廿日は津まで押し入り容易ならざる形勢ゆゑ名古屋鎮台より一中隊の出張あり同夜も処々にて起り立ちて伊勢全国に及び電線を切り人家を焼き桑名の船会社を焼き払ひ愛知県下へも移らんとする景況ゆゑ同県よりも出兵を乞しに付鎮台よりは一中队を佐屋宮の両駅へ出張せしめたりとのことなる由また浜松よりの電報なりとて世人の風説するところに拠れば頑民一時は勢強く沿道の人家に放火して進みしも名古屋鎮台兵の出張にて解散したりと云

へり右の如く種々の説ありて信偽は確と定め難けれど此様子にては最はや程なく鎮撫に至るべしと思はる

(三) 東京日々新聞 明治九・一二・二六 雑報 国

○昨日の紙上にも三重県一揆の形状を荒まし記載せしが引続き各所より到着せる報知を合せて登録するに付き読者よろしく前後を照して領會すべし去る十七日伊勢国飯野郡雲出駅、矢野村、島拔村、米津村、長常村、小森村の六ヶ村の人民二千五百人ほども集り(風説には神宮司庁にて廃せられし神官社人と津の旧藩士も二百人ばかり一味せしと云へども信じ難し)各村を強迫して道々の橋を落とし一味せぬ村々は火を放ち財を奪ひて松坂へ押し来り一番に区務所へ火を放ち三井組の支店を焼き夫より十九日に津の岩田橋まで入り込みしが巡查と士族の防禦厳しくして兇徒は一步も進み難ければ火を町家に放ちて其間に船に取乗り白子へ上陸して同処を焼払ひ神戸へも放火し道筋の電信杭を切り倒し終に四日市へ押し入りて火を所々に放ち電信局をはじめ高砂町は一円に火に成り中にも三菱会社の支店は此ごろ落成してまだ数月も立たぬに烏有となりたり(此時同社の品川丸は同湊に停泊中なりしが電信局御雇ひの洋人并に官員は同船に走り込みて此難を避けたりと云ふ)夫より兇徒は進んで桑名へ乱入し川口の屯所、郵便局、事務所に放火し城内の吉の丸学校へ通りしに同所の士族七八人群がる一揆の中へ入りて説諭すれども聞入らず是非なく抜刀して二人を斬り殺し五人を捕へ首を校門に梟しければ兇徒は其勢ひに恐れて一度に退き愛知県下前ヶ須の方へ乱入せんとせしを出張の鎮台兵より発砲しければ崩れ立て向ひの赤地へ上陸したり斯の如き暴勢ゆゑ鎮台よりも三中隊ほど繰り出しになり夫々鎮撫に力を尽くし此所彼所にて捕縛に就く者あれどもまだ全く消滅せずと云ふまた昨日同県より電信にて巨魁の者二十余名も捕縛したり最はや不日に鎮定すべしとの報知ありたりと云へり猶詳しき事は後報を待つて記すべし

(四) 東京日々新聞 明治九・一二・二六 雑報 国

○愛知岐阜の両県は至つて平穩なりとの電報が昨日東京へ達したりと云へば全く三重県ばかりの動揺ならんと思ハル

(五) 東京日々新聞 明治九・一二・二七 東京日々新聞 国

連日二報道セシ三重県下ノ百姓一揆ハ伊勢志摩伊賀ニ蜂起シ其ノ暴行ハ美濃尾張ニ延及シタルガ如シ而シテ未ダ其ノ全ク鎮定ノ報ヲ今日ニ得ザルハ

吾曹が太々悲嘆スル所ナリ嗚呼明治ノ 昭世ニ遭ヒナガラ所謂ル百姓一揆ナル者ヲ今年ニ起ス者ハ和歌山アリ茨城アリ其動揺漸ク定マルニ日モ無クシテ又此ノ警報ニ遇フ兇徒ノ暴虐ナルハ固ヨリ其罪アリ天人ノ俱ニ容サザル所ナリト雖トモ太平ヲ樂フノ農夫ヲシテ竹鎗ヲ提ルノ賊徒タラシムル者ハ抑モ由テ来ルノ故ナシト速了スルヲ得ンヤ

我が同業ノ有益ナル朝野記者ガ開陳スル所ニ拠レバ曰ク三府七十余県ノ設立アリシヨリ地方ノ擾動ハ大分県ヲ以テ首唱トス明治六年豊後大分直入速水諸郡ノ兇民ガ旧知事ヲ復シ新政ヲ廢スルヲ口実トシテ一時ニ紛起シ之ヲ平定セシニ当リ巨魁二人ヲ斬ニ一人ヲ絞ニ二万七千余人ヲ準流ニ懲役以下ニ処セラレタリ其次ヲ敦賀県トス説教ノ誤解ヨリシテ兇衆大ニ暴行ヲ恣ママニセシニ由リ首謀五人ヲ死刑ニ処シ其黨類ヲ懲役以下ニ処セラレタリ其次ヲ北条県トス徵兵令血税ノ誤解ヨリ騒動シ死刑ニ処セラルル者十五人ノ多キニ及ベリ己ニシテ福岡。鳥取。島根。名東。丹波。備後。壱岐。天草ナドノ如キ少ナキハ数千人多キハ数万人或ハ早魁ニ乗ジ或ハ血税ヲ誤リ或ハ新政ニ不服ヲ鳴ラシ皆一時ヲ擾動セシガ福岡ハ暴徒ノ斬絞ニ処セラルルモノ四人懲役以下六万四千余人名東ハ四人ヲ斬シ罪ヲ得ルモノ都テ一万六千九百余人ナリキト云々(以上ハ朝野新聞論說中ヨリ抄出ス)

斯ノ如ク明治六年ニ蜂起セシ十一回ノ暴動ハ概ネ無知ノ農民等ガ新政ノ真意ヲ了解セザルニ乗ジ無頼ノ匪徒ガ之ヲ扇動セシニ根シタルガ故ニ各々其ノ口実ヲ一ニセザリシガ今年ノ暴動ハ三回ナガラ皆其名ヲ租税改正ノ愁訴ニ仮リテ凶惡ヲ縦ニスルヲ見バ明治九年ノ一揆ハ自カラ明治六年ノ一揆ト其ノ原由ヲ同ウセザルナリト考察セザル可カラズ

今年五月ノ和歌山県下ノ一揆ハ纔ニ数村ニ止マリ十一月ノ茨城県下モ亦数郡ニ出ザリシガ今ヤ三重県下ハ之ニ反シ暴動ノ区域ハ数国ニ跨リタルガ如シ吾曹ガ報道スル所ハ或ハ探報ノ通信ニ依リ或ハ地方ノ新聞ニ依リテ之ヲ窺ヒ知ルニ付キ未ダ尽ク其子細ト挙動トヲ明諒スルヲ得ザレトモ蓋シ兇徒ノ一揆ハ(本月十七日)伊勢ノ飯野郡ニ起リ、雲出、矢野、島拔、米津、長常、小森ノ諸村之レニ応ジテ到处ニ放火シ(十八日)津ノ牢獄ヲ破リ懲役場ヲ毀チ(十九日)津ノ市中ヲ放火シ郵便電信ノ諸局学校屯署官宅ヲ乱妨シ又松坂ヲ擾乱シテ其ノ市中ニ放火シ(廿日)四日市、富田、桑名ノ沿道ニ放火シ又一方ニ向テハ志摩ノ支庁ヲ襲ヒ鳥羽ノ市中ニ放火シタルノ報アルヲ見レバ賊焰ハ伊勢志摩伊賀ノ三国ニ熾ナルガ如シ(廿一日)兇徒ハ東進シテ国境ヲ越エ直ニ尾張ヲ襲ヒ海東、海西、安八ノ諸郡ニ放火シ人民ヲ脅迫シ愛知ノ台兵巡查ニ秋竹ニ戰テ退ク兇賊ノ一隊ハ又前日ヨリ美濃ニ向ヒ此日ニ於テ高須、今尾ヲ乱暴シ(廿二日)大垣ヲ距ル数里ノ地マデニ

押寄タリト聞ケリ(今日ノ雜報ニ記載スルヲ見ヨ)モシ吾曹ガ聞ク所ヲシテ信ナラシメバ尾濃勢賀ノ良民ハ何ノ辜アリテカスノ如クニ一揆ノ為ニ慘毒ナル暴行ヲ蒙ル乎

大阪名古屋ノ兩鎮台ハ時間ヲ怠ルコトナク地方官ノ乞ニ応シテ之ヲ援ヒ十分ニ鎮定ノ功ニ従フヲ以テ此ノ兇徒ガ跋扈スノ如クニ熾ナリト雖トモ不日ニ平定スベキヲ疑ハザレドモ苟モ民政ヲ司ルノ人々ハ何ノ愁訴ヲ口実トシテ兇衆ハ此ノ暴動ヲ興セシ乎而シテ其ノ口実ニハ何ノ道理アルカ能ク太平ヲ樂シムノ農民ヲシテ之ニ唱応セシメタル乎ヲ推究シ徐ニ之ガ計ヲ為スニ非ザレバ其ノ威力ハ能ク火ヲ燎原ニ救ウコトヲ得ルモ之ヲシテ火ナカラシムルヲ得ザルベシ夫ノ賊焰ヲ既發ニ滅スルト初ヨリ賊焰ヲ發セシメザルト其ノ功績ハ果タシテ孰ニアリトスル乎。

〔六〕東京日々新聞 明治九・一二・二七 雜報 国

○昨日の紙上にも掲載せし三重県下乱民の暴動は終に伊勢。美濃。尾張の三ヶ国に波及したれば其事を記するにまゝ重複の恐れある故見解し易きが為に国を分つて其顛末を記す読者よろしく彼此を照らして領會すべし。抑も此一揆は去る十七日に伊賀地方に起こりて勢州飯野郡に波及し雲出。矢野。島拔。米津。長常。小森。の諸村一同に蜂起し其勢凡そ二千五百人ばかり手に手に竹鎗を携へ道々の橋を落とし電信杭を切り倒ふし十九日には二手に分かれ一手は津へ押し入り郵便局。屯所。電信局。学校。区長の宅へ一斉に火を放ち牢獄を破り懲役場を毀ち罪囚を引出して先導と成し進んで県庁へ迫らんとせしに巡查と士族が激しき防禦に敵し難く市中の人家へ火を掛け其動揺に乗じて同所を引退き夫より白子。神戸。富田を焼払ひて廿日の午前十一時ごろ四日市へ押し寄せ電信局をはじめ三菱会社の支店へ一時に火を放ちければ電信局のお雇ひ洋人並に官員は防ぐ術なく器械を持って表の方へ馳せ出ればソレ唐人を逃すなど芒の如く竹鎗の穂先を揃へて追掛るを辛うして潜り抜け湊へ出て端船に打乗り折よく碇泊したる三菱会社の品川丸へ漕ぎ付け危き命を助かりける兇徒は益々勢激しく誰人と無く見附次第に強迫し降参する者へは竹鎗一筋を巨魁より賜るの例にて是か為に是非なく一味せし者頗る多し是より先品川丸は陸の方に当たりて火の手の熾なるは定めて出火ならんと社員一人は水夫四五人連れて端船にて上陸せんとせしに岸上に半纏又引に頬被りをし竹鎗を持ちたる同し打扮の者十人余り立居けるが今此舟の近づくを見て大声を揚げたれば町の方より数百人一時に群がり来るを見て只事に非ずと直に船を漕ぎ戻すに一揆の者は岸上より石を投ぐる雨の如くなるを一散に本船へ漕ぎ返して襲来の用意を成し

けるに数百人の兇徒は端船に焼草を積み本船を距てる五六丁許の所まで来りしが船中に用意あるを見て引返したり（是は煮湯を沸し器械にて濯ぎ掛る用意したる由）夫より午後四時ごろ兇徒は桑名へ乱入し屯所郵便局をはじめ少しにても西洋めきたる家と見れば四方より火を放ち城内へも押し入りしに士族の為に追ひ出され（昨日の雑報を見合すべし）尾州前ヶ須の方へ押し行けり又松坂へ向ひたる一手は同処の三井組と因幡屋を取り囲み四方より刈稲を積み火を掛け瞬く間だに灰燼と成し鬨の声を揚げながら志州鳥羽港へ打入り直に支庁を襲ひて火を放ちければ在勤の官員は防禦の力尽きて何れも船に取乗り尾州へ渡りて応援の掛け合いを成せしと云ふ

〔七〕東京日々新聞 明治九・一二・二七 雑報 国

○次に尾張国にては廿日の午後十時ごろ一揆の者三千人ほど前ヶ須へ着し同夜神守まで押し来り。郵便局元問屋場へ放火し段々と内地の方へ迫る勢いあるゆゑ愛知県庁より警部下政恒は廿三名巡查を引率し廿一日の午前四時ごろ秋竹まで来たりしに折よく鎮台兵の出張に出遇ひ共に賊徒を支さへんと秋竹の東半里ほど進みしに賊徒は津島の学校屯所をはじめ村々の区戸長の宅を焼払ひ勢に乗じて押し来たるに行合ひ種々説諭すれども聞き入れず却て彼より手向ひせしかば巡查は憤激して大に闘ひ四十人ほど捕縛しけるに最はや捕縄も尽き四傍に在荒縄にて数珠繋ぎにする程なれば兇徒は此の勢ひに恐れて一旦退きたり又名古屋にては一揆の押来たりしと聞き士族の応援として県庁へ馳せ来るもの殆ど二千人も内五百人ほど防禦として海東郡の方へ向けて出張し余はみな到着の名を帳面に記し一と先づ帰宅し鎮台兵は秋竹。勝幡。日光等の諸村へ出張して防禦に隙間あらざれば一揆のものは路を転じ木曾川を渡りて美濃の地方へ押し入りたり扱また美濃の顛末を聞くに本月十九日の夜半より南方に当たりて遙に火の手の挙がるを見掛けしが終夜やまず。翌廿日も同様にて火勢いよいよ盛なる景色なり是は伊勢路の山境なるか宿村ならば箇ほどに大火のあるべき地はなきもの与人々不審の思ひを成しつるが夜半に至れば火の手漸く近づきて三ヶ所に分かれてこそは見えにける程なく山の東路（山々は伊勢の多度山より美濃の養老山土岐村山に連なりたる一流の山脈にて其の西は伊勢近江その東は美濃の地方なり此辺にて山東山西と云ふは是なり）の極南に当りてまた火烟を見受け暁ごろには尾張の津島の方にも又火の手を挙げぬ去れど此の諸所の火烟は何事たるか之を知らざりき。廿一日の朝に至りて伊勢に一揆おこりて斯は乱暴を働きつると聞しに程もあらず午時頃より数百千の草賊どもははや美濃の国境より内へ入り山東の一路（桑名より関ヶ原へ出る街

道）北へと行き太田村辺より分かれて大牧村に押入たり此の賊どもが押寄る時は大勢にて村民を呼び合体せぬ者は其家を焼くべしと威かしつつ案内者を先に立て正副戸長の宅および学校に火を放ち地租改正の帳面絵図面などを出させて之を焼捨て次の村へと進み行き午後に駒野村へ来りし時は一万余人の大勢と成り同夜に至れば愈々甚しく百八輪中の方にては高須以東の村々を焼き山東の方は駒野以北より養老山下に及び何れも十余所の火事なれば東南より屈曲して西北に延亘し諸方より岐阜県庁への注進は櫛の歯を引くが如し県庁よりは電信を以て名古屋の台兵に援を乞ひ警部は巡查数十名を率いて出張したれども諸方に分かれたる賊なれば鎮定は一時に行届くべき様も非ず高須大垣の旧藩士などを募りて追討せしめんなど取々の評議あり扱かの草賊等は素より土民が順次に加はる所なれば初め事を起こせし者は既に去るも新加の者は其余焰を受け続き地租改正の書類帳面を焼く事の面白さに斯は蔓延せしかと思はる去るほどに廿二日の暁に至れば賊勢も大に衰へ人数も減じ山東の賊も養老山下にて何時と無く散失せ大牧村の方は村民に追はれて逃げ散り百八輪中の方も漸々に人数減少し瀬古松木西島高田の諸村に押寄せし頃は土民もみな遁去り近村の悪徒共ならでは之に応ぜず其勢は僅に十五六人と打ち成され只々学校に放火し戸長の役場に迫りて地租改正の帳簿を焼捨て或いは人家に入りて分取りなどせしのみ七時ごろ今尾村にて巡查に捕縛せられ畢ぬ廿二日の朝は鎮台兵も本県に到着したればもはや余焰の再燃すべき氣遣ひは無かるべしと一トまづ安心の景色なりと云へりなほ後報を得て明記すべしこは倉卒の間に彼地より報道せしものなれば多少の誤読なしとは思ひ難し。

〔八〕東京日々新聞 明治九・一二・二七 雑報 国

○昨夕の街説に千葉県下にては五五人ばかり佐原支庁へ押し掛け来たりしとは例の貢租の歎願とかにて五百人ばかり佐原支庁へ押し掛け来たりしと云へり此の農民等は始め一ヶ村申し合はせ隣村へ至りご上納が済たりや相済たらば嘆願書を認めるから村中を拝借致したく若しまだ済ぬならば我々どもに一味して共に歎願をせよ杯と途方もないことを云ひ近村を扇動するとの風説なれば看官乞ふ固信する勿れ

〔九〕東京日々新聞 明治九・一二・二八 東京日々新聞 国

今日ノ百姓一揆ガ暴動ノ口実トスル所ハ専ラ貢租ノ一義ニ根スルモノハ他ナシ本年ノ米価ハ昨年ニ比較スレバ其価ノ廉下ナルニ外ナラザルノミ有益ナル中外物価新報ノ言フ所ニ從エバ（新報第二号）日本全州ノ作割ハ昨年

ニシテ平均六分七厘二毛ヲ得本年ハ六分六厘七毛ヲ得ルニ付キ差引五毛ノ弱ミアリト云ヘリ此五毛ノ取り劣リニテアリナガラ米価ノ昨年ニ貴クベ本年ニ賤シキハ必ズ其ノ原由ナカラザル可カラズ彼ノ新報記者ハ吾曹ト同一ノ見解ヲ以テ之ヲ其ノ第四号ニ論ジテ曰ク「本年ノ作柄ヲ昨年ニ比スレバ聊ナレドモ不登ナルガ故ニ価格モ亦從テ高値ナルベキニ昨年当期ノ相場ハ五円三四十錢ナリシニ本年ハ却テ四円二三十錢ノ上ニ出ズ一体毎年冬季ノ末ニ至レバ租税上納ノ為ニ農家一般金円必需ノ時ナルニ付キ競テ新米ヲ糶売シ頓ニ其価ヲ減ズルハ自然ノ勢ナリ。況ヤ本年ノ如キ都鄙一般ニ不融通ナルガ上ニ地租改正ノ調査ニ非常ノ入費ヲ要シ一層切迫スルニ於テヲヤ故ニ常州勢州ノ農民ガ口実ヲ地租改正ニ仮リテ一揆ノ兇徒タルモ其實ハ米貨ノ下落ニ從ヒ金融壅塞シ貢金ノ手段ニ困迫シテ不得止ノ窮策ニ出タルニ非ザルヲ得ンヤ」ト此言ヤ誠ニ然リ吾曹試ニ作今二年ノ歳晩ヲ比較セシニ則チ如左

○明治九年十二月ノ米相場

	東京兜丁	蛸殻丁	大阪堂島	東京正米
十二月一日	四円二〇錢	四、二六	四、三五	二斗四升
九日	四、二五	四、二七	四、三九	二、四
十六日	四、二六	四、二九	四、二七	二、五
廿三日	四、六三	四、六九	四、四五	二、五

○明治八年十二月ノ米相場

	東京商社	中外商行社	大阪堂島	東京正米
十二月一日	五、〇七	四、九一	五、二七	一斗九升八合
九日	五、〇八	五、〇五	五、一九	一、九五
十六日	五、二五	五、二〇	五、一三	一、九二
廿三日	五、四〇	五、三七	五、二四	一、八九

吾曹ハ又勸商局ヨリ報告セラレタル毎月末物価電報表ニ拠リテ昨今二年ノ十一月三十日ノ米価ヲ比較スルニ

今年（廿六箇所ノ平均）米一石ニ付金四円十五錢
昨年（廿七箇所ノ平均）米一石ニ付金五円十四錢

右ヲ以テ吾曹ハ太ダ明瞭ニ米価ノ二年ニ相違スル所ヲ読者ニ確徴シタリト信ジ此ノ廉価ヲ来ス所以ノ者ハ即チ金融ノ壅塞タリト云ハザルヲ得ズ
扱貿易市場ヲ見ルニ生糸ノ輸出ヲ意外ノ高価ニ得タリト雖ドモ茶ハ之ニ反シテ又甚ダ本年ニ下落シタリ現ニ内地ノ電報ニ拠リテ之ヲ比較スルニ

○生糸（一貫目ニ付）十一月末日ノ相場

今年（十五箇所平均）金四十円二十四錢
昨年（十六箇所平均）金廿五円八十三錢

○茶中物（百斤ニ付）同上

今年（十六ヶ所平均）金廿二円七十八錢
昨年（十七箇所平均）金三十二円廿三錢

然レドモ産卵紙モ今年ハ甚ダシキ廢積ヲ取ラズシテ粗々市場ヲ了シタルニ付キ今年ノ輸出入物価ヲ差引けば余程我ニ利スル所アリト雖トモ其利スル所ヲ以テ中々ニ一般ノ金融ヲ疎開スルニハ至ラザリシ也

吾曹ハ此序ニ於テ英國ノ為替相場ト洋銀相場（横浜）トノ二物ガ如何ナル異同ヲ作今二年ノ歳晩ニ現シタル乎左ニ開陳スベシ苟モ理財ニ志ザス読者ノ為ニハ必ズ裨益アル参考ヲ与エ之ヲシテ思ヒ半ニ過ル所アラシムベシト信ズル也

……

吾曹ハ筆ヲ擱クニ当リ尚一言スベキ事アリ彼ノ百姓一揆ハ其ノ口実ヲ地租改正ニ仮ルト雖トモ其ノ近因ハ即チ米貨ノ下落ニ出タリ米価ノ下落ハ即チ金融ノ壅塞ニ出タリ此壅塞ハ本年ノ貿易ノ我ニ利アルヲ以テモ未ダ之ヲ疎開スルニ足ラズ而シテ洋銀相場ト英為替相場ハ些少ナラザル關係ヲ貿易ニ与エ金融ニ与エタルヲ考察セザル可カラズ。吾曹モ亦来年ヲ待チテ細論スル所アルベシ

（二〇）東京日々新聞 明治九・一二・二八 雜報 国

○今日もまた伊勢の津と尾張の前ヶ須駅より一揆の景状を委しく書して郵送せしを左に登録す

○津にては去る十九日の午前に魚を積み来たりし商人どもが南勢三戸郷（伊勢の南方に在りて櫛田村辺より山田まで海岸通りの総名なり）にて百姓が起こり立ち所々に火を焚きて集り居し由を語りしより始めて其事をしりたれどさまでの事も有らざるべしと思ひ居けるに午後七時ごろに至り遙か南の方二三里の間に火の光り天を焦がし見る間に四方へ延焼する有様なれば市中の人も何と無く騒ぎ出し、八時頃に成ては始め火の起こりし処よりは西へ十里も広まりたれば市中の人々は扱こそ一揆 業ならんがよも此所までは押し来るまじなど語り居たるに午後九時ごろ俄に南の方騒がしく只今藤枝町より一揆が押し込んだりと口々に云ひ罵り男女東西に馳せ違ふ程も有らせず一揆の百姓ばらは手に手に竹槍を持ち松明を振り照らし、喚き叫んで岩田橋（藤枝町は津の入り口にして夫より岩田町伊予町ありて岩

田橋は伊予町と分部町の境に架したり。迄押し来たれば此時県庁にては旧津藩の士族を募り官員と共に岩田橋の上へ出張し願の趣を申すべし事柄に依りては聞届くべきにと説諭されしが元来二三十人の一揆より始まり村々を脅かして是非なく従ひ来る者おおく願いの筋も何の道も分からず只ワイワイ叫びて官員を打ち殺せの巡查を敲き殺せのと却て手向ひなすべき勢にて無二無三に岩田橋を渡り越せば今は是非なしと士族の一隊は鎗を構へ長刀を振り舞はして駆け入分部町の内にて真先に向ひたる一人を袈裟懸けに切り倒せば血煙と共に一揆の者はパット岩田橋を越えて逃げ散るを得たりと士族の中より鉄砲を持ちたる者が両三発つづけ様に打ち掛ければいよいよ崩れ立ち南をさして敗走す（岩田町にて二人を殺せりと云ふ）市中にては土蔵の目塗りをするもあり家財を海岸に運ぶもありて混雑大かたならず午後十時に至りて一揆のもの次第に北方へ押し行きしと見え火光はますます広がり長さ廿里にあまりて其速きこと僅に二三時間なり後に聞けば一揆の者より道々の村にて焼火をせねば焼払ふと云ひ触らせしゆゑ何れも刈り乾したる藁を焚き立てるにて今日に成りては村々に一本の藁も無く牛馬を飼ふに困ると云ふ其惨状誠に憎むべし廿一日には募集の士族も次第に増加し持口々々へ出張する面々の打扮には頭に一様の白布の鉢巻をしめ合印を左右の袖に付け槍を提げ薙刀を荷ぎ意気揚々と繰り出せし有様は思ひぞ出る元治の秋大和征伐の命を幕府に受し時に此地の士族が兜の星を列ね家々の旗さし物を飄へし今日を晴れと出陣せし昔を忍ぶ老翁は今日再び武家の旧威儀を見ることの有り難さよと鼻うちかむも有りしは最と可笑しかりき却説同夜は火氣北方に発りて烈しく焼立る景色なれば出張の士族は西は八町口二本松口新町口其外海岸に備を立て今にも寄せ来らば一と当てにて粉微塵に成さんと待設けたれど此夜は平穩にて只北南に火勢の甚きを見るのみ廿一日は昨日より捕縛せし兇徒七百人ばかりありまた四方より応援として県庁へ馳せ参る士族には桑名神戸（旧参事を隊長として何れも本の字の印を合印に付けたり）久居龜山等にて何れも油断なく市中を巡邏し警備に残る所無ければ此騒擾の内に賊に逢ひたる家など一軒も無く実に津の市中は士族の為に惨毒を免れたりと歎び合へり然れば市中の者は廿二日には種々の品を県庁へ献納し其保護の為に災を免れたるの恩を謝する者多かりき（此報に拠れば昨日津の市中へ放火したりと記せしは誤聞なりと思はる）

（一一）東京日々新聞 明治九・一二・二八 雑報 国

○抑も尾州前ヶ須駅と云えるは愛知三重の境にて木曾川を隔つること八丁

余り川向ひは三重県下の長島にて川に沿ひたるを押付村と云へり然れば昨日の紙上にも記せし如く兇徒は桑名を乱行したる勢に乗じ廿日の午後八時ごろ押付村へ乱入し松明を照らして船を出させ此方へ渡す景色を見て老若男女道を争ふて逃げ迷ふ処を兇徒は岸近く乗り付け大音に前ヶ須の人々逃ぐるに及ばず家々に戸を開いて提灯を点せと依テその言の如く成けるに頓て兇徒は岸に上り堤の上に篝火を焚き総大将は後より到着せらるべければ酒食の用意せよ若者等は我等に従ひ来れと肆まに飲食し闘を作つて新街道を押し上がる程もあらずまた一群の兇徒押し渡り郵便局用掛の宅を放火せんと云ふを処の者は右の書類は先に渡りし人々にて既に焼捨たりと欺きければ扱は早くも行届きたりと此一群は津島村の方へ乱入し早くも戸長などの宅へ火を付け忽ち四方へ焼け広がりたり夫より午前四時ごろに大將と称ふるもの此方へ渡し来りしを見るに年のころ三十一二位にて平服に長き刀を佩びて駅内へ入り我は十一番手の大將なりと衆を集め瓢言しけるは今般我等爾有衆を率いて乱暴を行う爾等力を暴動に同うして尚々は我を弼け飲んで戸長の宅へ案内せよ火崑岡を炎く玉石俱に焚けん一揆の惨毒は猛火より甚だし爾等懋めよやと威張り散らせば駅内の者は多勢に無勢なり簞食壺漿して謹んで命を受けたれば大將は欣然として懷中より書付を出し後より来たりし者に差出すべしと云ひ捨て五十余人の者と共に津島の方へ行きたる跡にて其書付を見るに「十一番戸長長村鹿松合改候也」と書たるものなりしと云ふ午後七時に至り名古屋鎮台より廿五人ほど二人曳の人力車にて出張ありたる折から又もや向ひより船にて渡し来る一群の兇徒あり川の中央まで来る所を鎮台兵は一斉に鉄砲を打ち掛けたる音に驚き兇徒は驚愕し船を返して向ふ岸へ這ひ上り四途路に成つて散乱す（この時憐れなるは兇徒に強迫せられて船を漕ぎたる船頭七蔵と云ふ者銃丸に中りて即死せり）夫よりまた鎮台兵二百人余も到着し巡查も追々出張ありて何れも河岸を固め廿一日の夕方までに捕縛せしもの三十二人なり同日また飛島村に乱入せる兇徒が猶も勢を振ひ火を所々に放ちければ直に鎮台兵出張に成りて追払ひ残党は何地とも知らず散乱し同夜は四方も静にして大風の跡の如き景状なりとぞ右の報知に拠つて考ふるに最はや全く鎮定に至りしならんと思はるれば猶ほ詳報を得ば次号に記すべし

（一二）東京日々新聞 明治九・一二・二八 雑報 国

○堺県下大和国奈良辺にても隣国の伊勢の一揆に感染せしにや石代上納の事をゴタゴタ云ひ出し既に蜂起せんとするの模様ある由に付県令が自ら出張して説諭の最中なりとも云ひまた一説には三重県一揆の一手が大和の宇

陀郡近く来たりしゆゑ此乱民に応ぜんも図り難ければと去る廿一日の午後七時ごろ同県より大阪鎮台へ出兵を乞はれ一小隊出兵に成りしといふ風説あれど真偽の程は分ならず

〔一二三〕東京日々新聞 明治九・一二・二八 雑報 国

○近ごろ出羽の庄内も少し穏やかならぬとか云ふ評判もあり又た大和辺も三重県下の一揆が波及せしとの風説がありますが何ぶん真偽のほどは分かりません

〔一二四〕東京日々新聞 明治九・一二・二九 雑報 国

○三重県下の一揆の景状は漸く此節にいたり尾勢濃の三方国より本社へ報知し来るもの陸續として櫛の齒を引くが如くなるも大方は既に前号に記載せしものと大同小異なれば今日は重複せるものを省きて洩れたる事だけを書き集めて前号よりの参考に供す

○去る十九日に津へ押し入りたる一揆は県官士族の為に追い返され（昨日の雑報を参看すべし）しを遺恨と思い道々の稲村へ火を放ち区戸長の宅を焼きて爰より二手に分かれ一手は神戸より四日市の方へ進み（前号を見るべし）一手は関駅の方へ進み沿道に火を放ち其勢ひ破竹の如く叫き喚んで押し来たるを関駅にては斯とも知らず同日の午後八時頃駅内の者は遙かに津の方に火光点に映ずるを見て扱も由々しき大火かななど眉を顰めて語り居しが午後十時頃に至り俄に関の声近く成りたるに驚き人々は起出て何事ぞと云ふ間もなく一揆の者数十人手に手に松明を閃めかし早 駅内に充満し家々を敲き起こし関の地藏寺の区務所になり居たるを以て第一番に押し掛け要書類を引きずり出して■き破り二つの土蔵へ火を放ち見る間に灰燼と成し引續きて区戸長の宅を毀し其まゝ亀山の方へ押し行きし頃夜はほのぼのと明け渡りたり二十日の早天には亀山に入り夫より庄野石薬師を乱行し四日市へ出たるに同駅は最はや津より分かれし一手が十九日の夜中に大矢知の監倉を毀し罪囚を扶け出して味方に付けて押し来たりて思ふままに暴れ回り桑名をさして進みたる跡なればこの一手は大に氣を抜き手持ち無沙汰の氣色なりしが頓て高砂町は無難なる由を聞きて一斉に浜手の方を同町へ乱入し四方より火を掛けたるより処の若者は必死となり手に手に得物を持ち出し煙の中より打て出で追ひつ返しつ闘ふ程に一揆の若い九人ほど打ち殺され其勢に敵し難く一度に崩れ立て敗走せり明くれば廿一日の払曉に名古屋鎮台兵二大隊船にて繰出し桑名四日市へ上陸し直に追捕に向ひしかば一揆のものは一支へも支へず午前十時ごろ稲辺谷の方へ散乱せしを

此所かしこに追詰めて捕縛するもの廿余人余は一人も止まらず逃げ散り四辺は全く鎮定したり（此報知に拠れば三菱会社の支店電信局を焼きしも二番に來たりし一揆の為に焼かれたるものと思はる）

〔一二五〕東京日々新聞 明治九・一二・二九 雑報 国

○一揆の巨魁と見受けたるものは三人ありて何れも年のころ二十四五才とおぼしく銀の筋の入りたる陣笠を着し手に槍を携さへ馬に乗りたる由にて風説には此等は櫛田の郷士ならんと云へり

〔一二六〕東京日々新聞 明治九・一二・二九 雑報 国

○去る廿二日に警視庁より愛知三重の両県へ向け出張になりし少警視をはじめ巡査一同は廿三日の夜尾州熱田駅へ上陸せられその夜百名は同駅へ止宿になり百名は名古屋下茶屋町へお泊まりになりたるよし

〔一二七〕東京日々新聞 明治一〇・一・六 太政官記事 国

○第壹号

今般地租ノ儀別紙 詔書ノ通被 仰出候ニ付テハ明治十年ヨリ地価百分ノ式分五厘ト被定候条此旨布告候事

明治十年一月四日

太政大臣三条実美

詔書写

朕惟フニ維新日浅ク中外多事国用実ニ貲ラレス而シテ兆民猶ホ疾苦ノ中ニ在リテ未タ富庶ノ澤ヲ被ラサルヲ愍レミ襄ニ旧税法ヲ改正シテ地価百分ノ三トナシ偏重無カラシメントス今又親ク稼穡ノ艱難ヲ察シ深ク休養ノ道ヲ念フ更ニ税額ヲ減シテ地価百分ノ式分五厘ト為サン有司宜ク痛ク歳出費用ヲ節減シテ以テ朕力意ヲ賛クヘシ

明治十年一月四日

○第貳号

今般地租減額費用節省被 仰出候ニ付テハ明治六年（七月）第貳百七拾式号布告民費賦課ノ儀明治十年ヨリ正租五分ノ壹ヨリ超過スヘカラス此旨布告候事

明治十年一月四日

太政大臣三条実美

〔一二八〕東京日々新聞 明治一〇・一・六 東京日々新聞 国

読者乞フ謹ミテ我が本日ノ紙上ニ登録スル 聖詔ノ写ト太政官第一号及び第二号ノ布告ヲ奉読セヨ掛卷モ畏ク言卷モ尊キ我 聖天子ハ親シク稼穡ノ

艱難ヲ察シ深ク休養ノ道ヲ念ハセ賜ヒ更ニ税額ヲ減ジテ地価百分ノ式分五厘ト為サセラレ痛ク歳出費用ヲ節減シテ以テ朕意ヲ賛クベシトぞ宣ハセ賜フタリ太政大臣ハ稽首ス 聖旨ヲ奉ジ明治十年ヨリ地租ヲ地価百分ノ式分五厘ト定メ又民費賦課ノ儀ヲモ本年ヨリ正租五分ノ一ヨリ超過スベカラズト布告セラレタリ嗚呼天下ノ蒼生ニシテ誰カ 聖天子ノ仁慈ニ感泣セザル者ナカラシヤ此ノ減税ノ 詔ハ実ニ神聖ノ 宸断ニ出デタル斯ノ如クニ照然ナリト雖トモ抑モ内閣大臣ガ能ク之ヲ補賛シ奉ルノ力モ亦多ニ在リト云ワザル可カラザル也

吾曹ガ記憶スル所ヲシテ太ダ過謬ナカラシメバ日本全州ノ地価百分ノ三ヲ徴シタル一歳ノ粗額ハ凡ソ四千万円以上トス。今其ノ式分五厘ヲ徴スルトキハ四千万円余ト成ルガ故ニ減ズル所ハ実ニ八百万円ノ余ナルベシ民費モ亦然リ裏ニ正租三分ノ一マデヲ出シテ凡ソ壹千六百万円余ヲ賦課セラレシガ今半ニ止マルガ故ニ其減ズル所ハ又実ニ八百万円ノ余ナリ之ヲ要スルニ全州ノ人民ハ正税(百分ノ三) 民費(百分ノ一)ヲ合算シテ六千四百万円余ヲ出シタルニ今回ノ 聖詔ヲ得テ明治十年ヨリハ合額ノ四分ノ一(即チ一千六百万円)ヲ減ズルノ期ニ会ス其ノ兆民ノ歎喜ノ如何ハ之ヲ推知スベカラザル程ナルベシト思ハル

斯ノ如ク民費ノ半バヲ減ジテ民政ヲ維持スルニ当タリ地方官ガ一層ノ勉勵ヲ以テ之ヲ痛ク節減スベキノ苦心ハ論ヲ待タズト雖トモ政府モ亦其ノ歳入ニ八百万円金ヲ減少スルヲ以テ各省ニ於テハ節シ難キヲ節シ減ジ難キヲ減ジ以テ 聖天子ノ 詔ニ副ハザル可カラズ其ノ節減ノ方法ハ早晚必ズ顯然事實ニ現ハルベシト信ジソノ時ヲ待チテ徐ニ吾曹ガ所見ヲ開陳セント欲ス

〔一九〕東京日々新聞 明治一〇・一・六 雑報 国

○看客謹んで本日の紙上に登録したる今年の政治始に於て 仰出されたる詔書の写をご覧候へ兆民の疾苦を救はせられんと更に税額を減じ歳出の費用を節せよとの玉へり其至仁の 聖意は三千五百万の人民にして誰か感泣せざるものあらんや誠に年の始より斯かる美政を挙行せらるこそ此上も無き有り難き次第では五座らぬか

〔二〇〕東京日々新聞 明治一〇・一・六 雑報 国

○昨年の紙上に委しく記したる三重県下の一揆は尾濃両国にまで蔓延し一時は余程兇勢を逞しうせしも巨魁をはじめ党与の者ども追々捕縛になり此節に至りては全く鎮定に属し夫々処分の最中なりと云へり当時該地より本社へ通知したる件々は何れも騒擾の際に書き送りしものなれば誤聞遺漏も

多かるべし今鎮定後に該地を發せし数通の報知を合わせて逸事を抄録す看者乞ふ前号と参看せられよ

○伊賀へは兇徒の一群垣内越より乱入して名張郡を扇動し扱所学校などを毀ち漸く内地へ進入せんとする勢なりしが地方の人民も応同せず何れも力を尽くして兇徒の乱行を防禦せしゆゑ名張一郡より外は無事なりしと云ふ

〔二一〕東京日々新聞 明治一〇・一・六 雑報 国

○三井組にては県庁の焚出しを勤めしが廿三日(昨年十二月)には一万人前も焚き出し是に茶碗を人数だけ添えて速に献納したりまた田中次郎右衛門(津の因幡屋)も干物を夥しく献納し続て豪商の物を献ずるもの多かりし由

〔二二〕東京日々新聞 明治一〇・一・六 雑報 国

○伊勢にて市街と名の付きたる処は山田四日市桑名松坂をはじめ何れも兇徒の為に焼失し或いは打ち毀はされたるに津ばかりは県庁の保護と士族の尽力にて此惨毒を免れたるゆゑ市中のものは大悦びにて此ごろ一同に申し合せ防禦の費用金を献納するとの説なり

〔二三〕東京日々新聞 明治一〇・一・六 雑報 国

○兇徒の為に焼かれたる村々の藁は安く積りても三万円余なりと云ふ

〔二四〕東京日々新聞 明治一〇・一・六 雑報 国

○兇徒の勢ひ烈しき時にも巡查などが抜刀にて飛び入り刃向かふ者を切り伏せんとすれば地に平れ伏して涙を流して宥して下されと叫ぶもあり甚だしきは巡查の肩に取り縋りて命ばかりはお助け下さい私は何も知りませぬと泣くもありまた高く積み上げたる藁の中へ潜み隠れたるを巡查が態と知らぬ風をして其辺を歩行き此藁の中を二三本槍で突いたら何様だらうなどと高声に云ふと忽ち藁を踏み散らして地上へ転び出て手を合わせて拝むも有りて実に笑ふべくもまた憫れむべき有様なりしとぞ

〔二五〕東京日々新聞 明治一〇・一・六 雑報 国

○此一揆の起りは色々に云ひて一定せず世人の風説に拠れば此暴動には二つの原因ありて一つは石代上納の苦情なり一つは熊本の新風連の如き西洋嫌ひの頑民どもが石代の苦情あるを幸ひとし愚民を教唆して暴動に及びたるなり是はその所業にて知るべしと或いは云ふ此原因は一夥の溢れ者ありて

濡手で金を攪む工夫もがなと思ひ居たる処へ今年の貢租は百姓が不平を鳴らし居るとの事より一計を案じつき我々は肥後の落武者なりと云ひ或は薩州の先鋒なり後陣はあとより到着すべし汝等速に事を挙げよ当県の士族は既に一味したりなど云ひ触らして遂に此暴動を起せしとも云へど思ふに此等は付会の説にして貢租の苦情といへるこそ実説ならんか

〔二六〕東京日々新聞 明治一〇・一・八 寄書 国

西南ノ草賊消滅セシヨリ僅カニ数旬ニシテマタ茨城三重県ノ地方ニ頑民ノ動揺アリ嗚呼何ぞ明治昭代ヲ汚スノ妖氣此ノ如クソレ累起スルヤ是等ノ騷擾ハ啻ニ吾輩人民ノ安眠ヲ妨ルノミナラズマタ開明ノ進路ヲ遮断スル一大障碍ト謂ワザルベカラズ幸イニ旬余ヲ出デスシテ尽ク鎮静ニ属セリ是実ニ国家ノ幸福ト云フ可キ也

裏ニ草賊及ビ頑民ノ暴起セシニ方テヤ各社ノ新聞記者ハ慣手ノ快筆ヲ揮イテ其顛末ヲ論究シ殆ド余蘊ナキニ至レリ然リ而シテ吾輩モ亦タ敢テ文壇論士ノ驥尾ニ付シテ聊カ管見ヲ吐露シ草賊及ビ頑民ノ速ニ平定シタル原因ヲ考究シテ痛ク後來ヲ戒メント欲スル所アリ

熟々古今ノ史冊ヲ閱スルニ點民兇徒ガ国家ヲ動揺シテ禍乱ヲ全国ニ波及シ或ハ政府ヲ転覆スルノ勢力ヲ得ルニ至ルマデ其ノ国君官吏ガ之ヲ制御平定スル能ハザルモノ一ニシテ足ラズ然リ而シテ此ノ如キ大乱ヲ起スノ賊民ハ概ネ皆唱フベキノ名ニ籍リ乗ズベキノ算ヲ認テ後ニ暴起スルモノナリ若シ夫レ唱フベキノ名ナク乗ズ可キノ算ナキニ動乱ヲ起スモノハ仮令ヒ姦雄一世ヲ覆フノ才アリト雖トモ之ニ応ズルモノ少ナク之ヲ助クルモノ稀ニシテ其動揺ハ唯一隅ニ止マリ全国ヲ擾乱スルコト能ワズシテ忽チ刈除セララル裏ニ前原一誠輩ガ不軌ヲ萩ニ謀ルヤ其党与甚ダ少ナカラズト雖ドモ数日ニシテ忽チ斃レ遂ニ其非謀ヲ逞シウスルコト能ハザリシモノハ他ナシ蓋シ大義名分ノ在ル所ヲ忘レテ乗ズベキノ算ナキニ事ヲ起コセシヲ以テナリ劉淵ノ中原ヲ蹂躪セシヤ晋室ノ宗族相ヒ争フノ■ニ乗シ路易ノ民権ヲ主張シタルヤ仏国政府ガ人民ヲ压抑スルノ■ニ乗セリ夫ノ前原一誠ハ守旧頑固ノ逆賊ニシテ其眼ハ天下ノ大勢ヲ洞見スル事能ワズ其智ハ大義名分ヲ識別スルコト能ワザルモノノミ豈深ク恐ルルニ足ランヤ然リト雖ドモ諺ニ所謂ル守者ノ隙ハアレドモ盜賊ノ隙ハ無シト若シ前原ノ勢焰ヲシテ今日マデ熾ナラシメバ四方ノ頑民或イハ動揺ノ機ニ乗ジテ前原ノ非謀ヲ助けザルモノナキヲ保シ難シ果シテ然ラバ全国ノ兵備ハ嚴ナリト雖ドモ其動揺或イハ一隅ニ止マラズ豈ニ旬日ニシテ其平定ヲ期ス可ケンヤ凡ソ牧民ノ要路ニ当タルモノハ深ク省ミ痛ク警メザルベカラザルナリ夫ノ百姓一揆ヲ度外視シ草賊蜂

起ヲ輕忽視スルガ如キハ吾輩ガ甚ダ牧者ノ為ニ取ラザル処ナリ

識者ガ草賊平定ノ際ニ方テ痛論シタル所ヲ聞クニ曰ク若シ不平士族中ニ狡猾才子アリテ名義ヲ民権ニ化粧シ種々ノ辞柄ヲ構エテ県民ヲ扇動シ県民モ亦政ニ倦テ相共ニ蓆旗ヲ揚げルノ事アラバ国家ノ不幸実ニ図ルベカラザルモノアリ故ニ当今ノ緊務ハ人民ニ国是ノアル所ヲ明知セシメ何等ノ巧辞ヲ以テ之ヲ誘ウモノアルトモ敢エテ其權利ヲ不平士族ニ假与セザラシムルニ在ルノミ而シテ其方法ノ如キハ先ツ区会県会ヲ起コシテ漸次ニ国会ヲ開クベシ云々ト吾輩深ク此論ノ當時ニ■切ナルヲ信ゼリ然リ而シテ人民ヲシテ国是ノアル所ヲ明知セシムルニ至ルマデハ吾輩ハ特ニ当路ノ君子ニ依頼シテ国是ノアル所ヲ明知セザルノ頑民ヲ愛憐撫育シ以テ動揺ノ輦ナカラシメンヲ冀フノミ

在東京 上野 清

〔二七〕東京日々新聞 明治一〇・一・九 東京日々新聞 国

……

百姓一揆ノ去年ニ起リシハ五月ノ紀州ノ騷動ヲ始トシ其党ハ数村ニ過ザルヲ以テ容易ニ鎮定セシガ十一月ニ至リ常州ノ一揆ヲ起コシタリ此ノ一揆ハ固ヨリ西南士族ノ暴動ニ直接ノ関係モ無ク原因ヲモ異ニスル明白ナリシトイヘドモ暴動ノ警報ハ間接ニ於イテ幾分カ其勢ヲ煽起セザルニ非ザリシナリ而シテ一揆ガ凶惡ヲ恣シイママニシタルノ状ヲ見レバ数郡ニ跨カリ数所ニ発シ其害ハ紀州ノ数村ニ止マリシガ如クナラズ次デ十二月ニ至リ又モヤ伊勢ノ一揆ヲ起コシタリ其ノ暴動ハ伊勢一國ヨリシテ伊賀志摩ニ通シ転タ美濃尾張ノ国境ニ侵入シ市在ニ放火シ官衙ヲ破却シ猖獗ヲ縦ニセシハ又更ニ常州ヨリモ甚シ是等ノ暴動ハ即チ蓑笠ヲ甲冑トシ竹槍ヲ兵具トスルノ百姓一揆ナレバ其ノ蜂起ノ初ニハ行潦ノ平野ニ漲ルガ如ク滔々トシテ涼マシキアリサマナレドモ官兵（或イハ士族招集隊）ノ邀撃スルヲ見レバ忽チニ散乱シ且ツ其ノ■実トセシ強訴ノ趣意トテモ決シテ分明ナラザレバ假令何十国ニ蜂起スルモ兵力ヲ以テ之ヲ静定スルニ豈其難キヲ患ヒンヤ然リト雖ドモ平穩ヲ喜ブノ暴民ガ耒耜ヲ棄テ凶器ヲ携フルニ至ル者ハ必ズ止ムヲ得ザルノ原由アリテ然ルガ故ニ其ノ暴挙ハ実ニ国律ノ容サザル所タルモ顧ミテ其ノ心事ヲ問エバ自ズカラ不平士族ガ変乱ヲ企テルニ同ジカラズ然ルニ暴挙ノ相似タルヲ見テ直ニ此ノ二者ノ原由ヲ同視シ心事ヲ同論スルハ吾曹ガ窃ニ識者ノ為ニ取ラザル所ナリキ抑モ一揆等ガ揚言スル所ヲ聞けバ或イハ地租ノ改正ヲ不服也トシ或イハ石代相場ヲ不理ナリトスルニ付キ其ノ実因ハ之ニ根拠スルニセヨ去冬納租ノ期限ニ至リ米貨ノ下落セシハ即チ苦情

ノ近因ヲ成セシニ似タリ故ニ朝野ノ論者モ亦頗ル茲ニ見ル所アリテ之ヲ匡救スルノ方法ヲ兌メ一揆ノ気焰ヲシテ全州ニ瀾漫セザラシメン事ヲ勉メテ以テ去年ヲ了シタリキ

去年ニ於イテ吾曹ガ境遇セシ諸件ノ緊要ナル部分ハ概略斯ノ如キガ故ニ先ツ筆ヲ茲ニ擱キ自余ノ社会ニ関切ナル論点ハ更ニ今年ノ場ニ於イテ之ヲ開陳セント欲ス

〔二八〕東京日々新聞 明治一〇・一・九 雑報 国

○此度地租百分の式分五厘と御改正相成りたるに付き正税は八百万円も減少する訳なれば随て諸官省にても夫々歳出の費用を節せられねば成らず右に付き昨今は廟堂にても頻に其辺の御評議が有るとか専ら道路で風説致します

〔二九〕東京日々新聞 明治一〇・一・九 雑報 国

○三重県下の一揆の時に津の士族は速に県庁の募に応じ一命を捨て働きたれば其功に愛でて家禄は永世子孫に賜りたしと出願したる由なれどチト請取れぬ咄しの様に思われます。

〔三〇〕東京日々新聞 明治一〇・一・一〇 雑報 国

○愛知県にて昨年十二月廿四日に捕縛したる一揆の者ども廿余人の内に越中国新川郡田中村椎名吉兵衛と云ふ者ありて売薬渡世なりと申立たれども其体は仲々一癖あり氣に見ゆる様子なり又三重県下桑名郡美鹿村の石川佐兵衛と云ふは警察署にて衣服を改めしに禪の中に針銅を隠し置きたり是は素より入牢の覚悟にて破牢の用意をせし者ならん斯かる所業を以て考ふれば余ほど老練の悪党なるべし其余の捕縛に掛りし者は廿七日までに百人の余もあれど此等は何れも愚民にて前の二名等こそ巨魁の者どもなるべしとの説ある由

〔三一〕東京日々新聞 明治一〇・一・一〇 雑報 国

○岐阜県下の東西本願寺取締の僧徒船橋平野醍醐など云へる諸氏は昨年十二月廿一日に一揆の者ども三重県の方より管内へ押し入ると聞き上は県庁の寛急に備え下は市民の災厄を救わんと近傍の門徒の壮年の者へ御坊守衛として馳せ参るべしと触れけるに信者はこのことを聞くこと均しく馳せ参るもの六百人ばかり東西の御坊に充満し夫々処分を定めて其夜を明かしけるに翌廿二日には既に鎮静の報有りければ何れも六字の名号を称え弥陀を

拝みて帰村したり真宗教導の人民に存するは最も感ずべき次第なりと該地よりの報知

〔三二〕東京日々新聞 明治一〇・一・一一 雑報 国

○去月二十八日に尾張の宮駅に泊りたりと云ふ坊主の咄しに去るころ伊勢の暴動人が尾張へ乱入せんとする勢ひ有りし時に愛知県庁より該県貫属の士族幾百人とかに帯刀を許し一ヶ月金十五円とかを与えられしに付きこの不景気な歳の暮れに大きな餅を搗いた者は士族さん達ばかりで五座り升と宿屋の女房が咄したるよし

〔三三〕東京日々新聞 明治一〇・一・一一 寄書 国

○曙新聞記者ニ告ぐ

茨木県下 加良半一

……
偶マ人アリ曙新聞第九百六十八号ヲ投ジテ去ル（郵便配達人ナリ）欣然把テ之ヲ閱スレバ社説欄内ニ三重県暴徒ガ勢ノ熾盛ナルハ茨城県ノ乱民ノ比ニ非ザルガ如シ云々ト冒頭ニ説出セリ乃チ眼ヲ刮リ坐ヲ正シテ読一読スレバ方今各県民心ノ不穩ナルヲ嘆ジテ地方官ノ緊務ナル保護ノ要点ヲ摘指シ縷々説キ去テ地方官吏ノ藥石タルモノノ如ク然リ宜ナル哉曙新聞記者ノ声譽ヲ世上ニ博スルヤ我輩小民ト雖トモ深ク感謝ニ耐ヘザルナリ然リ而シテ読デ中腹ニ至レバ幸ヒニ新聞記者タルヲ以テ過去ノ事件ヲ探報シ得ル者ヲ報告シ地方官諸公ガ将来ノ参考ニ供スル云々ト掲載セリ斯ル有名ナル記者先生ノ明言スル所ナレバ何様ナル正明確実ノ事件ヲ探偵シテ全国ニ公告スルヤト咳一咳シテ読下スレバ豈ニ図らん近日茨城県ノ紛紜ハ原因ヲ石代相場ニ発シ云々苟モ我県ノ処分ヲ以テ全国ノ参考ニ供スルト明言セラレタル以上ハ事実ノ如何ヲ徒視スル能ハズ之ヲ反覆熟読スルニ権令敢テ之レヲ省セズト云フニ至テハ聊カ事実ニ齟齬スル所アルヲ以テ茲ニ筆鋒ヲ揮テ記者ニ抗シ事実ヲ明弁セザルヲ得ズ

〔三四〕東京日々新聞 明治一〇・一・一三 東京日々新聞 国

卿等今日ニ於テモ尚ホ日本全州ノ士族ヲ目シテ無用ノ徒トナス乎士族ガ諸県ノ騷擾ニ際シテ顕ハシタルノ功績ヲ見ズヤト是レ守旧論者ガ拙々吾曹ニ迫ルノ語勢ナリ此ノ語勢ニ対シ吾曹ハ為ニ之ヲ弁駁セン乎果タ之ヲ黙々ニ附セン乎吾曹ト雖トモ亦窃ニ輿論ノ孰ニ在ル乎ヲ知ルニ苦マザルヲ得ズ如何トナレバ世上ガ士族ヲ今日ニ視ルノ成迹ハ吾曹ガ曾テ国是ト認メタル所

ニ依違スルニ似タルヲ以テ也

数年以來吾曹ガ士族ノ進退ニ関シ畢竟正理ノ存スル所ニ根拠シテ忍ビ難キヲ忍ビ言ヒ難キヲ言ヒタルハ一ニシテ足ラズ夫ノ士族ハ夙ニ文武ノ職ヲ世ニシテ社会ノ中等ニ列ナリ 皇運ヲ今日ニ恢復シ維新ノ後ニ於テモ其ノ榮譽ト幸福トヲ終身ニ享有シ子孫ニ伝襲セシメントノミ思ヒタルニ世運ノ然ラシムル所トハ云ヒナガラ一朝郡県ノ政ニ遇フテヨリ其ノ常職ヲ解カレ其ノ俸禄ヲ減ゼラレ其ノ帶刀ヲ禁ゼラレ其ノ家禄ヲ制セラレ伝家ノ光榮ハ概ネ消滅シテ一物ヲ遺サザルニ至ル他人ニコソ痛痒ナケレ其ノ一身ニ取リテハ無限ノ悵鬱ニ堪ヘザルモ敢テ其由ナキニ非ザルナリ然レトモ三千二百余万ノ人民ヲ將タ四十万ノ士族ニ換ヘ難キガ故ニ天下ノ識者ハ士族ガ 朝廷薄恩ノ怨嗟ヲ成スヲ顧ミズ士族ノ方向ヲ轉換シテ封建ノ迷夢ヨリ喚ヒ起サント試ミタルニ非ズヤ

輿論斯ノ如キガ故ニ政府ガ武士ノ常職ヲ解キタルニ当リテハ其ノ最ハヤ決シテ武権ニ恋々ス可カラザルヲ論ジ政府ガ減禄及ビ禄制ヲ発行スルニ当リテハ其ノ常職ナクシテ座食ス可カラザルヲ論ジ天下ノ士族ガ劍ヲ売リテ牛ヲ買ヒ武威ヲ忘レテ恒産ニ就キ其ノ不平ヲ除却シテ良民タランコトヲ望ミ工農ノ諸業ニ従事シテ一身ノ生活ヲ謀ランコトヲ勸奨シタルニ付キ政府ノ処分ト輿論ノ誘掖トハ相ヒ映応シテ其効ヲ顯ハシ漸ク士族ヲシテ自ラ坐食ノ非ヲ悟リ勞力ニ衣食スルノ念ヲ憤起セシメタリキ此際ニ於テ吾曹ハ飽マデモ士族ガ北門ノ嘆ニ轆轤シ其ノ情実ノ憐ムベキヲ知り中心ニ威然タリシト雖トモ寧口刻薄ニ過ルノ怨ヲ士族ニ招クトモ国是ヲ誤ルノ罪ヲ全国ニ得ル可カラズ寧口士族ヲシテ悵鬱ニ苦シマシムルトモ良民ヲシテ卑屈ニ安セシム可ラズト覚悟シ凡ソ全州ノ士族ガ自食シテ平民ト相伍スルノ日ニ至ラザレバ人民ノ權利ハ暢伸スルヲ得ザル也ト迄ニ切論シタリ是レ蓋シ讀者ガ詳悉スル所ナルベシ

如是ノ国是タリ如是ノ輿論タルニ拘ラズ士族ヲ使用スルノ成迹ニシテ是ノ輿論ト是ノ国是トニ依違スルガ如キ者ハ抑モ何ゾヤ明治七年佐賀ノ乱ニ臨ミ諸県ニ士族ヲ招集セシハ既往ニ属スルヲ以テ暫ラク措テ之ヲ論ゼザルモ可ナリト雖トモ天下ノ士族ガ旧習ヲ持重スルノ念ハ為ニ幾分ヲ添ヘテ方向ヲ新ニスルノ志ハ為ニ幾分ヲ遅クシタリ。明治九年ニ至リテハ兵制已ニ整ヒ警吏已ニ備ハリ復タ七年ノ初ニ同シカラズ況ンヤ廢刀ヲ令シ禄制ヲ廢シ士族ヲシテ恒産ニ就カシムルノ目途ハ益々確切ナルニ於テヲヤ而シテ一旦熊本ノ暴動ニ遇ヒ一二ノ旧藩士ハ刀ヲ帶ビテ賊党ト戦ヒタリ是レ県吏ノ許可セシ所カ果タ士族ノ擅行セシ所カ其ノ如何ヲ知ラザレトモ士族ガ昔日ヲ思フノ志氣ハ著シク一層ヲ増シタリ次テ茨城県下ノ百姓一揆ニ遇ヒ県吏ハ

管内ノ士族ヲ招集シテ暴徒ト戦ハシメ之ヲ指揮シテ市在ヲ警衛セシメシニ付キ士族ノ志氣ハ又更ニ一層ヲ増シ非常ノ援兵タルノ状ヲ成セリ三重県下ノ一揆ニ遇フニ至リテハ士族ニ依頼スルヤ愈々切ナリ伊勢ノ士族ハ県吏ノ招集ニ応シテ儼然鎮定ノ武職ニ備ハリ尾張ノ如キハ現ニ鎮台本營ノ地ナルニ尚ホ招集士族ニ託スルニ名古屋市中ノ警備ヲ以テセシニ非ズヤ於是乎士族ノ威勢ハ又更ニ一層ヲ拡充シ殆ド昔時ノ武役ニ異ナラザルガ如キ趣ヲ成セリ讀者幸ニ新聞紙上ニ就キ右ノ諸県ニ於テ士族ガ如何ナル使役ニ応ジタル乎ヲ見バ蓋シ思ヒ半ニ過ル所アリテ敢テ吾曹ガ想像ヲ以テ一概ニ盲測ナリトハ云ハザルベシト信ズ

……

〔三五〕東京日々新聞 明治一〇・一・一六 東京日々新聞 国

休養ヲ以テ治安ノ一大秘訣トスル既ニ昨日ニ開陳セシガ如シ今ヤ減租ノ聖詔ヲ得テ天下ノ蒼生ハ欣欣然トシテ相歓ビ明治十年ノ春風ト共ニ昇平ノ和氣ヲ粧フニ足ルベシト信ズルナリ我輩熟々維新以來ノ新法ヲ見ルニ戸籍法ノ如キ学制ノ如キ徴兵ノ如キ地租改正ノ如キ凡ソ民政ニ関スルノ法令ハ一トシテ開明ノ良法昭代ノ美拳ニ非ザルハ無シ然ニ全州人民ハ僅々上等社会ヲ除クノ外ニシテ概ネ旧習ニ之レ泥ミ姑息ニ之レ安ンジ新法ノ我ニ利害得失アルノ如何ヲ問ハズ先ヅ其勞費ヲ厭フガ故ニ漫ニ其舉行ヲ煩雜ナリトシ其ノ改革ヲ不便ナリトシ怨嗟不止遂ニ兇徒ニ脅嚇セラレテ蓆旗ノ下ニ聚集シ竹槍ヲ仮リテ強訴ヲ逞ウセント試ムルニ至レリ何ゾ其ノ頑愚ノ甚シキ此極ニ至ル乎夫ノ下等社会ノ人民ノ頑愚ナル固ヨリ誘掖シテ改良ニ赴カシメザル可カラズト雖トモ之ヲ改良ニ赴カシムルノ急成ナランコトヲ欲スル時ハ転タ人民ヲシテ改良ノ功績ヲ前途ニ期望スルノ暇ナク直ニ目前ノ變換ニ驚愕シテ適從スル所ニ迷フノ状ナキヲ免レズ此状タルヤ都市ノ間ニ於テコソ稍々罕ナルニセヨ僻遠ノ辺陬ニ在リテハ比々是ナリ我輩幸ニ草莽ニ生長スルヲ以テ之ヲ知ルヤ又太ダ詳ナリ請フ之ヲ讀者ニ略叙セン

……

〔三六〕東京日々新聞 明治一〇・一・一八 東京日々新聞 国

均天下郡国輸斂。貴則糶之、賤則買之、平賦以相準、命曰平準、是レ漢官ニ平準令ナル者アリテ大司農ニ属シ以テ富商大賈ヲシテ大利ヲ牟ル所ナカラシムルノ方法ニシテ実ニ常平倉社倉ノ濫觴ヲ為シタルガ如シ今ヤ吾曹ガ伝聞スル所ニ拠レバ新ニ我が大藏省中ニ設ケラレタル常平課ハ此ノ平準ノ方法ヲ米価ニ行ヒ農夫ヲシテ納租ノ為ニ賤売ノ弊厄ニ罹ルノ患ナカラシメ

ン事ヲ計画スルガ為ナリト云ヘリ果シテ然バ此設ハ実ニ今日ニ取りテ甚ダ
必須ノ挙ナリト云ハザル可カラズ

租税法一タビ改マリテヨリ秋獲ノ後ニ当レバ農家ハ皆納租ノ為ニ争テ新穀
ヲ糶売スルノ例タルニ付キ需供ノ理ニ從ヒ米価ハ市場ニ於テ勢ヒ自カラ賤
カラザルヲ得ズ況ンヤ富商大賈ガ此際ニ於テ其ノ伎倆ヲ逞ウスルノ患ナキ
ヲ免レザルニ於テヤ現ニ此ノ納租期限ニ当リ去秋ハ左マデノ大豊作ニ非
レドモ米価ハ非常ノ下落ヲナシ平均三円四十錢ノ交ニ在リシガ故ニ之ヲ
前年ノ五円二十三十錢ノ時ニ比ブレバ殆ト三割弱ノ差異ヲ生ジ譬バ一區ノ地
租ニ就キ第一期ノ上納ニ金廿円ヲ要スト仮定シ前年ハ四石ノ米ヲ売リテ余
贏アリシモ今ハ六石ヲ糶シテ漸ク之ニ充ルヲ得タルニ非ラズヤ且ツ地租改
正前ノ地方ニテ仮納ノ郡村ハ概ネ比較ヲ前年ニ取りタルヲ以テ收穫ヲ挙ゲ
尽ク致スニ非ザレバ以テ定規ニ適スルニ至ラズ於是乎農夫ノ困苦ハ正ニ其
ノ極度ニ達セシノ状勢ヲ現ハシ歎願ハ變ジテ強訴ト成リ激シテ一揆ト成リ
竹槍ノ騷擾 昭代ノ史冊ニ一汚点ヲ留ムルニ至レリ蓋シ困苦ノ実因ハ休養
ノ足ラザルニ発スルニセヨ其ノ近因ハ金納ノ制ト米価ノ廉下ナルトニ出ル
寔ニ識者ノ論ズルガ如シ是レ畢竟米価ノ平準ヲ得ザルニ起ルト云フ決シテ
其理ナキニ非ザル也

減租ノ 聖詔ハ実ニ人民ノ疾苦ヲ憫レミ之ヲ休養シ賜フノ 叡慮ニ出ルヲ
以テ仁政ノ布及スル所ハ忽チニ黎庶ノ悲嘆ヲ變シテ歡喜ノ雍々タルヲ樂シ
マシムルニ余リアルハ吾人カ共ニ今日ニ目撃スル所ロナレバ此ノ一 詔ニ
遇フテ因苦ノ実因ヲ除キ竹槍強訴ノ迹ヲ全州ニ絶ツベキハ誰カ之ヲ然ラズ
ト言ハンヤ然リト雖トモ已ニ実因ヲ除クヲ以テ足レリトシ近因ヲ措テ顧ミ
ザル時ハ米価ノ低下ハ依然トシテ變セズ農家ノ苦情ハ更ニ絶ル 期ナカル
ベシ政府ハ茲ニ悟ル所アリ去年ノ末季ニ於テ貢米仮預リノ方法ヲ設ケ又世
評ニ拠レバ更ニ米市ニ於テ多数ノ正米ヲ買入レタルニ付キ米価ノ景氣ハ忽
チニ勢力ヲ現今殆ト五円ニ内外スルニ至リシハ之二根由スルナリト聞ケリ
是豈ニ所謂ル平準ノ方法ヲ今日ニ活使シテ以テ農家ノ困厄ヲ救フ者ニ非ズ
ヤ故ニ吾曹ガ直ニ彼ノ常平課ナルヲ認テ之ヲ採ノ官司ト憶測スルモ敢テ不
可ナカルベキ也

常平ノ方法タル斯ノ如キニ夫レ便利ナリ然リ而シテ西漢以来屢々之ヲ設ケ
テ屢々之ヲ廢セシ者ハ何ゾヤ凡ソ便利ノ在ル所ハ其弊モ亦随テ生ズルハ事
ノ数ナリ常平法ノ如キモ亦然ラザルヲ得ンヤ支那歷代ニ於テ之ヲ実験セシ
ヤ尤モ多シ苟モ官吏ガ少シク常平ヲ施スニ当リテ図利ニ過グル事アレバ直
ニ農夫ニ映響シテ其ノ弊害ハ却テ常平法ヲ設ケザルヨリモ甚シキ事アリ貪
欲ノ汚吏ガ奸商ト密合シテ世俗ノ所謂ル締売り締買ヲ此際ニ企テ官金ヲ以

テ利ヲ市場ニ争フガ如キハ固ヨリ枉法ノ大惡タルガ故ニ之ヲ扞制スルモ亦
却テ難カラズト雖トモ官吏ガ毫末モ己ヲ利スルノ為ニ非ズシテ弊害ヲ来ス
コトアリ其状タル一顯一微悉ク之ヲ開陳スルニ易カラザレトモ姑ク其ノ著
明ナル者ヲ挙ゲバ二種ノ一ニ居ルヲ免カレズトス。何ヲカ二種ノ弊害ト云
フ乎。曰ク私恩ヲ売ルナリ曰ク功利ヲ邀フルナリ。何ヲカ私恩ヲ売ルト云
フ乎。曰ク地方ニ在リテ常平ヲ司トルノ官吏ガ人望ヲ得ント欲スルニ汲々
タル者ハ米価ノ廉ニ遇ヘバ又格外ノ高価ヲ以テ之ヲ買入レ其貴ニ遇ヘバ又
格外ノ低価ヲ以テ之ヲ売出シ只々人望ノ我ニ歸スルヲノミ之レ悦ビ更ニ出
納計算ノ相適ハザルヲ憂ヒズ其弊ヤ遂ニ官庫ヲ困弊セシメ政府ヲシテ常平
ノ損耗ヲ償ハンガ為ニ他ノ賦税ヲ要セシムルニ至ル之ヲ私恩ヲ売ルノ弊ト
云フ也。曰ク何ヲカ功利ヲ邀フト云フ乎。曰ク理財ニ巧ナルノ名ヲ政府ニ
博セント欲スルノ官吏ハ前者ノ所為ニ反シ貴買スベキニ当ルモ敢テ之ヲ十
分ニ貴クセズ賤糶スベキニ当ルモ亦敢テ十分ニ賤クセズ賣買ヲ施ノ毎ニ官
庫ヲ利セントノミ心掛ケ精算ニ於テ其ノ実効ヲ顯ハスヲ得意トシ更ニ人民
ノ便否ヲ慮ラズ其弊ヤ遂ニ人民ヲ困苦セシメ常平ヲシテ人民ノ怨府タラシ
ムルニ至ル之ヲ功利ヲ邀フルノ弊ト云フ也

支那千余年間ノ經驗ニ於テ常平法ノ廢立ニ常ナキヲ免レザリシ者ハ豈ニ此
ノ二種ノ弊害ヲ除却スルノ至難タリシガ故ニ非ズヤ若シ之ヲ然トセバ当局
ノ宰相ハ尤モ此ノ弊源ヲ未発ニ防制スルノ策ヲ成サザル可カラズ而シテ我
ガ政府既ニ其人アリ吾曹ハ必ラズ防制ノ茲ニ建ツアリテ夫ノ常平課ヲ大蔵
省ニ設立セラレタルヲ信スル也

〔三七〕東京日々新聞 明治一〇・一・一八 雜報 国

○一つ治まれば又一つ暴起したるは第八区知多郡成岩村は二三日前より減
税を願うとか言うて村内大集会にて白山神社へ群集炬火を焚き又半田村内
にも所々張り紙をいたし「十一日正六時村社へ集合可致若し不同意の者は
焼き払う」杯と昨今は人心洶々たりどふか三重県頑民の二の舞をやらかさ
ねばよいがとの報知あり（一月十四日愛知新聞附録）

〔三八〕東京日々新聞 明治一〇・一・一八 寄書 国

熊本ノ草賊既ニ夷ラギ萩地モ亦タ平定ニ属ス吾曹良民ハ太平ニ擊攘シテ明
治十年ノ春ヲ迎エ以テ国家ノ治安ヲ祝セント欲スルニ際シ新聞紙上忽チ警
ヲ報ジ殺氣遽ニ東南ノ間ニ起コリ全国ノ衆庶ヲシテ大ニ危懼ノ念ヲ懷カシ
ムルモノアリ茨木ノ一揆三重ノ動揺是ナリ嗚呼今日ハコレ如何ナル時ぞ逆
臣不軌ヲ謀リ暴民県吏ニ抗ス上下ノ協合セザル奚ンぞ一二茲ニ至ルヤ蓋シ

我が政府ノ法令ヲ布クコト宋ノ王安石ノ青苗均税法ノ如キカ下民ヲ御スルコト仏王路易十五六世ノ压制ノ如キカ將タ漢末靈獻ノ苛政ニ類スルカ豈ニ夫レ然ランヤ決シテ然ラザル也

恭シク惟ミルニ我が勲聖文武ナル 明治天皇陛下ノ政ヲ布キ賜フヤ嘗テ万機ヲ公論ニ附シ數百千年間圧政ノ積弊ヲ一洗シ吾輩臣民ヲシテ天然ノ自由ヲ保存セシメ又主トシテ寛仁ノ治ヲ施シ漸次ニ立憲政体ノ基礎ヲ建テ賜フ其ノ 聖徳ノ四方ニ光表スル豈ニ孝文ノ漢ニ於ケル彼得一世ノ魯ニ於ケルノ比ナランヤ而シテ賢宰ハ朝ニ満チ良吏ハ地方ニアリ此ノ明政ニ遭遇スル吾輩人民ハ何ノ不滿アツテ干戈ヲ弄スベケン唯々各自ノ知識ヲ鍊磨シ各自ノ家業ニ勉勵シ泰平ニ鼓腹シテ可ナリ惡ンゾ嘯集騒動ヲ要センヤ

蓋シ県民ノ動揺ヲナシ不祥不吉ノ形状ヲ明治ノ聖世ニ顯ハスハ抑々何ノ故ゾ吾輩ガ聞ク所ヲシテ信ナラシメバ此ノ一揆ハ或ハ言ヲ徒庁ニ託スルト雖トモ要スルニ米価ノ低下ニヨリ石代高価ノ苦情ト地租ノ改正ニ付キ金納究迫ノ困難トニ根起セザルハナシ思フニ今ノ農民ハ京ノ西東ヲ問ハズ地ノ肥瘦ヲ論セズ悉ク積年ノ藩治ニ甘屈シ事燃眉ノ急ニ迫ラザレバ唯命ニコレ從ヒ敢テ深謀遠慮ヲナサズ故ニ仮令ヘバ改税ノ收穫ハ未ダ適當ヲ得ザルトモ米価ハ未ダ適當ナラザルトモ（這ハコレ仮リノ例ノミ現時ノ改正法ヲ如斯モノト混同視スル勿レ）若シ当年米価ノ騰貴ニヨリ夫ノ改正価額ノ上ニ出ルコトアラバ目前ノ利益ヲ是レ祝シテ欣々然ト改税ノ徳ヲ称ス然レトモ高廉ノ變更アルハ蓋シ自然ノ數ナリ況ンヤ翌年納税ノ期ニ方テハ諸方ニ米穀ヲ産出シ競フテ之ヲ売却シテ以テ其代価ヲ得ント欲スルニ於テヤ供給ノ多クシテ需要ノ少キソノ勢ヒ終ニ大ニ下落シ昨年ハ低価ト悦服セシ石代ハ今年ヨリ之ヲ視レバ格別ナル高価ノ如ク之ヲ皆納スル程ノ金貨ヲ得ント欲セバ本年ノ作米ヲ残ラズ売却セザレバ則チ能ハズ果シテ是ノ如クナルトキハ如何シテ一身ノ飢渴ヲ凌ガンヤ是ニ於テ騒然ト嘯集蜂起シテ眉火ノ急ヲ強訴セント試ミ知ラズ識ラズカル動乱ヲ醸スニ至ル其ノ愚ナルハ實ニ嗤フニ耐ヘタリト雖トモ其ノ情ヲ酌量スレバ亦悲シカラズヤ

今回ノ暴動ノ果シテ右ノ如キ情実ニ仍テ發起セシヤ否ヤハ之ヲ保チ難シト雖トモ若シ果シテ此レニ原由シタルナラバ此レハコレ金納法ニ拠テ生スル所ノ新弊ナリ而シテ此ノ弊ヤ目今我が帝國經濟上ノ一大憂患ト云ハザルベカラズ然ラバ則チ之ヲ防禦スルノ術策ハ果シテ焉クニカアル吾輩ハ既ニ此ノ弊ヲ生センコトヲ予知シテ襄ニ之ヲ論述シコレヲ救フニハ到底収税ニ米納法ヲ併用セザルベカラザルノ外他ニ良策アラザルベシトマデニ弁明シタリキ（東京日々新聞七月六日ノ寄書）故ニ今吾輩ハ唯旨趣ノ如何ヲ問ハズ所謂ル百姓一揆ヲ未發ニ防グノ方法ニ就テ聊カ所思ヲ陳述スルヲ緊急ナリ

ト信ズル也

思フニ防長肥筑ノ賊徒ハ今日ノ改進黨ニ逢テ積年ノ坐食ト威權トヲ失ヒ国歩ノ進捗ニ随テ不滿ヲ增長スルノ守旧黨ニシテ封建ニアラザレバソノ不平ヲ刺戟ニ漏サント欲スルノ寒士族ナリ其ノ暴發ハ敢テ異シムニ足ラズト雖トモ夫ノ愚直文盲ナル百姓一揆ニ至テハ實ニ明治歴史ノ一大汚点ト云ハザルヲ得ズ蓋シ此ノ一揆ハ始ヨリ乱暴ノ目的アルニアラズ亦タ奸曲ノ詐謀アルニモアラズ唯一時ノ困苦ニ迫リテ余儀ナク之ヲ官庁ニ愁訴歎願スレトモ用ヒラレズ進退是レ谷ルニ方リテ一ニ狡猾家ノ煽動ニヨリテ嘯集動揺シ多勢ヲ頼ミ機ニ乗ジテ暴挙亂動シ其ノ勢ヒ終ニ防止スベカラザルニ至ルモノナリ然ラバ最初嘆訴懇願ノ際一概ニ公規ヲ以テ之ヲ排斥セズ能ク其ノ情実ヲ探尋シ果シテ言フ所ノ如クナレバタトヒ定規ニ反スル所アルトモ臨機ノ方法ヲ設ケテ（即チ預リ米ノ如キ）其ノ困難ヲ濟ハザル可カラズ斯ノ如クスルトキハ独リ貧民ヲシテ所ヲ得セシムルノミナラズマタ夫ノ蜂起ヲ未發ニ防グト既發ニ制スルトハ牧民ノ効績ニ於テ孰レカ上ナル是レ蓋シ識者ヲ俟タズシテ明カナリ

噫々三重諸県ノ動機ハ今更コレヲ如何トモスルコト能ハザルナリ唯兵力ト法律トヲ以テ之ヲ鎮圧刑責スベシ而シテ吾輩ハ茲ニ他ノ同胞兄弟ニ向テ忠告スル所アリ抑々被治者ニシテ本政府或ハ地方庁ノ施政ニ服從シ難キノ事アラバ之ヲ論弁忠諫シ以テ是非得失ヲ明ニシテ止ムベシ將タ實際不得止ノ情実アラバ飽クマデモ之ヲ哀願嘆訴シテ可ナリ夫ノ輕率ニ嘯集シテ妄ニ武器ヲ弄スルガ如キハ固ヨリ國民ノ本務ニ非ザルナリ

吾輩ハ茲ニ擱筆セントスルニ臨ミ尚ホ一言セント欲スル所アリ夫レ文盲無智ノ頑民ハ独リ茨木。三重。ノミニアラズ且地租改正濟ノ県々ニ於テ客年非常ノ早害ヲ蒙リ現ニ一粒ノ收穫ナキモノト雖トモ定額ノ租金ハ必ズ之ヲ納メザル可カラズ其ノ困苦ノ景状ハ豈ニタダ米価低下ノ比ナランヤ此ノ時ニ際シテ万々一ニモ不平ノ徒カ言ヲ救濟ニ托シテ之ヲ煽導スルコトアラバマタ多少ノ不幸ヲ明治ノ良民ニ蒙ラシメザルヲ証シ難カルベシ豈ニ戒慎セザルヘケンヤ故ニ吾輩ハ切ニ望ム我が民政ヲ掌司スルノ紳士ハ今日ヨク此ノ要点ニ注目シテ救濟ノ良法ヲ図画セラレンコトヲ

明治十年一月四日

石見

佐々木精一

（三九）東京日々新聞 明治一〇・一・二三 東京日々新聞 国

某ノ論者ガ開陳スル所ヲ聴クニ曰ク今回ノ改革ハ竹槍ノ刺戟ニ発シタリ曰ク竹槍ハ直接ニ此ノ改革ヲ助成セズト雖トモ間接ニ之ガ原因ヲ成セリ改革ノ行為ハ政府ニ發シテ改革ノ原由ハ農民ニ在リト是レ改革ノ形迹ニ就テ近

因ヲ皮相スルノ説ナリ未ダ其ノ原由ヲ洞察スルノ評ニ非ザルナリ若シ此ノ説ヲ以テ直ニ原由ヲ得タリト云ハバ其ノ所見ハ現時某ノ滑稽者流ガ「竹槍でちよいと突き出す二分五厘」ト云ヒシ恢諧ト何ソ異ナランヤ尤モ竹槍ノ数挙モ幾分カ改革ヲ急須ナリトセシメタルニ似タレトモ直ニ此ノ形迹ヲ將テ原因トスルハ吾曹ガ窃ニ論者ノ為ニ取ラザル所ナリ

地租改正ノ新法ノ我ガ人民ニ適応スルカ否ノ問題ハ姑ク之ヲ他日ニ譲リ先ヅ政府ガ裏ニ之ヲ布令セシニ当リテハ廟議ハ必ズ之ヲ適応ト信シ実行シテ差聞ナシト見据ラレタルベシ而シテ之ヲ実行スルニ際シ（有徳者ノ語ニ非ザルカハ知ラネトモ）些少ノ物議ヲ興スノ患ナキ能ハザルハ兼テヨリ覚悟ノ事ナレバ俚言ニ所謂ル苦情ハ書込ノ中ト算セラレタルヘシ去レバ此ノ改正ヲ実行スルニ於テ二三ノ県民ガ囂集セシトテ何ゾ遽ニ廟議ヲ一変スルヲ要センヤ若シ騷擾ニ遇フ毎ニ必ラズ廟議ヲ変ズル者ナリトセバ改革ノ新法ハ迎モ其ノ成功ヲ奏スベキニ非ザル也。良シヤ形迹ニ就テ論ズルトモ尚未ダ實際ニ符合セザル所アリ夫ノ百姓一揆ノ去年ニ発シタルハ五月ヲ以テ初トス其変ハ紀州ノ数村ニ止マリ数日ニテ鎮定シタレバ左マデノ騷擾ト云フベキニアラズ茨木ノ一揆ハ十一月ニ発シ其騷ギハ数郡ニ跨ガリ遙ニ紀州ヨリモ甚シカリツレトモ是マタ数日ニシテ平定シタリ之ガ為メニ政府ヲ恐懼セシメ廟議ヲ変更セシムベキ程ノ氣勢アリトモ思ハレズ偕テ最後ニ発シタル三重県ノ一揆ハ伊勢一國ヲ擾ダシテ志伊尾濃ニ連及シ一時ハ余程ノ騷動ニ聞エタレトモ其ノ報道ハ恰モ去年ノ歳晩ニ際シタリキ然ルニ減租ノ聖詔ハ本年一月四日ノ政始ニ於テ 仰出サレタルヲ見レバ其議ノ既ニ去年ニ決シタルハ必然ナリ抑此ノ 聖詔ハ全ク聖天子ノ 御英斷ニ出テタルニセヨ予ジメ之ヲ内閣ノ密議ニ下サセラレ粗々減租ヨリ起ルベキ歳入ノ減額ヲ算シ各省ノ定額ニテ甲ハ何万ヲ減シ乙ハ何千ヲ節スルノ見込ヲ立テザル可カラザルガ故ニ少ナクトモ十数日ノ時間ヲ此ノ評議ニ要シタルベキナリ然ル時ハ三重県ノ報道ヲ政府ニ達セシ前ニ於テ廟議ハ既ニ減租ニ決定シタルヲ推測スルニ足ルベシ

然レトモ先ニモ云ヒタル如ク去年ノ末ニ於テ斯ノ如クノ内閣ニテ密カニ減租ノ議アルノ期ニ当リ恰モ陸続タル警報アリテ 聖詔ヲ発シ賜フノ時日ヲ早メタルカハ知ラネトモ直ニ之ヲ刺戟シタリ間接ニ之ガ原因ヲ成シタル乎ト問ハンニ吾曹ハ只々政府ガ新法ヲ数歳ニ試ミテ人民ノ情態ヲ察シ是非トモ減租ヲ行フニハ官省ニ於テ非常ノ大改革ヲ成シ不急ノ費ヲ痛減シ不須ノ官吏ヲ淘汰セザル可カラズト自覺シタルヲ以テ実ニ減租ノ原因也ト云フ可シ。更ニ一層ヲ進ミテ推測セバ 聖天子ハ謁ヲ地方ノ官吏ニ賜ニ於テ時々民情ノ如何ヲ問ハセ給ヒテ人民ノ疾苦ヲ聞シ召シ又去年ノ東北ノ 聖巡ニ

於テ親シク稼穡ノ艱難ヲ見ソナハセ給ヒ夫ノ岩手県令ガ 御覽ニ備ヘタル百結ノ鶉衣藜霍ノ粗食ノ如キモ深ク 聖意ヲ感触シ奉リテ即チ今日ノ宸斷ヲ行ナハセ玉ヒタリト恐察スルモ敢テ正鵠ヲ誤ルニハ非ザルベキ也右ノ如キガ故ニ吾曹ハ今回ノ非常ナル改革ヲ称賛スルニ於テ竹槍ハ僅カニ形迹上ニ顕ハレタルノ近因ナリシト其ノ原因ハ政府ガ自カラ此ノ改革ヲ必用ナリトシ 聖天子ノ親シク減租ヲ必須ナリト思シ召シ玉ヒタルヲ以テ真ノ原因トハ認ムルナリ

吾曹故サラニ一步ヲ退キテ某論者ニ譲リ夫ノ竹鎗ハ刺戟ヲ改革ニ与ヘタルト見做ス時ハ更ニ一事ノ益々吾曹ヲシテ廟議ノ過ヲ改ムルニ吝ナラザルノ美積ヲ感覺セシムルヲ知ルナリ吾曹之ヲ往時ニ徴スルニ政府ナル者ハ無上ノ威權ヲ有シ暴動アレバ直ニ兵力ヲ以テ之ヲ鎮圧スルニ難カラザルガ故ニ兎角ニ非ヲ遂ルノ弊ナキヲ免カレズシテ中々ニ翻然自カラ悟リテ改ルヲ屑トセザル者ナリ仮令ヒ自カラ悟リテ改ムルノ念ヲ起ストモ若シ竹槍ノ如キ變動ニ遭ヘバ所謂ル瘦セ我慢ノ剛腹ヲ発シ此時ニ於テ改革ヲ行ハバ世人ハ定メテ政府ガ暴動ヲ恐レテ改革シタリナドト非議シ為ニ政府ノ威權ヲ損スベシ寧口之ヲ行ハザルニ若カズト理屈ヲ附ケ美事ト知リナガラモ之ヲ行ハザル事アリ然ルニ我ガ政府ガ毫末モ斯ノ如キ剛腹ノ氣態ナクシテ今回ノ改革ヲ決行セラレシハ実ニ通情ノ為シ難キ所ヲ為シタル者ナリ是レ吾曹ガ益々感動シテ之ヲ称賛スルニ勝ヘザル所ナリ嗚呼今回ノ改革ハ千載ノ間坤輿ノ中実ニ罕ニ覩ルノ美事ナリ豈ニ之ヲ明治昭代ノ 聖政ナリト云ハザル可ケンヤ

（四〇）東京日々新聞 明治一〇・一・二六 雜報 国

○京橋辺に住で書籍糶売買を渡世にする田中久兵衛は先ごろ三重県暴動の節に通るかかりて不審を蒙り入牢と成りしが此時には旅人に此の類が多くて手が届かず最初は漸と握り飯二つ三つて命を繋ぎしが追々に食事等の手当は宜く成つたれど此一件で二十日余も掛り漸く不審はれて放されければ商用も底々に頃日帰京せし由コンナ時節には有りさふなことなり故に君子は巖牆の下に立ず

（四一）東京日々新聞 明治一〇・一・二六 雜報 国

○三重県にては此ごろ彼の暴徒を東西より捕縛して県庁へ送られ来るもの日々四五百人づつありて在来の獄屋へは迎も入り切らぬゆゑ旧藩の米蔵四ヶ所を獄屋に直し一ヶ所に千四五百人づつも入れてあり升が中々夥しき囚人にて何れも今は後悔の顔色なりと申すこと

〔四二〕東京日々新聞 明治一〇・一・二七 雑報 国

○古しへは租庸調の三をひとしく課せ給ひしかば租いたく輕かりき乱れ世となりて兵農わかれ調庸廢れて農より糧を出し兵を養ふさだめ出来て租いと重くなりしを今上御代しろしめし始めに庶政を旧きにかへし兵と農とを混つにし玉へり然れと猶そのかみのなごり除こり果すして田租のおもかりしに此度六分の一を免し玉へるをことほぎ奉りてよめる歌ども

やすみしし 君がことしのみことのり

四方に至れるめぐみなりけり

三條西季知

ふりし世のためしもあるど此たびの

みたまのふゆぞ異にしありける

松平 忠敏

大御代のおほめぐみをしらずして

とほき御蹟を思ひけるかな

渡 忠秋

あら玉のとしの始のみことのり

うれしとうたふ声とよみけり

加部 巖夫

ゆるさるゝ八百額千かひありて

民の心やたり穂なるらん

安部 真貞

いかで世にいけらんかぎりむくいばや

君の恵みのむつがひとつを

力石 重遠

長歌并反歌

近藤 芳樹

鳥が鳴く吾妻の江門に玉敷の都うつしてあらたしく御代しろしめす すめろぎの大御心に畏しこくも おもほしはかり大八洲くぬちことゝ生繁る青人草をみたからと撫うつくしみ家ごとにあがち給へる大御田ゆ奉る田ぢから長き代の千とせをかけて六にわけ其ひとつをし今年より除き玉へりかくしつゝ年をしつまば貧しきもつひに富むべしとめるはしいやたゝひなむ飯かしく煙たゝぬをなげかしてみつぎを免し寒き夜に衾きぬ人おもほして御けし脱しゝ遠つ神みおやの御代のふることもありとはきけど御恵みの四方に至りて谷墓のさわたる隙み塩沫のとどまる限り一人だに洩るゝ民なき此たびの恩頼に豈しかめやも

田じからをゆるへ玉へるまつりごと

昔し有りしはかゝりけりやは

今年よりきそひとつめて春の田を

かへしおくるゝ民やなからむ

〔四三〕東京日々新聞 明治一〇・一・二七 論説 国

日本革政論

(東京タイムス)

外国人ハ一般ニ日本政府ガ大ニ租税ヲ減ジテ痛ク公費ヲ省クノ改革ヲ決行スルヲ見テソノ原因ハ重ニ諸県農民ノ暴動ニ在リト速了セザルモノナシ而シテ日本ノ新聞記者ハ敢テ如是ノ謬見ヲ懷カズ減税ノ事ハ固ヨリ既ニ廟議ノ可決セシ所ニシテ前日ノ百姓一揆ハ蓋シ幾分カソノ発令ヲ早メタルナルベシトハ論評シタレトモ素ヨリヨク其情実ヲ確知スルガ故ニ敢テ外国人ノ妄説ニ倣ヒ政府ハ未ダ嘗テ減租ノ事ヲ夢見セザリシカトモ一旦土寇蜂起ノ変ニ逢テ急ニ此ノ策ヲ企テ熟議深慮ノ暇ナク偶然之ヲ今日ニ決行シタルモノナリトハ臆定セザリシナリ夫ノ外国人ガ此等ノ政治ニ就テ云々スル所アルモノハ蓋シ平生ヨリ日本政府ノ処置トサヘ聞ケバ之ヲ粗忽ナリ不注意ナリト非難スル口癖ヨリ出デタルモノナリ試ニ思ヘ若シ国君ガ人民ノ艱難ヲ察シテ之ヲ救ハンガ為ニ適宜ノ方法ヲ設ケ即日ニ之ヲ決行スルモノアランニソノ速行シテ猶予セザルヲ誤認シテ之ヲ内訌ヲ恐怖スル卑怯臆病ノ処置ナリト非難シテ可ナランヤ思フニ日本政府ガ租税ヲ減省シテ以テ全国ノ經濟ヲ調理セント企ル年已ニ久矣而シテソノ未ダ決定セザリシモノハ只是レ之ヲ減省スルノ方法ノミ夫ノ地租ノ如キモ到底地価百分ノ一ニマデ減省スルハ素ヨリ政府ノ本意ナリキ而シテ当年ノ政治ニ於テ減税ノ令ヲ発シタルハ即チソノ本意ヲ拡充シテ今日ニ適當ナル減税ヲ実行シタルモノナリ且ツ大蔵省ガ久シク遅延シテ新定ノ予算表ヲ發行セザリシモ決シテ之ヲ不正ノ処分トハ速了スベカラズ蓋シ前途ニ如是ノ一大変革ヲ決行スベキ見込アリタルガ為ニ今日マデソノ發行ヲ見合セタルナリ故ニ今更ニ予算表發行遅延ノ事由ヲ討尋スルニハ及バズト雖トモソノ遅延ノ実跡ハマタ以テ減税ノ一朝一夕ニ決行セラレタルニ非ザルヲ証スルニ足ルベシ

今回ノ改革ニ就テ世人往々怪想ヲ懷キ或ハ不慮ノ変アラントヲ過慮スルモノナキニ非ズ是レ蓋シ日本政府ガ嘗テ此法ニ由テ差悶ナク国政ノ改革ヲ成就シタル実迹ヲ忘却シタルモノナリ回顧スレバ廢藩置縣ノ如キモ亦々実ニ突然トソノ令ヲ發行シタリ而シテソノ改革ハ固ヨリ減税ノ新法ヨリ重大ニシテ世評ノ囂々タリシモ亦今日ヨリ甚シキモノアリ若シ当時外人ノ予言ヲシテ果シテ正鵠ヲ誤ラザラシメバ日本帝國ハ依然トシテソノ体面ヲ今日ニ改メザルモノハ抑々何ゾヤ且ツ夫レ華士族ノ家禄ヲ減殺スルガ如キハ日本ニ取テハ最モ重大ノ革政ニシテ固ヨリ租税ヲ減シ官員ヲ汰スルノ類ニ非ザルナリ然リト雖トモ未ダ嘗テ甚シキ禍乱ヲ此ノ革政ヨリ現出シタルコ

トヲ聞カズ思フニ租税ヲ減ジ官員ヲ汰スルノ革政ハ実ニ国民ノ多数ニ莫大ノ便益ヲ与ルモノナリソノ免黜セラレテ困窮ニ逢フモノハ僅ニ官員ノ一部分ニ過ギズ而シテ官員一部分ノ失意ハ固ヨリ以テ全国人民ノ公益ヲ妨グベカラズ之ヲ要スルニ諸官省ノ冗官ヲ汰スルハ即チ政道ノ一大進歩ト云ハザルベカラズ蓋シ官省ニ於テ是マデノ如ク多数ノ官員ヲ用ルハ却テ事務ノ混雜ヲ生シ易シ寧口適任ノ人才ヲ精選シテ少数ヲ擢用シ以テ官省中ノ事務ヲ担任セシムルニ若カザルナリ

既ニソノ正租ヲ減シタレバ茲ニ公費ヲ節省セザルベカラズ是レ現ニ諸官省ノ定額ヲ減殺シタル所以ナリ而シテ日本政府ハ今ヨリ愈々励精シテ歳入ヲ増殖スルノ手段ヲ尽サズンバ蓋シ十分ノ休養ヲ施スコト能ハザルベシ我々ハ目ヲ刮テ日本帝国ガ自ラ海關稅ノ權理ヲ掌握スルノ期ヲ待ツベシ果シテ此ノ權ヲ掌握セバ日本ハ適宜ニ輸出入ノ稅額ヲ定メ是レマデハ全ク外人ノ為ニ絞リ取ラレタル利金ヲ取戻シテ多少ノ歳入ヲ増益スルニ至ルベシ今ヤ泰西諸國ハ実ニ日本帝国ノ固有ナル貢租ノ權理ヲ強奪シ永ク日本人民ヲシテ疾苦ヲ免レザラシム嗟乎日本人民ヲ苦シムルモノハ夫レ欧米諸國ナル哉

〔四四〕東京日々新聞 明治一〇・一・二七 雜報 国

○先ごろ愛知県へ出張に成りし巡查二百名のうち津川権少警視が警部補以下五十名を引き連れ一昨廿七日の朝三菱の社寮丸にて帰京せられたり残りの百五十名も遠からず帰京せらるゝと申すことその歸りたる人の咄しに愛知、三重、の地方も一月四日の 聖詔を拝承するより大に人民の心裏を一洗し當時は平穩に復したり今にても憐れなるは焼払はれたる町村にて其慘毒の景状は実に目もあてられぬ様だと語りたる由

〔四五〕東京日々新聞 明治一〇・二・八 雜報 国

○勢州度会郡田口村の森田平作と云ふものの四男源之助は先ごろ一揆のとき暴徒に強迫せられて止を得ずその中間に加はりしが終には如何なる禍の及ばさんも計られずと窃かに逃げ去て横浜へ来たりしが別に便るかたも無ければ元町一丁目の湯屋田辺小八かたへ奉公住して潜み居たるが一揆も最はや鎮まりたる由を聞しゆゑ故郷へ帰らんと思ひ此ほど親のもとへ郵便にてその動靜を聞に遣はせしより遂に事蹟はれ去る五日午前七時ごろ三重県庁より神奈川県庁へ電報にて暴徒の一人がその港の斯々の処に潜伏し居る由なれば早速召捕に成りたしとの掛合ありしに付き直様お召捕になりしに全く暴徒に与せし者なること明白に申し立しゆゑ近日三重県へ引き渡しに

成ると申こと

〔四六〕東京日々新聞 明治一〇・二・八 寄書 国

三重県下ノ頑民原ラカ見当違ノ岐阜県下ヘ乱入シタコトハ最早去年ノコト諸新聞紙ニモ載セテ今ハ昔ト云フベキ古聞ナレドモ万一余白モアラバ(貴重ノ新聞紙上古聞ヲ載スル余白ガ何アルモノカトナレバ是非ナシ)正誤カタガタ登録シ給ヘ抑該事件今ニ各社新聞紙ニ載スル処迂生ガ実地見聞セシト大ニ異ルコトアリ即貴社新聞第千五百廿七号一月十日雜報欄内ニ載スル椎名吉兵衛石川左兵衛ノ二賊岐阜県ニテ捕縛セシヲ愛知県ニ作ルコト及報知新聞第千八百八十四号一月十一日諸県報知欄内ニ載スル僧景陽ノ件等ナリ而シテ貴社新聞紙ニ載スルコトノ如キハ恐クハ之ヲ愛岐日報ニトルカ果シテ然ラバ○●黑白ノ誤リ敢テ責ムルニ足ラズ報知新聞ノ如キハ苟クモ具眼ノ者(報知記者ハ知ラズ)里程ト時間トヲ測算セバ其妄語タル一目シテ知ルベシ其他拳テ数フベカラズト雖トモ急劇ノ際或ハ訛謬ナルベカラズ然レドモ報知記者ガ信ジテ録スル景陽和尚ノ如キハ之ヲ默止スルニ忍ンヤ故ニ今迂生ガ現ニ目視耳触セシコトヲ録スル左ノ如シ

明治九年十二月廿一日午前第六時愛知県ノ電信達スルヲ以テ三重県騷擾ノコトヲ知り直ニ七等警部柿崎氏ヲ三重県管地境ヘ向ケ派出セシメラレ已ニシテ又一等警部井手氏ヲ大垣ニ二等警部川俣氏ヲ今尾(旧今尾藩主在住ノ地)ニ遣ハシ臨機ノ処置スベキヲ命ゼラレタリト是ヨリ先(本日昧旦)兇徒等ハ其党七百名許伊勢国桑名郡香取村ヨリ柚井村ヲ經本県管内美濃国境村ヘ抵リ沿道放火村民ヲ嘯集ス是ニ於テ人数凡一千其徒数手ニ分レ同郡中島田鶴太田等ノ村落ニ放火一手ハ山崎村ニ向ヒ又一手ハ揖斐川ヲ踰エ安田村ニ移リ帆引新田稲山三葉等ノ各村ニ放火或ハ乱暴益進ンテ高須(旧高須藩城地)ニ侵入猖獗ヲ逞ス前ニ山崎村ニ向ヒシ兇徒等ハ同村及上野河戸西駒野等ノ数村ニ放火將ニ島田(一ニ高田ト云有名ノ地)ニ襲来セントス」初メ大垣ニ派出ノ一等警部井手氏ハ該所ノ巡查五名ヲ率イ多芸郡船附村ヨリ養老山ノ下ニ沿ヒ進ムト雖トモ兇徒各所ニ放火烟焰天ヲ衝キ賊勢亦熾昌ナルニヨリ衆寡敵シガタキヲ料リ其挙動ヲ窺テ策ヲ施サント賊ノ前後ニ匿從シ潜カニ先ンジテ島田ニ至リ即チ屯所ニ於テ巡查十二名ヲ得之ヲ率イ郊外ニ出小川ニ架セル二橋ノ内一橋ヲ撤シ賊ノ道ヲ絶チ一橋ノ傍ニハ大篝火ヲ焚キ大ニ銳威ヲ示シテ以テ賊ヲ俟ツ賊ハ俄カニ方向ヲ転ジ横屋村ニ放火ス是ニ於テ井手氏ハ巡查九名ヲ率イ直ニ尾シテ該村ノ背ニ出ルニ突然賊ニ遇フ賊之ヲ覺ラズ因テ不意ニ起テ之ヲ撃ツ賊中長剣ヲ帶ル者アルモ事急遽ニ出テ刀ヲ拔ニ暇マアラズ巡查等奮テ格闘直ニ三名ヲ縛シ北クルヲ逐テ根古

地村ニ至ルニ余賊皆逃走ス」是ヨリ先警部柿崎氏ハ巡查数名ヲ率テ高須ニ在リ賊ノ襲来ニ備ヘントスルニ賊勢雲ノ如シ数人ノ力能ク支フベカラザルヲ知リ且ク退テ挙動ヲ窺ハントスルノ際適々二賊アリ（一賊ハ手ニ短銃ヲ持テリ）先チ到リ呼テ余党ヲ招集ス柿崎氏ハ巡查ニ指揮シ直ニ進ンデ二賊ヲ蹴倒シ縛シ去ラシメ後今尾ニ退テ該所ヲ保ツノ策ヲナス賊ハ高須ヲ毀焼セシヨリ猶進ンデ三喜平原等沿道ノ各村ニ放火或ハ乱暴脇野村ヨリ土倉村ヲ経テ今尾ニ侵入セントス此時ニ当テ警部川俣氏ハ今尾ニアリ柿崎氏ト計リ勇進賊ヲ擒獲スベシト巡查十数名及農民若干ヲ率イ途ニ邀ヘテ賊ヲ撃ツ賊刀ヲ揮テ抗拒シ柿崎氏ガ携フ処ノ棍ヲ截ル柿崎氏屈セズ賊ノ咽喉ヲ突ク二回直ニ之ヲ堤下ニ突落シ巡查ヲシテ捕縛セシム此ノ時巡查モ亦各奮闘賊十数名ヲ縛ス是ニ於テ余賊披靡散乱ス因テ今尾ハ遂ニ禍ヲ免レタリ」前ニ山崎村ヨリ来リシ賊ノ別手ハ多芸郡駒野新田釜ノ段等ノ村落ニ放火根古地新田ニ乱入大巻村学校ニ火シ亦今尾ニ入ントセシニ大巻村ノ民奮テ之ニ当リ遂ニ二賊ヲ縛シ余賊ヲ逐散セリ因テ該賊モ亦今尾ニ入ルノ志ヲ逞スルヲ得ズ以上ノ各所ニ於テ賊ヲ挫シハ実ニ二十二日午前第二時ヨリ四時ニ至ルノ間也後鎮台兵高須島田等ノ要所ヘ出張有シニヨリ二十三日ニ至テ全ク鎮定ス」此役ヤ真ニ抗敵セシ賊ヲ捕縛セラレシハ三十余名散乱遁帰セシヲ搜索追捕スル七十余名ニ及ベリト中ニ就テ魁首ト云フベキハ三重県平民伊藤藤七田中亀次郎滋賀県土族浅野庄次郎其他三重県懲役終身ノ者三人同十四年一人十年一人皆頑悪徒ナリ（椎名吉兵衛石川佐兵衛ノ如キハ素ヨリ草賊巨魁ト云フベキ者ニアラズ）且是等ノ為メ禍害ニ遭ヒシ村落ハ多芸石津安八海西ノ四郡ニ亘リ合セテ五十一村放火ニ罹リシ民屋（多ハ村吏ノ居宅）五十六戸学校六所損害ヲ被リシ民屋（上ニ同シ）三十二戸学校一所掠奪セラレシ金員一千余円同ク物品ノ数及焼亡セシ米穀ノ量未ダ詳カナラズ而シテ賊ノ携帯セシ兇器ヲ取揚ゲシハ刀劍十三本小銃四挺鎗三本斧一挺ナリト兇徒ノ暴行実ニ思フベシ因テ陳腐ノ長文ナガラ貴社ニ投ズ節略シテ余白ヲ填スルトモ又没収函ニ納ムルトモ是ハ記者ノ權ニ任スト雖トモ此実記ノ世上ニ顕レ襄ノ急劇際ノ訛謬説ハ氷解雪消センコトヲ欲ス記者其レ之ヲ領セヨ

岐阜県士族 戸澤 盛定

（二）郵便報知新聞

（四七）郵便報知新聞 明治九・一二・二三 府下雜報 国

○愛知県下の暴民鎮撫の為め内務大丞北代君及び随員の判任官三名と共に急に同県へ出張を命ぜられ昨廿二日五出發の由又岐阜県下にも同様の模様ある故巡回さるゝと又愛知の暴民は人数も益々増加し殊に銃砲を携へ夫れが為め名古屋より出兵になりし鎮台兵にも死傷有るとの街説

（四八）郵便報知新聞 明治九・一二・二三 府下雜報 国

○愛知三重両県下の頑民嘯集せしに付昨日午前八時社寮丸にて津川権少警視君長尾権少警視君及び警部九名警部補十一名并巡查二百名を引率し県地へ向け出張されしは巡查百名宛を愛知三重へ分配さるゝと申事

（四九）郵便報知新聞 明治九・一二・二三 府下雜報 国

○三重県下の頑民共が騒擾を發したる萌芽は先きに度会廃県の際四日市に在る県庁を津へ遷されたるを紛々苦情を鳴らし頻りに在庁のことを云ひ立居たりしが追々切迫して斯る暴挙に及び四日市の駅町を放火せしといふまた名古屋、桑名、津等の旧藩士族なども加はりたるとの風説

（五〇）郵便報知新聞 明治九・一二・二五 府下雜報 国

○愛知三重両県下の頑民嘯集は最初廿日頃三重県下にて何に歟ゴトくして居たりしが漸次人数も加はり暴発せしより終に愛知県下に迄波及し勢州境四日市辺并に愛知県下津島郡辺が昨今殊に劇しく廿一日の夜は名古屋に在る三井組の支店を襲撃するとの説ありて県吏等同店へ出張されたり又四日市にては出張の県吏一名を殺し電信線を断ちたりと云ふ

（五一）郵便報知新聞 明治九・一二・二五 府下雜報 国

○一昨廿三日尾州名古屋よりの電信私報に四日市は暴民の為めに焼き払はれたり又同日午後七時廿五分四日市よりの電信には当所廻漕会社三菱支店并に電信局とも無事なり高砂町は残らず焼失せり

（五二）郵便報知新聞 明治九・一二・二五 府下雜報 国

○勢州津の城下は過半焼き払はれ尾州犬山濃州今尾辺も頑民他人数集合したる由

〔五三〕郵便報知新聞 明治九・一二・二五 府下雜報 国

○一昨廿三日午後六時四十分愛知県を発せし電報に三重県の脱獄人百余名暴激し同県下海東海西二郡の内五六ヶ村の区会所を放火せしかば名古屋鎮台より出兵し巡查等出張に及び昨廿二日夜其の巨魁四名を捕縛せり残賊は岐阜県へ遁走せし様子にて当県は全く鎮静せり岐阜県も粗鎮定の赴きなりとぞ

〔五四〕郵便報知新聞 明治九・一二・二五 府下雜報 国

○三重県下伊ノ郡豊原村の人民去る十八日の夜より屯集し追々隣郡廿四ヶ村へ波及せしかは県官出張し懇々説諭に及びたりしが頻りに公租石代の事を主張し同廿日の朝津へ襲来し兇器を携へ暴発の形勢に立至り名古屋鎮台より一中隊を繰り出せり同日午後より夜に至り暴徒数千人に増加し伊勢全国に及ぶの騷擾にて電線を断ち桑名の船会社を焼き愛知県に及ぼし同県令よりも出兵を請ひ同台より一中隊を佐屋、宮、の両駅へ出張せしめ同廿一日岐阜県地も動揺の報有り因つて同県へも一中隊を分遣し同廿二日払曉大阪鎮台大津宮所より一中隊を三重県へ出張せりと

〔五五〕郵便報知新聞 明治九・一二・二五 府下雜報 国

○昨廿四日午前十時廿分伊勢よりの私信電報に伊勢路津辺よりミナクチ、ヤマダ、近辺百姓一揆起り津は大門町近傍の町々とも焼払はれたりとぞ

〔五六〕郵便報知新聞 明治九・一二・二六 府下雜報 国

○勢州四日市を発したる三菱の汽船品川丸は一昨夜横浜へ着したり〔美濃伊勢辺を廻り居たる力士境川雷電の一行百二十名も此船にて帰京せり〕該船乗組人の話に該港も暴民囂起の一件で殊の外騒しく既に廿日の夜は高砂町に放火し二町余も延焼し三菱の支社も之れが為め烏有となり同社の傍に暴民の死骸五六を見掛けたり併し巨魁と覺しき者を鎮台兵にて捕縛せしと云ふ同夜は津及び桑名地方に火焰の天を焦がすを見たるが余程大火の様子翌廿一日朝宮駅に当りても火の手揚りたり

〔五七〕郵便報知新聞 明治九・一二・二六 府下雜報 国

○三重県下の頑民暴動之細報を聞くに最初伊勢国安濃津郡雲津駅矢野村島拔村米津村長常村小森村の六ヶ村の頑民及び旧大神宮廢職の神官（俗に云ふ宮雀）社人共二千五百人程地租改正石高の不服を名とし囂集しければ旧

津の藩士にも一味する者ありて各村を扇動し東海道の橋々を落し家財を打毀し家屋を焼き払ひ去る十七日午後六時頃より電信局学校及び屯署等を焼き十八日十九日津の市中に火を放ち県庁へも襲はんとする勢ひあり上野駅より白子駅神戸駅四日市の電信杭を切倒し富田桑名まで沿道火を放ち暴行しければ各所の貧民我も〴〵馳集りて廿日の午後には一万四五千人程に至りしといふ各手に刀劍竹鎗を携さへ昼夜松明を燃して持廻り官員と巡查とを見れば打殺せと罵り廻り多度山の麓稲辺谷の方へ分れて五百人程一隊を組み旅商人でも何でも蚊でも強誘し若し一言不の字を説けば打殺せと触れ散らす故官員は潜伏するの処なく至要の書類を背負ふて遁走されしと又鎮台兵が出張して前面を鎮撫すれば後面に起り東西に聚散し南北に出没し区戸長の家を目掛けて乱暴す去る廿日には鎮台兵三中隊愛知県下前が須より福田新田津嶋村辺まで繰り出したり復説く勢州桑名にては去る十九日午後四時頃津辺に当り黒烟天に漲りしを見て何事やらんと街説紛々たりし内火焰十余里に渡り其の数十五六箇所となりければコハ只事ならずと人々恐怖の心を抱きしに翌廿日午前十時頃百姓原の一揆にて四日市富田辺へ押寄しとの風聞に市中では夫れ事こそ生せりと家具諸物を片付け居る内に己に蓑笠を着したる頑民等がドヤ〴〵と押し来り四時頃同所の病院を毀ち火を付たり夫より先に六人計りの頑民が市中を駈け廻りて戸をべるな格子をはづせべると火を付けるぞと云ひ触らせしゆへ家々皆な戸を明け放したり至る処乱暴を避ん為め老若男女の差別なく我も〴〵竹槍を携へて馳せ集り川口の屯所郵便局事務取扱所等火の他家へ移るべき所の官舎を毀ち焼払ひ城内吉野丸学校へも押駆けしに詰合せし同処の士族七八名の説諭を聞入ざるゆへ抜刀して二人を殺し五人を召捕り首を校門に梟せしに驚きて一同引退きたり夫より大手にて三人川口にて三人を殺したり廿一日七時頃桑名より愛知県下前ヶ須へ向つて押出せしを同所に出張の鎮台兵砲発して四五人を打殺せしに氣を落し赤地へ上陸せし由桑名川場川口等の妓楼に在る芸娼妓は皆城内へ逃込城内これが為に女軍を編みしが如とし愛知県下海西海東の両郡の貧民共も雷同し神守村の会所稲葉村の学校三宅村の学校津島村の屯所其の他洋風の家々は皆焼払ひ或は村々戸長用係組長等の家にある戸籍或は帳面類は皆火中に投し行く処として蜂起せざるはなし清洲第二方面地租改正出張所は帳面類を持って引揚られし由鎮台兵は秋竹、勝幡、日光、等の村々へ一大隊程枇杷島先き新川へは消防組出張せり巡查も陸續繰出しになり秋竹村にて鎮兵が捕縛せし中には三重県の懲役人も居りしと云ふ西枇杷島の屯所でも三四名縛に就しよし福田新田にても鎮台兵が四名を捕獲したりと

〔五八〕郵便報知新聞 明治九・一二・二七 府下雜報 国

○本月廿一日附勢州津よりの郵書に去る十九日午後六時頃遙か南の方に当り火氣の見へしが忽ち火焰西方に広がりコハ何に事と云ふ内に百姓原の一揆なる由が知れしゆゑ市中の者は上を下へと騒ぎ出し何んとせんと云ふ間もなく七時頃既に岩田橋迄押し寄せしかは県庁より急に士族も勿論旧足輕迄を募られ口々の固めを命せられたり扱頑民共は在々の芒藁等へ火を放ち岩田表より津の西北在へ廻り三方一時に火となり先手の一組岩田橋を渡り分部町より県庁近くへ押し寄せ乱暴せしかは止むなく砲発して両三人を切り倒したるゆゑ此の一方は漸く引き退き津の西在に向ひし一手の頑民は南河路より觀音寺へ掛り其夜東海道関駅迄押し寄せ四日市の支庁電信局大矢知村の懲役場及び小区扱所巡查の屯署等を焼払ひ又十九日の夜半松坂に在る三井組の本店へ火を放ち凡そ三町程大橋迄焼払ひ廿日には士族連は拔刀して諸所を固め市民も得物を携へて夜廻りを始めしにて人心は穩になりたり今日士族の輩を県庁へ召され北勢并に南は松坂西は片田駅等へ向け出張を命せられし由当地はまづく無難なれど四境頑民の蜂起せざる地なく家財等も取纏めし儘にていつ方も休業す云々

〔五九〕郵便報知新聞 明治九・一二・二七 府下雜報 国

○三重県の頑民は去る廿一日午前六時頃岐阜県下へ乱入し石津海西中島の諸郡辺に当り火焰天を焦し已に竹ヶ鼻より一里半程下安八郡脇田村迄放火したり其人数は幾千なるを知らず因つて岐阜一分区より巡查数十名警吏数名鎮定の為め出張され又斯波権参事野村斎木の三名も出張になりたり故に市中の狼狽周章鼎の沸が如く家財雜具を八方に搬運し庁中は諸官員詰切り流石お手廻しが行届き庁内尽く取片付けになり消防組は官の指揮を奉して（いろノ二組は県庁）（はにノ両組は警察出張処）を護衛せり又愛知県警部下政恒君は第二第三両屯所詰巡查廿二名を引率して出張せしが秋竹村の東にて賊徒数千人に出遇ひし折り幸に鎮台兵一小隊許跡より来りて台兵は戦隊に備へ下君は巡查諸共先進し説諭せんとするに暴徒等更に聴入れず（賊徒中陣笠を冠り居る者と法皮に（輪違）印ある者兩名が頭分の由中にも（輪違）印の方高名とのこと）下君は止を得ず攻撃の準備をなすに賊中通る者あり檄へ撃つ者あり頗る苦戦成りしが下君初め巡查死力を尽し遂に賊四十余名を捕縛したり多人数の縛囚ゆゑ取縄も乏しくて藁縄を買集め并に居合せたる車夫や村民を雇ひて縛囚の看守を命し其機に乘し段々追詰め愛知県管内には殆ど一賊も残らぬ迄に追払ひ捕虜の人数凡そ一百余名に及ぶと一体今度の賊徒は何等の演舌もなく無闇に火を放ち官員体の人を見れ

は直に打つて掛る暴勢ゆゑ原因確乎とは分らぬども大方地租のことでも有るふといふ

〔六〇〕郵便報知新聞 明治九・一二・二七 府下雜報 国

○岐阜県下の動揺も去廿二日は東西不明にして其着する処を知らざりしか廿三日に暴民十余名を捕縛せしにて県下の人民始て安堵を得たりと

〔六一〕郵便報知新聞 明治九・一二・二七 府下雜報 国

○大坂よりの報知に大和国五條村近傍にて村民が大に沸騰して居るとの事なるが中々強勢にて士族らしい者のも加担して居るよしにて当府鎮台兵が出兵に成ると云道路で噂が有り升が是は信用出来ませんと申て来ました

〔六二〕郵便報知新聞 明治九・一二・二七 府下雜報 国

○本月廿一日附勢州石薬師駅佐々木氏より左の一書を送られたれば取敢ず爰に掲ぐ

明治九年十二月十九日の夕かた南の方より東へ凡五六七里計か間空一面に赤く雲にかがやき遠さ凡十里計隔つと覺えたり失火ならはかく一時にはもえ出まじ必定兵火なるへしとあやしみつつ暫しまどろみけるに夜ふけて人々門を叩き百姓一揆起れり用心すへしといふ声に驚きて見るに火の光いと近く西の方へも廻りて所々にもえ揚りたればさてはと思ふ程に里人めきたる者廿人計松明をともし竹槍を携へて前を過とて声々にいひけらく家々のあるじたる者一人も残らず出て我等に随ひ来るへしもし家に残りたらん者の家は焼払はんといひののしり竹槍にて戸障子をつき破り土足にて畳の上に入来り草鞋酒飯を出せといふに驚かされて近隣の人々は皆附随ひやれど弘綱は勤王の為とも里人の貢租の増たるに苦しむを助けん為とも更に分らねはずろに出へきやうなしと家にひそみ隠れるほどに幾千万人ともわかず門を押合て入来り我石薬師駅三重県第六大区三小区事務所の諸帳面又器械を引出しやき捨つづきて副戸長平尾地久郎岡野廣作が家財をこぼち帳面をやき小学校の表口を破り県庁隔離標杭を引ぬきなどするほどに夜明けたり。廿日午後四時頃迄引続き竹槍鳶口棒などを携へ四日市駅へ越る人幾万ともわかす引返さんとする者は突殺さんと口々にいへども五時過より田道又山越に忍ひて追々歸るもの引もきれす家々に酒又握飯を出し夜通し人々のいふをきくに道々在々に手を分事務所戸長用掛などの家をこぼち四日市もと三重県庁升座電信局三井店などを焼払ひ入牢徒罪の者を救し跡を焼電信線を切柱をふせ新小便所の瓶を残らず掘出し破り新築地遊女場高砂町

を残らずやき払ひ屯所をこほてり桑名駅も同日学校所々を焼こほつほとに愛知鎮台の兵富田浦に着船のよしを聞て或ハ乗船し或ハ遁れ帰る者もありし由なり其夜はや美濃尾張の所々に火見えたりなとかたれといまたたしには聞えず抑此度の大乱いつ方より起りいかなる人を頭取としいかなる趣意ともわきかたし又訴状を携えたる人もなしかく一昼夜のほとに数十万の人を動かし当国山田松坂津関辺より桑名まで廿里ほどの途を迅速に横行する事はかの信玄謙信の名将もえせぬわざにていともく奇しくひとへに神わさなるへしと人々の語るままをしるす。

明治九年十二月廿一日 伊勢国石薬師駅佐々木弘綱

いつかたの いかなる人の いかにする

わさともしらて さわかしきかな

竹やりを 携へなから 国もせに よふた夜人の 立さわくかな

弘綱

筆とりて直に書たれは不文わきかたき所も有るへしよきに察してよ又いふ昨日四日市にて郵便書状をやき又途中にて行合たるを引たくりて打捨たるもありとそ又日永村にて郵便馬車に行あひ馬を追放し状を取箱をとり天白川にながしたりともいへり又即死の者も有り怪我をして我門を戸板にのせてゆくもあり怪我死人数いまた分らず

〔六三〕郵便報知新聞 明治九・一二・二八 社説 国

家禄ハ士族ノ命脈ヲ懸ル所ナリ田畝ハ農家ノ衣食ヲ仰ク所ナリ故ニ士族ノ不平ハ禄制ヨリ生シ農夫ノ暴動ハ田租ヨリ起ル然リ而シテ慣習ナルモノハ人心ヲ安着セシムルモノニシテ新法ナルモノハ慣習ヲ破碎スルモノナリ慣習ヲ破碎スルカ故ニ人心ヲ機動スルカ故ニ暴士乱民ヲ現出ス然ラバ則慣習決シテ動カス可ラサルカ新法決シテ施政ス可ラサルカ曰ク然ラス慣習動カサルヲ得ス新法施サルヲ得サルハ現時ノ情勢ナリ

然レトモ旧ヲ慕ヒ新ヲ厭フハ尋常人民ノ常状ニシテ慣習ニ浸潤蕭陶セラレタル精神ニ離ル可ラサルモノナリ是以テ新旧相抵触スルノ瞬間ハ人心ノ安着セサル時限ト云ハサルヲ得ス今年ノ如キハ旧ヲ捨テ新ヲ取りテ禄券発行ヲ実施シ地租改正ノ始メテ奏功セル時限ナレハ士族ノ暴動農民ノ一揆相尋テ発現セルニ非スヤ然レトモ所謂新ナルモノ決シテ悪キニ非ス旧ナルモノ決シテ善ナルニ非ス若シ政府人民利害相異ナルモノトセハ禄券発行ノ如キ政府ノ為メニ計ラハ政府ハ大損ヲ招ケルモノニ非ルヲ得ンヤ士族ノ為メニ謀ラハ士族ハ大利ヲ得タルモノト云ハサルヲ得ス然リ而シテ士族ハ禄券発行ノ為メニ嚴酷ナル所置ヲ受ケタルカ如キ感触ナキニ非ス是レ將タ新ヲ厭

フノ慣習ノ助成セルニ非スヤ
……

〔六四〕郵便報知新聞 明治九・一二・二八 府下雜報 国

○堺県下大和国奈良辺の農民も石代金納の苦情より紛擾を生し既に暴動の所為に及ばんとする萌しあるより去る廿一日県令税所篤君出張せられ三重県の一揆原が大和路へ踏込み奈良の一揆と合併するも計り難きゆへ予じめ其の備へにとて同日の午後七時頃同県より大阪鎮台へ出兵を請ひしかば八聯隊の中一小隊を出兵になりしと又昨今大坂府下は寄留或は止宿の鹿兒島人をお調が有り是は前日熊本暴徒の余類が鹿兒島県民と名乗り入込む故にて決して同県を疑惑に付ひくぐは無しと大坂日報に見えたり

〔六五〕郵便報知新聞 明治九・一二・二八 府下雜報 国

○廿四日午後七時岐阜を發せし郵書に三重県下の暴徒追々当県下へも押し込み海西石津多芸の三郡に在る区戸長并に学校等凡廿三四軒程へ火を放ちたり斯波参事は笠松口へ井手大属は大塩口へ出張警部巡查等も多人数繰出し余程捕縛したれは不日鎮定するならん云々

〔六六〕郵便報知新聞 明治九・一二・二九 府下雜報 国

○三重県下頑民原の一手は伊賀の名張へ繰出し大和路へ向つて乱入する勢あれは去る廿四日堺県より大坂鎮台へ出兵を乞れしかども午後に至り鎮靜の模様なれば其儀に及はぬと再度の掛合がありし由又三重県庁へ向ひし一手は県吏及び旧藩士等の防禦に因りて先づ庁下は蹂躪せざれと今後の防禦に差支へるとて廿四日に大津分営より一中隊繰出し松坂の三井津の田畑屋等の豪家へは火を放ちて金穀を掠め東海道は桑名四日市石薬師庄野龜山関坂ノ下辺迄蔓延し街道筋の旅人には妨せざれど人力車は尽く打ち毀ち若し乗車して通行する者あれば忽ち撃ち毀つと罵るゆる旅人は多く土山より引返す由

〔六七〕郵便報知新聞 明治九・一二・二九 府下雜報 国

○去廿二日の夜京都府より伊賀大和辺の暴動か乱入を予防の為め南山城木津村へ俄に巡查六十人を出張させ尚翌日同所へ向け小銃彈藥等を運送になりたるよし

〔六八〕郵便報知新聞 明治九・一二・二九 府下雜報 国

○本月廿三日附尾州名古屋の知春堂主人よりの郵書に頑民の暴動は粗鎮静したり一体此の頑民奴原は西洋嫌ひと見へ学校其の他西洋風の家屋は見当り次第矢鱈無性に毀ち廻り往く処として酒飯を出せと迫り充分に喰ひ了りたる跡では是れも人民の為めだと捨芹麩を吐き当市中はいつ方も目塗りをなし宮駅などでは急にガラス障子を外すの西洋物を片付けるのと乱竹大騒ぎ又有志の者は刀を佩ひて出庁せよとのお達しがありしゆゑ昨日迄刀鎗長刀等を携へ（中には小具足を着せしものもあり）我もくゝと走せ集りしかは一時大に雑踏せり昨今も夜分は愛知県と記せし提灯を提げ帯刀にて市街を巡行す海西海東の両郡にも些とブツ／＼する様子大垣辺も同断昨今は余程濃州養老へも集りしと云ふ岐阜県より鎮台へ出兵を乞はれしとて繰出しになりたり頑民中には紀州和歌山伊賀上野の窮士族輩も余程交り居るよしにて左右進退は喇叭にて号令す愛知三重両県下の略図と名古屋より各所への路程を左に掲ぐ

（略図省略）

〔六九〕郵便報知新聞 明治九・一二・三〇 府下雜報 国

○去る廿五日勢州四日市より品川丸へ乗り組み帰京したる境川雷電等一行の力士某の物語りに此の一行の者は伊勢路にて一と場所興行せんと某の一連十三人の力士等は廿日に四日市へ着せしが既に市中は過半焼失し高砂町の旅店某方は幸ひに火災にも罹らねは暫く草鞋を脱きて夕飯を喫する折柄早や暴徒等押来り速に家を出ざれば火を放つぞ撲ち殺すぞと口々に罵るゆへ力士等は皆な戸外に出て路上に団集し飯を喫し居たる処へ賊の巨魁らしき者が来り我にも飯を与へよと有合ふ物を掴み喰ひ其俥行き過ぎしかば力士等は夫れより高砂町の豪家塩間某方へ引き移り同氏の頼に任せ市中の良民と共に数名の暴徒を撲ち殺し或は荒縄にて縛り上げたれば暴徒も其勢に恐れ逃げ失せしゆへ其夜は塩間氏の門前に篝火を焚きて防禦の手配をなし翌廿一日の朝鎮台兵の繰込み来り市中の人民へ七八才以上の男子は白布にて鉢巻をなし暴徒との見分ちを附けよと触れられたり又同行の力士中百余人は日本船にて四日市へ着する筈なるが風都合にて勢州若松へ上陸し四日市まで四里の道程を歩行き来るとも知らぬ者共は人語の近く喧しきは必定暴徒の押し来りしに相違なしとて十三人の力士と共に得物を携へ足場を計りて備を立て遙か人影を見るより拍てよ殺せと口々に罵るを百余人の力士等は大声にて我々は暴徒ならず力士なりと叫びて漸く互に安心し一旦塩間方へ引取りしが直に防禦を頼れしゆへ力士等百十三人は早々鎮台へ伺ひしに差構ひなしとの指令を受けいづれも白鉢巻に装を揃へ手頃の丸太を携へ

て市中を巡邏するは実に金剛力士の有様にて其勇しさ前代未聞なりきと

〔七〇〕郵便報知新聞 明治九・一二・三〇 投書 国

○区戸長ノ職分ヲ論ス 岐阜県下 民野剛造 郵送

其地位ヲ政府ト人民トノ中間ニ占メ上政府ノ制令ヲ奉シテ之レヲ人民ニ伝へ下人民ノ意志ヲ受テ之レヲ官府ニ稟シ政府ノ制令人民ノ意志ニ背戾シ人民ノ權利ニ障害スル者アリト認レハ必ス此間ニ立テ政府ニ折衝シ人民ノ意志ヲ暢達シ上ニ偏倚セス下ヲ圧セス能ク周旋調理スル者ハ之レヲ区戸長ノ職分ト言フ可シ然ラハ則其地位ハ必ス官吏ニ非ルヤ明ケン而シテ之レヲ現時ノ区戸長ニ徴スルニ其自ラ任スル官吏タルカ如キハ何ソヤ必ス其職制中ニ■テ官吏ニ類スルノ部分アルベシ吾輩其職制ヲ想像スルニ其章程中官府ノ制令ヲ奉シテ之ヲ人民ニ伝へ人民ヲシテ能ク御趣意ヲ奉体シ誤認無ラシムルノ一項ヲ以テ最モ区戸長職制ノ要領ナル者ト認メ終ニ自ラ官吏ナリト思惟シ来ルニ非スヤ

詳ニ区戸長ノ性質ヲ思想セヨ如此ハ決シテ其職制中ノ緊要ナル者ニ非スシテ此外ニ於テ最モ緊要ニシテ且榮輝トスル所ノ者有ルヘキナリ何ソヤ其地位ハ官吏ニ非スシテ人民ノ總代ナリ其言論スル処ハ人民ノ意志ナリ其周旋スル所ハ人民ノ便利ナリ而シテ其折衝スル所ハ政府カ人民ノ為メニ謀テ其理ヲ得サル所ノ者ナリ如此ハ区戸長職分上荷担スル処ノ最モ要領ナル者ニシテ且榮輝アル所ナリ若シ単ニ政府ノ布達ヲ伝達シ人民ノ請願ヲ取次迄ニシテ其職分ヲ域キリ少モ人民ノ為メ政府ニ折衝スルノ心志無クンハ其形跡ハ直チニ地方小吏ナリ決シテ人民總代タルノ榮輝ヲ有セサルナリ

若シ將タ如此地方小吏タルヲ以テ自ラ其榮輝ヲ表スル者トシ或ハ保身ノ計ヲ得ル者ト為スカ吾輩ハ其心事ヲ哀マサルヲ得サルナリ何ソヤ其榮輝トスル所ハ僅カニ地方小吏タルニ過キスシテ其保身ノ計ト為ス所ハ却テ身ヲ殺ス險路タレハナリ吾輩ハ敢テ危言ヲ吐露シテ区戸長ヲ聳■スルニ非ス是ヲ今回ノ百姓一揆ニ徴ル茨城ニ三重ニ暴徒ノ最モ甘心セント欲スル者ハ区戸長ニ非スヤ試ニ新聞紙上ニ就テ一揆ノ形状ヲ看ニ某村ニハ兇徒区戸長ヲ殺スヲ号令シ其駅ニハ区戸長ヲ追逐スルナリ等其敵視スル景状如此其平常相与ニスルノ間ニ就テ人民ノ以テ嫉惡スル所知ル可キナリ而シテ其嫉惡スル所ハ何等ノ理由ヨリシテ然ルカ茨城ナリ三重ナリ固ヨリ無法無闇ノ兇民ナレハ直チニ区戸長ヲ責論ス可ラサルハ勿論ナリト雖モ吾輩ハ故サラニ区戸長カ平生ノ所業ニ深入シテ飽マテ其理由ヲ求メント欲スルナリ

吾輩カ前條ニ開陳スルカ如ク区戸長ノ地位ハ固ヨリ人民ノ部分ニ在ルベキモ其自ラ任スル所ハ恰モ地方小吏ナルカ故ニ其相与ニスル際ニ著シキ間隔

ヲ生シテ自ラ懇親ナル情義ヲ失ヒ常ニ政府ニ傾向シテ人民ノ意志ニ背戾スル者鮮ナカラス於是乎人民ノ之レニ接スルモ吾カ総代人タルノ情義ヲ以セスシテ其情願スル所ノ者アレハ直チニ之レヲ政府ニ告訴スルモ決シテ区戸長ノ取次ヲ要セサルニ至リ其憎怨スル所ハ更ニ尋常官吏ヨリモ甚シキニ至ルナリ吾輩濫ニ深文ヲ以テ区戸長ノ心事ヲ斷スルニ非レトモ今回各地ノ暴状ハ区戸長ノ平生ヲ追論スルニ好機會ナリト信シ其向後ノ改良ヲ希望スルナリ

其レ然リ然ラハ区戸長ノ職分ハ政府ノ制令ヲ奉シテ之レヲ人民ニ伝ヘ人民ヲシテ誤謬無ラシムルガ如キハ固ヨリ要領ナル者ニ非スシテ更ニ要領トシ緊切トスル者ハ人民ノ為メニ計テ不当ナリト認メタル政令ノ下ニ折衝スルニ非ラスヤ如此心志アル区戸長ノ榮輝ヲ表スベキナリ吾輩平民ノ尊敬モ此心志アル区戸長衆ニ加ヘント欲スルナリ果シテ然ラハ其選舉ノ公ト官トヲ扱ブニ足ラス官撰ニ惡ム所ハ傾向ヲ惡ムナリ公選ニ貴フ所ハ折衝ヲ貴フナリ如シ折衝ノ意ナクンハ仮令一タヒ公選ニ出ルモ終ニ官府ニ傾向シ去ラン苟モ折衝ノ意アルカ仮令官撰ニ出ルモ決シテ傾向ノ憂ヒナシ吾輩力現今ノ区戸長ヲ見ルニ其公選ニ係ル者ト雖モ猶傾向ノ憂アルヲ知ル宜ヘナルカナ一揆暴動ノ間ニ於テ其説諭ノ寸功ナキノミナラス遁逃伏匿ノ違アラサルヲ之レヲ其榮輝ナリトスル処ハ僅カニ地方小吏タルニ過キスシテ其保身ノ計ト為ス所ハ却テ其身ヲ殺スノ險路ナリト云フモ豈不可ナランヤ

〔七一〕郵便報知新聞 明治一〇・一・六 社説 国

本年本月第四日ノ聖詔ヲ見ヨ政府ハ旧来ノ税法地価百分ノ三ヲ減シテ二分五厘ト為シ又民費ハ正租三分ノ一ヨリ多キヲ許ササル制限法ヲ革メテ更ニ五分ノ一ヲ定度ト為セリ

明治十年政府初発ノ詔令ニ於テ首トシテ減税薄斂ノ美挙アルハ豈余輩人民ノ幸福ニアラスヤ人ノ行為ヲトセント欲セハ先ツ心志ヲ見ルヲ要ス今ヤ政府ハ此詔勅ヲ以テ節用愛人ノ意趣ヲ明ニ天下ニ公示セリ其後來ニ繼出スルノ官令カ此ノ初令ニ戻ラスシテ大ニ人民ヲ利スル者有ランコトハ余輩ノ今日ニ疑ヲ容レサル所ナリ

余輩ノ聞ク処ニ拠レハ此般五厘ノ減税ニ因テ政府ノ歳入ハ大凡八百万円ヲ減シタリト果シテ然ラハ其差額ハ決シテ少々ナラサルナリ夫レ八百万円ハ一省一使周年ノ定額ニ当ルニ足レリ而テ俄ニ之ヲ減省スル者ハ豈政府愛民ノ英断ニ出テタル者ト云ハサル可ケンヤ余輩ハ之ヲ称揚セサルヲ得サルナリ之ヲ欣賀セサルヲ得サルナリ

然レトモ税斂ヲ薄フシ賦租ヲ減スルハ蓋シ甚難キニアラサルヘシ唯之ヲ薄

フシ之ヲ減シテ而後用度乏シキニ至ラシメザル者ハ其業実ニ容易ナラス今日八百万円ヲ減シテ之ヲ民間ニ留置スルハ決シテ難事ニアラサル可キモ八百万円ヲ減シテ度支乏キヲ告ケサラシムルハ痛ク冗費ヲ省キ冗官ヲ廃シ節要儉約宜シキヲ得ルニアラサルヨリハ其業決シテ容易ナラストス

余輩ハ己ニ政府減税ノ初歩ヲ見ルヲ得タリ其節用省費ノ第二步ヲ目撃スルモ亦必ニ遠キニアラサルヘシ而テ冗費ヲ省キ冗官ヲ廃スルモ自ラ緩急次序有ル者ナリ知ラス政府ハ何辺ニ向テ先ツ費用ヲ減セント欲スルカ余輩ハ切ニ此英断ニ繼テ美挙ノ生スルヲ見ルヲ得ン

聖上愛民ノ聖意恩波下ニ漲溢スル者誠ニ喜フ可キナリ民間賦税ノ薄キ窮農蘇息ヲ得ル者誠ニ欣フ可キナリ政府冗費ヲ減シ人民苛税ノ嘆無シ誰レカ此般ノ詔令ヲ欣賀稱賛セサル者アランヤ

然而テ此聖詔一タヒ下ルノ日ニ於テ余輩ハ滿腔ノ歡喜ト共ニ衷情ヲ吐露セント欲スルナリ抑地租改正ノ挙タルヤ固ヨリ公正ヲ要スル者ニシテ地方官吏ノ尽力精査決シテ地価ヲシテ其当ヲ失セシムル事無キハ勿論ナリ然レトモ官衙ノ繁劇或ハ事務整頓ヲ促カスノ急ナルヨリ地価其ノ当ヲ得サルヲ疑フモノナキニ非ス

然レトモ今新定ノ地価ヲシテ皆其當ヲ得タルモノト想定セヨ百分ノ三ヲ減シテ二分五厘ト為スハ実ニ今来ノ美挙ナリト云フヘキナリ抑モ政府一事ヲ挙行シテ而テ其不便ヲ熟察シ直チニ之ヲ改メテ敢テ吝マサルカ如キハ得易カラサルノ良挙ト云ハサルヲ得ス加之地価ノ調査尤モ其精ヲ得ルコトアラハ美事ノ又美事ナルモノナリ

然則百分ノ三ヲ減シテ之ヲ二分五厘ト為スノ良政ハ地価當ヲ得ル者ニ在テハ益之ヲ欣喜ス可キナリ故ニ此良挙ヲシテ良挙タルノ意ヲ公明ニスルモノハ地価ノ調査ヲシテ益精ニ弥密ニ到ラシムルニ在リ是レ余輩欣喜ト共ニ吐露シ来レルノ衷情ナリ

故ニ地租改正ノ事ニ於テ最モ着意ス可キ者ハ独リ上納ノ數額ヲ減スルノミニアラス兼テ新定地価ノ当否ヲ反覆精査スルニ在リ然レトモ一美事ヲ得テ直チニ他ノ良挙ヲ欲望スルハ或ハ望ムコトノ適度ヲ失スルノ謗ヲ免レサル可シ唯余輩ハ政府カ今年初発ノ布令ニ於テ光輝アル聖詔ト共ニ此改正ヲ見シタルノ歡喜ニ遇フテ其方向全ク人民ト疾苦ヲ共ニスルノ点ニアルヲ自信シ不知不識ココニ論及シタリキ

然レトモ地価ノ當ヲ得ルト否サルトハ今日ニ問フ可キニ非ス余輩ハ此天地覆載ノ恩詔ニ就キ得隴望蜀ノ情ヲ以テ他ノ良挙ノコノ英断ニ繼カンコトヲ希望シタルノミ若シ夫レ然ラハ今日ノ聖詔ハ益人民ニ恩波ヲ及ホス者大ナラン我政府ハ明治十年ノ進路ニ入ルノ初メニ於テコノ良挙ヲ施行セリ余輩

ハ今年ノ終局ニ於テ此挙ニ均シキ美事ヲ歴々枚挙スルノ榮ヲ得ント欲シ此ノ聖詔ノ下ルニ遇ヒ先ツ篇ヲ草シテ以テ其喜ヲ記ス

四日ノ社説ニ於テ去歲ノ世事ヲ痛論シ未タ局ヲ結ハス次号ニ続出ス可キヲ約シタレトモ同日聖詔ノ出ル有ルヲ以テ之ヲ本日ニ論シタリ前日ノ説ハ応ニ次号ヲ以テ篇ヲ続キ更ニ論スル所アルヘシ

〔七二〕郵便報知新聞 明治一〇・一・八 府下雜報 国

○三河国にても去冬西尾一色辺の人民大に騒立ちし様子なるは三河万歳が上京せし処既にお廃止になりスゴ／＼帰国せんと乗船せしが風浪悪しく漸く一色辺に上陸したるに夜中なれば土民等兇暴人と認めたるより急に動揺し西尾辺も此事を聞き区会所より土族へ警衛を頼みたれば質入れ刀を受戻すやら埒朽ち大騒きをせしが事実を能く聞くと右の次第なればヤツと氣が落着きまして誠に目出度侍らひたると安堵せしよし

〔七三〕郵便報知新聞 明治一〇・一・八 府下雜報 国

○本県下の騒擾は日々貴社の新聞に載せて漏さざれとも猶親しく見聞せし二三を録して尽く貴社に寄す 三重県下 二見浦人

抑此度の一条は南勢松坂在ミイト村に始りて山中の瘦地なれば迎も地租百分の三は収め難しと区長戸長などより県庁へ屢々嘆願に及ひたれど聞届なきより細民共人数を嘯集し松坂に在る三井の金を奪つて貧民を救ふと又か己が月給に暈目み貧共をも救はぬ区戸長用掛などに目に物見せんと寄々相談を定め弥明夜事を起さんと衆議の決せしを櫛田村の者共が聞き知り速に同意し先つ松坂の屯所に到りミイト村の細民が多く嘯集したるにて櫛田へ押し寄する様子ゆへお救ひに預りたしと願ひ出けるにさらばとて屯所々々より巡查残らず派出して今やと待設る折り同村の某なる者が一と先応接せんと云ひ立ミイト村に到り首尾よく松坂の巡查を計り櫛田村まで引き出したれは巡查の居ぬ内に松坂へ押寄せよと密に告げしかはそれと手配りを定め津と松坂と二た手に分れ所々の稲叢を焼き立村々の同志を駆り集めたるゆへ一日手筈違ひたれど却て人数を増し松坂の三井へ押寄せ乱妨せしに金庫の戸嚴重にて容易く破り難かりしを漸く打破り鉄の金篋を取出して火を放ちければ終に大橋迄延焼したり此の騒きを津の本庁にて聞き取り直に柵を振り込み用意せし処へ津へ廻りたる者共は柵際まで押寄せたれど左右なくは破れさりし内県令より旧の城代たりし藤堂仁右衛門に告げて土族を募られしかば土族輩は各得物々々を携へ馳せ集まり群る中へ切つて掛りたるか農民共は大に辟易し終に庁には手を掛け得ず西の方へ迫り在々所々にて

藁を焼き同志を集め関龜山庄野石薬師四日市桑名と隊を分ちて押し出し四日市桑名に至る頃は最初より百倍せし人数になりしとそ偕津の土族連は一旦商となり農となりし身なれど今度県庁の募りに応じ祖先伝来の鍔刀を取り出し妻子を顧みず一命を捨てし働きなれば家禄は永々子孫へ賜りたしと出願せし由四日市の三井店は酒飯を出せしゆへ其の前面の電信局は焼き払ひたれど恙なく小古曾村川村古仙有平の両家にては凡そ四十俵程の飯米を焚き出せしが後ちには搗米間に合はず玄米の儘を焚き酒も十樽程鏡を抜きて振舞ひたり此の騒動に乗じ草賊所々に出没して財錢を盗まれし者多く四日市の者などは最初農人原に与せしが廿日に謂れなく高砂町を焼しとて大に怒り放火せし者を見出して数人打ち殺し且捕縛せし由菰野旧城下に在る小学校に火を放ちたる時頑民原は口々に我輩の子は旧手習師匠にて事足れりかかるつまらぬ法を建てて授業料を多く掠るは心得難たし又建なは又焼くへしと云ひ罵りしと無知の農民原すべもなき物なり此外家を焼かれ毀るる時周章して様々可笑しき事も聞取たれと新聞に出すへき程の事にもあらず猶珍しきおこらは次便に書送せん

一揆の県に捕らるるを見て

国の為世の為ならぬたは業にはかなく身をも欺くなるかな

一揆の時神戸にて切られたる人を見て

ぬけ出し功もたてすたちまちに切らるる人の哀れなるかな

〔七四〕郵便報知新聞 明治一〇・一・九 投書 国

○日本開明ノ進路ヲ論ス

在東京 古山後生

我日本現時ノ人民ハ未タ開明ニ達スル一定 進路ヲ得スト云フヘキナリ回顧スレハ不新爾来政府力人民ニ自由ヲ与ヘント欲シ各国ト權勢ヲ対峙セント欲セシヨリ人民モ亦政府ト此ノ欲望ヲ全フスルモノ不尠其進路ニ向ツテ諤々論諍スルモノ一事新聞紙上ニ哄然タリシカ昨今再ヒ霜枯レト共ニ凋衰シテ偶マ雄文快筆ノ其間ニ現ハルル無キニ非ルモ深ク其論旨ヲ探尋スレハ頗ル支葉ノ一辺ニ就テ発シタルモノ多キヲ見ル嗚呼余輩ハ未タ世人カ何レノ進路ニ定向セントスルヲ認知スル能ハス苟モ愛國ノ心ヲ具スルモノ飽クマテモ此ノ論題ヲ掲起シテ敲論討議ノ力ヲ尽ササルヘケンヤ

各新聞紙ヲ閲読スルノ諸君ハ昨明治九年ノ後半ヲ洩シタル熊本山口茨木三重等ノ頑状ヲ見テ如何ニ其原因ヲ探尋シ来ルカ余輩カ考察ヲ以テスレハ彼等カ開明ノ進路ニ踏迷フタル軌轍ノ斯ク哀レナル境界ニ到着シタルヲ信セシムルニ足ルナリ彼ノ珠楼玉殿ナル竜宮仙境ハ余輩之ヲ羨マサルニ非スト雖トモ実ニ其路ヲ求ムル能ハサルヲ奈何セン唯活人カ活世界ノ樂土ニ前マ

ント欲ルニ於テ豈安クニ之カ道ナシト云ハンヤ無レハ則之ヲ求メヨ求ムレハ則必ス得ン余輩ハ世人カ其目的トシタル樂境ニ前マントスルニ当テ蓋シ三箇ノ進路アルヲ想像セリ

……

〔七五〕郵便報知新聞 明治一〇・一・九 投書 国

○貴社新聞千百七十四号三重県下頑民暴動ノ細報アリ取敢ヘス之ヲ展読スレハ曰伊勢国安濃郡雲津駅外六ヶ村及旧大神宮廢職ノ神官（俗ニ云フ宮雀）社人共二千五百人程地租改正石高ノ不服ヲ名トシ嘯集ス云々トアリ此言ヤ何等ノ誤聞ニ出テシカ將タ誰人ノ報スル所カ雲津駅外六ヶ村ノ如キハ果シテ此挙ニ與ミセシヤ否ヤヲ知ラスト雖モ我山田ノ神官社人ニ至テハ決シテ夢ニタモ見サルノ妄説ニシテ余輩カ曾テ解セサル所ナリ抑該地旧神官ノ多キ殆ト千ヲ以テ数フト雖モ廢職以來更ニ旧習ヲ慕フノ念ナク朝旨ノ忝ナキヲ体シ孜孜々營々商ニ工ニ各自自活ノ道ヲ求メ因襲ノ情風變シテ勤勉ノ俗トナレリ嗚呼何為ゾ頑民ニ與ミシテ暴動ヲナスガ如キノ愚ヲ働カンヤ余輩今現ニ見聞スル暴動ノ概略ヲ記シ此言ノ虛妄果シテ信スルニ足ラサルヲ証シ併セテ貴社ノ速ニ正誤セラレンコトヲ希望ス

十二月十九日午後九時頃火光天ヲ焦シ二三時ニシテ滅セス街説紛々人心頗ル洶々タリシカ翌廿日ニ至リ松坂近在ノ頑民各所ニ嘯集シ同所三井其他ノ豪商数戸ヲ焼払ヒ其勢益猖獗ニシテ將ニ我山田ニ逼ラントスルノ説アリ此ニ於テヤ該地ノ騷擾容易ナラス携幼扶老東走西馳家財道具ヲ顧ルニ遑アラス殆ト鼎ノ沸クカ如クナリシ既ニシテ薄暮又報アリ曰頑民小俣村川端村ノ（宮川西ノ村名）兩処ニ屯シ今ヤ一時ニ乱入スヘキ勢アリト故ニ該地ニ於テモ防禦ノ策ヲ講スル区々ナリシカ如何セン事勿卒ニ起リ未タ十分ノ手術ヲ得ス加フルニ支庁ハ此際川田警部ト巡查漸ク二三名ノミ其他ノ吏員ハ何地ヘ御遁レ遊ハセシヤ影タニモ見ス中々保護ノ有ルヘキ様ナシ故ニ止ヲ得ス陽ニ同意ヲ表シテ彼ノ頑民ノ意ヲ饗カシメ敬シテ遠クルノ策ヲ決シ午後十一時頃町々ノ人数ヲ招集シテ宮川ノ堤上ニ屯シ正ニ同意ヲナスノ実ヲ示シ同三十分比各其町々ニ引取り陰力ニ之カ備ヲナセリ然ルニ同夜十二時頃ニ至リ忽チ市中ノ騷然タルヲ聞キ驚キ出ツレハ既ニ頑民力市中ニ乱入セシ様子ニテ例ノ竹鎗ヲ携ヘシ一揆引モキラス口々大呼シテ曰ク提灯ヲ出セ主人ハ從フテ吾用ヲナセト小便小屋ヲ破リ或ハ街灯ヲ倒シ乱暴狼藉至ラサル所ナク市民ハ手ヲ束ネテ傍觀スルノミ終ニ支庁ニ逼リテ同庁ヲ焼払ヒ其他師範学校病院三井銀行支店農社及同掛リ役員ノ私宅等都合九ヶ所ニ放火シ類焼百余戸ニ及ヒ廿一日午前六時頃頑民ハ何地トモナク総揚ケニ引取り

又隻影ヲ見スト雖モ市中ノ動揺大方ナラス更ニ安心ノ場ニ至ラサリシカ翌廿二日午前一時頃ニ至リ本県警部内海直質津旧藩士四十人ヲ率ヒ海路神社港ニ着スルノ報アルニ会シ梢安堵ノ思ヒヲナシカ是レモ全ク市中ノ鎮撫ニアラスシテ兩宮警衛ノ為メ出張セラレシ由併シ引続キ鎮台兵ノ着アリ又参事鳥山君モ派出セラレ追々鎮静ニ赴キ此頃ニテハ暴徒モ続々縛ニ就キタリ余輩カ聞ク所ニ依レハ山田市中ノ暴動ハ元来ノ一揆党ニ非ス第一区中山田近在ノ頑民ニシテ此騷擾ニ乗シ無根ノ狂暴ヲ肆ニセシトノコト何ニシテモ迷惑千万

以上記載スル所ハ一二ノ概略ニ過キスト雖モ余ハ只神官社人ノ此挙ニ與ミスルカ如キ虚吠ノ妄説ヲシテ貴社ノ新紙ヲ汚セシヲ惜ミ為メニ一言ヲ贅シテ世人ノ疑ヲ解カント欲スルノミ

千百七十四号廿六日の新聞本日着直チニ此報ヲ草シ浄書スルノ暇ナク忽々之ヲ郵便局ニ致ス貴社幸ヒニ削正記載セラレハ幸甚

第一月二日 伊勢山田八日市場町 橋本五郎

〔七六〕郵便報知新聞 明治一〇・一・一一 社説 国

我政府ハ本年ノ初ニ於テ地租ノ一部分ヲ減シテ海涵ノ寛典ヲ実施セリ我輩ハ既ニ其旨令ヲ賛揚シテ之ヲ六日ノ紙上ニ掲ケタリキ然レトモ政府ノ此惠政ヲ施行スルヤ必先ツ此惠政ヲ施行スルノ所由無ル可ラス我輩ハ其所由ヲ了知スルヲ得スト雖モ昨年来農民ノ窮迫シテ動モスレハ禍乱ヲ煽揺シ慘劇ヲ演スルモノアリシヲ以テ畏クモ農民ノ疾苦ヲ愍マセ玉フノ聖意ヨリ八百万円ノ巨額ヲ大蔵庫中ヨリ取り去リテ之ヲ農民ニ返スノ所為ニ出テタルナラスヤ其レ然リ事務多端国家ノ用度未タ此時ヨリ盛シナルアラサルノ際ニ当リテ八百万円ノ巨額ヲ農民ノ手中ニ留メシムルハ要路ノ君子カ非常ノ奮発アリシヲ想フ可キナリ然リ而シテコノ巨額ヲ減省スルノ前ニ当ツテ要路ノ君子ハ何等ノ意想ヲ發シタルカ我輩ハ今其意想ヲ憶度シテ要路君子ノ此挙ヲ助成スルハ容易ナラサルノ事情アリシヲ開陳セン

要路ノ君子ハ八百万円ヲ減省スルノ前ニ於テ必ス先ツ其減省ノ如何ニ実行セラレベキカヲ思ハサル可ラス而シテ何ノ辺ニ向テ其減省ノ平均ヲナス可キカヲ量ラサル可ラス今コノ減省ノ發令アリシヲ見レハ既ニ其思量ノ定リシヲ想像スルナリ而ルニ我政府ハ従前ノ体面ニ基テ敢テ其内部ニ変換ヲ起サシメス依然旧容ヲ保持シテ而シテ八百万ノ金額ヲ歳入ヨリ除却スルノ挙ニ出ツ可キニ非ルナリ思フテ此ニ致レハ改革ノ二字ハ此發令ノ前ニ於テ要路ノ君子ガ思量中ニ含容シタルモノニ非スヤ否此發令アリトセハ政府中ニ改革アルハ止ム可ラサルコトト思惟セサル可ラス若シ改革アルヲ想像セハ

其改革ハ何ノ辺ニ向ツテ施行セラル可キカ否八百万円ノ平均ハ何レノ処ニ

向ツテ施行セラル可キカ否八百万円ノ平均ハ何レノ処ニ顯ハルルカ之ヲ思想外ニ措クヲ得サルナリ今之ヲ嘗論セシニ各地方ハ此平均ヲ受クルノ地ナルカ決シテ然ラス地方庁ハ常ニ其費額ノ乏キヲ憂テ最要必須ノ事務ニスラ用度ノ及ハサルヲ苦シムノ時ナラスヤ然ラハ則此平均ヲ受クルハ東京府下ノ間ニ止ルヲ想ハサル可ラス若シ東京府中ニ在リトセハ先ツ何事ヲ減シ何物ヲ省テ以テ之カ平均ヲナサントスルカ政府ノ現ニ着手セル事物中或ハ廃止或ハ除却スベキモノアルカ或ハ之ヲ廃止スルニ可ナルモ現在条約中ニ係リテ却テ廃止ノ損失タル可キモノ尠ラサル可シ且夫国土ノ開進ヲ保涉ス可キ事物ハ之ヲ廃止ス可キニ非ス鉦山勸業ヲ始トシテ道路ノ修繕橋梁ノ築造等或ハ政略上ニ係ルアリ或ハ必要ナルモノアリ一々之ヲ推考セハ廃止除却ス可ラサルモノ決シテ無ル可キヲ想像スルナリ討索推究ノ上到底八百万ノ減省シテ其平均ヲ行フノ劇場トナル可キハ僅々官衙ノ間ニ帰セサルヲ得ス官衙ニシテ果シテ其平均ヲ受クルノ地タランニハ其ノ定額ニ於テ減省ヲ求ム可シ定額ニ於テ減省ヲ求メハ先ツ事務ノ減省ヲ要シ而後吏員ノ減省ヲ要セサル可カラス若シ夫事務ヲ其俟ニ差置キ而シテ吏員ノ減省ヲ求メハ決シテ行ハレサルヲ知ルナリ所謂冗費ヲ省キ冗員ヲ減スル等ノ語氣ハ昔日ノ官衙ニ於テ言フ可クシテ今日ニ語ル可ラス試ニ思ヘ冗費冗員ナルモノハ決シテ今日有ル可キノ理ナシ各其從役ス可キ事務無フシテ官吏トナリ費用ス可キノ理由無フシテ費用セル金額アラシヤ今夫レ俄カニ官衙ノ定額ヲ減省スルモ大蔵省ノ庫中ニ於テ余裕ヲ留ムルヲ得サルハ其例ナキニ非ルナリ我輩ノ聞ク所ニ拠レハ昨年中官衙ノ間冗官沙汰ノ主義ヲ履踐シテ或ハ冗官ヲ減スルノ挙ニ出ルモ免職官員ハ旅費ト賞給ヲ懷ニシテ更ラニ他ノ省衙ニ地位ヲ求メ得ルヲ以テ一省ノ冗官ヲ他省ニ嫁シタルノミニ止リテ到底減省ノ目的ヲ達スル能ハス其間ノ差引ニテ大蔵庫中ニハ冗官沙汰ノ為メニ九万円ノ損失ヲ生シタリト是レ將タ信然スルヲ得スト雖モ或ハ此等ノ事情ナキヲ保スル能ハサルナリ

故ニ官衙ノ間ニ八百万円ノ平均シ去ルヲ見ント欲スルハ實ニ至難ノコトニシテ節要ノ適度ヲ得ルニ非ンハ到底寛典ヲ全フスルニ至ラサル可シ冗官沙汰ノ如キハ先ツ言フベキニ非ス唯事務ノ減省シテ可ナルモノハ先ツ之ヲ減省シテ少々ノ不便ヲ堪エ而シテ後吏員ヲ減スルノ挙ヲ見ルヲ得ン我輩ハ今日決シテ冗務ヲ見スト雖モ亦或ハ之ヲ廃止シテ大害ナキモノアラン之レヲ着手ノ一端トシテ除々節用ノ主義ヲ履踐シ疾苦ヲ人民ト共ニシテ務メテ分限ニ安ンセハ本年初発ノ寛典ヲ全フスルノ難キニ非ルヲ保スルナリ是レ我輩要路君子ノ意中ヲ憶度シテ果シテ何ノ挙ニ出ルカヲ定視スルニ苦シミ敢

テ自ラ吐露スル所以ナリ

〔七七〕郵便報知新聞 明治一〇・一・一一 府下雜報 国

○埼玉県下にて旧冬納租石代相場のことに何に欺ゴトくせしを戸長も大に心配し其頃県庁へ二斗三升五合の相場にて納米を願ひ立しが五採用にならぬゆゑ窃に糞や笠の用意をする者もありしかば戸長は抛なく出京し内務省へ嘆願に及ひし処漸くお聞届けになり申立の相場にて本月廿五日頃納米高七分の半を納め三月中に残り半額を納め地租改正の後残り三分を納ることになりたれば各村の細民等は漸く安堵の枕に就きしと

〔七八〕郵便報知新聞 明治一〇・一・一一 諸県報知 国

○茲に一奇談あり江州神埼郡大藪村の恩行寺の住僧景陽は嘗て還俗して滋賀県に奉職せしが去月廿一日午前早くも隣県の騷擾を聞き自ら探索せんとて石津郡高須〔旧松平範次郎領地〕に至りしに該地は草賊既に進入し火を放ち横行するを目撃するに皆乞児穿偷の徒にして士族体の者は一人も見へざりしかば同夜十一時頃歸村せしに協同議所〔戸長役場〕にて同村并楡股村同新田等三ヶ村の戸長集会して居るゆへ景陽其場に至り我等実地探偵せしに賊は恐るに足らず今二三十人の壯者を付与し呉れなば直に追捕すべし彼等をして我が村落を蹂躪せしめば何の恥か是れに如かんと云へとも一同何の答へもなければ一と先寺に歸り散髪天窓をクリく坊主に剃り落とし下たに白衣を着し再び戸長等を促せしに皆々答へて一応の探偵にては心元なし今一度聞糺した上人数を集むべしと云ふを然らば一二の從者を貸すべしと隣村西郷村の材木屋治助〔常に力自慢の男なり〕と外一人を附き添へければ三人にて同郡今尾村〔旧竹腰氏の領地〕に來りしに賊は脇野村〔今尾を距る十七八丁〕迄來りし由にて今尾詰めの巡查并消防組等は最早追ひ巻られ退かんとする有様なれば景陽これを奨励し愚僧此所に在り草賊原を追捕す可し各々我に従へと彼材木屋と共に同村の戸長山中某の宅にて数條の縄と六七尺の竹棒を請ひ材木屋を先驅となし走せ行きたり巡查等跡より続ひて繰り出し既に夜丑満過ぎ寅の上刻頃今尾と脇野の中央なる土倉村境内揖斐川堤迄至りしに向より六七十余の松明を点し押寄する形勢なれば景陽大音揚げ進めや者共と呼わりながら一同に押出せしが早や賊勢に間近なるより又も大声を發し止まれ賊等と一二回呼はりしに賊の先驅炬火を持ちし者と咫尺なれば景陽進み寄りて汝等は何者なるやと問ひければ我等は近村の者にて抛なく案内の者なりと答ふゆへ然らば賊は何程の人数なりと問ふに一人進み出て耳語には僅か五人のみシテ又君等は何の為め出張なされ

しと云ふ故我等は捕縛として向ひたり速に裏切りすべしと云ひ聞けしに其の赴き後軍に通知しなければ炬火を一処に集めしに賊徒四五人事の急なるを知つて帶劍を抜き打つて掛りしが材木屋治助は得たりや応と真先きに進み一賊を竹棒にて打ち巻りしに賊の刀に切そがれ竹槍と変せしかば當るに任せて衝き立しに賊徒は胸板を貫かれ水田の中へ落入りたり続ひて治助は飛下り馬乗りになり跨りして遣つたりと大声を發したるに炬火を持ちし者一同馳せ來り火影に透かし見此奴そ我が村の戸長の家を焼きし賊なりと云ひ罵り忽ち群り寄つて縛せしが景陽坊は治助の安否心元なく縦横無尽に切り廻り一賊と打合しに過つて胸先へ疵負ひしが屈せぬ強氣に接戦せしかば終に賊徒は消防組の手に縛されたり猶殘賊を探りしに赤きケツトを覆ひたる曲者堤上を窺ふ様子なるを景陽直ちに引つ捕へ縛したり既に三賊を生捕り材木屋も無事なれば大に悦び意氣揚々と今尾へ引き上げ巡查に囚賊を渡し歸村に及ひしと此の恩行寺景陽は死を決し独り隣人に死後の事を託し發途せしが恙なく其功を顕はせしゆへ初めて衆人に事由を告げ密かに懷中へ秘め置きたる三部經と大師の木像を取出し物語せしとそ

〔七九〕郵便報知新聞 明治一〇・一・一五 諸県報知 国

○志州鳥羽港よりの報知に該地も県下の農民暴動の折りは今にも押し寄るとか焼払はるるとかいふので市街の騷擾一と方ならず老幼は近在へ避けしめ家財は船に積み戸を鎖し窓を塞き東西へ走り南北へ駈け巡り其様恰も木曾殿が京師へ乱入せし時も斯くやと思ふ計り併し平常居候だの食潰しだのと口を極めて罵れど流石土族殿は土族殿丈けに暴民に強迫されては一分が立たぬとて家伝の宝刀を袋にして各々小脇に掻ひ込み所々固められたるので人心も大に穩になりたり一体今度の暴民等は各村を巡りて強誘し一言も不の字を説き出せば直に火を放つゆへ抛なく面従する者多く且県下にては山田が殊に慘憺を見る甚しかりき同所は官有に属する者は勿論貸付金を渡世とする処などは都へて暴民の目する地なれば尽く火を放たざるはなし併し追々いつ方も鎮定し此の程は毎日五人十人宛主謀の者が召捕はる又県令より左の告諭文を各区へ達せられたり

鎮撫要旨

多勢ヲ集メ暴威ヲ張り官ニ向テ強願要請スレハ如何ナル不条理ノコトニテモ多少聞届可相成ト思想シ党与ヲ結ヒ惡計ヲ企テ政庁ニ迫リ強願スルモノ古來其例不少藩治ノ際ニ在テハ其治法各藩ノ適宜ニ出ルヲ以テ官其暴害ヲ畏避スルカ為ニ一時姑息ノ方法ヲ設ケ其請願ヲ許可セシモノアリ人民ノ囁々タル今日ノ政府ヲ以テ前日ノ藩政ニ同視シ之ニ擬セントス愚亦甚矣抑今

日ノ政府ハ日本全国ノ政綱ヲ執リ天下ノ情勢ヲ洞察シ法度ヲ制スルモノナレハ不条理ノ訴願ハ仮令如何ナル苦情アルモ決シテ一部一県ノ為ニ其法ヲ動カスモノニ非ス又一人ノ權限ナリトモ其意見条理アリ公益アリト認ムルトキハ容易ニ之ヲ採用スルコトアリ故ニ政府ハ勢力ノ多少ト事ノ大小等ニ拘ハラス唯其ノ条理アル所ニ与ミスルモノト思フベシ今般暴動ノ如キ仮令ヒ県庁ニ侵入シ尽ク官吏ヲ縛シ其請願ヲ要求スルモ固ヨリ直ニ之ヲ許可スルノ權ナシ況ヤ其請願ノ条理ナキ之ヲ取次キ進達スルモ得ヘカラサルモノナリ若シ人民ニ於テ不得已困苦艱難ノコトアラハ勉メテ恭順憫誠ヲ表シ其困苦ノ情実ヲ布陳シ条理ニ從テ請願スレハ県庁ニ於テハ其情狀ヲ視察シ条理恰當不得已次第ト認ムルトキハ其旨趣ヲ以テ其筋ニ申請シ何分ノ指令ヲ為スノ場ニ運フベシ爾來如何ナル暴徒ノ脅誘ニ遭フモ決シテ雷同響應其去就ヲ誤ル勿レ今般ノ暴挙ノ如ハ實ニ非常ノ殘暴ヲ極メ人民ノ困厄不一方其中一時誘引セラルル者モ反テ其区内ノ乱妨ヲ助成シ必用ノ扱所及諸帳簿マテモ燒棄テ上下多費ノ際更ニ幾層ノ疲弊ヲ來シ結局其ノ禍害ノ幾分ヲモ身上ニ負荷セサルヲ得サル道理實ニ浩歎ニ堪ヘサルナリ向後篤ク其旨ヲ領解シ屹度注意不都合ノ挙動致間敷此旨懇諭候也

〔八〇〕郵便報知新聞 明治一〇・一・一五 投書 国

○三重県下頑民暴動ノ時旧大神宮廢職ノ神官社人共モ加ハリシト云コトノ非先頃既ニ正誤アリタル通りニテ十二月二十日ノ夕ヨリ神地ノ人民ハ各自ノ家ヲ不顧皆々神宮ヲ衛護シテ二宮トモニ安泰ニアラセラレ其事實ハ抑此神宮旧祠官ハ皇孫降臨供奉ノ神孫ニテ神武ノ御宇ニハ伊勢ノ国造ニナリ大神鎮座己來世襲神廷ニ奉仕南北朝ノ頃ヨリ応仁文明ノ都鄙急劇ノ際ハ神代ヨリ伝ハリシ靈器ヲ衛護シテ中今ノ御世マテ恙無ク存在アラセラルルハ独リ神官ノ功績ナリ二位三位迄ニモ叙セラレ御維新取敢ズ家祿トカ職祿トカトテ毎年現米二十石又ハ八石六石宛其家筋身分ニヨリテ下シ賜ハリシカ明治四年七月神宮御改正ノ后ハ此祿モ不被給又御取糺ノ上夫々御救助ノ筋モ可有之トノ御旨ナレトモ未御沙汰モナク位記口宣案モ取上ラレ諸國ヘ祠官ノ手ヨリ大麻頒布モ停止神領モ召上ラレ五位以上ハ漸ク土族ニナリ出雲国造住吉社官ハ華族ニナリシヨシ六位以下ハ平民籍ニ編入シタレトモ何ソ不平ヲ鳴サシヤ是皆神慮ナリト恐レ多クモ朝命ニ抗抵スル心更ニナシ然ルニ県官神官ニ拝命セシ者并ニ壯年ノ者ハ活計ノ方法アレトモ差当リ幼主女主人病人等ノ家々又老人幼子多キ家々ハ其日ノ活計ニ困却シ實ニ憫然ノ至ナレトモ各自救急ノ方法ナキユヘ不得止八年二月旧度会県庁ニ歎願シテ救助ヲ乞シニ県令久保君ニハ實地目撃ノ事ユエカ殊ノ外憐憫アリテ其筋ニ上申アリ御

取糾ノ折カラ廃県ニナリタリ続キテ三重県庁へ願出シニ県令岩村君ニモ久保君同然仁恤ヲ以テ熟考アラセラルルヨシニテ兼テ其筋ヨリ諮詢ノ次第有之詮議中ユヘ我輩ニモ資産營生ノ見込相立詳細上申スヘク客年十一月二十四日御沙汰ニナリシナレハ旧神官ハ末々ノ者マテモイカデカ政府ヲ怨恨ニオモフ者アランヤ

よしあしを などかおもはん なにごとも

君のまにく 神のまにく

三重県下伊勢度会郡山田下馬所前野町百廿一番地 中西 弘繩

〔八二〕郵便報知新聞 明治一〇・一・一六 社説 国

地租五厘ノ減省ハ歳入二八百万円ノ減省ヲ生シ歳入八百万円ノ減省ハ官吏千余名ノ減省ヲ生シ諸官省ノ改革一時ニ発現シテ八百万円ノ減省ヲ償減シタルハ我輩カ現時政府ノ着手中ニ於テ見聞スル所ナリ而ルニ民費ノ如キハ裏ニ正租三分ノ一迄ヲ出シテ凡ソ一千六百万円余ヲ賦課セラレタルニ今之ヲ五分ノ一二止メテ以テ其定限トナシタレハ其減スル所幾ント半額ニ居ル可キナリ然ラハ則チ民費モ亦八百万円余ノ減省ヲ生シ来ル可シ

我輩ハ聖恩ノ優渥ニシテ民膏ヲ節スルニ急ナルノ寛典ヲ賞揚シ又退テ地方ニ消費セル民費如何ンノ問題ニ入り込ムトキハ地方官ガ此減額ノ民費ヲ以テ民政ヲ保持スルハ至難中ノ至難ト云ハサル可ラス大政府ハ地方ニ何等ノ改正ヲナサシメテ以テ此減省ヲ償補ス可キノ目的ナル乎必ス非常ノ英断アリテ先ツ良然ナル目的ヲ定メタリシヲ想フ可シ然レトモ我輩ハ其目的ノ未タ明瞭ナラサルニ当ツテハ自ラ之ヲ想像セサルヲ得サルナリ

之ヲ想像スルノ初ニ於テ先ツ何等ノ意見ヲ下サントスルカ我輩ハ亦前日地租ノ減省ヨリ必ス政府ニ改革アル可キヲ想像シタルト同一ナル意見ヲ下サルヲ得ス不識今日ノ想像ハ前日ノ想像ト均シク果シテ的中スルコトアルカ其的中スルト否ルトハ今日ニ計ル可ラスト雖トモ民費ノ半バヲ減シテ民政ヲ保持セントスルニ当ツテハ地方官吏ハ決シテ旧軌ヲ踏ム可ラス旧套ヲ脱セサルヲ得ス旧軌旧様己ニ襲ク可ラサルヲ見ハ地方政務ノ改革ハ亦止ム可ラサルモノト想像セサルヲ得ス然リ而シテ地方政府ハ何等ノ方途ヲ取りテ新鮮ノ政務ヲ施サントスルカ凡ソ人民ノ便益ヲ起シ其康福ヲ保持センカ為メニハ適宜ノ費用ヲ要セサルヲ得サルナリ且ヤ地方ノ政務ハ直接ニ人民ニ關係スルモノナルカ故ニ費用ノ減スルカ為メニ直チニ其便益ヲ害シ康福ヲ妨ルモノナキニ非ス若シ夫レ然ラハ減省モ亦実益ヲ生スルコト能ハサラントス其形名ヲ異ニスルノ雜稅ヲシテ更ラニ人民ノ頭上ニ及ボササルヲ得サルアラハ寛仁ナル政途ヲ全スルヲ得サラントス然リト雖モ事已ニ此ニ至

ルトキハ則民政ニ於テ非常ノ改正ヲ施シ以テ此至難ナル進路ニ突入セサル可ラサルヲ知ルナリ

其レ斯クノ如ク地方政務ノ改正ヲ已ム可ラサルモノト定視セハ如何ナル方略ノ以テカノ蟠根錯節ヲ破碎スルヲ得ルカ試ニ思エ民費ノ減省半額ニ及ハハ各府県ノ区戸長ニ供スル給料ニスラ充テサルカ如キヲ我輩ノ胸算果シテ大過ナクンバ此半額ノ減費ハ区戸長給料ノ外他物ニ供スルニ足ラサルカ如キ想像ナキニ非ルナリ

政府ハ第三ノ諸県配合ヲ挙行シテ以テ其減省ヲ弁償セント欲スル乎諸県ノ廃合素ヨリ願フ可キモ人民ノ便益ニ障害ヲ与エサルヲ以テ適度トセサル可ラス之ヲ適度トセハ廃合ノ後ト雖モ民費ニ於テ巨額ノ差異ナキヲ見ルコトアラン然レトモ若シ果シテ府県ノ挙アランニハ多少民費ヲ減省スルコトアル可シ然リト雖モ未タ此一举ヲ以テ今般減セラレタル半額ノ民費ヲ償減スルヲ得サル可シ

廃県ノ一举未タ以テ半減ノ民費ヲ償フニ足ラストセハ更ラニ何等ノ挙行ス可キ事アリトスルカ人或ハ曰ク各府県ノ大小区画ヲ拡メテ以テ区吏ヲ減スルハ今日ニ於テ或ハ施行スルヲ得ント其レ然リ区画改正ノ一举ハ大ナル妨害ナカル可キヲ保スルナリ然レトモ是亦僅々区戸長ヲ減員スルニ止ルノミ為メニ省キ得ル所ハ区戸長ノ給料ニ外ナラス此一举果シテ行ハルルモ未タ以テ半減ノ民費ヲ償フニ足ラサルカ如キ想像ナキニ非ルナリ

然ラハ則何等ノ方略力能ク半減ノ民費ヲ償フテ支障ヲ生スルコトナカラシメンカ且夫前ニ論述セル兩挙ノ如キモ果シテ現時ノ実務ニ適ス可キヲ知ル可ラサルナリ於是乎我輩ハ唯地方政務ノ改正ハ已ム可ラサルヲ予想スルモ其改正ノ何事ニ発現スルカハ妄想ノ又妄想ニシテ決シテ今日ニ前知ス可ラサルモノ無キニ非ス況ンヤ政府ノ九仞牆外ニ立テ其内部ヲ占トスルモ到底想像ノ的中スルヲ知ラサルナリ唯其改正ノ早晚ニ発現スルヲ見ハ迷霧ノ一朝ニ消尽シテ大二理会スル所アラントス

〔八二〕郵便報知新聞 明治一〇・一・一六 諸県報知 国

○岐阜県下石津郡大巻村〔旧名大牧〕に至りし賊等は既に小学校を焼き其の氣に乘し戸長元右衛門の宅に放火すべきか又は隣村高柳村へ押し寄せ戸長運四郎方を襲はんかと躊躇せし折り同村の舟子共早くも見付けたるに賊は僅かに四五名に過ぎざるゆへ窃かに戸長に告げ追捕せんと示し合すに同意せしかば各得物を携へ即時に討て出し時兼て見知れる駒野村の者賊中に居たるを夫れと呼び掛けしに忽ち逃げ出したり舟子等大に勢を得て北ぐるを追ひ詰め二人を捕縛せしが其他は何地へか解散せり同郡高須に入りし賊

は該地屈指の富家茗荷屋某と共に学校を焼き払ひたれ共大長〔姓名分からず茗荷屋に垂く富家にして高須の大長と云へは近村知らざる者なしと〕なる者は金八百円を投与せし故放火は免れたり賊は夫より馬野目村の富家長左衛門なる者の本家新家二軒を焼き次に内記村伊藤又吉を焼き次に松の木村の藤左衛門方へ往きしに戸長は同家藤四郎なる者と聞くより直ちに突入し金十二円を奪ひ反別地図及び諸帳簿を門前にて焼棄て次に西島高田両村設立の学校を焼き高田村戸長古川治左衛門方は帳簿のみを焼きたり夫れより土倉村に至り恩行寺（前号に記す）の手に縛せられたりと云ふ（以上百八村）此の捕縛されし賊の中に笑ふ可き一談あり恩行寺等己に賊を巡査に渡し今尾村に引来りし時一賊の方を顯はす者ありしが己れ縛せられたる故傍人に乞ふて寒さ甚だし願くは肩を隠し玉へと頼みしに村人之を聞き罵りて曰く何に寒ひと己れ今までさんく人家を焼きて暖かなれば何の寒きことあらんとて顧みる者もなく戸長山中氏迄引き来りしに同家にては四斗樽の鏡を取りて諸人に酒を振舞ひけるに村人何れも熟酔し彼賊を門柱に縛し置き踊り舞ひて各自賊の頭を打ちては舞ひ交るく無暗に打ちし故巡査之を制すれ共聞き入れざりしとぞ又草賊の斯の如く分派せし所以を聞くに勢州の乱民は三重岐阜の県境にて立ち去りしが所謂無尾馬なる者のみ美濃に来りし由〔中には士族もありしが大概祭文語り乞児の徒にして其日の糊口に苦む者多しと〕にて首領たる者十数人の賊徒を率ひ村民を案内とし各村の分限者或ハ戸長〔戸長に注意せし所以は年末にて地価の税金を集めて將に上納せんとする前故多分其金を奪はれたるよし〕学校等を焼くを名として先づ諸帳面類を出さしめ若拒む者あらは忽ち焼払ふなり故に金を出せは決して放火せずして其奪ひし金は首領金額の二分の一を掠め残余を他に分配するを以て配分の少きより各自四五名づつを率ひ自ら首領となり別途に向ひし故斯く処々に波及せしなりと就縛の草賊自首せし由捕縛せし賊は何れも破れたる股引を穿ち汚れたる衣類を着したれとも皆百円余の金を所持せしといふ又大藪村の田中丈右衛門外一名は伊勢参宮に行き帰路雲津松坂辺に多人数屯集せしかば何事なりやと尋ねしに地価の儀にて区戸長より二十日余も県庁へ歎願せしが御聞届なき故術策に尽き集会するなりと云へり何処彼処も同様の形状にて通行を妨ぐるゆへに津辺より海辺に出て海岸を廻り一昼夜飲食もせず漸く富田に至り知己を便りて一飯を乞ひ一泊せしが富田より桑名の間に道々殺されたる人を見掛けたり夫より山路を巡り多度山の麓にて夜を明し廿二日辛ふして帰村せし由なるが其他西方各所の火煙は数力所なれとも楡股へ進入せんとせる者と方向の異なるを以て其災害を被りしは何村の誰なるか未だ分明ならざりしと

（八三）郵便報知新聞 明治一〇・一・一六 投書 国

○乱民論

志摩 角 理 輔 稿

政府馭ヲ失シテ群雄割拠シ干戈止ムナク攻撃相接シ砲声天ニ轟キ馬蹄地ニ響キ朝ニ人名ヲ屠リ夕ニ人家ヲ赭シ流血淋漓トシテ河ヲ為シ横屍累々トシテ山ヲ築ク是レ戦国乱世ノ常態ニシテ亦深ク怪シム所ニアラスト雖トモ動乱既ニ平ラキテ政府権柄ヲ掌リ刀劍已ニ腰ヲ脱シ砲戟將ニ囊中ニ鏑ントシ四海昇平安泰無異耳目亦騷擾ノ事ヲ見聞セザラントスルノ治世ニ当ケ忽然トシテ彼ノ慘憺タル演劇ヲ無事社会へ涌出シテ人命ヲ損シ家宅ヲ失ヒ老幼婦女ヲシテ路傍ニ彷徨セシムルニ至ルモノアリ流民一揆ノ乱是ナリ

夫レ流民一揆ノ目途タル敢テ政府ヲ転覆シテ国体ヲ更正センコトヲ欲スルニアラズ言ヲ君側ヲ淨ムルニ籍テ私憤ヲ漏サント欲スルニアラズ只一箇一身ノ困厄ニ生シテ発スルノミ其原因ヲ分テ甲乙ノ二ツトス甲ハ即チ飢饉ノ乱民ニシテ年荒穀歉或ハ赫々タル炎天一滴ノ露ナク耕地空シク曠々タル焦土ト化シ或ハ雰々タル霖雨一日ノ霽ナク田園驟力ニ滔々タル池沼ト変リ終年苦役シテ粒米ヲ得ズ茲ニ於テカ穀価非常ニ騰貴シテ一升米ノ価数金中等以上ノ人民スラ尚活路營生ニ苦シム況ンヤ水呑百姓ニ於テヲヤ遂ニ乱シテ流民トナリ富商豪農ニ闖入シテ米庫ヲ碎キ綿布ヲ奪ヒ暴戾ヲ事トシテ余生ヲ接グ之ハ飢饉ニ由テ生スル所ノ乱民ナリ

乙ハ即チ苛政ニ由テ生スルモノナリ酷吏嚴刻ニシテ無數ノ税額ヲ賦シ人民ノ疲勞ヲ察セズ其ノ膏血ヲ搾リ雜税錯出シテ端緒多ク收穫以テ地租ニ足ラス商賈何ゾ税金ニ満タンヤ且ツ収期最モ嚴ニシテ苛律後ニ逼ル茲ニ於テ一夫大呼シテ衆民付加シ耒耜ヲ棄テ竹槍ヲ執リ權衡ヲ抛テ席旗ヲ掲ゲ腕力以テ治者ニ迫リ其ノ困厄ヲ緩フセントス之レ苛政聚斂ヨリ発スル所ノ乱民ナリ

以上説明スル所ハ乱民一揆ノ二大原素ニシテ其ノ挙動ノ如キハ固ヨリ野蠻ノ風習ナルヲ免レズ然トモ若シ又乙ノ所業ノ如クンハ独リ乱民ノミノ罪ニアラズ治者モ亦其責ヲ免ルベカラザルモノナリ

頃日聞ク我内地諸処ニ於テ土民ノ蜂起アリト此警報ヲ得ルニ当テ殊ニ不審ニ勝ヘズ何ゾヤ其ノ乱ルヘキ原因ヲ發見シ能ハザレバナリ曾テ之ヲ聞ク昨秋平均七歩ノ稔ナリト而今米価一円ニ二斗三五升高価ト云フヘカラズ飢饉ト称スヘカラス勞力事ニ従ヘバ以テ三個ノ口ヲ糊シテ尚若干ノ余贏アルベシ然ラハ則チ甲ノ乱原ハ悄然ト跡ナシ又乙ノ禍源ヲ見ヨ我明治政府ハ腕力ヲ制政府ニハアラザルナリ賢相上ニ在リ良吏廷ニ満ツ焉ゾ彼ノ人民ノ膏血ヲ搾リ收穫以テ租税ヲ購フニ足ラサル聚斂ヲ為シ老幼路傍ニ飢餓スルノ慘

毒ヲ好ムノ暴挙アラシヤ之レ断シテ確信スル所ナリ其レ斯ノ如ク論シ来リテ其病因ヲ除キ去レハ昭々トシテ些ノ痕跡ノアルナシ其レ然リ而シテ今尚ホ諸所ニ乱兆アルハ何ソヤ七歩ノ豊熟二五ノ米以テ飢饉ト見做セルカ地価ノ改正百三ノ租以テ聚斂ト視做シタルカ將タ別ニ一大原因ノ在ルアツテ其レ此ノ騷擾ヲ醸セルモノカ余輩眼光ノ浅小ナル其原因ヲ発見スルニ苦シム夫レ我日本下等無智ノ人民ト云ヘトモ好ンテ国憲ヲ犯シ樂シテ乱ヲ起スモノニハアラザルナリ論客以テ此挙動ヲ何等ノ原因ニ帰着セシムルゾ

〔八四〕郵便報知新聞 明治一〇・一・二〇 社説 国

改革論

杉山 繁

改革ノ主義一旦政府ノ内部ニ進入セルヨリ俄然崩潰ノ勢ヲ以テ諸省各寮ノ官吏ヲ沙汰シ幾百万円ノ金銀ヲシテ人民ノ手中ニ留メシメタリ想フ可シ政府ガ民生ニ貴重シテ数年ノ情実ヲ一朝ニ破碎シテ斯クノ如キ改革アリシハ尋常一樣ノ奮発ニアラサリシヲ抑モコノ改革ハ政府自ラ想起シテ自ラ之ヲ発シタルカ將タ他ニ刺衝スルモノアリテココニ至リシカ所謂憤発ハ偶然政府中ニ浮動シテ而シテコノ改革ヲ惹起スノ刺激ヲ与エタルカ將タ他ノ刺衝ヲ受テ憤発シ終ニコノ改革ヲ發生スルニ至リシカ

人ノ曰ク農民窮途ニ困迫シテ止ムヲ得ス竹槍ヲ執リ席旗ヲ掲テ暴挙ニ出ツル一ニシテ止ラサルヲ以テ政府ハ此乱民ノ暴挙ヲ見テ特ニ之ヲ憂慮シテ謂フ民ノ乱ヲ為ス実ニ惡ム可シト雖モ或ハ疾苦ノアルアリテココニ至ラシムルノ原由トナルニ非スヤト自ラ顧テ人ニ求メス断然情実ヲ排破シテカノ英挙ニ出タルナリト

我輩ハ此説ヲ信然スルコト能ハスト雖モ若シカノ改革ヲシテ農民ノ事情ヲ酌量シ其疾苦ヲ以テ政府ノ疾苦トスルノ主義ニ在ラシメハ政府ハ即チ農民ノ疾苦ニ刺衝セラレ大ニ憤発スル所アリテコノ改革ヲ举行セルナリ若シ果シテ然ラハコノ改革ハ是レ農民ノ刺激ニ由リテ生シタルニ非スヤ農民ハ直チニ此改革ヲ以テ政府ニ逼リシニ非ス又其事情ヲ發言シテ自ラ政府ノ所置ヲ転換シタルニ非ス政府ノ機関ハ正シク当路君子ノ把持スル所トナリテ而シテ農民ノ事情ノ先ツ執柄家ノ心裏ニ通暢スルモノアリテ執柄家自ラ其機関ヲ動カスニ至リシナリ

然ラハ則農民ハ直接ニ此改革ヲ助成セスト雖モ間接ニ之レカ原由トナリシナリ改革ノ行為ハ政府ニ発シテ而シテ改革ノ原由ハ農民ニ在リ農民ノ意想ハ自ラ此改革ヲ醸生スルノ原素トナルモノアルヲ見ルニ足レリ然レトモ政府ノ英断能ク夙ク農民ノ意志ヲ酌量スルニ非スンハ安ンソコノ結果アルニ至ラン

試ニ見ヨ我国農民ノ意想カ政務上ニ関係シタルコトアリヤ古ヨリ政途上ニ現ハレタル変換ニ就テ詳細歴史ヲ檢閲シ去レ何物ノ人民カ果シテ其意想ノ発現ヲ政務ノ上ニ見タルコトアルカ建国以来二千余年ノ間農民ノ意想ヲ俄然政務ノ上ニ写影スル斯クノ如キヲ見サルナリ政途上ノ変換ハ大小数百千回ヲ見ルモ皆是農民ノ手澤ヲ存スルモノニ非ス多クハ是武士ノ行為ニ成リテ武士ノ行為ニ敗レ一種族間ノ榮枯盛衰ト共ニ変移シタル改革ニシテ日本ノ政略世界ニハ初メヨリ農民ノ頭足ヲ容レサルハ勿論政府モ亦農民ノ意想ニ動カサレテ為政ノ方向ヲ変易シタルコト無キナリ

我輩若シ他人ノ言ヲ信シテ政府カ今日ノ改革ヲ政途上ニ施シタルハ全ク農民ノ意想ニ刺衝セラレタリトセハ我輩ハ歴史上未曾有ノ演劇ヲ明治十年ノ一月ニ見タルナリ是レハ惟レ千古ノ一美事ト云ハサルヲ得ス世人ハ或ハ此改革ノ実因タル本年四日ノ詔勅ヲ以テ「マグナカルタ」ニ比スルモノアルモ我輩ハ大ニ其ノ意見ヲ異ニセリ抑モ英王ジョンノ「マグナカルタ」ヲ其臣民ニ与ヘタルハ直チニ逼迫セラレテ強取セラレタルナリ我政府ノ農民ニ於ル其ノ疾苦ヲ愍ンテ自ラ之ヲ与ヘタルナリ彼レハ与フルヲ喜ハスシテ而シテ之ヲ渡シ此ハ甘ンシテ而シテ自ラ之ヲ恵与セリ其事情大ニ殊別アルナリ我輩ハコノ恵典ヲ以テ明治歴史ノ一大美事トセリ之ヲカノ強迫ニ出タル「マグナカルタ」ニ比スルヲ好マサルナリ況ンヤ政府ハ自ラ其内部ヲ節減シテ吏員ヲ省キ事務ヲ殺テ疾苦ヲ人民ト共ニスルノ英挙ニ出タルオヤ右ニ論スルカ如ク今日ノ改革ハ農民ノ意想ノ暗ニココニ現生シタルモノニシテ政務ノ方向ハ民種ノ意想ニ動カサレテ許多ノ官吏ハ減員減給ノ事實ヨリシテ民膏ハ至貴至尊ニシテ之レヲ食スルハ容易ナラサルヲ了知シタル可シ免職官吏ト雖モ自ラ顧ミ自ラ責ルトキハ決シテコノ改革ノ良挙ニ非ルヲ言フモノアラジ仮令一身ノ窮迫ヲ来タスモコノ改革ハ是レ政府ノ財主タル農民ノ意想ニ出テタルヲ思ハハ豈夫レ瞑目セサルヲ得ンヤ嗟乎愛ス可キ改革ヲ好ス可キ改革ニ汝カ今日政務ノ上ニ發現スルヲ見レハ恰カモ農民ガ間接ニ其原因トナリシヲ知ラン此改革ハ是レ日本人民ニ向ツテ快樂ノ淵源ヲ開発シタルモノト云フ可キナリ

〔八五〕郵便報知新聞 明治一〇・一・二四 諸県報知 国

○余頃日所用ありて勢州山田より津辺迄到りしか其間見聞せし一二を録して貴社に投ず是れ余が親しく見聞する所なれば間違なき事受合なり薬舗の能書と同視する莫れ

山 田

志摩

鳥港

野子報

皇神の域内は整々肅々五十鈴川の水音は潺々焉として胸間を清らかにし神楽殿の簞箒は蕭々乎として心耳を澄す詣人をして自から心静かに意爽かならしむ実には皇国の宗社なる一度五参詣の御方は固より五承知のことなり拝詣し了て帰路につく路傍の雜貨店各々二見浦の貝杓子神路山の榊簪其干簪筐干張皮籠種々様々の物品を駢列し女は面を白粉にし男は身に外套を纏ひ路頭に迎へ身を斜にして隻手地に着き隻手高く招き囁々喋々其土産を購はんことを求む其喧きこと夏夕葦蚊の鳴か如く身振の奇態なること宛も淀川引船水主の図を裏より見ると一般○山田市中過る暴民の騷乱に因て凄々然たり○諸所板囲を為したるは暴拳に遭たる西洋作りの家宅にあらずんば金貸の手先きならん○暴民の洋風を忌む殊に甚しく見れば必ず放火すと故に壁塗の煉化まがいには上塗の一枚を剥落せば忽ち泥塗の姿となり贗物の本性を見はせども斯かる中には亦一つの便利ならんか○浦口町常盤町の如きは放火の為に家を失すること八十有余戸なりと皆板囲を以て焼跡を遶らし或ハ書して曰某は裏の土蔵に住せり所用の人は此方へ来り玉へと知りぬべし該地は芝居好きの所なれば皆自ら親しく久松の蔵住居を経験すること斧音の丁々たるは家造りの急作ならんか併し是は余が見ることの遅目なればなり

松阪

本町の眼目たる三井の放火より類焼渾て六十余戸銀行の土蔵の累々たるも商賈家屋の櫛比たるも粗人の一炬憐むべし焦土となりぬ吁天か夫れ命なるか焼落の瓦礫は路傍に堆積し燃残りの松桜は堤上に直立す行人は市街に於て茫乎として行途に迷ふ其の方向を得されはなり且此慘憺たる所為を見て酸鼻直に去るに忍びす○焼けても三井だと称すへきなり祝融の晨類焼の家へ金千円を配与せしよし○奇とすべきは暴動の日に当て普請丁度柱立を為したる家ありき然るに此夕祝融威を逞ふし周囲の家宅を尽く烏有に帰せしに只該骨組の家計り灰燼の中に存立せり○憐むべきは寺西某なる者家職典物を業として活計豊かなりしが此日暴動の発するや器財悉く三戸の庫に詰め籠み仮令ひ家屋は風塵と共に飛去るも是れ此の三庫の存するなれば敢て後営を憂るに足らずと身は脱して暴民の難を免れたれ共家宅は遂に灰燼と化し頼みに頼みし三戸の庫も一つ半分残らはこそ悉皆焼失たりければ氣力頓に挫け財産驟に消し煩悶遂に井に投して鬼籍に就けりと但し是は之れ路傍車夫の話

津

藤枝町より八幡町夫より岩田橋に至るまで町家数丁の間暴徒の為に屋根或は格子等を打破られ疵痕のなき家とては一軒もなししかれとも該地におい

ては一ヶ処も放火のなきは不幸中の幸と云ふべし○路傍の玻璃灯を悉く破壊せしはいづれ自分の暗き奴原の所業と察せらる○暴民は岩田橋に至つて県官及び士族のために追ひ返さるゆへに橋南は殊に暴徒多しと雖とも橋北は些の災ひなしと○暴徒は岩田橋に止まり余もまた此回歩を岩田に止む故へに橋北の景況は知らず○橋南某町に一個の新聞縦覧所あり名を博覧局と云ふ蓋し各種新聞を博く閱するの意か卓上報知、日報、曙、及び絵入新聞を置けり窓戸の玻璃の損したるは彼の暴民の所業なるべしと思はる○根柢め三所の暴動の災ひを比せは焼失破壊殊に多きは山田なるべく暴徒集合して暴威を逞しふし放火して巨多の金額を失ひしは松阪にして災害は左のみになれとも家毎に災を蒙りしは津を以て多しとせんか然れとも三ヶ所の内津を最も軽しとす○人盛んなれば天に勝ども天定れは人に勝つ暴民の捕縛せらるるもの日々に数十人一条の縄一連の俘一個の查公之を御して本県へ護送するは宛も牧夫の群馬を役する如く■として遅行するは屠所の羊の歩むに似たり○始め農民の発するや田畔の稲村(藁を束ねて積み上げたもの)へ一時に火を点し火光を数十里に赫やかして暴威を助けしにより近村揮て一把の藁一束の稲村無し今茲牛馬の食物を如何せんと眉を顰る者は農夫なるべく是を聞て窃かに草鞋の高価とならんことを恐るるは行客の心根なるべし○道普請出来上りて道路坦々追風に保呂を掛けし人車は自ら転すべし人車の賃一里二銭半より三銭○商内は此頃の騒ぎより一入の不景氣を増したりと○人氣平穩街道無事因て諸国の道者衆に申す最早勢地の動乱は鎮静になりて兎の毛も動かぬ程なれば当春緩々御参詣んさい街道の旅宿は皆手を揉で待て居り升○チツト肝心なことを忘れた米は十円に四斗一升入六俵二三ト位

〔八六〕郵便報知新聞 明治一〇・一・二四 諸県報知 国

○三重県伊勢国山田の近況

暴動後は又一層の不景氣を顕はし金融の壅塞客歳より甚し或人の口すさみに「百姓の一揆に人の腰抜けておあしかよはぬ年の暮かな」俗に錢をオアシと云ふ流通して止まらざるに譬ふ○当分支庁の事務は元度会県内焼け残りの第一官舎にて扱はれ区裁判も同所の内にて開かれたり○騒擾鎮撫とかにて鳥山参事君にも襄きに出張せられしが此頃は何かの五都合により第五課吏員玉井君と交代せられし由○頑民乱行の為に火災に罹りし家屋は遠近有志の者より見舞を受くる事頗る多き中にも近村の暴徒連が何喰はぬ顔付きにて平素出入の家々に芋や大根を贈るとのこと根が無知の人とは云なから○暴民共は陸

続縛に就き今に至りて人民は漸く保護のおる処を知れり○山田師範学校は

元度会県権令久保君の尽力に依り客歳一月新築の功を竣へ爾來生徒も日に加はり頗る旺盛に赴きしが惜ひかな頑民の爲め一朝烏有に歸し土地人民は挙つて再築を希ふと雖も用ひられず弥近日洞津師範学校へ合併になるよし○小学も追々盛大に至り新築美を競ひ下等全科卒業の生徒多く己に上等二三級に昇るものありしが這回の暴動により校舎は大体破毀せざるなく人心大に瓦解して学事退歩の徴を現せり○区戸長は何れも同様賢明なれとも兎角卑屈に似たることありて人民は意志の暢達せざるを歎するが如し○病院も本県下に合併せられたり併し検徴所は不日取建になるとの噂さ○花廊遊里（古市新町）は猫の泣声もせず貸座敷は次第に廃業を乞ふ者多し○劇場は三ヶ所とも不切の講談落語の寄せ席も稀れなり○神宮の教会は式日に開かるれとも聴人は少もなし只町内の順番に当れば詮方なく居眠りに行くのみ○本宮は新たに岡本町へ靈社を建築するとて数十間の地所を囲へと未た着手に至らず○真宗の説教所を当地へ建設する由にて千坪余の屋敷地を求むるとのこと然るに神宮にては如何なる都合ありてか祓ひ玉へと陰かに策を回らし彼れ百円に買はば吾れ千円に買取るべしと云ふて居らるるとかの風説○廢職神官の建家も大体破却して菜園となり家財道具も追々お祓ひ箱になる様子○該地の談会は頗る盛んにして田舎相応に勝れた議論も有り近頃は社員も殆と三十名余の多きに及べり○季候は当年になつてから雪の降る程寒き日はなし

〔八七〕郵便報知新聞 明治一〇・二・二 投書 国

○読東京日々新聞

在東京 水原 潔

甚シヒ哉吾曹子カ弁ヲ好ムヤ今回政府ノ改革ニ於テコトサラニ意見ヲ開陳シ某論者カ今回ノ改革ハ竹槍ノ刺激ニ発シタリ竹槍ハ直接ニ此ノ改革ヲ助成セスト雖モ間接ニ之ガ原因ヲ成セリ等ノ説ハ近因ヲ皮相スルノ説ニシテ其原由ヲ洞察スルノ評ニ非ストシテ弁論余蘊ナカリキ吾輩ハ某論者ト吾曹子トノ論場ニ於テ無用ナル弁舌ヲ其中間ニ入ルルハ欲セサル所ナリト雖モ例ノ吾曹子カ鍛鍊ノ文章ヲ以テ某論者カ卒直ノ論説ヲ誣罔シ世ノ定論ニ背馳シテ自ラ為メニセント欲スルハ又片腹痛キコトナリ吾輩ハ如何ソ某論者ノ為メニ之レヲ弁セサルヲ得ンヤ吾輩今此ノ文章ヲ取テ一撃ノ下ニ破砕スルハ容易ナリト雖モ吾曹子ハ地歩ヲ杜隅ニ占メテ自ラ保護スルノ巧ミナル者ナレハ迂闊ニ深入シテ其神祠ヲ毀傷シ終ニ不測ノ嚴罰ヲ獲ルハ甚タ恐懼スル処ナルニ因リ敢テセス吾輩ハ太タ深入セスシテ此ニ老狐ヲ退治シ得ン吾輩ハ彼ノ論鋒ヲ破砕セントスルニ当リ多言ヲ要セスシテ其誤謬ヲ判スルニ足ル者アリ何ソヤ吾曹子カ結構ノ文章中却テ自ラ撞着スル所アルヲ見出

シタレハナリ其ノ前章ニ説ク所ニ因レハ「地租改正ハ廟議既ニ決定シ実行シテ差問ナシト見据ラレ差少ノ物議ハ覚悟ノコトナレハ二三県民カ嘯集セシトテ何ソ廟議ヲ変セン哉」ト云ヒ其後半ニ至テハ吾曹ハ只々政府カ新法ヲ数歳ニ試ミテ人民ノ情態ヲ察シ是非トモ減租ヲ行ハサレハ人民ノ疾苦ヲ救フヲ得サルヘシ此ノ減租ヲ行フニハ官省ニ於テ非常ノ改革ヲ為ササル可ラサルハ実ニ改租ノ原因ニシテ去年東北ノ聖巡ニ於テ親シク稼穡ノ艱難ヲ見ソナハセ給ヒ岩手県令カ御覽ニ備ヘタル百結ノ鶉衣葱雀ノ粗食ノ如キモ深ク聖意ヲ感触シ奉リテ即チ今日ノ宸断ヲ行ナハセ玉ヒタリ」ト云ヘリ是レ吾輩カ認テ撞着ト為ス所ナリ

信トニ然ク新法ヲ数歳ニ試ミ人民ノ情態ヲ察シテノ上ニ然ルト言ハハ前論ノ所謂些少ノ物議ハ覚悟ノ事ナリ苦情ハ書込ノ中ニ算セサレタルヘク二三県民ノ嘯集何ソ廟議ヲ変スルヲ要センヤノ論説ハ抑モ亦何等ノ意ソヤ地租改正ノ聖詔ハ明治六年ニ於テ公発セラレタル者ト雖モ成功シテ之レヲ実施スルノ期ニ達シタルハ漸ク一昨八年ヨリ昨九年迄ニシテ八年ニ於テハ未タ廟議ヲ変更スル程ノ物議モアラザリシ而シテ昨年末ニ際シ初テ其變動ヲ起シタリ昨是今非僅々一二歳ノ動静ヲ経験シタリトテ未タ新法ヲ数歳ニ試ミタリト言フ可ラス況ンヤ其騷擾ハ米価ノ下落金納ノ困難ヨリシテ其端ヲ発シタル者ニシテ未タ必スシモ百三ノ税法ニノミアラサルヲ以テ見ル時ハ実行シテ差問ナシト見据ラレタル廟議ノ俄ニ變更スルの理モアルマジキナリ子ハ一意政府ノ体面ヲ裝飾セント欲シコトサラニ深入シテ其原因ヲ搜索スルニ臨テ無端東巡ノ一挙ヲ尋テ来ル者ト思ハル

又茨城ノ騷擾ハ数日ニシテ平定シ之レカ為メ廟議ヲ變更スル程ノ氣勢ナク三重県ノ一揆ハ余程ノ騷動ニ聞エタレトモ其報道ハ去年ノ歳晚ニ際シ減租ノ詔勅ハ本年一月ニ在レハ其間廟議ノ余裕ヲ有セスト云ハ一応尤モニ聞ユレトモ是其ノ政略上ニ於テ緩急其途ヲ異ニスルヲ知ラサル者ナリ凡ソ事非常ニ起リテ救援ノ方遲駐ス可ラス禍乱ヲ未タ大ナラサルニ誘掖シテ一国ノ幸福ヲ保全ナラシメントスル時ノ如キハ政略上ニ於テ最モ神変ナル英挙ヲ要ス可キナリ如シ夫常途ヲ踏ミ旬日ヲ弥リ而シテ后決議挙行ス可シト言ハハ終ニ不通ノ政治家タルヲ免レサルナリ況ンヤ三重ノ騷擾ハ茨城ヨリ連引シ昨臘廿日頃ニ在テ直チニ其電報ヲ通セリ本年一月四日ノ聖詔迄ハ猶旬日ノ議ス可キアリテ吾曹子カ所謂少クトモ十数日ノ評議ハ既ニ之レヲ用ヒラレタルヲヤ

且今回ノ改革ノ如キハ非常ノ英断ナリトシテ論者ノ贊称スル所ナリキ古ヨリ非常ノ英断カ時人ノ耳目ヲ警動シ改革ノ政略ヲ施スモノハ必ス事変ニ際遇シテ發生スル者ヲ数多ナリトス何ソヤ為政家ノ方向ヲシテ無事安穩ノ日

ニ奮起セシムルハ甚タ難ク如シ事変非常ニ起リ遅駐ス可ラサル日ニ当テハ為政家ハ仮令俊傑ニアラスト雖モ猶其方向ヲシテ非常ノ英断ヲ奮起セシムルノ便宜アルモノナリ故ニ今回ノ改革ニ於テ多数ノ旬月ヲ要セスシテ能ク改革ノ英挙ヲ見ル者ハ蓋シ事非常ニ起リ之レカ英断ニ便宜ヲ与フル所アレハナリ

吾輩如此論弁シ来レハ某論者カ改革ノ原由ヲ認メテ民心ハ間接ニ之レカ原由ヲ成セリノ論者ハ必ラス其正鵠ヲ誤ラサルヲ証スルニ足ル可シ然ラハ此位ニシテ筆ヲ擱ク可キカ曰未タシ吾輩ハ更ニ筆鋒ヲ鋭進シテ此ニ吾曹子カ心事ヲ斷了シテ已マン何ソヤ吾曹子ハ有名ノ記者ナリ而モ時論ニ背馳セシコトサラニ異見ヲ開陳シ某論者カ認ル処ノ日本農民ノ意想ヲ政務ノ上ニ写影スル今回ヲ以テ濫觴ト為スベシトノ論意ヲ退ケテ此某此献是レ我政府仁恵ノ致ス所ナリト賛賞シ政府ノ仁恵ニ非ンハ人民ハ如何程疾苦スルトモ決シテ其影響ヲ政事上ニ及ホスモノニ非スト一意政府ノ仁恵ヲ賛美スルヲ以テ自ラ其図ヲ得タル者ト為スハ吾輩窃ニ吾曹子ノ為メニ慙ルナリ果シテ然ラハ吾曹子カ心事ハ何クニ在ル其英断ヲ賛美セント欲シテ忌諱スル処アルヲ慮リ筆録ヲ迂曲シテ此ニ諛辞ヲ作ル者乎

(三) 朝野新聞

〔八八〕朝野新聞 明治九・一二・二三 海内新報 国

○三重県下一揆暴動に付北代内務権大丞増子権大録後藤権大録福岡九等出仕大澤十四等出仕の諸君は昨二十二日同地へ出張され又警視庁より長尾権少警視を始め巡查百名は愛知県へ向け孰れも同日正午十二時東京を出発し横浜港より社寮丸に乗り組み出帆せられたりといふ

〔八九〕朝野新聞 明治九・一二・二三 海内新報 国

○去る廿日午後八時四十分発にて尾張名古屋より来たる私信電報の由 伊勢の農民一揆、津、松坂其の外とも焼く○廿一日午前三時四十分名古屋発電報の由 伊勢の上野、白子は丸焼け道止る○廿二日午前十時十五分同所発電報の由 百姓一揆伊勢の雲出辺より騒ぎ出し白子、神戸、四日市、桑名より昨日尾張の前賀須辺まで来たゲナ大騒ぎ云々

〔九〇〕朝野新聞 明治九・一二・二四 海内新報 国

○伊勢路桑名辺の百姓一揆は勢ひ益盛んなるに付去る二十日午後三時過鎮台兵一中隊宮駅より船にて桑名へ向け出発になりたるよし

〔九一〕朝野新聞 明治九・一二・二四 論説 国

政府ノ以テ職掌ト為ス所口ノモノハ何ゾヤ天下ノ人民ヲシテ休養生息ノ道ヲ遂グルヲ得セシメ上下相安ンジテ門ニ狗吠ノ声ナク以テ人民ヲシテ鶯花高眠ノ楽ヲ失ハザラシムルニ外ナラザルナリ蓋シ安静ヲ好ンデ紛擾ヲ惡ムモノハ人情ノ常ニシテ兇暴喪心ノ人ニ非ザルヨリハ未ダ紛争延闘ノコトヲ以テ快樂ト為シ官庁ニ向フテ嗽々スルヲ欲スルモノアラザルナリ然レバ政府ノ為ス所口ヲシテ人心ニ背馳スルノコト無カラシムレバ以テ風静海穩ノ景況ヲ全国ニ見ルニ足ルモノ有リ苟モ一夫ノ耒耜ヲ操テ田畝ノ間ニ呼号スル有ルニ至テハ仮令ヒ其ノ唱フル所口ノ頑愚ニシテ其ノ為ス所口ノ兇悖ナリト雖トモ亦タ官吏ノ自ラ反省シテ痛ク後來ニ警戒スベキ所口ノモノニ非ズヤ

三日耕サザレバ田畝ニ草萊ヲ生ジテ一家数口為メニ饑色アルヲ免カレザルモノハ中等以下農夫ノ常態ニシテ法ヲ畏レ刑ヲ恐レ官吏ヲ視ルコト神明ノ如ク泣児ト地頭トヲ以テ之ニ抵抗スベカラザルモノト想像スルハ今日所謂ル良民ノ通例ナリ然ルニ一時ノ忿憤ニ乗ジテ驟カニ風波ヲ煽起シ洶々紛々トシテ蜂集蚊群シ竹竿ヲ伐テ槍ト為シ木枝ヲ折テ梃ト為シ以テ官庁ニ迫リ甚シケレバ火ヲ放チ家ヲ焼キ人ヲ屠殺スルノ殘忍ヲ行ヒ惟タ田宅ノ荒蕪ニ就クノミナラズ其ノ身ノ形戮ニ陥テ妻子ヲ流離セシムルノ慘禍ヲモ顧ミザルニ至ル人誰カ良心ナカラシ忍ンデ兇暴ノコトヲ行フモノハ概ネ姦人匪徒ノ為メニ惑乱煽動セラレテ一時ノ方向ヲ誤マルニ出ルト雖トモ飢寒疾痛ノ其ノ身ニ切ナルモノ有ルニ非ザルヨリハ寧ロ其ノ素質ヲ變換シ甘ンジテ不良ノ民タルニ至ランヤ其ノ之レヲ致ストコロノ原因ヲ究メズ一ニ之レヲ小民ノ頑固愚昧ニ歸シ揚々然鬻ヲ括シテ曰ク日本人民ノ無知ナル復タ之ヲ如何トモスルナシ苟モ開明ノ制度ニ承服セザラバ巡查ノ棍以テ之レヲ鎮スルノミ台兵ノ銃以テ之レヲ圧スルノミト若シ此クノ如クナラバ吾輩ハ之レヲ以テ眼ヲ人民ノ休戚ニ着シ其ノ牧民ノ職掌ヲ尽セル人ト謂フ能ハザルナリ今日ノ官吏ニ於テ寧ロ此クノ如キモノアラムヤ

然レドモ方今ノ世態ニ就キ深ク杞憂ノ念ヲ抱カザルヲ得ザルモノアリ何ントナレバ和歌山県下ノ紛擾僅カニ鎮定シテ未ダ数月ナラザルニ茨城県下ノ農民ハ竹槍席旗ヲ以テ県庁ニ抵抗シ兇焰僅カニ消滅スレバ亦タ愛知三重ノ地方ニ於テ兇徒囂集ノ警報アルヲ聞ケリ天下何ゾ悖乱ノ民多クシテ一揆徒党ノ踵起スル此クノ如キニ至ルヤ豈ニ人民ノ頑固ナル果シテ開明ノ制度ヲ

以テ之レヲ訓導スベカラザルカ將タ飢寒疾痛ノ身ニ切ナルモノ有ルヨリ身ヲ殺シ賊ヲ滅スルニ至ルモ顧ミルニ暇アラザランヤ然ルニ法ヲ犯シ禁ヲ破リ自ラ刑戮ニ陥ルモノ筆ヲ明治ノ史籍上ニ絶タザルニ至ルモノハ亦タ慨歎悲痛スベキモノニ非ズヤ

明治政府ノ号令ヲ天下ニ施行セルヨリ僅カニ九星霜ヲ経ルニ過ギズ而シテ兇徒ノ不平ヲ鳴ラシテ各所ニ紛起スルモノ己ニ少ナラズ其ノ封建政治ノ時ト佐賀熊本ノ如ク其ノ暴動ノ士族ニ係ルモノヲ除キ廢藩立県ノ後ニ於テ純然タル農夫ガ囂集ニヨリテ地方ニ擾動セルモノハ己ニ十余回ニ及ベリ豈ニ政府ト人民トノ間ニ於テ少シク其ノ方向ヲ異ニスルモノアルニ由ル耶非耶(以下次号)

〔九二〕朝野新聞 明治九・一二・二六 論説 国

前号ノ続キ

明治ノ初年府藩県ノ制度ヲ以テ天下ヲ治ムル時ニ当リ各々先ヲ争フテ新法ヲ施行スルニヨリ為メニ小民ノ疑惑ヲ生ジ紛擾ヲ其ノ管下ニ發生セシモノ一ニシテ足ラズ辛未七月廢藩立県ノ際ニ臨ミ小民ノ旧知事ノ東上ヲ止ムルヲ以テ名ト為シ徒党ヲ聚合シ管庁ニ逼迫シテ百般ノ苦情ヲ鳴ラセシモノ其ノ幾十箇所ナルヲ知ルベカラズ然レトモ皆ナ一時旧藩ノ兵隊ヲ以テ尽ク之レヲ鎮定スルコトヲ得タリ

其ノ三府七十余県ノ設立アリシヨリ地方ノ擾動ハ蓋シ大分県ヲ以テ首唱トス(第一回)六年一月豊後国大分直入速見諸郡ノ兇民ハ旧知事ヲ復シ諸新令ヲ廢スル等ノコトヲ口実トシテ一時紛起シ勢殆ド豊後一國ニ及バントセシガ鎮台并ニ士族ノ召募兵ノ力ニ因テ之ヲ平定シ巨魁二人ヲ斬ニ一人ヲ絞ニ処シ準流懲役以下二万七千余人ノ多キニ及ベリ之ニ次グモノヲ敦賀県トス(第二回)説教ノ誤解ニヨツテ兇衆ヲ煽起シ大ニ暴行ヲ縱ママニセシガ遂ニ首謀五人ハ死刑ニ就キ其ノ懲役以下ニ処セラルル者亦タ鮮少ナラズ同年六月北条県下ノ小民新令ニ服セズ徵兵令血税ノ誤解ヨリ大ニ擾動シ(第三回)尋デ平定ニ就キ死刑ニ処セラルルモノ十五人ノ多キニ及ベリ己ニシテ福岡(第四回)鳥取(第五回)島根(第六回)名東(第七回)京都府下丹波何鹿郡(第八回)広島県下ノ備後御調郡(第九回)長崎県下ノ壱岐島(第十回)白川県下ノ肥後天草郡(十一回)等少ナキハ数千人多キハ数万人或ハ早魃ニ乗ジ或ハ血税ヲ誤解シ又ハ新政ノ不服ヲ鳴ラシ皆一時ヲ奏上セシガ福岡名東ノ如キハ最モ其ノ暴行ヲ極メ人家ヲ毀焼シ官吏ヲ殺傷シ又ハ獵銃ヲ放チ竹鎗ヲ揮フテ鎮台兵ニ抵抗スルニ至レリ其ノ平定ニ就クニ及ビ福岡暴徒ノ斬絞ニ処セラルルモノ四人懲役以下六万四千余人ノ多キニ上

リ名東ハ四人ヲ斬シ三人ヲ絞シ罪ヲ得ルモノ都テ一万六千九百余人ナリ其ノ變亦タ盛ナリト謂フベシ嗚呼誰カ父母妻子ヲ有スルモノニアラザランヤ憤々ノ余リ則チ兇逆ノ事ヲ行ヒ頭足所ヲ異ニスルニ至ルモノハ亦タ真ニ悲ムベク歎スベキ者ニ非ズヤ血税ノ如キハ訛伝流説ノ以テ之ヲ激動スルガ為メニシテ固ヨリ官吏ノ罪ニ非ザルナリ然レドモ平生ノ施為ヲシテ能ク小民ノ心ニ感銘信孚スルアラシムレバ何ゾ此等ノ訛伝ヲ致シ無根ノ流言ニヨリテ人民ヲ驚動スルニ至ランヤ亦タ牧民官ノ宜ク自ラ反省スベキ所ロナリ竹槍一揆ノ警報ヲ絶チシヨリ茲ニ三年ナラムトス其ノ間ニ於テ士族ノ陸梁ヲ肆ママニシ為メニ王師ノ征討ヲ勞スルガ如キモノナキニ非ズト雖トモ要スルニ一身ノ浮沈ヨリシテ見解ヲ誤リ明治政府ヲ顛覆セント欲スルノ私情ニ外ナラズ彼レニ倒レテ此ニ起リ廟堂君子ノ恩慮ヲ勞スル狂狗ノ猖々トシテ人ヲ哮噬セントスルガ如キ者ハ亦如何トモ為スベキナキノ徒ニシテ未タ彼レ等ノ暴動ヲ以テ廟堂ノ得失ヲ論議ス可ラザル也独リ吾輩ノ深く明治政府ノ為メニ憾ムル所ハ方サニ開明ノ制度ヲ天下ニ施行セント欲スルノ時ニ当リ上下ノ間ニ於テ少シク其ノ方向ヲ異ニスルモノアルニヨリ之ヲ前ニシテハ十一回ノ一揆ニヨリテ西南ノ地方ヲ擾動シ為メニ幾万ノ人民ヲ刑辟ニ陥ラシメシノミナラズ明治九年ノ今日ニ至リ尚ホ和歌山茨城地方ノ動揺ヲ致シ兇焰僅カニ消燬スレハ再ヒ三重愛知ノ恟々ヲ聞クニ至ル豈ニ政府人民トノ為メニ深く痛歎スベキ所ロナラズヤ

政府ノ英明ナラザルニ非ズ人民ノ柔順ナラザルニ非ズ上下相安ジテ鶯花高眠ノ氣象ヲ全国ノ間ニ現出スベキモノノ如シ而シテ紛擾ノ起ル斯ノ如ク数数然タルモノ豈ニ政府人民ノ或ハ其ノ方向ヲ異ニスル者アルニ由テ然ルニ非ズヤ上下ノ事情ヲ貫徹シテ相背戾スルニ至ラザラシムルモノハ蓋シ其ノ道アリ政府ニ在テ之ヲ為スハ泰山ヲ挾デ北海ヲ越ユルノ至難アルニ非ズ亦タ何ゾ速カニ之レガ方法ニ着手セザルヤ

〔九三〕朝野新聞 明治九・一二・二七 海内新報 国

○三重県下の乱民が愛知県下へ押寄せし時名古屋へも乱入すべしとて市中の騒動大方ならざりしかば去る二十一日第一区会より名古屋の旧藩士を募られしに銘々後ろ鉢巻に帯刀或は弓長刀手槍を携へ中にはいかめしく物の具を鎧ひたるもありて僅か一時間に凡そ二千人も馳せ集りし内三百人を留め余は名を記し置き再応の命を待つべしとて其の三百人を分ち小牧、半田、稲葉の三所へ出張せしめしといふ

〔九四〕朝野新聞 明治九・一二・二八 論説 国

試ミニ眼睛ヲ定メテ天下ノ現況ヲ視察セヨ其ノ歡喜拊舞ス可キモノ果シテ多キカ其ノ慷慨歎息スベキモノ果シテ多キカ吁嗟今日ノ事何ゾ吾人ヲシテ慷慨歎息セシムルノ甚シキヤ暴客西南ニ狼吼シテ窮民東北ニ蜂起シ人ヲ殺シ家ヲ破リ官吏ヲ邸宅ニ囲ミ台兵ニ原野ニ抗シ其ノ暴状実ニ言フニ忍ビザルモノアリ已ニシテマタ兇焰ノ勢尾ノ間ニ延蔓シテ席旗竹鎗ノ農軍ガ漸ク進ンデ東海道ヲ蹂躪セントスルノ報アルニ遭ヘリ然リト雖トモ吾輩靜思熟慮スレバ斯クノ如キ紛擾ハ其ノ禍源タルヤ尚ホ浅ク砲銃以テ其ノ猛烈ノ勢ヲ挫ク可ク口舌以テ其ノ頑愚ノ心ヲ諭トスベシ吾輩ノ慷慨歎息ハ未タ必ズシモ極切ノ点ニ至ラズトス若シ夫レ財政ノ困難ニ至ツテハ未ダ今日ノ甚ダシキニ過グル者有ラザルナリ金貨乏絶シテ紙幣堆ヲ作シ三府ノ如キハ纔ニ其ノ旧容ヲ存スル有リト雖トモ顧ミテ全国州郡ノ景況ヲ察スレバ其ノ衰頹困迫ハ往々其ノ極度ニ達セントスルヲ知ル之レヲ外ニシテハ外交未ダ全カラズ我が国権ハ海外諸国ニ比スレバ尚ホ数寿ヲ讓ラザルヲ得ズ之レヲ内ニシテハ工業未ダ開ケズ物産猶ホ乏シク我レノ欧米ニ向ツテ仰グ所口ハ其ノ品類限り無クシテ彼レガ我レニ需ムル所口ハ僅カニ数品ニ過ギズ以テ大ニ貿易ノ權衡ヲ異ニスルニ至ル斯クノ如キハ我が国目今ノ一大難事ニシテ吾輩ガ慷慨歎息最モ切迫ナル所口ナリ我ガ廟堂ノ有司ハ佞令ヒ万石ノ精神ヲ費消シ日夜孜々トシテ勉勵スト雖トモ其ノ富強ヲ占有スル亦易々タラザルヲ知ルナリ

抑モ暴客窮民ノ沸騰スル彼レガ如キモノハ自ラ其源因ノ在ルアリ天下ノ具眼者ハ既ニ能ク之レヲ知レリ復タ吾輩ガ茲ニ贅説スルヲ要セズ而シテ其騷々擾々タルモノヲ鎮圧スルハ人民各自ノ能ク得テ為スベキ所口ニアラズ必ラズ力ヲ台兵ト査官トニ仮ラザルベカラズ然リト雖トモ彼ノ財政外交貿易等ノ事ハ其利害得失ノ人民各自ノ身上ニ関スル甚ダ切ナルモノ有テ而シテ人民亦是等ノ重要ナル事件ニ参与スルノ理アリ然ラバ則チ今其ノ財政ノ困難ニシテ外交貿易モ亦タ其ノ完全ヲ得ザルニ当リ吾人ニ於テ恬然トシテ之レヲ顧ミザルガ如キハ決シテ其ノ当ヲ得ルモノニアラザルナリ

或ハ説ヲナシテ曰ク財政外交貿易等ノ事件ハ当路ノ英明ナル官吏ト雖トモ往々之ヲ処スルノ方法ニ劣スル者比々之レアルヲ免レズ然ルヲ況ンヤ夫ノ事務ニ習熟セズシテ知識尚ホ乏シキノ人民ヲ率イテ斯ル難事ヲ処セシメント欲スルニ於テヲヤ殆ンド嬰兒ヲシテ巨鼎ヲ枉ゲシムルノ罵リヲ免レザルナリト善イ哉言ヤ蓋シ我が一般人民ガ開化進達ノ度ハ未ダ敢テ其ノ官吏ヲ压倒スルニ足ラザルモノアルハ吾輩ノ亦タ自ラ知ル所口ナリ然リト雖トモ諺ニ言ハズヤ愚者モ一得アリ又言ハズヤ三人寄レバ文殊ノ智恵ト其レ然リ然ラバ則チ我ガ人民未ダ其ノ事務ニ慣習セズ又其ノ知識ニ乏シト雖トモ一

朝其ノ公論公説ヲ採択スルニ当テハ復タ安ンゾ之レガ計画スル所口ノ却テ廟堂二三ノ官吏ガ議定セシ方法ニ優ルモノアルヲ知ランヤ今ヤ若シ果シテ目下其ノ慷慨歎息スベキモノヲシテ稍少ナカラシメント欲セバ宜ロシク人民ノ公論公説ヲ採ルニ在リ之ヲ採ルノ法果シテ如何曰ク民会有ル而已

〔九五〕朝野新聞 明治九・一二・二九 海内新報 国

○三重県下の乱民が愛知県下より濃州へ乱入し金廻、帆引、福岡、間野、本並、安田、柳港、日下丸、奥條、真澤、成田、馬野目、鹿野、内野、小堤、西島、瀬古、秋江、札野、三喜等の各村は学校及び役宅などへ放火し夫より高須へ入り学校及び大家五六軒を焼き払ひ此所にて三手に分かれ一手は脇野村へ入りしを消防組の手にて十余名程縛しければ皆散りくゝに逃げ去りたりしが縛に就きし者の内に金千二百円も所持して居たる者ありしと又一手は高田村神桐村へ一手は立野村へ迄攻め入り二手共それより引き揚げたり又愛知県へ入らず桑名より直ちに多度山へ向ひたる一隊は香取、由井、下酒井、松山、安江、山崎、太田、高津、上野、河戸、馬澤、小坪、釜ノ段、羽根、駒野、同新田、徳田、同新田、津屋、庭田、小倉、鷺ノ巢、石畑等の各村を騒がし又々二手に分かれ一手は何れへか逃げ去り一手は横屋村より有尾村へ入りしが次第くゝに散乱して残る四五人が暴ばれ勞れて氏神社の社内に眠り居し内捕縛され根古瀬新田より高柳大楨村へ来りし一手の内にて四人捕縛になりしといふ此の様子にて最早鎮定せしならんとの事

〔九六〕朝野新聞 明治九・一二・二九 論説 国

屋瓦霜白クシテ天宇風凍リ將サニ雨雪ノ霏々タルヲ見ルアラムトス節候斯ニ逼リテ纔カニ三日ノ日数ヲ余スニ過ギズ吾輩ガ明治九年ノ新報ヲ編集スルモノハ実ニ今日ヲ以テ終局トス回顧スレバ三百六十余日間ニ於テ社会上ニ現出シテ日々ノ新聞紙上ニ掲載シ為メニ吾人ノ頭腦ニ感触シタルモノハ其ノ幾許ナルヲ知ルベカラズ蓋シ維新ノ始メ北海ノ平定ニ就キシヨリ茲ニ八年ナリ四海梢ヤ小康ニ安ンズルヲ得ルト雖トモ兵馬ノ余習未ダ全ク洗除セザルニヨリ時ニ草澤ノ間ニ兇徒ヲ現出スルコトナキニ非ズ然レトモ其ノ紛擾ハ概ネ一地方ニ止リ又ハ各方ニ興起スト雖トモ要スルニ無智ノ農民ガ訛説流伝ノ為メニ眩惑セラレテ一時ノ方向ヲ誤マルニ過ギズ明治九星霜間ノ歴史上ニ禍乱ノ続々トシテ踵ヲ接スル今年ノ如キモノアラザルナリ本年一月北風波ヲ揚ゲテ飛雪天ニ蔓コルノ時ニ当リ特命全權公使ノ朝鮮海ニ向フテ出發セラルルノコトアリ世上ノ論者ハ日本帝国ト朝鮮トノ間ニ於

テ戦端ヲ開ラキ竟ニ内国ノ平和ヲ害スルニ至ルベキヲ杞憂シ人心之レガ為メニ恟々タルモノアリシガ使節ノ其ノ人ヲ得テ俎豆ノ間ニ折衝セラルルニヨリ春風ノ融々タルニ旭日ノ祝旗ヲ翻ヘシタリ此レヨリ四海安靜ニシテ永ク無事ヲ百年ニ保ツベキ状態ナリシガ忽然トシテ和歌山県下ニ租税ノ苦情ニヨツテ農軍ヲ捲起シ鎮台ノ兵力ヲ借りテ纔カニ之レヲ鎮静スルニ至レリ未ダ幾月ナラザルニ熊本ノ暴徒ノ闖出スルニヨリ天下ヲ驚動シ忽チニシテ秋月ノ變ト為リ忽チニシテ萩ノ乱ト為リ大ニ一時ノ人心ヲ擾動シ其ノ鎮静ノ報告僅カニ江湖ニ伝播スレバ又々茨城三重ニ鋤■棘衿衆ヲ聚メテ呼号スルモノヲ引越セシノミナラズ尚ホ諸県ノ間ニ騒々擾々ノ報信ヲ聞クニ至レリ嗚呼明治九年ハ是レ何等ノ兇歳ゾヤ苟クモ一年間新聞紙上ニ掲グル所口ヲ見レバ概ネ殺伐紛擾ノコトニ非ザルナク陰気妖氣ノ常ニ筆端ニ圍繞シテ得テ洗除スベカラザルモノノ如キモノアリ

然レドモ西海山陽ノ暴徒ハ已ニ刑戮ニ就キ諸方農民ノ竿ヲ掲ゲテ狼跳スルモノハ亦タ巡查台兵ノ力ニヨツテ其ノ鎮定ヲ不日ノ間ニ奏スベキハ固ヨリ疑ヲ容レザル所口ナリ年序已ニ改マリ人心モ亦タ一新シ吾輩小民ハ一杯ノ酒ヲ酌ンデ悵々タル明治第九ノ年ヲ饒リ熙々タル明治十ノ春ヲ迎フルニ至ルベキカ

然レドモ吾輩ハ猶ホ斯ニ一ノ杞憂ヲ存スルモノアリ吾輩ガ嚮キニ認メ得タル西南海角ノ颱風ハ漸ク將サニ勁風激浪ヲ捲クノ氣象ヲ現ジ来ラントス吾輩ハ未ダ其ノ堅艦巨舶ヲ挙ゲテ之レヲ鯨鰐ノ窟ニ覆サザルヤ否ヤヲ保証セズ明治ノ第十年ハ果シテ吾輩人民ニ於テ其ノ禍福如何ンヲ今日ニ予言シ得ル能ハザルナリ

〔九七〕朝野新聞 明治九・一二・二九 投書 国

氷炭以テ器ヲ一ニス可カラザル也梟鷲以テ棲ヲ共ニス可カラザル也見ヨヤ襄ニ彼ノ熊本萩ノ暴徒呼号嘯集シ毒霧臭烟ノ為メニ幾何ノ良民傷害ヲ蒙リ或ハ職業ヲ廢シテ風動波揺数郡為メニ騷然タリキ幸ニ賢良施政ノ秋ニ当リ軍備整肅計画其ノ宜シキヲ得タルガ故ニ数週間ナラズシテ撲滅鎮定シ余焰全ク絶エ高枕安眠太平ヲ誦歌セントスルニ至レリ然ルニ豈料ンヤ一陣ノ醜雲東方ニ靉靄シ我儕衡茅ノ酣眠ヲ驚醒スルニ至ラントハ方今明聖上ニ在ルニ際シ何物ノ頑兇ゾ兵ヲ按シテ王師ニ抗シ或ハ席旗ヲ捧ゲテ県官ニ迫ル何ゾ其レ無状ナルヤ彼ノ暴士頑民ノ干戈ヲ閃メカシ竹槍ヲ振ヒ清世ヲ濁ラシ慘毒ヲ流シ良民安ヲ妨害スルニ至ル者ハ仮令如何ナル情実アルモ皆之ヲ兇賊乱徒ト目セザルヲ得ズ然リト雖モ其ノ暴挙ノ原因ニ遡リ詳細ニ之ヲ推察セバ東西趣ヲ異ニシ其心事ニ至リテモ亦惡ムベキト悲ムベキトノ異ナル無

キヲ得ザルハ世人ノ皆能ク確認スル所口ニシテ過去ノ事ニ至テハ復々喋々深ク尤ムルニ足ラズ宛モ是レ死兇ノ年齢奈何トモスベキ無キナリ我儕ハ単ニ今ヨリ彼ノ乱民兇賊ノ如キ徒ト共ニ棲食スルコトナカランコトヲ希望スルノミ然レドモ彼ノ兇賊乱民ト雖トモ俄然天降地生シタルモノニ非ラズ元ヨリ三千余万同胞ノ一部分ナレバ之レヲ如何シテ絶タントス豹虎ニ投ゲ与ヘンカ阿非利加海ニ投ゼンカ否皆能ハザル也夫レ天ノ此ノ民ヲ生ズル豈豹狼ノ食魚龜ノ餌ノ為メニナス者ナランヤ唯ダ其天工ヲ補助シ各自ノ義務ヲ尽サシメ不羈自由以テ地球上ニ安穩生息セシメンガ為メノミ故ニ我儕ハ其兇賊乱民ヲシテ自由自主ノ良民ニ豹変セシメント欲ス而シテ其事一朝一夕ノ能クシ易キニアラズト雖トモ其ノ之ヲ為スニ於テ豈策ナシト云フ可ケンヤ抑モ學術宗教ヲ盛隆ナラシムルハ固ヨリ必須ノ策ナリト雖トモ今ノ時ニ当リ速ニ起サザルヲ得ザル急務有ルナリ何ヲカ急務ト云フ民撰議院是レナリ夫レ襄キニ大審元老二院ノ設ケアリ近ク總代人ノ選挙アリテ美ハ即チ美ナレトモ尚ホ隔靴搔痒ノ感ナキヲ得ザルハ世人ノ意ヲ同ウスル所口ニシテ公選民会ノ設成アラザルヲ嘆ズル者其ノ幾千万人ナルヲ知ラズ今ヤ我が国俗頑陋ナリト雖トモ民心卑屈ナリト雖トモ機ニ乗ジテ果然国会ヲ起シ各自ノ腦漿ヲ精練セシメ公議輿論以テ其好ム所口ニ随テ施行シ其心ヲシテ満足セシムルニ至ラバ識ラズ知ラズ其宜キヲ得テ開化文明ノ域ニ進入スルニ至ルヲ得ン此時ニ当テ梟族ト共ニ棲ミ兇声ヲ聞カント欲スルモ復々得ベカラザラントス豈大愉快ナラズヤ

愛宕下町 小林義盛

〔九八〕朝野新聞 明治一〇・一・四 海内新報 国

○三重県脱檻囚徒尾州西部に闖入の報并に勢州頑民蠢動の略記

勢州頑民蠢動所在焚掠の報は三重県より名古屋鎮台に電報ありたれども其賊の蜂起したる原因と其鋒の指嚮する処は何れの方に向ふかは二十日夜十時迄未だ確知せざりき○廿日の夜十時初めて賊軍の進路吾が尾州の西部前ヶ須佐屋を指し既に海東海西に渡りたる確報を得たり○是より先き賊の進路尾に向ふの確報を得ざる以前にも予防として鎮台警備兵及び巡查を急派し尾州の境上に出張せしめんと令参の決議ありし由(二十日六時頃)然るに已に確報を得たるゆゑ参事は急に横田太一郎(十一等出仕)を本庁に遣はして台兵の出張を促がさしむ横田急行本庁に至り県令に謁し具さに賊の針道尾州に向ふの確報を述べ台兵の出張を促す県令諾す横田則ち車を回して又津島に向て発す秋竹村神守の(東佐屋街道に係る)に至れば時已に二十一日の暁にして賊は已に津島を侵し其の地に在る屯所を焚き一手は神守

の区会所を焚きたり勢州より来れる賊は僅かに数十名に過ぎず余は皆な尾の西部海東海西の人民附和脅従して竹槍を提げて喊喧する者のみ横田は大喝して尾の人民を説諭し漸次其の竹槍を擲ち或は倒にして帰順せしめ秋竹の隣村遠島村に至りて勢州の懲役囚徒三名（即ち賊）を縛せり○二十一日曉第三時三十分頃賊津島に入り屯所を火す続て第四時三十分比又た神守村区会所に火す以上の探偵は皆事済て後に始めて詳かにするを得たるものにて其の事の起りし際に於ては未だ知れざりしものとす○第二賊の数并に其の巨魁と賊の人数は未だ確知せざれども勢より尾に渡りたるものは蓋し百余名に過ぎざるべしと察せらるる其中囚徒多し此の囚徒の中にて長村鹿之助（二十五年）なる者は即ち官吏山形氏が二十一日賊中に混入し探偵し得たる隊長長山鹿松（紀州和歌山の土族と称せしもの）全く同人なるべし其の人物頗る勇敢なりと云ふ○長村鹿之助の上に今一名巨魁あり此の巨魁は首として長村を勧誘したるものなるべし其名は未だ詳かならず性を前川と云ふ由巨魁前川及び其次なる長村鹿之助等は長島の娼家に一宿す（十九日の夜なるべし）故に其妓楼は故らに是を庇護して放火をなさざらしめ且ツ此の妓楼の娼妓が衣服を質にせし質物商店をも娼妓の請ひに応じ火を救ひ焚焼を免れしめたりと云ふ此の妓楼の主人を糾弾せば前川の人相は或は得て推知すべし云々（以下次号）

〔九九〕朝野新聞 明治一〇・一・四 海内新報 国

○伝へ聞く三重県暴徒の巨魁の内に大阪今町故治兵衛忤当時無籍の長村鹿之助といふ者あり右の者が申し立てたるは其父治兵衛は新徴組兵隊にて戊辰正月伏見の戦に討死いたし其の節自分も同隊に加はり居たる処敗軍と成りたる故に大阪にて齒抜き職と為り諸方を流浪し津の大門通りにて石盤を盗みし科により明治九年九月答三十に処せられ其の後授産場に役せられ居たる所ろ十二月二十日午前第十一時比大勢にて鬨の声を発し懲役場の前後を取囲みたり因て獄司鈴木安忠殿より此度農民共蜂起し容易ならざる儀に付粉骨碎身防禦す可し決して騒ぐ間敷旨申聞けられしが農民共は門を破つて進み入り防ぎ兼たる故に鈴木殿始め一同裏手の八幡山に避けしに暴徒は已に四方を取り巻きたり時に鈴木殿より最早致し方なし其方共も一時何地へか避け鎮静の上元の処へ来り集まるべき旨申聞けられ遂に鈴木殿に別れ大勢に取巻かれ桑名へ趣く途中賊徒の中に檜木の棒を突き小倉袴を着たるものと縞の半纏を着し鉄の棒を突き長脇差を差したるものあり右兩人と些細のことより口論に及びし所ろ驟かに彼等より頼み度ことある由申聞け住吉の社へ誘はれ互に姓名を顕はせし所ろ壱人は熊本県士族前川初外一人は

和歌山県士族若村政七の由にて兩人より今般の謀主は伊藤伊織と申す者にて熊本鹿児島其他九州辺の者共一兩日中に宮駅へ会合し夫より東京へ趣き旧旗本を説き誘ひ横浜居留の異人を打払ひ候間是非同意せよと説き勧められたるに自分も聊か徳川氏の恩顧有之故に速に同意し鍋屋町の学校にて獄衣を脱ぎて半纏一つ脇差一本を帶したり扱住吉社の橋上にて前川初めより暴民一同へ申聞けたるには此度拙者共企てありて東京へ参るべし其の方共何事か願ひあれば申し出よと高声に呼び立てたるに多人数の中にて過半口を揃へ願と云ふは外に無し年貢の取立を今少し減じて貰ひたしと答へたり夫れより長島へ渡れば已に四ヶ所に火の手上り烟焰天に漲るの勢あり同村に役人の集会する寺あると聞き役人居合せたらば焼き払はんと寺中を搜索するに一人も居らず長さ一尺八寸位の刀を棄て置きしにより之れを前川に渡し同人等と妓楼にて飲食いたす折柄同家に年齢四十計りなる婦人が此の先きなる郵便取扱の質屋は私方よりも多数の品を預け置きたる故何卒焼き払はざる様一同へ頼み呉れよと依頼により其旨一同へ申聞け同書に有之書類のみ焼き捨てたり尤も妓楼へは自分の姓名を記し置き之れさへ見せたらば火を放つものは無しと保証せり夫れより長島を出て道々藁に火を付け威勢を示し翌廿一日午前六時四十分頃前ヶ須へ上り夫れより前川は津島へ趣き自分は前川が話したる諸県集合の士に出合ひ東京へ逼る積りにて熱田へ向はんと道を尋ねしに津島へ出るが便利なる由故退て西保村に至り多人数にて戸長の宅を打崩し已に火を放たんとする勢なるに主人らしきもの出て頻りに詫入りたるにより一同を制止したれども聞き入れざる故夫れなら遣つて仕舞へと差図に及び遂に焼き払ひ直ちに津島へ趣きしが最早暴民も残り少なに為りたる故百姓共を当てにしては迎も覚束なし集合の士族と共に東京へ出んと津島池の端を裏通に潜行せる所ろ佐屋の百姓共に呼び戻され扨なく本通りに出て遂に御召捕りに為りたる旨を白状したと云ふ伝聞ゆゑ保証は睨と出来ません

〔一〇〇〕朝野新聞 明治一〇・一・六 海内新報 国

○勢尾暴動の報 〔前号の続〕

二十一日午後第四時比より尾の西武北部共に津島神守の烟焰を望て人民の恐怖一時殊に甚しく加之改租村位の苦情正に其極に達せんとするの際仮令三重の脱賊此地に波及せざるにもせよ尾は自ら尾の沸騰蜂起必然と夙に覚悟したること久き故に県官中改租係は最決心の様子就中荒木利定氏は最も奮発し単刀直入の略を以て本県士族新募の巡查（制服は素より備はらずと雖も帯刀従事す）を処々に配置したり警部人員不足なる故改租方面主務は

即ち警察方面と化して是れを督し賊勢を中島丹羽に蔓延せざらしめ以て南北挾撃して賊を捕縛せしむるの手段を決し名古屋士族（旧兵隊中に在りし者）有志の輩を募る廿一日の夜に及んで陸續募に応ずる者多し乃ち荒木氏の謀を容れ荒木利定久芳付寺井某田辺丹吾三角風三井上幸秀今宿信一場守等の諸氏を分ち新募巡查の隊長（隊長の名はなしと雖ども警部心得の名を附し巡查を督するの権を与ふ）一手二十名乃至要点には五十名を率いて出張せり時に二十一日夜第十一時より第十二時頃までに右の各手は皆其の持場に出張せり（但し銃は携へず唯だ佩刀を許す）此の時に當りて流言如織訛説如沸一の宮稲葉の諸村は皆已に賊に犯されたる如く区戸長輩より其注進を為すのみならず或は官吏の中にすらも一の宮小折を指て賊鋒將さに向はんとするの勢あり中島郡（第五区）中処々火を被るなどと報知をなすものなきにしも非ず故に前件警部心得荒木氏を始め真に決心し氣宇凜乎として眉目に溢れたりき荒木氏曰く吾が弟は西海に賊と為り我れは東海に賊を鎮す二百里を隔て兄弟不相見と雖ども兄の功を以て弟の罪を償ふに足らんのものと

（以下次号）

（二〇一）朝野新聞 明治一〇・一・六 論説 国

維レ明治第十年ノ一月四日ハ大日本政府ガ一年ノ政事ニ着手セラルル首日ニシテ聖明ナル我が 天皇陛下ハ自ラ群臣ヲ率イテ太政官代ニ行幸シ万機ヲ親裁シ給ヒタリキ重恭ハ幸ヒニシテ新聞記者ノ末ニ列ナルニヨリ我が聖明ナル 天皇陛下ガ一月四日ノ勅書ト太政大臣三条実美公ガ名ヲ以テ天下ニ布告セラレタル二通ノ公文ヲ今日ノ新聞紙上ニ掲載シ普ク我が日本政府ノ保護ヲ仰グ我が同胞兄弟ニ向フテ一大慶賀スベキ事件ヲ報告シ我が 天皇陛下ノ盛徳ヲ感戴セシムベキノ榮譽ヲ辱ウスルヲ得タリ

我が三千万ノ兄弟ハ 天皇陛下ノ勅書ヲ薫読シ如何ナル感覺ヲ為サントスルヤ中外多事ニシテ国用費ラレザルモ兆民ノ未タ富庶ノ澤ヲ被ラザルヲ愍ミ旧税ヲ改正シテ地価百分ノ三トナシ偏重無カラシメントシタリシニ今又親シク稼穡ノ艱難ヲ察シ更ニ税額ヲ減ジテ百分ノ二分五厘ト為サントスルノ明詔ヲ下シ給ヘリ苟モ至仁至誠ノ心ヲ以テ人民ノ休戚ヲ察スルニアラザレバ寧口能ク此クノ如クナラムヤ二典三謨ノ盛ト雖トモ亦タ以テ之ニ過グルナシ以テ我が 天皇陛下ノ洪徳天ノ如ク符ヲ堯舜ニ同ウスルヲ証スルニ足ルモノアリ之ニ加フルニ太政大臣ガ民費ヲ減ズルノ布告ヲ以テス人民ノ恩沢ヲ感荷スルハ果シテ如何ゾヤ

維新以來茲二十年ナル能ハズ兵馬ノ余ニ於テ次グニ内外ノ多事ナルヲ以テシ常ニ歳入ヲ以テ歳出ヲ償フ能ハザルヲ憂フ蓋シ有司ノ中聚斂ノ説ヲ進メ

テ用度ヲ資給セントスル者ナキニ非ザルベシ然ルニ 天皇陛下ハ其説ヲ屏ケテ用イズ全国租税ノ寛苛輕重其宜キヲ得ザルヲ憂慮シ明治六年七月廿八日ノ上諭ヲ以テ地租改正法ヲ頒布シ土地ノ代価ニ從ヒ百分ノ三ヲ以テ税額ト為シ官庁并ニ郡村入費ヲシテ本税ノ三ヶ一ヨリ超過スル無カラシメタリ重恭ノ聞ク所ニヨルニ全国ノ間ニ於テ旧税ノ寛苛ハ地方ニ因テ互ニ異同アルヲ以テ新法ノ施行ニ從ヒ一二税額ヲ増加スルノ土地無キニ非ズト雖トモ地券ノ調査全ク業ヲ終レバ三府三十余県ヲ總計シテ一千万円ノ税額ヲ減スルノ計算ナリト然ルニ今猶ホ人民ノ重斂ニ堪フル能ハザルヲ念ヒ其ノ百分ノ三ヲ二分五厘ト為シ其ノ六分ノ一ヲ減殺セラレタリ改税以前地税ノ平均五千万円ト視做シ改正ニ因テ其ノ一千万円ヲ減ジ又タ再ビ其ノ六分ノ一ヲ減ズレバ總計一年ニシテ一千六百六十六万余円ヲ減省スルノ計算ナリ猶ホ更ニ民費ノ賦課ニ係ルモノヲ并セテ之レヲ数フレバ其ノ幾何ノ数ニ至ルベキヲ知ラズ国用多端ノ時ニ當リ歳入ノ欠乏スルヲ顧ミズ人民ヲ休養スルニ脊々タルコト此クノ如シ誰カ復タ日本政府ノ盛徳ヲ感戴セザルモノアラムヤ四海困窮スレバ天禄永ク終ラン百姓足レバ政府モ亦タ足ル然レバ日本政府ハ止ダニ人民ノ艱難ヲ匡済スルノ道ヲ尽スノミナラズ亦タ天ノ永命ヲ祈リ此ノ国ヲ富強ニスルノ要領ヲ知ルモノト謂フベシ

然レトモ彼レニ歳入ヲ減ズレバ此ニ歳出ヲ節セザルベカラズ 天皇陛下ノ股肱タル我が賢良ノ有司ハ必ラズ不急ノ土木ヲ廢シ無用ノ浪費ヲ省キ以テ皇上ノ盛意ヲ贊翼スル所ロアリ敢テ口実ヲ設ケ巧ミニ賦斂ノ方法ヲ施行シテ人民ノ膏血ヲ消耗スルニ至ラザルヤ疑ヒ無シ而シテ吾輩人民ノ此ノ盛時ニ際会スルモノハ耗スルニ至ラザルヤ疑ヒ無シ而シテ吾輩人民ノ此ノ盛時ニ際会スルモノハ鼓腹擊壤シテ永ク泰平ヲ歌唱スベキカ否ナ益マス自ラ稼穡ニ勉強シ文学ニ就キ工業ヲ興シ以テ明政府ガ保護ノ優渥ナルニ報酬セザルベカラザルナリ嗚呼明政府ノ深意ヲ解セズ一時ノ不平ニ乗ジテ自ラ刑辟ニ就クモノハ果シテ何人ゾヤ豈今日ノ 聖詔ヲ拝読シテ感泣悔悟スル所ロアラザルヲ得ンヤ人民果シテ其ノ所ロヲ得ルニ至レバ口ヲ匡済ニ籍ツテ草澤ノ間ニ崛起セント欲スルモ亦タ得ベカラザルナリ然レバ我が政府ノ処置ハ坐シテ勝ヲ朝廷ノ上ニ制スル者ト謂フベキカ非カ

末廣重恭稿

（二〇二）朝野新聞 明治一〇・一・七 海内新報 国

○勢尾暴動の報（前号の続き）

二十二日の曉第一時頃より其第九時比迄には中島海東の間に於て必らず一戦闘ある可しと荒木氏は奮て稲葉に向ひたる後庁中に留まれる令参を始め皆踵を企てて其の報告を翹望せしが此の日（二十二日）午に及ぶ迄其の報

を得ず豈に料らんや賊は吾が予め算せし如く、中島へ闖入する伎倆なく、台兵の出張と警部心得士族新撫等の配置に怖それ且つ連日（十八日より二十一日迄四夜）勢より尾に走る其の疲労知る可し、加之尾州人民の改租を怨むの機に投じて大に之れを煽動せば、一味荷担の者到る処ある可しと思ひし甲斐もなく尾州人民の応ぜる者は全く一時賊の虚喝に怖るのみにて真に附和するものに非ざるを以て彼の巨魁鹿之助が云ひし如く是々の如き卑怯の農夫は共に謀るに足らずとて或は七八名或は五名づつ竄潜狐伏して尾の海西に渡り是れより濃州の今尾高須に走り今尾高須辺の村里を放火したり（廿二日の暁より午前にかけて）廿二日金曜日に至りては巨魁鹿之助海西郡に於て（海東海西に於て縛せらるるもの多し中島に於ても十名余を獲たり）捕縛せり賊中尾州葉栗郡黒田村の農祖父江辰次郎中島郡起村平野国吉なるものは頗る兇漢にして海西郡を焚掠せしは就中辰次郎の指揮に出づると云ふ

○這回の賊は其初め名を籍る所の者人民の疾苦を解くに在り且つ目今最大患なる石代不当と納租の切迫其時宜を得ざるとを鳴すもの故其策も亦頗る観る可きものあるが如しと最初は尾州の改租を怨むものを必ず連綴するならんと思想せしが豈に料らん案外にして其賊の性質たるや全く脱獄越檻の性質也其焚掠を恣にする所以のものは自己の走路を紛擾の際に求めんと謀れるなり然れども流石に明治九年の賊なれば妄りに無辜の家を焚かず其財を掠めず唯だ区会所巡查屯所学校若くは区戸長の宅の如きものを焚掠したるのみ而して其潜伏に巧みなるは彼れが積年経験したる盜竊学科の極意にして昼は伏し夜は行く其伏すや不群其徒五名乃至七名以下を伴ふのみにして決して衆賊群行せず夜に入れば則ち火を稲邑に放つ七町乃至八町を隔てて故さらに大勢を張る凡そ是等の黠策は全く彼の前川某長村鹿之助の策に出でたるものと云ふ

賊の性質此くの如しと雖ども若し真誠の大盗ありて能く良民の心を攬結せしめば此の回鼓行而東するに至りしならん幸に賊は此の計に出ですして全く竊盜の所為に出ず其忽ち亡滅に就くも亦た宜なり云々

（以下次号）

〔二〇三〕朝野新聞 明治一〇・一・一七 投書 国

○明治十年万歳ハ百年目」と素袍ハ風呂敷にし烏帽子はチョットさかさにして状差しなんぞはどでこんすとやらかし鼓のうら表は釜敷や土瓶しき調べの糸は蚊帳の釣手ときまつたが真中の物はごろごろして胴も仕方がねエ」といふ一口咄しハ勝手方の早拵らへでゲス或る新聞に、竹やりの先キがあたつた二分五厘」といふのがあると聞きました少こしふし立つて穩か

でないやうだ」又屋根は鯢惣体が五かいかく」といふも昔の事らしい又ころぶ看板駒下駄をがらつかせ」は一般の事でもなし、牛がくさいもないもんだ古狸」腎薬といはれて旦那ぎうといひ」こんなのはいくらも聞きましたたが面白くないから切り上げ升

日本橋 玉野天作

〔二〇四〕朝野新聞 明治一〇・一・二八 海内新報 国

○愛知三重の両県へ出張になりし二百名の内警部補以下五十名は昨二十七日三菱の社寮丸にて帰京されたり跡は近々に津川権少警視と共に帰京とのこと当時両県とも至極平穩にて減租の 聖詔が降りし以来人民は愁眉を開きいづれも雀躍して居る由

〔二〇五〕朝野新聞 明治一〇・二・七 海内新報 国

○三重県下は曩きに頑民の紛擾により其の兇暴実に慘酷を極めたるを以て人心今に恟々として小学校の如きも退校せんとする者少なからず教員等苦慮して其父兄に学事の忽せにすべからざることを懇々説諭すと雖ども頑平として聞き入れざる者多し然るに同県下岩淵町の中西用亮氏は是より先き岩淵学校は山田師範学校の近傍にあるを以て乱民等の襲来して放火せんことを恐れ乱民の未だ襲来せざるに先き立ち破壊なしたりしが是れを独力にて再築せんと此程願書を差し出されたり同氏は元神官にて明治辛未の秋廢職となり爾後未だ何等の生計をなさずと雖ども平常無益の費を省き節儉を守り家産乏しからざる故遂に此挙をなすに至りしといふ実に感ずべき事どもなり

〔二〇六〕朝野新聞 明治一〇・二・一四 海内新報 国

○此節勢州四日市仮支庁へ拘留になつて居る彼の地の暴徒は凡そ二千四百人計りなり因て急に元支庁跡へ拘留所が新築になる由又暴徒に加はりし四十二ヶ村の内の区戸長用掛の面々にて津の市中へ呼び出されしもの数百人又それに付き添ひし父母妻子等数百人ありて旅宿屋は意外の繁昌なれば俄に下女を増すやら下男を雇ふやらして昼夜大混雜なりと申す

〔二〇七〕朝野新聞 明治一〇・二・一八 投書 国

○去月二十七日月二乗ジテ友人二三名予ガ山房ニ来リテ柴ノ戸ヲ敲ケリ予コレヲ迎ヘテ苦茶ナド進メテ饗シケルニ友人喜ビ雑談数刻ニ及ブ其ノ中一人机上ニアリシ新聞ヲ見テ、竹槍ノ一句殊ニ感嘆セラレ座中ニ示シテ曰ク、

今夕集会ノ興ニ此ノ句ヲ長題ニシテ四五ノ二句ヲ案ゼバヤト遂ニ各々筆ヲ採ルコトトハナリヌ

竹槍ノ先カ当リタ二分五厘

タチマチ妙ノキ、シ御療治

余所ノ目カラモイタク三重県

美濃尾張トモ知ラヌ暴徒等

突キモツキタリ止メモトメタリ

強キイタミモナキ賦税ナリ

陸奥 澤恐山

〔二〇八〕朝野新聞 明治一〇・三・七 投書 国

暴動士族ノ非ヲ論ジテ天下ノ士族ヲ諫ム

襄キニ三重和歌山茨城等ノ農夫竹槍席旗以テ田租ノ苦情ヲ訴タヘ喧々囂々叫号動揺シタリキ而ル後チ未ダ日ナラズシテ政府田租ヲ減ジテ二分五厘ト改メリ是レ等ノ事ヲ見テ足下ノ輩ハ先祖伝来ノ刀剣ヲ磨シ父祖遺物ノ甲冑ヲ繕ヒ以テ鎮台ヲ劫シ県官ニ迫ラバ七朱ノ利子ハ一割ニ登リ八年ノ定額ハ十年ニ改マラント熱心以テ此挙ヲ企テシニ相違有ルマジ足下ノ輩何ンゾ竹槍ノ鋭ニ恐レ席旗ノ翻ルニ驚キ以テ五厘ノ田租ヲ減ゼシモノナラン減租ノ如キハ是レ 聖上ノ仁慈ニ因テ然リシナリ

田租ノ増減ハ竹槍席旗ニ関スルトセバ一擾ニシテ五厘ヲ減ジ再擾ニシテ一分ヲ減ズルノ勘定ナラバ五回以テ全ク租無キニ至ランカ豈ニ其ノ理有ラン是レ真ニ関セザルノ所以ヲ証ス可キナリ足下ノ輩猶ホ覚悟セズ減租ハ竹槍ニ基クト誤リ暴動以テ禄券ノ増額ヲ求メントスルモ奚ゾ更ニ定額ヲ増スヲ得ンヤ禄券ハ全ク鎮台兵砲ノ烟ト共ニ消エ其ノ身ハ刑場ニ斃フルルヤ必然ナル可シ嗚呼天下ノ不平士族諸君ヨ宜シク今ヨリ扶助ヲ政府ニ仰ガズ人民ノ辛苦ニ徒食セズ自力ニ衣食シ独立ノ良民トナル可シ請フ三思セヨ

四ツ谷寓 上山 巖

（四）東京曙新聞

〔二〇九〕東京曙新聞 明治九・一二・二二 雑報 国

○先頃熊本県下の一件以来世上の人心洶々として居る場合ひに茨城県下の一揆なども起り立ちイヤでも此所でも伝染したさうだの彼所でもごた付く

さうだのと根も葉もなきことを無性やたらに言ひふらします此節柄ですから滅多なことに出来ませんが電報で来たとかいふ風説を昨夕ちらと聞込みしは一昨十九日の夜中三重県下の農民等（士族も交つて居るよし）が和船二十三艘に取乗り海上より襲来して県庁に乱入し宿直の県官を殺傷せしに付き右近辺は以ての外に騒動したるといふことですすが途方塗徹もなき次第ゆゑ例の無根の流言ならん皆さんさやう御承知くたさいまし

〔二一〇〕東京曙新聞 明治九・一二・二三 雑報 国

○一昨二十一日の新聞に記載せし三重県下の農民等が十九日の夜中に県庁に乱入して宿直の官吏を殺害したるよしの電報ありしといふ風説はまさか実説ではあるまいかと存ましたが全く虚誕ならぬことと見え名古屋鎮台より二十日午後一中隊出兵になりし所同日夜に入り一揆の農民等愛知県下マエカス迄押入りたるよしにて猶又二中隊繰出しになりそれ〳〵手配ありし趣これも電報で来たといふ風説猶委きことは分り次第追々にお知らせ申上げます茨城県が漸く鎮静するとまたこんなことが始まりました年末のいそがしいのにと書き納めんとする所へ又或方の報知には三重県の一揆原は嘆願する次第があつて東京へ出掛るよしをいひふらし東海道を押登る途中一味せざる町村は遠慮もなく人家へ火を掛け焼払ひながら愛知県下迄来りしなりとぞ然るに昨日静岡県へ右の動静を問合せし方への答報には中々鎮静の様子あらずといへども本道を避け山に入りて屯集せしといふことのよし

〔二一一〕東京曙新聞 明治九・一二・二三 雑報 国

○愛知、三重、両県下のごた〳〵が早速伝染したてもございますか一昨二十一日午後十時頃内務権大丞北代正臣、内務権大録後藤敬臣、内務省九等出仕福岡季運、同十四等出仕大澤某等の諸君が至急に起せられ横浜港より乗船にて岐阜、滋賀、の両県下鎮撫のため主張され又昨日午後一時頃警視庁よりは権少警視長尾景直、同津川顕蔵、の両君へ巡查百名つゝ差添へ愛知、三重、の両県下へ差下たされしにこれも横浜港より杜遼丸に乘込み出帆のよし右に付内務省は事務御多端にて上局始め午後七時過ぎ御退省と申すこと但し岐阜、滋賀、両県下の模様は分り次第追々に御報知いたしませう

〔二一二〕東京曙新聞 明治九・一二・二五 東京曙新聞 国

茨城県下ノ騷擾ハ漸ク鎮定ニ歸スルノ後チ未タ数日ヲ出スシテ三重愛知岐阜ノ三県ニ一揆ノ紛紜ヲ醸シ出セリト聞ク此ノ一揆ノ原由ハ未タ何等ノ苦

情ヨリ胚胎セシヤノ詳細ヲ得サルカ故ニ世上ニ向ツテ明言シ能ハサル者アリト雖モ三重県ノ如キハ員弁郡ノ六十余村久シク貢租石代ノコトニ就テ不服ヲ抱キ県官ノ説諭ニモ承服セサル程ノ苦情アリシト聞ケハ今度ノ騷擾モ亦タ安ソ改租ノ事件ヨリ原因ヲ生シ来リタルニ非サルヲ知ランヤ

一揆ノ原由ハ暫ク扱置キ元来薄恩ヲ政府ニ怨ミ不満ヲ時勢ニ抱ク不平士族トハ其ノ種類ヲ異ニスル人民力性命ヲモ惜マス妻孥ヲモ顧ミス一粒一錢尽ク許多ノ辛苦ヨリ生シ来レル家産ヲ度外視シテ狂ノ如ク顛ノ如ク起リテ所属ノ官庁ニ抵抗シ溢レテ狂暴ノ所為ヲ恣行スルニ至ルハ蓋シ能々已ムヲ得サルノ情実アルカ為メナルヘシ然ラスンハ如何ナル匪徒桀黠力漫リニ口舌ヲ逞フシテ之ヲ扇起スル者アル共元来生計ノ外何等ノ思念ナキ人民ニシテ斯ノ如キ悖乱ノ所為ニ出テ国家ノ典刑ニ背反スルニ至ランヤ我輩力伝聞スル所ニ拠レハ愛知県下住吉近傍ノ新田ノ如キハ今以テ稻米ヲ收穫セス其俣田地ニ殫シ置クノ景況ナリト夫レ粒々総テ非常ノ勤勞ヨリ生スル米穀ヲ見ルコト斯ノ如キハ豈其レ之ヲ收穫スルモ其勞ヲ償フニ足ラサル者アルニ拠ラサルヲ得ンヤ然ルニ此説ノ如キハ固ヨリ巷説ニ得ル所ニシテ敢テ信憑ヲ保ツニ足ラサレ共若シ甚タシキ誤謬ナカラシメハ愛知県ノ紛紜卒ク貢租上ヨリ起リタルカ如シ然ラハ則チ岐阜ノ事件モ亦タ從テ推知スヘシ

仮令如何様ナル苦情アレハトテ一揆徒党ハ国ノ制禁タリ況ンヤ其ノ歎願ハ穩當ニ出スシテ所属ノ官庁ニ敵抗シ鎮台ノ出兵ヲモ煩ハスニ至レハ国家ノ典刑ニ於テ固ヨリ其罪ヲ宥恕スルコトヲ得ヘカラサルヲ以テ我輩ハ敢テ一揆ノ乱民ヲ曲庇スルニハ非サレ共已ニ今日ノ昭代ニ在テ人民ノ紛紜ヲ生スルコト斯ノ如ク頻煩ナルヲ憾ミ又タ所々ノ人民力貢租ノ儀ニ就テ苦情ヲ唱フルノ原因ヲ思考スレハ実ニ愁然トシテ我輩ノ心情ヲ傷痛セシムル者ナキニ非サル也

石代上納ノ如キハ政府力審思ノ上ニモ熟慮ヲ加ヘ米納ニ幾倍スルノ便法タルヲ確信シ得テ之ヲ施行セラレタル者ナルヘケレハ敢テ喙ヲ其間ニ容ルルノ理由アルコトナキハ今更言フヲ待サル所ナリト雖モ暫ク田舎ノ実況ニ就テ之ヲ觀察スレハ世人ノ已ニ明知スルカ如ク上納ノ際農夫ハ必ラス新穀ヲ売テ貨幣ニ換ヘサルヘカラサルカ故ニ売手ハ必ラス買手ニ求メサルヲ得ス売手ト買手ト勢力ノ平均ヲ保タサルヲ以テ貨幣ハ愈々騰貴シ米価ハ愈々下落スルハ是レ勢ノ然ラシムル所ナリ農夫ハ争テカ終歳ノ勤勞ニ得ル所ヲ一朝姦商ノ市利ニ網尽セラレサランヤ況ヤ今年ノ如ク昨年ノ相場ニ拠テ上納スルコトトナリ今年ノ相場ハ昨年ヨリモ遙ニ下落スルカ如キノ時ニ在テハ実ニ其ノ上納ニ困却スルモ強チニ無理トハ云フヘカラス加之若モ県々或ハ其ノ処置ヲ異ニシ彼ニ幸ニシテ此ニ不幸ナルカ如キノ異同アラシメハ其ノ

便益ヲ得タル地方ノ人民ハ無上ノ幸福ニ浴スル者ナリト雖モ斟酌ヲ得サルノ人民ヨリ之ヲ觀レハ安ソ其ノ便益ヲ得タルノ人民ヲ羨ミ喋々不満ヲ其ノ官庁ニ訴ヘサランヤ

蓋シ嘗テ之ヲ聞ク茨城県下真壁郡ノ人民力苦情ヲ唱ヘ出セシ根源ハ其ノ隣県ナル栃木千葉貢租ノ多寡ヲ異ニスルヨリ最モ甚タシキ不満ヲ生シ来レリト其真偽ハ我輩力未タ確知スル所ニ非スト雖モ現ニ東京府庁ノ如キハ村々ニ於テ金納ノ差支ノ儀アルモ計リ難キヲ察シ丙第百八十三号ヲ以テ不得止場合ニ於テハ税金為抵当上米預リ遣ハスヘキ旨ヲ達セラレタリ卒ク保護ヲ一政府ノ下ニ受ルノ人民ニシテ各管庁ノ処置ニ於テ寬嚴厚薄頗ル其途ヲ異ニスルカ如キコトアル以上ハ人民ノ其寬ヲ羨ンテ其嚴ヲ厭ヒ其薄キヲ慕フテ其厚キヲ苦ミ喋々不満ヲ唱フルモ亦タ已ヲ得サル者アルニ似タリ想フニ人民ヲシテ貢租ニ紛紜スルカ如キノ口実ヲ絶タシメ又タ各県ノ処置ニ異同アルカ如キコトナカラシメントセハ何等ノ方法ニ出ツヘキカ我輩ノ多言ヲ要セサルモ識者ハ已ニ輿論ニ觀察シ以テ自ラ之ヲ了解スル所アルヘキ也

（一一三）東京曙新聞 明治九・一二・二五 雜報 国

○三重県下農民等が暴動の景況を去る二十二日午後三時名古屋よりの電報は伊勢四日市百姓騒動にて人家を焼きしよし委細跡より又同日午後七時二十五分同所より同じく電報には四日市開宗寺、三菱、電信局、高砂町、残らずやけたといふ報知ありしとの風説さて一昨二十三日の新聞に内務省の官員方が岐阜滋賀両県下鎮撫として出張されしと記載したるは愛知三重両県下の誤聞且つ岐阜県下も余程のごた付にて名古屋鎮台より一中隊出兵になりましたが滋賀県下は無事のよしにてこれも誤聞でございますから茲に正誤仕ります

（一一四）東京曙新聞 明治九・一二・二五 雜報 国

○昨日は日曜日にて諸官省は休暇のところ司法省にては卿輔丞并判事方の面々が不残出頭され柵たるは例の三重県下より何か電報がありましたに付てだろうと道路の風説

（一一五）東京曙新聞 明治九・一二・二五 寄書 国

告三重県下桑名之諸君 在東京旧桑名人 松浦政重
迂夫政重頓首再拜シテ敢テ九華諸君ノ座下ニ申ス
……
頃日聞ク三重県下ニ一揆ヲ起シ已ニ愛知鎮台ノ出兵ヲ憚ハスニ至レリト諸

君昨日鎮西不良ノ徒ト竹竿ヲ振ヘ上ハ明治天皇陛下ノ聖意ニ叛キ下ハ万民特有ノ權利ヲ害スル挙動ヲ見テ如何ナル思想ヲ此ノ間ニ置キシヤ抑モ彼カ如キハ武門專治ノ陋習ニ恋々シ自由自主ノ如キハ其名号タモ疾視シ猥リニ戟ヲ舞シ一活劇ヲ社会上ニ担キ出シテ此徒ノ為メニ良田ハ化シテ曠蕪トナリ家屋ハ変シテ灰燼トナレリ嗚呼亦県何ノ罪アル誰カ亦之ヲ看テ悲惨戰慄セサランヤ

憐ムヘシ賊徒ノ中或ハ強迫ヨリ随フ者アリ或ハ利上ノ為ニ誘ハル者アリ或ハ平常ノ論說ヨリ其友ノ起ルニ会シテ勢ヘ共ニセサルヲ得サル者アリ誠ニ以テ氣ノ毒千万ナルモ究竟独立自營ノ氣骨ニ乏シク公等碌々人ニ依テ功ヲ為スノ誹リヲ免レサル所ナリ若シヤ我県ニ於テ万一熊本或ハ茨城ノ覆轍ニ陥ルコトアラハ諸彦カ鎮定ニ奔走シテ素餐ノ責ヲ免ルハ正重ノ堅ク信シテ不疑トコロナリ嗚呼文化雍々人々独立自營ヲ為スニ汲々タルトキニ際シテヤ諸君ノ早ク国家ノ良民タランヲ希望スルノ余リ序辭体ヲ失フヲモ顧ミス斯ニ其ノ思想ヲ吐露ス頓首再拜

（一一六）東京曙新聞 明治九・一二・二七 東京曙新聞 国

三重県暴徒カ勢焰ノ熾盛ナルハ茨城県乱民ノ比ニ非サルカ如ク到ル処人民ヲ強迫シテ其ノ党類ニ加入セシメ苟モ官衙ト連絡スルニ似タル者ハ電信局トナク区務所トナク郵便局トナク或ハ毀チ或ハ焼キ暴横殘酷ノ甚タシキ実ニ仏民カ狂氣ノ演劇ヲ此ニ現スルカ如クナリ而シテ其ノ騷擾ハ特ニ三重県内ニ止マラス愛知岐阜ノ兩県ヘモ侵入シテ暴行ヲ恣ニシ凡ソ一揆ノ過ル所宿駅村落ヲ挙テ大率殘破荒廢ニ係リタルカト思ハレ実ニ今日ノ 聖世ニ在テ深嘆痛恨スヘキ所ナリ

何程乱民カ暴横ノ所為ヲ恣ニスレハトテ是等ノ種類ハ元來国家ノ公敵ト目スヘキ者ニモ非ス無知蒙昧ノ人民カ施政ノ旨趣ヲ了解スルコト能ハスシテ喋々苦情ヲ唱フルノ後ニ發生シタル者ナレハ保護ノ職掌トシテハ何ク迄モ説諭鎮撫ノ目的ニ出テ其緒ニ安ンセシメンコトヲ謀ルアルノミ然ルガ故ニ仮令鎮台兵力銃ヲ執リ陣ヲ張りテ乱民ニ臨ムニ至ルトモ官庁及ヒ其他ノ良民ヲ保護スルニ過キスシテ強チニ一揆ヲ討滅スル訳ニモ參ルマシ蓋シ一揆ハ兎角蔓延ニ至リ易キ者ナルニ三重県下ノ乱民ノ如ク勢焰甚タ其盛ヲ極メ曠日弥久シテ鎮定ニ歸セサルトキハ或ハ余勢ノ各処近県ニ及フ者ナシトモ必スヘカラス殊更和歌山ノ如キハ那賀郡ノ事件以後民心未タ全ク平穩ニ歸セサルヤト思ハルル者アルヲ現ニ持兇器ノ強盜白昼ニ横行スル等ノ取沙汰アルヲ見レハ万一ニタモ三重県ノ事件ハ和歌山ニ伝遷シ岐阜ノ騷擾ハ志賀ニ移リ追々諸方ニ瀰漫スルニ至レハ容易ナラサル一大事件ト相成ルニ付キ

地方官ハ預メ深ク此ニ注意シテ天ノ未タ陰雨セサルニ綢繆スル所以ヲ謀ラサル可ラス

今ノ地方官諸公ハ尽ク賢良ナリ我輩カ規言ニ類スルノ言ヲ吐クハ實ニ贅言ニ属スルカ如シト雖モ幸イニ新聞記者タルヲ以テ過去ノ事件ニ探訪シ得ル者ヲ報告シ地方官諸公カ将来ノ参考ニ供セントスルハ敢テ不敬トモナスヘカラス」近日茨城県ノ紛紜ハ原因ヲ石代相場ニ發シ本年ニ廉価ナル米穀ヲ売り高価ナル昨年ノ石代ニ拠テ上納スルハ人民ノ堪ル所ニ非サルノ苦情ヨリ起リタル趣ハ世人ノ已ニ熟知スル所ナリト雖モ近日更ニ伝聞スル所ニ拠レハ該県下真壁郡ノ人民カ（那珂郡ハ知ラス）最モ紛紜ヲ唱ヘ出セル起源ハ茨城県ノ貢租取立ト栃木千葉兩県ノ賦課ト其ノ多寡ヲ異ニスルニ在ルカ如シ蓋シ栃木県管下田租ノ賦課ハ昨年石代相場上納金額十分ノ四ニ出テ千葉県下ハ十分ノ三ヲ課スル由ノ処茨城県ニテハ全額十分ノ六ヲ目的トシテ租税ヲ賦課セシカ故ニ本年ノ価格ヲ以テ米穀ヲ売却シ其ノ代価ニテ昨年税額相場ノ六分ヲ納ムレハ一石上納シ来ル者ハ即チ三円三十四錢余上納スヘキコトトナリ本年ノ相場ヲ以テ売買スル米穀数ト比較スレハ全額ヲ上納スルニ至ルヨリ彼カ如ク苦情ヲ唱ヘ出セリト云フ」而シテ人民ハ又タ県官ヨリ大蔵省ヘ上納スル期月ハ四月三十日ニシテ其間人民ニ賦スル税額ハ輕重多寡県令ノ適宜ニシテ大蔵省ヘ納租ノ期限迄ニ皆納ヲ誤マラサレハ可ナル者ト聞知セシヨリ地租改正其他ノ費用等凡テ年尾ニ湊集シ来リ併セテ金銀ノ流通梗塞スルノ日ニ際シテコノ租額ヲ課セラレ若シ其ノ期日ニ後ルルトキハ金百円ノ税額ヲ一ヶ月延滞スレハ金五円宛ノ滞納金ヲ加上スルノ制規ニ処セラルヲ以テ県庁ノ命令ニ於テハ斟酌ノ意ナシト認メタルカ如シト聞ク」真壁郡内ノ区長等ハ本年納租ノ賦課法ヲ聞クヤ人民ノ税課ニ堪ヘサルヲ量知シ管轄下妻支庁ニ其ノ減租ヲ歎願スルコト再度ニ及ヒタルヨリ支庁長モ亦タ其ノ事情ヲ洞察シテ權令ニ具狀セシト雖モ權令敢テ之ヲ省セス是ニ於テ区長等ハ更ニ代人ヲ撰ヒ之ヲ内務省ニ歎願センコトヲ議セリ然ルニ衆議紛々トシテ決セサル中下館在成田村ヘ人民凡ソ二三百人会集シテ上納ノ租額ヲ減ゼンコトヲ歎願セントセシニ県庁ニテハ下妻支庁ノ報知ニ応シ官吏ヲ成田村ニ派遣シテ凡ソ屯集シテ事ヲ談スルハ徒党ニ類スルカ故ニ穩当ナル歎願ニ出ツヘシト説諭セシカハ人民ハ其ノ説諭ニ応ジテ解散セシニ其後屯集ノ人民中頭立タル者七八名ヲ捕縛セリ是ニ於テ人民ハ敢テ県庁ニ敵抗スルニモ非ス唯々貢租ノ歎願ヲ議スルノ趣意ナルニ一タビ穩當ノ歎願ヲ許シテ解散ヲ命シ解散スレバ忽チ捕縛セラルトハ情ケナシト官吏ヲ怨望スルニ至リ扱コソ其後田村ニ集合セシトキ租税吏巡查等ノ説諭ヲ疑惑シテ遂ニ之ヲ打擲スルニ至リシトソ

右ニ登録スル所ハ我輩カ伝聞ニ得ル所ニ過サルニ付キ固ヨリ信憑ヲ託スルニ足ラス且ツ茨城県庁ニ於テモ勿論各種ノ都合アルヘシト雖モ苟モ人民ノ口実トスル所ハ条理ノ憑拠スヘキ者アリテ之ヲ洞察セサルトキハ忽チ压制ノ所為ト交換スルヲ免カレス已ニ压制ノ所為トナルトキハ仮令恙カナク其ノ目的ヲ達シ得ルモ猶ホ昭代ノ美事トハナスヘカラス況ヤ之カ為ニ容易ナラサル紛紜ヲ醸シ人民ノ安寧ヲ失ハシムルニ於テヲヤ嗚呼茨城県ノ事ハ已ニ逝矣而シテ其ノ行為ニ於テモ固ヨリ未タ之ヲ可非スルノ証跡ヲ得ル能ハスト雖モ今ヤ各県ノ騷擾正ニ斯ノ如シ地方ノ重任ニ当ル者ハ審カニ前車ノ覆轍ニ鑑シテ将来ノ督撫ニ熟思シ其ノ責任ヲ誤ラサル所以ヲ謀ラスシテ可ナランヤ

（一一七）東京曙新聞 明治九・一二・二七 雑報 国

○今度三重県下農民等が暴動の景況各所の報知は実地目撃せしのみにあらず伝聞に係るものも少なからざれば中には誤聞なきにもあらざるべけれど報知のままを輯録す抑此暴動は去る十七日県下飯野郡豊原村農民等が発意にて地租改正石代相場の不服なる旨を首唱するに外二十四ヶ村の頑民等も一時に暴起して人数二千四百五人に及び若し同意せざるものあらば家屋を焼払ひ財産を破毀せんとて各村を扇動し電信局学校屯所等官立のヶ所々は悉く放火して十九日には県庁を始め郵便局学校屯所は申すに及ばず津の市中を焼払ひ上野、白子、四日市の電信杭を切倒し四日市の支庁其他例の官立のヶ所々に放火しそれより桑名に至る迄途中の人家へ放火して暴虐を逞うするに追々党類増加して二十日には一万六千人程になり愛知県管内へ押入り同県下をも扇動して勢焰を助け県庁を襲撃せんの目的なりしに愛知県下にては一人も党与するものなければ暴民等頗る望みを失ひ俄に路を転じて岐阜県下に侵入せり○桑名に押寄たる暴徒等学校（この学校は桑名旧城内吉の丸にありて廃藩後は励精義塾と称し旧桑名家より年々学費二千円程を給与され生徒は多分旧士族の子弟のよし）に放火せんとする時生徒等忽ち白刃を打振り立所に数名を殺獲して梟首したる猛威に恐怖し兇逆を逞し得ずして退散せりそれより桑名を距ること三里程西南平子山に百名ばかりの士族が開墾して土着する所へも押寄んとする形勢を見て二十名ばかりの生徒等が加勢として駆付けたるはいと神妙の挙動なり元来桑名にては一揆の報を聞くとひとしく士族を召募して防禦せんの計画なりしに暴徒の襲来疾風のごとく迅速にして間に合ず所々乱暴の被害を蒙りしといふ○暴民等志州鳥羽へも押寄て支庁を襲撃放火せしに詰合の官員は八人ばかりの小勢の上不意のことゆゑ防禦の術なく辛くして落延びられしは二十日のこ

となり○二十一日愛知県の警部下政恒君が巡查二十名余を引連れ出張の途中秋竹村の東にて暴徒数千人に出遇ひたるに跡より一小隊程の鎮台兵が押来れば暴徒も左右なく打て掛らず下君は巡查一同先に進み種々説諭を加へらるるに聞入れざるのみか却て刀剣竹槍を打振れば已むを得ずして鎮台兵も攻撃するに暴徒等遁逃するもあれば奮闘するものもありて頗る苦戦なりしが終に打散らして四十名余を捕縛されしにさばかり取縄の用意もなければ民家の藁縄を買取り一時間に合せ人力挽きや百姓原に警護させて追詰め捕縛されしに翌二十二日迄には捕縛の人員百余名に及び愛知県下には暴徒一人も足を留るものなし右賊中巨魁とも覚しき者は陣笠を冠りたるもの一人陣羽織に輪違の紋付けたる者一人ありしよし○同日名古屋の第一区会所にて警備のため士族の強壮なるもの三百人召募ありしに一時間に参集するもの七八百名（一説に二千人ともいふ）なりしが三百名は各所へ出張を命じ其余は姓名を記し追ての沙汰を待つべしとて帰されたり右の人々は刀剣鎗長刀の類各自の得物を携へ（一説に風呂敷包みにして持参せりとあるが実説ならんか）中には物具に身体を堅めしもありしは流石は士族丈けとさもたのもしき風情なり○二十一日の夕暮に愛知県下春日井郡丹羽郡の農民等が県庁の方をさして大勢駆行くは北の在々の者共が暴徒に一味徒党して県庁を襲撃せんとするにやとこれを見掛けし人々は狼狽するばかりなりしにさはなくて念仏信者が御堂に火を掛け本尊様を火葬にされては大変なりと県庁の近傍なる真宗東派の掛所に馳集りしといふこと跡にて分り一同笑ひを催したり又今一ツ妙な咄しは熱田駅の巨商等は今にも暴徒が桑名より海上を渡り来て火を付けられんも測りがたしと用心のためいづれも味噌を買入れて土蔵の目塗りをしたれば或る味噌店にては一夜の中に三百円余の商ひをして節季金詰りの折柄思はぬ金設をしたるよし○前条の通り岐阜県下に進入せし後の実況は未だ確報なしといへども同県下友竹先生の報知に予はたま／＼所用ありて庁下に至りしに市中人民動揺の景状あるは何事ならんと書肆より愛岐新聞第六十一号を購求して一読するに十九日の夜南方一般赤紅を現じたるは三重県士族が何か不平を鳴らして県下所々に放火せしなりと又同日午後五時名古屋鎮台より二中隊出兵せりと登記せりかかる次第のあるべきこととは思はれねど市上街頭の風説によれば彼不平連が勢濃の間百輪部落に屯集し席旗を押立竹槍を携へ濫りに区戸長の宅へ乱入放火する暴徒の人員一万ともいひ二三千ともいひ其多寡未だ分明ならずといへども本日（廿日）県官其他県吏数員馬を駆て出張されしは暴徒防禦のためならんかこれがために市中は家財雑具を近郷近在へ運搬し老若男女街衢に狼狽せり兎角する中西南の方にあたり焰勢天を焦したるは既に高須

辺に迫りしならんとの巷説囂々たれども実際の確報は詳細ならず当今文明の徳澤に浴しながら何事を痛恨してかかる暴挙を起したるにや予輩更に其意を得ず看よや熊本萩の兇賊すら一時撲滅に付しにあらずや況んや烏合の頑民等が何事をなし得べけん不日必ず官吏の説諭に服従し弾丸注射の勞なくして春水の旭日に消溶するがごとく解散せんは論を待つべからずと鄙見を陳述して江湖の諸君に報告す

〔二一八〕東京曙新聞 明治九・一二・二七 雑報 国

○三菱会社にて勢州四日市通ひの船は三重県下の暴動に付て去る二十三日より出帆を見合居たるに暴動鎮静に付き昨日より通航差支へなき旨の電報ありしよし

〔二一九〕東京曙新聞 明治九・一二・二八 雑報 国

○三重県の乱民どもが桑名の市中に押入り乱暴をはたらきし景況を略記し去る二十三日付にて彼地の人より社員の中へ郵送されし書状の抄録

上略四日市の焼けたるは十九日の宵に有之当地よりも見え候に付随分大火と被察候へども何等のことやら更に分らず然るに翌廿日午前に至り百姓騒動にて追々当地へも押参り候間鉄砲兵器は無之候とも銘々得物を携へ寺町本統寺へ参候様通知に付隠居并に老人の外いづれも大小を帶し早々駆付けそれ〳〵手配の上各所を固め候所間もなく大福村辺矢田辺が焼上り見る内に走井、山下た、それより播磨村辺も黒煙天をこがし矢田町辺迄押入り候様子に有之然るに元来百姓のことゆゑ最初より切捨にするも不本意のことに付寺々の和尚どもを差出し説諭に及ばせ候方可然と評決いたし一と先づ引取候所追々市中へ乱入いたし扱所又は新規の斗量権衡等売捌候家々を打崩し或は火を付け乱暴に及び候に付又々一同出張いたし家中の口々相固め罷在候所市中を十分乱暴の上吉の丸学校並に区戸長の宅々を焼払候旨相聞若し家中の口々へ押来り候ハ、説諭を加へ聞入れざるにおいては不便ながら打捨候外有之間敷と申居候内吉の丸学校へ火を掛け候に付（一旦燃上りたれども早速打消して焼失に及ばず）学校の人々最早堪忍なりがたく二人を切倒し二人を生捕り候に恐れて退散しそれより両大手へ迫り候様のことにて若き輩は前夜よりこらへ兼て居たる所なれば我劣らじと進出或は打捨て或は生捕り候に付これに恐れ散乱いたし候は二十一日午前三時頃には有之然る所又々午前七時頃別手の百姓原伝馬町辺迄押来りしを右同断打捨生捕り候へば退散いたし候へども近在所々へ屯集いたし居候ては又も何時押来り可申哉も量りがたく候間屯

集致居候ヶ所〳〵へ押掛けて打散らし先つ〳〵近在は静謐に相成申候所二十二日には平古山貫属屋敷へ押掛んとするよしの風説有之助勢の儀頼み申越し当地は静謐に及候へども若き輩を残らず出張致させ候ては当地余り手薄に相成候に付六十人程差遣候所押掛け来らず昨夜皆々引取り申候昨日頃は尾州路濃州路へ参り候由にて遠方に煙の立つを見受け申候所今日に相成り候ては当地丈けは安堵の場合に有之廢刀以来刀剣は所持するにも不及位に存居候所今度の様なることには随分入用の品に候百姓共のかなしさには刀を抜いて見せ候へば多分逃け出し申候下略

〔二二〇〕東京曙新聞 明治九・一二・二八 雑報 国

○三重県下の暴徒等が去る廿一日当国へ押来り海西、石津、多芸の三郡の学校或は区戸長等の宅々二十三軒へ放火せしに斯波参事、井戸大属、其他警部、巡查、も追々出張せられ鎮台兵も繰込みになりしが格別争闘などいふことはなく巡查の縛に就きしもの多数なり尤其余は解散のやうすにて最早鎮静の姿なりと岐阜の玉井さんより御報知

〔二二一〕東京曙新聞 明治九・一二・二八 雑報 国

○堺県下奈良辺にて石代金納の苦情を唱へややもすれば竹槍にても担ぎ出たしさうなる形勢ゆゑ県令公が説諭のため去る二十一日出張されしよし又千葉県下上総国長柄郡一の宮本郷駅辺にても去る十五日頃より農民等六百人程集合し例の竹槍にて警察出張所へ歎願に出たとか強訴に及びしとかいふ風説これも矢張り石代一件ならん

〔二二二〕東京曙新聞 明治九・一二・二九 東京曙新聞 国

眼ヲ海外ニ転スレハ之ヲ近クシテ英支ノ葛藤アリ之■遠クシテ土耳其ノ擾乱アリ而シテ内国論者ノ之ヲ觀ルヤ敢テ対岸ノ火災ニ於ルカ如クナラス常ニ其ノ事情ヲ紙上ニ登録シ從テ論弁討究ヲ要スルニ至リタルハ其ノ事変ノ内国ニ影響ヲ及ホスヤ果シテ鮮少ナラサル者アリテ現ニ土耳其事件ノ電報ニ応シ生糸ノ相場ヲ昂低スルカ如キノ關係ヲ有スルカ為ニ世人ノ警覺ニ供シタル也然ルニ英支ノ葛藤ハ不体裁ナカラモ漸ク結局ヲ終リ土国ノ擾乱モ未タ欧州全国ニ変動ヲ及ホスニ至ラサルカ如キノ信用ヲ世人ニ与フルニ及ヒシト雖モ内国ノ形勢ハ十月下旬比ヨリ其ノ面目ヲ一変シ甚々人心ヲシテ洵々タラシムルニ至レリ

熊本ノ事変ハ突然トシテ十月廿四日ノ夜半ニ暴起シ從テ秋月ノ士族ニ連及シ繼テ萩ノ変動ヲ現スルヤ昇平ノ和氣ハ一変シテ慘淡タル愁雲ヲ鬱重タラ

シメ殊ニ公報ノ電信ハ枢機ニ關係スルノ諸公ニ非サレハ中々ニ之ヲ得ルニ難ク私報ハ制禁ニ係リタルニヨリ訛伝謬説道路ノ間ニ百出シ其間或ハ思案橋ニ起ルカ如キノ事變アルヲ以テ愈々人心ヲ動揺セシメ訛ニ訛ヲ附シ謬ニ謬ヲ伝ヘ甚シキハ全国ノ争乱ト認ムル者ナキニ非サリシ程ナレ共識者ハ固ヨリ此ノ事變ヲ望ンテ暗夜ノ砲声ノ驚クヘキ者トモナサス殊更暴発ノ原因ハ改進黨ノ政図ニ不滿ヲ抱クノ不平等黨首カ禄券廢刀等ノ命令ヲ奇貨トシテ人心ヲ扇起スルニ在ルカ如キヲ以テ筆舌ノ在ラン限りヲ尽シ世人ヲシテ其ノ方向ヲ誤ラサラシメンコトヲ務メタリ蓋シ是等ノ賊徒カ其ノ冀望ヲ達スルニ足ラサルハ固ヨリ言ヲ俟タサル所ナリト雖モ世人ヲシテ名義ノ存スル所ヲ確認セシムルノ目的ヲ指示セシハ論者モ亦タ与カリテ力ナキニ非サリシ也凡ソ識者ノ之ヲ擯斥スル者ハ必ラス勢力ヲ天下ニ有スルコトヲ得サルノ道理ナルニ付キ不平士族ノ暴動ハ深ク憂患トスルニハ足ラサリシト雖モ更ニ識者ヲシテ深嘆痛恨セシムルノ事變ヲ今日ニ發生スルコトハ相成リタリ熊本萩ノ処分ヲ終ルノ後チ日未タ久シカラスシテ茨城県一揆ノ變動ヲ起シ其ノ變動ノ鎮靜ニ歸スルヤ否忽チ三重県ノ騷擾トナリ未タ平定ノ報ヲ得サルニ際シ或ハ堺県下奈良辺ニテモ石代金納ノ苦情ヲ唱ヘテ形勢甚タ穩カナラスト云ヒ又タ千葉県下上総国長柄郡ニテモ農民數百人集合シテ石代上納ノ義ニ付キ歎願ニ及フト云ヒ其他各県ニ於テモ人民ノ苦情ヲ唱フルモノ靡々トシテ之レナキニモ非サルカ如シ蓋シ人民ノ常連ヲ醸スコト斯ニ至レハ政府ノ諸公ヲ初メトシ各地方官ニ於テモ一層ノ更ニ注意ヲ加ヘ之ヲ未發ニ予防スルノ処置ヲ尽サレンコトハ復タ疑ヲ容ルヘカラサル所ナレハ此上ニモ甚タシキ騷擾ヲ發生スルニハ至ラサルヘシト雖モ元來人民ノ一揆ハ不平士族ノ暴動ト実因ヲ異ニスルカ故ニ識者ハ敢テ其ノ挙動ヲ包容シ肯ンセサルモ心情ニ就テハ聊カ憫諒ヲ加ヘサルニ非ス若シモ時勢ニ不滿ヲ抱クノ權士術者アリテ今日ノ形勢ニ乗シ人民ヲ孤注トシ權利ヲ奇貨トシ以テ其ノ志望ヲ逞フセントスルニ至レハ其ノ畏ルヘキヤ前原ノ徒力除姦ノ名義ヲ口実トスルノ比ニ非サルニヨリ如何ソ患害ヲ未然ニ予防シ人民ヲシテ其処ニ安セシムル所以ヲ計畫セサルヘケンヤ而シテ人民カ此ノ如ク擾乱ヲ極ムルニ至ルモ畢竟上納ニ堪ヘス其生ヲ営ムコト能ハサルヨリ起源ヲ胚胎スルニ在ルヲ見レハ實ニ地方ノ衰頹ハ其ノ極点ニ達シ金銀融通ノ路ヲ此ニ杜絶セシ者ヲ徴スルニ余リアリト云フヘシ

更ニ内外事件ノ關係ヲ有スル者ヲ徴スルニ琉球藩屬ノ一事ハ台灣遠征ノ後ヨリ連糾ヲ結ヒ該藩ノ苦情ヲ鳴シテ政府ニ歎願スルヤ一朝一夕ノコトナラス此ノ事件タルヤ元來支那ト關涉スル所アルカ故ニ若シ其ノ藩屬ヲ分明ナラシメントスレハ再ヒ日清ノ紛紜ヲ今日ニ現スルニ至リ之ヲ曖昧ニ附スレ

ハ亦タ体面ニ關係ヲ与フルヲ以テ識者モ容易ニ之ヲ速了ニ論決スルコトヲ得ス政府モ頗ル斯ニ審思スル所アリト聞ク而シテ小笠原島ノ開拓ニ就テハ英米兩公使ノ論議ヲ起スニ至リシト雖モ其ノ事件タルヤ琉球ノ処シ難キノ比ニハ非サルヘシ

若シ本年ノ事件ニ就テ余サス洩サス逐一ニ之ヲ包括セントセハ限リアル紙幅ノ能スヘキニ非サルヲ以テ暫ク之ヲ省略スヘシト雖モ凡ソ内外ノ多事ナルヤ前ニ登錄スル者ノ如シ此ノ難路ヲ經過シテ上ハ国家ノ光榮ヲ渙発シ下ハ人民ノ安寧ヲ誤ラサラントセハ果シテ何等ノ目的ニ出ツヘキ乎我カ叡聖ナル天皇陛下ハ已ニ国憲ノ起草ヲ元老院ニ勅セラレテ其成ヲ奏セシムルニ至レリ此ノ国憲ニシテ充分ノ完全ヲ極メ之ヲ實際ニ現行スルニ至ラバ庶幾ハ今日ノ難路ヲ經過スルコトヲ得ヘシ故ニ我輩ハ本年ニ在テ緊要ナル事件ヲ統計スルニ当リ国憲起草ノ聖勅ニ回顧シ以テ今歲ニ擱筆シ更ニ明年ヲ待テ議論ノ壇場ニ上ラント欲スル也

（一二三）東京曙新聞 明治九・一二・二九 寄書 国

回想スレバ客歲七月我大政府ノ新タニ新聞條例讒謗律ヲ制定サルルニ方テヤ天下ノ論士説客ハ皆愕然驚駭筆ヲ投シ紙ヲ裂テ以為ラク政府ハ嚴法密律ヲ以テ我党ノ口ヲ箝セリ我党ハ復タ国家ノ事ヲ論ズベカラズト是ニ於テカ天下翕然屏息シ一時ハ新聞紙上ニ正義黨論ノ跡ヲ絶ツニ至レリ然リト雖トモ日本ノ正氣未タ全ク眠滅セズ志士カ愛國ノ衷情ハ終ニ黙々ニ付スル能ハザルモノアリ況ヤ政府ガ條例ヲ制定スルノ素意ハ只漫言暴論社会ノ安寧ヲ妨害スルモノヲ禁スルニ在テ固ヨリ妄リニ發論ノ自由ヲ箝制セシニアラザルコトノ天下ニ明白ナルニ及ンデヤ侃々ノ議論々々焉トシテ更ニ大ニ興起シ或ハ政府ノ斯ノ如キ條例ヲ制定セシハ反動ノ直言ヲ買ハント欲スルニ由ルナルベシト想像スルモノアリテ志士論者ガ国家人民ノ利害得失ヲ痛論スルハ實ニ前日ニ倍■シタリキ

……

今ヤ明治九年ノ烏兔モ漸ク將ニ尽ントス回顧スレバ僅ニ三百六旬ノ間ニ於テ一揆暴動ノ警ハ一県ニ止マラズ兇賊追討ノ師ハ三鎮ヲ動カシ砲烟ヲ山野ニ漲ラシ才光ヲ陣門ニ閃メカスモノ幾回ニシテ人頭ヲ刑場ニ斷チ家貲ヲ兵燹ニ付スルモノ幾許ナルヲ知ラズ而シテ現今尚ホ愛知三重ノ一揆ハ全ク鎮定ニ歸スルヲ聞カズ加之琉球藩ハ猶ホ政府ノ施令ニ付テ訴フル所アリ無人島ハ未タ外人ノ覬覦を絶ツコト能ハズ天下亦タ多事ナリト謂フベシ況ヤ民撰議院ハ未タ充分ニ權利自由ヲ暢達スルヲ得ズ余輩ガ以テ満足欣抃スベキモノハ蓋シ尠矣今年ヲ以テ明年ヲ計ルニ亦未タ余輩人民ガ高枕安眠黙々屏

息スベキノ時機ニ至ラザルベシ故ニ余輩ハ各新聞社ノ俊邁ナル先覺ガ益々充分ニ思想ヲ陳述シテ国家ノ幸福ヲ暗々地ニ増加セラレンコトヲ欲スルニ方リ貴社前編輯長ガ頻ニ汚吏ノ問フ所ト為ルヲ見ルガ故ニ一点ノ感慨腦裏ニ生シ来リテ容易ニ泪散スルヲ得ザルアルナリ依テ一篇ノ蕪辭ヲ属シテ寄送シ以テ余白ニ填セラレンヲ請フ

在東京 江門民平

〔一二四〕東京曙新聞 明治一〇・一・四 東京曙新聞 国

乾坤柄ヲ転シテ天地斯ニ新ナリ矣之ヲ上ニシテハ叡聖文武ナル 明治天皇陛下ノ億兆ニ君臨マシマスアリテ皇族大臣ヨリ勅奏ノ貴官ニ至ル迄金章ノ正服ヲ赫々タル旭日ニ耀カシ以テ新年ヲ巍々タル鳳闕ノ下ニ賀シ之ヲ下ニシテハ施政閭巷ノ小民ニ於テモ家々詠歌舞蹈以テ 聖代ノ昇平ヲ祝スルニ非サルハナシ日章ノ国旗ハ到处翻々トシテ東風ニ飜ヘリ新年ヲ賀スルノ歓声ハ揚々トシテ都下ニ充溢スコレハ是レ明治第十年改歳ノ時期ニシテ真ニ以テ熙々雍々ノ景況ヲトスルニ足ルヘキ也

嗚呼其ノ外觀ヨリ之ヲ見レハ斯ノ昇平ヲ衆庶ト共ニ歡樂シ雅ヲ歌ヒ頌ヲ賦シ以テ今日ノ昭代ヲ祝スヘキヤ斯ノ如シ然ルニ天下何ノ時力無虞ヲ保ツノ日アラシヤ況ヤ現今ノ如キ三重ノ騷擾ハ未タ其ノ結局ヲ奏スルニ至ラス而シテ其他巷談街説ノ耳聴ニ達スル者ヲ徴スルニ其ノ祝賀ノ声ヲ下スヘキハ蓋シ亦タ稀ナリ我輩安ンソ徒ニ昇平ノ改年ヲ祝スルヲ事トシテ偷安優遊ノ媒介ヲナスニ忍ヒンヤ

若シ其ノ耳聴ニ達スル者ヲ一々公言セントスルトキハ実ニ我輩ノ心情ヲシテ愁焉矍然タラシムル者ナキニ非スト雖モ此ノ如キハ固ヨリ信用ヲ託スルノ確説トナスヘカラサルニ付キ敢テ道聽塗説ノ速了ニ倣フコトヲ欲セサル可シ唯其レ昨年十月以後ヨリ一乱平定シテ一変是ヲ繼キ世論人心ハ何トナク洵々トシテ識者モ從テ憂念ヲ抱カサルナキニ非サルヲ見レハ此ノ明治第十年ニ在テハ如何ナル活劇ヲ演シ来ルヤノ嘆慨ニ鬱陶トシテ今日ノ難路ヲ經過シ将来ノ幸福ヲ拡張スル所以ヲ慮ラサルハ記者ノ職分ニ非サルヲ以テ我輩ハ直チニ一歩ヲ進ミ本年ニ於テ政図ノ改進ニ冀望スル所ノ最大要点ニ進向スルヲ以テ下手ノ第一筆トナサント欲スル也

我輩カ昨年中ニ在テ最モ平素ノ主義トシ反覆討論煩碎ニ渉ルヲモ憚カラサリシ一問題ハ政權ヲ人民ニ分与シ以テ共ニ国家ヲ負担セシメントスルノ意義ニ在リシ也此ノ問題ヲ論究スルコトヲ解ラサルヤ或ハ目スルニ立憲党ヲ以テスルノ論者ナキニ非サリシト雖モ昨年ノ歳末比ニ至リテハ輿論モ益々此ノ論点ニ歸向スルカ如ク著名ナル学者ニシテ国会尚早シトスルノ紳士モ

最早其ノ時機ニ適當セリト論斷スルニ至レリ且ツ各地方ノ人民カ一揆ヲ企ルノ原因ヲ推究スレハ敢テ確乎タル名義ヲ有スル程ノ地位ニ進達セシヨリ發生スルニ非スト雖モ其ノ紛々擾々ヲ極ムルコト此ニ至ル以上ハ今日ニ在テ宜シク之ヲ流通疏達シ其処ニ安セシムルヲ謀ルヘキノ時ナリ若シ目的ヲ斯ニ託サス之ヲ視テ無知トシ頑愚トシ抑圧以テ統制シ得ヘシトナスニ至レハ今日自由説民權論ノ漸ク世上ニ蔓延セル争テカ父母ノ兒童ヲ駕御シ得ル能ハサルカ如キノ変ナキヲ保タンヤ人民ノ地位ハ此ノ点度ニ達セントスルモ彼ノ三重県ノ騷擾ヲ見ニ其初ハ松阪在ノ戸長中川九左衛門ナル者カ貢納ノ切迫ト石代ノ不廉トヲ患ヘテ県庁ニ歎願スルノ後チ統下廿余村ノ人民ト謀ル所アルニ過キサリシニ勢州全国日ヲ出スシテ相響応シ延テ隣県ニ波及スルニ至レリ今日人民ノ紛紜タルハ何ソ独リ伊勢一國ニ止マラン斯ノ如キノ時期ニ際シ我輩カ嘗テ顧慮セシカ如ク若シ民權ヲ奇貨トスルノ術士アリテ郡國ヲ扇動セハ容易ナラサル事變ヲ生スルコトナシトモ言フヘカラス万一此ノ如キノ事變アルニ際シ威力ヲ假テ之ヲ討滅スレハ其ノ形跡ハ明カナル圧制ノ処置ト言ハサルヲ得ス斯ル不祥ノ憂虞ヲ消滅シテ上下ノ幸福ヲ堅固ナラシメントナラハ人民ト共ニ国家ヲ經營スルノ政体ヲ確平タラシムルニ若クモノナカル可シ是レ我輩カ本年ノ開設ニ期望スル所ノ第一要点ナリ既ニ国会ヲ設立スルニ至レハ地方分権ノ政治ハ必ラス其ノ成績ヲ見ルヘキノ理ナルニヨリ敢テ之ヲ喋々スルニモ及ハサルヘシ而シテ眼ヲ法律ニ転スレハ我カ司法卿ハ昨年ニ在テ早ク寰宇普通ノ成典ヲ編製センコトヲ奏上セラレタリ此ノ法律ノ進歩ハ直チニ交際上ニ影響ヲ及ホシ國權ヲ振張スルノ基本ト相成ヲ以テ必ラス本年ニ於テ民刑兩律ノ著ルシキ進歩ヲ奏センコトヲ欲望セサルヘカラス彼ノ条約改正ノ如キハ其期ヲ過ルヤ己ニ久シ知ラス果シテ何ノ時ニ其成ヲ奏シ以テ平等ノ交際ヲ保ツヘキヤ然ルニ此ノ問題ニ就テハ論者モ未タ充分ニ討究ヲ尽セリトハナスヘカラサルニ似タリ論者ニシテ緊要ナル問題ヲ欠キ刺衝ヲ与フル所以ヲ勉メサルハ決シテ其ノ職分ヲ全フサル者トハ為スヘカラサルニ付キ實ニ輿論ヲ本年ニ盛行シ其期ヲ促サントコトヲ望マサルヲ得ス凡ソ是等ノ問題ハ我輩カ最モ冀望ヲ今日ニ託スルノ要点ナルヲ以テ之ヲ下筆ノ第一着ニ略陳シ漸次將ニ他ニ及フ所アラントス

〔一二五〕東京曙新聞 明治一〇・一・四 雜報 国

抄録 ○岐阜県下濃州中島郡沖村の区長某より旧臘廿二日付にて或る方へ来状の

上略三重県下の乱民等作二十一日未明より当国へ波及いたし下石津郡大

里村山崎村等を放火して漸次上の方へ登り昨夜十二時頃は多芸郡船付村辺を放火し今日午前四時には栗笠村を右同断島田村へ押移る様子なりと遠見の者より報告せり前々日(二十日なり)の一手は愛知県下佐屋駅津島町等を焼払ひ木曾川東通り中仙道へ押移るべき模様なりしが名古屋鎮台兵が出兵に付伊勢国金廻り村へ道を転じ戸長服部源蔵の宅を放火しそれより当県下下石津郡帆引村内田氏を始め安田村願仙寺を放火して昨夕景には高須町茗荷屋藤五郎が宅を始め学校其外面三軒焼払ひ昨夜八時頃内記村伊藤又吉宅へ押寄せ右同断のよし今曉遠見の者帰村具さに申聞け候尤今朝竹ヶ鼻並に堀沢村へ鎮台兵八百名程出張防禦の手配これあり中略今曉四時頃海西郡鹿野村玉林寺(当節学校なり)を放火しそれより二手に分れ一手は瀬古村森川氏へ押寄せ書類残らず焼払し上金円何程か差出させ一手は安八郡高田村森川氏へ押寄せ右同断又二手落合ひ今尾町へ押寄せし所土族を始め町人等も得物を携へ防禦せしにより此所にて散乱いたし巡查の手にて十名余も召捕りになり追々鎮静の景状なり昨日より今曉迄西南に当り数十ヶ所に見えし火の手も次第に薄くなりしに付一と先づ安心下略

〔一二六〕東京曙新聞 明治一〇・一・四 寄書 国

○

アアラめてたいなく、今晚今宵の御祝儀と除夜を徹して呼び歩行く厄払い跡を絶ち殊にメテタウ候へけるの万歳の鼓は廃れて鳴り響く者は喇叭の声なりアアラ怖や恐ろしや一重二重の事でなし三重県内の暴動は一国内に止まらず近隣二三の県地まで上を下への大騒動明治九年の大厄を算へ立れば数多し肥た後尾の大熊が世間を騒がす本となり萩の中から猪が出て鹿の児も何か御心配ヲヤア―獣尽しだネ―アノ茨木の中に蟠る蛇は漸く殺せしが困つた事は大窪に鎮座まします利物かますゝ病氣が重るとさコリヤ高地に見ても居られぬとおかしな説を嘆々と市中で囃して居りますから人の心が何となく洵りや洵りと致します此の困難を引き纏め西南の海へささり

芝新銭座住 厄払禁四郎

〔一二七〕東京曙新聞 明治一〇・一・六 東京曙新聞 国

眼ヲ開イテ我輩カ登録ノ榮ヲ辱フシタル本日ノ官報ヲ見ヨ我カ叡聖慈仁ナル 明治天皇陛下ハ本年ノ政治ヲ斯ニ創開セラルルノ初ヲ以テ恐レ多クモ兆民ノ疾苦ヲ愍マセラレタヒ改正セラレタル税法ニ就テ更ニ其額ヲ減シ地価百分ノ二分五厘ト確定セラレ痛ク歳出費用ヲ節減シテ盛意ヲ賛スヘキ

旨ヲ有司ニ向ツテ勅セラレタリ我輩巷門ニ在リ伏テ斯ノ德音ヲ聴キ恭ク陛下ノ叡旨ヲ恐察シ奉レハ則チ 聖詔ニ勅シ玉フカ如ク明カニ兆民ノ疾苦ヲ愍マセ玉フニヨリ此ノ減租ヲ行ハセラレタル者ニシテ実ニ地方ノ衰頹ハ何クモ同シ秋ノ夕暮トモ云フヘキ景況ナルヲ九重裏内ヨリ御洞察在セラレタリト想像奉ルトキハ仁徳天皇ノ徳化モ斯ヤアラント思ハルル程ニシテ早晚必ラス民ノ寵ハ賑ニケリノ歡喜ヲ 陛下ニ与ヘ奉ルノ時期アルヘシト信スル也。

然ルニ世ノ妄測ヲ逞フスル者ハ斯ノ 聖勅ノ各処ノ人民貢租ニ苦ミ容易ナラサル事變ヲ暴起シタルノ後ニ発スルヲ見テ其ノ原因ヲ人民ノ動揺ニ歸スル者ナキニ非ス若シ世人ノ妄測ノ如ク減租ノ改革ハ人民ノ紛紜ヨリ出テタリトスレハ独リ 陛下カ無限ノ仁慈ヲ拡充セサルノミナラス或ハ言フヘカラサル妄想ヲ人民ニ及ホスコトナキニモ非サルカ如シ我輩安ソノ妄測者ノ迷離ヲ醒覺シ以テ聖旨ヲ拡充センコトヲ勉メサルヘケンヤ

苟モ人民カ貢租ニ就テ紛紜スルヨリ税額ヲ減セラレタリト視做シ来レハ安ソノ政府ノ威信ニ關係ヲ及ホシ又タ人民ヲシテ苦情ヲ喋々スルコトヲ得セシムルノ路ヲ開クコトナキヲ保ツヘケンヤ何トナレハ今斯ニ頑童ノ御シ難キ者アラン而シテ父母ハ一々其ノ要求ニ応セハ益々其ノ我儘ヲ増長シ遂ニハ父母ノ命令モ行ハレサルニ至ルヘシ租税ノ人民ニ於ルモ何ヲ以テ之ニ異ナルヘケンヤ」若シ將タ二分五厘ノ減税ヲ行フモ人民ハ猶ホ苦情ヲ唱フルコトアラハソレコソ勝手我儘ト云フヘキ者ナルニヨリ敢テ關係アルコトナシトセンカ凡ソ租税ハ国家緊要ノ用度ヲ支払フヘキ訳ニシテ政府ト人民トノ身代ヲ區別シ重税ヲ課シテ政府ノ金庫ヲ満タスヘキカ如キ者ナラス然ルヲ若シ妄測者ノ如ク人民ノ苦情ヲ唱フルカ為ニ租額ヲ減セラレタリトスレハ是レ二分五厘ノ収税ニテ經費ヲ充ルヘキニ従前ハ余分ニ之ヲ課セラレタルカ如キノ道理ナラスヤ若シ余分ニ賦課セラレタル租税ニシテ苦情ヲ呶々スルノ故ヲ以テ其額ヲ減セラレタリト想像ヲ人民ニ与ヘシメハ如何ソ二分五厘ノ税額タリ共人民ハ再ヒ困難ニ陥ルニ当リ猶又タ前轍ヲ妄想シ紛乱ヲ生スルコトナキヲ保ツヘケンヤ此ノ如クナレハ上ハ政府ノ威信ニ關係ヲ及ホシ下ハ人民カ我儘ヲ唱フルノ路ヲ開クノ理ナルニ付キ今度ノ改租ヲ以テ人民ノ騷擾ヨリ原因スルナリト妄測スルカ如キハ実ニ 陛下カ無辺ノ仁慈ヲ恐察シ奉ラサルノミナラス将来ノ都合ヲ虞ラサルノ論者ナリト言ハサルヲ得ス

斯ノ如キヲ以テ我輩ハ決シテ今回ノ減租ヲ以テ人民一揆ヨリ原由シ来レリトセス唯々 陛下カ深ク兆民ノ疾苦ヲ愍マセラルヨリ無理ニモ用度ヲ節減シテ人民ニ潤沢ヲ及ホサルルノ 聖旨ナリト確信シ妄測者ノ迷離ヲ覺醒セ

ンコトヲ勉ムヘシト雖モ情々今日ノ状況ヲ仰望シ更ニ将来ノ幸福ヲ計画スレハ実ニ前途ノ進歩ニ於テ一層ノ渴望ヲ注カサルヲ得サル者アリ見ヨ我カ陛下ハ非常ノ仁慈ヲ以テ今度ノ減租ヲ行ハセラレタリト雖トモ国家ノ用度ニ取テハ果シテ困難ナル所ナキ乎今日經費ノ夥多ナルニ際シ六分一ノ減租ヲ行ハセラルニ就テハ果シテ其ノ困難ナル者アルヲ察スルニ足ルヘシ然ルカ故ニ我輩ハ深ク斯ノ仁慈ナル叡旨ヲ感佩スルノ極更ニ一步ヲ進メテ租税ヲ人民ニ謀ルノ政体ヲ確定センコトヲ仰望セサルヲ得ス若シ此ノ政体ヲ確定スルニ至レハ前ニモ陳スルカ如ク租税ハ元来国家緊要ノ用度ヲ支払フヘキ訳ナルヲ以テ人民ニシテ苟モ其ノ經費ヲ弁センコトヲ承允スレハ百分ノ三ト二分五厘トニ限ラス四分タリ共五分タリ共人民ノ承諾ニ応シテ之ヲ弁給スヘキノ道理ナリ此ノ如クナレハ敢テ独リ用度ノ困難ヲ政府ニ蒙ラシムルニモ及ハス又タ人民カ苦情ヲ喋々スルコトヲ患フルニモ足ラス妄測者ノ推想ノ如キハ猶更以テ喙ヲ容ルル所ナカルヘシ我輩安ソ斯ノ聖勅ヲ拝觀奉ルニ臨ミ併セテ此ニ渴望ヲ注カサルヲ得ンヤ

〔一二八〕東京曙新聞 明治一〇・一・八 東京曙新聞 国

仁慈ナル我カ 聖上ハ兆民カ疾苦ノ中ニ在ルヲ憫マセラレ更ニ税額ヲ減シテ地価百分之二分五厘ト為シコトヲ 勅セラレ太政大臣ハ恭ク其旨ヲ奉シテ民費ノ賦課ハ正租五分ノ一ヨリ超過スヘカラサルコトト定メ牟ク之ヲ本年施政ノ初日ニ布告セラレタルニ付キ我輩ハ直チニ之ヲ一昨六日ノ紙上ニ登録シ以テ世人ニ報告スルノ榮ヲ辱フスルコトヲ得タリ

既ニ所見ヲ其時ニ開陳セシカ如ク此ノ減租ノ 詔勅ハ 陛下カ深ク民間ノ疾苦ヲ憫マセララルノ仁慈ヨリ出テ斯ク内外百般用度ノ夥多ナル時ニ在テ更ニ歳出費用ヲ節減センコトヲ 勅セラルル程ノ 叡旨ナレハ億兆衆庶ノ身ニ取リテハ実ニ感泣猶ホ余リアルノ德澤タルハ言ヲ俟タサル所ナリト雖モ更ニ民間ノ状況ヲ回視スレハ真ニ語ルニ忍ヒサルモノナキニ非ス試ミニ茨城三重ノ人民カ甚タシキ騷擾ヲ起シタルノ原由ヲ見ニ其苦情ヲ唱フル所ハ地租改正ニ非スシテ貢租ノ切迫ト石代ノ不廉トニ在リシ也貢租ノ期限ニ就テハ翌年四月迄ニ各県庁ヨリ大蔵省ニ皆納スレハ可ナルトノ由ナレハ地方官ノ適宜ヲ以テ輕重多寡一時ハ之ヲ斟酌スルコトヲ得ヘク左迄ノ難儀アルニモ非サル可シト雖モ石代上納ニ苦情ヲ唱フルカ如キハ豈之ヲ国計上ニ於テ關係アル一事件ナリト言ハサルヘケンヤ

如何ナル皮相論者タリ共人民カ石代上納ニ苦情ヲ唱フルハ則チ不融通ノ極点ニ達シタルニヨリ原由スルニ在ルヲ知ラン若シ不融通ノ此ノ如ク甚タシキニ非サレハ仮令貢納ノ期限ニ際会シ人民カ何程貨幣ヲ要求スルニ切実ナ

ルモ争テカ彼カ如ク身命ヲ輕ンシ罪辟ヲ甘ンシ暴動騷擾ヲ極ムルニ至ランヤ而シテ此ノ不融通ノ極度ニ達シタル原因ヲ推究スルハ別種ノ問題ニ係ルニヨリ暫ク之ヲ他日ニ譲ル可シト雖モ苟モ不融通ノ甚タシキヨリ人民カ容易ナラサル騷擾ヲ發生シ来レリト見做ストキハ今日ニ於テ之ヲ流通スルノ方法ヲ求ムルハ極メテ緊要ノ考案タル可シト信スル也

今ヤ 陛下カ非常ノ仁慈ヲ垂サセラレ地租六分ノ一ヲ減セラレ太政大臣ハ其旨ヲ奉シテ民費ヲ正租五分ノ一ヨリ超過スヘカラスト布告セラレタルカラニハ其ノ歳入ヲ減シタル丈ハ即チ人民ノ福德トナル者ニシテ其ノ員額タルヤ亦タ夥大ナリト言ハサルヘカラス然レトモ民間不融通ノ極度ニ達スルニ至リテハ仮令正租ニ六分一ノ減租ヲ得民費二十五分ノ二ヲ減セラルル共上納ノ際或ハ同一ノ困難ヲ極ムルコトナシトモ言フヘカラス然ラハ則チ減租ノ德澤ハ勿論言フ迄モナケレトモ其ノ光輝ハ融通ノ開否ニ從フ者アリト言ハサルヘカラス而シテ今日人民カ石代上納ニ苦ムハ元来不融通ヨリ起ルトスレハ苟モ此ノ壅閉ヲ開カサルトキハ他日ハ元来不融通ヨリ起ルトスレハ上納ノ時期ニ臨ミ牟ク新穀ヲ以テ活ン哉活ン哉ト要求シ志ヲ商賈ニ得ル能ハスシテ又々困難ニ陥ルカ如キコトナシトモ必スヘカラス此ノ寛大ナル政下ニ在テ斯迄人民ノ困厄ヲ現スルニ至ルハ実ニ忍ヒサル所ナリトスレハ如何ソ流通ノ考案ヲ今日ニ廻ラシ以テ之ヲ予防スル所以ヲ謀ラサルヘケンヤ

地方ニヨリテ米納ヲ便トスル所アリ金納ヲ便トスル所アリテ彼我ノ状況同一ナラサルカ故ニ従前ノ如ク適宜法ニ從フ可シトセンカ斯ノ如クセハ人民ノ為ニハ極メテ至便ナルヘシト雖モ国計ノ概算上ニ障碍ヲ及ホス者アルヲ如何セン況ンヤ国法ニ於テモ己ニ石代上納ヲ可トシテ之ヲ実行シ来レルコトナレハ論者ニ於テハ何ク迄モ此法ニ拠テ之ヲ流通スル所以ヲ謀リ上ハ当局者ノ參觀ニ供シ下ハ世上識者ノ高見ヲ請求セサルヘカラス

昨年ニ在テ渋沢君等カ人ヲ馬関或ハ石港ニ派出シテ米穀ノ取引ニ着手セラレタルハ人民ノ為ニ上納ノ融通ヲ資弁セシ者ニシテ極メテ適宜ノ良方ナリト言ハサルヘカラス此ノ着手ノ如キハ幾許カ人民ノ融通ヲ助ケテ米穀ノ下落ヲ維持スルノ功績ヲ与ヘタルハ復タ疑ヲ容ルヘカラサル所ナリト言モ未タ以テ充分ノ完全ヲ極メタリトスルニハ足ラサル可シ若シ是等ノ方法ヲシテ充分ノ完全ヲ極ムルニ至ラシメハ大イニ人民ノ便益ヲ開クニ足ルヘシト雖モ今日米穀ヲ疎通シテ其ノ価格ヲ失ハサラシムルノ容易ナラサルハ論ヲ俟タサル所ナリ其容易ナラサルヲ以テ之ヲ度外視スルハ論者ノ職ニ非サルヲ以テ我輩モ亦タ繼テ此ニ論及シ識者ニ問フ所アラント欲スル也

〔一二九〕東京曙新聞 明治一〇・一・八 雜報 国

○旧臘三重県下の乱民どもが暴動の節旧桑名藩の士族方は公義を重んじ迅速募集に應じて防禦方に尽力されしに付速に鎮静に及び大に上下の都合に相成り候段神妙の至りなりと旧臘二十六日岩村県令より褒詞を下されしよし

〔一三〇〕東京曙新聞 明治一〇・一・九 寄書 国

贅論第一

楠 秀

……

哀訴容レラレズ嘆願聴カレス席旗ヲ翻ヘシ竹槍ヲ提ケテ暴動シ一時人心ヲ洶々タラシメンモ遂ニ散乱為ス所ナク獄窓ノ悲風酸月ニ嘯クニ終リシ者ハ和歌山ノ一揆ナリ之ニ反シテ幽囚ノ酸苦ヲ免カレ流離ノ妻子ヲ集メ再ヒ青天白日ヲ戴クヲ得タル者ハ酒田県ノ人民ナリ是レ森君諤々ノ議論ニ頼ル多シトス見ル可シ理非ノ匹敵ス可カラサルヲ且ツ是レ腕力ヲ頼ムノ一揆ハ正義ヲ以テ迫ルノ論士ニ如カサルヲ徴スルニ足レリ

身ニ家宝ノ鎧甲ヲ纏ヒ手ニ鎗ヲ提ケ腰ニ刀ヲ帶ヒ俄然夜半ニ暴発シ二三ノ頭官ヲ殺シ數百ノ兵士ヲ屠リ忽焉跡ヲ失シタル恰モ夏時ノ驟雨ノ如クナリシ者ハ熊本ノ暴動ナリ之ニ次ヒテ起リシ者ハ萩ノ擾乱ナリ乱人固ヨリ誅伐セサル可ラスト雖トモ兄弟喧嘩ニ因ツテ多ク有為ノ士ヲ失フハ吾輩ノ欲スル所ニ非ラス其ノ暴起セシ原由景況ノ和歌山ノ如キ者ハ茨城ノ一揆ナリ其ノ漸ク鎮静ニ歸スルニ及ヒ覆轍ヲ踏ム者ハ三重ノ乱民ナリ是ニ感染シテ起リタル者ハ愛知ノ愚民ナリ吾輩人民ノ聞クヲ得テ欣喜シ之ニ関ツカルヲ得サルヲ恨ム者ハ国憲之制定也

……

〔一三一〕東京曙新聞 明治一〇・一・一〇 寄書 国

今ヤ我邦人心ノ洶々タル何ソ夫レ甚シキヤ余輩近頃新聞紙上ヲ閱ミスルニ日トシテ農民一揆ノ掲載ヲ見サルコトナシ嗚呼如此人心洶々タルハ果シテ何等ノ源由ナルヤ余輩ノ審知セサル所ナレトモ要スルニ国家ノ為メニ容易ナラサル凶兆惡芽ト云フ可キモノナリ余輩論士何ソ之ヲ隔岸ノ火災ト同一視スルヲ得ベケンヤ是レ余輩ノ禿筆ヲ振フテ所見ヲ開陳スルヲ憚ラサル所以ナリ

西南ノ風波平定シ其日未タ深カラサルニ又茨城県農民一揆ノ如キ妄リニ竹槍席旗ヲ携エ官庁ニ強迫シ以テ官民抗抵ノ一大活劇ヲ真壁郡ニ演シタリ暴カ狂カ余輩之ヲ名ツクル所ヲ知ラサルナリ然レトモ是レ素ヨリ微々ノ農民

ガ一時ノ憤怒ヨリ発スルモノナレバ何ソ堂々整々タル官吏ニ敵対スルヲエシヤ是レ其直チニ鎮圧サレタル所以ナラスヤ然ルニ又數日ヲ超エサルニ愛知岐阜県ノ如キモ頗ル動揺ノ風アリト聞ク既ニシテ三重県下農民徒党ノ如キモ妄リニ兇器ヲ担キ出シ紛々蜂起シ県庁ヲ襲撃シ諸街学校等ニ火ヲ放チ大ヒニ乱暴ノ挙動ヲナシ遂ニ再ビ官民抗抵ノ活演劇ヲ試ミタリ抑モ如此ハ皆己カ願望ヲ達セント欲スルノ情切ナルヨリ生スルモノナリ若シ己カ願望ヲ達セント欲セハ何ソ席旗ヲ捲キ竹槍ヲ折り以テ穩当ニ情実ヲ述ヘ飽クマテ嘆願ノ要器ニ依リテ其望ヲ達セザル何ゾ許多ノ苦辛ヲ嘗メテ生シ来タル一歳中至要ノ收穫時ヲ度外視シ人間ノ最モ貴重スヘキ性命ヲ顧ミス治世ノ最モ惡ムベキ凶器ヲ携エ官民抗抵ノ活劇ヲ試ミルヲ要センヤ蓋シ能々止ムヲ得サル事情アリタルニ相違ナケレトモ余リ狂暴無謀ノ至リナラズヤ則チ是レ無学ノ然ラシムル所ナルベシ

然リト雖モ又一方ヲ回顧スレハ実ニ潜然流涕スヘキモナキニ非サルナリ夫レ農夫ノ職業タルヤ終歲勤勞シテ幾許ノ收穫ヲ得ルヤ蓋シ強壯ナル農夫一人ノ身ヲ以テ概ネ田地ニシテ三反畠地ニシテ五反ヲ耕スコトヲ得ルモ其收穫ハ四俵前後ニ止ルヘク父母兄弟妻子アル中等ノ農民ハ田ナレハ七八反畠ナレハ一町四五反ヲ耕スヘシ而シテ其收穫ノ合計四七二十八俵前後ヲ得ベシ畠モ亦之レニ准ス此ノ内ヨリ年貢ヲ納メントスルニ少クトモ一反ニ付一俵前後ヨリ多キハ一俵半乃至二俵ナルベシ好シヤ一俵トスルモ七反ノ田ニハ七俵ナルベシ二十八俵ヨリ七俵ヲ減スレハ残り二十一俵ナリ此ノ内年貢ト同シキ一年ノ入費ヲ減スレハ僅ニ二十四俵ヲ残コスノミ（地租改正費巡査学校費ヲ加エス）此ノ拾四俵ヲ以テ終歲ノ活路ヲ求メザルヲ得ズ是レ中等農民恒年ノ例ナリ斯ノ如キハ我輩ノ親シク老農ニ聞ク所ナリ然ルニ今年ノ如キハ昨年ニ比較スレハ米価ニ於テ幾許ノ差異アルヤ大凡ソ一兩ニ付八九升ヨリ一斗ニ至ルベシ（場所ニ從テ異同アリ）之ヲ以テ推算スル時ハ昨年一俵ヲ納メシモノハ今年一俵半ヲ納ムベク七俵ヲ納ムルトスレハ則チ十俵半ヲ納ムルニ至ルベシ則チ入費モ十俵半ナルベシ然ラハ全ク農民ノ手ニ入ルモノハ僅カニ七俵ナリ之レヲ以テ父母妻子ノ口ヲ糊シ兼テ地租改正費巡査費学校費等ヲ払ハントスレハ其ノ金何ヨリ出ツルヤ中等ノ農民ニ於テモ尚ホ且ツ然リ況ヤ下等ノ水飲ミ百姓ニ於テヲヤ是レ余輩ノ能々止ヲ得サル情実アリト明言シタル所ナリ

如此キ弊害ヲ農民社会ニ生シ来ルモノ果シテ何ソヤ農民ノ思想ヲ以テスレハ貢租ノ金納ヲ不便トスルモノト云ハサル可ラス往年ノ如ク米納ヲ以テスレハ如何ナル相場ノ浮沈アリト雖モ農民ノ納ムル所ハ決シテ増減アルコトナシト雖トモ金納ニ至リテハ然ル能ハズ蓋シ地租米納ハ我邦ノ習慣法ニ

シテ数百年間実行シ来レルコトナレハ人民ノ之ヲ喋々スルモ止ムヲ得サル情実ナキニ非サルベシ今回ノ改正ノ如キハ元ヨリ至公至平ノ大法タレトモ一揆ノ続々タルヲ見レハ未タ民力ノ金納ニ及ハサル如キヲ如何センヤ当路ノ紳士モ必ラス此ニ察スル所アルヘシ

今年ノ如キハ敢テ飢饉ニシテ收穫スベキモノナキニアラス然ルニ一揆ノ続々タルヲ見レハ全ク金納ヲ不便トスルヨリ生スルニ非サルヲ知ランヤ若シ果シテ金納ノ弊害ヨリ起ルトスレハ何故ニ農民ハ席旗ヲ捲キ竹槍ヲ折り以テ穩當ニ情実ヲ述ヘテ願望ヲ達セサルヤ方今明天子上ニアリ賢宰相之レヲ補翼ス豈ニ其ノ情願ヲ聴カサル可ケンヤ

在東京

中島 極

〔一三三〕東京曙新聞 明治一〇・一・一〇 寄書 国

茲ニ明治十年歳首ノ佳辰ニ属シ吾輩幸イニ萩熊本ニ在ラス三重愛知ニ住セス郷里ハ茨城県内ニアルモ真壁石塚等ノ狂者トハ風スル馬牛モ相及サリシヲ以テ今日茅舎ノ下独リ椒傷ヲ拳ケ恭シク 天皇陛下ノ聖寿万歳ヲ賀シ奉リ次ニ窃ニ我同胞ト共ニ今日外国ノ畏ルヘク独立ノ容易ナラサルヲ忘ルルナカランコトヲ期シ然ル後方ニ新年ヲ迎フルヲ得タリ

夫レ終ヲ善クセント欲セハ先ツ其始ヲ慎マサルヲ得ス故ニ我輩ハ今日ニ逮ンテ本年中当ニ為スヘキ者ヲ逆シテ考定セザルヘカラス而シテ今年ノ事ヲ言ハントスルノ前眼ヲ転シテ旧歳社会ノ状ヲ回想スレハ吾同胞中頑冥無智開進ヲ惡ンテ狂拳暴動敢テ朝官ヲ賊スル者アリ兇器ヲ弄シテ獸走鳥奔意ニ頭足ヲ異ニスル者アリ竹鎗席旗ヲ掲クルノ徒ハ南北相応シ砲声ハ山谷ニ轟キ火焰ハ天ヲ焦シ幾多ノ村落ヲシテ炊煙蕭條タルニ至ラシメタリ豈ニ悲シカラスヤ

維新ノ初首トシテ万機公論ニ決スヘシトノ聖誓アリ尋テ八年四月ニ至テハ漸次ニ国家立憲ノ政体ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ賴ラント欲ス汝衆庶或ハ旧ニ泥ミ故ニ慣ルル莫ク又或ハ進ムニ輕ク為スニ急ナルナク能ク朕力意ヲ体シテ翼賛スル所アレトノ明詔アリタリ然ルニ吾同胞ハ曾テ此休命ニ対揚スルノ忠誠ヲ擢ンデザルノミナラス動靜乖戾自ラ刑辟ニ近クコト此如キ者アリ嗚呼之ヲ何トカ謂ハンヤ依テ願フ我三千五百万ノ兄弟共ニ前車ノ覆轍ヲ鑑ミ本年三百六旬ノ長日月ハ穩靜無事之ヲ消過スルヲ求メ而シテ万一地方ニ压制ノ事起リ又中央ニ非違ノ政アリト認メハ国民タルノ義務ヲ尽シテ挺身匡濟佐倉宗五郎ノ跡追フヘシト雖モ何ソ必スシモ党類ヲ嘯集シテ殺戮焚掠ヲ擅ニシテ敢テ兇賊ニ陷ルヲ為ンヤ

而シテ一方ニ於テハ大ニ公議輿論ヲ發揚シ能ク中央政府ヲ刺衝シテ今年必ラス彼聖誓明詔ノ実績ヲ現セシメ吾輩同胞モ亦大政ノ得失ニ參議シ国財ノ出納ヲ與知スルヲ得テ各自愈国家ト憂戚ヲ共ニスルノ精神ヲ催揮シ内ハ決シテ牆ニ鬩クノ狂態ヲ為サス外ハ能ク侮ヲ禦クノ善謀ヲ運ラシ以テ明治十年二十年ヨリ千万年ニ至ルマテ皇基脆ロキコト靡ク国民慶有ラシム可シ是レ吾輩ガ明治十年ノ歳首ニ於テ一年ノ計ヲナス所以ノ志慮ナリ庶クハ同胞ノ諸君モ亦斯ニ注視セヨ

常陸平民 霞浦清夫

〔一三三〕東京曙新聞 明治一〇・一・一二 東京曙新聞 国

我カ 聖上カ減租ノ 詔勅ヲ下サセラレ痛ク歳出費用ヲ節減シテ盛意ヲ賛クヘキ旨ヲ 勅セラレタルヤ必ラス非常ノ改革ヲ現スルニ至ルヘキハ世人ノ尽ク確信シテ疑ヲ容レサル所ナリキ案ノ如ク政府ハ恭ク 聖上ノ勅旨ヲ奉シ昨十一日ヲ以テ辛未以後未曾有ノ改革ヲ舉行セラレタリ我輩ハ敢テ其職ヲ怠ラス速ニ昨日ノ耳聞ニ達スル者ヲ拳テ之ヲ雜報欄内ニ登録セシニ付キ看官宜ク就テ以テ其ノ概況ヲ知ルヘキ也」抑々今日ノ改革タルヤ減租ノ恩典アルニ就テハ必ラス舉行セサルヘカラスルノ事件ニシテ苟モ此ノ快挙アルニ非スンハ何ヲ以テ国家ノ會計ヲ維持スルコトヲ得ヘケンヤ而シテ人民ニ対シテハ斯迄ノ改革ヲ行ヒ以テ其ノ窮厄ヲ愍恤スルヲ示スニ足ル者アリテ更ニ減租ノ恩典ヲ著明ナラシムル者アリト云ハサルヘカラス想フニ將來ノ施行ニ於テハ何ク迄モ節儉省費ヲ目的トシ必ラス先後緩急ノ序ヲ審カニシテ緊要ノ事件ヲ先トシ急トシ一切財用ヲ無益ニ糜スルコトナキ実跡ヲ現スルニ至ランコトハ我輩ノ堅ク信シテ疑ハサル所ナリ若シ將タ今回ノ改正ヲ以テ黜陟沙汰尽ク其當ヲ得世論ヲシテ満足スル所アラシムルニ至ラハ我輩ハ更ニ明治政府ニ向ツテ贊嘆稱揚ヲ呈セサルヲ得ス其他所見ニ至ラハ宜ク異日ヲ待テ此ニ論及スル所アルヘキ也

〔一三四〕東京曙新聞 明治一〇・一・一二 雜報 国

○三重県下伊勢国安濃郡の内浜見長岡の両地へ名古屋鎮台兵の分營が建築になるよしこれも同断風説なり

(五) 横浜毎日新聞

〔一三五〕横浜毎日新聞 明治九・一二・二二 雑報 国

○三重県下にて士族か農民か知らず東京へ歎願の筋が有りとして多人数にて押来り其道々を放火なし愛知県近くまで来るに付去る二十日愛知県鎮台一中隊同二十一日二中隊繰出しに成しと云ふ風聞が有ますが其真偽は如何あらんか

〔一三六〕横浜毎日新聞 明治九・一二・二五 雑報 国

○(三重県より二十三日電報) 同県の百姓一揆は去る二十日朝勢州松坂の三井銀行支店へ押し寄せ暴動の上終に放火に及び同銀行は一円焼失

〔一三七〕横浜毎日新聞 明治九・一二・二五 雑報 国

○(同日愛知県よりの電報) 三重県の暴徒は益々勢ひ強く一時県下へ押し入り暴挙をなさんとせしが直に鎮台兵を繰り出し鎮静の方に手を尽し暴徒は追々縛に就き鎮静は不日にあらん

〔一三八〕横浜毎日新聞 明治九・一二・二五 雑報 国

○(三重県よりの電報) 暴徒は船にて山田海岸に押し寄せたれと制禦の嚴なるを恐れ上陸はせず三井銀行の出店山田銀行は漸く放火の難を逃れたれど近傍の市街は一円に焼失したり四日市高砂町蓬萊橋の三菱会社支店も暴徒の為に放火せられ一円焼失

此暴動の最初の起りは旧度会県が廃県の節県庁を津へ移されしより旧県庁の頑民共が種々の苦情を鳴し彼方に十人此方に廿人と嘯合せしが其中何者か煽動する者がありて頑民一時に蜂起をなし同所へ押し寄せし勢は一時防禦も難き事と思われしに防禦の巡查或は近傍有志の者は皆死を忘れて禦ぎしかば暴徒も今は叶はしと手当り次第に放火をなし人民の火災に遇ふ者無数なりとまた四日市の三菱支店は漸く近日に普請落成になり工夫手を引て未だ数旬ならざるに去る廿日暴徒嘯起の始めに放火せられ一火の下に灰燼となりしと実に暴徒の乱暴は悪むへき事なるが彼の愛知県下よりの電報の様子では不日に鎮静致し升せう

〔一三九〕横浜毎日新聞 明治九・一二・二五 雑報 国

○三重県頑民暴動の実説なりとて彼地よりの報に廿日暴動の節勢州松坂へ

推し寄せ来り(其人数は二三千程) 先づ最初に同所の区務所を焼き払ひ其傍に三井組の支店がありしに何分近辺一帯の火なれば同店は残らず焼失し翌廿一日暴徒は白子神戸を焼き払ひ其の途中暴徒追々加勢を増し津の岩田橋迄押し寄せ来りしに三重県の士族百余名有志を集め平生の殊恩に酬しは此の時なりと各々家に有り合ふ兵器を携へ出て来る暴徒を微塵にせんとする勢に頑民は為す所を知らず夫より暴徒船を認め四日市へ押寄せ同所を一時に放火し三菱会社の支店より同所繁華の地は大半類焼せしが其委細は次の新聞○又頑民蜂起の原因を聞くに同県内のある地方に水損の場所ありて此地今年の田租を免じ給へと願ひしに県庁には地租改正の旨意に原き願の趣意適ひ難しとありしに頑民は夫では生活の見込なし一層の事県庁を打ち毀し思ふ儘に乱暴して死ぬるが覚悟と語ひ合ひ到道此の騒動に及びしと

〔一四〇〕横浜毎日新聞 明治九・一二・二五 雑報 国

○郵便局中での話しなりとて探報が聞て来たには去る廿日三重県の暴動より郵便往來の路なく元來郵便の規則には如何なる危険の事ありても間道を開き彼此の音信を通ずるが法なれ共未だ間道を得ざるにや京坂と東京横浜の線路は絶へて通ぜざる由尤も東京横浜よりの音信は尾州熱田にて止りし由

〔一四一〕横浜毎日新聞 明治九・一二・二六 雑報 国

○昨日も記載せし三重県下一揆暴徒の起りは去る十八日伊勢国阿野津雲津駅矢野村嶋抜村米津村長常村小森村等の頑民ども地租改正不服より暴発せし者二千余人其中旧太神宮廢職の神官并に津の旧藩士族三百人程も打交り蜂起せし由を聞き伊賀国久居辺の頑民聞伝へて走集りし者二百余人津の牢獄懲役場を破毀して犯罪人を引出し此者共を先に立処々の人家を放火なし同意せざる村々は悉く焼き払ひ津の市を放火して電信局をはじめ学校屯署を焼払ひしは十九日の事なるよし夫より白子神戸四日市等の駅々を通るに各々刀劍を帶し竹鎗を持し昼夜松明を振照して無法に此処彼処へ放火なし電信杭を切倒す杯乱暴残る処なく官員或は巡查と見れば打殺せと口々罵り尚も進んで富田より桑名駅へ押掛りしは廿日午後四時頃にして総勢凡そ四五千人といふ亦一手は多度山の麓より稲辺谷の方へ分れて五百余人区戸長の宅を目懸けて押迫り東京へ歎願に出る旨を云触して其乱暴大方成らねば愛知県鎮台より此手へも二中隊を差向られたり又桑名の方へは鎮台兵一中隊を繰出され続て二十一日夜にも一中隊同所へ出張又知多郡洲崎岬へも一中隊出張あり暴徒等桑名駅へ押来し時市中の家々には驚いて諸道具を片

付るうち早蓑笠竹鎗にて直先に十四五人ドヤ／＼入来り戸をゆるな表を明けよ閉戸の者は火を付んと高声に呼はるゆる夫を懼れて家々には皆々戸を明放せしに跡より追々に押入りて暴徒等は駅内に充滿し川口の屯署郵便局事務扱所等の人家を離れて火の移らぬ場所へ押かけ破毀せしとか放火せしとか取り／＼の風聞あり城内吉野丸学校へ押寄せしに同校に詰合せし同所の士族十名程立出て説諭せしに暴言を吐き聞入ざるより忽ち一刀を引抜て先に立たる暴民の巨魁と覺しき兩人の首を打て五人を召捕り首級を校門に掛しゆる此勢いに辟易なし此処を退きたり同駅は芸娼妓は皆々城内へ逃込みたるよしまた愛知県にて有志の輩は帶刀にて出べくと達せられたる事により鎗長刀を携へて出る者も有により雑踏大方ならずといひまた暴徒の中西國人が交りたる風説ありて巨魁は何れも乗馬なるよし桑名川口木曾川筋渡船は悉く嚴重なり鎮台兵は秋竹、勝幡、日光等へ出張あり消防組も出張にて巡查も陸続繰出され令公はじめ諸官員は各々昼夜詰切られ臨機の取計を會議せられ秋竹村にて鎮台兵にて暴徒を数名捕縛有りて暴徒等勢ひ碎け暫らく同地を退きたりとぞ尚一層委しくは明日

〔一四二〕 横浜毎日新聞 明治九・一二・二六 雜報 国

○去る二十四日は諸官省日曜にて休暇の処ろ司法省并上等裁判所等の官員方はお休暇なく御出省に成たるは三重県暴動の事に付ての御評議にても有んとの風聞

〔一四三〕 横浜毎日新聞 明治九・一二・二七 横浜毎日新聞 国

敵霜野ヲ庄シテ百草悉ク枯レ万蟄息ヲ収メテ青帝ノ還ルヲ待ツ氣候ニ当リ我が地方ノ農民ハ何ニ故ニ陸続相踵キ竹鎗蓑鎧ノ暴挙ヲナシ自ラ良民ノ美名ヲ毀損スルヤ願フニ農夫ノ情念ハ彼ノ不平士族ノ如ク封建ノ座食ヲ貪恋スルガ為メニアラズ奪剥分取りノ賊ヲ慕フニアラズ人権民権ヲ孤柱トシテ国家ヲ転覆セシムルノ惡意アルニアラズ然バ即チ何ノ欲望アツテ百草ト共ニ枯レズ万蟄ト共ニ潜マズ此ノ氷雪ヲ侵シテ自ラ刑場ニ近ヨルコトヲナスカ是レ必ズ目下ノ急敵霜ト雖トモ之ヲ鎮圧スルニ足ラサル者アレバナリ夫レ鹿ノ死スル尚能ク木ヲ撰フコトヲ知ル況ンヤ僻地ノ農民痴愚暗昧ト雖トモ飢寒身ニ迫ラバ誰レカ不慮ノ暴挙ヲナササルヲ保ン聞ク三重県暴動ノ起源ハ猶和歌山茨木ノ暴動ト其原ヲ同フシ現時同県下人民売買上ノ米価ハ十円ニ付四斗三升俵十俵ナルニ貢納米ノ石代ハ十円ニ付四俵四分ノ割合ヒナレバ農民ノ石代ヲ上納スル者ハ七俵ノ米ヲ売ツテ十円ノ通貨ヲ得之ヲ十円ニ四俵ノ価額ニ直シ石代上納セザルベカラズ左レバ市井ノ相場ト貢納ノ相

場トヲ算除スレバ人民ハ僅カ十円ノ間ニ一石二斗九升ノ損毛ヲ見サルベカラズ二斗九升ノ損毛ヲ以テ石代上納ヲナサバ一家三口ノ養ヒ続クベカラズ是ニ於テ県下ノ農民三百余名貢納期日ニ先チ貢納延期ノ儀ヲ強請セシガ県庁ハ嚴平トシテ強請ノ意ヲ容レズ是ニ於テ参庁ノ群民ハ願意ノ徹ラサルヲ憤リ退イテ妻兒ノ飢色ヲ見ンヨリ寧口進ンデ暴挙ニ出デ奮戦自カラ死スルニ如カザルノ地ニ迫リ四方八面奮起ノ農民相ヒ集ツテ斯ル暴挙ニ出タルナリト

夫レ我が農民ハ望ム所甚小ニシテ勞スル所甚大ナルガ如シ神農ノ学未タ其精ヲ極メサルヨリ器械ノ以テ人力ヲ助クルナク妻兒ヲ叱シ老嫗ヲ誘ヒ數頂ノ田ニ生命ヲ托シ偶々年ニ凶歉アレバ一家數口飢寒ヲ免レズ其勞又大ナラズヤ而シテ其望ム所ハ飽食暖衣一世ノ奢ヲ極メントスルニアラズ黎■自ラ飽キ■衣自ラ寒ヲ防クヲ以テ人間快樂ノ生活トスル者ナリ其望ム所亦尖小ナラズヤ而シテ今年ノ如キハ近來無比ノ豐熟ナルヲ以テ一年■畝ノ勞酬ヲ歲末ニ取ラントセシニ何ソ凶ラン獲ル所石代貢納ノ責ヲ塞クニ足ラズ家什ヲ鬻ヒデ貢稅ヲ償フニ至ル斯ノ如キ勞ヲ積ンデ斯ノ如キ急ニ至ラバ誰レカ亦平生ノ宿志ヲ忘レ一時ノ凶凶ヲ起ササラン故ニ地方農民ノ暴挙ハ其情実ヲ酌マバ甚々憫諒スベキ所アリ

農民強訴ノ実情ハ其愍諒スベキ者斯ノ如シ而シテ農民暴挙ノ実迹ハ必ラズ之レガ事実ヲ審悉シ飽マデ有罪ヲ懲ササルベカラズ身農夫ニアラズシテ暴徒ノ先導ヲナシ身ニ尺寸ノ稅ナクシテ暴徒ニ加入シ之レガ暴挙ヲ助ケ人家ニ放火シ財賄ヲ略奪シ私カニ自ラ利スル者アリト聞ケリ是等ノ譎漢ハ必ラズ身ニ定業ナク他ノ災害アルニ乗シテ己レノ訴術ヲ逞フスル者ナリ而シテ暴動止ミ乱徒各々縛ニ就キ法官罪狀ヲ案スルニ至ツテ彼ノ譎漢ハ己レノ奸惡ヲ隱閉シテ罪ヲ真正ノ農民ニ歸シ法庭ノ審判ヲ逃ルル者アリ是レ最モ惡ムベキノ甚シキ者ナリ而シテ法官ガ罪徒ヲ調査スルノ際往々此ノ奸徒ガ罪迹ノ顕発シ難キヨリ法網吞舟ヲ洩シテ細魚ヲ漉スルコトアリト聞ケリ是レ遺憾ノ甚シキ者ナリ故ニ頑民暴挙ノ罪ヲ按スルハ強訴ノ者ヲ後ニシテ暴挙ノ者ヲ先キニシ暴挙ノ者ヲ後ニシテ暴挙ニ依リ奸譎ヲナス者ヲ先ニセバ幸ヒニ良民不慮ノ災害ヲ免ルルコトヲ得ン

襄キニ和歌山県下ノ人民ガ貢租石代金納ノ事ニ付非常ノ事ヲ起シテ一時ノ急ヲ逃レントシ而シテ其願意ノ通ラサルハ人ノ熟知スル所ナリ茨木頑民ガ石代相場ノ儀ニ付暴挙ヲナシ而シテ賊魁刑ニ上リ殘徒縛ニ就キシハ人ノ熟知スル所ナリ此ノ二県ノ狀況斯ノ如クナレバ他ノ県民タル者宜シク茲ニ猛省シ強訴ノ事ヲ為スニ足ラサルコトヲ悟了スベキニ三重県ノ暴動今亦斯ノ如シ是ニ於テ益々人民窮ニ迫マルノ極ハ敵霜刑辟ノ慘苦ヲモ憚カラズシテ

自ラ窮鹿ノ転死ニ陥ルノ理ニ感シ一編ノ按ヲ草スル斯ノ如シ世人幸ヒ二連日論題ノ相ヒ類似スルヲ尤ムル勿レ

〔一四四〕横浜毎日新聞 明治九・一二・二七 雑報 国

○三重県下頑民暴動の事件は陸続細報を得るを以て左に之を掲ぐれど文中重複の廉無きを得ず又聊か伝聞の誤りもなき事を免かれねば看官其お積りで御覽を願ふ

○三重県下暴動の始りは今月十八日午後四時頃より同県下の暴民数千人蜂起し銘々白鉢巻に竹鎗を携へ其勢都合三手に別れ数ヶ所の山々に炬火を焚き巡查屯所区務所をはじめ豪民富農の家を破毀して之を焼き乱暴狼藉限りなく県下は一面の大火事の如く翌十九日夜九時頃には津の県庁へ向つて寄来り三手の人数集合して城下近くの橋際まで押寄たり県庁にては諸官員俄に刀剣銃器を用意し猶又県令岩村君は参事某君と左右に分れ市中へ出張し百姓共へ厚く説諭せられしが暴民等は聞入れず益々乱暴に及ぶを以て県官より威しのため空砲五六発を打出せしに一時一揆等は散乱せりまた旧藩士族百名程お味方として走付たり〔併しこれは油断が成らぬとの風聞〕○二十日には四日市石薬師亀山庄野関等の各駅も追々に聞き伝へ一揆に同志の者いよく加わり凡そ四万人ほどにいたりしかば名古屋より鎮台兵が一大隊繰出すよし併し未だ戦争には至らず専ら説諭最中なれども一揆の方では中々聞入るる様子なしまた一揆は総て人民には構はざれども同志になれと勧めても聞入れずして殺された者甚だ多し○亀山関辺の区務所巡查屯所等は皆な破毀したり四日市の区務所には暴徒の頭取が凡そ四五人も詰めて居り丸で区長か戸長の如き權威をふるへり○二十日の午前十時頃にはいよく暴徒の人数が増し津の県庁は今にも打毀されんとする体にて往來の人は士族と見れば無闇に打殺さんとする勢ひなり区戸長は平日の威勢に似もやらず皆々山林へ逃隠れて命を助かる算段のみ故に何地も区内の取締をする人なく村々在々は一揆の乱暴を恐れて女子供は一人も家に居らず但し関亀山辺は人家より銘々酒握り飯など持出して暴民原を饗応す体なり○同日午後には暴民の惣人数が四日市と桑名の両駅に集り伊賀の上野の暴徒と一手になりて同時に津の県庁を襲はんと評議せるよし○四日市の追分宿より桑名まで道法五六里の間は電信柱を一本も残らず切倒せし故電信は通ぜず○四日市は暴民の乱入する折柄内のものが防ぎし故暴殺されしもの数十人ありしといふ○同駅の浜手に高砂町といふ遊女町を新規に取立しが此度残らず焼失せり是は近頃此町に東京の角力が来りて明日は興行するといふ其日に暴徒が押寄せし故角力が押出して防ぎしかば其為めに焼かれたといふ○桑

名駅も所々焼払ひ近在までも乱暴に遇ひし所少なからず（跡は明日）

〔一四五〕横浜毎日新聞 明治九・一二・二八 雑報 国

○三重県暴動昨日の続き

扱此暴動の起りは諸説区々にて未だ發揮とは相分らず一説には勢州久居が始りにて此久井は旧度会県にてありし処今度三重県へ合併になり既に旧県にて調べ済みになりし地租改正をまた調べ直すといふ達しを得しに付同所の百姓が一同寄合を付け最早や一度で沢山なる地租調べを二度も三度もやられては入費がおつつかない是は県庁へ嘆願して五免を蒙るべしと紛紜云ひ初めたのが基だとも云ひ又た一説には同じく旧度会県下の勢州櫛田が一揆の起りで其趣意は右同様の地租の再検査は免して下されと津の県庁へ三四百人も歎訴に出しが県庁では更に取用ひられぬにより今は是迄と同村の櫛田川原に集合して県庁へ向つたのが始りだとも云ひ又た一説には石代金納の一件にて是は櫛田近辺では昨今米相場が殊の外下落し金十円にて現米四斗三升入が七俵ぐらゐるの売買の処県庁の極め通りにては此俵が四俵四分の割にて金納になるが故に百姓は現に十円に付三俵づつの損がゆく勘定なれば是では溜らぬと再三再四歎願せしに県庁にて聞入れられぬ所から起つたのだとも云ひ又た一説には同県下の或る場所（地名は詳かならず）が当夏中水難にて悉く田畑を押流し一村の人民真に飢渴に迫り漸やく他方の救助によりて生命をも繋ぐ程なれば本月の貢納期限延期の事を度々歎願に及びしかど県庁にてはこれを聞入れずして是非とも定額金を上納せよと厳しく責め督れしにぞ此村の人民は大に怒り此布達の趣きにては妻を売り子を鬻ぎても貢租を納めよと云ふが如し斯る残虐なる県庁の下に生活て何かせん迎も死ぬべき命ならば悪しと思ふ県官を撲殺して其後兎も角もなるべけれど是から乱暴を仕始めしに四隣忽ちこれに党して終に昨今の大騒動にいたりしともいふ但しこれらの説は何れも街道触れ流しの風聞なれば決して容易く信じ難し■官若し其確正しきを知らんと欲せば須く水落ち石出るの秋を待つべし○此暴動の飛報達するや否や県庁にては俄かに藤堂の旧藩士を三百人程も雇ひ上げ刀鎗を持たせて旧城下市中入口の左右を固めさせ岩村県令は自ら岩田橋へ出張して橋桁を切落し其近辺の口々には竹矢来をなして守禦の法残る所なければ一揆等は此処まで押来りしかども此勢ひに怖れて県庁へ迫り得ず夫より路を転じて椋本村より須原を乱暴して関駅へ押出したり此駅の区務所は彼の名高き地藏堂なれば暴民は直様此寺へ押寄せ公用の書記類は悉く往來へ積重ねて焼捨て又た当寺の蔵にも右の書物があるとて同じく焼払ひ（此蔵を焼く時地藏堂前の山本といへる茶屋の懸行灯

をばづし其れに火を附けたり又た土蔵は二タ戸前焼たり）また同駅の戸長田中某副戸長市川某の家に押入り建家財残らず打毀して夫より亀山駅に押行きここでは米善という者の家を扱所としたれば同家を事も見事に破却なし巡查屯所も同様にて詰合の人々は一時難を避けたり一揆は此処を過て庄野石薬師を乱暴し四日市に進んで（此駅の形況は昨日既に記るせり）駅内の囚獄を打破り懲役人を悉く助け出して味方とせしがこの加勢を得てより暴徒の勢ひますく強大に及びたり（あとは明日）

〔一四六〕 横浜毎日新聞 明治九・一二・二九 雑報 国

○三重県暴動の終り

○偕も三重県の頑民等は勢ひますく廣大となり夫より桑名駅へ押寄来り巡查屯所郵便局区務所をはじめ其外処々を焼払ひ勢州長島へも船にて渡り同地をも放火なし廿一日午後二時ごろ桑名駅より二手となり一手は四日市の方へ別れ夫より津をさして押行き又一手は愛知の方へ多度山の麓を廻り竹ヶ花辺へ押行きたり伊賀の上野辺の一揆等は関の駅へ来る手筈も俄に須原の方へ行しは必らず県庁へ迫るならん総て今度の一揆暴徒は前にも既に載たる如く旧度会県榑田より山田松坂辺に事起り乱暴も甚しく管内は何処ともなく闇雲に押歩行頻りに人数を呼募り一夜の内に十里廿里県下をぐるく廻り其中巨魁と覚しき者何奴とも分らねど帯刀に羽織袴或は洋服の者二三人日本馬具の馬に跨り手鎧を携へ指揮するようす風聞にて旧度会県の郷士の由なり暴徒等亀山へも押寄しが該所は護り嚴重にして旧藩の士族数百人帯刀にて鎗鉄砲を持ち城門を警固なし夜中も忍び廻り油断なく又は喇叭を吹て巡邏するゆる流石に一揆等も乱暴は尠きよし名古屋より鎮台兵出張に成しより追々暴徒等勢ひ挫け昨今はもはや鎮静に及びしといふ

〔一四七〕 横浜毎日新聞 明治一〇・一・四 横浜毎日新聞 国

我が日本一般ノ人民ガ当面ノ蛇蝎ト恐レシ明治九年歳末ノ窮鬼モ漸迹ヲ無何有ノ郷ニ遠ケ群集嘯集タル明治十年一月ハ既ニ我が人民中ニ吹キ来リ東京横浜市街ノ広キモ戸々皆ナ青松緑竹ノ飾ヲナシ電氣ノ多キ所頭角ノ高キ所ハ鳥衣長帽門前ニ群ヲナシ山術奇策ノ当リシ所負債延期ノ適フ所盛宴人酒ニ浴シ其形象昨日窮鬼切迫ノ比ニアラズ是ノハ「ガ新陳交退ノ姿ヲ見ル」ナル者歟余輩寒散ナルハ「」亦歌吹海中ノ夢ヲ結ハスト雖トモ幸ヒニシハ「」スル地ニ置クヲ以テ聊カ見聞セシ所ヲ録シ之ヲ新年ノ祝詞ニ

■ヘンヲ望ムナリ

首ヲ挙ケテ我が大政ノ出ツル所ヲ望ムニ一月四日ハ余輩人民ニ向ツテ如何

ナル重要ナル日子ソヤ我が穎明ナル廟堂ノ有司ハ各々威儀ヲ整ヘ院省ノ門ニ出入シ各々政始ノ式ヲ執ラルルニ非スヤ然ハ則チ日本人民ガ一年ノ幸福ヲ得ルモ此日ヨリ始マリ或ハ不幸ヲ得ルモ此日ヨリ始マル実ニ本月本日ハ日本人民ハ「」一年ノ禍福ヲ發出スル門戸ナリ我カ廟堂有司ノ「」行スル所皆時事ニ合シ我が「」スベシト雖モ天下ノ事大ナリ一年ノ間其為スベキ事多シ我が有司ノ穎明ト雖モ何ソ万挙一失ナキヲ保セン若シ不幸ニシテ廟堂ノ施設時ト乖離シ我が人民ヲシテ禍害ノ淵底ニ沈ムルコトアラシメバ明治十年ノ日月ハ人民ノ為メニ茶毒トナリ明治十年ノ官吏ハ人民ノ讐敵トナラン

凡ソ禍害ノ世ニ生スルヤ其日ニ生シテ其日ニ発スル者ニアラズ政令法度ノ施設ニ生シテ人民思想ノ不良ナルニ因ル者ニアラズ天下ノ民心ハ猶水ノ如シ其水路ノアル所ニ依ツテ之レガ河溝ヲ通シ其行ク所ヲ導カバ河漢ノ大ト雖モ敢テ激流暴漲ノ患ナシ而レトモ治水者タル者之レガ流通ノ路ヲ求メズ独意ニ保塞ヲ作意シテ己レガ思フ所ヲ遂ケントスレバ溝渠ノ小ト雖トモ何ソ激流奔逸ノ恐レナキヲ得ン今日本民心ノ停滯シテ流通セズ明治十年ノ政治上ニ於テ妨害ノ前知スベキ者ハ何ノ処ニアル歟地方風物ノ日ニ蕭條ニ趣キ人民ノ飢寒ニ悲シム者即チ是ナリ政府ガ先キニ地租改正ノ令ヲ布キ貢租ヲ均一ニスルノ法ヲ設ケラレシヨリ地方ノ人民ハ当ニ政府恩恵ノ均キニ感シ地租改正ノ大業モ当ニ昨明治九年間ニ成功アルヘキニ貢租石代ニ不均ヲ生スルヨリ地方ノ人民ハ豊年ニ飢渴ノ苦ヲ免ルルコトヲ得ズ遂ニ暴動一揆ノ禍害延イテ地方ノ諸県ニ及び其余焰未タ全ク鎮静ニ至ラサルニアラズヤ加フルニ地租改正成功ノ者ハ少クシテ未成功ノ者多シ未成功ノ者ハ検地ノ丈尺ヲ定メ地価高低ノ煩ヒナシト雖トモ貢租石代ノ苦情ノ如キハ当ニ昨年ニ異ラザルベシ然ハ則チ今年ノ政治法方ハ昨年ノ政治法方ヲ固守スベカラズ必ズ之レガ痛痒ノアル所ヲ視察シ治法ヲ改進増補セザルベカラズ

余輩之ヲ聞ク乱一年ニ連ル者ハ害十年ニ及ブト明治六年敦賀県民ガ宗教ノ熱心ヨリ一揆暴動ヲ起セシトキ暴徒ニ加入シタル村落ハ各々非常ノ料金ヲ賦セラレ加フルニ騒乱ノ間田畝荒蕪シ禾穀実ラザルノ地多キヲ以県下ノ村落ハ衰冷ヲ窮メ明治六年ヨリ昨年迄ノ久キヲ経レトモ未タ暴動以前ノ氣力ヲ挽回スルハ「」ノ如キハ妻兒ヲ鬻カザルヲ以テ幸ヒトセシ者多シト聞ケリ況ンヤ昨年地方ノ農民ニシテ禍乱ニ遇ヒ田畝ヲ荒蕪シ財産ヲ失フ者一二県ニ止マラズ此等ノ県民ガ暴動以前ノ氣力ヲ挽回スルモ亦数年ノ後ニアラン斯ノ如ク今年一県暴動ヲ起シ明年一州ノ暴動ヲ起シ暴動毎ニ田畝ヲ荒シ財産ヲ靡乱セバ地方民力ノ豊富ニ趣カンコト何レノ年ソ地方ノ衰微ハ則チ都会衰微ノ前兆ナリ地方都会共ニ衰冷ニ至ラバ政府何ニ依ツテ其体面

ヲ全フスルコトヲ得ン人民何ニ依ツテ康福ヲ望ムコトヲ得ン
余輩新年ノ祝詞ヲ奏スルニ当リ旧年ノ暴動ヲ引証スルハ甚タ本論ノ体裁ヲ失フ者ノ如シト雖トモ之ヲ今日ニ患フルハ之ヲ明日ニ喜ハンコトヲ望メバナリ若シ夫レ阿世ノ文ヲ綴リ目下ノ禍害ヲ隱伏スルニ至ツテハ余輩ガ祝詞トスル所ニアラザル也

〔一四八〕横浜毎日新聞 明治一〇・一・八 横浜毎日新聞 国

我が本日ノ新聞ヲ読マントスル者ハ必ラズ先ツ謹ンデ我が叡聖ナル文武皇帝陛下ノ聖詔ヲ見ヨ必ラズ先ツ我が太政官第二号ノ布告ヲ見ヨ我が文武皇帝陛下ハ明治十年一月四日ノ政始ニ於テ貴重ナル詔書ヲ發シ地租改正後百分ノ三ノ租税ヲ減シテ百分ノ二分五厘トシ歳出ノ費用ヲ節減シテ足ラザル所ヲ補ハント聖慮ヲ勞セラレ又我が太政官ニ於テハ明治六年ノ布告ヲ改メ民費賦課ヲ正租五分ノ一ニ超過スベカラズト定メラレタリ此ノ詔書ト布告トニ向ツテ我カ全国人民ハ如何ナル感想ヲ召起スル歟明治十年ノ政事ハ如何ナル成蹟ヲ顯ス歟之レヲ今月今日ニ予想スルモ今年ノ制度ガ昨年ヨリ改進スルノ一端ヲ見ルニ足ルベキナリ

民天淵東濱七里其ノ隔離ノ遠キヨリ余輩ハ此ノ詔書ト布告ガ去ル四日政始ノ節ニ於テ既ニ發布サレシヲ知ラサルヨリ明治十年新聞發兌ノ始メニ於テ地方衰零ノ情態ヲ痛論シ我が政府ガ政始ノ当日ニ如何ナル制度ヲ定メ明治十年ノ日本ヲシテ無事静寧ノ日本タラシムル歟ヲ忖度セシニ我が天皇ノ叡聖ナル相輔ノ穎明ナル余輩賤民ノ縷述ヲ待タズシテ既ニ此ノ重要ナル布告アリ日本人民タル者誰レカ茲ニ催虞ノ心ヲ生セザラン

抑々今日日本ノ歳出上ニ意ヲ用ユル者ハ能ク一目シテ了知スルナラン上国君ノ奢靡ヲ極メ人民ノ膏血ヲ絞ルアルニアラズ又封豕長蛇ノ官吏ガ座シテ万鐘ノ禄ヲ食スルニアラズ固ヨリ出ルヲ量リテ入ルヲ定メタルニ相違ナシ然ルニ今地価百分ノ三ヲ減シテ二分五厘トナシ民費三分ノ一ヲ減シテ五分ノ一トナサバ其歳入決算上ニ不足ヲ生スルコト論ヲ待タズ政府ハ如何ナル措置ヲ以テ其不足ヲ償ハン歟官吏ノ減員ニアラズンバ必ズ官省ノ廃合ナラン官吏減員スレバ事務挙ラザルノ恐れアリ官省廃合スルモ事務ハ廃合スベカラズ旧来ノ事務ヲ執ツテ旧来ノ業ヲ拳ケントスレバ此ノ減員廃合ノ説モ亦容易ノ業ニアラズ今日日本政府ガ治民ノ術タル亦甚タ難キコトナラズヤ

余輩之ヲ聞ク我が政府ガ先キニ地租改正ノ令ヲ發シ租税ノ法ヲ均一ニセラレシニ其歳入ノ歳出ヲ償フニ足ラサルヲ虞リ雑税若干万円ニ登ル迄ハ当分ノ中地価百分ノ三ニ定メラレタリト而シテ今 詔書ノ意ヲ体シ地価百分ノ二分五厘トスルノ制度ヲ定メバ是レ政府一年收入ノ雑税若干万円ニ達シタ

ルガ為メカ將タ 聖主親シク億兆ノ疾苦ヲ見聞アラセラレ此詔書ヲ發セラレシニ 聖意深慮憶測スベカラスト雖モ 聖意ノアル所彼ノ雑税収額ニアラズシテ現時民情ノ如何ニアルガ如シ 聖意ノ仁厚ナル固ヨリ斯ノ如クアルナラン

廟堂ノ上ニ座シ此ノ 聖意ヲ奉シ天下ノ大政ニ関ル者ハ此ノ地租減省ノ事ニ付テ後來如何ナル結果ハ 一之ヲ今日ハ 一測セザルベカラズ租税ハ社会ヲ組織保存スルノ 一ヲ冒リニ之ヲ減スレバ社会保存ノ氣力ヲ減殺スルノ恐れアリ若シ社会保存ノ氣力ヲ減殺シテ一時ノ小康ヲ求ムルコトアラバ亦股ヲ剥テ飢ヲ療スルノ恐れナキ能ハズ有司ノ穎明ナル固ヨリ斯ノ如キノ像想アルベシト雖トモ亦何ソ万挙一失ナキヲ保セン

元来租税ノ価額ヲ定ルハ地価ノ価額ヲ一定スルヨリ生ズベキ者ノ如シ今日本ノ人民ガ所有スル地ハ何億万ノ価額ヲ有スル者カ農民ガ地租改正ノ時ニ際シテ所管ノ府庁ヘ進述スル地価ハ果シテ其田畝ノ買価ヲ有スル者カ此ノ価額ヲ定メサル間ニシテ歳入出ヲ成算スルハ尋常牙諍ノ成算シ得ル所ニアラズ若シ不幸ニシテ此ノ成算偶々当ヲ失ヒ民庶ノ苦情益々其勢焰ニ増シ政府ノ制度ヲ變更スルコトアラバ無頼ノ小民 一ツテ不良ノ心ヲ生シ日本ハ 一

一手ニ租税ヲ増減シ人民ヲ駕御スル者トナシ出税ノ期毎ニ党ヲ集メ徒ヲ召ビ貢租ノ苛酷ヲ訴フルコトアラバ社会ノ綱紀モ之レガ為メニ紊乱スルコトナラン

我が 聖主撫民ノ術ニ宸慮ヲ勞セラルル斯ノ如ク我が政府ガ現時治民ノ法ニ於テ事業ノ難キコト斯ノ如シ百官有司タル者豈ニ一日ノ安ヲ貪リ百年ノ害ヲ計ラズシテ可ナラン乎我が日本人民タル者此ノ国歩艱難ノ時ニ際シ不良ノ図ヲ起シテ可ナラン乎此ノ聖明ナル 詔書ト布告トヲ謹読スルニ当リ余輩ノ感想斯ノ如シ亦聊カ微衷ヲ表スル而已

〔一四九〕横浜毎日新聞 明治一〇・一・一二 投書 国

読詔余言 東京 愛宕三郎

明治九年ノ夏鳳輦宮闕ヲ出テ駿麒陸羽ヲ巡シ吾輩聖文武ナル 天皇陛下ハ親シク民庶ノ疾苦ヲ問ヒ稼穡ノ艱難ヲ明覽アラセラレ車駕京ニ還御シ日夜叡慮ヲ安ンジ玉ハズ之ヲ救フノ方便ヲ案シ玉ヒ遂ニ今明治十年一月四日政始參朝ニ当リ大臣諸有司ニ詔シ前年ノ地租改正百分ノ三ヲ改メテ百分ノ二分五厘ヲ収ムベシ而シテ大ヒニ諸官庁ノ費耗ヲ節減スベシト論シ玉ヘリ次テ民費ハ地租五分ノ一ヨリ多ク課スベカラザル旨ヲ布告アリ是レ僅々百分ノ五厘ヲ減シタリト云ト雖トモ大藏省ノ歳収ニ於テハ八百万円許ノ不足ヲ来シ人民ニ於テハ前日ノ地租ヲ以テ併セテ民費ヲモ出スニ足ル可カラシム

而シテ此ノ大藏省ノ不足何ニ依テ節減スベキ乎曰ク 聖詔ニ論ス所ノ如ク
官省ノ費耗ヲ節減スヘキノミ之ヲ節減スルハ唯冗官ヲ沙汰シ長用ヲ省クベ
キアル耳

嗚呼明治ノ十年ハ如何ナル良歲ゾヤ第一月四日ノ政始ヨリシテ天我々人民
ニ斯ノ如キ幸福ヲ与フルコトヲ得タリ喜ブベシ祝スベシ 天皇陛下ノ寶祚
万々歳ヲ称ヘテ祀社ヲ祈ルベキナリ嗚呼吾 天皇陛下ノ叡慮ハ既ニ斯ノ如
ク人民ノ疾苦ヲ救ハルルニ汲々シ玉フ然ルニ頑民ハ陛下ノ苦慮シ玉フコト
ヲモ察セズシテ九年最後ノ一期ニ當テハ諸国ニ席旗ヲ建テ竹鎗ヲ携ヘ県庁
ニ迫リ家屋ヲ火シ暴動方処ニ荒乱ス是実ニ愚民ノ愚妄ヨリシテ斯ノ如キノ
所業ニ至ルナリト雖トモ亦県治ノ叡慮ヲ伝フル如何ニ於テ拘ルコト無キト
モ云ベカラズ否ナ頑石澤ニ潤フノ甚ハダ速カナルコトヲ得ザルヲ以テ終ニ
此極ニ至リシモノナリ

古諺ニ云ク吾王遊バスンバ吾何ヲ以テカ休ハン吾王予マズンバ吾何ヲ以テ
カ助カラント吾 天皇陛下陸羽ノ御巡行ヲシテ明治八年ニ有ラシメハ我々
人民ノ此休幸ヲ受ルコト既ニ去年ヨリスベシ既ニ去年ヨリ此休幸ヲ得バ何
処ノ頑民カ揚々席旗ヲ翻ゲ狂々竹鎗ヲ揮ハン然リト雖トモ彼等頑民モ今日
ハ夫ノ聖詔ノ下ニ愧死スベシ天皇ノ一巡我同胞兄弟ヲシテ疾苦ヨリ救ヒ撃
壤ヲ謡フ日ニ近カラシム明治十年ハ実ニ良歲ナル哉

吾天皇陛下ノ鳳輦ヲ西京ニ駕シ先帝ノ御陵ニ参拝アラセラレ序デ畿内ヲ巡
幸シ玉フノ日ハ將ニ近キニアリ是即チ我々人民幸福ヲ得ルノ日ニ近クナリ
我々人民ノ正シク幸福ヲ得ルハ米金適宜公納ノ議アリテ而シテ租税期限ヲ
シテ收穫ノ後ニアラシムルノ日ニ於テ全タカルベシ是唯タ壟ヲ得テ蜀ヲ望
ムノ議ニアラザルナリ

〔一五〇〕横浜毎日新聞 明治一〇・一・一三 横浜毎日新聞 国

霹靂一声天辺ヨリ落ツルヤ否ヤ一昨十二日教部省警視庁ハ一挙直ニ其体面
ヲ破壊シ従前ノ事務ハ内務ニテ兼摂セラレ又内務文部司法ノ三省ハ僅カニ
卿輔ノミ其座席ヲ全フシ大小丞以下等外吏ニ至ル迄本官ヲ免セラレ治法改
正ノ大成ヲ得ル迄ハ官吏日當ヲ以テ使用セラレ而シテ他ノ各省モ各々多少
ノ電撃ニ触レタリト嗟乎我ガ政府ノ下段勇決亦一種ノ疾風迅雷ナル者歟
抑々我ガ東方帝州天辺地異ノ多キ亦世界各国ノ希レニ見ル所戊辰ノ年大政
一変セシ初メニ當ツテ山口地方累リニ地異ヲ現シ夫ヨリ後佐賀暴動ノ役我
ガ文武官吏ヲシテ奔命ノ間ニ疲レシメ明治六年諸方ノ頑民各所ニ風波ヲ生
シ各々多少ノ災異ヲ我ガ社会ニ顕シタリ明治九年ノ如キハ戊辰以後ニ於テ
地異ノ最モ甚シキ者トス始メニ和歌山頑民ガ粉川寺ノ屯集アリ次ヒテ茨木

県民ガ徒ヲ集メテ所々ニ凶暴ヲ恣ニスルアリ終リニ三重県民ガ兇器ヲ磨シ
テ勢尾等ノ二三州ヲ蹂躪スルアリ而シテ彼ノ暗昧無識ナル山口熊本ノ士族
ハ天運ノ歸スル所ヲ知ラズ擅リニ事ヲ国家多事ノ日ニ起シ明治九年ノ歴史
ニ許多ノ点汚ヲ加シメタリ明治九年ノ如キハ実ニ維新以來ノ一大地異ト云
フベキナリ地異ノ昨年ニ於ケルハ夫レ然リ而シテ天変ノ多キモ亦昨年ヲ以
テ明治以來ノ最点トナスベキ者ノ如シ見ヨ去年ノ始メ諸省ノ間物議允カナ
ラズ陸軍省中ニ於テハ一時二数十人ノ官吏ヲ廢シ四月十八日ニハ十県ヲ廢
合シ次ヒテ正院ノ変革アリ海軍無数ノ水平ハ廢セラレテ跡ヲ查官隊伍ノ中
ニ隱シ士ノ身ヲ官省ノ間ニ置ク者ハ恰モ逆旅一夜ノ想ヲナシ敢テ安スル所
ヲ知ラザルガ如シ然レトモ是等ノ變ハ未タ以テ變トスルニ足ラズ彼ノ昨年
八月諸県廢合ノ令ノ如キハ最モ天變ノ大ト云フベキ也然レトモ此等ノ變動
ハ其根因何ニ出ツルカハ知ラザレトモ一昨十一日ノ一大天變ノ如キハ之ヲ
去四日ノ 聖詔ニ根スル者ニシテ此ノ 聖詔ハ之ヲ昨年諸方ノ地異ニ根ス
ル者ト云ハザルベカラズ然バ則チ此ノ霹靂ノ天變ハ昨年地異ノ凝結シテ果
ヲ茲ニ発シタル者ナレバ今ニシテ始メテ奇異ノ想ヲ起スニ足ラザル也

此ノ變動ノ源拠スル所既ニ然リ然バ則チ此ノ諸省廢合ノ目的タルヤ政府歳
費ヲ減シ民租ヲ輕クスルヤ明シ今伝聞スル所ニヨラバ元老院ノ二十万七千
円ヲ十五万円トシ外務省ノ十八万五千六百円ヲ十八万円トシ陸軍省ノ七百
二十五万円ヲ六百万円トシ文部省ノ百七十万四千八百円ハ百二十万円トナ
リ其他諸省ヨリ使庁ノ間ニ減額スル者概算七百零六万余円ナリト此ノ減額
ヲ以テ歳入ノ足ラザル所ヲ補フニ歳出ノ価額ニ於テ尚一百万円ノ不足ヲ生
スルト雖トモ之ヲ償フ術ニ於テ亦格段暇無キコトニアラザルベシ夫レ民ノ
租税ニ苦ムハ古今内外事情ノ同シキ所而シテ明主ハ其苦ム所ヲ察シテ其税
ヲ薄クシ暗主ハ其ノ苦ム所ヲ察セズシテ其租ヲ厚クシ以ツテ治乱興亡ノ迹
ヲ異ニセリ今我カ 聖天子民情ヲ視察サルル斯ノ如ク明相輔ノ 聖意ヲ翼
賛スル斯ノ如シ日本今日ノ人民タル者豈ニ喜悦ノ至リナラズヤ

世ノ我ガ政府ヲ論スル者ハ院省府県ノ数々變革アルヲ見テ我ガ政府ガ政図
ニ一定ノ見ナキヲ非ル者アレトモ是未タ我政図ノ瑕瑾トスルニ足ラズ官省
府県ノ廢合ハ畢竟政図ノ枝葉末節ニシテ之ヲ政図ノ變革トハ為シ難シ先キ
ニ嶋津氏議ヲ廟堂ニ起セシニ朝野ノ間種々ノ紛議ヲ生シ守旧ト進取ト各々
反対ノ意ヲ顯ハシタリ此時ニ當リ政府若シ進取ノ道ヲ轉シテ守旧ノ說ニ從
フカ或ハ江藤前原二氏政図ニ反シタル說ヲ起ス時ニ當ツテ我ガ政図ノ移動
スルアラバ之ヲ政図ノ變革ト云フベキ者ナレトモ官省ノ廢合官吏ノ増減ニ
依ツテ政図ノ變更トナスベカラズ余輩ハ只廟堂有司ガ能ク 聖意ヲ奉シ直
断英意能ク歳出ノ費用ヲ減シ稼穡ノ艱難ヲ救フノ目的ヲ立ツルニ汲々タル

ヲ喜フナリ

余輩ガ政府ノ英断ヲ祝スル所ノ如シ而シテ今末篇ニ臨シテ猶聊カ思慮ノ允
ゼル所アリ我ガ政府維新草創ノ始メニ地租改正ノ令ヲ発シ地租ヲ百分ノ三
トナシ期スルニ三年ノ年月ヲ以テセリ而シテ今ニ至リ地価百分ノ三ヲ以テ
地価百分ノ二分五厘ニ減ゼザルヲ得ザル者ハ何ソヤ是レ日本全国ノ地価未
タ其成算ヲ得ズシテ予メ収税ノ額ヲ定メタルニ因ルナキヲ得ン乎今政府ノ
英断直チニ諸省ノ廃合アルハ固ヨリ非スベキ者ニアラザレトモ先ツ其ノ事
務ヲ減スル方術ヲ定メズシテ一挙其定額ト吏員トヲ減セバ吏員ト事務ト其
ノ均合ヲ失シ弊害ノ歸ス所恰モ農夫ノ登実ト税額ト均合ヲ失スルガ如クナ
ラザル無シ乎此時ニ当リ今日一員ヲ増シ明日一局ヲ新設シ以テ事務欠乏ヲ
補フコトニ至ラバ今日ノ霹靂ハ未タ万蟄ヲ振起セシムルニ足ラズ故ニ余輩
此ノ変革ニ向ツテ政府護民ノ意ニ厚キヲ喜ビ其成績ニ至ツテハ他日之ヲ見
ント期スル也

〔一五二〕**横浜毎日新聞** 明治一〇・一・一六 **横浜毎日新聞** 国

本年政始地租減額ノ 勅詔ハ実ニ 天皇陛下ガ我輩人民ノ疾苦ヲ救フ高大
無辺ノ仁恵タリ北巡ノ成果斯ノ如ク夫レ大ナリ之ヲ高津ノ炊烟ニ比ス 先
王ノ德ニ恥ジズト云フベシ而シテ此隆渥ナル 聖慮ヲ下民ニ及ホシ彼等ヲ
シテ其澤ヲ蒙ラシムルハ有司ニ在リ之ヲ画餅ニ附シ蒼生ヲシテ怨嗟ノ声ヲ
発セシムルモ亦有司ニ在リ畢竟人民ノ 聖澤ヲ蒙ルト蒙ラサルトハ有司ノ
着意如何ニ在ル而已我ガ賢明ナル有司ハ必ラズ至仁ノ 叡旨ヲ奉体シ万民
ヲシテ擊壤鼓腹ノ太平ヲ樂マシムルニ孜々タルベシト雖トモ其寛猛ハ直チ
ニ我輩ノ苦樂ニ關係スルヲ以テ我輩ハ為メニ一言セザルヲ得ザルナリ

従前ノ耕地ニ繩延ト称シテ格外ノ余地ヲ有スルモノアリ亦尺寸ノ余地ナキ
モノアリ甲ハ切添隠田等ノ為ニ若干歩ヲ私シタルモノ多ト雖モ其私ナキモ
ノモ猶前ニ格外ノ繩延アルモノアリ乙或ハ所有人ノ私ヲ以テ変地シタルモ
アリト雖モ古来以前トシテ猶寸地ノ剩余ナキモノアリ老吏ノ説ニヨレハ当
所検地ノ官人ニ緩ヲ好ムモノト苛ヲ好ムモノトアリテ丈量一樣ナラザルヨ
リ此差ヲ生シタルナリト又従前ノ草高ト収納ト比較ヲ同フセザル多シ譬ヘ
ハ草高百石ノ村ニシテ現米五十石或ハ六十石ヲ貢納スルアリ亦三十石或ハ
四十石ヲ貢納スルアリ之ヲ実地ニ検スレハ四公六民ノ地モアリ六公四民ノ
地モアリ是モ一ニハ古今地味ノ変ヨリ生シタルト雖モ亦高入ノ際官吏ノ苛
刻ト緩宥トニ依テ生シタルハ前説ニ同ジキナリ一吏ノ所為ニシテ人民ノ苦
樂ヲ異ニスル百年ノ後ニ及フモノハ検田ヨリ甚キハ無カルベシ今 聖慮專
ラ地租ヲ平カニシテ更ニ減租ノ 詔アリ至レリ尽セリト云フベシ今回丈量

ノ精確地価ノ公平固ヨリ前日ノ比ニ非ズト雖モ区戸長以上大小ノ官吏意ヲ
公平ノ一途ニ注ガズシテ眼ヲ財納ノ一点ニ着ケ説諭ヲ以テ地価ヲ昇ス乎或
ハ鑑定ヲ誤リ糞料ヲ費シタル下田ノ美ヲ見テ天然膏瘦ノ上田ト見做スガ如
キモノアラハ我輩之ヲ何トカ云ハン一般ノ地価決定シテ其百分ノ三ヲ公納
スル兩三年ノ後ニ至リ此減租ノ 詔アラハ官吏モ別ニ注意ヲ要セズ人民モ
前年ニ比較シテ若干円ヲ剩シ得タルヲ知り親シク 聖恩奉戴スベシト雖モ
地租改正着手ノ最中ニ在ルモノニ至リテハ或ハ混沌トシテ之ヲ弁ゼザルア
ラン是我輩力有司ノ注意ヲ望ム所以ナリ

仮定セヨ爰ニ一農アリ其所有地ノ価ハ百円ナルヲ以テ地三円ヲ納ムベシト
目算シタレドモ改正中ニシテ未タ決定セズ忽チ二分五厘ノ公布ニ逢ヒ雀躍
シテ二円五十銭ヲ公納スベシト憶度シタリ而ルニ比隣ノ田ト外見相似タル
ヲ以テ地価百五十円ニ定マリ地租三円七十五銭ヲ納ムベキ事トナリタリ百
分三ノ法ニ依レバ四円五十銭トナルベキヲ三円七十五銭ニ減シタレバ現ニ
七十五銭ハ減租ノ 詔ニ依テ得ル所ノ利益ナレドモ地価百円地租三円ノ目
算先入シテ主トナリ却テ七十五銭ノ苛税ヲ課セラルルカ如ク恩ヲ恩ト知ラ
ザルニ至ラン況ンヤ此地価ヲ百五十円ト定メタルモ只其外見ニ依ルモノニ
シテ万一未タ十分精確ナラザルアルヲ保チ難キニ於テヲヤ我輩ハ賢明有司
ノ所置万モ此ノ如キ失措ナキヲ信スト雖トモ苟モ眼ヲ貢租ノ一点ニ注ギ国
税ノ減額ヲ以テ政府ニ忠ナラズトシ増額ヲ以テ自己ノ職掌ヲ尽シタリト誤
認スル者アラバ一官吏ノ所為ニシテ人民ノ疾苦ヲ百年ノ後ニ及ボスニ足ル
モノアラン故ニ我輩ハ一着ノ注意ヲ有司ニ望ムナリ諺ニ曰ク念ニハ念ヲ入
レヨト

〔一五三〕**横浜毎日新聞** 明治一〇・一・一九 **横浜毎日新聞** 国

我ガ政府ガ非常ノ改革ヲ起シテ歳出ノ費用ヲ減スルハ其意全ク政始ノ 聖
詔ニ原キ人民稼穡ノ艱難ヲ救恤スルノ原意ナルハ固ヨリ世上一般ノ了知ス
ル所ナレトモ此ノ歳費減額ノ全体ニ就ヒテ上下前後ノ情状ヲ推測スレハ今
回ノ英断ハ只人民ノ負債ヲ輕クスルノミナラズ政府ノ負担モ亦之ヨリ輕減
スルノ目的ヲ得タル者ト云ハザルベカラズ何ソヤ地租改正是ナリ我ガ政府
ガ明治六年ニ於テ地租改正ノ令ヲ布キ包丁解牛ノ手術ヲ以テ此一大事業ヲ
整理セントセシガ廟堂ノ目算未タ下民ヲシテ感佩セシムルニ足ラサル所ア
ルカ終ニ地方ノ人民ヲシテ竹鎗席旗ノ激動ヲ起シ我ガ政府ノ一大事業をシ
テ多少其成功ヲ退延セシメタルニアラズヤ今 聖詔ノ意ニ從ヒ減税ノ法ヲ
施行セバ地方ノ妖雲ハ春雪ト共ニ溶解シ事業ノ成績ヲ見ル必ラズ今年ノ内
ニアラン此ノ減税ヨリシテ政府ガ負担ヲ輕クスルコト斯ノ如シ是レ一挙兩

全ノ策ナラズヤ

政府ガ減税ヲ以テ負担ヲ輕クセシコト斯ノ如クナレトモ尚積弊ノ依然旧色ヲ改メサル者アリ此ノ積弊除カズンバ政府歳入ノ成算ヲ結ブベカラズ良民ハ奸民ノ肉トナルヲ免ルベカラズ宿弊トハ何ソヤ奸民奇計ヲ以テ地価ヲ騰貴セシムルト官吏ガ検地ノ際其寛苛ニ依ツテ人民利害ヲ異ニスル是レナリ官吏検地ノ際寛苛ノ弊ハ余輩之ヲ前日ノ論場ニ於テ論述シタリ故ニ本日ノ論場ニ於テハ筆ヲ奸民ガ奇計詐術ノ一方ニ向ケ地価鑑定ノ業ノ難キヲ述ント欲ス

老吏ノ言ニ曰天下ノ産ハ地価ヨリ重キ者ナシ又地価ヨリ堅キ者ナシ天下人民ノ信用ヲ置クベキ者ハ地価ヲ以テ第一トスベキ者ナルニ近頃地券ト公債証書トヲ比較スルニ人民ノ信用ハ地券ニアラズシテ却テ公債証書ノ一方ニ傾キタリ故ニ地券ヲ以テ金貨ヲ融通スルノ路全ク塞リ公債証書漸ク独リ民間ノ金貨融通ヲ資ル情況アリ斯ク不動産中ノ首位ヲ占メタル地券ガ信用ヲ失ヒ金貨融通ノ路壅塞セシハ其弊独リ通用貨幣ノ少キヨリ生スルノミナラズ彼ノ奸民ガ奇計ヲ以テ地価ヲ増減スルヨリ生シタルニ相違ナシ故ニ此ノ弊害ヲ除カザル以上ハ政府地租改正事務ニ就ヒテ重要ナル地価モ一定スベカラズ又民間貨幣融通ノ路モ開クベカラズ當時ノ急務独リ此ノ弊害ヲ除クニアラン

何ヲカ奸商ノ奇計ト云フ曰ク甲茲ニ一百円ノ実価ヲ具フル地券ヲ有スル者アラン乙此ニ来リ之ニ一割又ハ二割ノ価ヲ増シ之ヲ購求センニ甲者ハ現ニ一割二割ノ利ヲ見ルヲ以テ時コソ来レト早速乙者ニ売却セン此間ニ於テ甲乙馴レ合ヲ以テ陽ニ之ヲ一千円ニ購収セシ者ト約シ証券紙面ガ実価ト贋価トニ係ハラズ人民互約ノ証券紙面ナルヲ以テ直チニ之ニ捺印シ之レヲ乙者即チ買主ナル者ニ下付セシニ乙者ハ此ノ贋価一千円ノ地券ヲ以テ之ヲ所々ニ払リ廻シ之ヲ五百円ニ販売シ又ハ三百円ニ入質セシニ淳良ノ人民ハ此ノ一千円ノ地価ガ九百ハ贋価タルヲ察セズ証券紙面ノ一千円ニ眩セラレテ之ヲ三百又ハ五百円ニ買収スルニ相違ナシ而シテ買収ノ後其月々ノ収益ヲ成算スレバ矢張実価百円ハ百円ダケノ収益ニシテ更ニ証券紙面ノ利益ハ登ル所ナク只証券紙面元価一千円ダケノ利益ヲ生ゼザルノミナラズ証券紙面相応ノ賦税ヲ要スルヲ以テ之レニ三分又ハ二分五厘ノ税ヲ払ハザルベカラズ此ノ時ニ当リ地主タル者ハ之ヲ売ルニ買手ナク売ラザレバ出税ノ出所ナク到底此ノ貴重ナル地価ヲシテ信用スルニ足ラザル者トナシ金貨貸借ノ抵当ハ独リ公債証書ヲ以テ信ヲ置クニ足ル者トスルニ至レリ

斯ノ如ク奸民相依ツテ種々ノ奇術ヲ用ヒ地価ヲ随意ニ増減スルアラバ地租改正第一ノ目的ナル地価ヲ一定スルコトヲ得可カラズ地価一定セザレハ収

税ノ法一定スベカラズ収税一定セザレバ地租改正ノ目的モ阻隔スル所ナキニ非ラズ故ニ此ノ弊除カズンバ政府減税ノ恩恵モ必下民ニ浹洽セザル所アラン以上ハ即チ余輩ガ聞ク所ニシテ是レ専ラ市井都府ノ間ニ就ヒテ現時ノ狀況ヲ述べタル者ノ如シ而シテ田野耕作ノ地ニ至ツテハ前日ノ論場ニ於テ既ニ之ヲ縷述セシヲ以テ今亦此ニ贅セズ只当務ノ官吏タル者宜シク此ニ注目シ奸徒ノ奇策ヲシテ地租改正進路ノ荆棘トナラシメザランコトヲ望ムナリ

〔一五三〕横浜毎日新聞 明治一〇・一・一九 雑報 国

○愛知県下知多郡成岩村では当月十一二日頃より減税を願ふと云ひ立て村内の白山神社へ大寄合をして毎夜炬火を焚きつづけ又た半田村にては所々へ張紙をして十一日の正六つ時に村社へ集まるべく若し不同意のものは其家を焼払ふなどと威して昨今は一と方ならぬ騒ぎであるといふ

〔一五四〕横浜毎日新聞 明治一〇・一・二二 京坂新報 国

○三重県の賊徒の討洩らされが岐阜へ廻り紀州路へ落込んだと大坂あたりでは専ら風聞いたすよし

〔一五五〕横浜毎日新聞 明治一〇・二・七 雑報 国

○一昨五日前七時頃三重県庁より本県庁への電報が掛りて該県暴民の一人が当港に潜伏するよし告来りたれば本県第四課にて早速諸方に手を廻して厳しく探偵なさせたるに元町一丁目の湯屋田辺小八方に居る源之助といふものが怪敷との事を探索専務鳥井兎毛衛が聞付けて直さま踏込みて召捕たるに此奴は全く三重県第三大区勢州度会郡田口村農平作の四男にて森田源之助(二十三年)といふ暴民の泛々にて一時乱党に迫られて其仲間には加はりしが半途にして本港に逃来り騒動の静まるを待ちて再び故郷へ帰らんと思ひ此程親元へ手紙を出せしより足が付き召捕になりたる事明白なれば近日本県より三重県へお引渡しになるとの事

〔一五六〕横浜毎日新聞 明治一〇・二・七 雑報 国

○一昨日午後七時入港の品川丸にて先頃三重県へ出張の警部巡查二百十七名着港し昨日午前八時二十二分の汽車にて帰京せり

(六) 大阪日報

(一五七) 大阪日報 明治一〇・一・二四 社説 国

一説アリ襄日茨城県権令正六位中山信安君ノ本官ヲ免セラレ位記返状ヲ命ゼラレタル所以ノモノハ旧臘ノ中旬該県下農民ガ石代上納ノ事ニツキ夫ノ暴動ヲ起セシトキニ於テ其県下ニ在ル旧藩某士族ヲ召募シテ之ヲ鎮撫ノ器械ニ使用シタルヲ以テ苟モ已ニ常職ヲ解キタル武士ヲシテ再ビ兵力ノ権ヲ私用セシメタル旨ヲ以テナリト吾輩ハ之ヲ聞クヤ聊カ感嘆スルトコロアリト雖トモ決シテ信服スル能ハザルナリ

若シ夫レ茨城権令ガ暴民鎮撫ノ為メニ士族ヲ召募シタルヲ以テ政図民心ノ鼓惑ニ関スルトコロアリトシテ懲戒セラレタルモノトセンカ其過ハ何ソ中山君一人ニ止ランヤ試ニ反省シテ吾輩ノ述スルトコロヲ聴クコトアレ往年大分県ニ農民ノ強訴アル管下ノ士族召ニ応ジテ之ガ鎮撫ノ力ヲ助ケ旧北条県ノ農民血税誤解ノ沸騰アル隣県岡山ノ士族求ニ応シテ之ニ赴キ旧佐賀県ノ士族征韓ノ紛議ニ叛逆スルヤ該近県ノ士族召ニ応ジ台湾ノ征討アルヤ肥薩ノ徵集士其ノ多キニ居レリ是レ等ノ事豈ニ士族使用ノ例ナラズヤ

然レトモ是等ノ事ハ良シヤ士族已ニ常職ヲ解カル後ニモセヨ鎮兵邏卒ノ設置モ猶ホ克ク完備セザルトキニシテ止ムヲ得サルヨリシテ此ニ至ルトシ之ヲ恕センカ吾輩請フ近日ノ■述ニ就テ之ヲ証セン去年熊本ノ暴徒起ルヤ某士族官軍ヲ援ケテ賊ヲ討チ秋月ノ士族沸騰スルヤ同国豊津ノ士族兵器ヲ携ヘテ之ヲ追討シ山口ノ役ヤ佃基清ノ諫早党ハ官軍ヲ嚮導シテ前原党ヲ征セシト伝聞スルニ非ラズヤ此ノ如キハ是レ之ヲ士族又々常職外ノ事ヲ成シ県官モ亦タ之ヲ尤メザリシニ非ズヤ己ニ之ヲ見之ヲ知りテ尤メザル如キハ縦ヒ黙許ニモセヨ士族ヲ仮ルト云フモ可ナリ況ンヤ福岡県庁ノ如キハ現ニ豊津士族ノ事ニ附テハ賞勲ノ沙汰アリシト聞シニ及ベリ

又々眼光ヲ近フシテ三重愛知ノ客臘諸県頑民蜂起ノ時ヲ見ヨ伊勢旧津藩ノ士族ハ堂々トシテ兵器ヲ提ゲ官軍ノ助ケヲ為シテ功アリト云フニ非ラズヤ況ンヤ某県士族ノ如キハコノ救援ノ功ニ償フニ永世ノ家禄ヲ賜フベシト言ヒ伝フルニ至レリ夫レ此ノ如キハ之ヲ例拳スレバソノ違アラザルコト尽キザル所ナレトモ又々現勢ニ附テソノ着実ヲ察スレバ鎮台地遠フク巡卒数少ナキ地方ニ於テハ之ガ鎮圧餒撫ノ愛民心ニ熱心ナルヨリ考案ヲ下セバソノ情亦タ憐ムベク察スベキアリテ勢此ニ赴カザルヲ得ズ豈ニ一概ニ責言ヲ此ニ下スベケンヤ

蓋シ地方ノ官員トシテソノ民ヲ鎮靜スル固ヨリ文官吏ノ身ニ在レバ身ニ寸

鉄ナク手ニ一兵ナク関口山口県令ノ言ニアラザルモ実ニ其情トナリ其位ニ座シテ考フルトキハ兵隊ノ間ニ合ハザルトキハ実ニ胸察ニ堪ユベカラザルノ事情アリテソノ士族ヲ負ムモノハ猶ホ威力腕力ノ功ヲ奏スルヲ以テナルガ故ニソノ心ハ豈ニ思ハザルベケンヤ何ゾ独リ茨木権令ノミナランヤコレ私擅ニアラズシテソノ意氣ノ勢此ニ至ル所以ナリ然ルヲ独リ中山君ノ免官ヲ以テ其人ノミニ責ムルニ彼ノ事ヲ以テスルヲ得ベカラズ若シ彼ノ召募ノ事ニ依テ此ニ及ブモノトセバ他ノ列叙セル県々ノ長官モ亦同ジク然ルベキニ決シテ今日迄然ラザルハ何ゾヤ故ニ此ノ一説ノ異議ハ吾輩ハ到底理源ヲ失スル者ニシテ中山権令ノ免官ハ他ニ故アリシヲ信ズルナリ

此ノ如キノ事ハ政図上自カラ深キ理由ノ存スルトコロアリテ吾輩人民タルモノノ亦タ肯テ聞クヲ要セザルトコロナレバ豈何ゾ喋々ノ弁ヲ此中ニ挿マシヤ然レトモ世上ニ露白シテ輿論已ニ非ト占認セル無常職ノ士族ヲ召募シ復々武技ヲ専ラニセシムルハ吾輩モ亦タ甚ダ恨惜スルトコロアルナリ実ニ之ヲ召募スルコトニ附テハ已ニ前条ニモ陳述セシ如ク官吏ノ情ニ於テ太タ堪ヘザルトコロナリト云フト雖トモ世運改進シテ頗ル威力ヲ挫キシ士族ノ余焰ヲ再燃セシムル方術トナルベキノ類ハ之ヲ扣ヘテ行ハザラムコトコレ吾輩世上ノ論者トソノ意見ヲ同フスルトコロナリ蓋シ一旦事變ノ倉卒ニ起ルヤ現在機變ノ処分ナリト云フト雖トモ将来一段ノ傷害ヲ起シテ折角ノ改進点ニ妨グルコトアルニ至ランコトヲ恐ルルナリ已ニ招募ニ応ジテ鎮撫セシ勲功ニ免シテ永世禄ノ下賜ヲ要求スト云フガ如キハ其一例ナルニアラズヤ

然リト雖トモ吾輩ハ士族ガ自ラ奮進シテ報国ノ忠ヲ表シ自己ノ権理ヲ保護セン為メニ彼レヲ拒ク彼ノ筑前ノ豊津士族長門ノ諫早一派ノ如ク己レ依然タレバ賊徒ノ殺害ヲ免カレ得ザルノ場合ニ至リテ奮進ヲ拒ムニ兵力ヲ以テ応ズル如キハ啻ニソノ心事ノミナラズソノ所作ノ如キモ決シテ之ヲ尤メズシテ却テ其氣力ヲ挫カズ其権理ヲ枉ゲラレザルヲ賀スベキナリ

二 小新聞

(七) 仮名読新聞

(一五八) 仮名読新聞 明治九・一二・二三 新聞 国

○三重県にて士族か平民か知らず東京へ歎願が有とて多人数蜂起し其道々

を焼や払きはひ暴動ぼうどうを為るに付愛知つきあいち県から鎮台ちんたいが繰出くりだしたと云風聞いふうぶんが有升ありますが堂どうだ
か知しらん

〔一五九〕 仮名読新聞 明治九・一二・二五 新聞 国

○此間こ間まだも一寸出でしましたが三重さん県けんの百姓一揆いは追々おに熾さんになり去る二
十日の朝には勢州松坂の三井銀行支店に押し寄せ乱暴の上に放火なし家蔵
とも残らず焼払ったとの二十三日に三重県からの電報また同日愛知県から
の電報には三重県の暴徒は勢ひ強く一時は当県下へも押し入らうとする有
様ゆゑ早速鎮台兵を繰り出して鎮静に力らを尽し夫故暴徒はおひくゝに捕
縛られ最早や遠からず穏やかになるだらうとのこと或る方よりの報知に暴
徒は船にて山田の海岸に押し寄せたが禦ぎ方の厳しいので陸へは上らず夫
故山田銀行は無難併し其近所は一円に焼いたといふ又た四日市は駅内残ら
ず焼失同所高砂町蓬萊橋際の三菱支店も漸やく普請が出来上り大工が手を
引た其翌日焼かれたと申すこと又た松坂銀行は二十日の朝焼け津銀行伊賀
銀行はまづくゝ無事との咄し一体此暴動の起りは旧の度会県が廃県になつ
て県庁を津へ移されたを頑固連の百姓どもが彼是と苦情を鳴らし此処に拾
人彼処に二十人と寄り集り其中何者か扇動して地租改正石代金納の歎願と
いふ名を設ふけて起り立右の騒動に付郵便が熱田から先は止つたとのこと
又一説に去廿日勢州松坂まで多人数押寄同地区務所へ放火して三井組出店
その外豪家を焼立乱暴残る所なく二十一日には同国白子神戸を焼払ひ
(津)の岩田橋まで押寄来たるに此時同県士族同力して之を防ぐに頑民等
敵し難く同所より船に打乗り四日市に陸りをのく貸座敷に踏込みて火を
放つに折節遊客は狼狽廻りて楼上より転げ落ち或ひは此騒動を幸ひに馴染
の娼妓の手を引いて逃んとして暴徒に捕れ男女等しく丸裸にされるもあり
此時三菱会社の出店も焼失し夫より暴徒は岐阜県へ向いて押出したる由

〔一六〇〕 仮名読新聞 明治九・一二・二六 新聞 国

○三重県下の暴動は元来地租改正石高の不服より伊勢国阿野津郡雲津駅矢
野村島拔村米津村長常村小森村六ヶ村の頑民二千五百余人嘯集り此内に旧
大神宮廃職の神官〔俗に云ふ宮雀〕社人共と又津の旧藩士等二百人程も一
味して各村を扇動し東海道の橋々を落し若同意なさざる村あれば家財を打
毀し家屋を焼き払ひたる暴挙は愛知新聞二百二十二号〔十二月廿二日〕に
看へたるを基礎として日表の大略を記す

○三重県頑民暴動日表

十	午後六時頃より電信局を初め学校屯署を焼払ひをのく兵器
七	を携へ豪家と見れば打毀ち往還に彷徨者は引捕へて徒党の中
日	に加ふる由
十	頑民等早朝より津の在々を乱暴し衆議して翌日は市中を焼き
八	県庁をも襲ひ県官を塵しにせん杯口々に罵り山に添て野火を
日	焚きたり
十	暴徒ますく勢ひを震ひ上野駅より白子駅神戸駅四日市駅の
九	電線杭を切倒し富田駅桑名まで沿筋の各村へ火を放ち乱暴極
日	る所ろなし
二	該暴徒に走加はる頑民破落戸等午後には一万四五千日程各手
十	に短剣竹鎗を携へ夜は野火を焚松明を燃して強勢に待廻り同
日	意せぬ村々を片端より焼立官員巡査と看るならば遁すな打殺
二	せと口々に罵り叫び多度山の麓稲辺谷の方へ分れ五百計り一
十	隊となし毎戸に飛入り強て竹鎗を持せ隊の中に加へ入れ火を
日	放ちて押廻すに官員は担当の書物を持諸所に奔走し一時艱難
二	の模様なり又鎮台兵が追来れば忽ち潜匿鎮兵退けば又踴れ区
十	戸長の家を毀ち既に同日愛知県下前ヶ須より福田新田津島村
日	辺まで向て繰出したる鎮台兵三中隊なりといふ
二	都て今般の暴動は勢州一ヶ国大半の同志なれ共中には一時の
十	暴勢に驚かされて已むを得ず加はる者多く夜は乱暴を極め昼
一	は田畑に出て耕すもあり役場に使はるゝ者もあり其原由は櫛
日	田川西南の者多く追々鎮台兵士族隊〔旧藤堂藩〕は帯刀にて
二	出張頑民等今日四日市河原に押来る時官兵の為に悉く打散さ
十	れ蜘蛛の子を散すが如く分れく逃散たりとぞ
二	同日早朝名古屋鎮台兵一大隊程繰出し半大隊は桑名へ上陸し
日	猶半大隊は船にて四日市高砂町へ上陸せしに当地は昨夜焼失
二	せし故逃退たる暴徒を追ひて四日市河原にて二三人を炮殺せ
十	しに頑民等残なく散乱す此兩日に此処彼処にて生捕る者十余
日	人因て午前十時全く鎮静に及びし由

〔一六一〕 仮名読新聞 明治九・一二・二六 新聞 国

○昨日届いた十二月廿一日出刷の愛岐日報第六十一号を見ると(一昨十九
日の夜南の方一面に赤く見へしゆゑ何事かと驚いてゐましたが昨日街巷の
説を聞けば三重県下の旧藩士族が何か不平ありて該県下山田及び桑名津等

の処々に放火したるとかの報知により同日午後五時頃現に名古屋鎮台より二中隊程繰出しに成升た云々あり又名古屋知新舎主人よりの来状に云本日午前二時三十分各所の半鐘騒がしく打出せしにソリヤ火事だくと市中俄かの雑踏なりしが該遠見所へは巡查の注意にて津嶋村辺（名古屋を去こと西へ五里）頑民暴動ゆゑ唯近在の出火と密に触知すべし半鐘は消防組参り集る迄は不絶敲くべしと二人曳の人力車にて駆廻られました火災は津嶋の由いづれ茨城県に似たる変なる可し該地へは警察方刀鎗類も持参鎮台よりも追々出張に相成たり

右は今朝津島より逃歸りたる人の話しなり殊の外驚怖の様子即今未だ鎮静せず西日ながら屋根より遠望する者至つて騒がし

十二月廿二日午後二時廿五分認発

確報は后便 名古屋知新舎

（一六二）仮名読新聞 明治九・一二・二六 新聞 国

○此頃三重愛知両県下の乱民が一揆を起して動揺するに付府下の米商人が俄かに米の価を沸騰させ例の姦商達が小刀細工で米商会社の延米を買ひ込み市中でも正米数石を買めて余程騰貴させたとかさせるとか云事二十日以来一石で四五拾銭形も引揚自然市中の人氣を騒がせやうといふ目論見で此事を内々仕組んだ巨魁といふは欲の深川佐賀町と横に車の浜商人が両三人其外此頭取が平常股肱耳目の宰取先生も手先に役はれるといふ風説世の中の騒ぎを待ち一身の榮利を計るは実によくない事だからその連中を探報して戒めの評言を下して呉る仮令少しの騒ぎがあつても高が頑民の不開化人何の子細がある者か決して米屋さんの騒がぬ様にしたいから頼むといふ寄書が神田の方から届きましたが横浜では誰か知らん

（一六三）仮名読新聞 明治九・一二・二八 新聞 国

○三重県の頑民等が暴発して去る十九日焼払ひたる地は「津の」市中及び県庁郵便局学校其他区戸長の宅又廿日の朝に至り四日市支庁「旧陣屋」電信局屯署度量衡製作所をも焼払ひ同日午前十一時頃より桑名へ掛り川口の屯所郵便局本町の事務扱所等なり其近在の屯所区戸長の邸宅を焼尽し廿一日には津島を目的に侵入り先禰宜町千音寺裏「砂子村の西」神守村にて四十名程捕縛に附きしといふ暴徒秋竹村辺の田中に蒔積たる稲把に火を付け過半焼払ひ安松村をも焼立て用掛り服部九蔵の宅へ乱入し諸帳簿を強談に出させ残らず焼失ひ津島街道にても稲を焼神守の会所を灰となし津島へは廿一日の午後十二時頃入込みて屯所会所等四五ヶ所焼払はれ類焼の商家も

多くあり賊徒は竹鎗或ひは出刃包丁又は斧鳶口鎌鋤等の得物を携へ市中を横行するに町家は飯団や酒杯を店頭へ出し置き家の隅々に潜みて恐縮居たる由同日十二時頃台兵百五十名程出兵を看掛ると賊徒は狼狽廻りて佐屋の方へ遁走るを兵隊は猶追駆たり此暴乱の発暴は最初三重県下飯野豊原村の農民地租改正の事より不平を鳴らし外二十四ヶ村を扇動し其勢数千人数役場を焼払ひ罪人を枉誘て徒党に加へ県庁に迫りし由にて去る二十日同県巡查より愛知県へ応援を乞はれしといふ

去る二十一日岐阜一分区より巡查数十名午後より警部数名鎮定の為出張あり又斯波権参事野村斎木の県官共に三名出張に成たる由愛知県警部下政恒君は巡查二十名を引率し去る廿日派出の途中同二十一日午前四時過秋竹村の東にて賊徒数千に出あひしが幸ひに鎮兵一小隊計り跡より来りて台兵は戦隊に備へて後詰となり下氏は巡查諸共先に進み説諭せんとするに暴徒の馬耳風更に聞入れず中にも賊の巨魁と覚しく陣笠を冠りたる者と法被に■印たる者兩人が指揮して抵抗の暴勢あれば茲に於て已を得ず攻撃に頑民等言甲斐もなく遁るる者あり又は進んで刃向ふ者あり下君初め巡查奮発して死力を尽くし遂に賊四十余名を捕縛せしが多人数の縛囚ゆゑ取縄も乏しく此村々の藁縄を買集め其近辺に居合せたる村民車夫を雇ひて縛囚の看守を命付し由

賊徒の愛知県下に入りしは人民を扇動し其勢焰を増して当県庁に迫り暴威を逞しくして東海道を輦下に上る目論見なりしが愛知県下は一人も雷同せぬゆゑ賊は望みを失ひて俄かに針路を美濃地に転じ岐阜県民を枉誘の目当ならんといへり

暴徒が名古屋へ乱入の風説あるより去る二十一日は県庁より旧藩士族三百人警備の為募られしに波乱離たれども鎧一領錆びたれども鎗一筋白綾の鼠色も斯る時の後ろ鉢巻廢刀令の時に臨み売代なさば二束三文取て置の先祖重代腰に佩たる太刀匕首長押にかけたる蜘蛛の巣だらけの長刀の鞘をはらひ棟梁にぶら下たる重藤の弓に切れたる弦を結び合せ脱羽の矢竹取添へたり中に遅れて裸体馬に尾張大根のを当一騎駆に走加はるは和田酒宴に赴きたる曾我の五郎が勇相ありて忽ち其数千人参集せしは流石は士族の心掛と感ぜぬ者こそなかりけれ仍て此中三百人を留め余は記名の上再命を待しめ当三百人を分て小牧、春日井、半田、知多、稲葉、中嶋等へ出張させられたりと云

去る二十二日知多郡半田村へ鎮台兵二中隊繰出し又小牧駅へも一小隊を繰出し前夜二中隊一の宮へ出張せし台兵当日二隊に分れ中の渡しと笠松とに出張なりしが午後二時迄には愛知県内殆ど一賊の踪跡も止めず皆八方へ遁

散りて暴徒の捕虜となる者一百余人討取られしも多しと云へり（以上愛岐日報摘要増補）

附て云名古屋風交の許より去る廿三日出の書翰地方略図を添へて左の文面あり

今日岡崎知多郡浅崎内海辺何れも鎮台一中隊宛御出張頑民今日は養老山（岐阜県下美濃）へ籠りし風説岐阜大垣へも鎮台出張に相成候「大尾」

（二六四） 仮名読新聞 明治九・一二・二九 寄書 国

時に本年は諸方に馬鹿者が有事ですなへ先最初が熊本山口両県でアノ騒ぎから引続て茨城県の紛紜で二重政府のお混雑は恐れ多い事ですなへ「左様さ誠に困た物です又此節伊勢で始まった惣ですよ」損な噂ですが伊勢ですから大方ヒガゴトの頑民で正が何辺ですなへ「去れば二度有事は諺の三重県ですよ 風也坊

（二六五） 仮名読新聞 明治一〇・一・八 新聞 国

○地租改正百分の三を二分五厘に節減といふ今月四日の 詔書を仰せ出され後布告も出ましたから最早紛紜ことは有ますまいが遠国へは未貫徹かぬと看へて長野県下信濃の大食連中が茨木三重の暴動を看倣つて処々を焼とか云ひ出し既に上州へ押出して馬盗人と一処になる様子に付昨今警部方がお出張に相成るとやら又高崎辺でも五六十人寄集り榎村其他惣社といふ地へも群輦いて立騒いだを区戸長が説諭に尽力するゆゑか是は乱暴もせぬとの事併し何だか喧ましいといふ風説が有ます

（二六六） 仮名読新聞 明治一〇・一・一六 新聞 国

○此間三重県の紛紜つきに廃れた金額は凡そ六万五千円余といふ風説がありますが是だから何事も紛紜つきはいけません又類焼した難渋者には県庁から家を建て住わせて下さるとて此頃検分が有たとか是も風説に聞きました

（八） 讀賣新聞

（二六七） 讀賣新聞 明治九・一二・二三 新聞 国

○昨日も出した三重県の一揆は追々人数が増し東海道石部坂の下へも押出し一と手はまた美濃へ起り多芸、石津、安八、海西の四郡が殊にさ

わがしく村々の戸長役場または学校などへ火をはなし高須今尾辺は別して乱暴し昨今のところでは中々しずまらず伊勢の員弁郡辺の百姓の中へは士族もよほど交り名古屋の鎮台も繰出しになり昨日東京より愛知県へ津川権少警視をはじめ巡査が百人出 張され三重県へも長尾権少警視をはじめ巡査が百人出 張され横浜より社寮丸へ乗り込んで出 帆されたといふ

（二六八） 讀賣新聞 明治九・一二・二三 新聞 国

○前の一件につき三重県へむけて北代内務権大丞、増井内務権大録、後藤内務権大録、福岡九等出仕と大澤十四等出仕を命ぜられて出立され愛知県へは町田内務大丞、岡谷内務小丞そのほかが出張されました

（二六九） 讀賣新聞 明治九・一二・二五 新聞 国

○三重県下のさわぎは今月十八日が始にて勢州飯野郡豊原村へ二百人も集まり暫時に外二十四ヶ村の者どもが夫々へ集会いたし十九日には東海道四日市へ押出し二十日には津松坂の市中を焼き一手は下津へ押来ったのはへは名古屋鎮台一中隊が向ひ又四日市の県庁を焼き同所の電信局、郵便局三井銀行の支店、三菱会社の分局などへ火をかけ高砂町を残らず焼払ひ（電信線を切ったといふ風聞は根の無い事なれど電信局が焼けたので一時は通信が止り当時は多く名古屋からかかるといふ）同日の夜るは彼方此方へ起つて桑名の廻船会社へ火をかけ此とき名古屋鎮台よりは又々一中隊をくり出し佐屋雨の宮へ出張され二十一日には勢州神戸白子上野辺を焼いて雲出辺が殊のほか騒々しく二十二日には名古屋鎮台が一中隊岐阜県へむけて出張され大阪鎮台の大津分営よりも一中隊三重県下へむけて出張され伊勢の月夜見尊の社も危く成つたので急に一時風の宮へ遷座になり此騒で巡査は帯刀を許され巨魁四人は召とられ外に召とられた者は数しれず昨日も愛知県へむけて警部と巡査が出張されたといふが彼の地より電報に昨今は三重、愛知、岐阜の三県下とも全く鎮静になり官員方と巡査は猶さら此ほどは士族さんまで大そう力を尽されたので早くしずまり女子供も始めて安心したと申して来ました

（二七〇） 讀賣新聞 明治九・一二・二六 新聞 国

○昨日尾張名古屋より届いた手紙に今月十七八日ごろより伊賀の国にて一

揆を起し勢州へと押出して三重県庁を襲ひ津にては牢獄を打毀して囚人と懲役人を百人ほど引出して暴徒のうちへ加へ津の市中をば筆にも書尽せぬほど乱暴し富田から桑名の間の村々へ火をかけ凡そ一万四五千人のうちに津の士族も少し交じり此うちの巨魁は馬に乗って出かけ名古屋県庁へ来るつもりのが渡船が少ないので漸く四五百人来たばかり此所へは鎮台を向られたので忽ち逃去り津島も大半やかれ堀川の橋々へ消防方が三四十人つゝも詰まり巡査も加はつて防ぎ方に力をつくし宮宿辺も西洋造りの家だけは打毀すといふので一同大さわぎ二十一日の晩には愛知県庁より心あるものは県庁の加勢をするように申し渡されたので士族も平民も得物ゝを持つて区務所へ集まり名古屋小路の牢屋の前へも消防組が詰り居り此ほどの騒ぎでは桑名学校の教師も深手を負ひ又同所吉野丸学校へも押よせたので詰合の士族が刀を抜て乱妨人を目がけて切つけ二人の首を刎たので一同が驚ろいて逃去りましたが一時は諸方へ火を附られたので女子供や年よりは実に狼狽て目も当られない有様しかし並の家は成たけ焼かない様にと巨魁らしい者が指揮をして暴徒のうちでも火を附て歩行くものと火を防ぐものと組が分つて有ったというが何にしても恐ろしい事で有りました

〔一七二〕 讀賣新聞 明治九・一二・二七 新聞 国

○愛知県では乱暴人をふせぐ為とて二十一日に士族を三百人つのりに急に巡査に取立られてふせがせ同日飛鳥新田の大谷甚平の家へ乱暴人が迫り地券や書物へ火をかけ土蔵を開いて松明を投こみ見る間に大家が一面の火となり又此日は津島村の城信坊へ火をかけて乱暴し一時は県庁を襲ふ勢ひで有ったが神守村辺の百姓は何れも暴徒に同意せず神妙にして居り却つて賊徒を取押へたので事が大きく成らずに済だといふ

〔一七二〕 讀賣新聞 明治九・一二・二七 新聞 国

○前のさわぎにつき二十二日出の尾州大野港よりの手紙に同港なども今に乱暴人が押て来るだらうとて夫々支度をして居るといふ

〔一七三〕 讀賣新聞 明治九・一二・二七 新聞 国

○又二十二日の夜あけより美濃養老山へ賊徒が楯籠つたと知らせて来ました委しくはまた

〔一七四〕 讀賣新聞 明治九・一二・二七 新聞 国

○又尾張の津島より知らせに今度の騒につきいろゝお知らせ申したいが

我家が今にも焼かれるか又はどんな怪我でも有りはせまいかと夫のみ心配で筆を取るさへぶるゝして所詮ほかゝの探報は届きませんが当所杯は戸をぶる家は毀されるといひ明て置けば危難で実に生て居る心持はなく又乱暴人は後ろ鉢巻で竹槍や出刃包丁又は鳶口などを持つてのそゝ家へはいりこみ酒はござれ飯はござれと引づり出して喰つてゆく其時は裏の物置などに女子供は俯して小さく成つて居る表口へ出て居ると誰でも構はず突倒したり蹴倒してゆく其怖いことは中々お話しには成りませんところへ鎮台兵がおくり出しと聞より早く何れも美濃地の方へいったといふので漸やく心が落付たから取敢ず知らせると申して来ました

〔一七五〕 讀賣新聞 明治九・一二・二七 新聞 国

○伊勢松坂の三ツ井の本店では先祖の建てたといふ台所があつて古いままで手を附ずに大切に置いて置たのが今度の暴動に焼れて斯な惜い事はないと店中では何より夫を歎いてゐるといふ。

〔一七六〕 讀賣新聞 明治九・一二・二七 新聞 国

○昨日うすゝ世間の評判を聞くに二十一日ごろは大和辺も何だかごたくいたし出羽の庄内も騒々しいといいますが是らは容易に保証が出来ません

〔一七七〕 讀賣新聞 明治九・一二・二八 新聞 国

○此ほどの三重、愛知、岐阜の三県へかかった百姓騒ぎは是まで知らせのまま書立たので定めし中には聞誤りも有ましやうし又順もたたず読悪いところも有ましたらうが何分にも知らせが区々で困りますから二重に成ものは省き実説らしいの丈けを出すゆゑ皆さんそのつもりでお読なさい偕大垣を二十三日出の手紙に二十二日には岐阜県庁より士族に鎗、刀そのほか得物を勝手次第に持つて早鐘で知らせたならば同県士族戸田周吉の邸前へ詰る様に申し付られ名古屋鎮台が三十人大垣舟町へ出張になり夫より高須へ向かつてくり出され暴徒は大垣近村の戸長の家をやり小倉村の戸長の家も焼払ひ同所では賊が四人召とられ総て此辺は大騒ぎで有ったといひ又濃州安八郡南今ヶ淵村よりの手紙に廿日の夜は南の方四五里も離れた所に當つて火の手が見え何で有らうと評判をして居り二十一日の朝になると西国より賊が押よせたといひ出して逃るもあれば道具をかた付るもあり竹ヶ鼻辺へも火の手が見えるのでワイゝゝいつて何も手につかず二十二日には賊のうち七人ほどで高須在を押し廻し手当り次第に金錢を奪ひ此一と群もだんゝ殖て百人ほどに至りますゝ暴れ歩行いて今尾在で取押へられまし

た是らの賊は多く勢州富田辺の祭文かたり樵夫さかな売り杯で有ったゆゑ人々も少し安心したといひ又名古屋よりの手紙に十七日に乱暴をして熱田の高倉の森へ楯籠った奴ばらは巡查の手で追ひ散してしまひ夫より旧尾州藩の人々へ帯刀を免され前ヶ浜では賊徒へ小銃を打出して生どり四日市辺では賊徒が郵便飛脚の荷物を奪ひ郵便馬車を見ると馬を奪つて追はなし郵便箱は打くだき手当り次第に乱暴したが何れも鎮台と巡查の尽力で格別のさわぎに成らずに済そうでござりますあとはまた

〔一七八〕 讀賣新聞 明治九・一二・二九 新聞 国

○昨日の朝ついた手紙に前略さて愛知県令は二十日に津島へ出張に成り直に県庁へ帰られると又前ヶ浜よりの注進にて今にも佐屋へ押寄せるといふので県庁では直にその用意にかかられ兼て同所へ出張の国貞参事と小山八等出仕は前後を火につつまれ既に危ふひ中をやう／＼迹のびて県庁へ帰られ又横田十一等出仕は百姓風のいでたち成つて暴徒の中へ入り込んでいろ／＼論されても中々聞かないので己れといひさま賊を三人生どられ又荒木九等出仕は先達て弟が熊本の賊徒のうちへ加はつて天朝へ恐れ入った事をしたから我身は今こそ国に報ひる時なりと大奮発で士族を集め急に新任巡查の心得書を作られて夫々へわたし勇をふるって必死をしのぎ天晴な働きで有ったといふ

〔一七九〕 讀賣新聞 明治九・一二・二九 新聞 国

○大和の初瀬より来た手紙に大和へは三重の賊が押寄るといふので一同おどろき戸長事務所は急に帳面類をとり片づけ今にも危ふひといふうちに賊は伊勢路へ向つたと聞いて一とまづ安心して堺県令公は主上の御道筋を見分に出られた出張先で此事を聞かれ直に大阪鎮台へくり出しを頼みになり二十一日は奈良へ向けて鎮台兵が来られるといふ事で有ましたが其うちに追々おだやかになり先々出兵はお見合せになつたが奈良近辺は一時大さわぎで有りました

〔一八〇〕 讀賣新聞 明治九・一二・二九 新聞 国

○又大和伊賀辺の騒ぎについて京都府より木津村へ巡查六十人を出張され鉄砲なども用意いたし堺県よりは伊賀の大野村へ巡查を三十人出張させたが土山辺は至って穏かで何事もないと申して来ました

〔一八一〕 讀賣新聞 明治九・一二・二九 新聞 国

○此ほどの一揆の者もだん／＼召とられて糺されると多くは何の願やら何の訳だやら己れが乱暴する次第が分らない者が多くあるといふ訳は無法に暴徒の組へはいれ背くなら殺すのヤレ火をつけるのといはれたので心ならずも同意したといひ立て中に巨魁らしい者は多く元の博奕打風で長脇差をきめこみ又は荷馬に打乗つて暴れ廻る中に濃州志津村へ楯籠った一と群の頭は女にて「徳川おみかた」といふ旗をたて七八十人の男を引廻し鉄砲などを持つて居たといひ始めより三重、愛知、岐阜の三県で火を附た数が凡八十あまり召捕れた者は二十四日まで凡九百人あまりだと聞きましたが委しくはまだ知れません

〔一八二〕 讀賣新聞 明治九・一二・二九 新聞 国

○又東京よりくり出された警視巡查は二十四日に勢州四日市へ着されたが此辺は最早しづまったので取敢ず愛知県へとむけて出張されました

〔一八三〕 讀賣新聞 明治九・一二・三〇 新聞 国

○此ほどの暴動について諸方より委しい知らせが追々参り諸新聞にも見当らない事がいくらか有ますが何をいふにも日が無いので今日は書立られませんが一月へゆづり四日の売初めからお目にかけます

〔一八四〕 讀賣新聞 明治一〇・一・五 新聞 国

○三重の一件も最早しづまって今さら書も遅まきながら此おこりは全く旧度会県で一昨年十円に四俵半の相場で上納したのが三重県に成つて四俵八分の上納となり（毎年四俵八分のわり）是が苦情の元で先月十九日より騒ぎ出し始めは諸方へ藁を積んで火をつけ夫より段々あつまつて勢州飯野郡伏田村をはじめ伊賀へ所々に起り阿保村六軒月本を焼き二十日には松坂阿保越古山村大内川辺を荒し廣瀬村、山田辺をも乱暴し此日には凡二十人も召とられ二十一日には伊賀の上野あたりは防の用意が整のつて静かになり伊勢の松坂では区戸長が願書を受取り其筋へ申し上るといったので一同が引戻し此ほど出張された士族は旧津藩で二百人余、旧久居藩が七十人余、旧神戸藩が七十人余、そのほか旧亀山藩もつより二十三日には鎮台がくり出し巡查の尽力また士族の奮発で大かた静まり二十五日には三重、愛知、岐阜の三県下とも全く鎮静になりました

〔一八五〕 讀賣新聞 明治一〇・一・六 新聞 国

○昨日の官令と雑報とに出して置たから皆さん御承知で有らうが兼て地租

のことについては諸県下でもごたごたして穏やかにいかないのが此ほどの勅語にて百分の三が百分の二分五厘となり是なら何れでもお上の有がたい事を弁まえて苦情をいふ者も有ますまい又正租も五分の一より越さない様にといふ官令が出てゐるから遠国の人々も心をとめて昨日の官令をよくごらんない何だか羽州出羽の庄内紀州なども地租でのごたごたするとかいふが何れも

〔二八六〕讀賣新聞 明治一〇・一・八 寄書 国

○貴社の第五百八十五号の官令の部は明治十年より地租百分の二分五厘民費賦課の儀は正租の五分の一より超過すべからずとありまた五百八十六号の雑報の中のお話には百分の三が百分の二分五厘又正租も五分の一より越さないやうにと有ましたが正租と申ものは則ち地租の事かと思ひます五分の一より越さないやうと申すのは是まで区入費と申すもので月々区務所より民費に賦課いたし來つたものかと思ひますが地租区入費の外に正租と申すものが有ますか私は愚なもので解りかねますゆゑ能く御存じの方は御面倒でもお諭し下さるやうに願ふ

琴平町 西村 ■■

西村さん五百八十六号に正租もとあるもの字が全く植ちがへたのゆゑも
の字は取消と思して下さい 記者

〔二八七〕讀賣新聞 明治一〇・一・九 寄書 国

○今度地租の事で百分の三が百分の二分五厘と仰せ出されたのは実に人民の幸はひで政府の收納が凡一ヶ年に千六百万円も違ひますだらう其千六百万円丈の金は我々の方へ余計にはいる理屈だから政府では別して御俵約を成され人民はいくらか暮しが楽になる訳で有ますが兎角ものごとは咽喉もと過るとあつさを忘れるで此程の有がたい御趣意もいつか忘れてしまふと二分五厘でもまだ過る二分でも過ると銘々に欲をかわくと遂には政府が立ゆかない様に成つた暁には夫こそ我々を保護して下さる方が無いから国はやみ強い者がちで其時には見る／＼餓死する様に陥るのは知れた事それと思ふと私は今度の勅語が有がたくつて／＼寝られない程で有ますから猶々身を励ませる簡でござります皆さんも租税が薄く成るとツイ気が緩むから爰が一ばん気のメどころだと思つて一心に銘々家業に勉強し何でもお国を富して髭のはへた人に笑はれない工夫が第一でござりますよ

新桜田町 加藤迂生

〔二八八〕讀賣新聞 明治一〇・一・二五 新聞 国

○山梨県では先頃仰出された減租のお祝ひだとして今月廿日から三日のあひだ各区の区戸長や村々の総代人は礼服で早朝より県庁へ参り藤村県令が此度の厚い御趣意と一同の心得方をお諭しに成り演述書をお渡しに成つて下々へも申し渡す様にと云渡され町々では国旗を揚げ作り物や出し家台を飾つたり其外いろ／＼の趣向をして三日のあひだ昼夜とも大層な賑はひで有つたといひ又上州辺では地租改正も済んだので芝居を興行し一同に大そう祝つたといふ

〔九〕東京絵入新聞

〔二八九〕東京絵入新聞 明治九・一二・二五 雑報 国

○三重県下騒立の景況は種々探訪いたしますが委敷ことは何分解りませんゆゑ電信の私報道路の風説等を集めて記しますから悉皆実説と保証できません其思召でお読下さい。

伊勢は津をはじめ白子長島桑名辺おしなべ騒立伊賀の上野なども同様騒立たりとの街説あり。

同県下の頑民が騒ぎを起したもとは先頃度会県を廃せられ四日市にある県庁を津へ移されたるを彼は迷惑がり夫より起りしといひ

又石代相場の事にて不平を起し東京へ出願するとして起り立同意して出ぬ所は放火して焼払ひ追々東海道を押登るともいひまた愛知の鎮台兵

の繰出したについて本街道からは進まず或は山路裏道などを廻り所々を乱暴するという風聞にて多分は農民なれど中には士族も加りま

たもと士族で帰農した者なども有て人員は次第に増し加り殊に銃砲をも携へたる者多く既に鎮台兵とも戦争に及び双方にもありしなどの

風説あれど確かとは分かりません。

一昨日の新聞にも鳥渡記しました四日市の火事は高砂町其外の町々も余程の類焼にて乱民ともは電信局へも多人数乱入せしゆゑ同局の官員もお雇の西洋人も逃出しが折節三菱会社の品川丸が碇泊して

居たゆゑからく此船へ乗り組危難をさけられたとの風説三菱会社は
一昨日お嘸申候通りに類焼致し廻漕会社は無事との電報がきたと
の嘸を聞きました

また一説に廿一日に三重県下の師範学校も焼失したとの嘸し、また是
らの騒ぎにつき北代内務権大丞増子権大録後藤権大録福岡九
等出仕の諸君もおたちになりしよし。

（一九〇）東京絵入新聞 明治九・一二・二六 雑報 国

○三重県下騒動の事件は今に静まらずますく人数もまし此所彼所にて乱
暴に及び其場所は電信郵便ともに止つて居るゆゑ委敷次第は分りませんが
尾州名古屋より報知てきた手紙並に昨今聞集たる事をつぎく記しますが
伝聞の誤りと事の前後も定めてありませうから其思召でお読下さい。

此度頑民どもの騒立初しは伊賀国の者が最初地租改正石高の不服をいひ出
し去十七日頃多人数嘯集しより伊勢路に及ぼし津の牢獄懲役場を破毀り犯
罪人をたすけ出して是を引連れ諸所の人家を乱暴し同意せざる者の家へは
乱暴放火せしゆゑ俄に徒党の人数も増し伊勢国阿野津郡雲出駅矢野、島拔、
米津、長常、小森等六ヶ村の頑民式千五百人加はりしが此党の中には旧大
神宮の神官にて当時廃せられし者と津の旧藩士族二百人が一味せしゆゑ其
勢も強く殊に神官士族とも専開化を忌嫌ふ輩にて行所西洋風の家屋と見れ
ば遁さず破毀し或は焼払こと、定たるが如く十七日午後六時頃より先其地
の電信局学校屯所を放火し十八日十九日は津の在方より起り立しが県官数
名岩田橋へ出張して説諭されしにより其場は引退きしが外口々より乱入し
て遂に市中所々を焼きたり又上野駅白子駅神戸駅四日市の電信杭を切倒し
富田駅桑名迄道筋の村々を乱暴横行し廿日の午後に至ては一万四五千人の
大勢となり各々刀剣竹鎗などを携へ昼夜の分ちなく松明を持って放火し県官
巡查と見れば打殺せく口々に呼はりく多度山の麓稲辺谷の方へ分れ
て五百人ばかりは其辺の区戸長の家などを目掛けて乱暴するゆゑ皆緊要の
書類等を持って逃去る者多く頑民らは各々東京へ出て嘆願すると唱へて進行
するとの注進に付同日愛知県鎮台兵三中隊は前ヶ須より福田新田津島辺
まで繰出し兵威を示して鎮撫せらる

志州鳥羽へも頑民百人押寄せ三重県支庁を襲ひ放火乱暴のこる所なき横行
に詰合ひたる権中属某を初め八人からふじて其場を立退鳥羽港より蒸気船
に乗組熱田駅へ着し廿一日午前一時愛知県県令へ出兵の事を談ぜられしが

大阪鎮台大津の分営より該地へ向けて出兵せられし報知ありしゆゑ鳥羽支
庁詰め官員は勢州路へ引返されしか其節の嘸には三重県庁焼失後は県令岩
村君も何方へ立退れしや分らぬとて悉く心痛して居られしとの風説なり
桑名の城は取崩して払下になると名古屋より道具屋某が同地へ赴しに津
の方に当つて数ヶ所の煙立昇るを諸人が見て怪み居しに見るく十余里に
わたつて炎焰天をこがすばかりなるに驚き各市中も取片付はじめたる所へ
忽竹鎗をもち蓑笠を着たる一揆ばらが乱入して同所の病院をこぼち市中を
駆回つて戸を締るな格子をはづせ締ると焼払ふぞと大声に怒鳴歩行ゆゑ何
れも恐れて開放して置ば家々の者を強て同意させ川口の屯所郵便局事務取
扱所等所々乱暴放火せしよし是は右の道具屋が目下見たる嘸なりといふ是
より追々愛知県下前ヶ須に迫りしに早くも此処まで出張したる鎮台兵は乱
民をくひとめて発砲し矢庭に四五人を射斃したるに勢ひ挫けて向ひなる赤
地へ上陸せしゆゑ愛知県下へは多く侵入せざりしといふ

四日市の高砂町は芸妓多く妓楼なども数軒ありしが廿日に頑民のために悉
く焼払はれたり廿一日の晩に三菱会社に数人推寄たる時同社にては多くの
酒を振舞懇に暴徒を諭せしゆゑ一時は解散せしが同所の支庁を焼き電信局
を放火したる一群が再歸り来て乱暴放火し遂に焼払ひしとの説あり其折三
菱の社より多人数出て乱民を支へ暴徒には疵を負ひし者も有とかいふ風聞
また一説に四日市へ乱民横行せし時駅内の車夫と折節居合たる水夫等が争
ひ支へて乱民凡七十八人を打殺したりとの説あるは是と同じことなるべし
廿一日の夕刻愛知県下にては士族の子弟の強壮なる者三百名ばかりを募り
巡查に命ぜらるるよし沙汰あるとひとしく刀剣を袋にいれ風呂敷に包みて
八百人其筋へ出頭せしかば先三百人を選びて巡查に任せられ其余は名前を
記して退庁させられしとの事

三菱会社の品川丸は四日市の騒動中同地を出帆し一昨日横浜へ着せしよし
なれば其地の景況をとくと探訪いたして聞込ましたら明日記しませう

（一九一）東京絵入新聞 明治九・一二・二七 雑報 国

○三重県下頑民騒立の事は昨日も記しましたが又追々聞込ましたから書載
ます同県下桑名へ乱入せし一揆ばらは屯所郵便局すべて西洋造りの家は放
火したれと他へ類焼させじとの事か近隣の家は皆破毀したり又同所城内吉
の丸学校へも多勢押寄せあはや放火をなさんとする時校中に詰合たる同所
の士族七八人校門の表に出て説諭せどもとより頑愚の乱民ゆゑ只がやく
と喚きたて、破毀せく競ひかかるに無抛携へし刀を各々抜はなし先に
進みし頑民等を矢庭に二人斬倒し驚き逃るを取て押へ五人の者をまづ生捕

斬倒したる者共の首掻落して学校の門前へ掛ならべしに恐れをなして其俣ここを引退きしに士族は大いに打悦び猶も暴徒を退けんと逃ぐるを追て大手の方までまくりたて取て返して竹鎗其外得物を持て向ふ者を三人此処に斬殺せし折節川口に繋ぎたる小舟の内に積乗せたる米俵をば水中へ投込乱暴見るより早く士族は小船へ飛乗てまた三人を斬たりしに残る輩は打も向はず忽其所を退きたり

扱桑名城下を引退きし頑民等の愛知県下前ヶ須へ乱入せしは（昨日記せし通り）鎮台兵の為に打揃はれて這々逃走りしが此騒動の中にて尤危かりしは廿一日の午前十時頃とか兼て第四の屯所詰の四等巡查和田鐘弥といふ人が一揆の動静を探らんと態と其群の中へ交り同じ姿に身をやつし刀を帯び竹鎗を提げて人数の多少其外に心をつけて居らるゝ時頑民等も徒党の群にはあらずして廻し者と推察しけん夫打殺せといふ儘に一人を中に取こめて竹鎗しげく突かかるを鐘弥は悪き振舞やと帯刀すると拔はなし突出す鎗鉾弓手に握りつけ入りざまに一人を只一刀に斬倒し辛く其場を切ぬけて屯へ委細に注進せりとぞ又一群は海西郡海東郡の中へ入り頻に農民を煽動し神守村稲葉村三宅村津島村の会所学校屯所などを縦横に乱暴放火せしゆゑ戸籍帳を初め役場の書類の焼れたる場所も多きゆゑ清洲第二方面地租改正掛り出張所は書類を纏めて引揚げになり鎮台兵は秋竹勝幡、日光、の村々へ一大隊ばかり繰出し枇杷島さきの新川へは巡查消防組等出張したるを頑民等は村々を乱暴して西枇杷島福田新田秋竹村へエイ／＼声をあげて押寄せたるを説諭して退くは追退け聞入れざるをは相倒して十人余り捕縛せしに此手は先鎮静せしとの事

愛知県下は右に記せる如く鎮台兵巡查等の為に諸所にて勢ひを挫かれ又は追ひ討たれて多く木曾川をこえて美濃路へ入り一群は竹ヶ鼻今尾高須へ向ひ一群は一の宮より美濃笠松へわたりしゆゑ大垣辺へ乱入するならんとの風説あり

去廿二日に四日市を出帆したる三菱の品川丸は駿州清水港に立寄直に走らせて廿三日に横浜へ着せし同船乗組の人より聞取りたるは十九日の夕刻津の方に当り煙数カ所に見えしが翌廿三日の十時頃四日市町家へ頑民追々乱入放火せしゆゑ碇泊の船（品川丸なり）より小船をおろし三菱の社員一人水夫五人乗組動静を探らんとめ海岸へ乗りつけ上陸せんとせしに一揆ばら五六人半纏股引三尺帯をしめ手拭の頬冠りをし各竹鎗をもち大声をあげる」と合図とみえ数百人集り来り上陸すると突殺すぞと待構へたるゆゑ何分すすみ難く船を漕戻せば陸に集る者共は手毎に石瓦を礫にうちて凌ぎがたきゆゑ或はケツトを被り舟板を楯とし漸本船へ乗戻せしが本船をも焼沈めよ

などと口々に罵るをさへ聞込たれは油断ならずとドンキ（湯を沸騰し熱湯を以て唧筒の如く吐出し海賊などを防禦ぐ器械）の手配をせしが幸にして本船へは襲ひ来らず運送取扱所へ来たりし者も騒ぎの為に逃散りて出帆の期にあひたるものは少く電信局お雇の英人と官員四人は騒動中を遁れて乗組まれたり官員は一揆ばらの竹鎗の下をくぐるが如くに逃られたれど外国人は其局の表へ出る事が出来ず裏手の高塀を跳り越て漸海岸へ出本船へ乗組しは尤危き事なりしと

同船へ乗組て歸りたる者の中に浅草の新門の子分にて鉄五郎徳次郎忠三郎といふ三人の者あり既に出帆の刻限ゆゑ少しも早く逃乗らんと海岸へ急ぐ途中一揆ばらに取押へられ加勢をせよと強談する其人数は目に余る多勢ゆゑ争ふべくもあらずと承知しければ竹鎗を渡したるにより折を見計らひて其群を放れ危く本船へ乗りしよし斯る類の者は猶外に多しとぞ

松坂も諸所乱暴せしよし中に小津清左衛門は乱民の強談により金千円を出して与へたるにより無難なりといふ

四日市其外で一揆ばらが乱暴をした委敷噺はまだ多くありますが余り長くなりますからまた明日記しませう

（一九二）東京絵入新聞 明治九・一二・二八 雜報 国

○三重県下の頑民どもは行先／＼の者を煽動して徒党に入れ岐阜県下へまゐり石津安八の二郡に及ぼし安八郡脇田村まで諸所を放火して進入りしに巡查を四方に派出し斯波権参事をはしめ県官も出張せられ夫々鎮撫せらるるとの事岐阜県庁は書類其外こと／＼くお取片付になり消防組の中（いろ）の二組は県庁へ詰切り（はにの）二組は警察出張所へ詰切で非常を警めらるゝゆゑ仮令県庁近く迫るとも火災等の憂へは有るまいとて市中聊は安堵せしとかいふまた愛知県下中島郡海東郡海西郡辺へ乱入せしは（昨日も記した通り）鎮台兵と巡查士族等に追退られて今は同県下は全く穩になつたとの噂なるが秋竹村にて鎮台兵と巡查との戦ひはなか／＼烈しき事なりしとぞもと／＼頑固の農民の事ゆゑなるべきたけ発砲して打殺す只兵威を示して退かしむるか生禽にするを第一とせらるゝゆゑ却て兵隊巡查ともに鎮撫に苦まれしが追々取押へたる者五十人ばかりになり取縄も間に合はず俄に近所の農家より藁の荒縄を買集めて縛りあげ番人には仮に土地の農人々力車夫などに申付られたとの評判なり

四日市高砂町へ頑民どもが押寄せて乱暴せし時三菱会社の運送問屋山中伝次郎の店へ押入らふとしたのを此所に居合せた水夫軽子などが一時は防ぎて挑み争ひ頑民五六人を打殺せしゆゑ引退きしが電信局権衡売捌所等を放

火乱暴して再取て返し新規に建築せし三菱会社へ押し寄せて放火せんと提灯松明等をもつて立騒ぎたれと西洋風の建築にて石造なれば容易に放火しがたく彼是とためらふ内頑民どもの中より畳を積みあげ夫を焼草に火をつけよ石炭油をそそぎ掛よなどいふ輩が出て来て遂に其詞のごとくせしかは忽火は天井にうつり屋根に燃ぬけ広大の建築見る／＼焼落たるは如何にも痛ましき景況なりしと又愛知県下にも是に似た気の毒な嘯がありまらず夫は第六区飛島新田の大谷甚平といふは豪家で倅は当時用掛りを勤めて居ると聞とひとしく頑民ばら「」日の午後四時頃に多勢乱入して金千円貸す

「」は有合の地券を出せと強談をするに無拠「」通を出せしを夫焼捨よといふ「」ざして忽煙となしたる揚句「」数多の土蔵の戸前をあばき松明「」焼たてしかばさしも堅固の家「」失たるは痛ましくも又悪むべき「」ります

頑民の美濃路へ入りて放火乱暴したる「」帆引、福岡、間野、本並、安田、柳港、日「」一條、真澤、成田、馬野目、鹿野、内野、小堤「」

「」瀬古、秋江、札野、三喜の村々のよしにて権令小「」は竹ヶ鼻に権参事斯波君は今尾へ出張せられしと

〔一九三〕東京絵入新聞 明治九・一二・二九 雑報 国

○三重県庁は頑民の為に焼失せしとの風聞のままに前には記しましたが追々同地からの報知を聞く無事なるよし十九日の昼の程より頑民ばらが諸所を乱暴するとの評判ゆゑ県庁にても種々御用意ありしに夜の七時頃より火の手は四方に見え此所へも押来るならんと市中の動揺大方ならず九時頃俄に藤枝町へ（津の入口）来たりと聞えしかば県庁よりは旧津藩の士族を多く召集められ（先日にも記した通り）岩田橋迄出張させ頑民どもの押寄するを此所にくひとめ穏便に願ひの筋が有るならば事柄により聞届けん鎮まれ／＼と制せられしが騒立趣意も弁へず只官員なら打殺せ巡查なんぞは助るなど無法に強がる土百姓竹鎗鎌など携へて松明しげく点しつれ競ひかかるに今ははや是迄なりと士族の面々鎗をひねり長刀を打振て先にすすみし一人を袈裟がけに斬り倒し鉄砲を携へたるものが二三発うちたるに烏合の勢の一揆ばら松明をば投すてて右往左往に散乱せしに眼に余りたる大勢なれば猶ここかしこに居るならんと士族は味方を一揆と見なして同士うちしたる景況はいと浅間しき事なりしかど此勢に退けられて庁はもとより市中さへおふかた無事なることを得たりと

〔一九四〕東京絵入新聞 明治九・一二・二九 雑報 国

○大和の国でも農民が何かごたく／＼するに付堺県下和泉の岸の和田の士族二十才以上四十才以下の者が右一件の御用を何なりとも仰せ付けられたいとて大勢連印にて県庁へ願出たとの事であります

（二〇）浪花新聞

〔一九五〕浪花新聞 明治九・一二・二二 新聞 国

○三重県下勢州山田近傍にて百姓一揆が起り已に県庁へ迫つたという飛報がありしよし原因はマダ睦と訳りませんがヤツパリ茨城県同様石代の云々らしいといふ風説なほ探訪して申上げましよう

〔一九六〕浪花新聞 明治九・一二・二三 新聞 国

○昨日一寸お報知せ申しました三重県下の百姓一揆は全く石代金納の云々より起りしことにて去る十八日勢州飯野郡近傍より沸騰り松坂へ押出し此にて二手に分れ一手は県庁（津に在り）に迫り（已に県庁を焼払ひしといふ風説あり）たり電信線を断切りしゆへ人数の程は分らず一手は伊賀の名張の方へ押し行き名張辺までは式百人ほどなりしが追々人数増し加り士族も二三十人交じりて火繩銃を持つもあり槍を携るあり或は蓑笠に竹槍鋤鉞を担ぎたるもあり其勢凡そ千余人に及び名張近在の人家を焼払ひ勢に乘して大和の宇田郡を経て堺県庁へ趣く積りなりと（恐は流言なるべし）是に就き堺県令も諸官員を率ひ奈良の支庁まで出張されしよし又兼てより三重県庁へ石代金納に付歎願に出頭してゐる戸長等は拘留に成つてゐるといふ風説

〔一九七〕浪花新聞 明治九・一二・二三 新聞 国

○又十九日に同県下勢州桑名近辺よりも一揆起り桑名船役所を焼払ひ夫より四日市へ繰込み人家を焼払ひ乱暴を極めおるよし是又電信線を断切りしゆへ人数は多少は分らず県庁よりは早速名古屋鎮台へ出兵を乞ひしとのこと当鎮台へも名古屋鎮台へ出兵を乞ひしといふ飛報ありたる街説西国筋の暴動が纔に鎮静りし際にのぞみ茨城県下の騒動引続て此の紛紜ドウすれば斯う世話の焼けた人民で五坐りましよう政府におゐてもサゾかし五心配なこ

と実に恐入った訳であります

〔一九八〕浪花新聞 明治九・一二・二三 新聞 国

○一昨日昨日と続けて申上げました三重県下百姓一揆の一手は伊賀の名張へ繰出せしままマダ宇田郡（大和）へは這入らざる趣なれども多勢のことゆへ何分防ぎかねると昨朝堺県より当鎮台へ出兵を乞ふ掛合ありしが午後にはいなり追々鎮静の模様ゆへ只今の分なれば其儀に及ばないから見合せて呉れと再度の掛合があつたといふ又三重県庁へ向つて押出せし一組は松坂にて三ツ井其余の豪家を焼払ひ乱暴狼藉を極め其勢ひに乗じて県庁へ迫りしが県官はじめ旧藩士族が奮発勉勵防禦の術その宜を得しゆへ県庁へ寄せ付けざりしとぞ然し是より先の防禦に困却するよしにて大津分営へ出兵を乞ひしにより昨日同分営より一中隊繰出せしよし何れも道路の噂さ

〔一九九〕浪花新聞 明治九・一二・二四 新聞 国

○三重県下の暴徒は処々の警察処を焼払ひ豪家は松坂の三ツ井（昨日も申した通り）津の田畑屋等へ火を附け金銀米穀を許多掠奪り懲役場を破却し多くの徒刑人を従がへてこれを先手に使ひ乱暴といふ乱暴を仕散し夫より近郷近在村々の人数を催促し若し不の字をいふ者あれば鎗にてお見舞申すの鉄砲玉を食わせるのとて已に従がはざる者八十余人を殺害せしよし是は廿日廿一日ごろのことなり当今にては松坂より伊賀越の方は云ふにおよばず東海道の桑名。四日市。石薬師。亀山。関。坂の下辺まで蔓延りし様子又十八日の日は津にて相撲興行の大入なりしが此の騒動にて上下転覆の混雑怪我人は数しれず即死は三人ばかりなりしよし夫ゆへ角力取は昨今のこらず土山宿まで引取りしといふ又街道通行の旅人は妨げなしといへども人力車は悉く打毀せしとの事にて若し乗車忤して通行するものあれば忽ち撃き毀すといへり右の次第なれば東海道を上り下りする旅人多くは土山より引返すといふ風聞

〔二〇〇〕浪花新聞 明治九・一二・二七 新聞 国

○廿一日の新聞このかた引き続いてお話まふしました三重県下暴徒の一件昨日到着の愛知新聞に詳しく出ておりますゆへ不取敢受け売りをいたし升すシカシ弊社新聞にて已にお話し申したことも記ており重複のケ条もあります

○地租改正石高の不服云々より暴発したる三重県下伊勢国阿野津郡雲津駅矢野村島拔村米津村長常村小森村六ヶ所の頑民二千五百人〇集り此内に旧大神宮廃職の神官（俗に云ふ宮雀）杜人共と又津の旧藩士等式百人程も一味して姦謀を企て各村を扇動して東海道の橋々を落し若し同意なさざる村

あれば家財を打毀し家屋を焼き払ひ去る十七日午後六時頃より電信局を初め学校から屯所を焼き払ひ十八日十九日津の市中に火を放ち県庁をも襲わんとする勢ひあり上野駅より白子駅神戸駅四日市の電信杭を切倒し富田駅桑名駅で沿道の各村に火を付乱暴したり百姓は追々馳集りて廿日の午後には一万四五千人程といふ各手に刀剣やら竹鎗やら携へ昼夜松明を燃して持廻り不同意の村々を矢鱈に焼立て官員と巡査とを見れば打殺せと口々に罵り多度山の麓稲辺谷の方へ分れて五百余り一隊を組み旅商人でも何でも竹鎗を借し与へ加人なければ打殺せと触れ散らす故官員は潜伏る処なければ方々へ担当の書類を持って逃て居られしと云ふ鎮台兵が出張して鎮撫すれば又後に起り聚散出沒して区戸長の家を目掛けて乱暴し東京へ歎願に出ると申して居り一昨廿日本県下前ヶ須から福田新田津島村辺まで向て繰り出たる鎮台兵三中隊なり○勢州桑名城を毀ち売に行し当所の道具屋某が此度の騒動に魂消て昨日午後三時頃当社へ来り目撃せし報を得ましたゆへ左に十九日午後四時頃津辺に当り黒烟天に漲りしを見て桑名の人々何事やと評定して居る内段々火の手が十余里に渡り十五六箇所になり夜に入り天を焦し只事にあらずと咄し合へり翌廿日午前十時頃いよく百姓一揆が四日市富田辺へ押寄しとの風聞に桑名市中家々にて道具諸色を片付け居る内に已に蓑笠竹鎗の者がドヤ／＼来り同日四時頃同所の病院を毀ち火を付たりと云ふ其先に六人計り戸を破るな格子をはづせべると火を付るそと申し触せしゆへ家々皆戸を開放したり至る所乱暴を避んとて恐て箆食壺漿して迎へ市中の人々老若男女の差別なく我も／＼竹鎗を携へ隅から隅まで満々たり川口の屯所郵便局事務扱所等火の他家へ移るべき所の官舎を毀ちて焼しと云ふ城内吉野丸学校へも押駆けしに詰合せし同処の士族七八名の説諭を聞入ざるゆへ抜刀なし二人を殺し五人を召捕り首を校門に掛しに驚き引退ぞきたりと夫より大手にて三人殺し川口にて船の米を水中へ投込しゆへ其者三人を殺せしと云ふ昨日七時頃桑名より当県下前ヶ須へ来るを出張せし台兵砲発なして四五人を打殺せしに氣を落し向への赤地へ上陸せし由〔渡船少なきゆへに多人数当地へは移らざりし由〕桑名川場川口等の妓楼の芸娼妓は皆城内へ逃込城内これが為め別品が充満したゆへ別品の寄取りせしと云ふ当管下へ移りし乱民三四百名が扇動せしに合体して海西海東両郡の者共雷同なし神守村の会所稲葉村の学校三宅村学校津島村の屯所及び学校其他洋風の家へ皆火を付け焼払ひ或は村々戸長用係組長等の家にある戸籍或は帳面類は皆焼払ひ行く処として蜂起せざるはなく人数の多寡は分らず清洲第二方面地租改正出張所は帳面類を持って引揚られし由鎮台兵は秋竹勝幡日光等の村々へ一大隊程繰出しになる枇杷島先き新川へは消防組出張せり巡査

は陸続出張になる今夜にも稲葉駅辺へも押寄るとの風聞又桑名よりの乱民海西郡へは大分入込しと兼て地租改正の説諭に津島村へ派出せられし令参事の両公も右の騒動にて一昨夜五帰庁にて昼夜詰切なされ臨機の取計ひのお会議あり刀剣もお借上になりしと○秋竹村にて鎮兵が昨朝捕縛せし中には三重県の懲役人も居りしと云ふ西枇杷島の屯所でも三四名縛に就きよし福田新田にても鎮台兵が賊四名を捕獲たりと聞く
(愛知新聞)

〔二〇二〕浪花新聞 明治九・一二・二七 新聞 国

○東海道を経て帰府られた或人の話に暴徒はめいゝ三尺ばかりの竹鎗を持ち股引半纏にて農業に出る時の形りをしてゐるもあれば羽織に尻端折で物参りにでも行くような着服であるもあり或ひは鉢巻或ひは頬冠り思ひくの形粧にて丸で狐の官昇りか百鬼夜行の図が活て動くかと思ふばかり恐しくもあり又おかしくもありしと何故コンな十人十色の形容をしてゐるといふに前件にもいふ通り破竹の先へ火を附けて出なければ焼くぞゝと驚曝されて無拠く飛出したものが多いからだといふ四日市駅の三菱会社は破毀され同所の遊所場高砂町はのこらず焼払われ同所の三ツ井は焼払ふといふ噂さを聞いて早速暴徒へ焚出したしたるゆへ無事なり同所に東京相撲の興行がありて明日初日といふ所で此騒ぎなりければ角力取は興行処でなく白布で鉢巻をいたし袴をはめて市中の警固をしているといふ

〔二〇二〕浪花新聞 明治九・一二・二八 新聞 国

○愛知県下の某より三重県の暴徒が該県へ入りこみし模様ならびに防禦手配の絵図かつ其余の風説など書送られしものと愛知新聞に記せし叢談と弊社探報人が聞込し風聞とを交雜てお話し申します○愛知県庁におゐては去る廿一日夕方に県下の士族にて強壮なものを三百人程巡査に募集の令を下したるに忽ち刀を袋や風呂敷につつま七八百人も出頭せしゆへ先鋒三百人は夫々指揮をなし其余は着到の帳記のみで退庁れたり○同県下第六区飛島新田の大谷甚平は音に聞へた豪家にて忤は当時用係りを奉職てゐますが廿一日午後四時ごろ暴徒五十人ほど乱れ入り金を千両借せ左も無ければ有合せの地券を出せと強談におよび数百枚の古書類を出すとそれを尽く焼捨そのうへ数十棟立列ねたる家蔵を一時の間に黒烟にして仕まつたといふ

〔二〇三〕浪花新聞 明治九・一二・二八 新聞 国

○廿日の日は志州鳥羽の三重県支庁へ乱入なし毀すやら火を附るやら大乱暴を極めるので防禦に手なく該庁詰の権中属某十一等出仕某の外十四等十

五等及び等外官吏都合八名命からゝ遁延び当鎮台へ出兵を依頼まんと鳥羽港より蒸気船に乗込み熱田駅へ着し廿一日午後一時頃権中属十一等出仕の兩人令公に出兵の媒介を依頼に参庁せしが大阪鎮台大津分営より已に出兵になりし報知を得て廿二日は伊勢地へ向いて歸られたり○暴徒の内にて市中に潜み入り火を放すも知らぬとて廿一日の晩より廿二日まで県庁新築場へ数十の高張を点し大工職人を指揮して巡査数名出張になり広小路の囚獄は消防組が出張り営繕係り檜了介氏は力士数十名を率ゐて三ツ蔵の懲役場および病院を監護られ師範学校英語学校は士族達が詰めたり○地租改正の煩しいのを嫌ひ地価の当るの不当とゴタゝゝいふ愚民が当県にもすこしばかりあるにつき海東郡。津島村。城信坊へ不服の小前の百姓や其区々の長たる者を一同に呼集め国貞参事公が懇々に諭されたれば忽ち承伏つて解散しましたが去る廿一日の午後三時ごろ三重県下の暴徒が数百人該処へおしこみ此寺へも襲ひ来りしが只の一人も仲間入りするものなく村内の頭ら百姓より酒飯をあたへ却つて説諭したれば暴徒もいたしかたなく四方へ散乱して美濃地へ押し行く奴もありしとまた近郷の神守村其他の村々などにも一人も同意せず却つて憤怒し暴徒八九人を荒縄で捕縛つた処もありしよし○一時人心洶々せしも本営士官の指揮宜く行届いたのと管内の人民が扇動に応じなかつたのとで暴徒も兇烟を逞しくすること能わず彼地へ追われ此地へ追われ力なくゝ廿一日の夜木曾川を渡つて尽く美濃地へ入り最早管内には一人もゐらず津島辺は洪水の引いたあとのようたといふ○またある説に廿二日甚目寺辺で台兵に逐われ西折村へ鉾先をむけ金岩村へいり中尾張より岐水をわたり竹ヶ鼻。今尾。高須へ向ひ放火し一手は一の宮へんを通り濃州笠松へ渡りしゆへ台兵二中隊ほど岐阜県下に進撃たり今晚にも暴徒大垣へ乱入なさんさすれば該地は当時何かゴタゝゝの起つてゐるおりからゆへ士族および百姓の合体せんもはかりがたしといふ風説あり○此の騒動の中で好いことをしたものは味噌屋ばかり廿日の夜中いまにも桑名より賊徒が渡海するも計られないと大店向で土蔵の目塗をするので熱田駅の味噌屋商某方では一夜の内に三百円ばかりの商いを仕たといふ○おかしかつた話は廿一日の夕方に春日井郡へん又は丹羽郡のへんから農夫等が竹鎗を持たないけれども大層な人数で喧噪と県庁(東派の掛所)を指しておして来るからそりやこそ北在から一揆が起つて本庁を襲ひに來たと通り筋の町家では肝を芋にして狼狽まわり後でよく聞糺してみると例の難有や連が五本尊様を賊に焼れては各自の後生の一大事とお寺へ消防のお手伝にお参りしたのだといふので果は抱腹○頑民はすべて西洋風ざらひといふので町によりガラスなど取隠したり破毀したりした処もあり○津島詰巡査の話に馬

に乗った暴徒も余程見掛けたと○暴徒は一時養老山にこもりし容子○岐阜県が六づかしとて該県より出兵を乞われ当鎮台より其方へも繰り出されし趣き○伊勢路は電信は今に（廿四日）通せず郵便は昨日（廿三日）より通じる○今日（廿四日）に至りまだ愛知県といふ提灯を点し帯刀にて夜廻りたへず○津の三井組が暴徒に焚かれたり番頭某は蒲団に包むで蒸焚にされたといふが何んと惨毒ことをする百姓奴輩では五坐りませんか○桑名の士族は帯刀手鎧にて取鎮に出掛け大層尽力つた容子

三 地方新聞

（一一）岩手日進新聞

（二〇四）岩手日進新聞 明治一〇・一・二二 東

○今度地租の事で百分の三が百分の二分五厘……されたのは実に人民の幸ひで政府の収納が凡一ケ年千六百万円も違升だろう……人民はいくら暮しが楽になる訳で有ますが兎角ものごとは咽喉もと過るとあつさを忘れるで此程の有がたい御趣意もいつか忘れてしまふと二分五厘でもまだ過る二分でも過ると銘々に欲をかわくと遂には政府が立ゆかない様に成つた暁には夫こそ我々を保護して下さる方が無いから……

（二〇五）岩手日進新聞 明治一〇・二・六 東

○また同日第一大区十二小区日戸村では減租の仰出されは有り難いとて村社八幡宮へ村民残らず（九百人程）群集し……思ひく……に祝席を開き白髪頭の老爺さんも頻に手を拍つて追ひ分けを唄ひば腰の曲つた老嫗さんも孫と一所に踏舞り出しまた壮年輩は神楽殿にて田植え踊りをするやら境内狭しとサンサ踊りをするやら……

（二〇六）岩手日進新聞 明治一〇・二・六 東

○また第十三大区五小区水沢駅でも学校の教員さんが国弊社駒形遙拝所にて減租の祝詞を奉り小学生徒は級毎に隊を分け……草餅（娼妓の異名）などは角士の体に出で立ちて参拝するも有り……

（二〇七）岩手日進新聞 明治一〇・二・六 東

○また第十四大区七小区磐井郡衣関村の人民も村社白山神社へ参集し村吏神官を始め一同礼拝をなし祝辞を奉りまた同処天台宗の中教院で菅、鷺尾の両氏が午後一時より開筵して詔書及減租の官令を捧読し其文意を解き演べ次に各自家業に勉勵すべき旨を丁寧反復して説示されたれば部民一同感喜の涙を流して聴聞し午後六時退散せしと

（一二）埼玉新聞

（二〇八）埼玉新聞 明治一〇・一・六 寄書 東

……熊本萩ノ争乱既ニ夷キ茨城三重ノ一揆モ全ク鎮定ニ歸シ最ハヤ大日本帝国中ニ一簇ノ妖氣ヲ見ス明治十年一月一日ノ朝■ハ家々ノ国旗ニ映射シ官吏ノ正ヲ庁堂ニ賀スル者ハ高帽玄服陸続トシテ路ニ相望ミ人民ノ互ニ年ヲ祝スルモノハ章服短袴踉蹌トシテ名刺ヲ既ニ了スルノ家ニ投シ兒女ハ新衣ヲ着シ双袖翩々鞠ヲ弄シ羽根ヲ飛シテ松竹ノ間ニ遊戲ス……四日ハ即チ我帝国三千五百万ノ人民ニ大關係アルノ政事始ノ期ニシテ文武大小ノ諸官ヘ正院ニ朝シテ……明治天皇陛下ハ親シク群臣ニ勅シ玉ヒテ維新日淺ク中外多事国用不實ニシテ兆民疾苦ノ中ニ在リ更ニ税額ヲ改正シテ地価百分ノ二分五厘ト為シ痛ク歳出費用ヲ節減セヨト宣ヒ太政大臣ハ直ニ其 聖意ヲ奉シ明治十年ノ第一号ヲ以テ天下ニ布告セラレ我輩ハ恭シク其詔書ノ写ヲ拝読シ我本年第一次刊行ノ紙上ニ登録スルノ榮ヲ得タリ

吁嗟我県下百万ノ兄弟眼ヲ開キ謹ンテ此 聖詔ヲ拝読セヨ其中外多事ト宣ヒシモノハ抑モ何ソヤ中ハ則チ維新以来旧染ノ陋習ヲ削除シ制度法律ヲ釐革シ工業ヲ興シ海陸ノ軍備ヲ盛ニシ鉄道ヲ設ケ電線ヲ架シ此民ヲ驅テ文明ノ域ニ赴カラシムルニ当リ守旧固陋ノ党或ハ不逞ヲ謀リテ王師ヲ勞シ無智頑愚ノ民時トシテ一揆ヲ起シ政府ノ費用ヲ耗スル等皆下民ノ上意ヲ知ラズシテ猥ニ此多事ヲ来シタルニ非スヤ其外ハ則チ藩属流民ノ為ニ大義ヲ正シテ台湾ヲ征討シ其終リ償金ヲ支那ニ要シテ国威ヲ海外ニ掲ケ人民ノ榮譽ヲ保存シ尋テ世界ノ後ニ落チ■爾タル半島ヲ鎖シ此ニ外国ニ損害ヲ与ヘタル鷄林ニ一介ノ使臣ヲ派シテ其堅鑰ヲ破リ諸港ヲ保護スルノ盛舉ニ非ル者ナシ

然ルニ天皇陛下ハ猶人民ガ国用ノ多キガ為ニ其疾苦アルヲ憫マセ玉ヒ旧税法ヲ廢シテ地価百分ノ三ノ法トナシ玉ヒシカトモ去年大駕ヲ奥羽地方ニ廻ラシ玉ヒ親ク人民稼穡ノ艱難ヲ叡覽アラセラレ更ニ休養ノ道ヲ念ハセ玉ヒ

即チ此聖詔ヲ下シ玉ヒシナラントハ畏クモ我輩ガ臆想シ奉ル所ニシテ日本
帝国三千五百万ノ人民ハ誰カ此聖詔ヲ奉読シテ至仁ノ 聖旨ニ感泣セザル
者アランヤ……

〔二〇九〕埼玉新聞 明治一〇・一・六 寄書 東

○昨日は新年宴会にて天気もいと、穏やかに日章の国旗は東風に飄り駅内
も大賑やいでありましたがそれにひき替へて昨年の暮ゴタ／＼やらかした
茨城三重愛知岐阜などでは中々聖代の新年を祝する所ではなく惨毒の中に
ひっそりとして居ませうが管内などは人民がお利口ゆへ此の太平を楽しむ
ことが出来るのであります。

(一二三) 三重新聞

〔二一〇〕三重新聞 明治一〇・一・一〇 雜報 東

此度飯野飯高両郡ヨリ百姓一揆ヲ醸シ、山田ヨリ宇治浦町へ乱入シテ各処
ニ放火シ、又松坂へ乱入シ家屋ヲ毀チ本町三井本店ノ左右ヨリ魚町 中町
小屋町 眼照寺町 職人町 方小保小路 大手通過半放火シ、夫ヨリ暴民共三
重県庁へ押来リ所在ノ田畑ニ積メル藁ヨリ藁ヲ焼キ尽シ、火勢ヲ頼ミ県庁
へ迫ラントスル際、津士族衆馳セ集リ県庁ヲ保護シ各自腕力ヲ振ヒ、即時
ニ暴民ヲ追散ラシ且捕且縛最モ多シ。依テ暴民等南方ヨリ西方へ転火シ、
市村ヲ暴掠シ、直ニ北方へ扇動シ、龜山 神戸 四日市 菰野 桑名ヲ暴行放
火シ、岐阜 愛知両県下へモ押移リシ者アリシ由シ

初メ暴民蜂起ノ時、加勢スル者毎村ニ増益シ南勢北勢都テ土崩ノ姿ナリシ
ガ、一等警部工藤殿ノ御発憤ト津士族衆ノ御奮進ト巡查衆ノ御勉励ニテ南
方即時ニ鎮定シ北方モ相從フテ鎮静シ日々捕縛サレテ来ル者夥シ、併シ津
町ハ士族衆ノ御蔭ニテ無事平安

今回ノ事件一邑或ハ一人等ノミニ関スル者アリテ、前件ヲ後ニ出シ後事ヲ
前ニ記スル者ハ報知ノ遅速ニ從フヲ以テナリ。看客之ヲ察知シ玉へ。先頃
動揺ノ節實際上ノ書附ナリトテ探訪者ガ得テ来リシヲ左ニ出ス。

本月去年十二月ノコト廿四日第四課県官酒井氏ヨリ依頼ニ付湊鉉太郎 辻本
金之助ノ両名、同日午後三時当地相発、其夜十一時頃二本木村へ一泊、翌
廿五日川口村ヨリ八知村辺探索致シ、同村学校教師多喜貫一方へ罷越、夫
ヨリ同人同道石名原村園田某方へ罷越相尋候処、同人申聞候者何者共不分、

当所戸長へ向廻文来候由申候ニ付、則戸長中子久右エ門呼出取糾候処、右
廻文者興津村ヨリ来候ニ付即刻太郎男村へ相廻シ候由申ニ付、其写入手致、
猶原書入手致度段頼置、翌廿六日興津村紙谷重次郎方へ罷越其発頭タル丸
林 松田外一名探索致候様申付、又石名原村へ立戻候得者、中子九右衛門周
旋ニ而廻文原書入手致、右廻文者南家城村ヨリ出候ニ付早速川口村扱所へ
罷越、同所区長ヨリ家城村戸長海野九郎左衛門 筆者山脇仙介 外総代一名
呼出、取糾候処其答不分明ニ付同所巡查屯所へ申込速ニ捕縛致サセ松坂出
張警部奥野殿へ右三名并廻文原書等相渡帰津致候

三重県士族湊鉉太郎殿 同士族辻元金之介殿ガ川口村扱所ニテ南家城村戸長
海野九郎左衛門 外組頭一名 同村筆者岩脇仙介ヲ呼出レ尋問ノ末へ不分明
ノ廉有之、依テ同所出張巡查官へ申込マレ、廿七日捕縛ニナル。其節取糾
ニ相成リシニ左ノ実証アリシト。

十二月廿日附書面ノ写

今日早天六軒ヲ発シ出張拙地戸長ヨリ報知ノ赴キ左之通り

御糸魚見村 丸林某 同藤原村 松田某
五百地村 何某

右之者発頭人松原天神江名乗出候由、拾貳区拾壹区会栄寺野江屯ス。拾三
拾四拾五区者権現野ニ屯集ス。戸長半分者同所ニ取締ル。半分ハ島貫工藤
改正掛江出願ス。出願五ヶ条、第一条平均式等下ケ、第二条取立相場十月
十五日ヨリ十一月十五日迄平均相場、第三条学校見合之事、第四条巡查屯
所断之事、第五條荷車税之事

但シ拾三拾四拾五区戸長不揃ニ寄り出願ヶ条ノ目録相立不申、甚不都合
ノ由申来候間、此段不取敢御報知ニ及候也。

八知 竹原 石名原 興津 川上

三瀧 多羅尾

此回ノ主謀ハ熊本士族前川初和歌山士族若村正七ノ二名デ有リシ由
学校ヲ毀チ「テール」 「ウヲツチ」ノ類ヲ暴民共メガ悉皆焼キ捨シヲ開
化連中ガ大イニ憤激シ、今一層盛大ニ学校ヲ修繕シ暴民共ノ魂ヲ滅セント
ノ噂サアリト龜山ヨリ来リシ人ノ咄シ

鈴鹿郡国府村平井ノ世古へ疫病ノ神ガ子ヲ産シ患者ヨリ村中ノ人へ七年間
滞在ヲ依頼セシニ里人一同大ニ怒リ鐘太鼓棒竹槍ニテ村端へ送出スルニ其
中ノ大将ハ甲冑ヲ着セラレ恰モ伏波將軍再生ノ勢ヒ有シガ網吞舟ノ魚ヲ漏
ラシテ疫病ノ神猶ホ存セリト当世ニハ有ル間敷コト珍シキコト

〔二一一〕三重新聞 明治一〇・一・一〇 社説 東

社説

暴民連ハ吾曹社会ト齡ヒヲ同フセザル水火ト云ハンカ雲泥ト云ハンカ彼ハ
国害ヲ醸シ我ハ国安ヲ主トシ彼ハ天刑ヲ求メ我ハ天助ヲ祈リ彼ハ人禍ヲ招
キ我ハ人福ヲ乞フ者ニシテ彼ハ百心ヲ以テ挙業ニ従事シ變心ヲ破廉恥甚ト
思ハズ吾曹社会ハ是ト異ナリ一心以テ一事ヲ貫キ變心斃没ストモ為ズ汝暴
民連ハ頑カ陋カ愚カ痴カ聞ケヨ汝暴民吾曹社会ノ説ヲ抑々汝ガ子ハ汝ガ家
ヲ相続スル者ゾ汝ガ田畑ヲ受得テ耕耘スル者ゾ然ルニ汝ガ子ハ云ハン今日
ノ草刈ハ二荷ヲ減ゼヨト汝ハ汝ノ子ニ諭サン二荷モ多ク刈リ来レ汝ガ他日
此田畑ヲ持タンニ此土ヲ肥シ多穀ヲ得ルハ今日ニ有リト汝ガ子ハ又云ハン
夏ハ暑シ冬ハ寒シ当時ノ平均ヲ以テ春秋ノ草ヲ刈ラント汝又汝ノ子ニ諭サ
ン春ノ嵐秋ノ水若シ稼ヲ妨グルアラバ其補ハ冬夏ニナシ置カザルヲ得ズト
能ク自省シ去レヨ汝ガ子孫ヲシテ無学文盲ニテ汝ガ如ク頑陋愚痴ナラシメ
バ又汝ガ如ク人ノ家屋ヲ毀チ人ノ田畑ヲ荒シ人ノ貯蓄ヲ掠メ上ハ県官ヲ煩
累シ妻子ヲ憂苦セシメ身ハ囹圄ノ中ニ困憊シ竟ニハ首ヲ方柱上ニ飾ラレン
ニ汝ハ親ノ身トシテ我ガ子ノ此ノ如キヲ視ルヲ樂マンカ汝等モ禽獸ノ類ヲ
下ラハ吾曹ハ知ラズ禽獸モ猶其子非命ノ死ヲ慟哭ス況ヤ汝人体ヲ具スル者
ニシテ我之子ノ禍ヲ今日ニ脱カル、ノ手当ヲナサズシテ可ナランヤ試ニ汝
ヲシテ良民タラシメンカ看ヨヤ今日良民ガ汝等ガ為メニ家屋ヲ放火シラレ
妻子東西ニ迷ヒ涕泣スルコトヲ汝自ラ其人トナリ今日ノ位地ニアレ汝ガ如
キ暴民ヲ抑制シ良民ヲ救助スルハ巡查官ニ非シテ誰ゾヤ汝犬ヲ蓄ヘ犬夜ヲ
守リ或ハ能獮ヲナスカ其務メ徴セバ汝何ゾ一塊ノ糟糠ヲ与ヘ汝ガ闔ヲ出入
スルヲ許サンヤ汝今此世ニ生レ此ノ邦ニ住ミ自首自由ノ權ヲ受ケ乍ガラ何
ゾ自カラ己レガ身ヲ束縛シ又其子孫ヲ束縛セントスルヤ嗚呼狸汝ガ乗シ土
舟ハ兎ノ造レルゾ嗚呼暴民汝モ亦狸カ何ゾ土舟ニ乗テ太平洋ニ浮ントスル
ゾ汝此土船ニハ何レヨリ乗シゾ嗚呼危哉覆没ノ速カナルコト暴民自ラ云フ
前川初ト

(一四) 愛媛新聞

(二二二) 愛媛新聞 明治一〇・一・七 新聞 東

○昨年は茨城県に百姓一揆が起り随分騒動で有ましたが県令其外のご尽力
で速に治まりしが其後三重県にも一揆が起り四日市の病院電信局学校通運
会社等を焼払い終に岐阜県へも波及り愛知県にも御手当の備へが成る程に

て名古屋鎮台より出兵になりし故不日平定いたしましたしよふ然るに又堺県に
も大分始まりたとの事にて大坂鎮台から出兵なるよし是は皆石代上納から
生たとの事マア昨年は大変な悪る年で有ました……

(二二三) 愛媛新聞 明治一〇・一・一六 新聞 東

○昨九年米豆石代平均相場が左の通お達しになりしよし実米相場と格別の
差ありとて小言を吐き散す百姓さんもあれとも是は一般御改正があるとの
風評御辛抱なさいよ……

(二二四) 愛媛新聞 明治一〇・一・二八 寄書 東

○老農の問答

天山樵史記

……

此般恐れ多も 天皇様より勅書が下り地租が百分の二分五厘に郡村入費が
地租の五分一と改り既に百分の三で日本国中一千万円とやらの御損耗に又
候二分五厘となり都合一千八百万円の減額と承る此度の勅書の趣て八百万
円を平均三府三十余県に割付れば一寸一県下分概算二十余万円づつ利益が
殖る筈何んと昨年に打つて替た事ではござらぬか兼々拙者の説諭する如く
天皇様は百姓の難渋を其俟お見捨なさる訳は御座らぬ

「老農」ハ、一夫は途方もないご年貢の減額でござります銘々の勝手に取
りては先づめ出度有り難く存升追々石代繰替の借財も返弁の目途が付くは
善いが百姓の利益が殖れば天皇様の御損毛が増算当でござりますそんな
才入が減少しては毎年一千八百万円(ヲツト差向八百万円丈でも)朝廷の
御借財になる筋だがさてく

……

「戸長」左様サ拙者の愚考は其分に応し節用を本とし 朝廷に対し御厄介
を掛けぬこそ第一義と存る 茨城県三重県の如き竹槍を揮ひ席旗を翻し
「減税の御沙汰以前にもせよ」一朝廷の御役人を侮り苟も 天子の軍に抗
し空く狂暴を逞し自ら刑辟に就く何等の不了簡なるぞ幸に組内左様の乱民
なき筈なれば意見ケ間敷贅言は扱置き……

(二二五) 熊本新聞

(二二五) 熊本新聞 明治一〇・一・七 論説 国

一陽正ニ來復シテ改曆ノ吉兆萬戸ニ現ハレ瑞雲■■トシテ四方ニ遍ク明治隆盛ノ

皇化ハ誰カ吾輩人民ニシテ被ラサルモノアラシ腹ヲ鼓シ壤ヲ擊ツテ以テ我國ヲ利センコトヲ樂シムハ即人民ノ義務ニシテ政府ニ對スル所以ノ職分ナリ其粟ヲ糴リ此ノ貢ヲ納メ其余リヲ以テ我父母妻子ヲ鞠育シ蔭雨ニ先ツテ庸戸ヲ稠繆シ昼ハ茅リ夜ハ索ヲ絢ヒ一盃ノ家釀ヲ酌シテ其勞ヲ遣ルカ如キハ実ニ往昔聖代ノ民ヲ表スルモノニシテ誰カ之ヲ欽羨セサランヤ豈只古ノミナランヤ即チ明治聖代ニ於テ之ヲ見ルニ足レリ然リ而シテ近頃茨城県ノ頑民稅納ノ苦情ヲ口実トシ猥リニ兵器ヲ動カシ尋テ三重県ノ動擾トナリ其余炎ハ尾濃ノ間ニ延焼セントセシモ幸ニシテ一時鎮靜ニ属セルモノハ実ニ悦フヘキノ至ナラスヤ雖然此兩拳ノ如キハ実ニ國家ノ為ニ憂ヲ懷カサルヲ得ズ客年十月ノ暴挙ノ如キハ己レカ私憤ヲ快フセントシハ愛國ノ目途ヲ失シタルニ止リ其巨魁ハ殄滅ニ就キ余党ノ如キハ前非ヲ悔悟シ方向ヲ轉セハ則可ナリ彼ノ竹鎗席旗ノ徒ノ如キハ或ハ兇頑ノ徒之ヲ扇動囂集シテ之カ巨魁タリト雖トモ一時ノ脅迫ニ係リ或ハ己レカ世計ニ苦シミ止ムヲ得スシテ死ヲ輕ンシ之ニ応スルモノ幾許ナルヲ知ルヘカラス精銳ノ兵威ヲ以テ一挙鎮庄スルハ盤石ヲ以テ累卵ヲ推スカ如キモ其良民ヲ殄殘シテ余類ナカラシムルガ如キアラバ豈憫然ノ至リナラスヤ然ルトキハ之ヲ未然ニ予防シテ以テ之ヲ保ツノ策ナカルヘカラス古今ノ民ヲ御スル自ラ其法ヲ異ニセサル可ラス民ハ之ニ因シムヘシ是往昔無智ノ民ヲ待ツノ道ナリ如何トナレハ之ヲ知ラシムルニ難ンスレハナリ亦之アルモ人民權利ノ所在ヲ知ラス只命之從フヲ以義務ナリトスルニ於テヤ今ヤ人民權利ノ所在ヲ了知シ固有ノ精神ヲ發達スルニ非レハ万国ニ對峙スルノ氣力ニ乏シキヲ以テ政府ハ法律ヲ天下ニ公告シ法廷ノ傍聽ヲ許シ民費ノ出納ヲ知ラシメテ以テ人民ヲ待ツヤ決シテ蠢愚野蠻視セス梢開明ニ進歩セルモノトシ之ヲ知ラシムヘクシテ因ラシムヘカラス朝意ナリト思考セサルヘカラス吾輩ハ国会ヲ興シテ初メテ天下ノ方向ヲ一ニシ紛擾ノ憂ヲ防クニ足ルヘキヲ信ス人或ハ曰未開ノ民素リ義務ヲ知ラス何ソ國事ヲ担フニ堪ンヤ压制束縛偏ヘニ之ニ依ラシメテ則可ナリ輕ク權利自由ヲ附屬シ自恣放蕩ニ誘導スルカ如キハ決シテ治國ノ良図ニ非ルナリ無智愚昧ノ小民國事ニ与リ立法ノ大權ヲ掌握シ其決議ヲ採テ以テ國是トナスカ如キハ國家ノ傾覆立ロニシテ待ツヘキナリ豈甚奇体ナラスヤト夫民會ハ町村ヨリ區會ニ及ヒ県會ヤ國會ヤ各権限ノ敢テ犯スヘカラサルモノアリ今試ニ国会議員ヲ百名ト假定シ一府一県ノ出ス所二三名ニ過ス町村區會ニ就テ序ヲ追ヒ精遷セハ豈毎県二三名ノ以テ國事ヲ議スルニ堪ヘタルモノナカランヤ現ニ薩ノ西郷桐野兩氏肥ノ副島氏越ノ由利

氏等即今草野ノ英傑ナラスヤ是ヲシモ亦國事ヲ議スルニ足ラストスル乎且政府ノ範圍ニ就テ論スレハ則明カナリ全國ノ事務ヲ總理スルハ太政大臣アリ一県ニ県令アリ一區ニ區長アリ事務ノ大小品格ノ優劣自ラ無キコト能ハス町村區會ノ議員ヲ集メテ國家ノ大政ヲ議スルカ如キハ孰レカ之ヲ可トスルモノアラシヤ試ニ思ヘ今数千ノ竹鎗賊アラシニ之カ巨魁タリ或ハ扇動スルモノハ人民中ニ就テ公選セシメハ必ス町村區會以上ノ委員タルヘキモノ多カラン爰ヲ以テ吾輩ハ之ヲ知ラシムヘキノ朝意ナルヘキヲ信シ民會ヲ盛ンニスルハ今日ノ急務ナリトス

（二一六）熊本新聞 明治一〇・一・七 雜報 国

○三重県下暴動の一条は地租改正地位取調の不服より県庁へ強願の末伊勢の国飯野郡御原村より一揆を起し旧臘廿日より二千人計り県庁へ押寄ると風聞し津松坂上野白子杯へ火を放ち電線杭を切倒し桑名の囚獄場を打破り囚人を引出し一味させ一時に同勢一万五千人斗に成処々暴行に及愛知県へ打入らんとするの勢ひなりしが同県にては士族を募り防禦嚴重成りしにより桑名より引退き廿二日に至り粗鎮靜の容に成り賊徒三百人程三重県庁へ拘留に成り専ら糾弾中同庁は今に門内外共拔身の鎗長刀にて士族多人数警衛せり最早追々鎮定の模様大變には及ずとの事

（二一七）熊本新聞 明治一〇・一・一〇 論説 国

浮説流害ノ害アルヤ甚シ或ハ愚夫愚婦ヲシテ其業ニ安ンスルコト能ハザラシムルニ至ル豈恐レサル可ンヤ而シテ之レガ弁解ノ任ニ当タル者新聞記者ヲ措テ又何クニカ求メン故ニ吾輩ハ苟モ人心ニ感触スヘキコトハ大トナク小トナク痛ク弁シテ憚ラサルハ即チ吾輩カ義務ナリト厚ク信シテ疑ハサル処ナリ

客秋變動以來浮説流言ノ多キ悉ク枚挙スルニ暇アラスト雖トモ吾輩勉メテ其実ヲ探リ速ニ之ヲ江湖ニ報スルニ汲々タリキ今ヤ昇平明時ニ復シ家々万歳ノ祝声ヲ發スルノ日ニ當リ又一ノ憂フベキ流言ヲ道路ニ聞クコトヲ得タリ此言ヤ大ニ人心ヲ或スノミナラス恐レ多クモ我熊本鎮台ニ對シ又或ハ人民ノ疑ヲ容レサルナキヲ保スベカラス其當ニ曰鎮台哨兵ヨリ三度ヒ声ヲ掛ケテ応セサルモノハ砲撃シテモ苦シカラサルトノコトナリト吾輩之ヲ聞クト雖トモ未タ嘗テ公布達令中ニ此言ヲ見サルヲ以テ又一好事家ガ浮説ヲ唱ヘテ人心ノ洶々ヲ唆嚇スル者ナラント思惟セシガ今田舎新聞ヲ讀ムニ當リ大ニ信ヲ取ルベキ事アルヲ以テ前ニ流言浮説トナシタルハ却テ陸軍法令中ノ事ナランカト忽チ一種ノ疑症ヲ發シ雲霧胸隔ノ間ニ横ハリテ一吹ノ草烟

タモ喉開ヲ透り得サルニ至リシナリ

田舎新聞曰秋月モ愈鎮靜セシニ猶殘賊七名未タ捕縛ニ就カズ近傍山中ニ潜伏セシニヤ折々現ハレ出ルヨシ依テ夜中タリトモ怪キ人ヲ見認ル時ハ声ヲカケ三度ニ及ビ返答ナキモノハ砲殺スルモ不苦ト兼テ布告ニナリシニ忽チ一ノ奇談ヲ得タリ同所山ノ下トテ旧穢多ノ住スル処ニ繫ギ置タル黒牛闇夜ニマキレ放レ出テ山ノ麓ヲザハ、ト音立テケレバソレ殘賊逃スナ者共ト追トリ卷三度モ四度モ声カケタレトモ返答モナク走り出セバ夫レトノ号令一同砲発シタリシニ難ナク打留メ見レバ士族ニハ非ズ四足ニテアリシヨシ云々（江湖新報知ニハ秋月ニテ鎮兵放牛ヲ賊軍ト認テ長崎巡查柳井彦太郎ヲ打殺セシト云リ）

儲々思ヒ深ク考フルニ我熊本ノ流言ハ則チ此秋月ヨリ流伝シ来ル者ニシテ決シテ熊本鎮台ニ於テ此事ナキヲ覺ユルナリ如何ントナレハ彼ノ秋月ノ如キハ巨魁ヲ初メ四方ニ散乱シ数日ヲ経テ猶ホ縛ニ就カサルコトアリシカバ一時此法ヲ設ケラレ周ネク人民ヘモ布達アリシコトナラン我熊本ニシテ此事アラバ又何ンゾ預メ人民ニ公布セラレサルコトアランヤ試ニ思ヘ元來道路ハ人民ノ自由ニ来往スベキノ地ナラスヤ然ト雖トモ半夜燭ヲ秉ラサルカ如キ或ハ疑ヲ受ケサルヲ保ス可ラス然リ而シテ之ヲ疑ヒ之ヲ警ムルハ特リ地方警察官吏ノ任ニシテ決シテ陸軍鎮台ニ於テ關係スヘキコトニハ非ラサルヘシ矧ンヤ太平無事ノ日ニ在テ過日ノ如キ騷擾ノ時ニ非ラサルヲヤ若シ此言ヲシテ果シテ信ナラシメハ我鎮台所在地方ノ人民聾也啞也或ハ痴漢或ハ老人ノ耳力ニ乏シキ者ノ如キハ悉ク砲撃シ尽サレンモ亦知ル可カラサルナリ抑モ国安ヲ維持シ人民ヲ保護スルノ鎮台ニシテ何ンソ如此苛酷暴戾ノ事アランヤ古ニ云ハスヤ教ヘスシテ殺ス之ヲ虐ト云ト堂々タル陸軍鎮台ニシテ如此慘虐ノ事ナキハ吾輩万々保証スル所ナレハ県下百万人民中若此流言ヲ信シタル人アラハ漸ク以テ開悟スル所アレ

〔二一八〕熊本新聞 明治一〇・一・一〇 雜報 国

○三重県暴動に付愛知県よりの確報を得たり今抄略して左に掲ぐ
一勢州の頑民蜂起の趣は三重県より名古屋鎮台へ電報ありたれとも廿日の夜十時迄は原因と其向ふ所は分らざりき同十時後初めて尾州の西部前ヶ浜佐屋を指し西海西に渡りたる報あり是より先キ為予防鎮台兵及巡查は尾勢の境へ出張の決議あり廿一日曉賊は已に津島を侵し巡查屯營を焼き一手は神守の区会所を焚く勢州より来る賊は数十名に過す余は皆尾州海西海東の人民脅従せるもの竹鎗を提け喧々たるのみ十一等出仕横田太郎説諭により伏従せり遠島村にて勢の懲役囚三名を縛せり○同日曉賊津

島の屯所を焚く

一勢州より尾州に渡りたる賊は百余名に不過巨魁は長村鹿之助（二十五年元懲役囚）此上に今一人巨魁有り前川と云熊本県士族と称する由
一廿一日午後四時比より津島神守の火焰盛んなるより人民の恐怖殊に甚しく故に県官中改組掛就中荒木利定最奮發士族新募の巡查を派遣して中島丹羽へ蔓延を防く是より先キ令参事は士族三百名を募り出張せしむ此時流言如織訛説沸が如し廿二日の曉より九時比迄には中島海東の間必一戦有へしと其報を待つに賊は我が威に怖れ遁逃せりしかのみならず尾州人民改組を怨慕するの機に投し扇動せんとせし甲斐なく応ずるものなきを以て鹿之助は怯惰の農夫共に謀るに足らずと五名七名ツ、潜行して濃州の今尾高須辺を放火せり同日長村鹿之助海西郡にて就縛○這回の賊は人民の疾苦を解き目今石代の不当と納租の切迫其宜を得ざるを口実とすれとも其実は全く脱監越獄の囚徒か自己の奔路を求んと謀れるなり然れ流石に無辜の家を焚す財を採す務て区会所巡查屯所学校又は区戸長の宅の如きを焼たり云々○岐阜に逃れたる賊は十分の疲労なれば必ず大害をなす能さるへし

〔二一九〕熊本新聞 明治一〇・一・一〇 雜報 国

○堺県下大和国郡山の人民か旧臘十八九日比より寄合物騒に付同廿一日警部出張鎮靜の由○同県下北河内の人民が四百名斗県庁へ押掛何か嘆願して居るとの事○大坂府下西成郡野川福島両村の人民廿五日比より地租の事に付訴せしか権知事公より五説諭有りしに最前区戸長より承り及たるとて大に相違の事に付何分不安心故一名に懸るも苦しからず是非共五採用下さるへしもし叶わずは知事公の五印形を申受何方迄も歎願すへしと一同申居るとの事なる由大坂より報知あり

〔二二〇〕熊本新聞 明治一〇・一・一三 論説 国

即今学校ノ設至密ニシテ里ニ不学ノ戸ナク邑ニ不文ノ子弟ナカラシムルノ朝意ニシテ漸次其効驗ヲ見ル僅ニ十歳ニタモ滿タサルノ兒童ニシテ能ク文ヲ属シ算ヲ執ルモノ間々輩出シ本邦古来未タ嘗テ見サル処ノ盛時ト云ハサルヲ得ス実ニ文明ノ兆開化ノ機欣喜雀躍ノ至ニ堪ヘサルナリ十年ヲ出スシテ堂々タル大日本ノ文化ハ四表ニ光被シテ止ル所ナカラントス然リト雖トモ眼前ノ焦眉ハ亦一時ノ止ムヘカラサルモノニシテ其父兄タルモノ、義務ヲ知ラサルニ於テ一歎息ヲ発セサルヲ得サルナリ茨木三重ノ党民有テヨリ群馬栃木堺数県ノ如キ各新聞ニ散見スル処ヲ以テ見レハ梢其覆轍ヲ踏ル

カ如ク霜ヲ履ンテ堅氷至ルノ憂ナキ能ハサルナリ我本県ノ如キハ天正ノ比佐々成政ノ暴政ニ苦ミ国民蜂起セシヨリ以来殆ント三百年未タ嘗テ党民ノ害アラス之加藤氏以来藩臣ノ宜シキヲ得タルカ風俗ノ淳厚ナルカ将人民ノ卑屈ナルカ其原因ハ吾輩未深ク考ヘサル処ナリト云トモ是ヲ諸方ニ徴スルニ一方ノ美蹟ト云ハサルヲ得ス然ルニ旧臘我県令公管内巡行ノ際第八大区ニ於テ人民数百人其旅館ニ就イテ將ニ訴ル所アラントシ且小島松求麻ノ事ノ如キ決シテ不諱ノ口実ヲ以テスルニ非ルハ吾輩保証スト云トモ如何セン從來如此ノ事ニ慣サルノ人民虚ヲ以テ実ニ伝ヘ洵々囂々トシテ止ル所ナカラントスルニ至ル且夫客年十月ノ變動ヲ受ケ平和ノ人心モ一層ノ危険ヲ帶ヒタルニ於テヲヤ於愛吾輩ノ切ニ企望スル所以ノモノハ義務ヲ知ラサルノ人民ナレハ租税ノ外ニ民費ヲ出スハ分外ノ事トシ己レカ子弟ノ従事シテ以テ材智ヲ鍊磨スヘキ学費ニタモ吝ナル素リ頑愚ノ致ス処ナレトモ暫ク情実ヲ酌量シテ以テ費額ノ幾分ヲ減少スヘキハ実ニ子弟ノ就学ト共ニ眼前ノ急務ナリト云ハサルヲ得ス村落ノ肥瘦ヲ顧慮セス皮相ノ虚飾ニ拘泥シテ或ハ脅迫圧制シテ却テ民情ヲ損スルカ如キコトアラハ豈望外ノ事ナラスヤ教員ニ属スルモノ該校ノ隣校ニ如カサルヲ歎シ其樓閣ヲ高フシ其門牆ヲ白フセシコトヲ望ミ区戸長ノ不注意ヲ憤ルカ如キ比々トシテ相繼キ区戸長ハ人民ノ苦情ヲ以テ或ハ教員ノ給料ヲタモ節減スルノ勢アリト故ヲ以テ互ヒニ其間親睦セス我新聞紙ノ如キモ其憤怨ヲ訴ルモノ一時机上ニ堆積スト雖トモ讒毀誹謗ニ属スルノmナラス拙劣卑屈ノ余情ナルヲ以テ断然之ヲ採録セス炬火ニ投スルモノ巨多ナリ如聞ハ募集ノ学費金ノ如キ其出納曖昧タルモノアリテ小民疑ヲ懷クモノ無キニシモ非スト是無根ノ流伝ナリト云トモ斯迄艱苦ニ悩メル小民ノ膏血ヲシテ若烏有ニ属セシムル如キノ弊アラハ其罪誰ニカ帰センヤ 此稿未全

〔三二一〕熊本新聞 明治一〇・一・一三 雑報 国

○三重県下暴動の一件は全く鎮静になり頃ろ伊勢の津裁判所支庁へ向け愛知裁判所より七等判事中澤重業殿并野中二級判事補小山四級判事補出張支庁よりは十三等出仕二名暴動調懸り命せられ臨時裁判所の体裁に倣ひ御取調になり既に本月三日十余名警察掛より引渡になりし由津其外各所の警察出張所にて取調の人数は夥敷事にて追々裁判所に引渡になるへきとの見込惣人数は凡そ二万人に及ふへしとの報知あり

四 特殊新聞・雑誌

（二六）開知新聞

〔三二二〕開知新聞 明治九・一二・二五 雑報 東

○三重県下にも頑民どもが東京へ歎願の筋ある由にて多人数押出し愛知県内まで押来りしに付き愛知鎮台より兵隊を繰出しになり去る廿二日に内務官員と警視庁より警視并に巡查二百名両県下へ出張になりたる由

〔三二三〕開知新聞 明治九・一二・二五 寄書 東

褒貶新評

般稻崎道秀

三重県下に一揆起て愛知県に及び火を所在に放ち暴動を為すに付警視庁より両県へ向け巡查百名つゝ各権少警視一人付そひ二十二日出発されたり評曰甚矣哉我国人民の兵を好み乱を嘉し明に干戈を動かし恣に弾丸を迸らして以て煩勞を政府に及ぼし慘毒を社会に流すの如此なるや襄者には鎮西の賊臣党を集め類を募り鎮台を襲ひ官衙を犯せしも王師の之を討する有て忽ち鎮圧に属せしが兵士の創痍未だ癒ざるに常陽の乱民等県官を傷け巡吏を屠り暴拳を為すあり県官の所置宜を得て漸くに平定を得たり而るに今また尾勢に一揆の蜂起蟬集するの急報あらしむ然れども此れ一の草賊土寇のみ縦ひ竹槍空を蔽ひ蓆旗野に満るの多衆なるも憂となすに足らざるなり唯之が為に愈貨財を費し国用を償はざらんを憂へすんばあらず今や官吏は其人を得ざるに非らず財政は其宜を失ふに非ざるも如何せん国幣空過金貨乏減する者日に急に月に迫り一葉の小舟に棹さして万里の大洋に航するが如し頼む所は舵工水主が非常の努力を俟に在り此時に当りては全国挙て政令法制により舵工水主を輔け協心戮力して国益を起し人利を謀るを以て心とせずんば何以て各国に並立し国権を維持するを得んや況や屢紛擾を生じ干戈を尋る硝煙を天に漲らし砲声を地に轟かしむるに於いてをや焉ぞ財政の憂を為し国幣の急を醸たるを知らん嗚呼此の聖世に遭遇するも猶聞くべからざるの報を聞く如此なるは抑天に出るか人によるか

〔三二四〕開知新聞 明治九・一二・二八 雑報 東

○去る廿五日着熱田神宮社務所より報知

本月十七八日頃より連夜熱田の西南に当りて火氣見えければ西京か伊勢辺に大火ありやと衆人怪しみにしに十九日の夜は殊に火勢熾にして火氣炎々天

を燃し海面にも移るばかりの景況なり然るに其翌朝三重県下に頑民の暴動ある由聞え廿日に至り街説囂々として今や本県下にも波及すべしなどといひ市中の人民頗る周章の色を表はせり二十一日前ヶ浜駅に侵入し名古屋熱田を踏破り東京へ至る勢ありといふに付当地弥穩かならず家財を残らず船中へ運び逃支度をなして困却狼狽せり巡査奔走して説諭すれども聞入る者なし本宮に於ても氏子人民を鎮制のため実地の景況を見て説諭に及ぶべしと権禰宜一人斥候として前ヶ浜へ奔車し該地の実説を探らしむ前ヶ浜に至れば鎮台兵已に出兵し河岸に伍を整へ兇徒押渡らば一打と筒先を揃へて嚴重に備へたり昨夜該村を横行したる景況を探索するに二十日午後第七時頃凡そ五六百人長島の人家を少しやきて川を渡り村民を呼集め酒飯を出すべし若異儀に及は、一戸も残さず灰燼となすべしと松明を振り竹槍を横たへて叱ちらし已に民屋へ放火の形勢に付各飯と酒とを送りたり夫より兇徒は津島の方へ五百人ほど海岸の村落をさして五六百人暴行せりと其翌日二十一日午前第六時過又二千ばかり川向迄相逼り已に渡らんとする勢なりしかば（此時鎮台兵出張）あり空砲五六を発つと雖も敢て屈する色見えざれは実弾を連発せしに是には恐れん各伊勢地の方へ引返せり又疇昔追入の者の中四五名を警部逮捕して本県へ護送するを目撃せしに容貌如何にも野鄙にして実に田舎の愚民と見えたり夫より鎮台兵は鳥ヶ地新田より海辺をさして分兵し警部も同時同所へ馳向ひたり然るに五六百人の兇徒等飛島新田又八新田等の有名の豪家に入て金穀をはたり肯かざれば放火し凡四五ヶ所も放火したりとぞ漸次一色川を押渡らんとする勢あり依て猶本営より一小隊を繰出し一色川福田川辺に待受け防禦せし故にや其夜桑名をさして引返せりとも云ひ又多分捕縛されしとも云へり熱田駅には兵隊巡査を始め消防方に至る迄嚴重に相備へ警固相充つ故に熱田市中は大いに平穩に及ひ人心喜悅の色を表はす津島へも隊兵県官等多分出張防禦相備れりといふ此兇徒等は岐阜県下加納の方へ去れりと云ひ或は多度へ逃去れりとも云ひ未だその確報を得ずと雖も不日平鎮するは必定せり

暴挙の基原は久居に起れりともいへり其實何の故たるを知らず本県下を暴行するありさまは丸ツキリムチャクチャなり憐む可し如此大御世に生れながらかかる行ひをして終に身を囚獄の中に困しめ人の笑をとること豈悲しからずや

〔三二五〕開知新聞 明治一〇・一・七 雜報 東

○私はもと真宗癖の者でありましたが去月中近隣に神宮の説教があるから行けと友達の勧めにまかせ参詣して聴聞すれば祭主の宮様が天下の為に御祈

念下さる御苦勞より川船橋梁無錢で渡る御慈悲の仕法旅行便利の鑑札を御下げの上伊勢両宮へ月参の麻箱や旅費の金まで遣すと神風講社の趣意がらを懇々説諭に及ばれて始めて始めて神の御国に生れ来て神の血筋を受くる身と気が付しにより是より入社を願ひ月々の参宮を初めて去る十九日も参宮返りの道すがら一揆の暴挙に出逢ひ進退谷まりしを漸にして大御神の冥護にて辛き命を助かりましたが其に付此暴動の事を見聞し荒増は神宮より岡深河両大講義出張し頑民を説諭されて宮川内へ足踏させず既に退散鎮定すべきに至らんせしを大淀村松の間道より押寄し一手の賊民宮川の下流を渡り浦口見掛て襲入り乱暴狼藉の上放火に及びしかば両大講義も空しく小俣より引返されしは残念の至りなり此時松坂に來りてみれば煙焰天に漲り火塊飛奔し其騒動一方ならず中にも憐れむべきは蓬髮檻樓の婦人左右の足に下駄と草履と片々はきて歩行不自由げに右の手に七八歳の兒を携へ左の手に盲目の老翁の手を引き助け懷には当歳の兒を入れ背上に亦三四歳の子を負ふて声を拳泣叫びて云く前月夫と息男とに死別れ一人の伯父を杖柱と頼みしに一揆に拘引され家財悉く焼失し何所をあてとも便るべき方なき足弱づれ生てかひなき命とは思へと年寄りたる親やいとけなき子供がいとほしと彷徨折から白衣袴の（教導職らしき）人が來かかりて先づ躁言をばして我家に來り保養せよと連行かれたり奇特なんと云計りなしかくて津に行て見れば県庁門前に本部神宮教会所神風講社の竿燈を建て守護の兵隊士族巡査等数百人と共に徹夜の寒氣を防がんため講義訓導の人々薪水の勞を自らし御供米にて粥をたき施行せられ市中へは壺町ごとに態々持行かれて夜々施こされしにより何も凍餒の憂を免かれ神徳を仰がぬ者はなかりし由夫より四日市の親類へ行て聞に暴徒数百人四日市の神道事務支局を区務扱所と思ひて焼よ毀てよとひしめきけるが中に一人の者門前の標札を見て大神宮の御役所なるぞと云ければ数多の頑民ども一同にアラ勿体なや恐多し免させ玉へと皆々拝礼して過ぎ去りしとさすがに大御神の尊きことは知りたりと見えてやさしされば宇治山田を初松坂津桑名龜山伊賀に至るまで管内神社に關する所は聊も手をかけず將又安濃奄芸其他の郡々も平生教会の行届し場所は此度の騒にも村出せしものなく適に脇迫を受て一旦出し者も皆隙を伺て帰宅せしと誠に神道説教の世の益多き事の喜ばしくて見聞し事の荒増かき綴り貴社によする者は三重県下伊勢国奄藝郡今井田蔵

〔三二六〕開知新聞 明治一〇・一・一〇 雜報 東

明治九年十二月十九日の夜伊勢度会郡村松村にありて農民等が騒げる由をききて宿を立出たるに

仇等^{あだども}がともすかがりか放火^{はなつひ}か

空^{そら}さへやくる安^あの津松坂^{つまつざか}

同廿日吉胤暴徒説諭の指令を受けて宮川を渡り小俣の里に神宮出張所を設
たるをり其里の丈夫等暴徒を防がんと命にかけてたけびつどへり

冬^{ふゆ}がれし野辺^{のべ}の千草^{ちぐさ}をよそにみて

雪風^{ゆき}におこる松もありけり

明野原に数多の暴徒等竹鎗を携へて屯み集へるところ

数^{かず}しらず手^てにとる竹^{はやし}の林より

うそぶく虎^{とら}や螺貝^{ほらがひ}のおと

暴徒に脇されて村里の農民等そこゝにさわぎ惑へるも多かり

一^{ひと}しきり烈^{はげ}しき峯^{みね}の夜^よあらしに

靡^{なび}きただよふのべの浮雲^{うきぐも}

同廿一日二日の夜神宮の参集所に宿直して

鐘^{かね}の音螺^{おと}のひびきにいをねずて

いくよかみつる有明^{ありあけ}の月

編者云頑夫等が暴健べる中をを行かく行神と君に心砕きし端如此麗はし
き歌とも詠出られしは何の風流ぞもいと羨まし宿直せし夜頃の歌などは
殊にめでたくやさしく聞ゆ

〔三二七〕開知新聞 明治一〇・一・一六 社説 東

神祇官変じて神祇省となり再変して教部省となり三変して内務省社寺局と
なる宣教師も亦変じて神仏合併大教院となり再変して神仏各自事務極大教
院となる是みな其可に当る時制にして教道は未だ嘗て其変に与ることあら
す蓋し変ずる者は寒暑の如し固より其変に従ひて共に変ぜざる者は変ずる
者の変ずるごとに更に修めて之を成し益変ずべからしむるにあり夫地価百
分の三を以て租とするは地位と地価とをして相適當せしめは薄斂といふへ
し然るに聖政民を視ること傷めるが如く政始の日を以て更に德音を発し明
詔を下して百分の三を改めて百分の二分五厘とすべき旨を命し玉ひ民費賦
課も亦正租五分の一に過ぐ可らざるの令あり入る所減ずる者蓋し八百万円

と称す安んぞ出る所も亦減ぜざることを得ん是に於て教部省警視庁及び諸
省の寮を廃し官等月俸の更革あり是入るを計りて出るを制するの政にして
財を傷らす民を害せざらんと仁政とは他なし是のみ上すでにこの仁政
あり下まさに之に報ゆる所以なかるべからず然も亦他道なし各人其身を慎
み其用を節して相愛し相養ひ以て富国強兵の実を成すにあり教導に従事す
る者教部の廃せられたるを以て異様の思想を起さず是時に於て未だ嘗て其
変に与らざる者を修めて之を成し身を慎み用を節するの方を説明し衆をし
て富国強兵の実を務めしめざるべからざるなり

〔三二八〕開知新聞 明治一〇・一・二九 雜報 東

○客歳暴動の際神宮の諸官員鎮静の爲め各所に出張し且両神宮警衛等一方
ならざる尽力に付慰勞の爲め浦田少宮司より聚遠樓に於て宴会を設られし
が百余の諸員各歡を尽して実に盛会を極たり余も又其下風を仰て長官の祝
辞并教職の謝辞を得たり因て貴社に投ず訓導後藤四郎

会主浦田長民頓首して辱臨諸君の足下を白す白挺鋤■草間に発して終に国
安を害するもの何の世か之無らん故に治に居て乱を忘れざるは古人の格言
にして無事の日有事に備るは君子の事なり客歳本県土寇の蜂起する公廨民
家を毀壞焼焚し其挙頗る兇暴官私の被害多からずとせず我輩の如きは奉す
る所の職あるを以て地方の救護に暇あらずと雖幸に神宮以下の警備は諸君
の尽す所至らざるなく片器隻什の我庁に関するもの失損なきを得たり是諸
君平生戒心の然らしむる所長民豈感悦せざるを得んや因て公私の保全を祝
し併て諸君の勞を慰んが為本日筵を該樓に開く冀は一日の休暇を惜しむな
く以て歡を尽せ然れども猶諸君に対し一言する所あり客歳暴動の如きは蠢
爾たる愚民の挙にして国安を害するに至らずと雖我輩徒に教職の末に列し
而して愚民をして此事あらしむ畢竟教導の至らざる所にて我輩の罪と謂べ
し豈恬然せざるべけんや願は今後共に事なきに惰る事なく戒警勉励之を居
恒に誘掖薰陶し力て禍乱を未萌に銷せん事を諺に所謂勝て兜の緒を結ぶと
今日の謂なり諸君其れ一杯を尽して以て此意を体せよ

（二七）風雅新聞

〔三二九〕風雅新聞 明治一〇・一・一〇 東

海内平穩

山口に 茂れる茨 伐はらひ 三重もからげし いけどりの熊

〔二三〇〕風雅新聞 明治一〇・二・一〇 東

一月四日 詔書の忝なさに

大君の めぐみの露の 置そひて 潤ひなびく 四方の民ぐさ

（二八）神戸七一雑報

〔二三一〕神戸七一雑報 明治九・一二・二九 雑話 国

○愛知三重の両県下にては頑民どもが何かゴテ／＼騒立しといふ

（一九）東洋新報

〔二三二〕東洋新報 明治一〇・一・一〇 外報 東

十七日三重県伊賀国民作乱其勢蔓延及伊勢国飯野郡雲津矢野等六村頑民嘯集者数千人与旧諸藩士族等数十許名破牢獄縱罪人扇動各村毀房屋奪家財放火電線局及学校屯署入松坂焚区務所三井商会支舖十八日入津巡查士族並出防之砲殺数人兇徒不能進放火各処転出白子神戸等処大肆焚掠断電線杭迫四日市焚其高砂坊及電信局三菱会社支舖遂乱入桑名二十日午後兇徒来会者一千五百人着蓑笠提刀槍放火各坊及河口屯署郵便局等迫城内吉野丸学校士族七八人共出諭之不聽因斬二人縛五人梟首校門更殺六人衆乃散二十一日向愛知県前須鎮台兵出砲殺四五人暴民避之自赤地上陸扇動海東海西二郡放火神守三宅諸村会所学校屯署等見西式家屋及戸籍簿書等輒皆焚之神守諸村民大怒縛其八九人鎮台兵一大隊赴秋竹勝幡等防火夫赴新川巡查陸續出発県官騷擾不啻神田以西道路梗塞普通然該県民無敢応者兇徒乃去渡木曾川入美濃国三重県暴民迫四日市県庁殺官吏士族百余名共出防之殺三名古屋鎮台一中隊赴三重県一中隊赴佐屋駅及宮駅二十一日分遣一中隊於岐阜県二十二日大坂鎮台所管大津支営一中隊亦赴三重県查乱起之原蓋官定租米価直被此不同故頑民嘯集至此或曰県内地方有患撈之处請免租不許頑民以為不可生活遂決死作乱云

三重県暴民数千人以十九日入津過岩田橋士族一隊揮刀進斬一人又有放銃者暴民愕散不敢入是夜四面火勢甚熾盛達天蓋暴民令各村焼火不焼者焚其屋故

各村争焚篝火云二十一日士族提刀槍打扮而出者数百人縛兇徒七百許名於是津邑数千戸無復一人遭難者矣

四日市電信局所聘外人及諸官員等持器械而遁為賊所逐投三菱郵船品川号有賊百許名積草於小舟將直進火之知其有備乃止

愛知県士族出防暴民警部下政恒率巡查二十二名出秋竹村東鎮台兵一小隊亦至遇暴民数千人政恒先往諭之暴徒不聽因与巡查決死而戰縛賊一百余名

十九日夜半後美濃国遙望南方火光焰々徹天至二十日夕益甚以為伊勢地方山焼二十一日始聞有乱忽有暴民群至焚掠石津海西中島安八諸郡県官大驚遣巡查数十名警吏数名防禦之二十三日縛暴民十余名漸歸平定

十九日乱民入石薬師毀大矢知監倉縱其罪囚使人己党二十日又有一隊放火高砂坊村民決死奮闘殺九人

二十三日岐阜県庁令士族帶兵器会戸田某邸前而名古屋鎮台所遣兵三十名赴大垣遂向高須暴民火大垣近傍区戸長家掠奪家財閭巷騒然

三重県頑民万口囂々在殺官吏不問人民有不從者輒即殺之死者甚多其從者皆授竹槍関龜山等人出酒食享暴民四日市則防之不許入故被殺者及数十名云

三重県頑民之巨魁蓋係櫛田諸処郷士有三人皆可二十四五歲乘馬着袴提長槍又有洋服者而有和歌山及上野等窮士在其中云左右進退皆以喇叭号令然惡西洋焚毀学校人家係西式者又毀壞力車不許人乘之美濃国志津村有賊七八十人估抛其渠魁係婦人旗上書曰徳川党々中多帶烏銃云

三重県乱民入美濃放火各処学校官舎及豪富人家脇野村防火夫縛十余名中有懷一千余金者有尾村人亦縛四五名大植村縛四名漸歸平定

乱民在三重愛知岐阜三県内放火者約八十処及二十四日檢其就縛者過九百人云

大和国奈良近傍農民囂々大阪鎮台一小隊赴焉

聞丹波国亦有動揺之兆二十四日神戸巡查三十名赴該処

自改租之令出下総国相馬郡布施村民旧所管之地若干頃皆歸官有頃聞村民三百五六十名會議將迫官有所告訴

近日諸県人心不穩暴民四起或曰因廢貢米之法新徵金貨或曰因改制地租大增民費是未必然報知子曰徳川氏之世諸侯棋峙民以情其法各自不同維新後嚴立規則以一律範天下官吏不得枉法人民不得伸情故致有此患宜使人民参与太政知治我之法出於我之計画則必無怨嗟之患矣

自洋説行人皆謂凶荒不足虞殊不知我邦人心未至文明亦無富豪可依頼者則未可与西洋各大国同日而論也報知子曰都府城市宜儲金田舎村落宜積穀其法在民間有德望者与結私社実心行之耳

近来民間疲弊殊甚雖有材能足起事業者亦無如之何也報知子曰貧之一字為今

日社会之大病非無人材也無事業也非無事業也無資財也果有資財乎豈無事業乎果有事業乎豈無人才乎
……

〔三三三〕東洋新報 明治一〇・一・二五 内報 東

……
四日天皇臨幸太政官

本日太政大臣三条実美公佈有明詔今後定地租為地価百分之二分五厘詔曰朕惟維新日浅中外多事国用実不貲而兆民猶在疾苦中未被富庶之澤朕嘗愍焉改正税法以為地価百分之三欲其無偏重今也親察稼穡之艱難深念休養之道更減税額為地価百分之二分五厘有司宜節減歳費以賛朕意
……

聞三重県暴民之魁曰長村鹿之助係囚徒又有隊長曰長山鹿松曰若村政七共係和歌山県土族曰前川某係熊本県土族而有伊藤伊織者為之某主伊勢国繁盛市街山田四日市桑名松山等皆為兇徒所焚唯津頼県庁警備甚嚴得免邑人大悦將獻防禦之費聞兇徒等致処焼藁其価不下三万金横暴殊甚然土族及巡查等揮刀向之往々伏地叩頭合掌吶喊請哀可憫又可笑云

近江国神埼郡大藪村恩行寺僧景陽蓄髮後奉仕滋賀県上年十二月二十一日独歩抵高須探偵賊狀皆乞兇穿踰之徒囚歸勸戸長等追捕不聽因薙髮着白衣再勸之乃拉二三人而往遂到脇野村会賊至防火夫等將退却景陽大声勸之挺身而進見賊持炬火曰汝何為者答曰吾為近村民不得已而嚮導者因問賊多少曰不過五人乃勸倒戟攻賊逐縛三賊忽致無事
……

（二一〇）江湖新報

〔三三四〕江湖新報 明治一〇・一・ 国

○
先頃三重県下一接騒動ノ時士族共ガ刀槍ヲ帶ヒルコトヲ許ルサレ頑民ヲ鎮圧スルニ従事セシトカ云フナリシニ此頃士族共ハ其砌リ身命ヲ顧ミス働ラキシ故家禄ヲ永世頂戴致シ度シト云フコトヲ願ヒ出セシ由
評曰風雪ヲ犯シテ臚頭ニ耕シ夏日ヲ戴テ畦上ニ耘リ粒々ノ辛苦ハ実ニ堪ユ可ラサル者アルナリ嗚呼三重県下ノ人民ハ果シテ頑愚ニシテ余リアル

ノ財アリ余リアルノ食アリテ好テ此暴動ニ出タルヤ我輩ハ明ニ其如何ヲ知ラス惟フニ今年ノ租税以テ其得ル所ヲ尽シテ自ラ養フノ余ナキヲ以テ妻児前ニ飢ヘ老親後ニ寒ユルヲ見ルニ忍ビズ已ムヲ得サルノ極遂ニ此ニ出シニ相違ナカル可シ果シテ然ラハ其事ハ咎ム可キモ其情ニ至テハ其兄弟タル者ノ甚タ相憐レムノ情ヲ起サスンハアル可ラサル者ノ如シ我輩ハ之ヲ尽サザルナリ然リト雖トモ該県土族ノ如キハ已ムヲ得ス其愚ヲ笑ハサル可ラス愚ナル哉頑ナル哉該県ノ一揆ヲ鎮圧シタル之功ヲ以テ禄ヲ永世ニセント願ヒシ土族歟汝ハ人心ナキ歟汝ノ身分ハ自立スル者歟將タ人民ノ食客居候タル歟自立ノ氣力アラハ可ナリ若シ猶ホ人民粒々辛苦ノ租税ノ幾分ヲ以テ養ハレタル者ナレハ果シテ是レ食客居候ト云フトキ其实ヲ免レサルカ如シ汝等ハ何ノ故ニ今日開明ノ世ニ当テ未タ事ノ理非ヲ弁セサルヤ汝ノ頭ニハ脳髓ナキ歟若シ県吏ノ能ク政令ヲ守ル者ヲシテ県下ニ令タラシメハ力劍ヲ帶ルヲ許ス可キ歟決シテ然ラサルナリ刀劍ヲ帶ルハ王政ノ禁スル所ナリ豈ニ県吏ノ宜シク許ス可キ所ナランヤ且ツ人民ノ暴挙ヲ鎮ムルハ鎮台兵アリ警察吏アリ他人ノ決シテ預ル可キニ非ス若シ他人ヲシテ之ヲ為サシメハ私怨ヲ挟ム者之ニ乗シテ其意ヲ恣ニスルモ未タ測ル可ラサルナリ我輩ヲ以テ之ヲ見レハ此事ノ如キハ功アラサルノミナラス条理ニ於テ少シク背ク所ナカランヤ

（二二）文明新誌

〔三三五〕文明新誌 明治一〇・一・一一 国
「各県人民ノ動揺」

○
昨年以来地租收納ノ儀ニ付和歌山ヲ始メトシ茨城、三重、堺、愛知、岐阜、高知、其他諸県ニ於テ農民等ガ歎願ノ末御採用ニ成ヌトテ各所ニ聚合シ或ハ官吏ヲ殺シ或ハ県庁ヲ焼キ其勢甚タ猖獗ニシテ今ニ底止スル所ヲ知ラスト云

嗚呼世ノ治乱興廢ノ由テ生スル所ヲ觀察スルニ未タ曾テ正理ノ伸縮弛張ニ因ラスンハアラサルナリ治且ツ盛ナル時ニ当テハ正氣常ニ暢達シテ鬱勃閉結ノ憂ヘナクシテ其人民ノ言行ニ発スル者皆以テ後世ヲ勸奨シテ矜式スル所アルニ足ラサルハナシ不幸ニシテ衰乱ノ機目下ニ迫ルニ至ルトキハ正士悲憤シテ邪人諂媚シ其耳目ニ触ル所ハ慷慨激昂ノ音ニアラサレハ則チ浮薄

輕佻ノ語乖離爭鬭ノ形ニアラサレハ則チ悖戾攻陷ノ行ナリ其正邪消長ノ機未タ決セサルヤ兩般相對シ軌轢止マス遂ニ性命ヲ以テ曲直ヲ上帝ニ訴フルニ至ルハ天与ノ正理自ラ罔ユ可ラサル所アレハ也此際ニ至ルトキハ唯正理ヲ執ル者時ノ何レノ時ヲ問ハス事ノ何事タルヲ論セス其鋒鋷ノ向フ所ハ佞令ヒ一時ノ挫折アルモ到底堅シトシテ碎ケサルナク鋭シトシテ敗レサルハナク其全勝ヲ得ルハ昭々乎トシテ掩フ可ラサル所ナリ然リト雖トモ其性命ヲ以テ輸贏ヲ決スルハ正邪爭鬭ノ極点ニシテ此ニ至レハ決シテ利ヲ貪リ害ヲ避ケ勞ヲ辞シ安ヲ偷ムノ私意ニアラサレハ我輩ハ輕シク之レカ曲直理非ヲ名言スルコト能ハサルナリ如何トナレハ真ノ正理ニ至テハ独リ上帝ノミ知ル所ナレハ其ノ名義ト形狀トヲ以テ其心情ヲ判ス可ラサレハナリ夫レ人ノ死ヲ以テ事ヲ成スヤ誠ノ至リ義ノ尽ル所豈能ク外人ノ預リ知ル所ナランヤ我輩曾テ基督教会ニ於テ基督ノ十字架上ニ磔セララルノ状ヲ設クルヲ觀テ私ニ感ナキコト能ハス人ノ死ヲ以テ成スコトハ至誠ノ歸スル所以テ其真ヲ觀ルニ足ル者アレハナリ嗚呼基督ノ今ニ至テ宇内人心ノ景慕ヲ得ルハ豈ニ他アランヤ至誠ノ在ル所性命ヲ以テ之ヲ執ルコトアレハナリ我輩ハ其心情ノ曲直ハ敢テ議セスト雖トモ我兄弟中ニ於テ爭鬭ノ極性命ヲ以テ上帝ニ訴フルノコトアル陸統斷ヘサル者ハ私ニ人民ノ為メニ好ミセサル所ニシテ之カ保護ヲ負フノ政府ニ於テハ諂言以テ之ヲ美事ナリト為ス能ハス然リト雖トモ国ニ典刑アリ法ヲ犯ス者ハ罰セラル是レ事ヲ執ル者ノ事我輩力知ル所ニアラス我輩ハ唯泣血漣々天ヲ仰テ歎歎スルナリ

又曰真理ニ基イテ旧物ヲ改メ公道ニ拠テ陋習ヲ掃蕩セント欲スルノ時ニ際シ姑息ヲ守テ其新政ヲ嫌忌シ苟安ヲ偷ンテ其弊害ヲ改良スル能ハス濫リニ不平ヲ鳴シ動モスレハ竹槍ヲ揮テ官府ニ強迫スルカ如キノ民ハ之ヲ頑民ト云フ然レトモ若シ情勢ニ適セサルノ制ヲ設ケ性質ニ□ハサルノ法ヲ施シ民ヲシテ之ニ由ラシメントスルモ其法ニ堪ヘス飢寒身ニ迫リ其罪ヲ律セララルヲ知ルモ其後ヲ顧ミルニ違アラス兇器ヲ弄シテ官府ニ抗スルカ如キニ至テハ是レ民ノ頑愚ナルニ非ス無智ナルニ非ス到底政府ノ失錯ニ出ルト云ハサルヲ得ス然ラハ則チ其法ヲ廢セン乎民其政ヲ信セス寧ロ其制ヲ存セン乎民四方ニ蜂起ス此ノ如キ政府ハ其勞殊ニ多クシテ其利常ニ渺シ世ヲ治ムルノ君子此ニ意ヲ注カサル可ケンヤ謹テ惟ミルニ地租改正ハ公平ノ法ナリ石代金納ハ輕便ノ制ナリ然ルニ我民ハ何ヲ苦ンテ官府ニ抗スルヤ首足処ヲ異ニスルヲ知ラサラン乎豈ニ夫レ然ランヤ我官吏ハ何力故ニ頑民ニ強迫セララルヤ民ヲ御スルノ法ヲ知ラサラン乎豈夫レ然ランヤ嗚呼明治ノ人民ハ何ソ夫レ乱ヲ好ムヤ嗚呼明治ノ官吏ハ何ソ夫レ民ニ迫ラルルヤ必ス其原因ナクシテ然ランヤ吾輩記者ノ頑愚無智容易ニ看破ス可ラサルモ特達ノ士ハ明

カニ知ル可シ

〔三三六〕文明新誌 明治一〇・一・一三

国

「減税ノ詔」

○

本月四日ノ詔書

朕惟フニ維新日淺ク中外多事国用実ニ貲ラレス而シテ兆民猶ホ疾苦ノ中ニ在リテ未タ富庶ノ澤ヲ被ラサルヲ愍レミ曩ニ旧税法ヲ改正シテ地価百分ノ三トナシ偏重無カラシメントス今又親シク稼穡ノ艱難ヲ察シ深ク休養ノ道ヲ念フ更ニ税額ヲ減シテ地価百分ノ式分五厘ト為サン有司宜ク痛ク歳出費用ヲ節減シテ以テ朕力意ヲ賛クヘシ

明治十年一月四日

人民ハ立国ノ本体ニシテ国ハ人民ノ為メニ立ツ者ナリ宇内何レノ地ヲ問ハス何レノ時ヲ論セス政權ヲ執テ人民ノ利害得失ヲ謀ル者深ク休養ノ道ヲ念ヒ務テ權利ノ有ル所ヲ保タシメスシテ濫リニ暴威暴虐ヲ恣ニシ苛税ヲ課シ重斂ヲ務メ其無力ヲ幸トシ其頑愚ヲ哂ヒ術ヲ説ケテ貨財ヲ剥奪シ疾苦ヲ極メ厨ニ烟リ無シテ甑塵ヲ生シ身ニ衣無シテ兩座ヲ犯シ父母凍餓シ妻子離散スルトキニ当リテハ智者アリト雖トモ其後ヲ善クス可ラス我輩ハ我カ史上ニ於テ我邦制ノ人民ヲ貴重スルヲ觀テ人民ヲ国宝トスルハ蓋シ仁德帝ヨリ始ルニアラスシテ始祖國ヲ立ツルノ際自ラ真理ノ在ル所ニ因テ定メラレタルヲ知ルナリ其法ヲ立テ制ヲ設ル鑿々徴ス可シ復何ヲカ疑ハン其後政治ノ沿革ニ因リテ課税ノ法モ亦独リ存スルコト能ハス中古以来武門ノ專横ナル國家至重ノ人民ヲ視ルコト牛馬ト異ナルコトナク擅ニ其力役ヲ課シ其租税ヲ徴シ甚タシキニ至テハ其性命ヲ合セテ之ヲ支配シ毫モ其意ニ逆フコトアルトキハ忽チ頭足所ヲ異ニスルモ敢テ之ヲ怪シム者ナク習慣ノ久シキ終ニ卑屈奴隸ヲ以テ天性ノ然ル所ト認ムル者アルニ至レリ嗟乎人民ノ悲酸モ亦タ既ニ甚シカラスヤ然リ而シテ宇内ノ広キ人民モ亦タ一二ノ英傑ナキニアラス欧米ノ人民ハ政府ト雖トモ敢テ不法ノ所為ヲ恣ニスル能ハス開明ノ進歩ハ駸々乎トシテ巨艦ノ快風ニ驚シ渴驥ノ泉ニ赴クカ如ク我カ亜細亞各邦ノ如キモ知ラス識ラス此ノ風潮ニ鼓舞セラレ改進ノ氣力ハ既ニ其人民ノ腦髓ニ染触シテ自ラ抑制スル能ハサル者幾何ナルヲ知ラス爾來民權ノ論ハ草野ニ勃起シ義務ノ在ル所ヲ尽シ權利ノ保ツ可キヲ宏張セント欲スル者往々皆ナ然ラサルハナキナリ我輩ハ恭シク本年本月四日ノ聖詔ヲ奉讀シテ聖旨ノ在ル所ヲ伺ヒ我人民ノ為メニ少シク賀スル所ナキ能ハス然リト雖トモ我輩カ平生熱心ニ希望シテ已マサル所ハ猶ホ未タ充テリト云フ可ラス我輩ハ

人民ヲシテ政權ニ分与セシメ議員の可否討論ヲ經テ然ル後之ヲ施行セラレ
ンコトヲ希望スルナリ

又曰天下ノ法ニ貴フ所ハ名ニアラスシテ実ニ在リ名美ナリト雖トモ実ナケ
レハ取ルニ足ラサルナリ古來往々虛名ヲ貴ヒ實行ヲ顧リミサルノ政府アリ
安ソ人民ノ信用ヲ取ルヲ得ンヤ我聖明ナル 天皇陛下ハ租税ヲ公平均一
ニセント欲シ地租改正ノ詔ヲ下布セラレタリ実ニ千載ノ盛挙ナリ然レトモ
之ヲ実地ニ行フニ至リテヤ人民嗷々苦情ヲ懇ヘ甚シキハ貴重ノ生命ヲ塵芥
ノ如クニ輕ンシ竹槍薙旗ヲ以テ官衙ニ迫リ官兵ニ抗スルニ至ルハ何ソヤ名
実相反スル所アル耶恐クハ然ラサルヘシ今ヤ又タ 天皇陛下稼穡ノ艱難ヲ
察シ人民ノ疾苦ヲ思ヒ從來地租百分ノ三ヲ二分五厘ニ減セラレタリ其ノ澤
隆渥ナリト謂ツヘシ然レトモ地方官吏タル者深ク聖旨ヲ体認シ実地上地価
石代等ヲ定ムルニ於テ公平寛大ノ処置ヲ須ユルニアラズンハ明治政府ハ虛
名ヲ好ムノ風評ヲ取ルニ至ルモ亦タ知ル可ラス豈ニ慎マサル可ケンヤ

(二二) 廣益問答新聞

【二三七】廣益問答新聞 明治九・一二・二六

○三重県下乱民一揆ノ原由

旭 逸郎 稿

嗚呼禍之起ルヤ起ルノ日ニアラス必スヤ由テ來ル所アリトハ今日ノ昭代ニ
語ルヘカラサルモノ耶非耶茨城ノ暴徒未タ全ク殄滅セサルニ三重ノ兇衆又
タ嘯集シ其猖獗ナル伊賀伊勢美濃尾張ニ連担シ其狂暴ナル市街駅路官私邸
宅過クル所尽ク之ヲ燒尽シ電線ヲ切斷シ学校区務所ヲ破毀スル等慘烈殘忍
ナル関西諸県ノ人民ハ洵々慄々殆ント手足ノ底止スル所ナカラントス幸ニ
シテ我カ輦下ノ如キハ安穩清寧米商ノ狂奔スルト官吏ノ錯謬スルニアラサ
ルヨリハ恬トシテ隣婆カ孩兒ノ啼泣ニ叱咤スルト一般一人モ復タ意トセサ
ルニ似タリ啻タニ意トセサルノミナラス甚キハ之ニ由テ贏利ヲ博セント言
ヒ或ハ奇功ヲ奏セント希フ故ニ其三重県下ヲ視ルコト茨城ノ如ク又タ農民
ノ苦楚ヲ想フ事豚尾奴ノ琉球ニ於ケルカ如シムーマタ始ツタカト高枕安眠
敢テ意トセサルカ如シ豈ニ開明ノ浸潤ハ亦タ奇異ナルモノナラズヤ
三重県下ノ暴徒カ口実トスル所モ亦貢租金納ノ苦情其多ニ居ルニアラスヤ
茨城ト云ヒ和歌山ト云ヒ時ト地ノ異ナル亦各其主旨ヲ異ニスト雖トモ僅カ
ニ六閱月ニシテ然ク竹槍ノ暴動ニ陥ルモノハ何ゾヤ畢竟愚昧ニシテ新租ノ

制則ニ感從セサルニ由ルカ論者曰ク農民ノ暴挙ニ及ブハ元ト争鬭ヲ好ムニ
非ス其実止ムヲ得サルニ生スト果シテ然ル耶今夕ノ暴動ハ何ナル元素ノ不
得已モノアルカ何ナル理由ノ不得已モノアルカ災禍ノ起生スル必ス由來ス
ル所アリトセハ果シテ誰ノ由來セシムル所ゾ天カ地カ抑モ人カ我輩ノ得テ
名狀シ易カラサル所也

明治ノ今代ハ政ニ偏頗ノ行ナク法ニ輕重ノ度アリ優渥地ニ溢レ草水為メニ
偃ス恩波天ニ及ヒ雨露為メニ感ス一法モ良ナラサルナク一制モ善ナラサル
ナク敢テ一点ノ瑕瑾ナキトハ論者カ常ニ呶吼シテ置カサル所也既ニ偏頗ノ
政ナケレハ不平ヲ訴ル人民ナク既ニ善良ノ政ナケレハ苦情ヲ鳴ラスノ人民
ナキハ国ノ將サニ然カルヘキ所ナラスヤ然ルニ今乃シ僻邑寒村ノ愚民ハ竹
槍ヲ執リ蓑笠ヲ纏ヒ蚊群蜂集敢テ朝憲ヲ蔑辱セントハ嗚呼是レ何等ノ醜聞
ナルゾ此輩ハ草賊固ヨリ不日ニ殄滅スヘシト雖トモ此ノ聖代ニ遭フテ此ノ
紛擾アルハ其責果シテ那クニ在ルカ能ク其原由ヲ推測セハ騷擾ノ起ルハ起
ルノ日ニ在ツテ其泉源ナキカ如シ我輩ノ愚ナル千万回想スレトモ到底其実
理ヲ知ル能ハス仰テ天ニ問ヘトモ天語ラス俯テ地ニ問ヘトモ地言ハス因テ
江湖ノ識者ニ質サントス抑モ禍ノ起ルハ起ルノ日ニ起ルニ非ストハ明治ノ
昭代ニ語ルヘカラサルモノ耶非耶

【二三八】廣益問答新聞 明治一〇・一・一〇

○地稅ノ減額

国

一國人民ノ義務トシテ政府ニ尽ス所ノ大責任ハ何ソヤ曰ク納租是レナリ人
民若シ貢租ヲ納メスンハ内外ノ費用ヲ支給スヘカラス費用給セスンハ国事
何ヲ以テ能ク料理セン国事挙ラスンハ国勢何ニ因テ能ク振作セン故ニ一國
ノ粟ヲ喰フ者ハ皆ナ貢租ヲ納メテ一箇ノ義務ヲ尽サ、ルヘカラス又人民ノ
生活ニ於テ一家ノ大艱難トスル者ハ何ソヤ曰ク亦納租是レナリ四時稼穡ノ
中ニ拮据汗勞シ披星戴月沐雨櫛風又春寒ノ囊袂ヲ刺シ秋霜ノ笠担ニ凝ルノ
艱苦ヲ突衝シ足常ニ田畝ヲ去ラス手常ニ鋤鋤ヲ放タス斯ノ如キノ大艱難ヲ
察スレハ粟々皆ナ膏血粒々皆ナ辛苦ト云フモ誠ニ誣言ニ非ルヘシ然リ而シ
テ年ニ凶歉アリ五風十雨ノ豐饒豈ニ其レ期スヘケンヤ此汗勞ヲ經此辛苦ヲ
侵シテ始メテ納租ノ責任ヲ尽スヲ得ルハ亦豈ニ大艱難ト云ハサルヘケンヤ
是ヲ以テ我輩聖ナル 天皇陛下ハ維新ノ初メヨリ深人民稼穡ノ艱難ヲ愍恕
アラセラレ明治七年七月廿八日ノ上諭ヲ以テ旧税法ヲ改正シ地価百分ノ三
ヲ貢租ト定メ勉メテ偏重無カラシメントセラレシハ一世ノ大美挙ニシテ日
本国ノ粟ヲ喰フ者ハ共ニ二聖旨ノ厚キヲ感戴セサルヘカラサル也吾儕聞
ク地租改正ニ付テ政府ノ收入大約一千万円ヲ減スルノ預算ナリト内外多事

ノ際ニ当テ巨額ノ収入ヲ減スルハ頗ル難シトスル所ナリ蓋シ冗費ヲ省キ冗官ヲ汰シ以テ非常ノ節儉ヲ行フニ非ルヨリハ能ク国費ヲ支給スヘカラサル也国費ヲ減シテ民任ヲ輕フセシメントスルハ豈ニ無量ノ仁慈ト云ハサルヘケンヤ

爾後地租改正ノ事務ニ参与スル官吏ハ至公至正ノ法ヲ以テ漸次ニ着手シ昨九年徴租ノ初期ニ■フ頃ハ国内ノ地租幾ント六七分ノ改正ヲ卒フルニ至レリ然ルニ地租改正ニ付テハ苦情ヲ鳴ラシ不平ヲ訴ヒ猥リニ減租ノ私意ヲ主張シテ兇徒ヲ嘯集シ竹鎗席旗ノ暴動ニ及ヒタル者比々トシテ東西ニ囂噪タリ蓋シ人民ノ愚昧ニシテ聖旨ノ貫徹セサル所アルカ將タ官吏ノ疎漏ニシテ検地ノ当ヲ得サル者アリテ然ルカ吾儕一時疑心ヲ其間ニ挟ミタリシカ後チ乱民暴動ノ顛末ヲ詳聞スレハ決シテ官吏検地ノ疎漏ナルニ非ス全ク人民ノ愚見ト米価ノ低下トニ帰着スルヲ瞭知セリ然レトモ畢竟ハ地産物ノ糶売其路ヲ得サルヨリ生スルカ如キアルヲ以テ吾儕襄ニ要路ノ君子ヲ慫慂シ一層地産ノ糶売ニ注意セラレンコトヲ仰望シタリキ

然ルニ 天皇陛下ノ聖德至大ナルヤ親シク稼穡ノ艱難ヲ察シ深ク休養ノ道ヲ念ハセラレ無量ノ恩蔭ニ加フルニ今又非常ノ仁慈ヲ以テセラレ本年本月第四日政令首行ノ正辰ヲ以テ辱クモ左ノ 聖詔ヲ被仰出タリ

朕惟フニ維新日浅ク中外多事国用実ニ質ラレス而シテ兆民猶ホ疾苦ノ中ニ在リテ未タ富庶ノ澤ヲ被ラサルヲ愍ミ襄ニ旧税法ヲ改正シテ地価百分ノ三トナシ偏重無カラシメントス今又親ク稼穡ノ艱難ヲ察シ深ク休養ノ道ヲ念フ更ニ税額ヲ減シテ地価百分ノ式分五厘ト為サン有司宜ク痛ク歳出費用ヲ節減シテ以テ朕力意ヲ質クヘシ

嗚呼我人民ハ我 天皇陛下ノ仁慈優渥ナル聖旨ヲ感戴セヨ我人民タル者ハ此 聖詔ヲ奉読シテ誰レカ感涙ニ咽ハサル者アランヤ我諸有司黽勉ト 聖旨ヲ補賛シ太政官第一号ノ布告ヲ以テ地租ハ 詔書ノ通被 仰出タルニ付テ明治十年ヨリ地価百分ノ式分五厘ト定メラレタル旨ヲ公布セラレ次テ第二号ノ布告ヲ以テ民費賦課ハ明治十年ヨリ正租五分ノ一ヨリ超過スヘカラサル旨ヲモ公布セラレタリ天下ノ蒼生ハ此 聖詔ト此布告トニ付テ何等ノ思考ヲ為スヤ吾儕敢テ憶測ヲ附シテ此美挙ニ邂逅スルノ栄ヲ欣喜セサルヲ得サル也

政府ハ襄キニ地税ノ改正ニ付テ巨額ノ収入ヲ減シ今又 聖詔ニ因テ少クモ八百万円許ノ税額ヲ減スヘキヲ信ス前後相合スレハ大約一千八百万円ニ下ラサルノ減額ナリ我諸有司ハ黽勉執掌ナリト雖トモ前ノ減税ノミヲ以テスルモ亦国費ノ支給ニ困マサルヲ得ス然ルニ又巨額ヲ減セハ国費殆ント支フヘカラサルカト吾儕小民モ杞憂ニ堪ヘス然レトモ退テ 聖詔ヲ捧読スレハ

痛ク歳出費用ヲ節減スヘキノ明文アリ吾儕ハ痛ノ一字ニ付テ思ハス感泣ニ沈ムニ至レリ我諸有司ハ此上冗費冗官ヲ減省スルハ勿論痛ク非常ノ節減ヲ行フニ非ルヨリハ得テ国費ヲ支給スヘカラサルナリ

斯ノ如ク眼前ニ国費ノ差支アルヲモ顧ルニ違アラセラレスシテ特ニ減税ノ 聖詔ヲ下サレタルハ固ト愛民ノ至仁ニ出ルトハ云ヒナカラ聖旨ノ有ル所実ニ思フヘキナリ既ニ已ニ暴焰ヲ逞フシテ猥リニ減租ノ強訴ニ及ヒタル無智ノ乱民ト雖トモ此 聖旨ヲ感戴スルアラハ豈ニ誰レカ袖ヲ湿サ、ル者アルヘケンヤ今ヨリ天下ノ蒼生復タ地税ニ付テ苦情ヲ鳴ラス者ナカルヘキハ固ク信スル所ナリ

今回ノ減税ニ付テハ官省節減ノ方法ニ苦ムヘキハ恐察スヘシト雖トモ民費ノ減賦ニ付テ地方官ノ苦心モ亦想フヘキナリ正租ト云ヒ民費ト云ヒ上ニ徴収スル所ノ名ハ異ナリト雖トモ人民力納ル所ノ艱難ニ於テハ同一タリ故ニ地租ヲ減スト雖トモ民費減セサレハ人民ハ猶ホ疾苦ノ中ニ在ラサルヲ得ス近頃民費ノ賦課ニ由テ苦情ヲ喋々スル者実ニ少キニ非ス去レハコソ減税ニ次テ民費減賦ノ令ヲ下サレタルニ非ルナカラシヤ然ラハ地方官ハ成ルヘキ丈ケ民費ヲ節減シ正租六七分ノ一ニモ至ラシムルアラハ今回ノ 聖旨モ亦益々天下ニ貫徹シ今ヨリ擊壤鼓腹ノ歡声ヲシテ天下ニ滿タシムヘキヲ信スルナリ

地租ノ減額ト云ヒ民費ノ減賦ト云ヒ共ニ人民ノ責任ヲ輕フセシムルノ特旨ナルヲ以テ天下ノ蒼生実ニ艱難ノ大分ヲ解キ益々生業ニ聊ンシテ国産必ス振作セン又政府ハ一時節減ノ苦心アリト雖トモ必ス将来ノ大美果ヲ生スヘキヲ信スルナリ我日本ノ国勢更ニ益々隆盛ニ赴クノ發途ハ蓋シ明治十年一月第四日ヨリ始ルアランノミ嗚呼天下ノ蒼生ヨ今回ノ聖詔ヲ捧読シテ感泣セサル者ハ日本国ノ民ニ非ルナリ

〔二三九〕廣益問答新聞 明治一〇・一・

国

○地租減額ノ実施

嘗テ之ヲ聞ク施政ノ目的ハ民ノ聊生ヲ得ルニ在リ民ノ聊生ヲ得ルハ民ノ疾苦ヲ除クニ在リト信ナル哉言ヤ金玉ノ法制アリト雖トモ實ニ人民ノ便利ヲ与ヘスンハ瓦礫ニ如カス仁慈ノ告諭アリト雖トモ實ニ人民ノ疾苦ヲ除カスンハ画餅ニ如カス故ニ古先哲王ハ先ツ民ヲ愛シテ後チ政ヲ設ケテ後チ民ヲ愛スルニ非ルナリ一法ノ設ル所必ス民ヲ利シ一令ノ下ル所必ス民ヲ綏ンセサルナク宵夜肝食拮据黽勉以テ民ノ聊生ヲ得セシメント欲シ凡ソ人民撫育ノ利害ニ関スル者ハ一言ト雖トモ苟モ之ヲ發セス言ヘハ則チ必ス行ヒ行ヘハ則チ必ス果タシ世俗ノ所謂氣休メヲ言フカ如キ者ハ決シテ之レアラサル

ナリスノ如ク言、皆ナ実慮ヨリ発シ行、皆ナ実益ヨリ始シムルヲ以テ人民ノ仁恩ニ沐浴スルヤ豈ニ一犁ノ膏雨ノ如キ者ナランヤ百聞ハ一見ニ如カス百言ハ一行ニ如カスト鑑ミサルヘケンヤ

今ヤ 聖天子上ニ在リ賢宰相下ニ在リ施政ノ目的固ト民ノ聊生ヲ得セシメントスルニ在ルヲ以テ美法ノ民ヲ利スルヤ水火ノ利スルヨリモ利シ仁政ノ民ヲ潤ホスヤ雨露ノ潤ホスヨリモ潤ホシ天下ノ蒼生誰レカ明治ノ政蹟ニ感泣セサル者アランヤ辱クモ 聖天子ハ兆民ノ疾苦ヲ愍レミ給フノ優渥ナルヨリ親シク稼穡ノ艱難ヲ察シ深ク休養ノ道ヲ念ヒ本月四日ノ 聖詔ヲ以テ地租六分ノ一ヲ減シ更ニ地価百分ノ二分五厘トセラレタリ天下ノ蒼生斯、ル無量ノ仁慈ヲ蒙リ豈ニ誰レカ感涙ニ咽ハサランヤ嗚呼我 聖天子ハ民ノ憂ヲ憂ヒ給フコト我頭ヲ疾ムカ如ク民ノ樂ヲ樂ミ給フコト我心ニ得ルカ如シ民亦豈ニ上ノ憂ヲ憂ヒ上ノ樂ヲ樂マサル者アランヤ

吾儕人民敢テ上ノ為メニ憂フヘキハ官庫歳入ノ減額ナリ吾儕聞ク今回地租ノ減額ニ由テ歳入幾ント八百万円ヲ減シタリト内外多事ノ際ニ当テ八百万円ヲ減セハ政府ノ用度何ヲ以テ能ク支給スヘケンヤ是レ誠ニ吾儕力杞憂ニ堪ヘサル所ナリキ然ルニ我紳士ノ賢良ナルヤ速ニ聖旨ヲ翼賛シ去ル十四日非常ノ英断ヲ以テ痛クモ官省使庁ノ定額金ヲ節減セラレ其減額ハ大約七百零六万零三百十二円ナリ蓋シ以テ地租ノ減額ヲ償ハレタル者ノ如シ然ラハ則チ地租減額ノ八百万円ハ実ニ特別ノ恩賜ニシテ人民ハ正シク八百万円ノ恩賜ヲ蒙リタルモノナリ既ニ地価百分ノ三ヲ以テ貢租トスルモ猶ホ非常ノ薄斂タリ況ンヤ之カ五厘ヲ減スルニ至テハ豈ニ一民トシテ疾苦ニ居ル者アラシヤ日本帝国ハ鼓腹擊壤ノ歡声ヲ以テ全土ヲ填ムルニ至ランノミ何ソ唯タ堯謳舜歌ノ如キ者ナランヤ

然リ而シテ吾儕謹テ 聖詔ノ出ル所ヲ思察スルニ蓋シ襄ニ地価百分ノ三ヲ以テ正租ト定メラレタリト雖モ人民猶其命ニ堪ヘサランカト愍恕シ給ヒ今亦五厘ヲ減シテ洽ク蒼生ノ疾苦ヲ救済セラレントスルノ仁慈ニ出テタルヲ信スルナリ然ラハ人民ハ 聖詔ニ由テ正シク仁露ニ浴潤スヘク要路ノ君子ハ亦 聖詔ヲ遵奉シ実ニ人民ヲシテ 仁露ニ浴セシメサルヘカラサルナリ而シテ我政府ノ賢才ニ富ムヤ必ス 聖旨ヲ補賛シテ實地ニ貫徹セシムヘキハ言ヲ俟タスト雖モ退テ尚ホ熟思スルニ今回特別ノ 聖旨ヲシテ益々仁露タラシムルモ將タ之ヲシテ画餅ニ属セシムルモ地租改正ニ参与スル君子カ地価検定ノ疎密ニ在ランノミ我百官諸有司ノ職ヲ奉スルヤ固トヨリ至公至平ノ正道ヲ踏ミ職務上一点ノ瑕瑾モナク一毫ノ疎漏モナカルヘシト雖モ地価検定ノ至難ナルヤ今日ニ於テ至公ト認ル者モ明日ニ至テ公ナラサルヲ知ル者アリ是レ古来地稅ノ徵収ニ於テ往々免レサル所ナリ至良ノ政府ト雖ト

モ豈ニ一層ノ注意ナクシテ可ナランヤ

今一例ヲ挙ケテ之ヲ証センニ天水ヲ待テ耕耘スル地ハ沃土ナリト雖トモ旱魃ノ憂アリ又水利ノ便アル地方ハ膏腴ナリト雖トモ水害ノ憂アリ而シテ涸水ノ憂モナク又洪水ノ憂モナキ良地ハ果シテ幾許カアル実ニ偏少ニ過キサリナリ此二様ノ地価ヲ検定スルニ於テ旱水ノ損害ヲ平均シ而シテ後チ其地価ヲ定ムヘキハ勿論タリト雖トモ幸ニ三年間ハ天災ニ遇ハサルモ四年目ニ及ンデ非常ノ天災ヲ蒙ルカ如キアラハ前三年間ノ純益ハ空シク烏有二歸スルアルモ亦測ルヘカラス然ラハ仮令三年間ノ收穫ヲ平均シ以テ地価ヲ定ムト雖トモ尚ホ實地ノ損益ヲ熟視シ或ハ四年五年ノ先ヲモ見込ンテ之ヲ定メサルヘカラサルナリ又町数反別ヲ測量スルニ於ケルモ亦寸尺ノ長短ヲ省セサルヘカラス例ヘハ一町ノ田ニシテ一步ニ付キ一寸ヲ超過スル如キアルモ地価上ニ若干ノ差異ヲ生スヘシ況ンヤ数町ノ廣キニ於テヲヤ

由テ視レハ檢地ノ際若シ万一ニモ注意ヲ怠テ疎漏ノ所置ヲ下スアラハ人民ハ猶尚疾苦ノ中ニ沈淪セサルヲ得ス況ンヤ地価ヲ定ムルニ及ンテ若シ公平ヲ誤ルアラハ今回減租ノ 聖旨モ恐ク實施ノ功驗ヲ奏セサルニ至ラン豈ニ省思セサルヘケンヤ我要路ノ君子ハ賢良ニシテ固ヨリ事理ニ明瞭ナレハ万一ニモ 聖旨ニ反戾スルカ如キアラサルハ信スヘシト雖トモ檢地ノ際尚ホ一層ノ注意ヲ加ヒ随テ地価ノ公平ヲ得ルアラハ六分カ一ノ減租ヲシテ或ハ其二三ヲモ減シタルト一般ノ仁慈ヲ蒙ラシムルニ至ルヘキヲ信スルナリ故ニ曰ク今回ノ 聖旨ヲシテ仁慈ナラシムルモ將タ画餅ニ属サシムルモ地価検定ノ疎密ニ在ランノミト若モ地価ノ公平ヲ失フアラハ好シヤ地租六分ノ二三ヲ減スルノ名アルモ亦実益ナカランノミ

抑モ地租改正ノ至難ナルヤ固ヨリ一朝一夕ニシテ能クスヘキ者ニ非ス故ニ我仁政府ハ漸次ニ着手セラルノ旨趣ナリト聞ケリ吾儕嘗テ聞ク旧幕府ノ中世ニ当テ檢地ノ大挙アリ之ヲ畢フルニ幾ント十五年間ノ日月ヲ費セリト而シテ猶ホ全国ノ檢地ヲ行フニ非ス僅ニ幕府直轄ノ地方ノミニ過キサリシナリ若シ全国ヲ検査スルニ至ラハ早クモ三十四年ヲ閱ミスルニ非レハ能ハサルヘシト固ト當時ノ政府ヲ以テ明治政府ヲ視ヘキニハアラサレトモ苟モ檢地ノ輕忽ニスヘカラサルノ点ヨリ憶測スレハ今日ノ政府ト雖トモ亦幾多ノ日月ヲ費スニ非レハ能ハサルヘキナリ一瑣事ト雖トモ朝ニ令シテ夕ニ行ハルヘキ者ニ非ス況ンヤ地租改正ノ大挙タルオヤ如何ナル賢才ノ君子ト雖トモ豈ニ之ヲ反掌ノ間ニ為スヘキ者ナランヤ仮令能ク為スヘシトスルモ後日ニ至テ果シテ誤謬ナカルヘキヤ吾儕之ヲ保スル能ハサルナリ

故ニ吾儕敢テ政府ニ向テ冀望ス今回減租ノ 聖詔下ルニ付テハ仮令幾許ノ日月ヲ費スモ地租改正ノ際尚ホ一層ノ注意ヲ加ヒ天下ノ蒼生ヲシテ實ニ恩

露ニ浴潤セシムルアランコトヲ然リ而シテ我要路君子ハ必スヤ 聖旨ヲシ
テ画餅ニ帰セシムルカ如キアラサルヲ信シ耳ヲ清メテ人民減租ノ仁政ニ謳
歌スルノ日アルヲ待ツアランノミ

執筆者紹介（掲載順）

楠本 孝	本学法経科助教授
小西 啓文	本学法経科講師
成澤 孝人	本学法経科講師
南 有哲	本学法経科助教授
岩田 俊二	本学生活科学科教授
長友 薫輝	本学生活科学科講師
尾崎 正利	青森中央学院大学大学院教授
東福寺一郎	本学法経科教授
森岡 洋	本学法経科教授
茂木 陽一	本学法経科教授

地研年報 第10号

2005年3月31日発行

編集兼発行者	地域問題総合調査研究室長 茂木 陽一
発行所	三重短期大学地域問題総合調査研究室 〒514-0112 三重県津市一身田中野157 TEL 059-232-2341
印刷所	株式会社 サカ印刷 〒514-0811 三重県津市阿漕町津興1035-1 TEL 059-228-5555

ANNALS OF
THE INSTITUTE OF REGIONAL STUDIES
TSU CITY COLLEGE

NO.10 2005

IN
COMMEMORATION
OF THE 20TH ANNIVERSARY
OF THE INSTITUTE OF REGIONAL STUDIES

Edited and Published by
The INSTITUTE of REGIONAL STUDIES
Tsu City College
Tsu, Mie, Japan